〇かうづけ上州　十四郡

内藤志まれ守
えどめうじん下
回一万五千石　いハ村さ　三十分り
押くろ　りん白
どう　同断

堀　茶の進
赤坂ヒ井
一万五十三石ヨすさろ　五十八り
押こん　もんき
どう　同め

少将
松平やまと守
ためいけ
十七万石　まへばし　二十六り
金紋挟箱
押むらさき　りん白
どうこん　りん白

大河内右京亮
すきやばし内
八万二千石　たかさき　廿六り半
押むらさき小紋　りん白
かご　黒むち

秋元たじまの守
浅草新てら丁
六万石　たてばやし　十八り
押小紋　りん白
どうくろ　りん白

土岐やましろの守
江戸見坂
三万五千石　ぬまた　三十七り
押こん　青りんき　いるごま
かご　同断黒　りん白

板倉うへの介
一ツはし外
三万石　あんなか　廿九り九丁
押くろ　紋ぢき
どう　同断　三本

松平せつの守
三ばんてう
回二万石　をばた　廿九り十六丁
押こん　りん白
かご　同断

酒井志もつけの守　二万石　いせさき　二十四り

吉井て川丸　一万石　よしゐ　二十七り　赤坂やげん坂

前田たんごの守　一万石ヨ七日いち　廿九リ廿九丁

志もつけ野州　九郡

戸田えちぜんの守　四品　七万七千八百五十石　うつの宮　廿六リ半　本所十間川

戸田やまとの守　一万石　はしんでん　本所屋敷内

鳥居たんばの守　三万石　みぶ　廿三リ半　下谷ひろこうじ

大久保さん九郎　三万石　からす山　二十五り　下谷三みせんぼり

堀田せつの守　一万六千石　さの　二十二リ　三ぜん丁角

群馬縣史

第三巻

高山正之筆蹟拓本

前橋市　豐國義孝氏藏

前橋藩主松平直克眞影

（前橋舊藩士報恩舍所藏）

陸軍奉行大河内輝聲眞影

（高崎市 山内留彌氏所藏）

館林藩主秋元志朝畫像

（館林町 森鑛十郎氏所藏）

群馬縣史第三卷

目次

群馬縣史第三卷目次終

群馬縣史第三卷

第二章　土地及租稅

第一節　土地

土地の種類

所有權の上より土地を區別すれば、(一)朝廷の直轄地、(二)幕府の直轄地及び旗本の采地、(三)大名の領地、(四)寺社の領、卽ち朱印地等なり。

上野の村高と其石高

郡名一覽に據れば、上野國は十四郡千二百十三箇村ありて、御領・私領併せて、高五十九萬千八百三十四石四斗四升八合八勺七才なり。元祿十五年の調査にして、之を元祿鄕帳と云ふ。村數竝に石高も次第に增加したるは勿論なり。郡國提要には、千二百十七村、武藏上野國村名帳には、上野國千二百五十四箇村とあり。石高は高崎古代幷諸雜記には、(一)萬治三年改、五十一萬五千七百四十石九斗一升六合二勺六才、宮中祕筴には、五十九萬千八百三十四石餘、天保鄕帳には、六十三萬七千三百三十一石六斗三升三合一勺とあり。田畑の數享保・延享の間に成れりと思はるゝ書に見ゆる、は田二萬三千三百四町九段

元祿の村高

九畝十八歩、畑六萬四千二百町七畝四歩、其外永荒田畑十町八段五畝六歩七釐と見えたり。今左に元祿郷帳に見えたる各村高を掲ぐ。

上野國

邑樂郡

村名	石高
海老瀬村	二、五〇一・五一二石
下五ヶ村	六六五・四〇〇
飯野村	九五三・〇六五
除川村	七九四・六五三
西岡新田村	三七七・六八三
伊谷田細谷村	一、二〇七・四四二
伊谷田大曲村	六四三・九一二
內藏新田	一五四・一六六
岩田村	八四三・六一七
千津井村	七八八・九五三
赤生田村	一、四二六・五五八
四ッ谷村	五九九・三一五
當郷村	三、〇三六・三〇九
北大嶋村	四、六六六・六九三石
大新田村	一、一四三・〇二〇
川嶋村	七二〇・四三六
大久保村	二、二三七・一七八
板倉村	八二四・〇八二
西岡村	四〇四・一四〇
伊谷田離村	五二七・七九六
伊谷田大荷場村	四九九・八六一
籾谷村	一、四二一・二一八
浮戸村	一〇三・九三一
斗合田村	五五〇・九〇一
江黑村	一、二八六・三七八
羽付村	一、八五三・七九四

数値	村名
六三〇・四五五	田谷村
一、四〇二・五五六	新當郷村
八三三・七六一	下早川田村
一四八・二〇二	松原村
一、〇二三・八五一	南大嶋村
七九四・一七四	新里村
二七三・一一六	中谷村
五〇〇・四九九	大左貫村
三九四・五二七	須賀村
五五〇・五七一	堀工村
五九四・六八七	小桑原村
五二六・九三〇	谷越村
四四七・一九四	上早川田村
七三一・九六四	木戸村
三二六・七六三	岡野村
一、一一三・九四七	大輪村
九三九・五九九	上三林村

数値	村名
五一二・二四三	赤堀村
五五六・五七八	日向村
二、九四三・七七六	中野村
一、四四一・一七三	秋妻村
一、〇一〇・八一五	上中森村
七〇〇・一七一	上五ヶ村
七八二・四七六	梅原村
四〇八・二一一	川俣村
六七三・〇一五	矢嶋村
九二三・二六九	青柳村
三六三・五三三	新宿村
一、二九四・六四八	足次村
九二九・四九二	江口村
二四五・一二〇	傍爾塚村
五二八・八八二	高根村
一、六八三・〇五一	成嶋村
一〇二・五九三	入ヶ谷村

六〇五・二八六　下三林村
六〇五・九三三　狸塚村
四四九・七九三　鶉村
一、四七七・五八六　藤川村
一、二四六・一四三　石打村
八八四・二〇三　下中森村
一、一三六・三八八　萱野村
五三六・七五六　野邊村
四三五・四四七　木崎村
二五〇・七九三　鍋谷村
三三二・三六七　福嶋村
五一八・六八三　新福寺村
八二六・七五五　古海村

六四一・〇八三　寄木戸村
五三六・四四三　古戸村
一、八九六・五八七　下小泉村
五八八・〇一七　瀬戸井村
二、〇〇五・〇三四　赤岩村
二、一〇六・一九一　舞木村
一、五五二・一三六　篠塚村
一、〇二九・二三八　吉田村
二九六・二二七　坂田村
六〇四・二三八　仙石村
一、五二八・九〇五　上小泉村
三〇二・一四〇　古氷村

小以七萬八千九百五拾六石貳斗貳升七合　邑樂郡八拾五箇村

新田郡

三八六・五四〇　別所村　一　七一一・六四九一　新嶋村

地名	数値
小舞木村	三一九・五一五
東矢嶋村	一、一八七・一二六二
高林村	一、〇四一・〇二〇
内ヶ嶋村	一、四四〇・一五九
飯田村	七七九・六九五
飯塚村	八六三・三二三
西矢嶋村	五一八・四一五
牛澤村	七九五・二八〇
富澤村	四二八・四三〇
岩瀬川村	三二五・四二五
下濱田村	一、一〇五・五六一
太田町	六五〇・六七五
大嶋村	一、三二八・八六四
鳥山村	二、五七二・四五八
強戸村	一、三八五・六三三
小金井村	一、七一一・一〇二
新野村	八〇二・七四二

地名	数値
別所村	五八三・八二五
藤阿久村	八二九・〇二三
米澤村	四七〇・八〇〇
備前嶋村	四一七・七三二
堀口村	七一四・九八六
二ツ小屋村	一九七・二一七
龜岡村	六一〇・八三七五
下田嶋村	五二九・八六七
西野谷村	四一三・九二〇
福澤村	二九五・五七〇
上濱田村	三四八・四四五
新井村	八九二・七六〇
今井村	五二一・五三〇
長手村	三七九・五七〇
鶴生田村	七九九・二七五
寺井村	七六五・二三五
鳩屋村	一、〇九八・四〇九

村名	面積
沖野村	四二九・二三六
由良村	一、八〇一・五〇〇
細谷村	一、四九八・四四二
岩松村	七三〇・七七〇
押切村	四三二・五六八
前小屋村	三二八・一五二
前嶋村	七九・六一一
阿久津村	三〇四・七一〇
中根田嶋村	七八八・〇八五
尾嶋村	一九〇・一四八
武藏嶋村	二三〇・八七八
徳川村	四五〇・〇〇〇
八木沼村	五四一・一五九
境村	二六八・八八三九三
世良田村	一、三八二・八二四
宮内村	一二五・九六五
上田嶋村	九七七・六七〇

村名	面積
下江田村	三一二・一一五一
木崎村	三三五・六七二
赤堀村	四一四・四〇八一
小角田村	一八二・六四二
矢嶋村	四五五・九〇〇
下田中村	九二〇・二六〇
花香塚村	五九七・〇七〇
村田村	一、四五二・二一四六六
嘉禰村	一三八・三〇八
大村	二七四・七七九
上中村	八六・八七三
大舘村	七三〇・〇二九四四
平塚村	一、〇〇〇・四六六
高岡村	七・〇〇〇
女塚村	二六二・〇七六一七
出塚村	三五六・二六七七七
安養寺村	四〇〇・七八七二

村名	面積
粕川村	四〇一・四一〇
中江田村	四五八・三七〇
反町村	一、〇五六・三六九
高尾村	一二九・七八〇
三ツ木村	二四八・二二六
今井村	一四七・五六四
上江田村	六七八・六一八一
上田中村	八一〇・二二五
金井村	四二一・三一四
大根村	四七〇・八六三
溜池村	九〇・五三九
權右衛門村	七七・一七五
田部村	一七・〇三五
市之井村	一、四三九・六九五
成塚村	六四二・五三五
西金井村	三三三・三三五
長岡村	八八六・八四五
天良村	一一九・三七六
田村	五九・六六七
六千石村	二三〇・五八四
西野村	一八二・八三二
屋婦村	三五二・〇〇一
久々村	二〇八・〇七四
阿佐美村	一、二〇二・四一一
桃頭村	一四九・九六二
間野村	三七・三六七
鹿川村	三〇二・九九五
鹿田村	八〇八・七二〇
大久保村	二三七・八九六
寄合村	八五・三八七
大鷲村	一九六・二七〇
菅鹽村	七七一・九〇五
西村	二四・二七三
小金村	三二四・七八六

二二九。〇三四　市村
四〇九。四一四　山神村
一、四九九。一一五　藪塚村
一、七四一。三六六　本町
四一五。二四一　阿左村

一三一。七八八　加波村
七三。一八五　久仁村
二二一。七〇二　志賀村
五〇〇。〇〇〇　西鹿田村

小以六萬五千五百貳拾五石參斗參升參合貳勺七才　新田郡百拾參箇村

山田郡

七四六。五〇六　荒金村
二二二。四〇〇　八重笠村（邑樂郡石打村之枝鄉）
三一一。七一四　下小林村
二七六。一九六　石原村
一、六六九。五八五　臺之鄉
二五一。二五五　安良岡村
五〇八。〇四五　大町村
三七一。一六三　富田村
八七五。〇三三　今泉村

三五七。五〇九　三堀村
八九。〇〇〇　矢部村
一、〇七三。四四五　吉澤村
五八六。四四五　矢川堀村
六九。九五三　一本木村
四一四。三八五　中廣澤村
六八六。四〇六　境野村
二、七七八。四九九　荒戸村
一、〇〇五。三五四　沖之鄉

村名	面積
龍舞村	二、九〇六。三九一
茂手木村	六四八。七〇四
矢場村	三、二二六。二四七
東長岡村	一、三八六。四三四
上小林村	四三〇。〇一九
植木野村	九四四。三四四
東金井村	一、〇九二。三六七
若林村	二三三。〇二五
市場村	五六〇。五一五
只上村	一、六四一。八五五
丸山村	六三一。四六七
古氷村	一〇一。六九五
上廣澤村	九〇二。一七三五
下廣澤村	六七四。二三四
新宿村	五八六。〇七〇
上久方村	七八三。二五〇
上久方村之枝郷 高澤村	一七九。五一〇

村名	面積
下久方村	七〇八。五四五
下新田村	二七三。三一七
西小倉村	三八三。四三七
蕪町村	七三。〇七一
桐原村	三五四。一一〇
高津戸村	二八八。〇四一
名久木村	一六六。八〇七
中仁田山村	一五二。三七五
長尾根村	四四。〇二一
淺原村	三四〇。四二六
二渡村	五三九。六一四
上久方村之枝郷 淺部村	二六一。一一六
如來堂村	一六九。〇五五
天王宿村	二一三。一六一
東小倉村	二八四。五五二
大間々村	六八〇。二六一
二軒在家村	八七。三六六

石高	村名
三三二・八四五	須永村
二九五・七八〇	上仁田山村
三九〇・五三六	下仁田山村
四三八・二六〇	鹽原村
三〇三・六〇〇	小平村
二一六・〇三二	山地村

小以參萬六千貳百拾七石五斗貳升壹合五勺　山田郡五拾八箇村

佐位郡

石高	村名
二八〇・九八八	間野谷村
一三九・〇〇五	曲澤村
三七〇・八六四	香林村
二六一・三九六	西久保村
一九七・一〇九	野村
四五八・四五二	今井村
一八八・三四二	下觸村
三〇二・六一一	堀之下村
四二二・〇四〇	田部井村
一、二〇〇・〇〇〇	波志江村
三六二・七二〇	安堀村
一〇〇・〇〇〇	宮下村
五四二・九七〇	今泉村
四七八・六六〇	蓮村
一、一八二・〇〇〇	小保方村
三五五・八三〇	上淵名村
二〇九・六七〇	東新井村
九六六・三五〇	茂呂村
三〇五・四〇〇	木嶋村
二九一・八七三	上武士村
二〇六・〇〇〇	境町
五〇六・〇〇〇	小此木村

西野村	三二五・〇〇〇
市場村	二二九・〇九一
五日牛村	二四七・九八五
國定村	五六七・七二五
上植木村	五〇六・八〇〇
八坂村	一〇四・〇〇〇
太田村	二〇九・五六〇
伊勢崎町	一、二二九・〇〇〇
下植木村	七八七・五〇〇
西小保方村	三〇〇・〇〇〇
上田村	一〇〇・〇〇〇
下淵名村	八二二・六〇〇
伊與久村	七九三・六〇〇
保泉村	三七九・九三九
百々村	九四・八〇〇
下武士村	三八四・六二七
中嶋村	一五八・九〇〇
嶋村	三四四・一九〇

小以壹萬六千九百拾參石五斗九升七合　佐位郡四拾箇村

那波郡

西善養寺村	一、〇九〇・九〇〇
横堀村	二〇〇・〇〇〇
山王村	四四三・八〇〇
下今村	三三六・一九〇
上樋越村	二一八・〇〇〇
上今村	三七九・〇一三
下樋越村	二八八・七〇〇
樋越原村	一四七・五〇〇
上福嶋村	七九〇・〇〇〇
下新田村	七一七・八〇〇

村名	面積
後ヶ村	八五・〇〇〇
角淵村	一、一〇三・五〇〇
下茂木村	三七四・六八〇
飯倉村	一九七・二三八
兩家村	六〇三・〇〇〇
東善養寺村	一、四四八・一〇〇
宮古村	六七四・五〇〇
中今村	四一七・七〇〇
藤川村	二七九・六二〇
中樋越村	一四五・九二〇
樋越福嶋村	一〇一・八〇〇
飯塚村	四〇七・三六二
福嶋村	八七一・九〇〇
上手村	六二六・五〇〇
飯嶋村	一五六・二〇〇
上茂木村	二八三・二二〇
川井村	八二三・二六二

村名	面積
沼之上村	四〇六・五〇〇
小泉村	一一四・五〇〇
箱石村	三〇三・二〇〇
西上之宮村	二五七・二三三
田中村	六一九・八五〇
田中嶋村	三一四・四八〇
丹良塚村	三七七・七二〇
柴町	七五五・九五〇
北今井村	二〇〇・〇〇〇
山王道村	九七二・三九二
戸屋塚村	六五二・〇五〇
下福嶋村	七九・五六〇
大正寺村	二七三・〇〇〇
除村	四七五・二五〇
飯嶋村	一四五・〇〇〇
上蓮沼村	二一二・七五七
國領村	二四九・五九〇

石高	村名
三四八・二〇〇	下之宮村
五七四・九〇〇	南玉村
九八五・八七九	東上之宮村
九四・二〇〇	宮古村
九一三・六六六	連取村
三〇三・一三五	小泉村
六一〇・四八〇	中町
二〇四・二六〇	阿彌大寺村
七九六・三七〇	堀口村
一〇九・四八〇	八斗嶋村
三三八・八三〇	下道寺村
四〇三・九〇〇	富塚村
一九六・七六〇	長沼村
九八九・四三〇	馬見塚村
四七八・六一三	下蓮沼村
五四・八五二	前河原村

小以弐萬七千弐拾参石参斗九升弐合　那波郡六拾箇村

群馬郡

石高	村名
七六八・一〇〇	宗甫分村
六一五・九〇〇	紅雲分村
一、一五三・六〇〇	天川原村
九九六・五〇〇	六供村
一、〇三四・九〇〇	上佐鳥村
一、二四〇・七〇〇	朝倉村
四六四・二〇〇	宮地村
二〇一・八〇〇	龍門村
二八五・五八〇	寺家村
四六六・八七九	下公田村
三一七・二〇〇	阿内村
五五五・三二〇	新堀村

村名	数値
今宿村	一九六。四八〇
徳丸村	三〇八。六〇〇
房丸村	三三九•五〇〇
上新田村	九二〇•五〇〇
齋田村	六〇•五〇〇
前代田村	八八四•二〇〇
市之坪村	二二六。三〇〇
天川村	五六三•五〇〇
榜嶋村	三〇一•九〇〇
下佐鳥村	四六六•四〇〇
後閑村	九九四•〇〇〇
阿内宿村	二二九•八五〇
矢嶋村	二二一。〇七〇
公田村	一〇〇。〇〇〇
茂右衛門分村	二九二•三二一
横手村	四五一。〇〇〇
善光寺村	三三一。六八〇
下阿内村	四四九。八二〇
力丸村	八四八。四〇〇
宇貫村	一七二。八〇〇
與六分村	一一三。七〇〇
板井村	一、〇二八。九〇〇
瀧新田村	二一三。五〇〇
八幡原村	五一三•〇〇〇
岩鼻村	二六四•八〇〇
綿貫村	九四二•二二〇
下齋田村	一五一。〇九〇
上瀧村	四六七。八〇〇
横手村	四六九。六八五
下大類村	九三一•六〇〇
矢中村	一、五五七。三一〇
倉賀野村	一、九九五。八五一
下佐野村	五九七•六一七
和田田中村	四三七。一〇二

村名	数値
新後閑村	三三七•六二四
下中居村	六一一•三一四
南大類村	八八六•九四三
矢嶋村	二九八•六七七
本嶋名村	三五〇。〇〇〇
京目村	六四六•〇八〇
中齋田村	二四八•九〇〇
八幡原村	一五一•三〇〇
栗崎村	三七四。〇一七
下瀧村	五一一•六一〇
中嶋村	二五〇。三九三
瀧村	二九•七〇〇
中大類村	四六六•二〇〇
柴崎村	九三六。五〇二
中里村	三〇一•二〇〇
上佐野村	八三三•九七二
佐野窪村	四九•七六〇

村名	数値
下和田村	五三三。一九〇
下之城村	七九五•七〇九
上中居村	一、二八九。四四〇
宿大類村	六一二。六六七
嶋野村	九四七。〇〇〇
後家村	七六。〇〇〇
萩原村	七五九。二四三
下新田村	四二〇。四九二
西嶋村	一一三。一六八
上大類村	七二四•七六八
岩押村	一七三。五九七
赤坂村	一、三三七。六二七
上並榎村	七三六。三七六
貝澤村	一、三九三•九八六
猪野村	五五七。九二六
川曲村	二七六。四六一
上新田村	七一九。二四四

村名	数値
箱田村	五九三。二〇〇
日高村	六一四。八〇二
小八木村	七九五。三一七
下小鳥村	八七五。五四四
筑縄村	二二五。一六七
上小塙村	五四四・二一〇
正觀寺村	三七七・四三三
古市村	五三九・六二四
大澤村	一六三。五九一
新保村	八二八。九六八
高關村	四四六。二三六
江木村	一、二七九。〇二二
下並榎村	三九五・五六六
飯塚村	一、六九九。三五八
濱尻村	六九八。〇五八
新保田中村	四四〇。〇三二
稲荷新田村	二九二・一九六

村名	数値
小相木村	一五八・七三四
江田村	四九三。七八〇
中尾村	八六〇。〇二五
大八木村	一、二三五・六九〇
上小鳥村	一七二。二九六
下小塙村	六六二・七八一
中泉村	二六九。六八三
鳥羽村	二八二。二九一
内藤分村	三八六・六七三
大渡村	一〇〇。〇〇〇
木惣社村	一、七三四。二七九
菅谷村	五七八。六四三
三ッ寺村	四八三。二七四
濱川村	一、一一九。五七四
菊地村	四三九。八四〇
西新波村	三一一。九三五
北新波村	一九四。三三〇

村名	面積
下柴村	五六九・五七二
足門村	一八一・二一五
疋間村	一〇八・〇三九
西國分村	一八三・三八三
野馬塚村	三三三・七五四
小河原分村	五二四・〇七七
植野村	五四〇・四三一
青梨子村	四四三・四一八
北原村	一六三・三二四
冷水村	三五・三一八
大友村	四六一・八二六
稲荷臺村	一八七・一四五
棟高村	五一〇・一六七
井出村	六三五・六六一
南新波村	四一六・八〇一
吾嶺村	二六五・三八七
樂間村	三九三・一二六

村名	面積
行力村	二五三・六〇五
保渡田村	一、一九七・八三七
塚田村	一八七・二八八
東國分村	二七九・一二〇
大屋敷村	一八五・八二〇
惣社村	一、〇六三・三九九
石倉分村	四〇・三〇〇
高井村	二八四・三二九
金古村	四二八・四七二
引間村	三六〇・一一五
中里村	一六六・三六〇
生原村	六六四・九六七
和田山村	一七三・七三三
本郷村	八〇六・九四八
上高濱村	二八五・三二九
三子澤村	一一五・四九六
富岡村	四八九・二九三

村名	面積
矢原村	六八九・一二八
柏木澤村	四〇二・三五二
新井村	五三〇・八七三
上青梨子村	二三五・四四七
漆原村	一、二七九・七三七
北下村	六五五・三九七
山子田村	六七〇・八四三
上野田村	五五〇・八四四
小倉村	一五一・八七六
八木原村	六九三・四七七
中村	三二七・〇九四
石原村	一、一八三・八一〇
上柴村	七七一・八七六
白川村	六八〇・四六五
神戸村	一八三・〇二八
下高濱村	二五三・七五四
白岩村	三一五・二九四
西明屋村	四二五・八四四
東明屋村	三六一・一一九
廣馬場村	一、〇三五・九一三
野良犬村	一六九・〇九七
大久保村	一、一六七・二八八
池端村	三五〇・五五五
南下村	六六九・八一七
長岡村	五七〇・二七三
下野田村	五六二・七八二
有馬村	八〇九・一二四
半田村	八五七・八一七
湯上村	九七四・六四一
澁川村	一、七三二・五四六
阿久津村	二一二・三七七
吹屋村	八一三・〇〇〇
上白井村	七三一・〇〇〇
牧村	八六三・〇〇〇

四八四・五八二	川嶋村	九八・四三一	南杢村
四一六・六六〇	祖母嶋村	一、二五一・四八〇	金井村
九〇五・〇〇〇	村上村	二八四・〇〇〇	横堀村
一、八七七・八四七	中山村	一、〇四六・〇〇〇	小野子村
二四〇・六九六	伊香保村	九四一・〇一四	尻高村
五三・六八〇	金敷平村	九六・四二六	湯中子村
二二八・一三八	十文字村	六二・三四七	松野・澤村
六五七・六六七	上室田村	三九八・三三八	善地村
一、三四〇・九三六	下室田村	三二一・六一二	宮澤村
三七五・九八二	權田村	一、〇二五・五一三	中室田村
一、〇五一・五一〇	白井村	八六六・〇六六	三野倉村
八三三・〇〇〇	中之郷村		

小計 拾壹萬四千八百六拾石壹斗壹升壹合　群馬郡貳百五箇村

勢多郡

七四六・六〇〇	上増田村	四一四・九〇〇	新井村
七四六・六〇〇	下増田村	一八三・五〇〇	飯土井村

村名	数値
二之宮村	一、〇七三・五〇〇
笂井村	六〇九・四〇〇
小屋原村	六五〇・五〇〇
上大嶋村	二七〇・三六〇
下大嶋村	三二七・九七七
天川大嶋村	三二二・八六三
女屋村	四四二・五〇〇
小嶋田村	一八五・七〇〇
今井村	二一九・七〇〇
西田面村	九二・七〇〇
女淵村	九三三・四四〇
込皆戸村	二七二・九六〇
新屋村	二六〇・〇〇〇
荒口村	二〇九・九〇〇
荒子村	二七四・三〇〇
東大室村	四四六・五四〇
西大室村	八〇五・九六〇
深津村	七三一・七〇〇
磯村	一五八・一〇〇
野村	一六二・七〇〇
新川村	一、〇一七・〇〇〇
武井村	四四六・四〇〇
小林村	四三二・七〇〇
一日市村	六二・三〇〇
前皆戸村	八二・九〇〇
東田面村	四三九・三〇〇
西片貝村	一、三四六・三一三
東片貝村	一、〇六四・二八七
石關村	三二〇・九〇〇
小泉村	一〇三・三〇〇
下大屋村	一六五・九〇〇
上大屋村	七五・七〇〇
泉澤村	三四八・二〇〇
富田村	五九四・八〇〇

村名	面積
江木村	二一四・二〇〇
堀之下村	一四九・九〇〇
上野村	二三六・六〇〇
上長磯村	三七五・二二五
下長磯村	四九一・四七五
山上野中村	四四八・一〇〇
山上内町	三〇四・八六九
山上新町	四五四・五〇〇
山上太郎左衛門分村	九八・〇二一
田島村	一四〇・四三七
下細井村	五〇七・二〇〇
北代田村	七八五・七〇〇
下小出村	七九七・五〇〇
岩神村	四七三・〇七六
中龜村	六四・三〇〇
茂木村	五二一・七二六
宮關村	二〇三・一六九
樋越村	一三三・二〇〇
大前田村	三九一・四〇〇
馬場村	一九〇・四〇〇
月田村	九四〇・一〇〇
中村	五六一・九〇〇
膳村	三九四・二〇〇
山上大久保村	一五二・五一五
關根村	四二一・一〇〇
川端村	二一四・六〇〇
原之鄉	六二四・九〇〇
田嶋村	三三五・〇〇〇
石井村	二八四・一〇〇
漆窪村	一二八・四五〇
一之木場村	九〇・八五〇
引田村	一八一・二〇〇
國領村	一五六・六二四
上小出村	五六八・五〇〇

村名	數値
龍藏寺村	一五二•六〇〇
日輪寺村	一四三•九〇〇
荒牧村	五四五•〇〇〇
青柳村	五六一•五〇〇
中箱田村	一〇九•〇四三
下箱田村	二八六•四九八
眞壁村	三五六•一〇〇
八崎村	八九二•五八〇
小室村	三三六•八二〇
上南室村	一〇九•八九四
下南室村	一三二•五〇六
持柏木村	一二二•一〇〇
三原田村	四九八•三八七
瀧澤村	一一三•〇二三
上野村	四九•五九〇
樽村	四八八•二〇〇
横室村	六三〇•三〇〇

村名	數値
田口村	五七六•八〇〇
米野村	三〇六•〇九〇
山口村	四八•六一〇
箱田村	七四•九一七
上箱田村	一五八•八四二
溝呂木村	一六八•二〇〇
勝保澤村	七九•八〇〇
猫村	二七七•三〇〇
津久田村	一、二八一•〇〇〇
長井小川田村	二六〇•二一七
深山村	五一•九八三
棚下村	一二九•七〇〇
川額村	九五一•〇〇〇
森下村	七七六•〇〇〇
橡久保村	一九五•〇〇〇
絲井村	九一一•七〇〇
貝之瀬村	七〇〇•〇〇〇

村名	石高
宮田村	五四八。八〇〇
見立村	一七七。五〇〇
石戸新田	一五・〇六三
輪組村	五三。六六四
輪組新田	一二・九一九
砂川村	一七・五三一
青木村	一三。二九一
日影南郷村	一七。九四二
下水良村	一。〇〇五
根利村	五〇。〇〇〇
上神梅村	二六七・九〇二
下神梅村	一八六。五九三
鹽澤村	一一四。一七五
鹽澤新田	二一。四六一
宿廻村	四五七。三八二
下田澤村	六八〇。一七〇
生越村	一四五。七四九
多那村	一五三。五四八
八木原村	九七。三七四
水沼村	二七〇。三九八
荻原村	二七三・一四一
上田澤村	九四四。〇九五
楡澤村	二七。二三〇
花輪村	五五七・二五〇
小中村	一八九・二四四
小夜戸村	三三二・一一〇
神戸村	三七八。九八二
座間村	一二七・七七九
草木村	二三六。八〇三
澤入村	二一〇。七三〇

小以六萬五百拾九石八斗參升壹合　勢多郡百七拾六箇村

利根郡

村名	数値
岩本村	一八〇・〇〇八
今井村	七一・六八九
下川田村	一、一八九・三〇三
戸鹿野新町	一七〇・六五一
沼田町 榛名村	二、四八〇・三五八
恩田村	三二一・四八九
井土之上村	四九二・〇八六
下沼田村	三五四・〇七五
岡谷村	八二〇・四三九
上久屋村	五六〇・三三七
生品村	五五七・五八〇
奈良村	二七一・八一六
戸神村	二八四・六〇一
大釜村	二二五・二六一
眞庭村	二三八・六三八
政所村	二八九・三六四
師村	五〇八・六五八
屋形原村	五七一・四三八
上川田村	八六三・〇一六
戸鹿野村	五六一・一九六
沼須村	八七六・二三五
硯田村	二一八・五一〇
白岩村	一四六・六一二
原村	一三九・一一八
町田村	七一〇・七五六
横塚村	二四八・二六〇
下久屋村	三三一・八八六
立岩村	一七九・〇三〇
大倉蘭新田	三六・〇四六
善桂寺村	七〇・七八一
堀廻村	一七二・九八〇
宇楚井村	一二六・四二二

村名	面積
後閑村	六八六・六九一
石墨村	三八一・〇三〇
石墨新田	九五・九三三
上古語父村	四六八・三三〇
平出村	二三八・二九六
尾合村	三九五・七九一
生枝村	一六四・七一六
萩室村	三一三・八九七
小田川新田	九・一八八
湯原組	五一五・九五六
富士新田	六〇・三〇五
天神組	一二七・〇〇一
中發知村	四六三・九八三
上佐山村	一〇七・八〇二
大沼村	一六・二八四
下牧村	二七二・四六〇
月夜野村	七四〇・〇五二

村名	面積
名胡桃 下津村	八四二・三七五
二枚原村	七二・二一三
相俣村	二四四・八三一
秋塚村	二五三・五一三
下古語父村	三二五・六六七
高平村	五六一・五八六
岩室村	一一八・三七三
中野村	六八・一七九
太田川新田	四・〇三二
谷地組	六五九・七九八
木賊新田	七・七三一
門前組	四三二・五九六
上發知村	三七三・〇五七
下發知村	二五九・七三〇
下佐山村	一八六・八〇七
上牧村	三四五・七六二
小川村	四七〇・一一九

名	胡桃
上津村	六七九・三九八
新巻村	四九〇・一二〇
羽場村	六七〇・四五〇
富士新田	一九・六一三
寺間村	三七・四八〇
奈女澤村	一二・〇五六
小仁田村	七五・二九九
小日向村	三五・七五三
阿能川村	三六・六八六
鹿野澤村	一五・〇〇八
大穴村	三六・二三六
湯檜曾村	九・二七九
向山村	三・九七七
夜後村	九・七九二
戸倉村	九一・五五六
腰本村	二二〇・三八二
東田代村	九・三九七
筑地村	四五・七三四
須賀川村	四四・六一四
花咲村	二四七・七〇八
摺淵村	一三二・七一六
平川村	二一三・六三八
石倉村	一七四・九〇六
高日向村	二五・四〇二
川上村	七二・四一〇
湯原村	九四・六三七
谷川村	二七・九二五
吉本村	三・六三四
幸知村	一一・八二二
綱子村	三〇・七一九
栗澤村	一八・〇九四
藤原村	三三九・〇二三
土出村	二二〇・三二八
東小川村	二七七・二一三

石高	村名
三三・八一九	菅沼村
七〇・九〇九	下平村
一二六・三四六	御座入村
二八・七二九	針山新田
九三・八〇二	幡谷村
二一六・六八七	追貝村
七・九三三	千鳥新田
一二三・三六二	大楊村
一九一・九〇三	大原村
八五・四一一	穴原村
一一・八五七	柿平村
二六二・〇九六	發知新田
九七・一三四	高戸屋村
七四・九五六	老神村
二〇九・三六二	薗原村
二七・七六三	日向南郷村
一一・二一九	小松村

小以参萬七百五拾八石九斗七升参合　利根郡百拾七箇村

吾妻郡

石高	村名
五五〇・二三六	箱嶋村
二六七・〇〇〇	五町田村
二三五・一七七	泉澤村
二一八・七二〇	市城村
七八七・九七三	植栗村
七五二・八八四	岩井村
四七四・〇二二	平村
四三八・二四二	大塚村
二三二・〇〇〇	岡崎新田村
一八〇・七五一	奥田村

町村	面積
新巻村	四三〇・三七九
小泉村	四一三・〇二四
金井村	二一〇・三七七
青山村	二〇七・四四一
横尾村	六二〇・四五二
栃窪村	三〇・二〇六
赤坂村	四〇五・四四九
蟻川村	四六五・八一四
須川町	五三一・〇七七
上須川村	四・七五二
師田村	二四〇・六九〇
湯宿村	七・一二七
合瀬村	四・九五九
長井村	三五・九〇四
上澤渡村	二一七・一八二
五反田村	五七〇・一一七
折田村	六二八・五七七
伊勢町	六五二・二二七
原町	一、一九八・七三二
厚田村	二三五・四六六
大戸村	六九九・五五〇
萩生村	三二五・九二〇
矢倉村	一七五・五一三
須賀尾村	三二五・七八二
大道新田村	五六・四五四
原岩本村	四五一・一一三
峯須川村	八二二・二六一
入須川村	三〇九・二八〇
布施町	三七八・四七一
猿ヶ京村	二四九・六四三
吹路村	三七・三二六
四萬村	三一三・二六〇
下澤渡村	三六一・八六三
山田村	六八四・二二六

村名	数値
西中野條村	三八七・八六二
中野條町	七一一・五〇八
河戸村	七一七・七三二
郷原村	二二三・〇八二
本宿村	二七一・二四三
三嶋村	一、一八一・八九〇
岩下村	六〇七・九五〇
大柏木村	三二七・四〇一
松尾村	二九六・七三三
河原畑村	一五九・九一三
林村	一九五・四一五
狩宿村	九九・九一九
新井村	二四・〇四九
坪井村	八四・三一五
立石村	九七・二八七
古森村	四六・三〇四
鎌原村	三〇九・一五四

村名	数値
袋倉村	九六・三九一
赤羽根村	六二・三三二
西窪村	五一・〇一八
大笹村	一七八・二八六
干俣村	九三・一五一
前口村	七三・〇八三
入山村	一二二・三七三
小雨村	六一・一四九
大子村	四一・三九三
横谷村	一三四・三五七
河原湯村	七三・七〇五
横壁村	五五・二七二
長野原町	二五二・四七九
與喜屋村	一二六・三二一
勘場木村	三七・〇一一
羽尾村	二五八・二七八
小宿村	一一三・二九四

一六二・五九三　芦生田村
一四三・二三八　今井村
四二・一二〇　中居村
一五四・四一七八　大前村
二一・三〇三　田代村
六八・五三四　門貝村
四四・三四一　草津村
一七・五〇四　生須村
一一七・〇〇三　日影村
一一三・四九七　赤岩村

小以貳萬四千八百八拾八石八斗壹升九合八勺　吾妻郡八拾八箇村

碓氷郡

二、一六二・四六七　豊岡村
二三四・〇一八　藤塚村
二二七・九六四　町屋村
一、三〇一・一四七　板鼻町
二四五・一〇〇　上大嶋村
八一五・五〇〇　上里見村
五三一・四〇〇　下里見村
四六九・〇〇〇　中秋間村
五二二・四四五　川浦村
一八一・七四〇　大谷村
五六三・八一一　岩井村
二四六・六七六　水沼村
四八九・三三五二　下野尻村
五五九・八五八　上間荷田村
一、〇六〇・五六一　劒崎村
一三八・五〇〇　金井淵村
一、二三七・六二二　八幡村
六〇一・四四〇　若田村

村名	數
下大嶋村	三六四・二二二
中里見村	八七八・九一一
上秋間村	一、三五八・〇三二
下秋間村	八二三・四〇八
岩氷村	一七〇・四一二
鼻高村	二五〇・〇〇〇
野殿村	一、〇五〇・〇〇〇
中宿村	六四一・〇八九
常木村	七五六・七六三六
下間荷田村	七六六・四〇八
大竹村	六一〇・〇〇〇
上野尻村	五八五・九五一四
高別當村	三三八・五九六
小俣村	三〇八・三八二
簗瀬村	六七三・二三六
鷺宮村	一、四四二・七九四
東上磯部村	一、〇一〇・一一四
嶺村	三五七・九二〇
中後閑村	八九〇・三三五
下増田村	四二五・一三一
國衙村	二五一・六九三
人見村	九九四・九六〇
鳥留村	一四二・一八〇
新堀村	六九二・七六八
新井村	四四二・〇二三
土鹽村	五〇一・一四二
横川村	二四九・六九九
坂本村	三〇三・三〇七
水口村	三九〇・〇〇〇
谷津村	五八八・二五二八
古屋村	三〇〇・二三四
原市村	八五六・九八九
下磯部村	一、〇〇五・五二七
中野谷村	六三五・〇〇〇

高	村名	高	村名
一、二二八・〇〇〇	西上磯部村	四九〇・八三〇	松井田村
六九一・七六一	上後閑村	四六一・五五五	高梨子村
一、三一七・四七四	下後閑村	二三〇・〇二五	上増田村
七〇一・七六三	小日向村	六四三・三九〇	五料村
一、〇〇四・七一一	郷原村	一〇一・六六一	原村
七五二・〇〇〇	二軒在家村	一〇八・五九〇	入山村

小以四萬參百七拾五石八斗貳升四合　碓氷郡六拾四箇村

片岡郡

高	村名	高	村名
六七二・三一二	寺尾村	二、四六四・一六一	石原村
一、一三二・一四一	乘附村		

小以四千貳百六拾七石六斗壹升四合　片岡郡三箇村

多胡郡

高	村名	高	村名
二、三六四・五三二	岩井村	一、二二六・〇三四	石神村
一、一五二・八六四九	馬庭村	三九一・八七九	黑熊村
七一〇・三五一	池村	五三七・五三五	矢田村

石高	村名	石高	村名
二一一三・六七九	下河内村	一、四三九・五八〇	長根村
二〇〇・〇〇〇	鹽川村	二九一・五七六	多胡村
四三一・四六八	木暮村	四七四・三二七	鹽村
五一五・五九五	小串村	一七九・七六一	東谷村
一七九・六三三	中嶋村	三二九・三〇三	下日野村
九三・〇四七	深澤村	四五三・五六二八	小柵村
八七三・九〇〇	多比良村	五七・二六四	高村
二二八・一二三	上河内村	七一〇・九七一	神保村
六〇六・三二一	吉井村	七七・〇三八	大澤村
七六八・〇一一	本郷村	二七六・六八〇	上日野村
六〇六・六六五	片山村		

小以壹萬貳千貳百八拾九石六斗九升九合八勺　多胡郡貳拾七箇村

綠野郡

石高	村名	石高	村名
三四六・七九三	笛木新町	一、〇四〇・〇〇〇	中村
一、二九五・〇〇〇	立石村	一、三七四・四〇六	阿久津村
二八六・九七三	中嶋村	一、一二五・四九四五	木部村

村名	面積
上落合村	五三二・八八〇
上大塚村	九一三・一〇〇
落合新町	四八〇・二二〇
立石新田	一四四・〇〇〇
森村	七二六・七一四
森新田村	五五一・七〇〇
根小屋村	五六五・二九三
山名村	六一九・九〇六
本動堂村	五一一・九七七
中大塚村	一、〇六〇・九〇四
下大塚村	五四五・二八五
上栗須村	三一六・〇八五
下栗須村	八九五・八八六
上戸塚村	五四八・六〇九
藤岡町	四七九・四〇〇
根岸村	二四八・一〇〇
川除村	一八〇・三〇〇

村名	面積
甚田村	六六四・五四一
東平井村	一、〇六一・二〇六
三木村	二七二・四一二
緑野村	七七五・七六二
金井村	二三一・八四一
三本木村	二九五・七〇五
浄法寺村	九一五・〇〇〇
三波川村	二九六・四一五
篠塚村	三六〇・〇三六
中栗須村	六三二・七七七
岡之郷	一、〇一九・九〇〇
下戸塚村	四四三・七〇〇
小林村	六〇八・〇八七
本郷村	一、四二四・一〇〇
牛田村	六七三・四六六
矢場村	六二八・三二八
鮎川村	五四四・八二〇

九九八・〇一四	白石村
一、三二〇・二六〇	西平井村
二六六・六七八	高山村

小以貳萬九千百參拾六石參斗五升九合五勺　緑野郡四拾五箇村

甘樂郡

七八九・〇〇〇	岩崎村
二二八・〇〇〇	坂口村
一八一・〇〇〇	小桑原村
四八〇・〇〇〇	藤木村
三一〇・〇〇〇	後賀村
二六〇・〇〇〇	白岩村
四八〇・〇〇〇	君川村
一、三三七・三八七	富岡村
九七二・〇〇〇	黒岩村
八八三・〇〇〇	七日市村
八五八・〇七八	一宮村

五二九・五二五	保美村
三九四・七六一	鬼石村

二一六・〇〇〇	宮崎村
三一六・七三四	上小林村
一、〇一五・〇〇〇	上丹生村
一、四六四・〇〇〇	下高田村
四四一・三二〇	原村
三八二・〇〇〇	中澤村
七八四・〇〇〇	奥平村
四一五・〇〇〇	蕨村
四〇四・〇〇〇	大桑原村
三九二・〇〇〇	木目野田村
二五八・四六〇	星田村

村名	石高
高尾村	一、〇六五・〇〇〇
晉木村	五八三・〇〇〇
別保村	七六・〇〇〇
黑川村	五三二・〇〇〇
田嶋村	四二五・〇〇〇
宇田村	九五三・〇〇〇
神原村	八一一・四九四
神成村	八二二・七四二
下丹生村	一、〇五七・八四一
左京分村	一九六・〇〇〇
蚊沼村	三二八・〇〇〇
南蛇井村	一、〇三〇・〇〇〇
白山村	九四・〇一八
上小坂村	二一五・六〇〇
下小坂村	四〇四・八二〇
坂詰村	一八三・六八〇
根小屋村	一九三・一五二
黑川村	九七・四三一
入山村	四八・五八一
十二村	二二〇・〇〇〇
菅原村	九〇三・九五四
行澤村	一四四・七三七
八城村	五〇〇・〇〇〇
嶽村	一七二・八三九
金井村	四二九・〇七〇
庭谷村	三四六・三六六
多井土村	九二・九二四
白倉村	九八三・三五七
上野村	三三三・五一二
二日町村	四七・七〇七
下仁田村	五九六・六九三
中小坂村	四二九・五八〇
大平村	一七八・六九三
本宿村	一四一・三九四

漆萱村	二一•八七二
恩賀村	三五•九二七
八木連村	二三〇•六三〇
古立村	一二一•〇三九
諸戸村	四四七•〇三五
中里村	二〇〇•〇〇〇
大牛村	一四二•八三九
行田村	三〇•〇〇〇
造石村	四三七•五二九
福嶋村	九〇七•二二〇
笹村	一四一•〇八六
天引村	七八三•七二〇
小幡村	五八七•〇五〇
田篠村	六〇一•五三〇
内匠村	三〇〇•〇〇〇
轟村	二八〇•〇〇〇
岡本村	一、〇九二•〇〇〇

大嶋村	一三九•〇〇〇
岩染村	一七〇•〇〇〇
野上村	六九五•〇〇〇
吉崎村	三一七•六六〇
青倉村	八二八•五二四
宮室村	八六•一九四
風口村	七五•六五七
森平村	三三四•三二一
藤井村	二一五•五七一
三瀬村	一六三•五〇七
矢川村	一九七•一四三
岩戸村	一五二•六二三
大日向村	一八二•五八七
六車村	一七四•九五九
羽澤村	一四四•七一五
善慶寺村	五二〇•六二〇
國嶺村	六一二•五七四

村名	数値
高瀬村	二、五三一・七三二
後箇村	九八〇・〇〇〇
秋畑村	二四八・二七一
馬山村	一、九七六・六八七
栗山村	一六二・六四九
大桑原村	一六三・一四八
河井村	二〇〇・四七三
小澤村	四一九・七三八
鹽澤村	二五五・一七二
芦野平村	八四・六四〇
市之萱村	一七〇・六三三
千原村	二一七・〇四七
檜澤村	一二四・二七二
大仁田村	七八・六八五
砥澤村	三四六・九四二
星尾村	一二六・三一八
熊倉村	二一・四四四

村名	数値
保美野山村	三〇五・四一五
柏木村	一一八・七七八
萬場村	一六八・五五三
黑川村	一〇六・〇〇〇
舟子村	一五八・二六七
神原村	一五七・五一三
尾附村	三四・六一二
乙母村	四七・八八一
橋原村	一九二・三七三
森戸村	四一・三八〇
青梨子村	七一・三六八
野栗澤村	一一・六九一
譲原村	二七五・一四〇
坂原村	一九六・七四五
生利村	二三三・二一九
鹽澤村	一四二・三四七
相原村	五九・八九一

一八三・八一〇　魚尾村　　七五・六五八　麻生村
一一三・二四〇　平原村　　一一八・八三六　小平村
六七・三四九　勝山村　　三七・八六三　川和村
一一六・一八七　乙父村　　八三・八八三　新羽村

小以五萬百壹石壹斗四升六合　甘樂郡百參拾貳箇村
高都合五拾九萬千八百參拾四石四斗四升八合八勺七才
村數千貳百拾參箇村
元祿十五壬午年十二月　酒井雅樂頭

郡高及村數對比表

各年代に於ける上野國の郡高村數を對表すれば左の如し。

（郡名）	（石高）（萬治三年改）	（石高）（元祿改）	（石高）（天保改）	（村數）（萬治三年改）	（村數）（元祿改）	（村數）（天保改）
邑樂	五、七八六五・六三一〇〇	七、八九五六・二〇三〇〇	八、〇五〇四・一九五一九	七四	八五	八六
新田	五、六三六〇・〇六三七二	六、五五三五・三三三七	六、七三四五・八四六八七	八八	一三三	一一四
山田	三、三一三六・一四〇〇	三、六三一七・五三一五〇	三、七〇四九・五七四五〇	五四	五八	六七
佐位	一、五八六九・三五〇〇〇	一、六九一三・五七七〇〇	二、一二九五・二九八七〇	三五	四〇	三五
那波	二、六八〇五・三二三〇〇	二、七〇三三・五九三〇〇	二、九八五三・九九七一七	四四	六〇	五三

群馬	二一、一三六七•〇五六〇〇	二一、四八六〇•二一一〇〇	二三、〇七〇〇•二六四八四	一八六	二〇五	二〇九
勢多	五、七六四三•一七四〇〇	六、〇五一九•八三一〇〇	七、七三六五•三七九九五	一三七	一七六	一七九
利根	一、八三一三•九六八〇〇	三、〇七五八•九七三〇〇	三、〇八九〇•八八九九〇	九九	一一七	?
吾妻	一、三八〇六•〇三三〇〇	二、四八八八•八一九八〇	二、五三七三•八三三三〇	七九	八八	?
碓氷	三、七四〇四•五〇一〇〇	四、〇三七五•八二四〇〇	四、一四一五•三八一七〇	六六	六四	?
多胡	一、一一三三•九四八〇〇	一、三三八九•六九九八〇	一、三六六九•一一九七〇	三九	二七	?
緑野	二、二四六四•一六九〇〇	二、九一三六•三五九五〇	三、一四八四•九五〇六二	五八	四五	?
甘樂	四、三九七七•五八七〇〇	五、〇一〇一•一四六〇〇	五、七二〇六•二六一一〇	一七九	一二三	?
片岡	三三〇五•六二一〇〇	四二六七•六一四〇〇	四二七六•六四三五六	三	三	?
(計)	五〇、八一四〇•三四六三六	五九、一八三四•〇〇〇〇〇	六三、七三三一•六三三一〇	一一四一	一二一三	一三一七
寺社	七六〇〇•五七〇〇〇					
(總計)	五一、五七四〇•九一六三六					

(註一)

利根郡 九十九ヶ村

高一萬八千二百十三石九斗六升八合

吾妻郡 七十九ヶ村

内 田四千二百石九斗六升八合

畑一萬四千十三石五升一合

高一萬三千八百六石二升二合

内　田二千八百四十一石五斗三升
　　畑一萬九百六十四石六斗七升

群馬郡　百八十六ヶ村

高十一萬千三百六十七石五升六合

内　田六萬二千百六十六石九斗四升三合
　　畑四萬九千二百石五斗五升七合

碓氷郡　六十六ヶ村

高三萬七千四百四石五斗一合

内　田一萬八千四百三石八斗二合五勺
　　畑一萬九千石六斗九升八合五勺

片岡郡　三ヶ村

高三千二百五石六斗二升一合

内　田千九百二十四石八斗一升一合
　　畑千二百八十石八斗一升

甘樂郡　百七十九ヶ村

高四萬三千九百七十七石五斗八升七合

内　田一萬六千七百七石一斗八升七合
　　畑二萬七千二百石四斗七升三合七勺

多胡郡　三十九ヶ村

高一萬千百二十三石九斗四升八合

内　田四千七百十七石二斗二升八合
　　畑六千六百四十六石七斗二升

緑野郡　五十八ヶ村

高二萬二千四百六十四石一斗六升九合

内　田九千四百十一石一斗七升七勺六才
　　畑一萬三千五十二石九斗九升八合二勺四才

那波郡　四十四ヶ村

高二萬六千八百三石三斗一升二合

内　田一萬五千百九十石八斗三升三合
　　畑一萬千六百四石九斗八升二合

佐位郡　三十五ヶ村

高一萬五千八百六十九石二斗五升

内　田六千八百九十三石七斗九合二勺
　　畑八千九百七十五石五斗四升八勺

群馬	二一、一三六七・〇五六〇〇	二一、四八六〇・二一一〇〇	二三、〇七〇〇・二六四八四	一八六	二〇五	二〇九
勢多	五、七六四三・一七四〇〇	六、〇五一九・八三一〇〇	七、七三六五・三七九九五	一三七	一七六	一七九
利根	一、八三一三・九六八〇〇	三、〇七五八・九七三〇〇	三、〇八九〇・八八九九〇	九九	一一七	?
吾妻	一、三八〇六・〇三三〇〇	二、四八八八・八一九八〇	二、五三七三・八三三三〇	七九	八八	?
碓氷	三、七四〇四・五〇一〇〇	四、〇三七五・八二四〇〇	四、一四一五・三八一七〇	六六	六四	?
多胡	一、一一三三・九四八〇〇	一、三三八九・六九九八〇	一、三六六九・一一九七〇	三九	二七	?
緑野	二、二四六四・一六九〇〇	二、九一三六・三五九五〇	三、一四八四・九五〇六二	五八	四五	?
甘楽	四、三九七七・五八七〇〇	五、〇一〇一・一四六〇〇	五、七二〇六・二六一一〇	一七九	一三三	?
片岡	三三〇五・六三一〇〇	四三六七・六一四〇〇	四三七六・六四三五六	三	三	?
（計）	五〇、八一四〇・三四六三六	五九、一八三四・〇〇〇〇〇	六三、七三三一・六三三一〇	一一四一	一三一三	一三一七
寺社	七六〇〇・五七〇〇〇					
（總計）	五一、五七四〇・九一六三六					

（註一）

利根郡　九十九ヶ村

高一萬八千二百十三石九斗六升八合

内　田四千二百石九斗六升八合

　　畑一萬四千十三石五升一合

吾妻郡　七十九ヶ村

高一萬三千八百六石二升二合
内
田二千八百四十一石五斗三升
畑一萬九百六十四石六斗七升

群馬郡　百八十六ヶ村

高十一萬千三百六十七石五升六合
内
田六萬二千百六十六石九斗四升三合
畑四萬九千二百石五斗五升七合

碓氷郡　六十六ヶ村

高三萬七千四百四石五斗一合
内
田一萬八千四百三石八斗二合五勺
畑一萬九千石六斗九升八合五勺

片岡郡　三ヶ村

高三千二百五石六斗二升一合
内
田千九百二十四石八斗一升一合
畑千二百八十石八斗一升

甘樂郡　百七十九ヶ村

高四萬三千九百七十七石五斗八升七合
内
田一萬六千七百七石一斗八升七合
畑二萬七千二百石四斗七升三合七勺

多胡郡　三十九ヶ村

高一萬千百二十三石九斗四升八合
内
田四千七百七十七石二斗二升八合
畑六千六百四十六石七斗二升

緑野郡　五十八ヶ村

高二萬二千四百六十四石一斗六升九合
内
田九千四百十一石一斗七升七勺六才
畑一萬三千五十二石九斗九升八合二勺四才

那波郡　四十四ヶ村

高二萬六千八百三石三斗一升二合
内
田一萬五千百九十石八斗三升三合
畑一萬千六百四石九斗八升二合

佐位郡　三十五ヶ村

高一萬五千八百六十九石二斗五升
内
田六千八百九十三石七斗九合二勺
畑八千九百七十五石五斗四升八勺

勢多郡　百三十七ヶ村

　高五萬七千六百四十三石一斗七升四合　内　田三萬二千六百七十四石四斗二升
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　畑二萬四千九百六十六石七斗五升二合

新田郡　八十八ヶ村

　高五萬六千二百六十石六升三合七勺二才　内　田二萬八千二百六十四石二斗六升一合六才
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　畑二萬七千九百九十五石八升一合四勺

邑樂郡　七十四ヶ村

　高五萬七千八百六十五石六斗二升一合　内　田二萬五千三石四斗二升七合
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　畑三萬二千八百六十二石一斗九升四合

山田郡　五十四ヶ村

　高三萬二千百三十六石一斗四升四合　内　田一萬五千九百八十石八斗九升二合
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　畑一萬六千百八十五石二斗五升二合

郡高合五十萬八千百四十石三斗四升六合二勺六才

　外ニ七千六百石五斗七升　二百八箇寺社領

惣合五十一萬五千七百四十石九斗一升六合二勺六才

第二節　檢地

檢地の定義

檢地とは田地を撿按して、其段步を定むることを云ふ。豐臣氏は六尺三寸竿を用ひて之を測る。間ま六尺又は六尺五寸の竿を用ふ。德川氏に至り、六尺一分を以て檢地竿の率と爲す。又便に從ひ二間竿及び管繩を用ふ。二間竿は一丈二尺二分なり。而して地品・石盛を定め、地積の奇數を加減し、道溝・山野の廣狹を勘査する等、其法漸く密にして、享保以來改更する所無し。凡そ檢地は土地の經界を正し、租率の基礎を立つるものにして、民人の休戚、國家の氣運に關係するを以て、歷世之を愼重す。

檢地の種類

檢地に古檢・新檢・居檢地・廻檢地・地押・春檢・秋檢等の稱あり。古檢は六尺三寸竿にして、文祿年中に在りしもの、新檢は慶長以後のものを云ふ。居檢地とは古檢の地、又は地味善くして廣き所等、之を檢する時は段步に餘數あるも、村民の所願に從ひて、之を檢せず。たゞ照料して、其高及び租率を增加するを謂ふ。廻檢地とは田畠の四圍を圖寫し、之に依りて其段別を檢するを謂ふ。又地詰とも稱す。春檢地は其年より高に入れ、秋檢地は其年の分を見取

りと爲すの定法なり。

貞享の檢地條例

貞享三年三月、將軍綱吉の時、上州の地を檢するに當り、左の檢地條例を定む。蓋し延寶の條例に比すれば較〻密なり。輕賤須知。

一檢地は百姓進退の定まる所なり。能く注意して繩目に退縮無きを要す。從來田畑上中下、野山林川除ある所は、圖を取りて巡見し、概定の上、正しく檢地すべし。但檢地終りし田畑は、標榜を立つべし。

一間竿は六尺二間竿にて、一間に一分を加へ、長さ一丈二尺二分のものを用ふべし。但し百姓の屋敷は、四方とも一間づつ之を除くべし。

一田畑の位付は、率ね上中下の三等とすれども、地の善き所は、上々の一等とし、惡しき所は下々の一等を立て、上々・上・中・下・下々の五等と爲すべし。上々・下々無き所は、舊に從ふべし。但し位付は、百姓に誓詞を命じ、色付を爲さしめて定むべし。

一畑の漆桑楮茶藺等あるものは、其分檢地を除き、別に年貢を申付くべし。

一三十年以前より除地と爲し來る所は、縱ひ證文無くとも、之を除き、三十年以後の除地は、檢地して高に入るべし。

一大石大木有る等、耕作し難き所は、檢査の上之を除くべし。

一間數記帳の後、置竿又は管繩を以て伸縮を檢すべし。

寛文年中上州諸侯の領地高

一田畑の石盛・位付は、隣村近郷を照料し、甲乙無きを要す。山野の村は例外とす。
旱水損場・川水・惡水・林陰・日向等を考へて、位付を爲すべし。
一料所・私領・寺社料等、入會の所は、各、會同して檢地すべし。
一地面入會の所より標榜を立て、十文字形曲尺に違ふこと無く、竪横に檢地すべし。
一從來經界正しからざる所は、兩村を審査し、異論なき旨の手形を取りて定むべし。
但し檢地終らば、境杭を立つべし。
一朱印地、其他寺社領等、確證ある除地は之を除き、確證なく又古水帳に載せざる所は檢地すべし。
一年貢米の藏屋敷は檢地し、年貢を除くべし。
一野手・山手・山林等の所は檢地し、廣き山にて經界分明ならざる所は、檢地に及ばず。
一料所小物成の所、見取場の高に入るべき所は、檢地すべし。
一檢地の帳簿は、一々百姓に示し、其異同を審査せしむべし。

貞享三年三月、將軍綱吉、上野國沼田の地を檢す。享保十一年五月、將軍吉宗、關東所々の新田畑を檢す。（檢地條例・牧民金鑑。）

寛文四年、上野國に於ける諸家の領地を擧ぐれば、左の如し。

合高十三萬石

（上州）群馬郡五十四箇村
那波郡百二十五箇村
綠野郡二十一箇村
碓氷郡八箇村
多胡郡一箇村
（武州）豐嶋郡二箇村
榛澤郡一箇村
兒玉郡一箇村
（相州）御浦郡十二箇村
（江州）野洲郡二箇村
蒲生郡一箇村
栗太郡九箇村

上州前橋酒井雅樂頭

合高二萬石

（上州）甘樂郡三十六箇村
多胡郡一箇村
碓氷郡一箇村

上州小幡織田內記

（上州）群馬郡九十箇村
片岡郡三箇村

合高六萬石 碓氷郡一箇村
(江州)高嶋郡一箇村
上州高崎安藤對馬守

合高三萬石 (上州)利根郡九十五箇村
勢多郡七箇村
吾妻郡七十三箇村
上州沼田眞田伊賀守

合高二萬石 (上州)碓氷郡三十四箇村
群馬郡五箇村
上州安中水野備後守

合高一萬石餘 (上州)甘樂郡十八箇村
上州七日市前田右近大夫

第三節　租稅制度

第一項　田租

上野國に於ける田租の總高

德川時代には五公五民の租法に一定す。慶長三年の總石高は千八百五十萬九千四十三石七斗四升とす。其租穀は千二百三十三萬九千三百六十二石四斗九升一合一勺、之を米に直すときは、六百十六萬九千六百八十一石二斗四升四合七勺となる。上野國は石高四十九萬六千三百七十石にして、租穀は三十三萬九百十八石なれば、粗米にして十六萬五千四百五十九石なり。貞享の田畠租法は左の如し。

貞享の田畠租法

(田地)	(刈籾)	(石盛)	(租米)京升
上々田一段	三石二斗	十六	八斗
上田一段	三石	十五	七斗五升
中田一段	二石六斗	十三	六斗五升
下田一段	二石二斗	十一	五斗五升
下々田一段	一石八斗	九	四斗五升

上々畠一段	二石四斗	十二	六斗
上畠一段	二石二斗	十一	五斗五升
中畠一段	一石八斗	九	四斗五升
下畠一段	一石四斗	七	三斗五升
下々畠一段	一石	五	二斗五升

租額の膨大

元祿年中の取調に依れる日本の總石高は二千五百九十一萬六百七十四石五斗七升七合餘、永千三百六十九貫八百一文とす。然らば五公五民の法に照して、租額は千二百九十五石五千三百三十七石二斗八升八合餘、永六百八十四貫九百文餘となる。此中上野國は、五十九萬千八百三十四石四斗四升八合餘とす。之を慶長の分に比較して、非常に膨脹せるを見るべし。

天保年中上州總石高と租米

天保三年、諸國の高改正ありて、新田高を檢出す。其時の總石高は三千五十五萬八千九百十七石八斗四升一合餘、永千三百六十七貫六百七十文なるを以て、其租は千五百二十七萬九千四百五十八石九斗二升餘、永六百八十三貫八百三十五文なり。右の中上野國の總石數は、六十三萬七千三百三十一石六斗三升三合餘にして、其租穀は三十一萬八千六百六十五石八斗一升六合餘とす。此穀を米に

段取と釐取　永高　段高　出目高　無地高　色高　野高　山高　桑高　抓高　除地高　除高

直して、十五萬九千三百三十二石九斗八合二勺餘と爲る。

年貢を段別に賦するは、所謂段取にして、高に課するは則ち、釐取なり。當時雨法既に竝行はれたり。凡そ高の稱一ならず。永高・段高・出目高・無地高・色高・野高・山高・桑高・抓高・除地高・除高等あり。永高とは、永樂錢一錢を他錢の四錢に用ひて、高を定るに、田一段に永幾許を以てするなり。段高とは、薄地・不定地等の田にして、租を定むるに段を以てし、高に入れざるなり。出目高とは例せば高千石の地を検按し、三百石を増せば、則ち其増を稱するなり。無地高とは、田畠段別に石盛を乘じて、高の剩れるなり。色高とは、桑・漆・楮・茶・眞菰・菅等の諸種を空地又は畠傍等に作る者を、高に編入せるなり。野高とは秣草・萱・葭等採取の利あるを以て、高内に編入せる者なり。山高とは、秣草・木柴等の利あるを照料して、本途の税を課するが爲め、段別を検せずして、之を定むるなり。桑高とは、桑畠を高に編入するに、三尺の繩を以て桑枝を束ね、一束を高三升とす。桑枝若し短き時は、二升とするなり。抓高とは、田畠に段別なく、村高のみ存する所、農民一ヶ所有の高を算せずして、一村一括せし者なり。除地高とは、除地にして高ある者なり。除高とは寺社境内・神佛免等、高内引と爲す所の高を稱するなり。

口米口永

目米　目錢

出目米　延米　欠米

込米

本石計立

乾米

筵附

本租米金額の上に、若干の加徴するものを、口米・口永と曰ふ。こは郷里吏胥の俸給、及び筆紙墨等の費用に供するが爲めに徴收するものなり。之を代官に付して、其費用に給す。享保中、預所は舊に仍り、代官所は本租の米金と同じく、倉庫に收納せり。元和二年の制に、年貢米壹俵に口米目溢れとも、一升づつを納めしむ。錢は永百文に口錢三文とす。上州にては慣例に依り、本米一石に口米六升、又は四升二合を取る所あり。又目錢・目米・出目米・延米・欠米・込米・本石計立・乾米・筵附等の目あり。皆本租に附屬する小租なり。目米及び目錢は、一種兩名にして、出目米及び延米も亦一種兩名なり。欠米は、租米の運輸日を經れば、米量減ずるを以て、之を補ふ爲めに徴收す。本米一石に、欠米三升とす。込米は、租米を運輸すれば、米量減するを料り、本米一俵に込米一升を課す。本石計立は、本米三斗五升に二升を加徴す。是れ關東に用ふる法たり。乾米とは、干減を補ふ米を云ふ。干減米は、延享二年に至り、之を除かしむ。筵附は、米を量る時、落散りたる米にして、初は奉行の所得たりしが、後には百姓の所得と爲れり。

第二項　賦租の方法

田租を賦課するの法は、私領と直轄地とを問はず、所に依り時に依りて、相同じからず。多くは左の方法を取る。

(一)検見取

內見　坪刈　春法　割畝歩　假仕出　付出籾

検見取　穀物の作柄を檢し、豐凶を察して、其年の租を定むるを云ふ。大抵村吏・田主相會して、內見を爲し、內見帳を作り、又田毎に標準を立てしめ、先づ小検見を差して、右の帳簿標準と相對較し、差謬無きときは、一村內三四所許り坪刈春法を爲し、次第を以て實檢し、復た大検見にて之を定むるなり。其法に內見・坪刈・春法・割畝歩・假仕出・付出籾・刈出籾・種刈等あり。內見とは、村吏先づ相會して、作毛を點視し、一筆限りを以て帳簿に記し、田畝に揭げたる番札と比照して、取箇を擬定するを云ふ。坪刈とは、穀の甲乙なき田を計りて、標準の順序に隨ひ、上中下毛各々一歩を刈り取り、收穫を視るを云ふ。春法とは、坪刈せし稻を、稻扱にて穗を去り、籾を得、箕を以て粃糠を簸去するを云ふ。割畝歩とは、例へば田一段の內、五畝は一合毛、五畝は五勺毛を、一筆限りに記して、坪刈の時、之を出すを云ふ。假仕出とは、巡村の日積りを計り、村々坪刈の出合を以て、試に取箇を付するを云ふ。付出

刈出籾

種刈

色取検見

有毛検見

遠検見

投検見

居検見

籾とは、内見帳に載せたる一坪に、二合毛・一合毛・五勺毛等、一歩當りを總別段に乗じて得る穀數を云ふ。刈出籾とは例へば内見帳に一坪二合毛と記入し、坪刈終る時、現穀五合あれば、三合の刈出しゆゑ、亦總別段に乗じて得る數を云ふ。種刈とは、検見終らざれば、鎌止と名けて刈穫を許さざるは定法なり。而れども年々検見の地は、其十分の一を刈ることを許し、上毛付と爲して、内見帳に編入せしむ。之を十分一刈、或は畔刈と云ふ。次に検見の異稱に色取検見・有毛検見・遠検見・投検見・見居検見・畝引検見・一々五検見等あり。色検見とは、往古の法にして、大要有毛検見と異なることなし。有毛検見とは、根取米を廢し、上中下の差を立てず、一筆限を以て、一歩に現穀何合毛と計つて、内見帳に記し、上中下を合算するなり。遠検見とは、熟否大不同なき所に間錯したる耕地、悉く見窮む可らず、日數を費し、或は薄暮に至れば、耕地の一端を検し、又は一二懸隔の處ありて、大小検見を受くる時は、諸事失費多く、其村困弊するにより、内見帳を出し、取箇は去年の如く、或は幾何の増益等を以て請願すれば、審査して之を許すなり。投検見とは、内見帳を出さず、名主の輩、代官の旅宿に來りて、去年より幾許を増して納むべきことを願へば、其近村に到り、參酌して之を定むるなり。居検見とは、小給者にして、検見に

畝引檢見

一々五檢見

出すべき吏胥無きにより、名主を召して、本年の豐凶竝に隣村の風聞を尋問し、去年との優劣を比較して、取箇を定め、或は五ヶ年の取米を平均し、其年の豐凶に隨ひ、之を増減して定むるなり。亦之を請免とも云ふ。料所には之れ無し。畝引檢見とは、上中下田に各根取の法あり。例へば上田の根取米七斗五升に四を乘じて、籾三石と爲る。三百歩を以て之を除すれば、一歩は一升に當る。中田・下田に拘らず、皆此の如く一歩の當りなれば、是れ不足なきものなり。若し損毛ありて、一歩の籾平均或は八合と爲れば、上田の根取に二合足らず。中下ともに不足なる時は、通計して取米何十何石の不足と爲す。之を段別に改算し、本段別の内より之を減じ、殘餘の段別に根取米の段當を乘じて、取米を得るなり。亦之を段取檢見と云ふ。一々五檢見又は田別檢見と曰ふ。田毎に標準を建てゝ、上中下を分ち、根取を用ひ、計算了つて増減を立るなり。而して其内見は色取檢見に異ならず。是れ上州高崎近村の外、他國には無き所なり。即ち其慣習にして、一々五四六の延と稱し、七合三勺摺、五公五民の法の甚だ重きものを云ふ。普通の五合摺の法に依りて、籾四十石を四除し、之に延米四石六斗を加入すれば、十四石六斗を得。此れ則ち一々五の取米にて、四六の延なり。之を普通の法一歩の籾一

升の當合に比較して算すれば、田一町三段十歩の取米十石に四石六斗を增益す。是れ普通の收法より重き所以なり。其一々五とは、算法を以て云ふなり。籾摺の法七三を以て、米四斗二升を以て除し、又之を一俵の籾にて除すれば、則ち一俵一分五釐零有奇を得。是れ其名稱の由て起る所なり。大檢見とは、代官自ら巡視するを云ひ、小檢見とは手代二人相配して、數人を所々に分遣し、穀の善惡、邑里の盛衰を細察して、取箇を付するを云ふ。百姓の怨望を招かず、殊に鰥寡孤獨を賑恤するは、小檢見の關する所なり。小檢見終りて、大檢見の日數後るれば、田每に二間四方許を刈殘し、代官の檢見を俟つ。之を檢見立と云ふ。

大檢見

(二)定免取

定免取　百姓の作り高を慮り、或年限を定めて、租の幾分を免じて取ることを云ふ。之を稱するに、免幾つと曰ふ。一つは即ち一分なり。定免取は五年若しくは十年の租額を平均して、之が率を定め、年限を期し、年限中は年の豐凶に拘らず、定免の租を徵收するなり。若し風水旱損等あれば、檢見の上にて其幾分を減除することあり。之を破免と曰ふ。定免の法を遍く施行せしは、享保とすれども、其由りて來ることは尙し。

(三)段高場取

段高場取　草生地及び池沼岸邊の墳地、川堤外の不定地等は、之を高に結ぶと

も、百姓は得る所なきを以て、唯其段別を定め、輕租を課するのみにして、高外に置くを段高場取と曰ふ。享保八年、武州の秣場を開墾せしめ、其地壹段に役米三升を課せり。諸國役米の異同は有るも、率ね此類なり。川堤外及び湖水池沼等の岸邊にて、畔なく疇なく、一面水を被る地に作るを流作場と曰ふ。是亦輕租を課して、高外に置く。其租率は段高場と大同小異なり。

（四）見取場

見取場　川岸・山傍・原野等の地、僅に五畝・三畝と開墾種播するは、之を高に結ばず、段別を定め、年々其作毛を檢して、取箇を附する地を見取場と曰ふ。之には定見取と屋敷見取との別あり。前者は山野等の薄地を開墾し、其費用少からざるものは、年の豐凶に拘らず、輕租を定賦するを曰ふ。即ち定免なり。後者は川岸・堤外等の地を經營して、屋敷と爲すは、上畠に準ずるの制に由らずして、輕租を定賦するを曰ふ。

第三項　雜稅

山林・原野・河海・池沼等の地は、昔より租を課せず。間〻其產物に隨つて、調・庸を賦

せり。徳川氏に至り、之を小物成と稱し、山年貢・山小物成・山役・山手米永・野年貢・野役米・野手米永・草年貢・草役米・草代・茶年貢・茶役・漆年貢・櫨年貢・松山藪林年貢・葭年貢・葭代・萱野錢・楮油荏役・御林下草錢・河岸役・池役・海役・川運上・鹽濱年貢等の各種別あり。其年貢と稱する者は、多くは段別を定めて、以て賦課す。役と云ひ手と云ふは、段制を定めざる高外の地に賦課す。又浮役あり。小物成中のものにして、年期を定め、或は臨時徴收するものを云ふ。即ち役永・運上・冥加永の類なり。今上野國に於ける雜稅の種目を擧ぐれば、左の如し。

山野に關するもの

山年貢　山役　入會野　札野　内野　野錢場　附寄洲野　田畑風除林　居林

山林　柳原　藪山　芝野　葭野　御林下草　林下草　萱野　御林落葉（太田金山五ヶ年季）

（山札一役上納百文）河原野　蘆野

河海に關するもの

川役　川運上　河岸場稼休運上　河岸場冥加（平塚村十箇年季永一貫六百九十文）　葭間沼錢場　涌

洲　沼役　石河原砂間

雜

下草　草　並木跡草　砂場草　秩　水開秣場　芝地・葭眞菰　秣場　桑代

茶役　藪　萱場　眞菰　山萱代　萩生　萱　土取場草　土手附　土取場役

土取場冥加　堤上木　綿麻漆運上　麻運上　藻草運上

第四項　營業稅

工商漁獵運送橋津等、總て營業に關する租稅も亦、小物成の中なり。而して種目增益し、稅率各〻異なり。市場・問屋・油船・水車・小漁梁・鐵炮・鳥札・鷲帆別等の運上、酒造・醬油屋・質屋・旅籠屋等の冥加、大工・石屋・鍛冶・紙船・紺屋・桶屋・室屋・炭竈・網代・鳥取・川船・小船の諸役、鰯鯨・市賣分一金等の別あり。其名義の由る所、もと定率あるものを運上とし、上請して納むるものを冥加とす。役とは夫役を勤むるに本づき、現物或は永錢等を以て之を上納し、漁獵其他の商業にかゝる賣高に、十分一、二十分一、三十分一の稅を課するを分一と稱せり。上野國の營業の種目を擧ぐれば、左の如し。

荏賣出　中絹賣出　綿賣出　麻賣出　材木賣出　漆賣出　紙漉役　箱指冥加

酒造冥加（百石の稅金三分とし、株金は百石に十兩とす。元治元年、一樽の冥加銀六匁と改む。）　醬油造冥加　油絞冥加　受賣酒屋

冥加　石灰冥加　鳥役　網役　魚漁運上　眞木船廻冥加　船積稼運上　荷物船積稼同稼休運上　水車運上　船水車運上　麻運上　河岸場諸荷物請拂運上　船荷物請拂運上　質屋稼冥加　綿麻漆運上　藥湯冥加（藪塚村五箇年季永百四十八文、）　藻草運上　紺屋藍瓶役　織物絲眞綿改料

酒稅

酒稅は概ね所在臨時に賦課するもの多し。元祿十年令して、一般に運上と爲し、年々定納せしむ。卽ち造酒屋は時の相場に五割を上げ、之を運上とす。例へば酒一石銀目の相場なれば、百五十目に賣り、五十目を運上とす。當時銀價は六十匁を金一兩に替ふ。百匁は今の一圓六十六錢程なり。是より以後酒價騰貴して、寶永年中、酒運上を免除せしも、諸物賣高値にして、酒價下落せず。正德五年、石數を限定し、また運上を命ず。安永年中、更めて酒營業は冥加金を上納せしむ。寬政元年、造酒を株と爲し、株數及び釀造高を定む。享和二年、酒造米高の內十分一役米を出さしむ。文化三年、米穀甚だ豐饒なるを以て、臨時釀造を許す。天保十三年、酒造株を更めて、酒造稼と稱し、冥加は是までの如く出さしむ。是年定額三分の一を減せしむ。元治元年、一樽（三斗三升四升許）に冥加銀六匁（金拾錢なり。）を出さしむ。

船稅

關八州の川船は、川船奉行をして檢査せしめしが、享保六年、棟梁某をして年貢

役銀の徵收、及び新造船・潰船等を檢査せしむ。天明五年令して、關八州の海船・川船等の數を調査し、極印を打ち、以來相當の年貢役銀を出さしめ、或は船營業の品に應じて、役銀を出さしむ。

水車稅

徑七八尺許の水車は、運上冥加永二百文より二百五十文許まで、一丈以上は永三百五十文より四百文許までを課す。又營業大小の差に依りて異同あり。

紺屋藍瓶役

上野等の九國の紺屋藍瓶役は、天正二十年、紺屋頭土屋某に付與せし朱印の旨に依り、城附領地の外、藍瓶一箇に米一斗を收納せしめしが、寬文八年令して、方今米價騰貴に依り、今より鳥目二百文に定む。

織物絲眞綿改料

武藏・上野兩國の織物・絲・眞綿等の賣買不正なるものあり。因りて天明元年六月令して、三箇年を限り、織物の員數、眞綿の斤兩等改所を設け、其料として、買人より織物一匹に銀二分五厘、絲百匁に銀一分、眞綿一貫目に銀五分を納めしむ。同年八月又令す。嚮に武藏・上野兩國織物等の貫目改所を設け、改料を納むべき旨布令せしに、障礙少なからず。之を廢止すべしと。

郷帳

皆濟目錄

割付又は免狀

第五項　簿書

德川氏の世、帳簿頗る多く、郷帳・皆濟目錄・割付・免狀・取箇帳・勸方帳・勘定帳・村鑑帳・納拂明細帳・高國郡譯帳等あり。古來郷帳の制甚だ麁にして、租稅の法精しからず。當時代、取箇を定めて納むる時、領主必ずしも之を審檢せずして、多年因襲せり。慶安二年に至り、諸の代官に命じて、取箇及び小物成・高掛物等の納法を帳簿に記して、之を勘定所に出さしむ。之を成箇郷帳と云ふ。其一村の地より出づる品物を記する帳簿たるに依りて、又單に郷帳と稱す。是れ租稅の元簿にして、若し書算に誤失ある時は、代官罪を引くの例たり。皆濟目錄は年貢米金皆濟の後、一管轄の高・本途・見取米・永高掛・小物成・口米永・諸運上・分一米金等を記し、其餘諸の沽却代金等に至るまで、納むべき品物を洩さず一款に記し、之を本原と爲し、石代の分を之に附屬して、原支出の計算に合するものを云ふ。割付及び免狀は、百姓上納年貢の目錄にして、關東にては割付と云ひ、駿河以西にては免狀と云ふ。或は下札とも云ふ。其割付と名づくる所以は、田畑上中下の段別に取米を割付くるの義なり。免狀は年貢の餘を免じて、百姓に與ふるの義にして、釐付を免と

云ふに同じ。以上を地方の三帳と曰ふ。上野國の割付及び皆濟目錄の一二三を左に掲ぐ。

緑野村の割付

緑野村寅御成ヶ□□

一高六百拾四石三斗壹升六合　田畑屋敷共

此　反　別

上田拾六町壹畝拾八步

内

壹反步　下□□

三町六反六畝拾五步　上畑成

中田壹町七反七畝拾七步

内

壹反五畝三步　上畠成

壹反八畝拾貳步　中畠成

下田壹町貳反八畝拾八步

貳反五畝貳拾七步　神田

内

壹反九畝貳拾九步　中畠成

四反三畝拾參步　下畠成

田合拾九町七畝貳拾參步

壹反步　不動免

内

貳反五畝貳拾七步　神田

四町六反三畝拾貳步　畠成
六町貳反拾壹步　寅水損
殘七町八反八畝三步　有毛
此取米三拾五石四斗六升四合　壹反四斗五升取
上畑三拾貳町貳反六畝廿四步
內上田三町六反拾五步　中田壹反五畝三步　下畠成入
內
壹反步　御藏屋免
四畝六步　地藏免
殘三拾貳町壹反貳畝拾八步　有毛
此取永五拾參貫九文　壹反百六拾五文取
中畑六町五反壹畝步
內中田壹反八畝拾貳步　下田壹反九畝廿九步　下畠成入
此取永九貫四百四拾文　壹反百四拾五文取
下畑六町四反七畝拾九步
內下田四反三畝拾三步　畠成入
內五步　地藏免
殘六町四反七畝拾四步　有毛

此取永五貫百八拾文　　壹反八拾文取

下畑五反貳拾壹步　　川原

此取永貳百五拾參文　　壹反五拾文取

上畑四反四畝貳拾貳步　　辰改出し

此取永六百七拾文　　壹反百五拾文取

中畑四反九畝拾五步　　同斷

此取永四百四拾五文　　壹反九拾文取

下畑五町四反五畝廿四步　　同斷

此取永貳貫七百貳拾九文　　壹反五拾文取

米合三拾五石四斗六升四合

永合七拾壹貫七百貳拾六文

右如此相定上者、名主百姓立合、無高下樣勘定仕、霜月十五日迄限、吃度可皆濟之。若村令難澁候共、以譴責可申付之者也。

延寶貳甲寅歲十月　　中川八郎左衛門㊞

綠野村

名主百姓中

以上

戌ノ年白石村割付之事

一上田合六町六反九畝拾五歩
　内四反九畝拾三歩　　當戌ノ見捨
殘テ
一六町貳反貳歩
　此取壹反ニ付六斗八升取
一中田合七町四反五畝廿七歩
　内三反四畝廿歩　　當戌ノ見捨
殘テ
一七町壹反壹畝七歩
　此取壹反ニ付六斗六升取
一下田合三町八反六畝廿三歩
　内三反六畝拾七歩　　當戌ノ見捨
殘テ
一三町五反貳拾壹歩
　此取壹反ニ付四升取
取差口合八拾七石貳斗三升三合七才

一米五石貳斗八升五合壹勺九才　　高田石代
一畑合八拾三町貳畝廿四歩　　本田屋敷共ニ
　内拾町貳反七畝歩　　亥ノ開
　此取金六拾八兩　　定成
一田合壹町七反貳畝廿三歩　　高田畑成
一畑合九町貳反五畝九歩　　新開
此二口取金拾壹兩貳分　錢八百四拾四文　定成
右之通極月廿日切可皆濟候也
　　天和貳年戌十一月
　　　　　　　　　　齋藤善左衛門㊞
　　　　　　　　　　松永九郎兵衛㊞
　　　　　　白石村
　　　　　　　庄屋惣百姓中

宮田村の割付

未年上野國勢多郡宮田村御成ヶ割付事
辰ゟ申迄五ヶ年御免
一高六百四拾石五斗壹升壹合
　此反別六拾四町七反貳畝拾壹歩

拾九町四反七畝五分　田方

内

内壹反四畝貳拾八歩　田畑ニ成

四拾五町貳反五畝六歩　畑方

此分

上田八町六反七畝拾九歩

内

三畝三歩　前々川欠崩引

六歩　天保午砂入引

壹畝歩　十一子川欠引

殘八町六畝拾歩

中田四町貳反六畝貳拾四歩

内

壹畝歩　前々川欠引

五歩　午川欠引

壹畝拾七歩　午砂入引

拾歩　天保六午砂入戌起返　未ゟ酉迄三ヶ年段免

五歩　未ゟ欠崩引

壹畝歩　天保十四卯岩押引

拾歩　嘉永三戌川欠引

殘四町貳反貳畝七歩

下田三町九畝貳拾七歩

内

壹畝四歩　前々川欠永河原引

四畝六歩　午砂入引

拾歩　天保六未ゟ欠崩引

殘三町四畝七歩

下々田貳町三反壹畝歩

内分

貳町三反貳拾五歩

内

壹反四畝貳拾八歩　御引付畑ニ成

拾歩　午川欠引

壹畝五歩　午砂入引

殘貳町壹反四畝拾貳歩

下々田壹町拾歩

内分
壹畝拾八歩　前々川欠砂入引
貳畝拾歩　午川欠引
八歩　去未川欠引
壹畝貳拾貳歩　午砂入引
四畝貳歩　天保五午砦崩石砂入
内三畝歩　戌起返　未ゟ酉迄三ヶ年投免
残壹畝貳歩　未ゟ酉迄三ヶ年鍬下
壹畝歩　天保七申川欠引
貳畝歩　天保十一子川欠引
貳畝拾歩　天保十三寅川欠引
壹畝拾四歩　嘉永三戌川欠引
貳拾壹歩　安政四巳川欠引
壹畝歩　安政四巳道代引
残八反壹畝貳拾五歩
悪地下々田壹反壹畝拾五歩
内

壹畝三歩　午砂入引
拾歩　天保六未岩崩引
残壹反貳歩
上畑四町四反四畝拾八歩
内壹畝拾歩　前々川欠引
残四町四反三畝八歩
中畑五町七反九畝五歩
内
三畝九歩　屋敷代
壹反五畝四歩　前々川欠引
三畝歩　午川欠引
残五町五反七畝貳拾貳歩
下畑七町貳反四畝拾五歩
内分
七町貳反貳畝貳拾四歩
内
貳畝貳拾五歩　屋敷成

七畝参歩　前々川欠永河原引
拾九歩　午川欠引
残七町壹反壹畝貳拾九歩
壹畝貳拾壹歩　午川欠引
下々畑九町壹反九畝貳拾貳歩
内分
八町八反九畝四歩
内
壹町三反六畝貳拾七歩　前々川欠砂入山崩引
壹町壹反貳拾四歩　午川欠引
残六町四反壹畝拾三歩
三反拾八歩
内
貳反八畝拾歩　午川欠引
貳拾八歩　午砂入引
下々畑拾町七畝九歩
内分

拾町三畝八歩

内

壹町四反六畝貳歩　前々川欠石砂入永河原引

七反壹畝拾六歩　午川欠引

七反壹畝拾九歩　午砂入引

壹反貳畝八歩　文政七申　川欠引

壹畝拾歩　同　新道代引

貳反四畝拾九歩　文政十一子　川欠引

壹畝歩　天保六未　道代引

殘七町三反四畝貳拾四歩

四畝壹歩　午川欠引

悪地下々畑四町三反三畝壹歩

内

壹反七畝八歩　前々川欠砂入永河原引

壹反三畝貳拾歩　午川欠引

壹畝貳拾三歩　午砂入引

殘四町十歩

屋敷四町壹反六畝貳拾六歩
内貳畝拾歩　前々郷藏敷引
殘四町壹反四畝拾六歩
小以　米貳百壹石四斗五升九合壹勺
永三拾八貫六百拾六文
一高三斗六升七合　同所新田
此山畑反別壹反貳畝七歩
内三畝壹歩　前々川欠永河原引
殘九畝壹歩
此取永四拾六文
取合　米貳百壹石四斗五升九合壹勺
永三拾八貫六百六拾貳文
外
一永貳百六文三分　糠代
此糠貳拾七俵三斗
一永四百六拾貳文　藁代
此藁六拾六束

一永百七拾六文　縄代
此縄貳百貳拾房
一永七拾三文壹分　莚代
此莚拾七枚
一永四貫八百五拾六文七分　林下草代
内
壹貫百八拾八文三分五厘　亥ゟ増
貳貫四百八拾文　午ゟ卯迄拾ヶ年増
天保十二丑分
一永四拾八文八厘　山師半役
一永四百貳拾文　鐵炮役
一永貳百拾三文貳分　水車冥加永
内六拾壹文四分　戌ゟ増
一永三百文　簗運上
一米壹石六斗六升七合　夫役
永壹貫六百貳文貳分
一林拾六町壹反八畝貳拾七歩　拾ヶ所
納合
米貳百三石壹斗貳升六合壹勺
永四拾七貫拾九文五分八厘

右之通霜月廿日以前急度皆濟可仕者也

安政六年十月　日

小林藤右衛門○
佐藤重助○
上月勝兵衛○
松井哲之助○
砂山又治郎○
戸田岩太郎○
田村隼太□
辻將之助○
小澤元左衛門○
的場連助□
松尾釼一郎○
川又右門○
稲葉隼人助□

右之村
名主百姓中

矢田村子之御物成皆濟目錄

一米五俵　　大豆十俵之代

一米二斗三升三合三勺外一升一合七勺出目にて渡　　御役人扶持

一米二俵二斗　　名主給

一米二俵　　吉井宿千右衛門江被下

一米二俵　　同　龍吉江被下

一米二俵　　下日野村惣左衛門江被下

一米九升五勺外四合五勺出目にて渡　　御普請人足扶持

此人足千百六人　但一人二合五勺

一米六俵二斗三升三合三勺外一斗三升一合七勺出目にて渡　　人足扶持

此人足千百六人　但一人二合五勺ツヽ

一米百三十一俵三斗三升五合　　金納

此金四十九兩三分但金十兩廿六俵半買

一米五十八俵　　御拂米

此金二十七兩　但金十兩廿九俵買

一米一升一合九勺　　金納

此永十一文　但金十兩廿七俵半買

一金五十六兩一分永百十六文　　畑方

米納合二百十俵三斗四合

内

二十俵三斗五升七合一勺　　米納

百八十九俵三斗四升六合九勺　　金納

此金六十九兩三分永十一文

合納合五十六兩一分永十六文

右者去子之御納成令皆濟處仍如件

文化二年丑六月

勝島丹治（印）

堀越勘藏（印）

小林文藏（印）

名主

藤吉殿

同

平三郎殿

文化十一年皆濟目錄

高三百五拾貳石九斗貳升五合　　上州多胡郡鹽村

一米貳拾五石六斗六升九合六勺六才　　本途但延口米共

一永四拾七貫七百九拾九文四分五厘　　本途

一永三貫五百貳拾九文　　小物成
一永壹貫四百三拾三文九分八厘　　口永
合
米貳拾五石六斗六升九合六勺六才
永五拾貳貫七百六拾貳文四分三厘
此拂
米四斗　　神戸堰代年々渡
米貳貫貳百五拾文　　仲間給金渡
永八百參拾八文貳分三厘　　賴母子掛返し並入用共
永壹貫參百文八分八厘　　廻米運賃渡
永五百文　　名主組頭給料渡
永百貳拾七文七分七厘　　堰堀敷巳年分引
小以
米四斗
永五貫拾六文八分八厘
米五拾貳俵　　江戸廻し米
米四石四斗六升九合六勺六才
此代永四貫九百六拾六文貳分八厘　　石代

金壹兩ニ付九斗替

右者去酉御年貢其外書面之通令皆濟候ニ付、小手形引替一紙目錄渡候條、重而如何樣之小手形差出候共、可ㇾ爲反古者也。

文化十一戌年三月

溝口八十郎内

小保方拾太夫（印）

高橋學左衞門（印）

田村楮右衞門（印）

右村名主組頭百姓宛

取箇帳

取箇帳は田作を檢見して、其取箇を記す。亦收稔の根原なり。其定免にして增減なきものと雖も亦之を記す。蓋し前年より後四箇年分取米永の增減を記し、其前六箇年分は下札に記し、都て十箇年の取箇を示すものなり。但し一村を限りて記するに非ず。卽ち一郡の定め、改め檢見取を分けて釐を付し、田畑本途見取は之を記し、其餘の納物は載せず。而して一管轄を通計して、勘定所に出すなり。

第六項　收納　石代納　納期

收納及石代納

元和二年令して、三斗五升に延米二升を加へ、合して三斗七升を一俵とす。別に手本米を長七寸八分、横二寸七分、高三寸の函に收めて密封し、納人及び代官の名を署して、之に添えしむ。租米に代へて、金銀錢を以て上納せしむるを石代納と云ふ。是れに願石代・定石代・安石代の別あり。願石代は、其時々請願するを云ふ。定石代とは、年々定則に依るを云ふ。安石代とは、地の不便若しくは變改作毛不熟等を以て、其價を賤しくせるものなり。關東にては米二石五斗に、永一貫文の率を設けて徵收す。之を關東の二石五斗代と稱す。又本來金を以て租稅を納むるものあり。卽ち畠永冥加金、穢多煙亡の田租金等にして、直に金庫に納むるものとす。其金納と稱する所以は、金を本位とし、銀錢皆之に改算するを以てなり。

納期

享保二年、諸國年貢米金、皆濟の期月を定め、上野等の諸國は正月と爲す。是れ江戸の米倉に收むる期月なり。

第七項　貢米運漕

米石の運漕に就いては、送狀なるものありて、俵數・人員・船具・船足等を記す。又日記ありて、發航・入港の月日、津浦碇泊の事故等を記せる浦證文ありて、風浪の難易・俵數の減否を證す。陸路五里以外は運賃を給與するを制とす。元祿三年、關八州貢米運賃定則に據れば、上州利根川五料より江戶まで川路四十七里、百石に四石四斗、烏川河井新河岸より江戶まで川路四十七里、百石に四石五斗、烏川八町より江戶まで川路四十七里、百石に四石五斗、利根川平塚より江戶まで川路四十里、百石に三石八斗なり。利根川前島より江戶まで川路三十八里、百石に三石六斗、利根川古渡より江戶まで川路三十五里、百石に三石三斗、利根川川俣より江戶まで川路三十里、百石に二石九斗なり。渡良瀨川早川田より江戶まで川路三十里、百石に三石二斗とす。

第八項　課役

江戸時代課役は、多からざるにあらざれど、村役を課すれば則ち、三役を免じ、田畠五分以上を損すれば、則ち諸役を除く等、各定法を設け、以て慶應に至れり。正德年中、村役人足を高百石に百人づつ課することに定む。享保五年六月、之を改正して、高百石につき五十人づつ勤むることとす。但し一人につき七合五勺の扶持米を給せらるれど、之を以て功賃と爲すに足らず。此村役と云へるは、用水・惡水・掘浚普請等の大工手傳、又夏秋の際、堤・川除・扒樋・往還等の村修繕たる分等を云ふなり。

傳馬宿入用米・六尺給米・藏前入用金の三種を三役と云ふ。皆年々之を徵收す。傳馬宿入用米は、寶永四年、宿手代を五街道の驛郵に置き、之に給せんが爲めに賦課せしに始まる。正德二年、宿手代を廢せしも、猶舊に依りて徵收し、宿驛の問屋・本陣に給す。其課率は、年々異同あれども、享保六年よりは、百石につき米六升と爲せり。六尺給米は、古へ庖厨に役使せる人夫を、高に賦課せしが、後六尺（役夫の身長を指して云ふ。）の人員に隨つて、其給米を課す。享保に至り、高百石につき米貳斗と爲せ

り。藏米入用金は、百姓より田租を上納する時の雜費に充つる爲め、之を賦課す。元祿二年より、關東は高百石につき、永二百五十文と爲せり。

第九項　武家役　國役　獻上品　貯穀

徳川氏諸侯に課して、石高の多少に從ひ、宮城池河等を修築せしめ、家人の職に當らざる者に、小普請人足金を課す。慶長十二年、江戸城修築の爲め關東の諸侯萬石以上に、栗石を貢せしむ。即ち一萬石に二十坪の定制なり。十六年封額に應じ、二百五十一諸侯に賦課して、內裏を造營せしむ。寬永十三年、江戸城總郭の溝堤を、關東・奥羽の諸侯に課す。承應三年、大內の築地を構造せんが爲めに、五萬石以上の者、一萬石につき銀一貫目を課す。延寶三年、江戸城を修理するに方り、家人の職掌なき者に課して、役夫を出さしむ。之を小普請人足と云ふ。即ち千石に十兩、百石に一兩と定む。貞享四年、課率を改正し、高二十俵以上五十俵までは金二分、五十俵以上百俵までは金一兩、百俵以上五百俵までは金一兩二分、五百俵以上は百俵に金二兩の率を以て上納せしむ。弘化元年、江戸城修理の費用と

國役

して、高一萬石につき金五百兩の率を以て上納せしむ。

堤川を修理し、或は外國來聘・日光法會道上諸費等の如き、國を定めて石高に賦課するものを、國役と云ふ。其課率は一定せず。寶永五年、富士山噴火の際、武・相・駿の三國村々を救濟せんが爲め、諸國料所・私領とも、高百石毎に金二兩を徵收す。享保五年令して、諸國堤川除、或は旱損所等の普請に當り、二十萬石以下の者、自普請を爲し難く、又は大に普請する時は、其地の領所・私領を問はず、國役を以て普請せしむ。七年令して、利根川等の普請を爲すに依り、上野等の四國の料所・私領・社寺領を問はず、高百石に金二分、銀四匁の國役を課す。九年の制に、利根川・烏川・神流川等の普請に際し、三千兩以上なる時は、之を上野・武藏・下總・常陸の四國、合せて高二百八十八萬千石餘に課す。但し三千五百兩以上なれば、此四國の外に安房・上總の二國、合せて高四十八萬四千石餘をも加課す。十四年利根川・神流川・烏川等の普請の時は、其費用を右條項に依りて六箇國に課し、高百石に金一分、銀一匁三分づつを納めしめたり。文化十二年、令して曰く、日光法會の爲め、日光道・例幣使道・東海道・中山道等を往來する時、宿驛より人馬を出すこと多く、頗る困弊すと聞く。因りて賃錢又は手當を增給するにつき、其費用は上野以下十六箇國の料

所・私領、今年より五年間、高百石に一箇年金一分、永七十八文餘づつの國役を課すべしと。

慶長以後、諸藩の物貨を幕府に獻ずるもの漸く多く、遂に以て例規を爲す。上野關係の藩主は左の如し。

參府獻上品

七日市　蠟燭一箱　金馬代
厩橋　銀二十枚　綿二十把　太刀
館林　箱肴
高崎　蠟燭十箱　金馬代
小幡　卷物三　銀馬代

時獻上品

矢田　葛粉一箱暑中　串海鼠一箱寒中
厩橋　盃臺正月三日　鯛二月　三種一荷在著の時　鯛四月　漬蕨六月　鯖代黄金七月六日
　　　燒結八月　初鮭九月　鮟鱇十二月
七日市　笋五月　乾鯛在著の時　胡桃寒中

上里見　岩茸暑中　鹽鮎寒中
伊勢崎　榧子三月　鹽鮎九月十月の中
館林　盃臺正月三日　薯蕷二月　溫飩粉暑中　二種一荷在著の時　穀蕎麥寒中　駒四五年毎ニ
高崎　太刀馬代毎始八朔　盃臺謠初の時　黑大豆二月　帷子單物五月　葛粉暑中　小袖九月
　　　鰹鹽辛十月　大根十一月　串海鼠寒に入る時　小袖十二月
安中　漬蕨五月　大團扇暑中　鹽鮎寒中
沼田　盃臺正月三日　寒鹽鯛正月　乾鯛一箱在著の時　鹽鶴三月　蕎麥十月　串鮑寒中
　　　漬蕨暑中
小幡　寒晒蕎麥挽拔二月　漬蕨暑中　一種一荷在著の時　栗九月　自然生薯蕷寒中

貯穀

德川氏諸制を撰一するに及び、諸國に城米の定額を定む。又農民に勸めて、米穀麥粟を貯へしめ、貯額二十分の一を下附す。又諸侯をして高一萬石につき、籾千俵を貯へしむ。後五十石と爲し、終に百石と爲す。何れも豐年に之を貯へ、凶年に散出して、窮民を賑救するなり。今、貞享四年に於ける上野の城米高を擧ぐれば、左の如し。憲教類典。

五千石　內二千石は貞享二年より增　酒井河內守領分　厩橋
四千石　內二千石は貞享二年より增　安藤對馬守領分　高崎

享保十七年十月、幕府令して、今年は關東豐作なるに依り、知行ある者は務めて多く置米を爲さしむ。寶暦三年二月、幕府令して、今年又料所輕賤須知に於て置籾を爲すにより、萬石以上の者も、去年の置籾の外に、今秋より高一萬石に籾千俵づつを圍ひ置かしむ。是より後、置籾の爲め、諸國の米價漸く貴く、民人之を愁ふ。因りて令して置籾を賣却し、十年に至りて復貯蓄せしむ。天明六年、諸國料所の村村高百石に米一斗、麥稗粟の類は二年づつ、作德の內より蓄積し、其人を選んで之を預け、年々新穀を以て積替へ、不時夫食の用に供へしむ。但し幕府よりも若干の穀を下付して、之に加ふ。而るに其貯蓄の場所は家產厚き百姓に預け置くことなれば、小民等は其保管に不安を懷き、貯穀を喜ばざるの傾あり。是に於て寬政元年正月令して、代官所預所各一二の郷藏を建て、代官手代又は預所吏員をして、之を臨檢し、農民自ら之に藏せしめ、檢見の時、代官等之を檢せしむ。此時三箇年間、每歲二十分の一を物成の內より下穀を爲して、貯蓄の中に加へらる。爾來此事制と爲り、以て明治に至れり。

第三章　交通

第一節　宿驛

一　中仙道

中仙道は、慶長三年の驛制にして、江戸日本橋より板橋に出て、北足立郡・大里郡・兒玉郡を經、上州に入り、信州より濃・尾二州を經、江州にて東海道と合し、京師に達す。里程百三十七里十一町あり。信州木曾を通過するを以て、一に木曾路と稱す。六十九次ありて、其中上州を通ずるもの、新町・倉ヶ野・高崎・板鼻・安中・松枝・坂本の七宿あり。慶長以前に在りては、自然に形成せられたる道路ありて、相當交通の頻繁なりしを、驛制に依りて次第に改修せられたるものなるは明かなり。早川氏高崎驛遞志に曰く、「改修年度は記錄の據るべきなきも、思ふに慶長九年より同十七年迄の間ならん。其れは東海・東山兩道の一里塚が、慶長九年に築造に著手し、同十七年に終りたるを以てなり。又高崎以西中仙道の道路が、往時は碓氷郡豐岡村より北方へ入り、八幡村八幡神社の前なる小流の北方に出て、坂を上り、板鼻の

北方を安中に至る。安中も松井田も、皆今の町家の北方なり。橫川關所の所在も、今の所よりは北方字關名が原（今關長原と誤る。）なりと云。其れ是れ各方面より講究して、今の道路は、中山道開通後、改修を爲したる事は疑ふべからざる事なり。」と、此說從ふ可し。元和二年八月、白井・廐橋・五料・川俣の渡船場、制外の地を渡るを禁す。萬治二年、始めて道中奉行を置き、宿驛の事務を管せしむ。元祿十一年、道中奉行加役、及び道中方を設く。寶永元年、諸道各驛頻りに窮乏す。依りて中山道各驛に錢三百文を借す。正德二年十月、米百五十俵を坂本・輕井澤兩驛に給す。兩驛中間に碓氷嶺あるを以てなり。天明三年、中山道熊谷驛以西輕井澤驛に至る十一驛の人馬賃錢三割を增加す。六月中、淺間山噴火砂石を降らし妨ぐるを以てなり。文久元年、和宮東下につき、從來の驛法を改む。此時公私領の別なく、旅館の前後里程三日路の旅人通行を禁す。但公用は此限にあらず。文久二年十二月、將軍東海道より上洛す。其間東海道通行を停止せられたるに依り、中山道通行者激增し、人馬の所用增加せり。明治元年四月、中山道總督府等の官兵通行の際、多數の人馬を要し、賄一日一人米五合、宿料金壹朱、中食一人白米二合、菜代百文、馬一疋に就き、一日の秣一貫二百目、糠三升、大豆二升と定め、實費を支給す。

其後六月に至り、從前の賃錢より六倍五割增と爲す。明治二年三月より、十倍增と爲す。其後數回增加せられ、明治五年、問屋場廢止と爲る。今是等の宿驛に就いて左に之を述べん。

下に述ぶる本馬とは、壹駄の荷三十六貫目、乘掛下十貫目乃至十八貫目迄を云ひ、輕尻は三貫目より六貫目までを云ひ、人足は荷五貫目を定法とす。

新町宿

新町宿は今多野郡新町と稱す。前驛本庄へ二里、次驛倉ヶ野へ一里半とす。駄賃本庄へ本馬九十文、輕尻五十八文、人足四十六文、倉賀野へ本馬六十九文、輕尻四十六文、人足三十六文とす。（天保十一年の定、以下之に倣ふ。）烏川と神流川とは、驛の東北にて合流し、猶東下して利根川に入る。故に昔時は此地を落合とも云ひしが、江戸幕府の初、驛次を立てられ、笛木・落合の二村民を安集し、次いで新田の俗稱起る。正保の圖には、笛木新町と見えたり。安永中、里老高橋重太夫（直之）家財六百金、竝に墾田二町步を捐てゝ、驛傳の用に充つ。後に至つて宿其息を以て、能く人馬を出入する事を得、又役夫をして其田を力作せしめて、粟も亦儲あり。天明二年、重太夫又北岸角淵・玉村に往來する渡頭に、利根川上下の船津を置き、以て其利を興す。今に新町河岸と云ふ。重太夫は天明八年卒す。

倉ヶ野宿は、今群馬郡倉野賀町と爲る。昔時宮原庄に屬す。蓋し鎭守飯玉明神の鎭坐せる原なりしを以てなり。中世倉賀野と稱す。治承の頃、秩父行高の三男高俊、此に住して倉ヶ野三郎と稱す。倉ヶ野の地名は、群馬之野の義に起り、轉じて群馬之野と爲りしと云ふ。永祿三年、倉賀野氏の臣金井淡路守高勝、倉賀野氏を稱す。天正十八年、小田原滅亡の際、倉賀野氏亦亡び、以後は井伊直政の封邑と爲り、慶長三年以後は、高崎領たり。寛保年間、町を驛と改む。新町驛へ一里二十六町餘。高崎驛田町へ一里十九町あり。駄賃は新町へ本馬六十九文、輕尻四十六文、人足三十六文、高崎宿新町へ本馬五十六文、輕尻三十七文、人足二十九文とす。

文化十二年、倉賀野助鄉村高左の如し。

五百九十七石	下佐野村	
八百三十三石	上佐野村	
四百三十七石	和多田中村	
七百七十八石	下ノ城村	
千二百八十九石	上中居村	人足百五十人
六百十一石	下中居村	

村名	石高	備考
南大類村	八百七十六石	
宿大類村	六百石	
加 川曲村	二百二十一石	
加 前箱田村	九十一石	文久二年より休
加 上新田村	五百三石	
加 下新田村	二百九十四石	
加 萩原村	四百二十九石	
加 中京目村	九十三石	百八十六石となる
加 上京目村	二百十二石	
加 下京目村	百十八石	
加 嶋野村	六百七十七石	七百五十七石
加 寺尾村	五百三十九石	
矢中村	九百五石	内八十一石　北矢中村
芝崎村	九百六石	
中里村	三百一石	
綿貫村	九百四十二石	

千三百七十四石　阿久津村
千百一石　木部村
三百七十四石　栗崎村
六百六十二石　加　新保村
二百三十四石　加　稲荷新田村
五十三石　加　後家箱田村
八百五十石　加　下大類村
百十三石　加　西嶋村

〆村數　三十ヶ村
總石高一萬七千百八十六石

内
大助鄕一萬千九百二十四石　文久三年改一萬七千二十二石
加助鄕五千二百六十二石

倉賀野石高　千九百四十六石八斗五升一合

高崎宿は、今高崎市と爲る。古名を和田と云ひ、慶長三年、井伊氏其古城池に就て修築し、高崎城と名付たり。城北は赤坂村等の地、城東城南は和田村の地なり。

往時は、驛路、赤坂を通ず。即今の赤坂町、本町の地なり。高崎志に曰く「里老云、今高崎城赤坂門ノ外ノ坂ハ、即古ノ赤坂也。門內ノ南ヲ赤坂山ト云。此地ニ榎多クアリ。故ニ榎ノ森トモ呼リ。昔ハ鎭主赤坂明神ノ祠アリ。和田氏居住ノ頃ハ、民家其北ヨリ東南ニ立ツヾケリ。是所謂和田宿也。其南ニ馬上宿（一作ニ馬乘）植横町ナド云里アリ。是ヨリ佐野ノ渡ヲ過テ、山名（古作ニ山奈）ニ出ル。鎌倉ノ往還也。又和田ノ東北ニ今井ト云里アリ。厩橋ノ路ナリシト云。今本町ノ北畈畝ノ中ニ、金井ノ地名猶存セリ。父老ノ傳說ニ據テ推考フルニ、和田城下ノ大道ハ、今ノ赤坂（赤坂門）ヨリ上リテ、二丸ヲ經、興禪寺ノ西ヲ廻リ、（今ノ淺間山ノ南ヲ東ヘ）、代官町ヘ出タリ。然レバ則和田氏ノ城ハ、僅々今ノ榎郭・本丸・西丸ノ間ニアリ。今ヲ以コレヲ觀ルニ、西南ニハ高崖アリテ、烏川ノ碧潭ニ臨ミ、東北ニハ大道アリテ、城池ニ逼ル。其地限アリテ、分內甚狹シ。然レ共和田氏ノ時、事ニ臨テハ籠兵ノ千人ニ及ベル事ハ、是其家衆郎等、常ニ多クハ近邊ノ村落ニ土着シテ、妻子ヲバ城中ニオカザリシナルベシ。然ラズンバ此一小堡壘、爭デカ千人ノ衆アランヤ。城池ノ形勢考フベカラズトイヘドモ、其地形ヲ察スルニ、土人ノ傳フル所妄ナラザルニ似タリ。昇平ノ國體ヲ以、戰國亂離ノ際ヲ論ズベカラズ。」高崎驛遞志に曰く「此時の中山道

は、本町三丁目にて曲折せず。東方に直通し、椿町に至り右折して、通町を南行し、砂賀町境にて左折東行し、中居村字砂子町鍛冶屋敷を經て、下城村東方にて左折し、倉賀野宿永泉寺前に出でたるが如し。本町の曲手の設けられたるは、數年後中山道筋の大改修の時にして、其時倉賀野に至る現在の道路出來し、行樹も同時に栽植せるものならん。築城當時通町が中山道たりし事は、通町と云ふ町名と、今の兵營即ち舊城大手門より通町に至る道路の幅員が、他より殊に廣きは、城門より中山道に通ずる道筋なればなり。且其當時は今の中山道通りの連雀町を、連尺町北横町と稱したりと云へり。」

高崎宿に本陣を設けず

連雀町は高崎の中央にして、慶長三年、城下町割の繩張ありし時、最初に此町の所居を定め、是より南北總町の地割を爲せしと云ふ。箕輪より移せしものにして、昔より驛場にもあらず、又客舍をも設けざれど、敷地も廣大に、家造も宏莊なれば、往來の諸侯も休泊せられ、隨つて本陣と呼びしとなり。其後年寄福田某が祖、世々本陣を勤め來りしが、數回の火災に遭ひて、家作も漸く小と爲り、且つ藩主より倉賀野に本陣あれば事足る可しと命じて、終に城下に本陣を置かずなれり。

高崎の傳馬役と問屋役

田町は慶長三年、此に徙り、七年より中山道の傳馬役を勤む。而して繼場は舊

高崎宿の助鄕

例に依りて本町之を務む。寛永九年、始めて問屋場を本町・田町・新町の三箇町に分ちて、之を勤めしむ。本町は慶長三年に、金井宿馬上宿を移して、一町となしたるものなり。驛傳は和田の例に依りて、此に徙りし後も、梶山與三右衞門世々之を務む。新町は慶長中より傳馬を務め、寛永九年より、田町と同じく問屋役を務む。

當町の外に、田町新田が傳馬繼立事務を引受くるに至りては、兩町とも地子を免せらる。其後年々繼立に要する人馬增加し、驛限りにては負擔に堪へざるを以て、元祿七年、村々を助鄕に定められたり。今、正德二年四月の助鄕定を擧ぐれば、左の如し。（高崎古代竝諸雜記。）

高一萬千二百三十六石

大助鄕　十三ケ村

村高百七十三石五斗九升七合　群馬郡

高　百　七　十　三　石　岩押（高崎高札まで十七町五十七間）

村高三百八十九石五斗七升六合

高　三　百　八　十　九　石　下並榎（同　八町二十九間）

村高千二百七十九石二升二合
高千二百七十九石　江木（同　十六町五間）
村高六百六十二石七斗八升一合
高六百六十貳石　下小塙（同　二十一町五十七間二尺）
村高
高千三百九十三石　貝澤（同　三十一町）
村高
高四百四十六石　高關（同　二十三町五十九間一尺）
村高七百十六石三斗七升六合
高七百十六石　上並榎（同　十八町）
村高二百二十五石一斗六升七合
高二百二十五石　筑縄（同　一里）
村高六百九十八石五斗八合
高六百九十八石　濱尻（同　三十一町八間）
村高
高千六百八十九石　飯塚（同　十八町）
内
千五十五石　上飯塚分
六百三十四石　下飯塚分

村高千百十九石四斗二升一合　　片岡郡

高千百十九石　乘附（同　一里五町五十九間四尺）

村高二千四百四十七石四斗六升一合

高二千四百四十七石　石原（同　二十八町六十二間一尺）

村高二千百四十四石九斗六升七合　　碓氷郡

高二千石　豐岡（同　二十五町十六間八尺）

豐岡村は烏川出水にて、橋流失の際は、船渡にて馬越を爲し難きにつき、川向より板鼻宿へ諸家の荷物を馬繼勤むるに就き、平日は助郷を除く。

高崎宿の加助郷

元祿十五年、左の十九箇村石高八千七百五石に加助郷を命ぜらる。

片岡郡

高六百三十九石×寺尾村

群馬郡

高三百五十石　元島名村　高四百四十石　新保田中村　高二百八十四石　矢嶋村

高七百三石　上大類村　高三百七十七石　正觀寺村　高七百九十五石　小八木村

高八百六十石　中尾村　高五百五十七石　井野村　高六百十四石△日高村

高千三百卅一石△元惣社村　高百五十石△稻荷臺村　高二百廿六石△鳥羽村

高四百卅二石△吉市村　高百十一石△小相木町　高三百九十五石△江田村
高二百七十一石△内藤分村　高七十石△大渡村　高百石△大友村

正徳二年の定を擧ぐれば左の如し。

加助郷　十七ヶ村　七千百八十五石

村名	距離	高	村高
上大類	(高札より二十六町)	高七百三石	村高七百三石一斗六升八合
矢嶋	(同　一里九町)	高二百八十四石	村高二百八十四石六斗七升七合
元島名	(同　一里二十四町)	高三百五十石	村高
井野	(同　一里　)	高五百五十七石	村高
中尾	(同　一里二十町)	高八百六十石	村高八百六十石二升五合
正觀寺	(同　一里十六町)	高三百七十七石	村高三百七十七石四斗三升三合
西横手	(同　二里二町)	高百十五石	村高百十五石九斗一合

小八木（同　一里十町）
高　七百九十石
村高七百九十五石三斗一升七合

新保田中（同　一里二十五町）
高　四百四十石
村高四百四十石三升二合

江田（同　二里　）
高　三百四十五石
村高四百九十三石七斗八升

稲荷臺（同　一里三十町）
高　百四十九石
村高百八十七石一斗四升五合

大友（同　二里半　）
高　百十一石
村高四百六十一石八斗二升六合

元惣社（同　二里二十町）
高　六百石
村高千六百六十四石一斗七升九合

三ッ寺（同　一里半二十間）
高　三百三十八石
村高六百七十石三斗二升七合

棟高（同　一里二十町）
高　六百二十七石
村高八百九十六石三斗六升七合

保渡田（同　二里　）
高　二百五十石
村高三百七十石一斗九合

村高五百六十九石

高 二 百 八 十 四 石　　下 芝（同 一里三十二町）

大助郷加助郷合三十ヶ村

一萬八千四百二十一石年毎ニ平均して之を勤む。

寛延二年、右の中十村（△印を附せるもの）は前橋驛領と爲りしを以て、左の三箇村を以て加助郷の缺を補へり。是に於て十二村石高六千二百二十石と爲れり。

群馬郡

高八百五十石×下大類村　高百十五石西横手村　高二百五十石保渡田村

天明二年四月、下大類村・寺尾村の兩村（×印を付す。）は、倉賀野驛の加助郷と爲り、左の七箇村を以て補缺せり。

高百十一石大友村　高百四十九石稻荷臺村　高三百四十五石江田村

高三百廿七石棟高村　高百八十四石下芝村　高六百石元惣社村

高三百卅八石三ッ寺村西組

右七ヶ村高合せて七千百八十五石なり。又前の十箇村を併せて、加助郷は十七箇村石高七千百八十五石と爲る。寛政六年七月、大助郷の内岩押村・下飯塚村・上並榎村困窮につき、三村役高の内五百石休役を命ぜらる。但し同六年より十年

まで五箇年間なり。其替として豐岡村へ役高の内五百石、平日助郷勘定所より仰付けらる。明治二年五月、驛遞役所より令を發して、助郷を更定して、左の六十一箇村高三萬六千十七石と爲す。

高崎領片岡郡

高千百十九石　乘附村　高二千四百四十七石　石原村

同群馬郡

高百七十三石　岩押村　高四百四十六石　高關村　高千二百七十九石　江木村

高千三百九十三石　貝澤村　高六百九十八石　濱尻村　高千五十五石　上飯塚村

高六百卅四石　下飯塚村　高七百十六石　上並榎村　高三百八十九石　下並榎村

高六百六十二石　下小塙村　高二百廿五石　筑縄村　高千六百六十四石　元惣社村

高四百六十一石　大友村　高八百九十六石　棟高村　高四百六十一石　三ッ寺村

高五百六十九石　下芝村　高四百九十三石　江田村　高三百七十石　保渡田村

高八百七十五石　下小嶋村　高二百六十九石　中泉村　高三百十一石　西新波村

高百十五石　西横手村　高二百八十四石　矢嶋村　高三百五十石　元嶋名村

高七百六石　上大類村　高四百四十石　新保田中村　高八百六十石　中尾村

高三百七十七石　正觀寺村　高七百九十五石　小八木村　高五百五十七石　井野村
高百四十九石　稻荷臺村

前橋領群馬郡

高百十九石　箱田村　高百十九石　前箱田村　高二百八十五石　東箱田村
高六百十四石　日高村　高三百石　內藤分村　高二百八十二石　鳥羽村
高五百卅九石　古市村　高二百八十二石　東國分村　高百八十六石　西國分村
高三百五十八石　引間村　高百八十七石　塚田村　高二百八十四石　高井村
高五百六石　植野村　高七百卅一石　柏木澤村　高二百卅五石　上青梨子村

安中前橋領群馬郡

高五百卅石　新井村

吉井領群馬郡

高六百七十九石　山子田村

安中領群馬郡

高九百八十一石　廣馬場町

岩鼻縣群馬郡

高三百石　福島村

沼田領群馬郡

高五百一石　青梨子村　高四十一石　冷水村　高百八十石　北原村
高四百廿一石　足門村　高百八石　後引間村

高崎領碓氷郡

高二千石　豐岡村

七日市領甘樂郡

高六百五十六石　上奥平村　高三百八十四石　下奥平村　高七百七十四石　山崎村

繼立人馬數

繼立人馬の數に就いては、高崎驛遞志に見えたる、嘉永四年滿一箇年の總高を左に擧ぐ。

人足五萬八千百七十七人

内

人足三萬六千百十人　宿人馬勤（人足一萬千四百七十八人　馬一萬二千三百十六疋）（馬一疋人足二人積り）

人足三十六人　但馬十八疋　佐渡御金荷通行

人足二萬二千三十一人　助郷勤（人足七千九百四十一人　馬七千四百十五疋）

外ニ

人足七十八人　五料宿及玉村宿勤（人足六十人　馬九疋）（矢嶋村元嶋名村西横手村）

人足三百七十七人　松井田宿勤（下芝村）

人足千九百六十人　助郷歸し人足

助郷合計二萬四千四百四十六人　村高百石に付百・三・十・二・人・七・分・

高崎宿人馬の員數は、一日人足二十五人、馬二十五匹の定なりしも、時代により變遷ありて、百人百匹に至りしこともあり。

新町は、本町・田町の如く大賈巨商の住せる無きを以て、繼立所即ち問屋場開始以來、人馬繼立並に宿泊の補足等、町内の經費年々に増加し、其負擔に堪へ難きを以て、事情を具陳し、請願の結果、明和八年、傳馬助成として、角力・小見世物の興行を許可せられ、町内は稍愁眉を開きしも、是等のみを以ては充分の助成と爲り難きを以て、猶進んで他宿驛の如く、旅人宿に飯盛女を置かれんことを請願せり。是に於て安永二年、旅人宿一軒に就き二人宛を許されたり。然るに幾もなくして、飯盛女・角力・小見世物の興行は禁ぜられ、再び町内の困窮を現するに至れり。是に於て町内の有志は折々に會合して、善後策を講究する折から、文久二年正月廿七日、本町より發火し、新町も亦類燒の厄に遭へり。之が爲めに町民益悲慘の運に陷り、雨露を凌ぐ可き家作も成らず、斯くては傳馬繼立の業も容易ならざるを以て、一同協議の上、明和・安永の例に倣ひ、旅芝居・角力・小見世物・飯盛女の許可を出願せしに、藩廳の役人更迭又は出府等にて、許否の決せらるゝ無く、荏苒時日を經過

し、傳馬入費割附金も多數不納者を出すに至れり。事是に至りては最早猶豫す可きに非ずとし、同年十月二日町民總代等は禁を犯して、南北兩奉行所へ駈込急訴を爲せしも、唯說諭を被りしまでにて、事進捗せず。是に於て十一月三十日の夜、總代等は再び箱訴の手續に及びしを以て、重立たる者五人は、吟味中入牢、小前總代五人は、吟味中手錠腰繩にて、砂賀町預け、筆者二人は吟味中手錠腰繩、下橫町預け、問屋年寄一人は他二町の問屋年寄預け、組頭二人は連雀町同勤、卽ち組頭預け、小前七十八人は他參止め、組頭十人は會所入と爲る。十二月二十二日、關係者の菩提寺院は、皆連署して其筋に歎願書を呈出す。町內小前一同は領主松平輝照家老宮部兵右衞門以下の處置を不當なりと激昂し、如何なる手段に訴ふるやも計られざる形勢に至りしを以て、出府中なる問屋年寄角田八左衞門は、急遽歸國して、小前鎭撫に力を盡したり。翌三年五月に至り、關係者の取扱も稍〻輕寬と爲る。元治元年、水戶浪士武田耕雲齋等を追討として出張せし若年寄田沼玄蕃頭の一行宿泊に就き、約三百兩を消費して、愈〻町內の資力は缺乏せしを以て、負擔難澁の旨を申立て、些少の補助金は下賜せられたり。慶應元年は、藩の多事なりしを慮り、一時は控え居りしも、結局一町の體面を保つ能はざるに至りて、御役御

免の請願を爲す外はあるまじと決心せしを、其筋にて聞込む所ありしが、角田八左衛門を召して説諭ありしを以て、一同は今や何等かの沙汰あらんと差控えしも、終に其年の中には何等の指令なかりき。翌二年春、一同協議の上、更に一刀兩斷の處置を請願して、猶何等沙汰なくば、關係一同は剃髪して世外人となり、町内へ對し謝罪の意を表し、繼立の件は自然の成行に一任せんと評議決定せり。然るに此事藩吏の知る所と爲り、本町・田町の者三人に内命して、調停を試みしめしも、結局不調に終り、最早決心斷行の場に臨みし折しも、寄合町の中嶋伊兵衛、連雀町の關根作右衛門の二人、座視するに忍びず、其盡力に依り、兩人及び其他より、當分一兩月間、問屋場入費助成として、月金三十兩、外に傳馬永續助成として金五百兩を、領主の納戸に上金し、其利足年毎に金五拾兩づつを町内に下附さるゝことに爲り、多年の問題も玆に落着を見、關係者は二人の居町拂の外、皆過料にて事濟みと爲れり。

　高崎宿本町・田町より倉賀野へ一里十九町、板鼻へ一里卅町、同新町より倉ヶ野へ一里十三町、板鼻へ二里あり。駄賃は同田町より倉ヶ野へ本馬六十三文、輕尻四十一文、人足三十二文、同新町より倉ヶ野へは倉ヶ野の條に同じ。又同新町より板鼻へ

本馬八十七文、輕尻五十六文、人足四十三文、同田町より板鼻へ本馬八十二文、輕尻五十三文、人足四十文なり。安永四年までは、高崎三傳馬町、人馬百人百疋を勤め來りしが、八十人八十疋に上願し、其後天明三年、五十人五十疋勤と爲る。八年百人百疋に仰付けられしも、困難の申立ありて、五十人五十疋、外に三十人三十疋持立つ可く命ぜらる。但右三十人三十疋の分は、抱入金を藩主より下渡さる。

高崎宿の高札

文久三年の高崎宿高札は左の如し。

定　高崎宿

當亥三月ゟ來ル子二月迄中壹ヶ年之間駄賃、竝人足賃錢、在來四割五分增之上江五割增、都合九割五分增之。

新町ゟ倉ヶ野江

荷物　壹駄　百　文

乘掛荷人共　同　斷

輕尻馬壹疋　六十二文

人足　壹人　四拾九文

越後道金子江

荷物　壹駄　百九十五文
乘掛荷人共　同　斷
輕尻馬壹疋　百廿九文
人足　壹人　百　文

本町ゟ倉ヶ野江
荷物　壹駄　百拾壹文
乘掛荷人共　同　斷
輕尻馬壹疋　七十　文
人足　壹人　五十五文

田町ゟ板鼻江
荷物　壹駄　百四拾貳文
乘掛荷人共　同　斷
輕尻馬壹疋　九十　文
人足　壹人　六十八文

新町ゟ板鼻江
荷物　壹駄　百五十二文

乘掛荷人共　　同　　斷

輕尻馬壹疋　　百　　文

人足　壹人　　七十貳文

右之通可ㇾ取ㇾ之、若於ニ相背ㇾ者、可ㇾ爲ニ曲事ㇾ者也。

文久三亥三月　　　　奉　行

晝夜早追繼の定

晝夜早追繼は左の如し。

御定賃錢

一本馬　壹人　　貳百文

一輕尻　壹疋　　百四拾八文

一人足　壹人　　百　　文

平常夜通し繼立も本馬與輕尻丈ケ

貳ッ增

一本馬　壹疋　　三百文

一輕尻　壹疋（本馬賃錢相成）貳百文

一人足貳人分　　貳百文

但夜五ッ時ゟ曉七ッ時まで

夜通シ早追繼て

一本馬　壹疋（貳疋分）四　百　文

一輕尻　壹疋（貳人分）三　百　文

一人足　壹人（貳人半前）貳百四十八文

但曉七ッ時ゟ夜五ッ時迄

晝早追繼て

一本馬輕尻丈　二ッ　增

一本馬　壹疋　三　百　文

一輕尻　壹疋（本馬駄賃ニ成）貳　百　文

一人足　壹人（壹人七分五厘）百七拾貳文

右之通相心得賃錢請取可申事。

文政七申年十一月

板鼻宿

板鼻宿は、今碓氷郡板鼻町と云ふ。高崎宿田町へ一里卅町、安中へ三十町の丁場なり。駄賃は安中へ本馬四十九文、輕尻三十二文、人足五十四文、高崎宿新町へ本馬百十四文、輕尻七十一文、人足五十四文、同田町へ本馬百七文、輕尻六十七文、人足五十一文とす。

板鼻宿定助郷高

高	村名
八百十五石	上里見
九十七石	塚崎
二百石	中里見
五百三十一石	下里見
百六十三石	上大嶋
二百五十四石	下大嶋
二百二石	町屋
二百六十五石	我峯
四百三十九石	菊地
四百七石	南新波
百九十一石	北新波
千百十九石	濱川
百七十一石	上小鳥
五百二十石	上小塙
九十八石三斗一升	八幡
四十九石九斗	八幡
百十九石	同
五百二十石二斗	同
百九石八斗二升	同
五十四石八斗一升	同
百四十九石九斗六升	同
二百三十四石	藤塚
六百石	君田
三百八十八石九斗一升三合	劍嶋
六十三石	同
三百九十四石	同
二百五十石	鼻高
二百五十石	金井淵
十八石	三ッ子澤
二百八十五石	上高濱

二百三十二石	下高濱	一八十八石	白岩
八百六石	本鄕	一二十五石	和田山
六百六十七石	白川	一七十七石	行力

村數二十八ヶ村〆高一萬八百五十三石九斗一升三合

安中宿

安中宿は、今同郡安中町と云ふ。前驛板鼻へ三十町、松枝へ一里卅町あり。駄賃は板鼻へ本馬四十九文、輕尻三十二文、人足二十五文、松井田へ本馬百卅七文、輕尻八十七文、人足六十八文とす。安中は元野尻鄕と稱し、長享年中、安中氏越後國新發田より移居して、安中と改名す。而して野尻の內二町七段一畝十四步を宿敷地に定む。宿の長二百二十四間の場所へ、大小竈併せて六十四軒を立て、往還の御用人足五十人、馬五十疋づつ日役を勤む。當宿助鄕村數は十九箇村にして、高一萬千七百石とす。當宿の西、八雲社內に石川社あり。幕府の道中奉行石川忠房（左近將監）の生靈を祀る。忠房初め司獄の職に在り、裁決公明にして、寃枉を訴ふる者なし。道中奉行と爲るに及び、舊來の弊習を除き、人馬の賃錢等を一定し、權貴と雖も、之を犯さしめず。又役夫の貪りて旅人を苦しむるを禁じ、苟も其令に違ふ者あれば、嚴く之を罰す。是に於て舊弊改まり、里民皆其德に服す。文政三

年相謀り、時の城主板倉勝明の撰文を請ひ、石に刻して祠を立つと云ふ。

松枝宿

松枝宿は、松井田とも書す。今同郡松井田町の中なり。安中へ一里卅町、坂本へ一里半あり。駄賃は安中へ本馬百卅七文、輕尻八十七文、人足六十八文、坂本へ本馬百五十三文、輕尻百一文、人足七十五文とす。助鄕の村數は十七箇村にして、高一萬千二百九十二石なり。

坂本宿

坂本宿は、今同郡坂本町の中なり。松井田へ一里半、信州輕井澤へ二里廿六町あり。駄賃は松井田へ前項と同じ。又輕井澤へ本馬二百六十五文、輕尻百七十四文、人足百卅三文とす。助鄕の村數は廿九箇村にして、高一萬二千九百石なり。

貫目人足掛り定

貫目人足掛り定

一乘掛　二十貫目
此外蒲團跡付中敷小付二三貫目用
捨可致事

一輕尻　五貫目
此外蒲團中敷跡付一式二三貫目用
捨可致事

一駄荷　四十貫目
一人足　五貫目
一乘物壹挺　六人掛
一長持壹棹　三十貫目
但六人掛り

（右天明四年六月御觸）

人馬賃錢表

（文久年中賃錢七割五分增
同三年三月ゟ九割五分增）

	（人足）（元付）	（人足）（四割五分增）	（本馬）（元付）	（本馬）（四割五分增）	（輕尻）（元付）	（輕尻）（四割五分增）	（上乘り）（三家）	（上乘り）（諸家）
自板鼻 至高崎	三五文	五一文	七一文	一〇七文	四六文	六七文	一五	三七
自高崎 至倉ヶ野	二八	四一	五五	八〇	三六	五二	一二	二七
自新町 至板鼻	三七	五四	七六	一一四	四九	七一	一七	三九
自新町 至倉賀野	二五	三六	四九	七一	三二	四六	一〇	二五
自高崎 至金子	四九	七一	一〇二	一四六	六四	九二		
自高崎 至室田神山	六九	一〇四	一四一	二〇八	九二	一三七		
自高崎 至吉井藤岡福嶋	五二	七五	一〇四	一五〇	七〇	一〇五		
自高崎 至山名	二六	三八	五一	七四	三四	四九		
自高崎 至七日市富岡	八九	一三二	一七五	二五四	一一六	一七一		
自高崎 至一宮	一〇〇	一四六	二〇一	二九二	一三一	一九〇		
自高崎 至伊香保	一二三	一七八	二四八	三六〇	一五三	二二二		

天保中間屋年寄に對する令

元付へ割増を付したる次第は左の沿革あり。

寛政十一年正月より文化五年十二月まで	一割五分増	十ヶ年
文化六年正月より同十五年まで	同	十ヶ年
文政二年より同十一年まで	同	十ヶ年
天保元年二月より同五年十一月まで	三割増	五ヶ年
天保六年より同十一年正月まで	同	五ヶ年
天保十一年二月より同十五年正月まで	四割五分増	五ヶ年
弘化二年二月より嘉永三年正月まで	同	五ヶ年
嘉永三年二月より同八年正月まで	同	五ヶ年
同八年二月より文久三年まで	同	九ヶ年
文久三年三月より慶應元年二月まで	九割五分増	三ヶ年
慶應元年三月より同三年十月まで	二十割増	三ヶ年
慶應三年十一月より	六倍五割増	

天保十三年御觸は左の如し。

一往還之輩に對シ理不盡なる事仕らず、譬輕キ旅人ト言共、人馬遲滯無之差出、駄賃駕籠錢等も不相應之儀不申掛、山坂川渡之所ニ而も是ニ准シ、惣而宿々ニおゐて

往來之難儀ニ爲及候儀於有之ハ、其本人ハ不申及、問屋年寄共ニ急度可有沙汰事。

一道中宿々馬士・人足等、旅人ニ對シ定賃錢之外、酒代等ねだり、往來之旅人難儀いたし候由相聞候。以來右體之者有之候節も、御料も御代官役所、私領も領主・地頭役人ニ相届候共、又は道中奉行に訴出候共可致趣、往來之面々ニ御觸有之候間、酒代等ねだり候ものの吟味之上、曲事たるべし。宿役人も等閑にいたすにおゐてハ、是亦可爲曲事候。

一道中筋ニおゐて、壹人旅人ニも宿貸不申由、粗相聞候。不實儀ニ而一人ニ宿貸自然六ヶ敷儀有之候得も如何與存、吟味も不仕、おしなべて壹人旅人ニも宿不申候樣ニ相聞不屆候。自今以後不審成ものニ而無之候ハヾ、壹人旅人たりと言共、一宿泊は宿可仕候。急用有之輕々いたし旅行可仕ものも、あまねく可有之候。道連も重き旅人より壹人旅人ハ、一入心をも添不自由ニ無之樣可致事ニ候。自分之六ヶ敷儀をいとひ、往還つかへ候儀も無構、右之仕方不屆千萬ニ候。諸事少シ之儀ニ而も相聞候間、何事ニよらず、旅人不自由成樣子令露顯ハ、可爲曲事事候。勿論宿之旅籠屋とも、最寄銘々可申渡候。

一右者前々追々雖相觸候、今度東海道土山宿ニおゐて、旅人ニ對し、人足共無體ニ金錢ねだり懸、又は旅籠屋ども壹人旅人ニ候とて、強而止宿相斷候段、右旅人訴出ニ

付、吟味之上、夫々御仕置申付候條、於宿々書面之趣、尙又問屋場に張置、助鄕村々にも寫爲取、宿助鄕とも彌以可相守之。尤宿中末々之もの迄爲讀聞、證文取置可申候。若及違背族有之ニおゐてハ、問屋年寄まて可爲越度もの也。

寅正月　長門
美濃
中山道板橋ゟ守山迄
美濃路とも
右宿々　問屋
年寄

二　例幣使街道

例幣使街道は、正保三年に設定せられしものなり。例幣使とは、每年四月日光東照宮の大祭に、朝廷より差遣さるゝ奉幣使を云ふ。中仙道を下向し、碓氷嶺を越え、同月十五日、日光に着するを常規とす。其通行する街道なるを以て、例幣使

玉村宿

街道と云ふ。明和元年六月、例幣使街道を道中奉行の支配と爲す。本街道は倉賀野宿より分支し、新田郡を經て、野州梁田郡に出づ。上州の地に五宿あり。

玉村宿は、那波郡にありて、倉賀野まで一里半、五料宿まで一里半あり。慶長十年、此地奥州道と三國道との交叉點なるを以て、那波・群馬兩郡界の荒田を開墾して、驛を置き、隣邑の民を移して、玉村新田と云ふ。明和元年六月、道中奉行支配と爲り、玉村宿と改稱す。

五料宿は、同郡沼之上村に屬し、關所あり。境宿まで二里あり。文化四年十一月、當宿に船倉所を設け、五料・柴兩驛をして、之を監せしむ。

境宿は、佐位郡に屬し、五料まで二里、木崎まで一里半あり。往古は小此木村と與に一村なりしが、後分れて假宿村と稱す。次いで境村と更む。蓋し佐位・新田二郡の境上に在るを以てなり。慶安の頃、稍街區を形成し、境町と改稱す。今元屋敷或は元宿と稱する部分は、舊時の市街なり。

木崎宿は、新田郡に屬し、今木崎と云ふ。境町へ一里半、太田へ二里あり。

太田宿は同郡に屬し、今太田町と云ふ。木崎へ二里・野州足利郡八木へ二里十屋あり。

付、吟味之上

も寫僞

三　三國街道

候道は、越佐兩國へ向ふの國道にして、一名を佐渡街道と稱す。越後方面諸侯の一部分、及び佐渡奉行は、此街道を經、江戸に參覲す。即ち群馬郡・利根郡を通過し、三國峠に掛り、越後國南魚沼郡三國村に達す。明治に至り、淸水道開かれてより、縣道となる。其上州に在る宿次は、十三所あり。左の如し。

金古宿　群馬郡。高崎を距る二里廿四町。

澁川宿　同　郡。金古を距る二里廿八町。吾妻・利根二郡の隘口に位し、信越兩國への間道を扼す。

金井宿　同　郡。澁川を距る廿六町あり。

北牧宿　同　郡。金井を距る十一町あり。

中山宿　吾妻郡。北牧を距る四里、中間に横堀峠あり。

塚原宿　利根郡。中山を距る一里廿六町、中間に中山峠一名塚原山あり。

下新田宿　利根郡。塚原を距る廿二町あり。

今宿　同　郡。下新田を距る八町あり。

布施宿　同　郡。今宿を距る十二町あり。

須川宿　同　郡。布施を距る十九町あり。

相俣宿　同　郡。湯原とも稱す。須川を距る三十町あり。

猿ヶ京宿　同　郡。相俣を距る十七町あり。

永井宿　同　郡。猿ヶ京を距る一里、三國峠まで上り一里、下り一里にして越後國魚沼郡淺貝宿に達す。

第二節　一里塚

街道の一里毎に、塚形の堠を築き、榎樹を植ゑて標とす。之を一里塚と稱す。箕輪軍記に、永祿四年、長野業政病死の時の事を記して、「我死せば一里塚同じに築きこめ、塔婆をも立つべからず」云々」とあり。然らば其以前に一里塚は有りし樣に聞ゆれど、此書の作永祿六年に在りと云ふ事疑ふ所なきにしもあらず。或は云ふ、織田信長之を創むと。而かも之れ京畿地方に限れるが如く、其年月も明確ならず。德川氏に至りて、慶長十九年、東海・東山・北陸の諸道に、一里塚を築かしむ。乃ち江戸日本橋を起點とし、三十六町を一里とし、里毎に之を作る。中山道は山本重成・米津正勝の二人奉行と爲り、永井白元・本多重勝、此事を承り、彼地に出張し、町年寄樽屋藤左衞門、奈良屋市右衞門等之に屬し、其事を行ひ、大久保長安之を總管す。是歲五月に至り竣成す。次いで本多等命を蒙り、諸道の一里塚を檢せり。現今本縣にて比較的完全に現存せるは、碓氷郡豐岡村大字上豐岡字下藤塚に在る者にして、史蹟保存法に基き、指定さるべき價値ありと稱せらる。又群馬郡明治村大字上野田（かみのだ）字屋敷裏に庚申塚ありて、榎の老樹立つ。此處は三國坂道の里

堠なる可し。其他所々に其趾の傳へはあれど、殆んど形を留めざる者のみなり。

寬政重修譜・碓氷郡誌・上毛及上毛人・國史大辭典。

第二節　一里塚

街道の一里毎に、塚形の堠を築き、榎樹を植ゑて標とす。之を一里塚と稱す。箕輪軍記に、永祿四年、長野業政病死の時の事を記して、「我死せば一里塚同じに築きこめ、塔婆をも立つべからず」云々」とあり。然らば其以前に一里塚は有りし樣に聞ゆれど、此書の作永祿六年に在りと云ふ事疑ふ所なきにしもあらず。或は云ふ、織田信長之を創むと。而かも之れ京畿地方に限れるが如く、其年月も明確ならず。德川氏に至りて、慶長十九年、東海・東山・北陸の諸道に、一里塚を築かしむ。乃ち江戶日本橋を起點とし、三十六町を一里とし、里毎に之を作る。中山道は山本重成・米津正勝の二人奉行と爲り、永井白元・本多重勝、此事を承り、彼地に出張し、町年寄樽屋藤左衞門、奈良屋市右衞門等之に屬し、其事を行ひ、大久保長安之を總管す。是歲五月に至り竣成す。次いで本多等命を蒙り、諸道の一里塚を檢せり。現今本縣にて比較的完全に現存せるは、碓氷郡豐岡村大字上豐岡字下藤塚に在る者にして、史蹟保存法に基き、指定さるべき價値ありと稱せらる。又群馬郡明治村大字上野田(かみのだ)字屋敷裏に庚申塚ありて、榎の老樹立つ。此處は三國坂道の里

堠なる可し。其他所々に其趾の傳へはあれど殆んど形を留めざる者のみなり。

寛政重修譜・維氷郡誌・上毛及上毛人・國史大辭典。

第三節　關所

一　碓氷關

正應二年、鎌倉執權北條貞時の時、始めて關長原（碓氷郡横川村の北方約八町）に關所を設くと云ふ。又大永二年、武田氏は此關守を討破り、新に武井新兵衞・佐藤助之丞の二人をして、之を守らしめしが、天文年中、小田原北條氏の攻むる所と爲つて、二人は守を棄てゝ去れりと云ふ。而れども是等は正史に見る所なし。慶長十九年、安中城主井伊直勝、幕命を奉じて、關長原に假番所を設け、横川村及び原村の農民をして、之を衞らしむ。爾後安中侯の守衞するを常例とす。元和二年六月、幕府の目附能勢治郎左衞門・小幡孫市の二人、使命を帶びて、横川村を檢分す。井伊直之、父直勝に代つて關所守護代と爲るや、關長原の番所を横川村の西端に移し、九年三月十五日、其上棟式を擧行し、同時に坂本驛の西方約十町、堂峰にも戍兵（原村の者之を勤む）を置き、之を遠見番所と稱せり。當關守護代の繼承次第は左の如し。

自慶長十九年　至正保元年　井伊直勝・直之
自正保元年　至寛文七年　水野元綱・元知

自寛文七年　至天和元年　堀田正俊

自天和元年　至元祿十四年　板倉重形・重同

自元祿十四年　至寛延二年　內藤政森・政里・政苗

自寛延二年　至明治二年　板倉勝清・勝曉・勝意・勝尙・勝明

關所の位置は、今の臼井町大字横川の西部、坂本町に接する中仙道に在り。古へは深林を負ひ、前に碓氷川を控え、對岸は鼻曲山の絶壁にして、實に關東第一の天險なり。當時東西に二門ありて、東門は守護代の門、西門は幕府の門なり。二門の距離五十間、門の兩側より東北に亘りて、堅固なる砦柵を設置し、警戒頗る嚴なり。又要害區域として、南北遠圍・近圍の別を立つ。卽ち北遠圍は五料村より土鹽村・上增田村・三ノ倉村を經、鼻曲山に至る行程約十三里餘、南遠圍は五料村より妙義・西牧村境を經、入山村を出て、碓氷嶺に至る行程十五六里、山嶽嶮峻にして、土人だも通行するに難く、山中に一宿せざれば、信州に出づるを得ず。近圍は横川町一圓の地を稱す。之を要するに、松井田以西碓氷嶺までは、皆御圍內なり。

御番所は門內に在りて、間口六間・奥行四間の平家にして、庭前には長柄・突棒・戻・指股・寄棒等の武器を備へ、狼藉者を搦捕るの用に供す。又安中藩より別に鐵砲

弓等を置く。幕府より建つる所の高札は、左の如し。

定

一此關所を通罷上之輩、番所之前にて笠・頭巾を脱ぐべき事。

一乘物に而通面々は、乘物の戸を開くべし。但女乘物は、番之輩指圖ニ而女ニ見せ可相通事。

一公家・門跡衆・諸大名衆參向之節は、前簾よりその沙汰可ㇾ召之間、不ㇾ及ㇾ改。自然不審之儀あらば、可ㇾ爲格別事。

右可ㇾ相守此旨者也。仍而執達如ㇾ件。

正保二年七月　日

御番所の門內には、關守頭の住宅を初とし、同心長屋・番人小屋等、何れも間口四五間、奧行約三間の平家五棟程あり。役人は番頭二人は各〻祿五十石。一日交番し、上席者決裁權を有す。平番三人は六剋の交番にて、番頭を補佐す。同心五人は一日二人づつの交代にして、關所の警固、手形の取扱、關內罪人の捕拿、門鑑の保管、竝に取次を兼ね、皆地附の者なり。安中藩より扶持米を受け、水色の羽織を着す。仲間四人は御貸刀と云ひて帶刀し、同心の次に班す。常に西門の開閉、竝に番所

の雑役に服す。東門を守る二人は、安中領民の志望者より選び、一箇年期の傭仲(やとひちう)間(けん)とし門の開閉、及び關所内の道路の掃除に當る。何れも定紋紺色木綿の法被（腰部に白線一條を染出す。）を着用せしむ。尚此下に箱番四人あり。番所内改所には、老中よりの證文、竝に手形取次人として、土地に住居の同心松本長兵衛・後閑周之助・須藤安治・荒井藤藏・齋藤當吉の五人、何れも二人扶持十五俵を給せられ、隔番に出勤して、通行の取締を爲せり。徳川幕府の末には、番頭大小姓山本勇之助・同後藤七郎兵衛・平番中小姓朝比奈三郎・同小林政五郎・同山本源吉等勤仕す。

當關所にて檢する所の人物及び兵器等に關する規定は、左の如し。

碓氷 高札在之　　内藤丹波守 當時 板倉伊豫守

江戸より出る

一女　禪尼　尼　比丘尼　髪切　小女　亂心 男女共　手負 同　囚人 同　首 同　死骸 同

右之通相改、御留守居方證文にて相通候。

一下り女者、其國々領主之手形ニて相通候。信州福島御關所を通候て下候女者、福嶋より之送り手形を以相通ス。加賀・能登・越中之女者、松平加賀守家老手形にて

相通。但善光寺五智如來參詣、草津湯治之女ハ、出候節、佛詣・湯治之儀斷置候得者歸候時、出候節之手形に引合通し申候。

一下り鐵炮者、公儀御證文にて相通候。但上方に出候鐵炮者改無ㇾ之。

但御用にて上方筋に罷越候面々、歸府之節貳三挺之鐵炮ハ、直判取ㇾ之相通す。

尤登り之節、置證文有ㇾ之候得者、歸府之節引合相通。

一夜中者公儀御用之繼飛脚等、罷通候節者相通候。此外時付之飛脚分明に候得者相通ス。

但諸大名夜中被ㇾ相通候節者、御老中方御證文を以相通す。右改樣之儀、番所看板ニ記有ㇾ之。

一弓・長柄・長持、數多下リ候節者、家來手形ニて相通候。

一二條・大坂在番之御番衆・與力等、亂心・手負之者、罷通候時者、大御番頭判形ニ而可ㇾ相通由、御老中御渡候御書附有ㇾ之候。且又公儀囚人、江戸に入候時者、御老中方御印形物有ㇾ之候得者相通候。但手負者、其主人之家來手形ニて御通候。

一尾張殿・紀伊殿、上下之鐵炮廿五挺、松平加賀守手筒五挺ハ、先年奉書來候ニ付、家來手形ニ而相通ス。

一夜中ハ一切不ㇾ相通。

右に規定せる如き諸人物を改むと雖も、就中婦人の江戸より出づる最も嚴に改め、又鐵炮は江戸に入るを恐れて、是れ亦嚴に檢せしなり。故に此二事に違反したる者は、如何なる事情あるに關せず、露顯の際之を極刑に處せり。

附けて云ふ、群馬郡室田村大字榛名山字社家町を距る五町餘に、東西十五間、南北二十間の關所跡存す。是れ寛永八年、幕府の設けし碓氷の裏關所と稱する者にして、信・越兩國に通行の旅客を檢閲し、常に社人をして之を監守せしめしが、明治維新後廢すと云ふ。（上毛及上毛人・碓氷郡誌・諸國御關所覺書・地名辭書・大日本名蹟圖誌。）

二　大渡關　眞正關　福嶋關

大渡關

大渡關は、今の前橋市岩神町字大渡に在り。市の西北十五軒町より河原町に至る緩坂を北に折れて、新大渡橋に通ずる道路あり。其の角の處は關址と云ふ。今は昔時の面影を留めず。元和二年八月、徳川氏の設置する所なり。

眞正關

眞正關は、今前橋市六供に其跡を存し、利根川の沿岸にして、古への東街道の要衝とす。大渡と同時に創置せられしものゝ如し。

福嶋關

福嶋關は、今佐波郡上陽村大字上福島[illegible]

場の邊に其跡を存す。幕末に前橋侯松平大和守の建設せしものなり。以上三關は、前橋藩の守衞する所とす。其規定は左の如し。

一西上野之外、他國より此三箇所を通り、東へ出候女之分者、一切不ㇾ相通候。

但東上野・西上野より此三箇所を通り、往來仕候女、幷湯治妙義參り之女ハ、其所之名主手形にて相通、歸候節人數相改通す。

一前橋家中之女者、面々手形にて通り、歸之節も人數相改通ㇾ之。

一此三ヶ所を通り、他國に出候鐵炮、幷東上野より此三ヶ所を通、西上野に出る鐵炮者、通し不ㇾ申候

但東上野より西上野江通り候鐵炮ハ、江戶江入候鐵炮ニ付、通シ不ㇾ申候。西上野より此三ヶ所を通、東上野に出候鐵炮者、其所之家來竝御代官・手代等證文を以通ㇾ之。

右は延享二年の令なり。（諸國御關所覺書・上毛及上毛人・日本歷史地理要覽。）

三　杢ヶ橋關

杢ヶ橋關は、今群馬郡金嶋村大字南牧に其舊趾を知るに過ぎず。東西二十八間、

南北二十二間あり。寛永中、德川氏の創置に係り、初め安中藩之を管し、延寶五年、高崎藩之を守衞す。後又安中藩にて預る。明治維新後廢止す。是關は越後路を扼せるものにして、三國峠に蒐るを以て、三國峠の押へと號したり。明治初年廢關す。延享二年令する所、左の如し。（諸國御關所覺書・地名辭書・大日本名跡圖誌・大谷雜記。）

江戸ゟ出候

一女　禪尼　尼　比丘尼　髮切　小女　亂心　男女共　手負　同斷　囚人　同斷　首　同斷
死骸

右之通相改、御留守居方證文にて相通候。

但江戸に入候節者、領主之家來手形、御代官手代等之手形にて相通候。杢ヶ橋近在之女も、其村之名主手形にて相通、作場通路女も、御代官之札を以相通候。

一鐵炮江戸に入候分者、公儀御證文を以相改申候。持筒も、持主之手形を以相通す。出候鐵炮も、不相改候。此外武器多相通候節も、持主證文、亦ハ品ニより公儀にも

一先づ相伺心得ニ而候由。

一夜中不相通候。但上使御目付之御用之繼飛脚、又も時付之飛脚等も、夜中も相通候。

一祖母嶋番所之儀、杢ヶ橋大水にて橋落候節も、公儀御證文杢ヶ橋に留置、書替手形を以祖母嶋を相通す。

五料關

四　五料關

五料關は、那波郡沼之上村（今芝根村の大字）に在りて、日光例幣使街道を監視せり。最初は厩橋藩の私關にして、往來の女は白倉茂兵衞の手形證文にて通行するの例なりしが、元祿十年九月、始めて幕府の公關と爲り、厩橋藩に屬し、吏を派して更番せしめ、行旅の符券を監査し、管鑰を掌らしむ。明治維新の際之を廢す。其趾今は宅地・桑園と爲り、僅に門礎のみ道路の左右に現存す。

五　料　高札有レ之、古來之御文言ニ而、酒井雅樂頭　高札未レ建直不レ申候。當時 松平大和守

一女　禪尼　尼　比丘尼　髮切　小女　亂心（男女共）　手負（同斷）　首（同斷）　囚人（同斷）　死骸（同斷）

右之通相改、御留守居方證文にて相通す。

一上方筋幷餘國より奥州筋江相通候女も、京都所司代・町奉行等之手形、信州福嶋に持參、碓氷に書替證文遣。碓氷より五料に書替證文遣相通。奥州より相通候女も、其所之家來、御代官手代判形にて相通候。

一鐵炮之儀、江戶に入候鐵炮拾挺より內者、其所之家來、又者御代官手代證文にて相通す。鐵炮數多候歟、大筒之分も、御老中方御證文を以相通す。

但江戸之方より出候鐵炮も、家來元判形御用にて通候。而々持參之鐵炮も、自分證文、又も家來之證文にて通之。下り之節も、右證文に員數引合相通。武具も改無之。

一夜中も急用にて相通候ものも、相改通之。

五　大戸關

大戸關は、今吾妻郡坂上村大字大戸字馬場に其跡を存し、今耕地及び宅地と爲る。榛名山の西に當り、高崎室町より烏川の谷を上り、北へ權田峠を横ぎり、荻生・大戸に達す。此山道は草津往還として知られ、信・上險要の喉にして、利害の繫る所なり。寛永八年、幕府新に此關を設く。監吏四人を置く。加部重常、沈勇にして才幹あり。且つ鄕の名族たり。因りて選ばれて吏と爲り、代官支配下に任りて關の事を掌る。明治二年廢關す。延享二年の規定に依れば、左の如し。（上毛及上毛人）

諸國御關所覺書・地名辭書。

大戸

高札有之、古來之御文言に而高札未建直不申候。

御代官所　布施孫三郎（七日市陣屋後諸山）

江戶より出る

一女　禪尼　尼　比丘尼　髮切　小女　亂心男女共　手負同斷　囚人同斷　首同斷　死骸同斷

右之通相改、御留守居方證文にて相通。

但江戶に入候女は、地頭家來、御代官手代手形にて相通。近世緣組之女、幷召抱候女は、其所之名主手形を以出入いたさせ候。農業之ため其日歸りの女は、證文無ㇾ之候ても相通す。

一夜中御用之飛脚之外、不ㇾ相通。

一武具鐵炮之儀、武士方持道具之外、御留守居方證文無ㇾ之候而は、一切相通間敷覺悟にて候由、只今迄通候儀無ㇾ之由。

一寬保八未年、右關所相建候其節、手負幷女其外不審成者、猥不ㇾ可ㇾ相通ㇾ由之御證文有ㇾ之。

大戶關趾之碑（篆額）

東京高等師範學校長正四位勳二等嘉納治五郎篆額

幕府之時、海內要地置ㇾ關、以檢ㇾ衆庶之出入。嚴ㇾ警凶徒之逋逃ㇾ。𡺸馬縣坂上村大戶當ㇾ毛信二國之通路。又浴ㇾ草津溫泉ㇾ者、必過ㇾ之。前臨ㇾ溪水、後負ㇾ山壑、所謂一夫當ㇾ關、萬夫不ㇾ能ㇾ過者、眞要害形勝之地也。東西人馬往來輻輳。居民數千、極ㇾ殷賑。寬永八年、官始設ㇾ關于

此、監吏四人、交代守之。村民一場五郎左衛門外加三人、累世司開閉、能竭其職。嘉永中、俠魁國定忠治、亦至此、遂被刑云。沿道里人、得因此關、以無虞。當時德之、每其修築營繕、供木材、服工役。明治二年、本關撤廢。今歷星霜四十餘季、驛程變易。其址殆湮滅。村民惜之。客秋　今上皇帝即位大禮。衆相謀醵金、建碑於關址、欲永傳之不朽、爲記念。來囑余文。固辭不得焉。因按狀記之。銘曰、

大戸之地。　四面環山。　商旅來往。　幕府置關。
誰何警戒。　塞邪通宜。　王業復古。　四海清夷。
衆惜遺迹。　久屬埋湮。　一碑勒此。　長傳後人。

群馬縣師範學校長正七位山本宗太郎撰
從七位内田柔太郎書

大正五年丙辰十一月三日建立　（碑ノ裏面）

六　大笹關

大笹關は、今吾妻郡嬬戀村大字大笹に其殘礎を存す。寛文二年十二月、沼田藩主眞田伊賀守、幕命を奉じて之を設立し、通行を監視したり。德川氏の季世に之

を廢せらる。延享の制は左の如し。地名辭書・諸國御關所覺書。

大笹　高札無レ之　布施孫三郎（後に遠藤七左衛門）

一女　禪尼　尼　比丘尼　髮切　小女　亂心男女共　手負同　囚人同　首同　死骸同

右之通相改御留守居方證文にて相通。但江戸に入候女、幷信州より草津等に湯治之女も其所之町奉行・名主等之手形。

大笹村之女信州に出入ニも、大笹村名主手形。上州沼田より善光寺に參詣之女も、大笹支配之御代官手形ニ而通之。

一鐵炮之儀、江戸に入候鐵炮も、御老中方御證文ニ而相通候由。然共終ニ相通候事無之候。夜中も大名方ゟ信州筋に之急飛脚を相通ス。

但市場に用にて近村のもの罷通候時者、夜中も相通候。

七　狩宿關

狩宿關

狩宿關の趾は、今吾妻郡長野原町大字應桑字新田に在りて、長野原小學校第二分教場の敷地と爲る。中仙道沓掛宿より北方、草津への往來を扼す。天正中、武田氏之を創設し眞田氏・德川氏相次いで之を設く。明治維新後廢關す。

芹宿　　布施孫三郎（其後遠藤七左衛門）

一女之儀、草津河原湯に入湯仕候女、江戸より罷越候節も、碓氷御關所之書替證文を以相通、罷歸候節も、湯本之名主・年寄手形を以相通す。

但信州・甲州・上州より草津に湯治女・緣組女・召抱候女、其所之名主・年寄、幷女之親類等之取かわし證文を以通來候。

一夜中不ㇾ相通候。

但飛脚體成者に相見候得ば、品に寄夜中も相通。

一武具鐵炮前々より通候儀無之候。

所の女は名主又は親類の證文を以て通されたり。當關は輕きものなるを知るべし。（當關御關所覺書）

八　猿ヶ京關

猿ヶ京關は、今利根郡新治村大字猿ヶ京に、僅に其跡を存す。越後街道の要衝にして、三國峠を距る僅に數里なり。寛永八年四月、沼田領須川村の内に當關を設け、合瀨・初蔵の二箇所の通路を停止し、今後は猿ヶ京の一筋に定まる。土人云ふ、徳川

を廢せらる。延享の制は左の如し。地名辭書・諸國御關所覺書。

大笹　高札無レ之　布施孫三郎（後に遠藤七左衞門）

一女　禪尼　尼　比丘尼　髮切　小女　亂心男女共　手負同　囚人同　首同　死骸同

右之通相改、御留守居方證文にて相通。但江戸に入候女、幷信州より草津等に湯治之女ハ、其所之町奉行・名主等之手形。大笹村之女信州に出入ニハ、大笹村名主手形。上州沼田より善光寺に參詣之女ハ、大笹支配之御代官手形ニ而通レ之。

一鐵炮之儀、江戸に入候鐵炮ハ、御老中方御證文ニ而相通候由。然共終ニ相通候事無レ之候。夜中も大名方ゟ信州筋に之急飛脚を相通ス。

但市場に用にて近村のもの罷通候時者、夜中も相通候。

七　狩宿關

狩宿關の趾は、今吾妻郡長野原町大字應桑字新田に在りて、長野原小學校第二分教場の敷地と爲る。中仙道沓掛宿より北方、草津への往來を扼す。天正中、武田氏之を創設し眞田氏・德川氏相次いで之を設く。明治維新後廢關す。

狩宿關

拜 宿　　　　布施孫三郎（其後遠藤七左衛門）

一女之儀、草津河原湯に入湯仕候女、江戸より罷越候節も、碓氷御關所之書替證文を以相通、罷歸候節も、湯本之名主・年寄手形を以相通す。

但信州・甲州・上州より草津に湯治女・緣組女・召抱候女、其所之名主・年寄、幷女之親類等之取かわし證文を以通來候。

一夜中不ㇾ相通候。

但飛脚體成者に相見候得も、品に寄夜中も相通。

一武具鐵炮前々ゟ通候儀無ㇾ之候。

所の女は名主又は親類の證文を以て通されたり。當關は輕きものなるを知るべし。（諸國御關所覺書。）

八　猿ヶ京關

猿ヶ京關は、今利根郡新治村大字猿ヶ京に、僅に其跡を存す。越後街道の要衝にして、三國峠を距る僅に數里なり。寛永八年四月、沼田領須川村の内に當關を設け、合瀬・初越の二箇所の通路を停止し、今後は猿ヶ京の一筋に定まる。土人云ふ、德川

氏の末、關を三國峠に移すと。今證す可き史料を得ず。延享の制、左の如し。諸國御關所覺書・新治村誌・地名辭書。

猿ヶ京　稻垣藤四郎

江戸ゟ出候

一女　禪尼　尼　比丘尼　髮切　小切　亂心男女共　手負同　囚人同　首同　死骸同

右之通相改、御留守居方證文にて相通候。但江戸に入候女ハ、地頭之家來、御代官手代證文にて相通ス。猿ヶ京・相俣兩村之女ハ、日歸之往來ハ手形無之候て相通ス。緣組之女ハ、名主・組頭等之手形ニて相通ス。

一夜中不相通候。

但急飛脚慥成ものと相見候へば、品に寄、夜中も相通ス。

一鐵炮ハ、出入共ニ御老中御證文にて相通ス。此外武具改無之。乍併弓・鑓・長刀等、其身不相應に數多持參仕候得ハ、子細相尋吟味仕候而、不審成儀無御座候得ハ相通し候。

但鐵炮之儀、猿ヶ京・相俣兩村之獵師筒ハ、先規ゟ通し來候。

九　戸倉關

戸倉關は、今利根郡片品村大字戸倉に在りて、今津街道の要路に當れり。延享の制は、左の如し。（諸國御關所覺書・地名辭書。）

戸　倉（會津に之脇道、高札無レ之。）　横尾六右衛門（後ニ遠藤七左衛門）

一女之儀一切相通不レ申候。若相違候ハヽ地頭御代官手形にて可二相通一覺悟にて候由。

　但近村之女作場に罷越候時も、證文無レ之出入爲レ致候。

一鐵炮一切相通不レ申候。若通候はゞ、地頭・御代官手形にて可二相通一覺悟に候由。

　但近村之獵師筒も、其所之者請合を以て、出入爲レ致候。

一夜中者一切不二相通一候。

　但急御用にて通候はゞ、遂二吟味一慥成様子候得も相通。

一〇　南牧關　西牧關　白井關

南牧關は、其趾今北甘樂郡西牧村大字南野牧に存す。南日川の水源なる山驛

に位す。西牧關は、其趾今同郡西牧村大字西野牧字藤井に在り。信州北佐久郡に通ずる要路を扼す。西牧の驛舍は、本宿と稱し、下仁田へ二里半、發知嶺を越え、信州發知まで五里あり。此關は一に根子屋關とも稱す。白井關は其趾多野郡上野村大字楢原字白井に存す。十石峠の下に在りて、神流川に倚り、信州南佐久郡大日向に通ずる要衝を扼す。以上三關共に代官吉川榮左衛門・近藤和四郎の所管なり。高札を設けず。（地名辭書・諸國御關所覺書。）

（西牧關）（白井關）

一三ヶ所共信州ゟ之脇道難所故、他所之者往來無之。若通候節も、村中之者嚴敷致吟味、慥成者ニ候得も相通す。

一女手負并あやしき者、一切不相通。並武具・鐵炮不相通。持弓も相通し候。

但近邊之女も相通候。

一夜中は無據子細無之候てハ不相通候。

二　川俣關

（川俣關）

川俣關は、邑樂郡佐貫村大字川俣に其趾を存す。利根の江津を扼守せる所に

して、忍藩を以て戍衛に充てらる。

新郷川俣　高札有レ之、古來之御文言ニ而、高札未建直不レ申候。　阿部豐後守

一女　禪尼　尼　比丘尼　髮切　小女　亂心男女共　囚人同斷　首同斷　死骸同斷

右之通相改、御留守居方證文にて相通す。

但江戶に入候分者、不二相改一候。

一鐵炮並兵具數多通候節も相改候。

但鐵炮數多候節は、其主人之證文、數少時家老證文取替等にて相通候節、江戶にて先達て案內有レ之候得は、數多候ても家老證文にて相通す。

兵具之儀も、數多候得は、主人或は家老判鑑にて相通。數少分者、不レ及二手形一相通ス。惣而改方之儀、關宿同事に御座候由、惣て江戶に入候武具・鐵炮は、證文無之通來候。

一夜中往來之者不二相通一。

但御用にて相通候面々、又は宿次之飛脚は、夜中も相通し候。

第四節　渡津

大渡

大渡は、前橋城の西北岩神村より、元惣社村へ出づる利根の渡津なり。貞享三年四月の令に、

一人馬代九文

一奉公人の外歩行渉代五文

増文

一歩行人代貳拾文

一人馬代參拾文

一船賃出し候儀難澁に相見候輩、竝に非人等は舟賃取べからず。

竝に旅人等船まち是なき樣、漕通すべき事。

右之條々相背に於ては、船頭共曲事申付べきもの也。

とあり。元祿二年四月、左の令を出す。

一常水の節は、一艘に人計四十人可乘事。

附馬有之節、一疋に付七人づつ可減事。

一增水之節は、人計十人程乘るべき事。

附馬有之節は、右のつもりを以、人を減少すべき事。

並に荷物多く是有節は、其荷物に應じ減少すべき事。

右之通相極、船に乘候樣可仕候。若大勢乘候はゞ、相改一切乘まじく候。以上。

貞享元年、藩命を奉じて撰する所の前橋風土記に曰く、大渡府城の北にあり。大船を浮べて渡る。麻繩一條を船中に設け、舟中流を過ぐれば、水手麻繩を以て水涯に投ぐ。水涯の人之を取り引いて、舟涯に到る。若し然らざる時は、水急にして要處に到らず。或は下流急湍の中に陷り、舟を破る事あるもの多しと。元治元年、前橋藩にて架橋して、萬年橋と名づけしが、明治元年七月十七日の大水に流失せり。

實正渡

實正渡は、前橋府城の南半里許にして、勢多郡六供村より古市村に渡る利根川の渡津なり。水傍の高岸上に一の小守舍を設け、其坂下を津とす。貞享三年四月、渡津の制は大渡に同じ。元祿二年四月の令は、左の如し。

一常水の節は、一艘に人數四十五人乘可申事。

附馬有之節、一疋に付七人づつ可減事。

一水增之節は、人計三十四五人可乘事。

附馬有之節は、右のつもりを以人を減少すべき事。

竝に荷物多く是有節は、其荷物に應じ減少すべき事。

右之通相極、船に乘候樣可仕候。若大勢乘候はば相改、一切乘まじく候。以上。

福嶋渡

福嶋渡は、那波郡上福嶋村に在りて、利根河畔の高岸上に守舍を設け、坂を下りて津に到る。貞享三年四月、渡場の制大渡の條に述べたる如し。

下之宮渡

下之宮渡は、五料の北方下之宮より、上之宮に渡る利根川の一津なり。享和三年、伊勢崎邊よりの旅人、下之宮の漁舟に些少の賃錢を與へて通行せしを始めとすと云ふ。其後高崎、藤岡への行旅繁くなりて、文化元年、新に渡船を開始し、天保十年三月より、人夫を出して越立を爲す。後船橋を架せり。

五料渡

五料渡は、那波郡沼之上より柴町へ渡る例幣使街道利根川の一津なり。前橋風土記に曰く、五料港は古へ御靈に作る。港は廣瀨川の水傍に在り。御靈神社あるが故に、名づけて、御靈港と曰ひ、神社今猶存す。後洪水に因りて、港は利根川に移る。音相同じきを以て、土俗妄に五料に作ると。天正八年、武田勝賴より沼之上の石倉孫七に宛てたる文書に、利根川渡船越立を免許せり。德川氏の世、沼

之上と芝町との兩地、共同事業として、渡船を營めり。明治廿四年、組合にて船橋を架せしが、大正十一年より又渡船と爲れり。

竹石渡

竹石渡は、佐位郡武士村に在りて、例幣使街道の廣瀬川の渡津なり。

柳瀬渡

柳瀬渡は、新町宿より岩鼻に到る烏川（本名は柳瀬川）の渡津なり。往古より橋梁なく、渡船も無くして、行路に艱むもの多かりしが、新町宿の人、二木屋（小林は姓）伊左衛門、公許を得て、寶暦九年、定船渡と爲し、運賃は本馬十五文、輕尻十二文、人足十文と定む。渡船の權利は、伊左衛門其半を握り、他は對岸岩鼻・中島兩村に在りき。

藤木渡

藤木渡は、新町河岸より角淵に渡る烏川の一津なり。藤木は笛木の轉にして、新町宿を舊名笛木新町と云ひしに起れり。新町宿の人、高橋重太夫の碑文に云ふ、烏川新町を歷て東し、刀禰に入る。津あり。日に舟筏の會宿と爲りて、民其利を受しが、重太夫の時、適、其津已に廢れり。之が爲めに奮然として貲を費し、其勞を擇ばず、官に請うて其事を再興す。事は天明二年に在りと。此渡津は藤木渡を云へるならん。

烏川渡

烏川渡は、沼之上と武州賀美郡（今兒玉郡）八町河原との間、烏川の渡津とす。元祿十五年、兩村にて越立の權利に關する訴訟起り幕府の裁決ありて、沼之上の勝訴と

爲る。文化年中、洪水の爲め河身變更し、再び爭議を起す。幕府裁決の結果、河身は如何に變更するも、水面上の渡船權は沼之上に在りと申渡さる。明治初年、三たび其地を爭ひ、大審院にて沼之上の專有と判決せらる。

長井渡

長井渡は、新田郡古戸（ふっと）村より、對岸武州大里郡妻沼に至る利根川の渡津なり。此津は史上に古くより顯はれたり。

筏場

筏場は、高崎常盤町入口の木戸外を云ふ。烏川を渡りて、板鼻に行く中山道の往還なり。此地を筏場と呼ぶことは、昔信州木曾福嶋邊の本山より、御用木を高崎まで通し馬にて駄送り、此河岸にて筏に組みて、江戸に下せしと云ふ。故に其商人等の旅宿本（もと）町に在りて、莊屋各河岸に持場ありて、材木を積み置き、番人を附けおく。又筏乘と云へる者も、筏場に有りしと。享保年故ありて、（筏に乘りて城下を通過するは、要害上危險なりとの理由、）領主より姑く筏の通用を停止せらる。安永年中、聖石に新開せしも、天明三年、淺間山の噴火より停止せらる。又文化年中、之を開始せしが、嘉永元年之を停む。安政三年、水戸御用材取扱の名義にて、又々開かれ、明治五年、歌川町の名を附す。同十年停止せり。（高崎志・高崎驛遞志。）

第四章　治水開墾

概況

戰亂漸く息み、昇平久しきに及びて、山間僻地に至るまで、次第に開墾して、公私の有と爲れり。而かも其間紛擾を生ずること無きにしもあらず。從つて公訴に及べるあり、罪過に罹るあり。故に法を立てゝ、其向ふ所を知らしむ。貞享四年令して、町人請負の新田畑を停む。但し其然るべき縁由あるものは相議す。町人請負新田とは、商賈が某所の地を負荷して開墾するを云ふ。又村受新田有り。村民協力して開墾するを云ふ。各鍬下年期を定め、年期中は免租とす。又見立新田有り。即ち代官・勘定役等、開墾すべき地を見立て、他に障礙なく成功し、鍬下年期を過ぎ、地租を賦するに至り、其十分の一を下賜し、以て之を勸誘す。是れ德川氏一代開墾處置の大畧なり。（租稅志。）

法規

享保七年、畿内・西國・中國・北國・關東を分ちて、三府の町奉行に請願せしむ。町奉行は之を遞送し、勘定所に於て熟察し、以て其可否を決す。又同年の令に、各代官所の内新田畑となるべき場所ありて、普請等作方を以て開發すべきの處、公費を

俟たず、百姓自費を辨じて開墾すべき場所は、速に開發せしめ、追つて其趣を上申せしむ。普請とは修繕を云ふ。河身の屈曲するもの、修理して之を直くする時は、水害を防ぎ、且つ若干の田地を得べし。所謂瀨違新田是なり。或は沼池の淺汀無用に委したるもの、堤塘を修築すれば則ち若干の田地を得べきなり。荒損の田は起返の法を設け、享保以來、屢〻促責の令ありて、其法大に備る。寶曆七年、全く私領內にあるの地萬石以上以下とも、其地內に在る場所は、公儀より新開を命ぜず。但し一村一領に非ざる分鄕にても、一領周圍內に在る地は、之に同じ。他給（他の知行所なり。）の地嘴少々にても交はるものは、一領內に非らざるを以て、公儀より新開を命ず。但し一國內に非ざる國境にして、他國の地嘴交はる場所も之に同じ。寬政十二年令して、諸國の川筋連りに埋沒して、水行惡しき以て、今より以後、諸國とも公領私領を問はず、川通りの附洲を新開するは勿論、葭・眞菰等を植出すことなく、其發生の地は、之を刈拂ひ、附洲とならざらしむ。（租稅志。）

天狗岩堰用水の創設

慶長六年、秋元越中守長朝に、群馬郡總社の地六千石を賜はるや、謂へらく、此地高燥にして、灌漑の便に乏し。若し利根の水を引いて、旱害を禦ぎ、荒廢の地を拓かば、其利潤を得ること亘大なる可しと。然れどもも其土功の費寡少ならざると、

末流井伊直勝の封邑に當るとを以て、一日直勝に會して起工を謀る。直勝以爲へらく、恰も雲に梯するが如し。爰ぞ人力の能くするを得んやと。遂に謝絶す。是に於て長朝奮起、獨力を以て事に當らんとし、家臣を率ひて、親ら土民を督勵し、慫め約するに、三年の免租を以てし、慶長七年春、工を起し、拮据三年、九年秋に至りて竣功す。乃ち利根の上流植野村に取入口を置き、岩石を穿通し、丘壑を塡鑿し、溝洫を疏通す。溝の廣さ五間乃至二十間、深さ八尺乃至二丈、延長數里に及ぶ。後人名けて越中渠と謂ひ、又天狗岩堰用水と稱す。傳へ云ふ、工事の際、巨石怪岩蟠踞して、通鑿頗る難し。長朝總社明神に祈請する七晝夜、一日忽然として一異人顯はれ、示教を垂る。衆皆之に從うて勞役し、遂に竣成するを得たり。又魁偉の僧、工夫に混じて勞役するものあり。膂力萬鈞を擧げ、險難の工事忽にして均平す。工竣るの後、物色すれども之く所を知らず。人以て天狗の所業と爲す。故に之を天狗岩堰用水と呼ぶと云ふ。此工就りて以來、昔日の瘠田は變じて、肥沃の地と爲り、旱魃の患殆ど其跡を絶ち、(二)二萬七千石の墾田を得、五十九村即ち現今の二箇町八箇村、灌漑の恩に浴するを得るに至れり。長朝得る所の墾田四千石を、本高に結び給はり、萬石の侯に昇格せられたり。

五千石堰と代官堀の開墾

長朝又別に天狗岩堰の支流を穿つ。即ち總社町・元總社村・新高尾村・中川村・塚澤村に通ずる一溝渠にして、之を五千石堰と稱す。蓋し水田五千石に灌漑し得るを以てなり。慶長十年、代官伊奈備前守忠次、用水竝に國發奉行と爲りて、佐波郡玉村に臨み、東京ヶ嶋・玉村・芝根の諸村を貫流する瀧川を穿ち、下新田村・萩原村等より、利根川の水を引かんと企てしが、水路の地勢險峻にして、工事進まず、將に功の成らざるに至らんとするを恐れ、之を長朝に謀る。長朝乃ち天狗堰の溝渠を修展し、水量を增し、且つ其下流を堀穿して、瀧川に連絡せしむ。是に於て利根の水、滾々として瀧川に注流し、以て玉村地方に及び、從つて千八百餘町歩の灌漑を全ふするを得たり。此溝渠を代官堀と稱す。

力田遺愛碑

秋元氏總社を去つて、百七十餘年の後、里民尙其恩澤の宏大なるを追懷し、安永五年、力田遺愛碑を光嚴寺內長朝が墓前に建つ。

上毛群馬郡力田遺愛碑頌

東江　源鱗撰幷書題額

慶長七年壬寅、秋元公諱長朝、就封于上毛群馬郡。始城總社之邑也。侯旣奏庶富以本業。而邑中稻田數千畝、無所受水。九年甲辰、暨吏民勠力、擧臿、決渠、開通溝瀆、隨

利根川引流。凡獲田利、爲肥饒者計二萬七千餘石。於今岡有旱魃爲虐、洪水襄陵、咸侯之績。後侯子孫移封於他邦。而郡之父老子弟、猶相與謳謠其功德、而不忍忘。遂勒其事于石、樹之侯廟前、以示永永。謁余作頌。其辭曰、

侯昔莅國。爰方啓封。愍社既衆。言言崇墉。惟侯發政。思戢川光。決渠灌漬。利川洋洋。始播百穀。厥田惟良。制産有恒。以厚我鄕。民人所瞻。念是懿德。萬億豐年。惟侯之力。祠宇斯立。神鑒孔明。勒石永世。用垂頌聲。

安永五年丙申十一月　　　　百姓等建

備考　碑棹は三重の臺石の上に載す。その面高三尺、幅及厚一尺四寸、三面に文を刻す。上臺石高七寸八分、幅二尺五寸、中臺石高五寸、幅三尺五寸、下臺石高地上五寸、幅四尺五寸、各面同一とす。

(註一)二萬七千石五十九村の內容、左の如し。

(石高)	(村名)				
幕府領		五九五・一一一	下瀧	二八七九・四〇〇	(計)
二九・七〇〇	瀧	二九・一一〇	輿六分	旛原六郎兵衛知行所	
六〇・五〇〇	新田	二四・六四六	萩原	八九〇・八六五	福嶋
七一三・五〇一	八幡原	九二〇・七〇三	上新田	二一四・四七四六	上之手
一八九・八九四	同	三一九・六八五	宿横手	二五・六九三	後閑

一五六・二〇〇　飯嶋
一二八七・二三二六（計）
松平左兵衛知行所
二八六・八一四　上茂木
五三・四八九　下茂木
三四〇・三〇三（計）
高井但馬守知行所
二九二・〇二六　中齋田
一〇七・二〇四　板井
一三六九・二三〇（計）
山田肥後守知行所
一六二・八〇〇　下新田
五八一・一〇六　南玉
七四三・八一六（計）
本田彌左衛門知行所
五一六・三三四　上之手
雨宮清三郎知行所

五九・三〇七　後箇
萩原鐵太郎知行所
一八五・〇〇二　萩原
小栗又市知行所
一七〇・四七六　下齋田
八八・四五〇　與六分
二五八・九二六（計）
高崎領
一六六四・二一九　元總社
四六一・八二六　大友
四九三・七八〇　江田
四四〇・三〇二　新保田中
八六〇・〇二五　中尾
三七七・四三三　正觀寺
七九五・三一七　小八木
五五七・九二六　井野
七六・〇〇〇　後家

九四一・〇〇〇　島野
一五〇・〇〇〇　西横手
四六七・八〇〇　上瀧
一四八・四〇〇　下京目
一四八・四〇〇　上京目（彌太郎組）
一一六・六四〇　同（庄七組）
一一六・六六四　同（文治郎組）
一一六・〇〇〇　中京目（權右衛門組）
一六三・五九一　大澤
二九二・一九六　稻荷新田
二七六・四六一　川曲
七一九・二四四　上新田
一三〇・〇〇〇　前箱田
二四〇・四九二　下新田
五三六・五四五　萩原
三五〇・〇〇〇　元嶋名
二一三・五〇〇　瀧新田

字	貫	中箱田	一一九・五〇〇	北原分	六八・六一五
二一六・〇一六	角淵	東箱田	二八五・五九三	石倉分	四〇・三〇〇
一二九八・八九四					
一二三六八・三七七	(計)	小相木	一五八・七三四	巢鳥分	七一・八五三
前橋領		古市	五三九・六二四	野馬塚	三三六・〇九四
八二八・一六〇	川井	内藤分	三八六・六七三	大屋敷	一九五・三〇二
五四六・〇〇〇	下新田	大渡り	一〇〇・〇〇〇	給人屋敷	一五三・五三六
三五三・八三一	下茂木	正樂寺廻り	二五四・六〇〇	植野	五〇六・二四五
二八二・二九一	鳥羽	七ッ石關泉分	一二六・五七六	(計)	六八六〇・六二〇
六一四・八〇二	上下日高	稻荷塚新田	二四四・四二五	(以上合計)	
一一九・五〇〇	西箱田	小河原分	五二八・四三〇		二、六八六八・五五七

植木村原野の開發

慶長六年、伊勢崎藩主稻垣平右衛門長茂、佐位郡上下植木間の原野を開拓す。今其時の面積を知る能はずと雖も、後に上植木村は五百六石八斗、下植木村は七百四十七石五斗となれるを見れば、其開墾は廣大なるものには非ざる可し。

野溜を穿つ

慶長十八年、伊勢崎藩主稻垣長茂、佐位郡上植木村に池を穿ち、通稱大井戸の泉を引き、灌漑に供せしむ。面積六千四百五十二坪あり。養鯉に適す。寛文五年、鯉六百尾を領主酒井侯に獻ず。侯命じて、之を厩橋の城濠に放たしむ。爾後彼

池を鯉沼と稱すと云ふ。（佐波郡誌。）

野邊村の開墾

寛永の初、松澤織部、（武州忍城主成田義長の後裔、）邑樂郡野邊の地を開拓し、野邊村と名く。其後村民次第に增加せしを以て、寛永十四年、字東山の地に一寺を建て、大惠山不動院龍福寺と號す。（邑樂郡誌。）

岡崎新田の開發

寛文元年、岡上（のぼり）景能、父の職を繼いで代官と爲り、越後（一）・上野・下野（二）を支配す。其吾妻郡新定利村の陣屋に在るや、該地水利に乏しく、民墾耕に苦むを以て、榛名湖の尾流沼尾川より支渠を穿ち、巖險を通じ、堤を築き、以て水を引くこと延長一里二十九町。工事困難なるを以て、官に請うて貢租を免せられ、遂に二百餘町を竣功す。岡崎新田是なり。後田圃開け、民戸蕃殖するに及び、箱島・岡崎・五町田の三村を立つ。

笠懸野の開發と岡登堰

赤城山の麓より、利根川の北岸に渡れる、平曠數十里の原野は、之を笠懸野と稱し、中古以來荒蕪の地に屬し、何人も棄てゝ顧るもの無かりき。景能百方水路を考察し、寛文九年工を起し、遂（三）に渡瀨川を天王宿・蕪町村（今の大間々町神明宮の裏）より導き、數村を貫きて、阿左美村に抵る。又鹿塚村に分水渠を鑿り、之を原野に通せしむ。是に於て低地は耕作すべく、高地は家宅を置く可し。人民始めて移住の便あり。

賴りて數年ならずして、民戸四百二軒、田畠森林二千三百十八町歩を得たり。其創置されたるは、大原本町・山之神村・大久保村・權右衞門村・六千石村・久々宇村・桃頭村（後桃頭村を久々宇村に併せて、久宮村と改む。）にして、是を笠懸野、原八箇村と稱す。又近接の地に、廿五箇村の新田を拓く。即ち本町新田・金井新田・小金井新田・寺井新田・寄合新田・山神新田・西村新田・鹿塚新田・久々宇新田・阿佐美新田・鹿川新田・鹿田新田・桃頭新田・間ノ谷新田・國定新田・田部井新田・大久保新田・權右衞門新田・上田新田・溜池新田・六千石新田・大根新田・市之井新田・村田新田・西軒在家新田是なり。寛文十二年、幕府吏を派して、其地を檢し、老中以下連署の證狀を郷村に與へて、之を允許す。右灌漑用水渠は、後世之を岡登堰と稱し、以て景能の記念と爲す。

景能の祖豐前景行、北條氏政に仕ふ。其子甚右衞門景親、天正十八年、家康關東入國の後、召出されて大久保長安に屬し、御代官を勤む。慶長十八年、秀忠に謁し、後家光に奉仕し、某年卒す。法名道鏡。男甚右衞門景親、寛永八年、家光に仕へ、代官を勤む。其男次郎兵衞景能、明暦三年七月、始て家綱に謁し、後父に繼いで代官を勤む。貞享四年七月、是より先き農民等（四）村境を爭ふ事あり。幕府之を糺すに及び、景能陳謝すること理に當らず。總て代官の事務處理不明の事多く、該事件の糺問に於て

も證無き事を主張し、動もすれば私の非を覆はんとする所爲あり。罪死に當ると雖も、之を輕減せられ、八丈嶋に流さるゝの嚴命あり。十二月三日、既に其罪科を決せらるゝに至りしも、其後數多の貸金あるが上に、手代の輩に至るまで、統率宜しからず、總て公を掠むるの條、其罪最も重しとて、終に切腹を命ぜらる。(五)此時手代の輩、景能が事に坐して、罪を被りし者凡二十餘人に及べり。三四郎及び甚四郎の二子も亦、父が事に坐して、死を賜へり。景能遺骸は之を新田郡阿佐美村國瑞寺に葬り、雪江院壽峯道善と謚す。吾妻郡高山村にも亦一碑を建つ。景能の死するや、部民老幼男女の別なく、寃死を聞いて慟哭せざる無く、祠を大原町に建て、之を祀り、岡登靈神と曰ふ。景能常に佛法に歸依し、嘗て新田郡に長建寺(今廢寺)・東禪寺(今廢寺)・國瑞寺(阿佐美村)の三刹を創す。又敬神の志篤く、管內に祠宇の廢頽するあれば、必ず資を投じ、村民に命じ、之を修理せしむ。明治十五年、縣令揖取素彥深く景能が寃を痛み、狀を具して內務卿山田顯義に弔賞を稟請す。明治十七年九月、朝旨優渥、追賞金五十圓を賜ひ、大寃忽に散ず。是に於て十九年十月、紀功碑を大原町岡上靈社前に建つ。大正四年十一月、特旨を以て從五位を追贈せらる。(上毛及上毛人・寛政重修譜・人物志・山田郡誌・地名辭書。)

(註一)越後國中魚沼郡は、天和元年より幕領と爲り、景能之を支配す。乃ち中頸城郡高田に在陣して、中魚沼郡內向島新田を開く。今猶岡上堰と稱すと云ふ。同地

十日町の智泉・諏訪神社等に田畑を寄進せしこと記錄に見えたりと。

(註二)景能下野を管するや、寛文四年、陣屋を新田郡鹿ノ川村(今笠懸村大字鹿字陣屋)に置き、松田川より渠を通じ、大前・山下二村の田に灌漑す。之を宮堰と稱す。又七箇村用水と稱し、足利郡助戸村より山川・北猿田・常見・八椚・舩木・大久保・川崎の七箇村に溝渠を設け、渡良瀬川の水を導き、田百餘町歩に注ぐ。

(註三)上毛及上毛人に、起工を寛文四年とせど、誤なるが如し。寛政重修譜には、寛文九年六月十四日、伊奈五兵衛忠重、笠懸野開發に就き、其地を檢するよし見えたるを正しとすべし。

(註四)景能の罪科に就いて、表向と內情とは大に異なるものゝ如し。依つて少しく辯明を試みんと欲す。景能は元來剛毅の人にして、極めて自信強く、苟も一事を行はんとせば、勇往邁進、必ず之を決行す。權貴の阻む奚ぞ妨けん。故を以て上司に嫌憎さるゝこと少なからず。又其才能の非凡なる、事業遂行上誤る所莫し。是に於て儕輩の徒が效を嫉む者、隙に乘ぜんとせり。景能清瀨川を引くや、沿渠の諸村山田郡に屬する者、一時は用水の缺乏あらんを憂慮し、嗷々として騷擾す。事遂に幕府に聞へ、奸徒等機乘ず可しと爲し、大に之を排斥す。曰く、景能屢〻大役を起し、人民多く之に苦む。且官金を消費して、結算明白ならずと。幕府終に彼を法に問

うて、八丈島に流するに至りしなり。山田郡誌に曰く、「堀末不川水の排出に窮しける折から、下方より苦情出でければ、治郎左衛門は其所置に窮し、遂に貞享四年十二月三日、笠懸村に於て自刄するに至れり。（或は大原にてと云ふ。）」又一説に、或年水旱に遇ひ、新渠上流の田畝水脈少き爲め涸渇す。又或年大水に遇ひ、下流の民居水漏れにて、庭を濕すの害あり。妬忌の隣民、無智の徒を教唆し、一時喧嘰す。寛文十二年、幕府臨檢に依るも、稍〻日月を經たらんには、渠溝固定して、上流の乾燥と、下流の浸潤とは、自ら除去するものと認められしものなるに、愚民は只眼前の鎖事に拘泥して、紛擾を釀成し、幕府に訴ふるに至りしなりと。

（註五）一說に、景能幕府に召致せらるゝの途上、輿中に自刄す。景能の元締手代日出山吉左衛門、其屍を請ひ受け、國瑞寺に送りて、之を葬ると云ふ。

景行━景親━景親━景能┳某　甚左衛門
　　　　　　　　　　┣政忠　平十郎　秋山昌忠養子
　　　　　　　　　　┣某　三四郎
　　　　　　　　　　┣某　甚四郎
　　　　　　　　　　┗女　石野正積妻

矢田川の身幅を擴張す

矢田川は、邑樂郡に於て河幅僅に三四間乃至五六間に過ぎず。而かも河底頗る高く、沿岸の地惡水の疏通に苦む。加之、大輪沼沿岸の各村、連年洪水の害を被る甚しく、五穀熟せず、民菜色あり。同郡野邊村の人、松澤重左衛門（吉繁）深く之を憂へ、關係諸村と謀り、延寶八年、始めて惡水堀の開鑿を幕府に上願す。允されず。爾後屢江戸に哀訴す。偶天和二年以降七年の間、毎に水害を被り、元祿十一年の如きは、其害最も甚しく、大輪沼沿岸の田四百町歩、畑百五十町歩、收穫皆無と爲れり。居民の窮苦例ふるに物なく、中には他に移住を企つる者あるに至る。重左衛門今は默止す可きに非ずと爲し、大輪沼落口より赤生田橋に至る三千三百間、矢田川の河幅を十二間に擴げんことを請願し、遂に許さる。乃ち元祿十二年二月に工を起し、一箇月にして成る。人夫を用ふる實に六萬人と云ふ。爾來洪水の害、全然除去せられ、五穀豐熟、民皆鼓腹するを得たり。重左衛門功に依りて、庫米五百俵を賜ひ、永代諸役を免除せらる。享保七年卒す。年七十餘。（人物誌。）

西沼

貞享元年、領主酒井侯水利の便を計らんが爲め、佐位郡上下植木の村界に在りし、宗高山を崩壞し、其土を以て堤防を築き、七千五百八坪の大沼を作り、栢川の水を引いて貯水せんとす。而るに地質に陷缺ありて、水地下に浸透し、貯水の目的

を達せず。今も之を西沼又は土器沼（かわらけ）と稱す。（佐波郡誌）

増田堰即ち八坂堰の開鑿

伊勢崎及び傍近數村の稻田數百町歩は、常に水利に潤澤ならず、農民之に苦むこと久し。伊勢崎藩主酒井忠告の臣小島武堯、（市之丞、又伴左衞門、）大に之を憂ひ、寶永三年、群馬郡眞壁村以東、勢多郡の地に溝渠を開鑿し、利根川支流の水を引きて灌漑せしめんとす。而るに其地他領に屬するを以て、測量すること容易ならず。乃ち地方役阿久津庄次と謀り、暗夜に乘じて、竊に線香に點火し、之を目標として、測量に從事す。苦心經營三年の後、目的を達せり。是に於て親ら關係村落と折衝して、工事に着手す。精勵數月にして竣工す。乃ち勢多郡笂井村（今木瀬村の大字）より桃井川を引き、八坂堰を渡り、三郷村に入る。依りて八坂堰の名あり。木瀬地内に在りては、此用水を自由に灌漑用に供するの權を有すと云ふ。今は八坂堰普通水利組合を組織し、三郷村伊勢崎町及び茂呂村面積二百四十二町歩を灌漑す。藩主酒井忠溫、其偉績を追慕し、碑を建てゝ之を不朽に傳へんとし、文化七年、關重嶷・磯田邦光をして、文を撰ばしむ。而かも故あつて建碑を果さず。百年の後、明治四十三年、八坂堰普通水利組合成立を機とし、伊勢崎公園に建碑す。大正七年十一月、特旨を以て武堯に從五位を贈らる。（佐波郡誌）

小畠武堯頌德碑

従五位子爵酒井忠一篆額

吾伊勢崎酒井侯封内、上毛佐位郡稲田數千畝、無レ所レ受レ水。民苦レ業久矣。寶永三年丙戌、縣令小畠武堯、與二郡吏一謨、開二通溝渠、於同州群馬郡眞壁村以東、及勢多郡之地上。引二利根川流、以充二封内田水之用一。各所レ設水柵大小四十有八。而至二八坂村、迫二於神澤川一。於是架二水道於川上而通レ之。爾來郡中獲二田利、爲二肥饒一者、計三千餘石。至レ今郡之衆民、相與謳二謡其德一而不レ能レ忘。侯家亦愛二慕其功一而不レ衰。遂使下臣等勒二其事于石一樹上レ之、以垂二不朽一。

頌曰

上帝降衷。祖公惠行。選任不レ惑。爰獲二忠良一。
壘々縣宰。長養二厥祥一。克諮克詢。侯旅侯疆。
決レ溝注レ瀆。流水洋洋。百穀播詰。田利穰穰。
績用維丕。以祐二我郷一。謳謌擊攘。黍庶瞻望。
懿德千載。令名永昌。

文化七年庚午　月　伊勢崎執事　關重義　石田邦光　謹撰

明治四十三年十月　海軍中佐正六位勳四等功四級關　郁郎書

寛保二年八月朔、夜洪水あり。西北は妙義の麓なる碓氷川・烏川・神流川の諸流漲漲して、板鼻・八幡・高崎城茶屋町通の北西より、倉賀野に押出し、中山道の諸驛次、玉村・芝町・五料の番所を浸し、又榛名山麓よりは前橋・伊勢崎、其他在々所々を押流し、烏川・神流川・利根川・荒川一つに成りて流る。水深七八尺より二丈に至り、恰も一面湖水の如し。是より先き洪水に際して、計水杭に就いて測りしに、大體七八合にして、近年十合に及びしは是れ無かりしに、今度の大水は、利根川にて十六合と爲りしを以て、堤塘にて水を防ぐの術も無かりき。武藏島村にては、河岸問屋宮下庄左衛門宅の左右を押切り、直に岩松村に押掛けし故、青蓮寺境内水尾先にて、忽ち水深七八尺と爲る。本堂は緣下一寸許を明けて水附き、四日の朝漸く退水す。而して大門前の大道は、大河の如く水流れ、十四五日までも繼續し、人馬の流るゝ者數を知らず。邑樂郡古戸村にては、二日に小山の如き大浪に打かけられ、家々忽ち押流され、北山の方に遁のびしも、少し後れて逃げ外したる者八十餘人、長良明神の社内榎の大樹に漸く縋りつき、水に追はれて次第に登りつゝ、烏の梢に止まりし如く、二日の早天より四日の暮方まで泣き悲みたりしが、漸く四日の夕に、水略退いて、皆命を助かりしを云ふ。同郡舞木村にては、別て水勢强く、堤五百六

十間押流され、男女九人、馬十七疋、見るまに水中に沒す。青柳村眞光寺にては、住職藥師堂に入つて、須彌壇に駈上り、本尊を懷き、天井板を打破り、二階に昇り、食せざること三晝夜にして、漸く生命を全ふせり。青柳より東の方赤生田・江口・板倉・籾屋・海老瀨・南大島・北大島・其外續きの村々は低地なればにや、水引き兼ねし故、十三日までも屋棟に住居して、老幼皆飢ゑ、恰も餓鬼の如き體なりきと云ふ。木戸村は、中利根川を北に距る二里許、野・上二州の境、渡良瀨川の一支流に位せるが、今次の水にて、道馬淵と云ふ所、百五十間押切れ、潰家二十戸、流失十七戸、水死人九人を出せり。德川村の西、牛塚村は河岸問屋のある所にて、上州・武州の船入込み、在鄕なれども、百姓の暮し向良く見えたる所なり。今度の大水にて、村中家を押潰され、殊に堤を押切られ、田畑砂にて山の如く、又堀となれるもありて、目も當てられぬ有樣なり。芝町にては水深一丈許、大小の家屋押流され、田畑多く荒地と爲る。倉賀野と新町との間に、砂原宿・金窪村の二小村あり。此處は碓氷・神流の二川合流せるに、村木を押し出したる事なれば、忽ち家屋敷に押掛け、二村大半跡形なく消失す。玉村町は水深一丈許にて、其竝びの川井河岸は、伊勢崎藩酒井家の領分なるが、百五十戸の中、六十戸を殘し、田畑與に砂山と變じ、後には麥を蒔きし

も、一本も育たず。其邊に八町河岸・御友河岸・五料番所などある其南の方は、悉く家を潰され、屋敷も大方押拔かれ、逃場を失ひ、水死する者夥しく、水引きし跡は一面の荒地と變れり。

此洪水は特り上州に止まらず、武州・下總・常陸に及び、奥海道筋は千住より栗橋までに十里餘の間、水床に附かざる所なく、一面渺茫たる海を見るに似たり。二日の暮に至りて、江戸は一尺を減水せしが、三日より又徐々と增水し、五日には大滿水と爲り、十三日頃までに漸く水引き切り、武家方町人與に皆々家に歸れり。

幕府にては、八月中旬より饑民救助の計畫を立て、吏を派して水害狀況を取調べたり。此時の巡檢は、勘定山口仙右衞門・泉本義左衞門の二人にて、所名主の請判にて、一分二分或は三兩五兩づつ、家の人數に應じて貸與し、一人に就き玄米三合位の積にて、當八月より翌年四月まで、之を給與せり。私領は各藩より五年賦にて、相應の貸與あり。其後御救ひ普請始まり、幕府より金二十萬兩を御手傳の諸大名に渡され、不足の分は諸大名の負擔と爲す。御手傳大名方は左の如し。

上利根川烏川神流川渡良瀨川　松平大炊頭

上利根川南側　松平大膳大夫　吉川左京

栗橋御關所烏川邊領向川邊權現堂川黑川赤堀川鬼怒川
中利根川
小貝川
新利根川
荒川立川元荒川星川
荒川

藤堂和泉守
阿部伊勢守
仙石越前守
間部若狹守
京極佐渡守
伊藤熊太郎
稻葉萬次郎

御使番割合

藤堂和泉守　青山備前守組下　松前隼人　花房兵右衛門
京極佐渡守　伊藤熊太郎　稻葉萬次郎　大岡土佐守組下　奧山甚兵衛　久世三之丞
細川越中守　土屋豐前守組下　嶋田新三郎　筧新五左衛門
松平大炊頭　高部攝津守組下　加藤左兵衛　多賀外記
阿部伊勢守　菅沼藤三郎

御勘定
　仙石越前守
　間部若狹守
御代官
　戸田備後守組下
　　秋田平太夫
　　水野對馬守
　　神尾若狹守
　　原　新六郎
　　近藤萬五郎
御勘定組頭五人
　　荒　川　齋藤又五郎
　　上利根川　堀江荒四郎
　　渡良瀬川　伴　重郎左衞門
　　荒　川　八木半三郎
　　江戸古利根川　青木次郎九郎
　　荒　川　今井園右衞門
　　荒　川　仁木勘助
　　横　川　萩野藤助
　　中川邊領　野田次郎右衞門
　　綾瀬川　荒堀五兵衞
　　神流川　本田角十郎

御勘定方

烏川	黒澤儀助
元荒川	林　要助
鬼怒川	伊東覺左衛門
小貝川	海老七郎兵衛
新利根川	水谷鄉右衛門
權現堂川	山口仙右衛門
星　川	三好藤四郎
向川邊領	大塚善次郎
下利根川	齋藤新八郎

十人御目附

中山五郎左衛門
佐々源左衛門

見廻り御徒目附

中村源七
伴　勘助
中村惣左衛門
勝田彌三郎
加藤與市
土田半右衛門

場所掛御徒目附

今田佐内
岩間權之丞
木室庄左衞門
山上與左衞門

見廻り御小人目附

伊野彥三郎
山本九平治
宮本半四郎
濱田九左衞門

小使御小人加役

菊地又七
山本藤吉

場所係御小人目附

三浦彌五左衞門
川村嘉吉
島田政助
彥坂平助

御使小人より加役

安藤助八
加藤元八

普請場所道程竝に金子高割付、左の如し。

(普請場所)	(道程)	(金高)	(御手傳姓名)
上利根川烏川神流川渡良瀬川	三〇里	二、九九〇〇両	松平大炊頭
上利根川	三八—二六	二、五二〇〇	松平大膳大夫
同	一二	七〇〇〇	吉川左京
古利根川中川綾瀬川(江戸庄内)	四〇	五、三八〇〇	細川越中守
栗橋御關所島中川向川邊領權現堂川赤堀川	三八	三、四七〇〇	藤堂和泉守
下利根川	一一	一、〇〇〇〇	阿部伊勢守
北立川	一九	五〇〇〇	仙石越前守
新利根川	一二	四七〇〇	間部若狭守
荒川	一二	五五〇〇	伊藤熊太郎
同	二一	五五〇〇	京極佐渡守
荒川星川元荒川	一九	二一〇〇	稻葉萬次郎
(計)	二四〇	一八、三四〇〇	

十二月上旬より、川々の堤大破の場所より、御救普請始まり、大水害の村々は、老若男女の別なく、旱天より出働し、畚籠にて土を運搬し、又は河中より大小の石を拾ひ上ぐ。老幼は小笊に土を少しづつ盛りて、之を運べり。少し水入の村々は、

百石に就き本人足四人、女童には幾人も出次第にて、人足十人に宰領一人づゝ付きて、一日を暮六つ時まで働き、歸りには人足一人に賃錢八十文、女童に四十文づつを賜はる。十二月廿五日までは普請にて、其後奉行役人等歸府あり。翌年正月二十日より、普請場再開せられたり。

岩松村は利根川を距る北方十二三町にして、御手傳普請の場所なき故、毎日人足百石に四人づつ、子供女子川邊に出働し、賃錢を取りて其日を送る。村高七百五十石の內五十石は小林角十郎の領分、二十五石は青蓮寺の朱印地、六百五十石は岡部藩安部攝津守の領地にて、何れも地頭より百姓を憐み、年貢を半毛と爲し、特に低地の分は無毛として免除す。加之、滿水の際より種貸し、扶助等ありて、百姓大に感泣す。前栽十四戶、竝に本鄕市平屋敷替を願ひ、本村の前通り伊丹堂へ引越す。是れ今後復洪水の在らんを恐れてなり。

十二月中旬頃、上利根川の大破の場所、松平大炊頭手傳普請の場所は、幕府より百姓御救の心にて、給與も宜しかりしを、中途にて諸役人之を盜掠し、百姓方への賃錢少なかりしに就いて、誰がしたりけん落書あり。

大炊川金魚銀魚は多けれど網のわるさにすくはれもせず

斯くの如き事度々ありし故、詮議などありて、改まりしと見え、後には落書も無くなれりと云ふ。（寛保洪水記錄。）

廣瀨川とは、今前橋市中を流るゝ溝渠なり。市の北方二里、勢多郡下箱田城山(じやうやま)の西麓にて利根川の水を分派し來るものとす。桃木用水と呑口を一にして、其西偏の一派なり。桃井川と分れてより、南方に向ひ、關根村の元齋堀（利根川を取入る。）の水をも容れ、數派に分れて、那波郡の田圃に灌漑す。此河道は往昔の利根幹流にして、前橋の東南駒形新田にて白川と會し、今の廣瀨・桃井兩堰の筋を通れり。故に廣瀨・桃井は下廣瀨川と稱す可く、駒形以上は上廣瀨川と曰ふを至當とす。抑も廣瀨・利根川は、古へは群馬・那波を西岸とし、勢多・佐位を東岸と爲し、西上州・東上州の分界たりしが、室町時代に洪水の爲め、利根の本流は橘山より總社・石倉に水を引きし水路に切れ込み、小水路遂に利根幹流と爲り、本流の跡は小支流を殘すに至れりと云ふ。其年代に就いては二說あり。上野傳說雜記には、天文中とし、名蹟志には應永年間と爲す。其後古利根の跡を疏通したる年代は詳ならず。天明三年、淺間噴火ありて、上流の土砂利根川に押出され、廣瀨・桃井の水路も閉塞す。伊勢崎藩の代官浦野知周、前橋藩臣等と與に、巡檢の幕吏に建議し、直に役を

起し、渠を浚はんことを乞ふ。吏曰く、是れ吾が任にあらず。更に上請して命を待つ可しと。前橋藩臣憮然として雌伏するも、知周之を肯んぜず。曰く、此事や人命に繫る頗る大なり。爭はざる可からずと。强ひて之を請ふ。吏色を作して曰く、前橋藩使は旣に承服す。何ぞ獨り然るやと。知周曰く、若し一日之を遷延せば、餓莩隨つて其數を增す。再命の日を待つに於てをや。是れ威嚴を避けざる所以なりと。前說を執りて倍〻堅し。幕吏感悟して、遂に其請を允す。終に埋滞を浚渫す。此土の衆庶、此殃に罹らざるは實に知周の力なり。現時の廣瀨、桃井堰の水は、佐波郡にて千四百餘町歩を灌漑す。知周は文化六年に卒す。（利根治水論考・佐波郡誌・前橋風土記・偉人傳・日本及日本人。）

浦野知周

浦野知周、通稱は仁右衞門、神村又は陽叟と號す。伊勢崎の藩士なり。幼にして氣慨あり。業を村士玉水に受け、奮勉して學に從ふ。仕へて近侍と爲り、進んで代官を命ぜらる。時に法紀漸く弛靡し、惡少年等鄕閭に橫行す。知周之が約束を嚴にし、法禁を明悉し、刑罰を事とせず。爲めに兇徒自ら四散し、良民堵に安んずるを得たり。天明三年、淺間噴火し、上毛の地被害甚大なり。侯知周に命じて、鎭撫の任に當らしめ、次いで郡奉行に副たらしむ。是に於て救荒の策遍く到らざるなし。

故に年大に饑ゆと雖も、封内安靜なり。文化の初、大目附を命ぜられ、儒學の教授を兼ねて、江戸邸に移り、藩の子弟を教授す。年六十にして骸骨を乞ひしも許されず、強いて請ふこと再三にして、後始めて許さる。延享元年六月十三日を以て生れ、文化六年六月十三日歿す。年六十六。（上毛偉人傳。）

書上ヶ原の開發

書上原は、今の佐波郡の地にして、下植木村・天增寺領・中里村・上植木村等の秣場たりしが、天明三年、淺間燒けの降灰に依りて荒廢せり。下植木の人板垣喜太夫（武田氏の老臣板垣信形が後裔なり。）之を慨し、開拓に志し、同年狀を具して請願する所あり。幕府其擧を嘉みし、全戸の百姓に一段づつ、並に金子三十兩を下賜せらる。天明六年、この割地殘り十町歩餘の荒地の開拓を開始し、專心耕作に堪ふるに至らしむ。且つ移住者を勸誘し、漸次其數を增し、遂に書上と云へる二十餘戸の一部落を爲すに至る。乃ち木村赤城神社の分靈を遷し、以て產土神と爲し、社頭の東西に二箇所の御手洗池を穿ち、東を天ヶ堤（一に尼ヶ池）西を男井と呼ぶ。此に湧出する水を以て、水田耕作の用に供す。今日此水の惠を享くるは、隣郡世良田村にまで及ぶと云ふ。（人物志。）

前橋城侯の利根川を治む

前橋侯松平朝矩、嘗て利根の水害を避けて、武州川越城に移る。爾來前橋附近

の田歩、大に荒蕪に歸し、人民離散し、榛莽荊棘の曠野と爲ること百年に垂んとす。文政十二年、安井與左衛門郡奉行と爲るや、開拓の業を己の任とし、同僚と與に議して、執政に請ふ。同僚陽に之を贊し、陰に之を阻む。藩亦之を難じ、議輒もすれば變せんとす。與左衛門意愈〻堅く、天保二年命を奉じて、前橋に赴き、物情を察し、事宜を度り、發するに臨み、家人と訣別して、衷情を述べ、前橋に至るや、郡吏を會して衆意の向ふ所を問ふ。衆皆難事を以て答ふ。與左衛門曰く、吾が指揮に從はん者は止まりて勞苦せよ。否ざる者は速に去れ、吾意既に決せりと。衆皆命に從ふ。與左衛門大に喜び、河越に復命す。而して藩其成效を疑ひ、同僚皆之を危む。與左衛門憤然として、再び前橋に赴き、嚮に誓ふ所の郡吏を會し、議して曰く、今は只民力の堪ふる所に就いて之を作さんのみと。此に於て始めて役を興し、漆原村の廢溝及び川井・飯倉・沼上三村の二水道を復舊し、又堤防を富田村に築き、荒川口の暴漲を防ぎ、水田九十七町歩を得たり。明年に至りて竣工す。藩始めて與左衛門の卓見を信じ、同僚其成功に服し、敢て異議を挾む者なし。藩命じて、與左衛門を前橋取締掛と爲す。依りて大に力を拓殖に伸ぶるを得、良田七百五十町を復舊し、民籍三百六十三戸を增殖せり。蓋し工を起してより是に至る、五

年を費せり。利根の激流は前橋の城後を衝くこと依然たり。侯此地を避けてより崖壁漸次崩壊し、遂に風呂溝に逼る殆ど二間。且暮溝亦陥落し、溝下の良田七千八石、水將に涸れんとす。里民憂懼して、爲す所を知らず。與左衛門乃ち前役に踵いで、再び工事を起し、利根河身に就いて、長四百二十間、幅四十間、深一丈二尺の新川を穿ち、大渡以南に長百二十二間の石堤を築いて、怒流を川に捍注す。是に於て河流轉換して、西岸に遵つて流れ、而して風呂溝恙なきを得たり。此役や、人夫を使役する四十四萬人に及びきと云ふ。（上毛偉人傳。）

野田用水の改鑿

野田用水は、群馬郡上野田・下野田・小倉の諸村を通じ、水田八十五町歩に灌漑す。其開鑿年代詳ならずと雖も、引水に關して野田・小倉兩村間に爭論絶えざりしが、寛延三年、役人の檢察を乞ひ、兩野田に八分、小倉に二分の割合を以て、分水點を胴木伏に改作せり。而して其後も兩野田の用水不充分なるを以て、爭論已まず。天保五年に至り、上野田村森田四郎兵衛なる者、奉行所の許可を得て、新水路を掘鑿し、終に其工を竣成す。即ち神戸川の上流船尾瀧下より、井堤に至る千七百間の工事なりき。是に於て兩野田水論は全く解決さるゝに至れり。（群馬郡誌。）

廢頽せる四堂堰を再興す

新田郡鹹塚地方は、水利に乏しく、所謂天水田と稱し、一旦旱魃に遇へば凶作周

く至り、其慘狀見るに忍びず。同村名主新井新右衛門、深く之を慨き、岡登渠の埋廢せるを再興せんと欲し、天保十一年、總代と爲りて、之を幕府に出願すること數回。安政年中に至りて許可を得しも、時恰も異船渡來の事ありて、人心恟々たりしを以て、起工するに至らざりき。明治初年、再び前橋藩及び岩鼻縣に出願し、後又栃木縣に出願し、明治五年九月、栃木縣の許可を得、（當時新田郡は栃木縣の屬たり。）六年起工し、萬難を排して、粉骨經營、數年を閲し、豫期の目的を達せり。是に於て岡登水利組合は、新右衛門の生前中、毎年米三俵づつを贈呈し、其勞と德とに酬ゐたりと云ふ。（上毛及上毛人。）

小野池

群馬郡澁川の地、水利に便ならず。村民灌漑に苦むこと久し。天保年中、同村の名主小野澤平左衛門義信、村民と謀り、直徑二町、周圍十町餘の一大溜池を穿つ。是に於て瘠田變じて、良田と爲る。村民其德に感じ、池を稱して小野池と曰ふ。（上毛偉人傳。）

奥澤村に三堤の築造

勢多郡奥澤村は、羽州松山侯酒井氏の別封にして、西北に赤城山を負ひ、東南は田園を控へ、地勢高峻、土質瘠痩、旱する時は乾燥枯稿し、霖する時は濁水氾濫すること、大抵寧歲無し。里正小野里英信、深く以て憂と爲し、自ら家產を投じ、廣く窮

水源涵養の爲め赤城南麓の植林

民を募り、池を穿ち隄を築き、大に灌漑を便にす。天保中工を起し、弘化三年竣成す。之を上隄と爲す。農業益〻盛にして、水利は未だ洽からず。

嘉永・安政の交、其子喜左衛門〔英武〕里正と爲り、大に之を憂ふ。懇請して許可を得、乃ち爽崖に就いて以て陂塘を築き、溢るゝ時は之を挹し、乾く時は之に灌ぐ。之を中隄と云ふ。旁邑皆害を免かれ、利を得たり。侯大に之を賞し、士班に列し、擧げて供給の職に充つ。喜左衛門又私財を投じ、布帛を遠近に貿易す。慶應二年三月、財を館林侯に納れ、又士班に列し、其職舊に依る。明治三年歿す。其子喜左衛門〔英道〕、父祖の志を繼ぎ、猶更に一隄を築く。之を下隄とす。實に明治五年なり。奥澤村の今日あるは、全く三世三隄の功に依るを以て、明治三十一年一月、村民相謀り、一碑を樹て其功を勒し、奥澤村三隄碑と曰ふ。〔上毛及上毛人。〕

安政五年、勢多郡原之郷村の人、船津傳次平、選ばれて名主となる。是より先き地方の田畠數百町歩、時に旱魃の憂に罹る。傳次平常に之を憂ふ。是に至りて村吏と議し、前橋侯の許可を得、水源の涵養に志し、赤城南麓の秣場に四百餘町の遺林を完成す。現時芳賀・富士見・北橘・横野の各村に亘りて、蓊蒼たる官林を形成し、地方旱魃の害を免るゝに至りしは、實に傳次平が賜と云ふべく、又下位にある

地方の水量潤澤なるを得る間接の因を爲すものと云ふ可し。明治七年、士族授産の爲め、此官林を伐採して、前橋藩士に分與する議ありしが、傳次平之を聞いて大に驚き、直に旱魃豫防の官林として、永久保存の事を其筋に建議し、大藏省よりは吏を派して臨檢し、其請願を容れ、遂に事無きを得きと云ふ。

文久二年、佐位郡上植木村川端宇兵衛なる者、率先して一池を開鑿す。地下數十間を墜道とし、粕川の水を引きて溜水し、一は灌漑の用とし、一は養魚の爲にす。今八幡沼と稱し、沼の周圍に松櫻枝を交ゆ。

八幡沼

第五章　各藩の教育と學藝

第一節　教育

第一項　前橋藩

一　酒井氏

酒井忠擧の奬學

元祿四年春、酒井忠擧、侍儒齋藤才次郎をして、三の曲輪長屋に於て、小學を講せしむ。聽衆、國老を初め平士二男三男に及び、志ある者は浪人も聽く可しとの侯命に依り、日々集る者三百數十人、目附二人姓名を記帳するに遑あらず。來聽者先着の順序を以て、席に就かしむ。書册は扉に載せて聽講せしめきと云ふ。齋藤才次郎は丹波の人、水戸藩の文學、田中止邱に學び、後林家の門に入る。元祿三年の頃、聘せられて前橋に來り、祿三百石を食む。其頃譜代の參覲は、春暇を請うて國に下り、八月參府するを定式とす。忠擧參府中は、右の長屋にて松尾彌五右衞門論語を講せしが、聽衆彌〻多し。册府。

前橋の藩學好古堂

元祿五年春、忠擧歸城するや、宿志に依り、學校を創設せんとし、其臣桑原孫三郎を普請大奉行と爲し、好古堂を厩橋城内に建設す。廣さ四十坪、傍に鎗道場並に射場を搆へ、表面二方に水流を引き、銀杏樹を植ゑ、以て聖堂を偲ばしむ。竣工の後、林祭酒揮毫の「好古堂」の額を揭ぐ。開堂の日至るや、床上に朱子像を安置し、齋藤才次郎自ら開講の辭を作りて之を讀み、式了るの後、論語を講述す。八月侯參府の後は、松尾彌五左衞門又論語を講ず。翌六年春、侯歸城の時、(二)三輪執齋來橋し、侯の爲に大學衍義を講じ、好古堂にては孟子を講ず。是歲黑田侯の儒臣、黑岩慈庵をも召連れられ、慈庵をして春秋胡氏傳を講ぜしむ。此頃侯書院に出でて、論語を講じ、國老以下重役諸士をして聽かしむ。又居室に於て每月六回、近習の爲に直講あり。元祿七八年の頃、松崎助作聘せられて、孟子を講ず。其子才助、松尾久助と與に、素讀指南と爲る。助作・久助の二人は既に老年と見え、冬は火鉢・鑵子・煙草を許さるゝこと、記に見えたりと。此頃佐藤直方聘せられて、好古堂及び侯前にて、小學・四書・詩經を講ず。直方、侯邸に在ること二十年に及ぶ。元祿十二三年の頃、門人豐田平七、小學を講ず。次いで豐田の門人市川源七、好古堂に採用せらる。豐田氏は享保の末まで堂を宰し、其歿後は門人細野幸助之に代る。忠擧

酒井忠擧佐藤直方を賓師とす

卒して數世、封を襲ぐ者皆弱年なり。豊田死してより、好古堂甚だ振はず。寛延二年、移封に先ち、學規廢弛せり。而して創立五十八年にして、姫路に移されぬ。初め好古堂の設立さるるや、御側用人榊原庄左衛門・大目附大山兵太夫の二人、事を綜覽し、御側用人榊原庄左衛門之が肝煎たり。後金原武左衛門・井上清兵衛・井上仁助・小野新左衛門・宮地久左衛門・榊原武助・都築與五左衛門等相踵いで、御側用人を以て、肝煎を兼攝せり。又武藝の方面を云はば、無邊流槍術の師範に、片山市郎左衛門・松原彌一兵衛・宮地久左衛門・芳賀七兵衛・相次ぎ、躾方には、元祿十一年より、大島新右衛門・同十四五年の頃より、大島小左衛門、其後戸部兵助之を勤め、上村喜左衛門・都築直右衛門・町田惣右衛門・上平二兵衛・永原佐右衛門・村上平次兵衛相繼ぐ。弓術指南は、元祿十二年より、町田小助・鶴田彌兵衛・鶴田彌吉兵衛相繼ぎ、無外流の劍術は、享保十九年より辻宇平太・室賀官八相繼いで勤仕せり。（直泰夜話・附尚）

元祿七年、厩橋侯酒井忠擧、京都滯在の朱子學者佐藤直方を招聘し、待つに賓師の禮を以てす。直方は備後福山の出身にして、是より先き福山城主水野勝種の賓師たり。元祿六年、故ありて辭去す。福山侯勝種の夫人は忠擧の姉にして、學を好み、賢夫人の稱あり。常に直方の學德を敬信す。忠擧が直方を江戸に招聘せしは、蓋

し此夫人の稱揚に因りしものならん。忠擧は直方を江戸の藩邸に住せしめ、之を優遇し、饋るに年俸金百兩を以てす。直方屢々厩橋に來り、儒書を講ず。蓋し酒井侯に賓師たること、享保三年まで凡二十五年間とす。此間藩學好古堂も設立せられ、分家たる伊勢崎藩にまでも、其盛名の聞ゆるありて、景恭私淑したるものありしなるべし。直方の高足に三輪執齋あり。日本及日本人義民號。

（註一）三輪執齋、名は希賢、字は善藏、執齋は其號、又窮耕廬の號あり。京都の醫澤村自三が子なり。執齋幼弱の時、父歿す。因りて執齋、賈人某に養はる。漸く長ずるに及び、出でて眞野氏を冒す。十九歳佐藤直方の門に遊び、始めて他姓を承くるの古道に非ざるを知り、本姓三輪氏に復す。嘗て直方の推薦に由りて、厩橋侯酒井忠擧に仕ふ。頗る恩遇あり。既にして致仕して去る。切め執齋、闇齋學を奉ず。後王陽明の良知の說を喜び、士大夫の間に講說す。是に於て忠擧が求むる所と異なるに至りしを以て、去れるなり。或は云ふ、侯僧祐天を信ずるが故に去ると。其後は或は松平紀伊守に仕へ、或は大坂に往き、居止を定めず。忠擧致仕の後、再び召されて論語を講ぜり。嘗て近江の小川村に到り、士民を集めて學を講ず。四座感泣して、以て藤樹先生の再生と爲す。詩文は其長所に非ず。和歌は之を中院内大臣に學び、其祕奥に達す。寛保四年正月二十五日卒す。年七十六。

三輪執齋

大胡の求智堂

元祿十三年、分營を城の東北二里半なる大胡に創設して、之を求智室（一に窮知堂と爲す。）と稱し、其地住居の藩士子弟をして、就いて學ばしむ。開講中は大胡日附之に出席す。指南は戸部兵助・蟻川喜左衛門とす。後市川源七・細野幸助之に代る。番人は紅林松齋・角田孫平次、相踵いで之に勤仕せり。求智堂の額は藩主忠擧の揮筆なりしが、轉封の際之を取外して、好古堂に附せり。（直泰夜話・冊府。）

二　松平氏

松平齊典の奬學

前橋藩主松平齊典、文學を好み、朝岡文之助を擧げて、其師と爲す。其後或は新に招聘し、或は藩中より拔擢して其講を聽く。其主なるものは杉村勉庵・今井八郎・石井良平・長野豐山・大澤權介・保岡嶺南等なり。齊典嘗て松平樂翁より、賴山陽の日本外史の著あるを聞き、其草稿を索め、嶺南をして校正せしめ、開版の後、弘く藩士に頒ち、之を讀ましむ。其後此書天下に行はれ、讀者をして尊王の大義を知り、國體の名分を曉り、延いて維新の大業を就すの源と成れり。

博喩堂の創立

齊典以爲らく、士氣を鼓舞し、弊風を改革せんには、學問を興すに如くなしと。

文政十年、石井良平〔文衷〕に命じて、學校創立の議を劃せしむ。是歳七月、校舍就りて、名を博喩堂と命ず。而して侯親ら扁額を揮毫す。是に於て白鹿洞書院揭示を揭げ、其教則を定め、儒者をして教授に補し、一藩子弟の十五歳以上をして、悉く就學せしむ。侯時に其子弟を召して、講義せしめて之を聽き、或は家老をして代講せしめられきと云ふ。文政十年七月、開堂前に藩中に布令せられたる學堂規則は左の如し。

博喩堂規則

學堂職員は、學監二名、教授三名とす。當時素讀は之を行はず。講釋・輪講・詩文會を開始し、番外以上每月講釋六度とし、大學は二の日五つ時揃、小學は七の日五つ時揃とす。與力大役人已下末々まで、每月講釋三度とし、論語は三の日五つ時揃とす。輪講番外以上より與力大役人以下末々まで、每月三度とす。但し望の面々は教授に申込み、人數を定めて之を開始す。孟子三の日九つ時揃とす。會讀は前條の如し。左傳は七の日九つ半時揃とす。詩文會も同樣にて、隔月五の日五つ半時より八つ半時までとす。尤も詩文會打手替の事。但し宿題の事は稽古を開始したる上、溜席へ張札すべし。休日は正月二十日まで、四月十七日、十一月十七日、五節句、御中、玄猪、〔藩主在城、〕十二月十日以後とす。講釋・輪講・會讀・詩文會の節は、學監一人づつ出席

あるに就き、何事に依らず、講學所内の事は學監の指導を受け、學事は之を教授に問合すべし。右の節、役方目附一人づゝ出席して、諸事を處理すべし。修學資格は四十歳以下十五歳以上、二男三男に至るまで、一同出席して修學すべし。役附并に師範の面々、或は家業ある輩は、自由に出場すべし。聽聞座席は、夫々張札をなし置くべし。溜席は狹隘につき、席次混淆の事。講學所へ出席すべき者は、願書を學監に差出し、認可は頭支配へ通ずべし。但し役附を始め、其外四十歳已上、勝手次第に出席すべき者も同樣とす。

八月十二日開堂せられし時の博喩堂條目を擧ぐれば左の如し。

學問は、人たるの道を知つて、之を身に行ひ、己を修め、人をも修むべき爲にてあれば、徳行は本なり。文藝は末なりと思ふ可し。人の行ふべき道、其端多きが中に、忠孝を以て本とする事、誰か是を知らざらん。しかはあれど、其眞實に知り、眞實に行へることぞ貴ぶべけれ。其餘の百行みな然り。かの徒に能く口に語れるは、貴ぶべきにあらずと思ふべし。すべての人、皆恥を知らざるべからず。況んや士に於てをや。是を知れば善き人と成て、遂には聖賢の域にも到りなん。是を知らざるは、人面にして獸心なり。心道理に暗く、身禮義を行はず、其才能も亦、職務に應ずるに堪へざることぞ恥べけれ。家貧にして衣食などのあしきは、決して恥づべきにあら

ずと思ふべし。自他ともに恭敬を厚くし、貴賤長幼の禮法を正しくすべし。假にも戯謔の言、傲慢の行ひ有べからず。聖人といへども、己をすてて人に從ひたまふといへり。されば常人に於ては、猶ほ更のこと成るべし。必ず誤ちを改るに吝にして、師友の教誡に戻り、我意を張る事有べからず。學術は孔孟程朱の正脈を崇び守るべし。其大意師儒に命じて撰み定めさせたる、講學所學約讀書の次第に見へたり。必ず異說を唱へ、正學を妨げる事有べからず。

右之條々固く守り、相學ぶ可き者也。

句讀書は小學・四書・五經にして、先づ四書を授けて、後小學に及び、或は先づ孝經・白鹿洞書院揭示・童蒙須知・千字文等の書を授く。五經已に卒業の後は、或は近思錄を授け、或は左傳・文選・蒙求等を授く。**講解書**は小學・四書・近思錄・詩經・書經・易經・孝經・太極圖說・通書西銘・白鹿書院揭示文・公家禮とす。**輪講書**は講解書目の外に、春秋胡傳・春秋左傳・禮記集說・易學啓蒙・蒙求とす。**會讀書**は講解又は輪講書目の外に、三禮・儀禮・經傳通解・大戴禮・春秋（孔羊傳・穀梁傳）・家語・國語・史記・前漢書・後漢書・三國志・通鑑綱目・唐鑑・貞觀政要・宋名臣言行錄・伊洛淵源錄・周程張朱之書・大學衍義・同補・文章軌範とす。**授業時間**は、毎日素讀・講義・質問とも、朝六つ半時より九つ時（今の正午）までとす。**授業方法**は、

生徒登校の順に依り、姓名牌を掌禮へ差出す。掌禮は之を主事に渡し、一一其姓名を帳簿に記入せしめ、順次に教授するものとす。句讀生は前日授讀せし處を、各自に讀ましめ、忘字多き者には、再三の溫習を爲さしめ、尙記し難き者には、前程を進めず。讀法は一に石井文衷の定本訓式に據りて之を授く。經史子集とも、每月三次づつ日限を定め置き、九つ半(午後一時)より七つ半時(午後五時)まで、講義・輪講・會讀を開く。詩文會は每月一次、正午より開き、日沒を限りとす。素讀の溫習、每月三次あり。大略四書は二十葉、五經は十葉を程度とすと雖も、必ずしも之に拘はらず。生徒の本質如何により之を參酌す。

學科は漢學・和學・刀術・算學・筆學・洋學(維新後の設置)とす。此外兵學館・練兵場、其他弓馬刀槍の諸藝は、學校にて管理せざるも、教育の趣旨は、文武兼修するを標的とし、其間に輕重する所なし。然れども概して武門の習俗は、文學に從事するを忌嫌し、十中八九は武技に趨る。生徒學修の期限は、文學は八歲にして入學す。是れ齊典の時の制なり。後十二歲と改む。又十四歲までは家塾に就學するを許す。三十歲までを期限とし、別に課程の制なし。而して二十四五歲を過ぐれば、勉强するもの稍少し。武藝は十三四歲より習業し、免許に至るまでを卒業の程度とす。職員は文武奉行一人、寄合より任命し、年寄或は番頭次席とす。持高を以て勤むるものとす。

學監二名番士を以て之に任じ、監察職に列す。持高百石に滿たざる者は、在職中百石高と爲す。無息の者には、十口を給す。藩學創立の時、此職を設けしが、後掌禮を置くに及んで廢せらる。學中の大事は、憲職の章程とす。教授一名乃至三四名、儒者を以て之に任ず。席番拔（番士の上）とす。持高を以て勤むる者とす。此職に任ずるの際、書籍料として金百兩、年末每に手當として銀子若干枚（大凡金五圓）を賜ふ。無息なれば、十口の食封を給す。助教は大凡五六名とす。番士或は儒者之に任ぜらる。職員概數は、吏員約二十四五名、教員約四十二三名、門衛・小使約三四名とす。生徒概數は、通學生約三百名とす。維新後江戶の邸學を合併せし際は、生徒大に增加して、六百餘名の多きに至れり。學校經費は、年學費金四五百兩とす。

文政十二年正月に至り、素讀の稽古を開始し、助讀十二人、副讀四人を置き、句讀を授け、特に學監を置く事を停め、監察總掛りとし、學中に掌禮八人、主事二人を置き、教授に稟議し、庶事を經理せしむ。後掌禮を世話役と改稱す。其後又助質問四人、副質問四人を置き、教授・助教を助け、訓義を生徒に授くる事となれり。

時に治平の久しき、士風多くは頽敗して、文學の如き顧る者少かりしが、侯此設あるに及んで、教化普く及び、士風の面目一變するに至れり。是より後儒者は醫

師と與に、士班の次座なりしを、陞せて上位に置けり。當時聘用せし儒者は長野豐山なり。

豐山、名は確、字は孟確、通稱は友太郎、豐山は其號なり。祐清の長子。天明三年七月二十八日、伊豫國川ノ上に生る。七歳始めて句讀を鄉人南海字翁に受く。寛政五年、父歿する時、豐山十一歳なり。孤弱依歸する所無し。家に書籍あり。稍〻之を繙閱す。乃ち能く五七言の詩を作る。十九歳浪華に遊び、中井竹山に就き、詩書・左國史漢・東萊博議等の書を受く。幾くもなく竹山歿す。文化元年八月、京師に遊ぶ。岡本遜齋なる者あり。諸生と與に、同じく新唐書を讀む。豐山も亦與る。時に豐山、好んで稗史小說を讀む。稍〻其益なきを知るや、因つて周秦漢魏の書を求めて、日に之を誦讀す。是に於て發憤して、古文を學ぶ。文化二年三月、笈を負うて東都に遊び、昌平黌に寓し、柴野栗山・尾藤約山・古賀精里に就き、特に中庸・周易を約山の門に受く。始めて十七史を通讀す。益〻博く經史子集を讀み務めて其學を殖す。經義は程朱を尊信し、文章は一に韓蘇を宗とし、詩は李杜の外に、杜牧之・白樂天・蘇子瞻・陸務觀を好む。東都に在る前後十年。文化十年、伊勢國神戸藩主本多侯の招聘に應じ、儒學掌教と爲る。侯は藤猗蘭公の後たるを以て、多く書籍を藏す。是に於て請うて偏く之を閱す。乃ち說郛・武備志等、數大部の書を讀むを得たり。同十四年、歩

卒隊長に陞せ、命じて政議に參せしむ。固く辭せしも允されず。時に侯方に舊弊を剗剔し、專ら教化に務む。然れども施設緩急未だ其宜しきを得ず。豐山屢〻書を上りて苦諫す。外人其本末を察せず。謂ふ、我れ侯に勸めて、新法を行はしめ、且つ大臣頗る公の爲す所を悅ばざる者あり。因つて倂せて我を忌むと。是に於て飛語流言四方に譁傳す。文政二年九月、病を告げて祿を辭す。侯挽留する再三。而して豐山請ふこと益〻勉め、乃ち聽允を得たり。豐山の藩に在る前後七年なり。既にして藩を去つて、京師に遊び、生徒を教授す。豐山大に感ずる所あり。平生作る所の文、五百餘編を火し、其の觀る可き者數十篇を存し、名づけて豐山初集十一鈔と曰ふ。其後の事歷、今審ならずと雖も、藩侯齊典に採用せられて、學風を振舞せしめしが、俗論の爲めに障礙せられ、遂に藩を去らざる可からざるに至りしならん。豐山績學紡文を以て、名海內に喧しと雖も、性狷介にして、世に媚る能はず。遂に志を得ず。天保八年八月二十二日、江戶に卒す。年五十五。江戶二本榎の廣岳院に葬る。著す所、松陰快談・武乘三名士傳・嘉聲軒詩約嘉聲軒文約等あり。（碑文自述篇。）

豐山去るに及び、其推擧に依り、保岡嶺南儒官に拔擢せらる。嶺南、齊典・直克の二侯に歷仕し、一藩の學權を握り、專ら人文の開發に盡す所ありしも、松平氏の川越より前橋に移城するに及び、致仕せり。其子眠軒、父の後を承けて、教授と爲り、

侍講を兼ぬ。後督學と爲り、參政に列す。

保岡嶺南

嶺南、名は孚、通稱は元吉、眠軒・鳳鳴等の別號あり。享和三年、川越に生る。幼にして藩學博喩堂に入學し、豐山の薫陶を受け、嶄然頭角を顯せり。其致仕するや、隨翁と號し、江戸に出でて、其徒に授く。諸侯・旗本の家士、亦來り遊ぶ者多し。明治元年六月歿す。年六十六。下澁谷の法雲寺に葬る。著す所、續日本外史・孫子讀本・嶺南詩文集あり。

保岡眠軒

眠軒、名は正令、字は正卿、通稱は正太郎、別に川莊の號あり。嶺南の長子なり。夙に家學を受け、後に林家の門に入り、又藤森弘庵に從學す。後前橋藩の小參事たり。明治十六年卒す。子鳳鳴（通稱は亮吉）繼ぐ。鳳鳴、後鳳鳴義塾・集成學館等の私學を開く。

講學所

齊典歿して、世子典則、幼にして封を襲ひ、且つ眼疾あるを以て、庶政皆老臣に出づ。是に於て文教・武備共に振はざりき。嘉永七年、典則、水戸德川齊昭の第八子直侯を養嗣とし、致仕す。直侯、又齊典の志を繼ぎ、大に文教に志を致せり。其後慶應年中に至り、直克前橋城に移さる。而して博喩堂を前橋城内郎ち今の曲輪町に移して、講學所と稱せり。明治元年十一月二十九日、其改革を發表して曰く、

學問の道は、御歷代の君主深き思召を以て定めらるる如く、士たる者、修己治人の

道を講じ、家に在ては、父兄に奉事して、子弟を指導し、官に在りては、其職を盡し、事變に逢て、節義を全うし、治亂窮達の際、己を所置するの大道なれば、聖愚を論ぜず、其の人に應じ、識見を廣め、事物に接し、至當の措置を立つるを得、最大切要の事業なり。故を以て一統に於ては、間斷なく常に之を嗜み、士名を墮さざるを要す。之に依て、教官に命じ、教諭一層心を用ひしむ。能く其の規則を堅守して、勵精せざる可からず。若し此の意を等閑にし、怠る者あらば、頭支配は勿論、掛員より督責し、尙遵奉せざるに於ては、沙汰に及ぶあらん。云々。

十二月に至りて、大に學制を改革し、其規模を大にす。牧倹八・野島善之進・龜岡源之進・三橋臺作・野村喜久平・多賀谷鐵太郎、助講と爲り、長尾千九郎・栗間健次郎・鵜田鐵之丞・眞野寸平・野村銃三郎・土方鍋五郎・石丸鐵之助・市野郷錄三郎・田中良之介、助讀と爲る。今、明治元年十二月、直克の學制改革要點を左に掲ぐ。上毛及上毛人・日本及日本人・日本教育史資料・佐波郡誌。

(一)講學所は、以來博喩堂と改稱す。(二)十二歲より三十歲まで、博喩堂に就學すべし。但し病氣等にて出席し難き向は、其旨を願出づ可し。(三)役勤の面々にても、成る可く心掛けて、閑隙を以て聽講すべし。(四)十二歲にして、博喩堂に入學するを定

則とするも、十四歳までは最寄りにて稽古妨げ無し。(五)從來城中にて、朔望に經書講釋は一時中止ありしが、今回の改革に依りて、以前の通り再開し、御目見以上殘らず、日割を以て聽聞するを命ず。(六)稽古は日々朝六つ半時より始め、晝九つ時限りとす。但し質問は右時限後と雖も、教官中一兩人居殘りて、之に應ずる事。(七)學問は一同總て相修むる樣仰附けられたる上は、頭支配は勿論、頭以上にても勸誘し、厚く學に志す樣に心得らるべし。(八)助教席狙擊隊差圖役格・百石以下、勤中百石高に仰附けらるる事。但し無息の者は、御擬作十人扶持を下さる。(九)助教幷席・御醫師次、二十石高に仰附けらる。(一〇)助講席は御番拔を仰附けられ、持高にて之を勤む。但し無息なれば、御擬作十人扶持を給せらる。尤も狙擊隊已上、弘く仰附けられ、已下にても人材を擢用せらる。(一一)助讀は與力以上、弘く仰附けられ、無息の者は雇となす。副講は應擊隊次席に仰附けらる。砲隊なれば勤務中、遊擊隊に取立てられ、無息なれば召出さる。(一二)副讀は遊擊隊より砲隊に至る。無息の者は召出さる。(一三)書記役は、遊擊隊並より砲隊並に至る。無息の者は召出さる。(一四)書記手傳は、銃隊勤、銃隊已下なれば、勤中銃隊並に取立らる。(一五)教授は追つて仰附けらるべし。(此時國家多事にして、教授上京す。故に暫らく其儘さし置き、邑の假判事格百石十石高となす。)(一六)書生寮を設置し、本書生十人を命ず。但し月俸二人扶持づつを給せらる。尤も外に賄料として三百疋を給せ

らる。

書生寮の規則は左の如し。

(一)本書生寄宿生共、一月三日づつ休日の事。(二)父兄の病氣、或は無據用向有之ば、其趣を舍長に願出づれば、夫々詮考して、多少の休暇を與ふべし。(三)據なき用事、又は書籍筆紙墨を辨ぜんが爲め外出の時は、一ッ時を限り之を許す。(四)出入とも舍長に屆出づ可し。(五)兩書生都て寮中にては、舍長の指揮に從ふ可し。大事は教授に申達して、其指揮を仰ぐべし。(六)學業を怠り又は過失あるときは、舍長及び教授の說諭を行ひ、事に依りては閉居或は退寮を命ずることある可し。(七)兩書生三箇年を限り、其餘は本書生は改めて登用せらるべし。寄宿生は各自の希望年限を定めて願出づ可し。(八)病氣故障等に依りて歸宅を願ふは、五十日を限りとす。其已上の時は、退寮せしめ、再入寮せんと欲せば、新に願出づべし。(九)中元前は十三日より十六日まで、歲暮は十二月二十日より翌年正月七日までを、休寮自由の事。

明治四年二月、藩知事直方、又劍法・筆算及び洋學(時に場所狹隘なるを以て、劍法及洋學は分校外に於て道場・家塾の如くして講習せり。)を合併し、少參事を以て、悉く之を管理せしむ。後學制頒布に依り廢す。

釋菜

聖廟は講堂の正面にあり。毎年正月十一日を以て、釋菜を執行す。當日藩主

名代として、奏者番は禮服を着用して、雁二羽を獻備するを恒例とす。是日寅の刻を以て祭典を行へり。其式の概略は、聖像に朱子の畫像を配享し、前机の上に香爐を設け、左右に燭臺を置く。教授以下學員、禮服整然堂側に羅列し、神酒の初獻は、教授之を奉じ、亞獻・終獻は助教(維新後は執參)とす。學員逐次奠物(雁・干鯛・鯉・鶏卵・昆布・獨活・蜜柑・鮭・松魚・數子・田作等、)を奉じ、畢りて生徒一般に拜禮を爲さしめ、而る後教授は齊典の撰する所の條目(別項に出せり。)を朗讀し、又白鹿洞書院掲示の講義を爲し、學問の趣旨、人倫の大道を知らしめ、其後生徒に赤飯を賜ひ、教授以下の學員には、悉く神酒を賜ひ、宴を開き、薄暮に至りて止む。維新後は學務掛の執參、親ら祭事を行ひ、他の執參も悉く禮服にて拜禮す。府藩縣の設置後は、藩知事自ら之に臨み、拜禮を行ひ、講義を聽けり。

第二項　高崎藩

一　學制

家老以下凡て士分は、老若を問はず、役職の餘力を以て、常に和漢學・弓馬・槍劍・銃砲等の諸藝を練修するを要す。但し卒族は、馬術を學ぶを許さず。又前記の外

の學科は、之を修得するも、敢て禁令なしと雖も、職としては必ず銃術を精錬せしむ。然れども歌曲・舞踊の如き遊藝に屬するものは、一切嚴禁とす。一藝に秀でたる者は、長男・次男を問はず、特選を以て助教及び教授に任じ、他の職務を免じ、定祿の外に、封一口より五口までの間を增給し、或は特別を以て階級を昇進せしむることあり。毎年十二月に至り、各演武場及び筆學・漢學の兩家塾より、優等者を調査し、賞與伺書を作製して、文武掛役を經、藩廳に呈出し、各種の褒賞を施行す。

慶應二年、軍政を改革し、從來の甲州流を廢し、西洋式に一變し、同三年また文武の教育を改革せり。但し舊江戸藩邸及び高崎和漢學校に施行する規程は、固より詳細の設なし。高崎の藩學に就ては、別項に述ぶべし。

藩籍の子弟は、一般に文武を兼修せざる可からず。而して學資に至りては、大概藩の支出に俟つ。藩立として槍劍の講堂、及び銃砲・馬術・水練の演習場あり。弓術・和漢學・筆學・醫學は、各自の意向に任せ、藩許の家塾に入學せしむ。明治元年正月、藩主輝聲、和漢の校堂を設立し、銃砲・馬術・水練・筆學は舊に因り、他は皆家塾を廢し、文武學科を悉く一校内に設置し、藩費を以て學資に充て、之より子弟咸く此校に通學せしむ。又役職ある者、平士又は學生は、協議して團體を作り、月六回或

は十二回、自宅に於て漢籍を輪講するの設あり。春秋兩季、藩主又は藩主代理・家老或は年寄は、漢學・醫學・讀書の講義を聽聞し、諸藝を驗す。當日は番頭・用人も列席す。此聽聞驗査に際し、學業優等者に再試驗を爲すことあり。凡て文武とも、優秀なる者にして志望の者には、特選を以て江戶に出で、聖堂又は某家塾に就學するを許可す。諸國の遊學は之を禁ずと雖も、某家塾へ入りたる後、教師に隨行して遊歷する者は、之を禁ぜず。次に女子は家塾に入りて、習字を學ぶあり。裁縫は大抵自宅にて修得するも、間〻裁縫營業者に就く者あり。藩は女子の教育に就いて、一切關知せざるなり。

一般庶民の教育は、各自の意向に任せ、中には寺小屋に就いて和樣筆道を學び、傍ら讀書を受くるもあり。而かも庭訓・實語教、其他四書の素讀に止まり、算術は之を名主・組頭の役勤を終りたる隱居等に學ぶか、其他は多く自修とす。庶民の藩立學校に入學することは、之を禁ぜしことなく、又農商の學事に就くことを禁ぜざるも、平民は書算のみを知り、家業に從事し得るを程度とす。之を要するに、平民は概して以呂波・數字・名頭・國盡・商賣往來・百姓往來・消息往來等、習字に止まり、其他は修業する者極めて鮮し。村落に至りては、女子の如きは自己の姓名を書

き得る者すら鮮し。男子に於ては、偶〻撃劍を修業する者あり。

藩中にて總て文武の家塾を開くには、藩の許可を要す。其校主には、或は他の職務を帶べる者あり。或は專務とせる者あり。而して藩中にて書法・漢學・弓術を開業する者には、其生徒人員に應じ、藩廳より校舍の造營・修繕に要する費用を給す。又漢學は藩より書籍を塾主に貸附す。弓術は弓矢を貸附し、塾主の權を以て、之を貧困の生徒に貸與す。藩邸外に在りて文武を開業するものには、一切藩より補助なし。平民の就學する家塾は、一定の制規なく、自由に之を開設するを得たり。但し市街・村落は筆學を主とせる寺小屋あるのみ。

二　文武館

遊藝館

寶曆年中、藩主大河內輝高、文武學校を設立して、之を遊藝館と號す。安永三年、火災に罹りて、閉館す。次いで天明の大火に際し、學校の再築計劃頓挫せり。惟り槍術のみは、疾く講堂の再興を見たり。侯輝聲の立つや、文武を再興し、大に士氣を振作せんとの志あり。慶應三年十月、寺院を假教場として、和漢學校を開設

文武館の教科書

し、其年城内代官町に校舎を建築し、翌明治元年一月を以て開校せり。之を文武館と稱す。藩籍の子弟、相競うて之に入學せり。當時使用の教科書は左の如し。

孝經集註	周易本義	歷史綱鑑補	國史略
汪武曹大全	春秋左氏傳校本	宋元通鑑	日本外史
四書輯疏	易蒙引	唐宋八大家	皇朝史略
毛詩鄭箋	左繡	元明史略	續皇朝史略
詩經正解	春秋林註	文章軌範	續王代一覽
古文尚書標註	史記評林	續文章軌範	日本政記
書經集註	國語定本	○以上漢籍	大日本史
易經集註	後漢書評林	傷寒論	○以上和書
禮記集註	前漢書評林	本草綱目	
易經傳義	資治通鑑	○以上醫書	

和漢學は先づ孝經を課し、次に四書・五經の句讀を授け、次に國史略・皇朝史略・日本外史等之に準じ、終に該書の講義に及ぶ。次に文選句讀・史記評林・文章軌範・八大家文格・漢書・資治通鑑等を、或は自讀して質問せしめ、或は輪讀せしめて之を檢し、

或は輪讀を爲さしめしと雖も、各自の希望と學力とに從ひ、教課書の增減、及び教授の順序を異にせり。

學科と試驗

文武館に於て授くる學科は、和漢學・醫學・槍術・劍術・柔術・薙刀術・鎌鎗術・棒術・拔刀術・弓術等なり。槍術は鎌寶藏院流にして、又同流の一派中村派と稱する鎌槍術もあり。劒術は小野派一刀流。柔術は天神眞揚流を用ふ。此校に入る者は、文武を兼修するを通則とすれども、特に一科・二科を志望することも之を許す。學習年限に定制なく、唯武術は皆傳免許を得るを以て、卒業の期と爲す。試驗は春秋兩度に之を施行し、其方法及び賞與等に就いての規定なし。（日本教育史資料。）

授業時間

授業時間は大略次の如く定む。（一）槍劍術。自明ヶ六つ時、（午前六時、）至朝五つ時。（午前八時。）但寒三十日は、半時（とき）間（一時間）を繰上げの事。（二）和漢學・醫學。自朝五つ時、（午前八時、）至夕七つ時。（午後四時。）但し輪講・溫讀等は夜九つ時まで許す。（三）柔術・鎌鎗術・薙刀・棒術・拔刀・劍術・槍術。自朝五つ時、至晝四つ時。（午前十時。）（四）弓術。自晝八つ時、（午後二時、）至夕七つ時。（午後四時。）明治二年より、之を廢止す。（五）筆學。自朝五つ時、至九つ時。（正午。）但し暑中は、明け六つ時より、五つ時に至る。（六）馬術。自朝五つ時、至晝四つ時。但し暑中は、明け六つ時より、五つ時に至る。（七）銃砲術。自朝五つ時、至晝九つ時。

（八）游泳。自晝八つ時、至夕七つ時。夏季のみ。

職員名及び俸祿は左の如し。

（一）維新前

（職名）	（官等）	（人員）	（相當祿）	（役料）
文武總裁役	年寄格	一人	百石以上	
文武立會役	用人格	無定員	五十石以上	
文武引立役	中士以上	同	不定	一人につき一人扶持より五人扶持に至る
典事	中士以上	同	同	無
文武助教	下士以上	同	同	一人扶持より二人扶持に至る
文武助教補	下士以上	同	同	無
調役	下士	三人	同	無
使部	卒	二人	一人扶持年給六兩	

（二）維新改正以後

（職名）	（官等）	（人員）	（相當祿）	（職秩）
文武督學	第二等官	一人	三百八十石	八十石
文武立會役	准二等官	無定員	一人九十石	無

醫學督學	第三等	一人	百八十石	無
文武教授	准三等	無定員	一人八十石 但戸主に非ざる者該祿なし	三十石 一戸主に非ざる者該職秩のみ
醫學醫並	第四等	二人	一人六十石	無
文武教授並	第四等	無定員	同 但戸主に非ざる者該祿なし	月給七十五錢 戸主に非ざる者二十五石
文武助教	第四等	同	同上	同上
文武助教並	准四等	同	一人五十石 但同	月給五十錢 但同上
文武助教補	第五等	同	同上	同上
文武助教補差繼	准五等	同	一人四十石 但同	同上
文武館調役	等七等	三人	一人十七俵	月給五十錢

職員生徒及經費

職員の概數、改正前は教員二十六名、事務員八名。改正後は教員二十二名、事務員十三名なり。生徒概數は千餘名、寄宿生二十餘名なり。束修・謝儀は之を徴せず。學校經費は一周年の費用現米二十五石、金算として三百圓。之を器械修繕・炭・油・筆・紙・墨、諸雜費に充て、其餘は一切藩の公廨より支出す。

藩主臨校と釋奠

春秋兩度、藩主或は代理家老及び大參事出席し、督學立合役列席し、講義及び素讀聽聞、武術見分あり。一月讀初の節、聖像畫圖を掲げ、鮮鯛及び菓物若干、清酒等

を供へ、督學初め事務官、及び教員・生徒に至るまで、拜するの定例なり。

第三項　伊勢崎藩

伊勢崎藩主の奬學

安永六年、伊勢崎侯酒井忠溫、重臣關重巍に命じて、訓令數條を起草せしめ、十一月十九日、侯自から諸士を藩學學習堂に集めて、之を懇諭す。享和二年、封內人民の墮胎を禁じ、其告諭文を上梓して、每年之を各村に頒つ。其文情理甚だ盡せり。文化年間、忠溫の孫忠寧の時、學習堂の外、民間の私立に係るもの、伊勢崎本町に三孝舍あり。伊與久村に五惇堂（其側に孝經の碑を建つ。松平定信の隷額にして、柴野栗山の跋あり。）あり。樋越村に需義堂あり。茂呂村に遜親堂あり。安堀村に會輔堂あり。下植木村に正誼堂あり。山王道村に遜悌堂あり。此等の學堂には、藩主其執事關脽嶠、及び磯田邦光に命じ、或は堂記を作り、或は教民要旨を書せしめ、之を賜ふ。是に於て村民漸く化に嚮ふ。高山正之、細谷村より屢伊勢崎に來り、其藩儒に謁し、其德風を見、感發する所少なからざりきと云ふ。

伊勢崎藩儒の學校

佐藤直方の高足稻葉迂齋には、濟々たる門人の中に、村士玉水特に光を放つ。

此人王佐の才を以て自ら任せしを以て、幕府にも諸侯にも仕へず、其門人服部栗齋・岡田寒泉・小松原醇齋等に至りて、各自の才能を以て、其學を政治に應用せり。而して是等數名は、伊勢崎以外の儒者なれども、或は伊勢崎に賓師と爲り、或は客遊して、皆關係を有せし者なり。　伊勢崎の藩士にして、玉水に從學したるは、岡田寒泉・浦野神村（治水墾田の條に其傳を載す。）・關睡峒・常見浩齋等なり。

名儒の招聘

安永三年二月、侯酒井忠温、聘を厚うし禮を卑うし、村士玉水を聘して、賓師とす。藩士岡田寒泉、嘗て玉水の門に遊ぶ。　此擧や寒泉竊に之を推薦したるなり。　尋いで服部栗齋（經學の條を參照。）・萩原恪齋（遠州掛川の人）を招きて友とし、看街館を以て學堂に充て、藩邸の長幼をして、皆之に入學せしむ。　又伊勢崎に於て、藩儒浦野神村の私塾を增築して、學堂と爲し、大夫より下士步卒に至るまで、皆之に入學せしむ。

學習堂の設立

四年、侯忠温、執事關睡峒（經學の條を見よ。）をして、玉水に學堂名と其記とを請はしむ。　玉水乃ち學習を以て堂に名づけ、且つ其記を作りて、之に與ふ。　時に睡峒の父讓齋（經學の條を見よ。）公事を以て江戸に在り。　事畢つて將に歸らんとす。　乃ち玉水に請うて曰く、願くは高足一人を選びて、藩士の師と爲さしめよと。　玉水乃ち小松原醇齋を薦めて、伊勢崎の教授と爲す。　是歲其妻孥を攜へ來りて、伊勢崎町長細野棠信の

田中任重像

家に投ず。大夫より以下藩士皆至りて、束修の禮を行ふ。而る後、衙門の側なる空房を修繕して、舍館と爲し、俸十口を餽る。然れども君命を以てせずして、諸生をして餽らしむ。蓋し之を敬せしなり。醇齋學堂に臨むに及び、嚴に規約を定め、堂名及び記を掲げ、演習場を前庭に作り、禮節・書數・弓馬・槍刀・拳法の類、悉く其中に於て肄習せしむ。又日々諸生の爲めに、經義を講じ、循々として之を導き、懇切に之を曉知せしむ。故を以て生徒日に増し、堂舍殆んど生徒全部を容るゝ能はざるに至る。六年十二月、醇齋は教事を神村・睡峒の二人に委任し、一たび閑を請うて、江戸に歸る。（日本及日本人）天明三年七月、淺間山噴火し、之が爲めに利根川の水溢れ、沿岸の民其害を被る。伊勢崎領亦被害尠なからず。是に於て急に醇齋を招き、浦野神村・常見浩齋等をして、之が前後處分の任に當らしむ。四年三月に至り、事鎮靜に歸し、五月論功行賞あり。此時の狀況は、伊勢崎藩の條下に述べたれば、今之を省略す。醇齋後の學堂教授は、一々之を詳にする能はざれども、神村・寒泉・浩齋の外に、田中任重あり。

任重、通稱は貫之助、後權四郎と改む。天保元年三月二十二日、伊勢崎に生る。世々當藩の士なり。祖父重剛（儀左衛門）酒井下野守に仕へ、寺社奉行を勤む。任重幼にして

穎悟、學を好み、長じて藩の教授と爲る。廢藩の後、新田郡上江田村毛呂宗十郎の宅に寄臥し、附近の子弟を教へ、諄々として倦まず。門下其德に化して、成業する者多し。明治二十年十二月二十九日歿す。年五十八。同村龍得寺に葬り、儒道晄垄居士と諡す。（人物志。）

學習堂の教科書及學科

學習堂は伊勢崎西小路に在り。安永四年、當時の教師村士玉水の創立する所なり。學派は子思を以て主とす。教科書は小學内外・四書・五經・近思錄・左傳・國語・十八史略・史記・漢書の類にして、異書雜書を嚴禁す。學科は漢學・習禮の二科にして、兵學・弓馬・槍劍・砲術・柔術等を修業するは、別に稽古場を設け、十五歲以上の子弟をして、之を學ばしむ。

職員生徒其他

職員は教長一名、助教二名、授讀六名とす。生徒は毎日出席平均三十五名にして、寄宿生十餘名あり。一箇年の用度は、楢割木八百束、障子紙八百枚とし、其他の費用は時々藩費中より支出し、別に金穀を以て學費に充つるの制無し。學校にて出版せし書には、小學一部、李退溪書抄一部あり。

創立の原因

第四項　館林藩

一　造士書院

明和四年、秋元氏の羽州山形に轉封さるるや、舊封川越を距ること甚だ遠く、加之山形は久しく番城たりしを以て、城廓頗る荒廢し、家臣の住宅も新造を要するを以て、其失費に堪へざるは勿論、永住の心なかりしを以て、多數の家臣を定府として、江戸に移せり。然るに豫期に反して、山形在城は七十九年の久しきに及び、此一時の姑息手段は、永久制と爲り、弘化三年、館林に轉封の際も、定府の家臣は之を動かさず、山形在住の家臣のみを館林に移住せしめらる。此失政は自然藩治の統一を失ひ、國と江戸との有司間に深溝を生じ、意志の疎通を缺き、而已ならず財政も二途に分れ、歲費巨額に上れり。故に苟も具眼の家臣は、隱に眉を顰めて、憂慮する所ありしも、因襲の久しき、一朝にして打破することは至難の事にてありき。然るに茲に不幸を轉じて、福とするの機會は突發せり。即ち安政二年十月の江戸大地震是なり。此時秋元家の本邸は、左したる被害は無かりしも、中・下屋敷に於ては、家臣の住宅殆んど皆倒壞し、二十六人の壓死者を出し、定府の家臣

藩制の改革

も任むに家無く、國に就くより外なきに至れり。藩主志朝、此際宿弊を一洗せんとし、安政三年二月、直書を家臣に賜ひて、質素節儉を令し、十二月には定府の制を廢して、在番と爲すことを告げ、江戸と國との財政を統一する旨を達し、四年六月十五日には、長文の達示を出して、衣食住より冠婚・喪祭・祝吊・贈答の些事に至るまで、藩制を改革し、更に進んで文武の制度をも變革したり。是れ造士書院の起る所以なりとす。今其中より書院に關係ある條を摘錄すれば、左の如し。

造士書院の創設規定

一文武稽古一郭ヲ、向後造士書院ト相唱可ㇾ申、學問所ハ舊ニ依テ求道館ト相唱、(一)童生素讀・手習・禮節之稽古所ヲ就外舍、兵學所ヲ兵機堂、武術所ヲ惣名演武所ト唱可ㇾ申樣、被㆓仰出㆒之。

一兼而御沙汰ニ相成候文武御制度之法則、書院奉行職ニ相渡ニ相成候間、文武諸學生ノ面々、求道館ニ屆出、拜見可ㇾ被ㇾ致候事。

一春秋冬三季一度ヅツ、文武の試被㆓仰付㆒之、尤モ春ハ年寄役・中老役、御用人役竝ニ三司師役出席、秋冬ハ年寄役・中老役ノ内一人、竝ニ三司師役出席有ㇾ之候事。

一文學之儀ハ思召被ㇾ爲ㇾ在候ニ付、貳百石以上ノ者ハ、別而厚心掛ケ可ㇾ申旨被㆓仰出㆒之。

且中小姓以上之面々二十四歲迄、假令武藝專業相願、卒業イタシ候共、其儘退學不ㇾ

相成、乍レ去人々生質モ一様ニ無レ之、得手・不得手モ有レ之、文武兼備ト申スハ不ニ容易ー事ニ付、武藝專ラ研究イタシ、相願候得バ、貳百石以下ノ者ハ、取調ノ上退學被ニ仰付ー候儀モ可レ有レ之候事。

一西洋砲術之儀ハ、被レ爲レ於ニ公義ー而モ、別段厚御世話被レ爲レ在候御時節ニ付、御譜代家ニテハ、猶更公邊御政務ニ御散不レ被レ爲レ遊候テハ、御不本意ニモ被レ爲ニ思召ー、御家中ノ面面相學候樣被レ遊度、御沙汰有レ之候間、若年ノ者ハ勿論、追々入門之上、出精可レ被レ致候事。

一五十歳以下ノ面々、日勤或ハ繁勤ノモノニテモ、御用透之節ハ文武可レ致ニ出席ー旨、兼テ被ニ仰出ー候處、是迄中ニハ格別繁勤ニモ無レ之、又ハ爲レ差病氣ニモ無レ之、文武稽古ハ勿論、月次講釋ニモ絶テ不ニ罷出ーモノモ有レ之、心得違之事ニ候。向後月次講釋之外武術之內ニモ、責而一藝ヘ者急度可レ被ニ罷出ー候。且兼テ一藝致ニ成就ー候樣、被ニ仰出ーモ有之候ニ付、志候藝術專ラ修業イタシ候儀、勿論之事ニ候得共、萬一一流ニサヘ罷出候得バ宜ト心得候得ハ、以之外ニ付、壯年ノ者ハ餘力次第、諸藝共ニ致ニ研究ー候樣、心掛可レ爲ニ專要ー候。尤モ、支配頭ノ面々、右之趣厚相辨、配下組下等出精イタシ候樣、精々可レ被レ有レ之候事。

一書院中繭德ヲ尊可レ申儀、勿論ノ事ニ付、文武稽古所ニ於テ、位班之儀、館中又ハ各場

中、其流儀限リ、此度被仰出候規則之通、位班可相定、尤無足人ハ差別可有之候。且諸流一同ノ列座順、並ニ御上被爲入御前ヘ一統ニ罷出候節ハ、追而被仰出儀モ可有之候間、先ヅ是迄之通リ可被相心得候事。

此の如く種々の制度を立てて、士風の振興を圖り、殊に一藝の免許をも得ざる者は、其祿の十分を削減するの制を立てたるは、やがて書院の隆盛を促すの原因と爲り、明治維新の際に、一小藩を以て關東の大舞臺に活躍するの人物を輩出するに至りしは、最も注目するに値す可し。

敷地講堂と職員

安政四年に創立せられたる造士書院は、城內大名小路の東端に一郭を構へ、敷地千百三十九坪、各講堂合して三百三十二坪を有し、規模甚だ宏大なる者なりき。而して其職員は左の如し。

- 司成
  - 典籍三人
  - 書記一人
  - 主事二人
- 求道館（上舍・內舍）　提學―助教―訓導―正授業―佐授業―生長
- 就外舍
  - 素讀　訓導―授讀―生長
  - 禮節　師範―員長
  - （姑く兵機堂に於てす）
  - 書學　師範―員長―生長

造士書院
- 司業
  - 書記一人
- 司憲
  - 小監二人
  - 書記一人

- 兵機堂
  - 算術　師範―員長
  - 兵學　師範―員長
- 演武場
  - 刀術　師範―員長
  - 槍術　師範―員長
  - 砲術　師範―員長
  - 弓術　師範―員長
  - 馬術　師範―員長
  - 柔術　師範―員長
- 醫學所
  - 教諭―員長（姑く兵機堂に於てす）

司成書院奉行　林　格　齋（庄左衛門）
　　　　　　　齋田明善（源藏）
司業書院肝煎　親美佐兵衛
　　　　　　　蟻川角之進

司憲書院大目附　大陽友之丞（秋田文雄）
　　　　　　　　高山甚五兵衛（純一）
司業下役書院主事　篠原宗次郎
　　　　　　　　　小笠原善作（光謙）

司憲附徒士目附書院小監　小菅平右衛門
　　　　　　　　　　　　小林竹右衛門篤
司成附書院書記　蛭間喜豫治
司業附書院書記　進藤熊市〆治
司憲附書院書記　安齋豐作
御書物方書院典籍　吉田和介時太
　　　　　　　　　古田作造

求道館師範書院提教　田中謙三
　　　　　　　　　　田中金治
求道館醫學教諭（漢家）土田宗宣
（漢家兼外科）長澤周玄
同 員長　土田薪水
　　　　　岩村中庵
（種痘家漢家兼外科）長澤理玄

右は改正後の名稱なれども、之を舊名に、對比して示さば左の如し。

（舊）	造士書院奉行	同肝煎	同大目附	儒者	流々之師役	醫學之頭取	儒者助勤	讀書助頭取	同助	同見習同手傳	諸流世話役	御書物方	月持之徒目附	肝煎下役	帳附	書生組頭
（新）	司成	司業	司憲	提學	師範	教諭	助教	訓導	正授讀	佐授讀	員長	典籍	主監	主事	書記	生長

入學者の資格

入學者の資格は（一）中小姓以上の嫡子・次・三男。八歳の正月より讀書・手習・禮節に入門せしむ。但し入門者は大目附に屆出で、若し病氣等にて入門する能はざる者は、其旨を申告す可し。（二）無足者の忰も前項同樣とす。但し徒目附へ屆出で、徒目附より大目附に申達の事。若し病氣等の時も同樣とす。（三）中小姓以上の嫡子・次・三男、十三歳に達せば、劍術を始め、追て入門す可し。但し屆出の儀は、八

課目の修得と登用條件

歳の節に同じ。尤も當人親々の志望次第にて、十三歳ならざるも、諸課目に入門するを得。(四)無足人の悴も前項同樣とす。(五)中小姓以上の嫡子、十六歳に達すれば、十三歳より諸藝を學びて、其得意・不得意の課目も、既に大體明瞭のこととなれば、將來見込ある一課を專攻す可し。尤も特志の者は、十六歳以下にても、既に素讀を畢りたる者は、入學するを得べし。(六)無足人の悴も、前項に同じ。(七)五十歳以下にて日勤の者たりとも、同僚相助け合ひ、閑を以て得意の藝を油斷なく學ぶべし。

文武藝術の課目は左の如く諸種に別たる。

文學——小學・四書・講義成就。　禮節——小笠原流家禮免許。

算術——天元術。　兵學——山鹿流大要。

武藝——兵學・劍術・槍術・砲術・柔術・弓術・馬術。

(一)右の文武藝術の中、一藝にも成就せざる者にして、安政三年に二十四歳以下の者は、定式の如く家督を相續するを得べきも、祿高の中一割は、之を割引かる可し。平素身分を愼み、一藝に達する者は、割引かるることを免さる。若し藝道未熟の上、有用の材にあらざる者、三世打續かば、相當減知の處分を命せらるる事あ

る可し。又諸藝に達し有用の材たれば、相當の賞を賜はる可し。但し安政三年に二十四歳より十五歳までの者は、安政四年より三箇年間、家督の者は割引の事はなきも、安政七年に至り、一藝にも達せざる時は、規定の通り割引かるるものとす。(二)一藝をも成就せざる中に、繁職に當てらるる者は、其勤功の次第に依り、割引高を復舊され、前項の中に加へず。(三)三代の中早世にて、一藝をも成就せざるのみならず、有用の勤をも爲さざる者は、自然の不幸に就き、特別の取扱ひある可し。(四)在番中死去せし者の幼子は、享保の制に據れる減知の際、特別の取扱ある可し。即ち其子が一藝成就するまで、引高の半を修業料として給せらると雖も、不身持の者は此恩典に與るを得ず。又未熟三代相續者は、減知すべき制なるも、一代在番先にて死去の者は、特別の取扱あるべし。但し幼少者は一廉の半高を寛にせらる。(五)若年の際失策も無く、永年重要の職に在り、又は特に繁務に在職の者、並に失策も無く、文武藝術に達して、特に勤功ある者の子は、（安永五年の制に據り、）一藝に達するまで、引高の半を修業料として給與せらる。但し不身持の者は、此恩典に與るを得ず。且つ幼少なるものは、一廉の半高を寛にせらる。(六)幼少にして家督を許され、無勤の者は、是まで小普請金上納の制なりしを以て、其振合により、

高の二割引とす。而して勤務に就く際、並に一藝成就の際に、兩度復舊せらるべし。（七）從來中小姓以上の者、米給・金給の引高を命せられしも、家督相續の際の高減の制を設けられたる以上は、之を免さるるに就き、文武の藝を勵み、一藝に達し、御用に立つ樣致す可し。諸藝上達の次第に依りては、賞賜の沙汰ある可し。若し萬一等閑に附する者あらば、家督相續の制より、一層減知せらるることあるべし。（八）御馬役・醫師の惣領にして、家督跡式を賜はる事は、寛政四年六月の制に據り、十六歳に至り業を怠る者は、三分二を減知す。幼少の者も之に同じく、三分の二を減知し、其減分を稽古料として給するの制なれども、自今以後十六歳と爲りて其業を怠る者は、三分の二を減じ、其業を怠らざるも、家督に際し、馬役は、免許、醫師は傷寒論・金匱講義をも修得ざる時は、内二分を預り、並に幼少の者は三分の二を預り、足まで定法の稽古料は、其節の考慮に隨ふ。但し職家の者は、何藝に依らず、未熟の者は、（米給金給小身者にても）寛政四年の制に據り、三分の二減、四分の二減となす可し。（九）無足の者は、小身の事故、諸藝を學ぶこと行屆ざる向もあれど、文學・砲術・劍術・柔術・算術・地方等、專一に勉勵す可し。一藝成就して勤務に堪ふる者は、勿論賞賜せらる可し。（一〇）小頭以下組部の儀は、別けて小身なれども、砲術・劍術・柔術等

出精して、御用に立つ樣に致す可し。諸藝上達して心掛よき者は、賞賜ある可し。組部砲術の儀は、素より自分の持前なれば、別けて出精す可し。（一一）中小姓以上嫡子等の文武藝術を研究すべきは、專要の事なれば、向後は一藝を成就し、又は二藝中傳目錄等に至らずては、召出されざるを以て、深く之に注意す可し。（一二）足輕は正德三年に制ありて、人柄を選び、身長を五尺三寸と爲し、其職に相當の者を擢用するの定めなれば、十六歲以上になりて、一人立の奉公勤まらざる者は、之を採用せず。（一三）文武藝術に成就の者には、今後は驗の下緒（紺と白との段染にして其紺色の段數を以て許の數を示す。）を賜ふ可し。

教科書其他

教科書は三字經・大學・中庸・論語・孟子・小學・易經・詩經・書經・禮記・左氏傳・史記・前後漢書・綱鑑易知錄・通鑑・同綱目とす。其他和漢歷史・諸子百家の書に至りては、一定の制なしと雖も、亦會讀・輪講等の用書に充つ。皇學・洋學、及び醫學・兵學等の用書に至りては、今明瞭ならず。自講を卒へ、且つ無點の書を講讀するを得る者は、試驗を經て上舍に昇らしむ。內舍生は未だ素讀科に在るも、輪講の席に列せしめ、講義に入るの生徒は、四書・小學の外、別に一課を設け、歷史・諸子、逐次講習せしむ。訓導・授讀等の輩は、亦別課を設け、五經及び濂洛周閩の書、逐次會讀を以て研習せし

む。時限は素讀・質問・講義とも、毎日朝五つ時より四つ時までとす。而して質問及び講義は、九つ時にも及ぶことあるべし。毎月一六の日を以て講釋日とし、一般藩士をして聽聞せしむ。當日生徒は授業を休暇とす。毎月三八の日、生徒授業後より別課輪講とす。又毎月二十九日を以て、素讀生の復讀とす。

造士書院の最も重なるものは、演武場に於ける六課目にして、皆各、其講堂を有し、砲術の演習所は之を角場と稱し、馬術の練習所は之を馬場と稱せらる。劍術の師範には、直心流の杉江鐵助、最も達人の稱あり。又一刀流の大久保鼎（初め新助と稱す。）あり。槍術は一旨流・鏡智流・旅川流・種田流並び行はる。後藤又十郎・湯原源次郎・伊奈太刀介等、其師範たり。大屋斧次郎も亦槍術に達す。弓術は文化・文政の頃に、日置流雪荷派の名人大沼優之助あり。されば同流の盛に行はれしは勿論なり。書院の師範に、二代目大沼優之助・宮原斧之助・中村貞之丞等あり。柔術は扱心流・起倒流専ら行はる。就中扱心流の師範に犬上郡次郎あり。藩士田中四郎兵衞の第二子にして、流祖犬上郡兵衞の衣鉢を傳へ、其姓を冒し、天下無双の稱あり。惜かな素行修まらずして、遂に藩を脱せり。馬術に大坪流山下茂十郎、八條流熊谷神右衞門の二人師範たりしが、萬延元年、根岸鐵次郎・佃八郎左衞門の二人、

調息流と稱する洋式類似の馭法を津輕藩士矢川文内に學び、之を藩士に傳へ、其勢力遂に大坪・八條の二流に超えたり。慶應三年五月、藩主根岸を以て軍馬奉行と爲し、軍馬隊と稱する騎士の一隊を編制せしむ。鈴木貞次郎、大坪流を善くし、身を徒士格より起し、累進して給人の班に列す。蓋し當時の異數たり。養子源次郎亦同流の名手にして、秋元家自慢の馬術家たりき。父子二人常に君側に侍し、傍ら子弟を教導せりと云ふ。

砲術は赤澤・森重の二流專ら行はれ、秋元新重郞・下江源次郞・村山勘解由・關口伊十郞・田代雲平等其師範たり。後西洋砲術高島流の傳はるに及び、從來の火術は漸次に衰微し、終に顧る者無きに至れり。安政元年、秋元志朝鐵砲師某を扶持して、郭内土橋門の側に製鐵工場(三間に二間三尺)を建設し、馬上銃の製作を試む。二年二月、志朝客臣藤井重作の高島流砲術を臨觀す。同年三月、侯自ら三之丸練兵場に於て、前年新調の西洋流大砲五門の發火を試演す。當藩が疾くも安政初年に、西洋流を採用せられたるを知る可し。萬延元年、重作を登用して顧問と爲し、江戸の近郊瀧野川の關口工場を借り受け、四斤旋條砲・臼型山砲等十門を製造し、尋いで野州佐野町大川善兵衛の鑄造工場に於て、四斤・六斤・十二斤等、大小數門の巨砲

求道館

を鑄造せり。猶更に進んで小銃の製造に著手し、文久一二年頃、ゲーベル銃千五百挺を製造するの計劃を立て、工場を江戸濱町の藩邸に設置し、職工千五百人を使役して、製銃に從事せり。而して其製品は抽籤以て士分以上の藩士に購はしめ、代價は各自の家祿中より每季控除することと爲し、大に新銃軍器の普及を計れり。されど事業半途にして蹉跌し、其功を完成する能はざりき。

兵學は山鹿流專ら行はる。木呂子善兵衞・大久保鼎・三科文次郎・萩谷五右衞門・菅沼小十郎等、孰れも同流の家元山鹿素水に就きて學べりと云ふ。兵機堂最初の師範は、土屋鐵八郎にして、三科文次郎之が員長たり。城中三之丸に廣袤四千餘坪の操練場を設け、每月六次之を演習し、每年一次大操練を舉行す。其時は藩主親しく臨みて統監せらる。明治戊辰の役起るや、兵制を改革して、英國式を採用せしが、二年二月、佛國式に改正せり。

求道館(一)は專ら漢學を教授する所にして、教官には田中泥齋・松島寔軒(二)（畢と稱す。）の二人、最も碩學の稱あり。殊に泥齋は求道館創立の經綸者として、一番に推重せらる。求道館の組織は、專ら範を水戸藩の弘道館に取れり。國學には石川直幹最も造詣あり。藩士中國學に志せし者は、殆ど皆直幹の薫陶を受けし者なり。然

れども本藩に於ては、國學餘り振はざりしものの如し。皇・漢二學の外、蘭學も亦大に之を奬勵し、醫を學ぶ者、專ら之を兼修せり。安政中、侯志朝屢〻求道館に臨み、和蘭文法・究理書等の講を聽聞せしことありき。醫學の教諭は、漢文家土田宗宣にして、內外科は勿論、針治に至るまで、各〻專門醫ありて、斯道の教育に任ぜり。

(一)弘化四年三月、秋元志朝求道館を設立し、漢學を教授せしむ。安政四年に至り、大に之を改革振張したるなり。

田中泥齋傳

(二)田中泥齋、名は弘、通稱は金治、又有文と稱す。館林藩主秋元侯の世臣杉山維敬の子にして、同藩田中進の養嗣と爲る。秋元氏の館林に移封さるるや、其藩政を釐革せんとし、岡谷勝益等と謀り、建議して水戶・佐倉・笠間、諸藩の學制を參酌して、造士書院を置き、先聖先師を釋奠す。觀る者歎賞して、皆謂ふ、道を敬し學に向ふ、當に此の如くなるべしと。泥齋博く經史に通じ、最も周易に精し、常に君を敬し國を愛するを以て務と爲す。且つ忠悃義憤、大節あり。故に官に莅んで事を論ずるや、毅然として毫も撓まず、又假借する所なし。人皆敬憚す。而して平居は謙讓人に下り、事を處する穩當なるを以て、官に在る五十年、未だ嘗て小人の忌惡排擠する所とならざりきと。文久三年、老を告ぐ。翌年再び起つて、世子の侍講と爲る。幾もなく之を辭し、慶應元年十一月十二日歿す。年六十七。山形明善寺先塋の次に葬る。

長子謙、家を繼ぐ。（邑樂郡誌）

二　文武藩學校

明治二年、知藩事秋元禮朝、學制を改正し、杉竹外（一）を招いて、學を督せしむ。更に英學の支校を設置して、造士書院を文武藩學校と改稱せらる、其時の達書に曰く、

藩學校之儀、近日　朝廷御一定御規則可被仰出候得共、一日も不可廢止之故を以て、先づ假に規則を設け、生徒を教授せしむる事。

一和漢之學、洋學と區別有之と雖も、此三學、幷兵學校を指して、都而藩學校と稱し、洋學所を分館と御心得可申事。

但、兵學校の規則は、猶ほ追而被仰出候事。

一和漢兩學を合併して、生徒を教ゆるの規則を定め、生徒に句讀を授くる事。

一和漢之學生・洋學生共、相互に廣く三學を研究し、一方に執着せざる樣、教官之者說諭を加ふべき事。

右之條々可得其意候事。

正月廿七日

藩知事禮朝は、又議事院を藩學校內に置かれて、藩政補理の機關と爲し、時に下問附議して、藩治の事を藩士に諮詢し、以て非政なきを期せり。此時藩士に教書を賜ひ、議事會の規則を頒てり。洋學は明治二年十月二日を以て開始し、藩士の就學を奬勵し、其興隆を期待せらる。今文武藩學校の職員名稱を擧ぐれば、左の如し。以上尾曳之跡。

事務官　小參事―大屬―少屬―史生

教職
- 文學教授―助教―大授業―中授業―少授業―生長
- 劍術教授―助教―大授業―中授業―少授業―生長
- 砲術教授―助教―大授業―中授業―少授業―生長
- 馬術教授―助役―大授業―中授業―少授業―生長
- 醫學教授―助教―大授業―中授業―少授業―生長

杉竹外傳

（一）竹外、名は魁、字は春卿、一字は大魁、もと杉山氏、四郎と稱す。竹外外史は其號なり。世〻秋元侯に仕へ、山形に住す。維敬が第四子なり。六歲にして能く書を讀む。九歲父を喪ふ。一夜人あり。來つて其母及び兄に謀つて曰く、某家に季を養うて嗣と爲さんと欲すと。時に竹外十三歲、被中に在りて之を聞き、密に行李を裝し、天

明家を出でて去る。書を留めて曰く、江戸に遊學すと。諸兄大に駭き、追つて之を還す。明年遂に江戸に至り、古畑玉函に師事す。玉函妻妾なく、奴婢を使はず。竹外、晝は井臼を操り、夜書を讀む。嚴冬火に近づかず。文政十二年、江戸大火あり。玉函の家焚け、門人四散す。唯竹外、田口江村と留つて去らず。玉函嘗て眼を病む。竹外寒夜四更水を浴し、深川八幡祠に詣で、禱るもの五六夜、其師に事ふる事の篤き、率ね此類なり。後高橋重孝の養ふ所と爲り、其長女に配す。侯竹外を以て教官と爲す。幾も無く昌平黌に入り學ぶこと三年。會ゝ妻歿す。故に竹外頽放せられ、家に錮す。是時周易横圖及び象義を著す。母を喪ふに及び、竹外姓を變へて、杉と曰ふ。清介新田に住し、帷を下して教授す。三十八歳江戸龜澤町に移住す。門生三百人。嘉永六年、米艦浦賀に來るや、幕府監察松本氏をして、房・總を巡視せしむ。竹外之に從ふ。明年露國の使節、下田に抵る。又某に從ひ往く。其憂國の志深きを知る可し。明治元年八月、徴せられて大學教官と爲る。明年秋元侯竹外を館林に延き、學政を督せしむ。既にして職を辭して家居し、著述して自ら娯む。明治十年六月十六日歿す。年六十七。善長寺に葬る。竹外器宇快宏にして、志氣雄拔なり。世間の勢利も能く之を奪ふなし。經に邃り、詩文に善く、亦筆札に妙なり。男濟、高橋氏を嗣ぎ、於菟、竹外の後を繼ぐ。（文辭）

三　祭　儀

春二月・秋八月、上丁の日を以て釋奠の式を行ふ。若し上丁に故障あれば、中丁・下丁の日に於てす。當日寅の刻、三役・三司・教官其他の職員、整服にて求道館に出席し、講堂床上面なる聖像掛物の前に香爐、机上、左右に燭を供ふ。提學之を掌る。三役・司成、第二の間左側に著座す。司業・司憲・大目附、右側に著座す。教官・小監・主事等、三の間

聖像

燭臺　造酒
香爐　洗米　△著主　△年寄　△中老　△香頭　用人　△獨札席　△給人　中小姓　△無足人
燭臺　熨斗鮑

∨∨∨∨∨∨∨　[illegible]

△△△△△△△　[illegible]

に着席す。第一家老一人、洗米（三方土器）を授讀（中小姓以上）より受けて、之を聖像前中央に供ふ。次に用人・司成の内一人、造酒（三方瓶子）を洗米の右に供ふ。次に用人・司成の内一人、熨斗（三方土器）を洗米の左の方に供へ退出す。藩主入館、聖像を拜す。次に家老以下提學（獨禮席）まで、一人づつ進んで拜禮す。其餘の職員・學生に至り、或は五名、又は十名づつ拜禮。辰の刻一同退出。供物を徹す。（提學之を掌る。）後巳の刻まで、有志の輩をして適宜拜禮せしむ。

造士館の創立

第五項　安中藩

文化五年、安中藩主板倉勝尚（伊豫守、號綽山）、藩士子弟を教育せんが爲めに、城内に文武場を創設し、之を造士館と稱す。此時館の上段の間に揭げたる扁額は左の如し。

此館は禮樂・射御・書數、六藝を學び、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の五倫を明にし、士を造るの場なり。禮は冠婚・葬祭・賓軍嘉之儀式、各〻其制に從ひ、我身の分を知つて行ふを善とす。樂は雅正の音を聞きて心を正し、淫逸・殺伐の聲を聞くべからず。射御は士たる者、第一藝なれば、善師を求めて其術を研究すべし。槍劍・火砲の類之に倣ふ。

釋奠

三　祭儀

春二月・秋八月、上丁の日を以て釋奠の式を行ふ。若し上丁に故障あれば、中丁・下丁の日に於てす。當日寅の刻、三役・三司・教官、其他の職員、整服にて求道館に出席し、講堂床上面なる聖像掛物の前に香爐、机上、左右に燭を供ふ。提學之を掌る。三役・司成、第二の間左側に著座す。司業・司憲・大目附、右側に著座す。教官・小監・主事等、三の間

聖像	
燭臺　造酒 香爐　洗米　△藩主　△年寄 燭臺　熨斗鮑	
△中老　△番頭　△用人　△獨札席　△給人　△中小姓	▽司成　▽用人　▽用人　▽番頭　▽番頭　▽老小　▽學寺 △司業　△司業　△司憲　△大目附　△大目附　△大目附　△大目附
△無足人	

に着席す。第一家老一人、洗米（土器三方）を授讀（中小姓以上）より受けて、之を聖像前中央に供ふ。次に用人・司成の內一人、造酒（瓶子三方）を洗米の右に供ふ。次に用人・司成の內一人、熨斗（土器三方）を洗米の左の方に供へ退出す。藩主入館、聖像を拜す。次に家老以下提學（席觸禮）まで、一人づつ進んで拜禮す。其餘の職員・學生に至り、或は五名、又は十名づつ拜禮。辰の刻一同退出。供物を徹す。（提學之を掌る。）後巳の刻まで、有志の輩をして適宜拜禮せしむ。

第五項　安中藩

文化五年、安中藩主板倉勝尚（伊豫守、號綽山）、藩士子弟を教育せんが爲めに、城內に文武場を創設し、之を造士館と稱す。此時館の上段の間に揭げたる扁額は左の如し。

此館は禮樂・射御・書數、六藝を學び、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の五倫を明にし、士を造るの場なり。禮は冠婚・葬祭・賓軍嘉之儀式、各、其制に從ひ、我身の分を知つて行ふを善とす。樂は雅正の音を聞きて心を正し、淫逸・殺伐の聲を聞くべからず。射御は士たる者、第一藝なれば、善師を求めて其術を研究すべし。槍劍・火砲の類之に傚ふ。

書數は日用闕く可からざるもの、尤も學ばざるべからず。抑〻文藝よしといへども、武術なくば士と云ふべからず。武術よしといへども節義の心無きは論ずるに足らず。要するに文武の全校を以て尊とす。君に仕へて忠、親に事へて孝、父子の親、夫婦の別、兄弟の序、朋友の信、一日も忘るべからず。不孝不忠の人は入るを許さず。六經は聖人の遺言にして、修身の法、治國の術を說く。倭漢歷代の史籍は、治亂興亡の蹟を載す。皆後世の敎戒たれば、學んで其義を精し、大道の要を知り、才器成就し、經濟鍛鍊して、國家に備ふるを上とす。夫學は文武共に勤に成て怠に破る。勤の一字肺腑に銘し忘るべからず。師は云ふに及ばず、一步も其道に先進なるものを尋ぬるを上とす。長幼尊卑に拘はるべからず。不問を恥るは、聖賢の意にあらず。總べて館中の人、孳々として篤學勤行者あらば、師たる者長官に達すべし。

板倉勝明の奬學

天保年間、嗣子勝明立つや、天資英明、之に加ふるに文武の才あり。夙に力を文敎に注ぎ、大山融齋・山田三郎等の儒者を聘して、文學を擔任せしめ、以て敎化の振興を計れり。又武道も長幼の別なく、一齊に修練せしむ。殊に砲術には高島秋帆を師とし、藩士に之を練習せしむ。又年寄役以下諸卒に、武具を與へ、寒暑を問はず、城廓內に武技を演習せしむ。斯くて安政四年に、藩主勝明卒し、次いで大山・

造士館規則概要

山田の兩儒相踵いで歿せしを以て、主なる教官を失ひ、爲めに教學の上に頓挫を來せり。明治初年に至り、造士館を分つて、文學校を置き、主務者を定めて之を掌らしむ。而して法制次第に整備するに及び、學制も亦復興の機運に向へり。今造士館の規則を摘錄すれば、左の如し。碓氷郡誌。

一學科は漢學を主とし、朱子學を宗として、經書・歴史・詩文章を授く。

一學修年限は十箇年とす。

一束修・月謝は無し。

一教師は柏瀨又十郎・岡本小平・佐々木博、專ら經營を擔任し、大山融齋は經史、山田三郎は經詩、小林本次郎・大山雄之助・弓削田發は經史・詩文、竝に習字を擔當せり。

一教師の數は三十四人、皆上士にして、祿五十石を制とす。生徒は其數凡そ百五十人と定む。

一授業は最初句讀を授け、次第に解讀・輪講に移る。教師の講義は、毎月二回とし、當日は目附役も臨席して、生徒に聽聞せしむ。猶月二回殿中に伺候して、君前に講し、臨官傍聽あり。

文武の科目

科目は、句讀として孝經・小學・四書・五經・文選、解讀として四書・五經・十八史略・蒙求・

綱鑑易知錄・資治通鑑・大日本史・本朝通鑑・國史略・逸史・唐詩選・聯珠詩格、輪講として左傳・國語・史記・前後漢書・戰國策・綱鑑補・文章軌範・八大家文格・日本外史・日本政記を用ふ。武道は弓術・馬術・槍術・劍術・砲術・柔術・游泳等なり。弓術には日置流・竹林壽徳の二派あり。馬術は大坪流にして、又小笠原流騎射にて、犬追物を演習す。槍術は大島流にして、又寶藏院流鎌槍の術あり。劍術は荒木流・一刀流あり。砲術は武衞流・高島流の二樣あり。柔術は眞の神道流なり。

學齡

授業時間は、大體他藩に同じ。諸士卒族の子弟は、八歲にして入學し、十五歲にして退學す。句讀・解讀の二科を卒るの後、尙篤志の者は、二十歲前後まで輪講科を勉强せしめ、凡て十歲以上は武術をも兼修せしむ。

職員待遇

職員は、維新前文武掛役一人、物頭役にて兼勤し、役料米百石を給す。學監三人、大監察役にて兼勤し、役料米六十石以下、五十石以上とす。事務員二人、卒族より補し、役米四石づつを給す。教授三人は役料米五十石以下、十八扶持以上とす。助役二人、役料米句讀師五人、史生を兼ね勤め、役料米十一石以下九石以上とす。其他武藝師範役は、一藝に就き二人、又は一人の專門者九石以下八石以上とす。維新後は少參事一人、役料米二百石とす。大屬一人、役料米十人扶持とす。

少屬一人、役料米十石、吏生二人、役料米九石以下八石以上、書記二人、役料米八石以下七石以上、使部二人、役米四石宛、卒族とす。 教授二人、役料米五十石、以下十人扶持以上、助教二人、役料米十一石以下、九石以上、得業生五人、役料九石以下、八石以上とす。

職員生徒數經費

職員概數は維新前十六人、維新後十八人なり。 生徒は通學生二百人餘にして、寄宿生は無し。 束修・謝儀は徴せず。 一箇年の學校經費は、百二十五圓を生徒及び諸稽古人へ下渡しの物品料とし、白米三石を春秋兩度試驗の際の赤飯米とし、校舍の費用は藩廳より支出す。

第六項　沼田藩

藩主の奬學

藩主土岐頼稔の沼田に移封さるるや、天和二年、有志をして九經・三史・通鑑及び綱略・管韓・孫呉等の諸書を以て、之を沼田に輸せしめ、學舍を起して、衆と與に之を習ふ。 寛保二年、頼凞沼田學舍記を作る。 三年九月、頼凞諭達書を作り、大に學事を振作す。 乃ち學校を起し、專ら人材を教育す。 其後中絶の年代を知らず。 天

沼田學舍

保年間に至り、賴寧之を再興す。文久二年、賴之文武奬勵の趣意を自記し、又儒臣川崎魯助に命じ、敬修堂記を作らしむ。明治四年、學校を群馬縣へ引渡され、幾もなくして廢校となる。

校名は之を沼田學舍と云ひ、寛保二年十二月、藩主賴稔、沼田城内（後に二十五學區沼田小學校、）に之を設け、文武の教場を分設し、諸士を奬勵す。漢學は曾て養生せし北川半九郎を以て教師とし、以後交〻家士を教育して儒官と爲し、教授に當らしむ。筆學は家士澤池正信（喜右衛門）之が師たり。兵學は家士上村懷充（三右衛門）教授たり。弓術は家士中郡長庸（幸八）・佐々木政辰（澤右衛門）・廣瀨親門（左近衛門）等之が師たり。而後其術に長ずるの士を擧げ、以て教授せしむ。馬術は天和年間、安孫子久數（馬右衛門）、貞享年間、相馬安時（七右衛門）を聘し、教授する所ありしも、猶下川正易（半右衛門）を擧げて、之に師たらしむ。槍術は、寛永五年より、土岐賴行親ら研究自得する所あり。自得記流槍術と稱し、世〻相傳へて師を爲し、傍ら藩士に免許し、之を教授せしむ。明治に至り廢せらる。又浪士山岡正臣（丈右衛門）を聘し、教授せしめ、一時世に名あり。劍術は、元和中、神影流の師平樂寺茂久（八右衛門）を聘して、教育する所ありしも、猶直心影流の師長沼綱郷（正兵衛）をも聘して師たらしめ、子孫相繼いで教授に任せり。天保後の教科書は、普通

の漢籍を用ひ、林家の初學課業次第に倣ひ授業す。時間は朝五つ時より夕七つ時までとす。弓馬・槍劍・砲術・柔術等は、夫々師範の稽古場に就くを以て、學校に關係なし。藩士には文武兩道を修むるやう勸誘せしも、勢ひ武術に從事する者多く、文學に志す者稀なりき。生徒學習規限は、大概十歳前後にて學校に入り、十五歳以上隱仕の子弟は番外にして、專ら文武を修行せしむれども、科業は各自の意向に任せたり。

職員

用人の中一人學校掛あり。其他教授一人、助教三人、句讀六人、同補四人、校掌二人、小使二人を置き、各自の持高番外にて勤め、別に役料等は無く、且つ座席身分は、各自の持席取扱替りなし。維新以後は學校掛を廢し、學校監事・監察を置き、其外は故の如し。且つ曩の祿制改まり、年給九石より一石三斗までを家祿の外に賜ふ。職員は總員十九名なりしを、維新後は二十名と爲す。

生徒と經費

生徒の概數は大略八九十人。束修・謝儀は之を徵せず。學校經費は維新前は詳ならざれど、明治二三年の交に於ては、一箇年金千二十三兩なり。

江戸の藩校

弘化元年九月、土岐賴寧、江戸麻布江戸見坂の邸に學問所を創立す。岸甫、(謙右衛門と稱し、鳩峯と號す。初め長野豐山に學び、後一齋に從ふ。頗る方正の士にして、名を求めず。因りて著書・詩文等多しと雖も、秘して傳へず。後用人と爲り、俗務に鞅掌す。)

川崎行充（魯介と稱し、魯齋と號す。佐藤一齋の門人にして、嘗て孝經を著し、後に大學中教授たり。）之が師たり。（天保九年正月學問師範申付けらる。）世話役としては得能聚、（純介。弘化元年九月補、二年八月轉役。）後藤義路、（兵次郎。弘化元年九月補。四年四月轉役。）幸田正行、（勇次郎。弘化元年九月補。三年五月死。）井上忠貞、（總助。）中村重遠、（桂太郎。以上弘化二年八月補。）幸田正義、（發之助。安政五年二月補。六年正月轉。）若松廿吉、（安政二年補。明治元年廢。）川崎義門、（安政五年補。明治元年廢。）加藤平太郎、加藤和助、木村作厚、（次郎。）等之に補せらる。文久元年十月、土岐頼之之を沼田學舍の分校と爲し、敬脩堂と稱し、藩儒川崎魯齋を師とし、子弟に四書を誦し、六經を講ぜしむ。維新に至り之を廢す。

尚友軒

文久二年、沼田藩士若松節、（廿吉。）江戸麻布貍穴なる藩主頼知の邸内に、尚友軒を開き、和學・漢學の二科を教授す。（和學は明治三年に加ふ。）但し漢學は朱子派とす。別に詩文をも併せ授く。其盛なるや、教師三人、生徒通學二十七八人、寄宿二十五六人に及ぶ。學習年限は四年とす。明治二年、江戸見坂に移轉す。明治五年に廢校せしならん。塾主若松は、明治元年三月貢士と爲り、上京して朝廷の下問に與る。二年五月歸京す。後專ら尚友軒の教授に從事す。

第七項　小幡藩

藩主の奬學と小幡學校

藩主松平玄蕃頭、儒學を尊崇し、當時の藩士が隨意に寺小屋に習學するのみにて、文學自然に衰頽するを慨し、更に藩中及び平民の子弟をして、儒道を振興せんとの志あり。寛政三年、小幡學校を同藩久保町に創設し、藩士の子弟をして悉く就學せしむるの制度を立つ。爾後歷代其意を藏し、廢藩の時に至るまで維持せり。

教科書其他

教科書は孝經・論語・詩經・書經・禮記・中庸・孟子・左傳・文選等とす。學科には漢學・筆道・習禮・兵學・弓馬・槍劍・砲術・柔術あり。文武又は武道の內、其一を選擇するを得。生徒は略〻七歲にして就學し、十五歲にして卒業す。每年春秋に一回づつの試驗あり。

職員生徒及學費

職員は學校總監一人、教授長一人、教授役三人、世話役三人とし、每月俸給一口づつ役扶持と稱して增給す。學校總監及び教授長は、給人席以上、即ち上士席、教授及び世話役は、中小姓以上、即中士席に相當す。後次第に衰微して、俸給・本祿減少せり。生徒數は、略〻四十名前後とす。一箇年の學費約金三百兩以內とし、全く藩

費なり。

第八項　七日市藩

成器館の創立

天保十三年、藩主前田利豁、其家老職保坂庄兵衛・大里半右衛門をして、成器館を創立せしめ、藩の子弟が文武藝術を修業するの所とす。安政年間、火災に罹り、同年新築して、明治五年、廢藩に至るまで繼續せり。儒官は、嘉永年間宗像三策、安政年間には原田德三郎、慶應より明治に至りては鵜殿直記・佐々木博等を聘し、外に教授方五名、助教五名を置きて教育せしむ。

教科書入學試驗等

學科は漢學にして、經書・歷史・作文等あり。教科書には孝經・中庸・論語・孟子・詩經・書經・禮記・易經・春秋・左傳・十八史略・史記・前後漢書・文選・唐宋八大家文集等なり。入學は八歲にして、退學には定期なし。入校すれば文武を兼修せしめ、試驗は其法なしと雖も、春秋兩度見分と號し、藩の家老・用人・大小目附列座し、校掛員出席して、素讀・講義・作文等にて、其學力及び才智を視察し、賞品を授與す。時には知行等の增加あり。又二三男には別家召出さるることもあり。入塾生は、月費として、食

料のみ時價に依り收めしむ。

職員は文武總裁職・家老之に補せらる。儒官一人、藩內にて其任に當る者無くば、出入扶持を以て、藩外より聘用す。教授方五人、專勤又は兼勤あり。助教五人亦同じ。校長一人、俗務は勿論文科一切を掌る。副校長一人、校長を補佐す。寄宿長一人、生徒の寄宿者中より勤めしむ。以上の俸祿は、家祿を以て務めしむ。小祿者には、足し高を給す。無祿者には、米一口と金五兩より十兩までとを給す。生徒概數、通學生三十餘名、寄宿生十七名以上明治元年なり。束修・謝儀無し。一年の經費、雜費三百五十兩、教授等手當米六十俵、文科は此金穀の半とす。慶應明治の間。

第九項　私塾

文化・文政以後、各藩競うて學業を奬勵す。私塾の起るもの頗る多し。今其創立年代の明かなるもの、廢藩に至るまでを摘錄す。猶經學の條にも、諸家開塾の事を舉げたれば、併せ見らるべし。

一　學習館

寛政五年、高崎藩士江積逸八、漢學の私塾學習館を高崎柳川町に開き、漢學を授く。敎師十一名。學生百五十名。天保九年、江積源四郎之を繼承し、慶應三年に生徒二百名あり。同年廢校す。

二　五惇堂

五惇堂と其校主の事跡

伊與久村の宮崎有成、人と爲り英邁にして、材能あり。年三十一にして、父に代り、職を襲ひて伊勢崎侯の用達と爲る。最も敎育に志厚く、世の子弟の敎無きを慨す。乃ち百方計劃して、資金を集め、田を寄せしめ、己も亦巨財を捐て、享和三年、漸く一舍を建設し、尙之を保續するの基を立つ。是に於てか孝經を石に刻し、之を校內に建て、以て鄕黨に示敎せんとす。依つて之を其師柴野栗山に謀る。栗山爲めに門人青木永敎をして、金澤文庫に在る所の孝經（唐玄宗皇帝の筆と傳ふ。）を摸せしめ、白川樂翁侯に請ひ、其額に隷題して賜はる。酒井侯忠寧、之を聞いて大に喜び、

百歩の地を給ひ、校名を五惇堂と命じて、學事を奬勵す。鄕隣就學する者日に益〻多く、學業の進歩甚速なり。（安政四年、生徒百五十七人あり。）有成、功を以て藩の給人に列し、十口を賜ふ。弟定則代つて塾主と爲るや、能く兄の志を繼ぎ、黽勉怠らず、益〻其業をして業光あらしむ。定則、人と爲り溫厚實直、其父母に事ふる至誠に出で、奉養至らざるなし。天保二年、父の憂に丁るや、水漿口に入らず、哀毀衣に勝へず。葬るに及び、送る者皆返りしも、定則家に歸らず。家人驚いて、四方を搜索して、墓所に至れば則ち在り。喪服嚴然、草を敷いて正座す。時正に嚴冬にして、風霜酷なり。族人知友、皆來りて歸るを勸む。謝して曰く、侍養至らず藥石達せず、以て此に至る、遺憾を償はんと欲するのみと。衆其執つて囘へざるを知り、茅茨を以て之を廬す。天適〻雪ふる、而して動かず。衆益〻其性を滅せんとするを懼る。邑之を伊勢崎侯に聞す。侯命を下して、弔慰して歸らしむ。是に於て始めて起つ。其墓に侍する凡そ三十餘日なり。後侯之を旌表して、用達次席と爲し、二口を給し、地租を免ず。（教育史資料。）

三　嚮義堂

文化四年、伊勢崎領那波郡樋越村の農設樂善七、嚮義堂を設立し、漢學を教授す。每歲冬至より翌年八十八夜まで、藩儒大平善左衞門・長尾慥次郎・關恕助等出席して、日出前に漢籍を講じ、土地の子弟に之を聽かしむ。明治四年、生徒二十人あり。同年廢す。

四　遜親堂

文化八年、伊勢崎領佐位郡茂呂村の人小島半內、遜親堂を創設し、漢學を教授す。明治四年、教師八人、生徒數五十八人あり。同年廢校す。

五　會輔堂

文化八年、伊勢崎藩佐位郡安堀村の人吉澤文右衞門、會輔堂を設立し、漢學を教

授す。明治四年、教師五人、生徒五十人あり。明治五年廢校す。

六　正誼堂

文化八年、伊勢崎領佐位郡下植木村の人井下成孝、正誼堂を設立し漢學を教授す。天保八年、教師二人、生徒六十人あり。同年廢校す。

七　遜悌堂

文化十年、伊勢崎領佐位郡山王堂村の醫宮田泰伯、遜悌堂を設立し、漢學を教授す。明治五年、生徒七十人あり。同年廢校す。

八　耕樂舍

文化年中、清水家の領地群馬郡青梨子村の醫葛西玄冲、私學を創設し、之を耕樂

舍と稱す。水戸の儒臣朝日集義を招聘して、教授に當らしむ。郷黨其薫陶を蒙る者頗る多し。天保年中に至るまで存續せり。嘗て淸水家より代官俣野某をして、其起立方針に關して問ふ所あり。其答申書は左の如し。（上毛偉人傳・群馬郡誌。）

御領知上州群馬郡野良犬村地内に有レ之候學問所を、耕樂舍と號し候意味、御尋に付左に奉二申上一候。

一耕樂の文字は、孟子萬章の篇に「伊尹耕二於有辛之間一、而樂二堯舜之道一焉」と有レ之候所より、耕樂と申二字を拔き出して、名つけ申候。右造立仕候地所、三方桑田にして、何の詠めも無レ之、朝夕耕作いたし候人の外、通行も無レ之程の片田舍にて、よりより集り候者も、農業の餘暇遊日などに、少々づつも素讀に心がけ、或は孝經・大學の類、人の聞きやすき樣に講じ聞かせ、外の遊興事に立入らざる防ぎに致し、古の尊くありがたき道をうかがひ知らんことを樂み、己れ己れが農業耕作に出精いたし候はば、則ち耕し樂むと申文義にかなひ可レ申哉。土地と人民とを合せ考候て、かくは名付申候なり。

一教諭かたの意味は、片田舍の農民、何も深く文章を知り候に及ばず。兎角家業を能く勤め、第一孝悌と申事を辨へ、親と兄とに從ひ、家内睦敷をさまり、分限をしりて奢らぬ樣に心がけ、相續連綿として其土地を離れず、祖先より讓られし田地を

大切にいたし候外、百姓の子弟を教育すること、他事無之候。然るに近來學問の風儀あしく相成り、詩作・文章・風流の事不致候ては、學者に無之樣相心得、繁華の地は勿論、田舍までも其風をし移り、放蕩亡損の儒者、農商家の子弟を迷はせ、家業を餘所になし、終には其土地を立去り、自然と人民も昔より少く相成り、大切の御田地も、ゆくゆくは荒れ候事に成行可申哉と、深く可恐可戒事と奉存候。國のもとは、いやしき百姓の拙なきわざを勸め、朝暮身を苦しめ候處より、五穀を耕し出し、天下萬民の衣食足り候事にて、百姓は百姓、職人は職人、商人は商人の可勸業をはげみて、不怠ときは、國家安穩に治まり候事、古聖人の教これに外ならず。然るに御仁政の餘德、國家太平の御恩澤にあたたまり、身分職業も無之遊民不風俗等いたし、若年の者共は夫を美敷思ひ、自然と惡風俗に化し、親兄弟の云ふことをも用ひず、酒色にふけり、終には御法度をも犯し、命をも失ひ候事に成行ものも間々有之、いかに慈歎いたし候ても、不德の小生ども、教化の可行屆事に無之、何とぞ身分不善を犯さずして、親しきものの子弟をいましめ、一村のかしらたるもの、少しは仁義の道をもわきまへ、御上を恐れ敬ひ候事をしらば、御政務の御恩德に奉報の、九牛の一毛と奉申上も恐入候得共、常に古の心得に罷在候。乍併微力貧窮の小生、先代より醫を業と致し罷在、日夜無寸暇、病用奔走に疲れ、志さしのみにて、當時は

一向教育に難レ勤候得共、耕樂の字義と教諭之旨と、荒增之所筆記仕候而、奉二差上一候。

以上。

九　樂琴書堂

文政以前、安中領碓氷郡原市村の農眞下龜吉郎、樂琴書堂を設立して、讀書・習字を教授す。慶應元年を隆盛時代とし、明治五年には、教師二人、生徒男十七人、女三人あり。同年廢校す。

一〇　淺見塾

文政年中、綠野郡上落合村の農淺見孫一、私塾を設立して、漢學・習字を教授す。嘉永三年、男生二百人、女生三十人あり。明治三年廢校す。

一一　正心堂

文政年間、伊勢崎領佐位郡太田村の人小暮英三郎、正心堂を設立し、漢學を教授

す。明治四年、生徒三十名あり。同五年廢校す。

一二　有恒堂

天保七年、伊勢崎領郡波那阿彌太寺村の農瀨下恕平、有恒堂を設立し、漢學を教授す。明治四年、生徒二十五人あり。同五年廢校す。

一三　內海塾

天保九年、高崎藩士內海孜、私塾を宮本町に開き、漢學を授く。慶應二年、生徒三十名あり。同年廢校す。

一四　董庵

弘化二年、高崎寄合町の人武居善次、董庵を設立し、和歌を教授す。明治五年、

門生百二十人あり。同年廢す。

一五　櫻井塾

弘化二年、群馬郡青梨子村の人櫻井一、私塾を開き、柔術を教授す。嘉永元年、生徒百八十人あり。同年廢塾す。

一六　赤見塾

嘉永元年、高崎藩士赤見寛、私塾を若松町に開き、漢學を其徒に授く。慶應二年、生徒三十人あり。同年廢塾す。

一七　藍園學舍

嘉永五年、澁川驛の工堀口貞歙、學舍を設立して、漢學を教授す。明治二年に、生

徒男二十八人、女十八人あり。明治九年廢舍す。（後章を參照。）

一八　安中鄉學校

安政二年、岩井友之丞及び其子壽太郎、鄉黨青年の氣風廢頽せるを慨き、藩主勝明侯に乞ひ、碓氷郡五料村に鄉校を開き、近傍の子弟を招集教授す。薰陶の久しき、四方業を受くる者益〻進み、元治元年より明治元年までを最も盛なりし時とす。明治三年に教師三名、生徒男三十一名、女六名あり。五年學制頒布の際之を廢す。（教育史資料。）

學科は朱子學を宗とし、經書・歷史・文章を教授す。教師は男三人。授業は句讀・解讀・講究の三科とし、每科上中下の三級に分ち、初め句讀科、下級より逐級に授け畢り、解讀科に移り、又各級を畢り、講究に至る。之を了りて、全科卒業とす。學習年限は六箇年とし、束脩・謝儀は定則なく、學徒の志に任かす。著書は文武問答一冊、養育訓一冊、白鷗漫筆二十冊、價原一冊、富國類編五冊、經濟要錄四冊、算法雜組一冊、算法圓理氷釋二冊。（以上明治三年調書。）

一九　臭蘭堂

安政年間、伊勢崎領佐位郡境町の醫村上小一郎、學堂を設立し、漢學を教授す。明治四年に、生徒六十名あり。五年廢堂す。

二〇　耕讀堂

萬延元年、淀領南勢多郡荒口村の農阿部耕雲、學堂を開き、漢學を教授す。此年生徒四十八人あり。元治元年、隆盛を極む。明治六年廢堂す。

二一　倉田塾

萬延元年、吉井藩士倉田務、私塾を開きて、漢學を教授す。文久三年最も隆盛なり。慶應元年、生徒男百十五人、女三人あり。明治三年廢塾す。

市川左近の積小館

二二　積小館

文久二年、米澤の神官市川左近、高崎に來り、私塾を田町に開く。慶應・明治の交、入門する者殊に多し。藩主之を招聘せんとす。左近辭すること再三にして、遂に召に應ず。爾來後學を教ふること益盛なり。藩主積小館の額を賜ふ。依りて鞘町に私立學校積小館を設立す。是れ維新後高崎に私學の設けある嚆矢なり。左近、明治二十三年三月十一日歿す。年七十八。其後積小館は門人之を繼承して、永く宮本町に在りきと。上毛偉人傳。

二三　日精學舍

慶應元年、伊勢崎町の醫設樂天僕、學舍を起し、漢學・英學を教授す。明治三年、生徒三十五名あり。六年廢舍す。

二四　祇敬堂

慶應元年、伊勢崎の藩士中澤三郎、學堂を那波郡今村に開き、漢學を教授す。明治五年、教師二人、生徒六十五人あり。同年廢す。二六四頁を參照。

二五　敬敷堂

慶應三年、伊勢崎領佐位郡百々村の農新井新五郎、學堂を設立して、漢學を教授す。明治元年、教師二人、生徒十五人あり。五年廢堂す。

二六　汲古堂

慶應三年、伊勢崎領境町の人井上熹平、學堂を開き、漢學・和學・習字を教授す。明治四年に、生徒男八十五名、女七十一名あり。五年廢堂す。

二七　懐德堂

慶應年間、伊勢崎領那波郡芝町の神官荻野美恭、學堂を開き、漢學を教授す。明治四年、生徒五十名あり。五年廢堂す。

二八　輔仁堂

明治元年、伊勢崎領那波郡除村の醫柴野幸壽、學堂を開き、漢學を教授す。明治四年、生徒三十八人あり。五年廢堂す。

二九　修己堂

明治元年、伊勢崎領那波郡下福島村の醫齋藤泰造學堂を開き、漢學を教授す。明治五年、生徒二十九名あり。同年廢堂す。

三〇　行餘堂

明治元年、伊勢崎領那波郡大正寺村の人松本詢、學堂を創立し、漢學を教授す。明治四年、生徒八十人あり。五年廢堂す。

三一　桐生學堂

明治二年、松山領山田郡桐生新町の士海上香匡、學堂を開き、漢學を教授す。明治四年、生徒五十人あり。翌五年隆盛なり。是歳廢堂す。

三二　克諧堂

明治三年、伊勢崎領佐位郡小此木村の士三海浩太郎、學堂を設立し、漢學を教授す。明治四年、生徒十七人あり。同年廢堂す。

三三　求己堂

明治四年、伊勢崎領佐位郡下淵名村の人加藤勝馬、學堂を開き、漢學を教授す。明治四年、生徒四十五名あり。五年廢堂す。

三四　存養堂

明治四年、伊勢崎領佐位郡波志江村の醫吉澤泰庵、學堂を起し、漢學を教授す。生徒六十名あり。五年廢堂す。

三五　主靜堂

明治四年、伊勢崎領佐位郡上植木村の士米野通孝、學堂を創め、漢學を教授す。生徒二十人あり。五年廢業す。

三六　由義堂

明治四年、伊勢崎領佐位郡上淵名村の農長沼彌之丞學堂を起し、漢學を教授す。生徒二十九人あり。翌五年廢業す。

三七　温故堂

明治四年、伊勢崎領那波郡中町の人小暮勘六、學堂を開き、漢學を教授す。生徒十五人あり。翌五年廢業す。

三八　遷善堂

明治四年、伊勢崎領那波郡下道寺村の醫多賀谷良齋、學堂を開き、漢學を教授す。生徒二十五人あり。翌五年廢業す。

三九　涵養堂

明治四年同領那波郡馬見塚村の士金井令儀學堂を起し、漢學を教授す。五年に生徒七十五人あり。是歳廢業す。

四〇　惇信堂

明治四年同堀口村の人野村藤太學堂を開き、漢學を教授す。翌五年に生徒五十六人あり。是歳廢業す。

第二節　經學

一　官學派

市川寛齋

上毛の人にして、最も早く林家の學派に入りたるものを、市川寛齋と爲す。寛齋は館林藩士山瀨蘭臺が二子なり。同藩儒河內竹洲・關松牕（折衷學派）に學ぶ。後藩を脫して、下仁田に走り、高橋道齋に養はれ、其養女に配せり。而かも高橋姓を稱せず。一子生るれば之をして高橋を稱せしむ可しとて、自ら伯父の家市川を再興す。寛齋嘗て贄を唐津藩儒大內熊耳（徂徠派）に執る。安永五年、熊耳逝けるの後は、江戸に出て、直に松牕の門に至る。時に松牕、林大學頭正良の八代洲河岸の學頭たり。寛齋の孤影煢然たるを憐み、直に入塾を斡旋す。乃ち許されて給費生と爲りしものの如し。勉學七年。業成るに及んで、名聲藝苑に顯る。天明三年、三十五歲の時、正良、寛齋を擧げて昌平黌の學頭と爲す。在職五年の後、天明七年辭す。而かも尙學俸を受け、其講義を分擔せしものの如し。寛政二年に至り、全く黌を去れり。翌年富山藩校廣德館の祭酒と爲りて、始めて祗役し、富山に往復

す。文化八年、六十三歳にして致仕し、十年長崎奉行牧野大和守成傑の幕賓として祇役す。文政三年七月十日歿す。年七十二。私に諡して文安先生と曰ふ。寛齋學博く才敏最も長ず。清麗奇峭、兼有せざる所なし。初め樊川を學び、一變して香山、再變して劍南、終に又諸家を鎔淘して、別に一機軸を出す。後進の徒、推して領袖と爲す。著書に上毛史料・日本詩記・全唐詩逸・陸詩意註・陸詩考實・宋百花詩・詩家法語・西野凍筆・北里歌・三家妙絶・寛齋摘草・隨園詩鈔・金石私誌・青蚨私誌・半江暇筆・瓊浦夢餘錄・詩文集等あり。門人の主なるものは、大窪詩佛・島海松齋・小島梅外・松浦篤所・柏如亭・福田浩齋等なり。（上毛及上毛人・人物志・人名辭書。）

寛齋、名は世寧、字は子靜、初め新平と稱す。其祖は新田氏の一黨にして、矢口に戰死したる市川五郎なり。其子孫甘羅郡に隱れしが、彌兵衛に至り、沼田城主眞田侯に仕ふ。眞田氏事あるや、彌兵衛の子小左衛門、退身して下仁田に居る。長子兵右衛門家を繼ぎしも、子無し。次子蘭臺、出て秋元侯の臣山瀬氏を嗣ぐ。蘭臺二子あり。長を貞庵と爲し、次を寛齋と爲す。蘭臺遺命して、寛齋をして兵右衛門の家を興さしむ。事は前に述べたる如し。寛齋は高橋道齋の養女杉山氏に配して、長男寛顆を生む。寛顆は一生を放浪の内に過し、老いて家に入る能はず終れり。寛齋

江戸にて長谷川氏を娶り、米庵以下多くの子女を生む。

寛齋に次いで林家に就きたる上毛人を、沼田樂水堂と爲す。此人は群馬郡中尾村の醫なり。名は順義、字は道意、樂水堂は其號なり。年十三にして、軒岐の術を大熊松泉及び吉田平格に學ぶ。年十五にして郷を出で、熊本に赴き、業を村井椿齋に受けんとし、大坂に抵るや、偶〻其歿せしを聞き、更に甲州に之き、座光寺某に就き、儒學を修む。其後林述齋の門に入りし年次詳ならず。又磯野公道に從ひ、益〻醫術を究め、年二十一にして、業を駿州清水港に開く。旣にして疾を患ひ、郷に歸り、後武州河越に移り、鬱然として家を起せり。樂水堂の學、和漢に涉り、其明を喪ひし後は、特に思を國學に盡す。記性人に過ぎ、一聞忘れず。偶〻賀茂眞淵の國意考、及び本居宣長の直毘靈・葛花等を讀み、深く其道を罔ひ聖を誣ふるの甚しきを憤り、乃ち級戸之風(しなどのかぜ)を著し、宣長の說を駁し、國意考辯妄を著はして、眞淵を排斥す。其後間もなく、天保七年に、樂水堂の門人名を以て、加倍志廼風辯妄二卷を著し、天保九年に、宣長派よりは又勝鹿の野の菅原定理が「花のしがらみ」一名妙振出し一冊を出版せり。續いて信州上田の小林文康は「ますみの鏡」二冊を出版し、級戸之風に向つて駁撃を加へり。此の如くして漢學・國學兩派の論戰は、相當長

一齋門の星野華村

年月に渉りて斷續されしも、水戶の會澤志齋が續直毘靈及び續葛花の二篇を著はすに及んで、論戰は終を告げ、先づ樂水堂の主張する所の如く爲れり。述齋は深く樂水堂の說に服し、一書成る每に其卷に序す。世の有眼の士多く替にして、替者反つて能く鉅眼を具するを讃嘆し、彼が名聲頓に著はれ、門徒日に進む。貴顯富豪爭うて講を聞く。彼は檢校に上り、江戶に來り、湯島に居り、三芳野城長と稱す。嘗て尾州の國老竹腰氏之を聘して、和漢の書を講ぜしむ。既にして曰く、子目盲すと雖も、學和漢を兼ぬるは、人の共に知る所なり。請ふ我が爲めに兵書を講ぜよと。檢校直に之を講じ、一字を謬らず。擧座驚かざるなし。又嘗て姬路侯の聘に應じ、河越より江戶に抵る。其往返轎に駕し門徒二人隨行す。驛路必ず神社の在るあれば之を告げしめ、必ず轎を下りて禮拜す。其常に敬神の篤き、此の如し。嘉永二年十二月十七日病歿す。年五十八。下谷正慶寺に葬る。猶醫學に關する事蹟は、其條を參照すべし。（上毛及上毛人・偉人傳。）

幕府の儒者佐藤一齋（林簡順の門。）の門に、上毛利根郡花咲村の人星野華村・大橋訥庵あり。華村、通稱は奎之助。十八歲にして志を立て、鄕を出て、各地を遊歷す。嘗て野州今市宿に至り、名主某の家に講學す。主人其聲音の異なるを怪み、其僧侶

を師と爲せしを知り、告げて曰く、儒學を修めんと欲せば、江戸の昌平黌に入り、佐藤一齋先生に就く可し。我れ之に添書せんと。華村大に喜び、其添書を得、晝夜兼行江戸に抵り、昌平黌の使丁と爲り、苦學五年、業大に進む。加ふるに其操行衆に超ゆ。乃ち拔擢せられて助教と爲り、一齋先生を輔く。時に國論沸騰し、尊王憂國の說天下に周し。華村憂慮措く能はず、文久三年三月二十三日、海防に關する意見書を認め、時の老中松平信義（豐前守）が登城の途を要し、駕訴す。拘留中、復更に陳辯書を呈して、攘夷の急を訴ふ。乃ち直に獄に投ぜらる。數月にして赦され歸鄉せしも、幾もなくして病に罹り、同年七月十九日歿す。年四十一。華村嘗て詩あり。（上毛及上毛人。）

醜夷猖獗日難禁。每感聖恩悵觸深。兵艦任他將鎖繫。皇州妙算繫人心。

願倂師恩報國恩。微軀一劍割妖雲。野人亦幸充行伍。正氣盈天百萬軍。

憶昔豐公戰略豪。韓征諸將命如毛。這曲好化金川骨。不使義魂歸海濤。

大橋訥庵

大橋訥庵は兵學家淸水赤城の第三子なり。名は正順、字は周道、通稱は順藏、訥庵は其號なり。幼にして志氣倜儻、頗る讀書を好み、博く經史子集に涉獵し、又詩文に工なり。稍長じて佐藤一齋の門に遊び、業益進む。富豪大橋淡雅、其學才あ

りて貧なるを憫み、養うて嗣とす。年二十六帷を垂れ、生徒に授く。孜々として倦まず、力めて正學を興起するを以て、己が任と爲す。召に應じて、宇都宮戸田侯に仕ふ。嘉永中、米艦渡來し、終に和親の條約を結ぶや、訥庵慨然として日夜寢食を安んぜず。憂國の情已む能はず。乃ち闢邪小言四卷を著して、外人の親む可からざるを極論す。又林大學頭と屢〻抗論し、外人拒絶の事理を說き、海防の方策を陳述す。大學頭之を容れず。訥庵憤恚して、遂に林氏と其舊交を斷つ。既にして攘夷の勅命水戸に下ると聞き、大に踴躍奮興し、同志と其謀略を議し、竊に水戸の藩邸に詣り、建言畫策す。安政六年十月、賴三樹の刑死を聞いて憤慨し、刑場小塚原に至り、其屍を收め、石を建てて之を表す。幕吏其行動を惡み、命じて墓表を倒さしむ。其後益〻幕府の所置を憤り、書を正親町三條及び岩倉卿に獻じ、幕府の議を用ふることなく、斷然攘夷を行ふ可きの議を述ぶ。妻の弟菊池敬中、順藏の門人兒島强介・石黑簡齋・横田藤四郎等、數人と計り、日光宮を擁し、訥庵を軍師と爲し、以て叛せんとす。訥庵時機尙早きを以て止めしむ。三島三郎・豐原邦之助・細谷忠齋・淺田儀助・吉野政助・相田千之允・內田萬之丞等、竊に訥庵と議して、閣老安藤信正を刺さんと謀る。訥庵、斬奸趣意書を添削して之を與ふ。又藩士岡田眞

吾・松本銕太郎等、一橋慶喜を奉じて反せんとす。訥庵策書を作る。幕府漸く其異狀を牒知し、訥庵を以て首魁と爲し、文久二年正月十二日、執へられて獄に下る。三島以下の同志之を聞いて、事の破れんを恐れ、十五日信正を坂下門に襲擊す。幕府訥庵を疑ふと雖も證なし。七月七日、獄を解きて宇都宮藩邸に幽す。訥庵時に疫を患ひ、是月十二日終に起たず。時に年四十七。（殉難錄稿・上毛及上毛人。）

述齋の門下

安積艮齋と松崎慊堂との二人は、述齋門下の双璧たり。慊堂には門生頗る多く、鹽谷宕陰・安井息軒・林鶴梁等を出す。

林鶴梁

林鶴梁は、本姓西川、名は長孺、醉亭と號す。群馬郡萩原村の人なり。玉村驛の井田芹坪に從ひ、其家に寄寓して、詩學を學ぶ。年三十にして江戸に到り、古文を長野豐山に、經義を松崎慊堂に學ぶ。御家人の株を買ひ、林鐵造と改稱す。次第に累進して、嘉永六年、遠州中泉の代官と爲り、尋いで鑛山奉行に補せられ、名聲大に著はる。其代官たるや、民財を費さざるを誓ひ、訟を聽くこと寃なきを期し、請謁を絶ち、苞苴を禁ず。安政元年、地震海嘯あり。居民大に食に困む。鶴梁、倉を開いて賑濟し、舊儲を罄すも未だ足らず。依りて私金百三十兩を出し、麥稗を市ふて之を貯へ、名づけて惠濟倉と云ふ。猶富豪に募り、足らざるを助けしむ。皆

江原圭淵

感激して之に赴く。民賴りて存活せり。既にして鑛山奉行に徙り、羽州幸生に赴く。此地銅坑數多あり。先に開務して吏を置きしが、銅久しく出でず。鶴梁赴任してより從者と與に坑に入り、督勵大につとめ、旬日にして銅三千斤を獲たり。幕府儒を以て吏務に任ずるもの、岡本花亭・羽倉簡堂等、數名に過ぎず。鶴梁之と譽を齊うす。米艦の浦賀に渡來するや、首として鎖港の說を唱へ、藤森弘庵等と其議論を上下す。此等の事を以て、當路者の擯斥する所と爲る。明治元年三月、鶴梁前橋藩主松平直克の招に應じて、前橋に來る。蓋し藩政を輔くるの意ありしも、議協はずして、閏四月十三日退去す。其後は麻布の第に住し、生徒を教授し、風流の中に身を終れり。明治十一年一月十六日歿す。年七十三。赤坂溜池の澄泉寺に葬る。鶴梁文鈔・醉亭詩話の著あり。長子國太郎先づ歿し、次子剛三郎、旗下羽倉簡堂の後を承く。雲井龍雄の事に關し、戸倉に死す。（別章参照。）國太郎の子圭次、孫を以て鶴梁の後を嗣ぐ。（名蹟圖誌・墓誌・高崎藩近世史略。）

弘化元年、昌平黌に入學研鑽したる上毛人に、池田谷陵・江原圭淵あり。圭淵は新田郡生品村の人、名は喜知、通稱を忠彌と云ふ。九歳にして句讀を池田谷陵に受く。十五歳にして、其師に從うて昌平黌に入る。勉學五年にして歸鄉し、教授

を以て業と爲す。明治五年、學制發布に至りて乃ち罷む。其間二十餘年、子弟及び門人七百五十二人。縣官其勞を嘉みし、書若干卷を賜ひて之を賞す。爾後力を農耕に致し、暇あれば誦談懈らず。嘗て父に從うて田に適き、猶書冊を携ふ。其篤學蓋し斯の如し。子弟をして欽慕已まざらしむ。明治三十五年二月歿す。年七十四。

保岡嶺南

保岡嶺南、名は孚（まこと）、通稱を元吉と曰ふ。嶺南は其號、別に眠軒・鳳鳴等の號あり。享和三年、武州川越に生る。幼にして藩學博喩堂に入門し、儒官長野豐山（昌平黌に入り、栗山・約山・精里に學ぶ。）の薫陶を受け、嶄然頭角を顯はす。師豐山去るに及び、其推擧に依りて、藩の儒學に拔擢せられ、齊典・直克の二侯に歷仕し、一藩の學權を握る。天保年中、賴山陽の著述する所の日本外史を校刻す。世に之を川越版と稱す。安政三年十月、攝家の一なる二條家より、北小路攝津守を使とし、藤原氏を誹謗せる外史を公刊したる理由を詰問す。藩主直克、公明雄偉の論旨を以て、一辯の下に、使者をして徒手歸洛せしむ。蓋し其答書は嶺南が起稿にかかるものと云ふ。是より外史は洽く海内に行はれ、學徒を刺戟し、以て間接に維新の大業を爲すに勢力あらしめたり。松平氏の川越より前橋に移城するや、致仕して隨翁と號し、江戶

に出でて、其徒に教授す。諸侯及び旗下の士、來り學ぶ者多く、門前常に市を爲す。明治元年六月歿す。年六十六。武州下澁谷法雲寺に葬る。著はす所續日本外史・孫子讀本・嶺南詩文集等あり。（人物志。）

保岡眠軒

嶺南の長子眠軒、名は正介、字は正卿、通稱は正太郎、別に川莊の號あり。夙に家學を受け、後林家の門に入り、又藤森弘庵に學ぶ。嶺南の後を承けて、博喩堂の教授たり。侍講を兼ぬ。後督學と爲り、參政に列す。慶應三年、前橋に移り、後前橋藩の小參事たり。明治十六年卒す。眠軒の嗣子鳳鳴、通稱を亮吉と曰ふ。漢學の造詣深く、本縣師範學に教鞭を執り、傍ら鳳鳴義塾・集成學館等の私塾を開き、育英に盡す。大正八年九月卒す。（人物志。）

阿部耕雲

文久元年、大學頭林學齋の門に入りしものに、勢多郡荒口村の人阿部耕雲あり。耕雲、通稱は耕太郎、家農を業とす。幼より學を好み、弱冠にして江戸に出で、久留米藩の侍講岡永松陽に朱子學を學び、又藤森天山・鷲津毅堂に就いて、詩文を修む。後林家に轉じてよりは、學識益〻進む。後郷に歸りて私塾を開き、耕讀堂と稱す。入門するもの多し。耕雲氣節を重んじ、子弟を愛撫す。貧困に苦む者は、衣食を給して學ばしむ。又好んで典籍を購ひ、藏書庫に滿つ。明治元年、若鼻縣巡察使、

その學業に勉勵せるを賞す。二年足利文庫及び金澤文庫を再興せんと欲し、其資金を得んが爲めに、下總印旛沼の開拓を計劃す。乃ち官の許可を得、開墾局を設け、測量既に成り、將に工事に着手せんとするに及び、故あつて果さず。四年更に私塾祇敬堂を佐渡郡今村に設け、藏書數百册を寄附す。九年東京神田淨土眞宗教務院の漢籍教授に聘せらる。同年更に下谷練塀町に私塾廣濟學舍を開きしが、十一年病を獲て歸鄕し、終に起たず。年七十四。其著に皇朝詠史あり。人物志。

山崎衡

山崎衡、本姓は高松氏、衡山と號す。幕府旗下の士なり。山崎氏に養はる。昌平黌に學び、經史に通ず。中村敬宇と同窓たり。嘗て長崎に遊び、蘭學を修め、又劍道に長ず。揖取縣令の招聘に應じ、本縣歷史編修に鞅掌する多年、後東京に歸つて卒す。其縣下の史蹟に就いて考證する所、頗る精を究め、洗冤史論・新田義貞・兒島高德・三王墳墓略記等、傾聽す可き說多し。人物志。

二　闇齋學派

山崎闇齋—佐藤直方—稻葉迂齋—村士玉水—服部栗齋—賴杏坪

崎門の矢野拙齋

─岡田寒泉─長尾景範
─小松原醇齋
─浦野神村─高山正之
─關睡嶺
─常見浩齋

─矢野拙齋
─三宅尙齋─山宮雪樓
─淺見絅齋─若林强齋─西依成齋─古賀精里─古河洞庵─新井雀里
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─松本鳥涯─清水謙山
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─松田菘盧

伊豫西條の人矢野拙齋、時年十八、京都に遊學し、山崎闇齋の學を奉じ、淺見絅齋・佐藤直方と、其遺書を講習討論す。始めて江戶に來り、講說して業と爲す。時に年二十二。生徒二百餘人に及ぶ。拙齋、名は義道、理平と稱す。元祿年中、甲斐侯綱重、諸名士を招致して、文學の士邸内に輻輳す。拙齋も亦其聘に應じ、終に儒官と爲る。將軍綱吉、應侯邸に臨み、文學の士をして經史を講說せしむ。拙齋の講義、最も旨に協ひ、時服を賜ひ、稱して經筵の第一と爲す。拙齋、河越侯に仕ふる數年、

侯之をして其婿高崎侯に經を授けしむ。終に之が臣と爲り、祿四百石を食み、甚優遇せらる。後意を得ずして辭し去る。時に年三十七。是より姓名を變じて、山中久右衛門と稱し、意を仕官に絶ち、窮巷に僻處し、生徒に教授す。享保十七年正月十二日歿す。年七十一。輔導小補五卷、兒訓集五卷、遺文若干編の著あり。子容齋嗣ぐ。拙齋の人と爲り、質懿詳審にして、孝友純篤、族姻を周贍して、恩意を盡くし、後進を接引して、倦色なし。世味淡泊、窮に處して晏如たり。其學を爲す、心を程朱に潛めて、思を諸經に覃め、識見道體に通じ、躬ら繩約を履行す。其言論は經術に根して、未だ嘗て無用の文を爲さず。（墓碑文・先哲叢談。）

崎門の村士玉水と其門人

闇齋學派の學者稻葉迂齋の門に、村士玉水あり。（或は曰く、三宅尙齋の門、山宮雪樓の門人なりと。）玉水、名は宗章、通稱を行藏と曰ふ。父淡齋は江戸の儒者にして、福山侯に仕ふ。玉水江戸に居り、徂徠學盛に行はるるに、間に立つて、獨り程朱の學を究め、其徒の著書讀まざる所無し。最も性理の學に精しく、兼ねて禮書と兵學とに通ず。其兵學は長沼流の祕奥を究む。其校著する所、李退溪書抄・二禮儀略世に行はる。後者は伊勢崎藩にて上梓し、柴野栗山之が序を作る。其他著述は皆寫本を以て傳はる。其大半は兵書なり。此兵書は岡田寒泉を經て、伊勢崎藩老長尾景範に傳ふ。玉

水大志あり、蓋し王佐の才を以て自ら任ず。故に幕府及び諸侯に仕へずして、自ら玉水處士と號す。門人に服部栗齋・小松原醇齋・岡田寒泉・浦野神村（治水墾田と伊勢崎藩との條を見よ。）・關睡軒・常見浩齋等あり。

服部栗齋

服部栗齋、名は保命、字は佑甫、通稱は善藏。栗齋は其號なり。梅圃の第四子。其先は播州穗積の人。祖道存、始めて攝に徙る。攝の豐浦郡濱村は上總飯野藩保科侯の別邑たり。道存其宰と爲る。栗齋十四歲にして大坂に出て、五井蘭洲に學び、又中井竹山兄弟と友とし善し。後父の蔭を以て、飯野侯に仕へ、中扈從に補せられ、別に俸を受けて、江戶に在り。幾もなく拔擢せられて、世子に侍讀し、村士玉水に就いて學ぶ。既にして職を辭し、講論して業と爲す。來り學ぶ者頗る多し。安永三年、伊勢崎侯藩學を江戶に興し、栗齋等を以て教授と爲す。寬政の初、幕府栗山・寒泉・二洲・精里の諸老を集む。栗齋も亦宅地を麴町善國寺谷に賜ひ、庠舍を設けて、其教を掌らしむ。列侯貴人、贄を執りて來り學ぶ者日に多し。伊勢崎藩酒井忠溫侯、亦其中に在り。既にして兄拙堂歿す。因りて老を告げ、將に歸らんとす。允されず。平川町市廓の租稅を賜ひ、以て膏火の費を資けしむ。寬政八年又辭す。允されず。十二年五月十一日歿す。年六十五。麻布善福寺

に葬る。栗齋の經を講ずるや、必ず先づ文義に據りて、以て義理を斷ず。其舊說を改むるもの亦少しとせず。玉水曰く、佑甫は善く闇齋を學ぶ者なりと。平生著述を好まず、唯隱居放言の著あるのみ。人名辭書。

岡田寒泉

岡田寒泉、初名は前里、後に恕と更む。初の字は仁卿、次に中卿、後子强と改む。通稱は又次郎後式部又は淸助と稱す。寒泉は其號、又別に泰齋の號あり。幕府旗下の士善富が次男なり。元文五年生る。少にして業を村士淡齋に受く。人と爲り明朗俊邁、旁ら醫理に通ず。又和歌を善くす。經を說く爽快、聞く者悅服す。服部栗齋と善し。寬政元年九月、召されて御儒者と爲り、廩米二百俵を賜ひ、將軍家慶に謁す。十一月吹上にて、柴野栗山と與に、月每に書を講ずべきの命を蒙る。二年五月、栗山と與に御學問所の事を沙汰す。八月三日、奧侍講と爲る。世に栗山及び尾藤二洲を併稱して三博士と曰ふ。六年十二月、出でて代官職に就き、常陸國五萬石餘の邑を治す。頗る政績あり。下民悅服す。職務の旁ら經書を講ず可きの命を蒙る。文化五年、老病を以て官を辭す。邑人之を聞いて、老中松平信明の邸に至り、留任を乞ふ。幕府乃ち寒泉の請を許さず。居ること數年にして、退くを得たり。文化十三年八月九日歿す。年七十七。常州筑波郡に

ては神に祀り、岡田大明神と曰ふ。大正五年四月、朝廷特に其功を追賞し、從四位を贈らる。寒泉の門に武孫平あり。事歷篤行の條に述ぶべし。（岡田寒泉傳・續近世叢語・續諸家人物誌・寛政重修譜。）

小松原醇齋

小松原醇齋、名は充義、通稱を剛治と曰ふ。玉水の高弟なり。伊勢崎藩に聘用せられ、米騷動のありし時、籌を帷幄の中に運らす。又高山正之の親友と爲り、屢々難事の相談を受けたる事あり。醇齋は其師玉水に比し、最も政治の才に長せりと云ふ。初め醇齋氣鋭にして、論ずる所玉水と協はず。玉水曰く、我門人と爲るに非んば、以後論せずと。醇齋屈せず。以爲く、玉水氣力才氣あり、謀叛の恐なきにしもあらず。師叛すれば、其徒進退窮す可しと。久しく其門に入らず。既にして熟慮し曰く、今世我が師と仰ぐ可き者、玉水を措いて他に求む可きなし。玉水若し謀叛を策せば、我直に之を刺す可しと。是に於て終に決意して入門せりと云ふ。（日本及日本人・人物志。）

關誠齋

關誠齋、名は當義、字は子重。助之丞と稱す。致仕して、自ら誠齋と號す。伊勢崎藩士なり。享保十八年十二月十六日生る。少にして穎敏、直諒なり。慨然として文武の道に志し、將相を以て己れの任と爲す。仁齋古義の學を勉め、韜鈐諸

家の法を窮む。壯なるに及んで、程朱の學に歸し、益〻自ら刻勵し、異學を棄つ。性風月を嗜み、且つ書に巧なり。其歌詠は彫飾を事とせずして、天然に秀發す。暇あれば手に紙筆を棄てず。故に著す所のもの、聞見漫錄十三卷あり。其他寫本數百卷。弱冠父の任を以て、相の事を攝行す。壯年正官に拜せられ、職事に勤勞あり。明和七年、侯家酒井氏、殆ど窮乏す。讓齋能く冗費を省せしめ、奢侈を禁じ、財用の節を制し、入るを量つて出を爲す。始めて用簿を作定し、後世に至るまで規矩と爲せり。安永三年、直諫成功して、姦佞阿狗の小人を逐ひ、淫毒汗穢の嬖妾を黜す。賢德の儒を招き、賢良の士を擧げ、風俗を正し、綱紀を張り、學堂を建て、文武を講ず。天明三年、淺間山噴火し、高岸は谷と爲り、深谷は陵と爲り、田野は砂漠、市街は泥丘に變じ、焦嵓水を突いて、燄を揚げ、水浪橫溢す。讓齋有司に先んじ、泥土を蹈み、群吏を指揮し、而して泥溺を援け、流屍を拾ひて、懇に之を葬る。倉廩を發いて、窮民を賑し、壅塞を穿ちて、川流を通し、砂石を開いて、田宅を復し、且つ是歲の租稅を除く。故を以て封內全く活くるを得、隣國も亦之に則る。十月隣境土寇蝟起す。讓齋則ち部署整齊たり。是を以て封內獨り恙なし。すべて讓齋が己を盡して君を愛し、民を惠み、社稷に忠なる者は、大抵此の如し。是故に士民悅服

し、侯家老に恩禮重賞を加ふ。後病を以て致仕を乞ふ。天明八年十月、竟に辭免し、文化元年八月十四日卒す。年七十二。同聚院に葬る。男三人あり。長重嶷嗣ぎ、又文學に名あり。(碑文。)

睡嶼、名は重嶷、字は子岐、睡嶼其號、別に喚醒の號あり。寶暦六年九月三日生る。十六歳にして、側用人と爲る。安永九年、番頭に進み、政事を攝行す。天明三年、淺間山噴火し、闔郷饑荒するや、父を佐けて荒政を治め、土寇を鎭す。藩侯睡嶼を賞して、刀及び征箭を賜ふ。四年藩侯大坂城を戍る。睡嶼をして留守せしめ、權りに家老の事を行はしむ。六年加判の列に入る。八年用人と爲る。是歳父讓齋致仕し、睡嶼家を襲ぐ。食祿四百石なり。寛政元年、再び加判を辭す。三年藩侯大坂城を戍る。又睡嶼をして留守して、政を統べしむ。四年加判を免せられ、五年又加判を授けらる。六年休職と爲り、八年就職を命せらる。九年又用人と爲り、秋家老に拜せらる。文化二年、江戸詰と爲る。七年歸藩す。十年罪を獲、職祿を褫がれ、貶禁す。其著す所、伊勢崎風土記二卷、(附錄賛暦、)考古圖說二冊(大小)あり。(碑文・上毛及上毛人。)

常見浩齋、名は一之、字は子寛、通稱は要藏、後五作と更む。其先は下毛常見の人。

父勝義始めて伊勢崎藩酒井侯に仕へ、卒伍たり。浩齋幼にして常兒に異り、學を好み、村士玉水に就學す。後小松原醇齋に學び、學校肝煎(助教の事。)となる。天明四年の際、浦野神村の推擧に依りて、副代官と爲り、遂に代官に進む。而して有司其能を嫉み、之を短とする者あり。神村・醇齋の罷めらるるに及び、浩齋座して貶せられ、尋いで又逐はる。是に於て江戸に出て、小川町に僑居し、舊業を修め、窮を忍び約を守り、復た世に求めず。諸侯之を聘する者あるも、卒に就かず。居ること十餘歳、伊勢崎に召還され、藩の教授と爲る。次いで復々代官と爲り、教授故の如し。力を政教に盡し、學を屯邑に起す。頗る良吏の譽あり。學習堂奉行より槍奉行に進み、大目附兼宗門奉行に班す。年七十三にして致仕し、自ら谷水と號す。天保六年十二月二十六日歿す。年九十。同郡小柴の長光廢寺の塋に葬る。(墓誌・常見翁傳。)

三宅尙齋門の山宮雪樓

山宮雪樓、名は惟深、字は仲淵、雪樓は其號、一に翠巖と號す。通稱は官兵衞。江戸に生る。業を三宅尙齋に受け、說辭に長じ、其講經一時に行はれ、其門に入る者極めて多し。旁ら和歌を好み、兼ねて國學に通ず。後高崎侯に仕へて、儒官と爲る。同藩の士大森波門兵衞なる者、其門人と爲る。嘗て虛を窺ひ、雪樓の妻を姦せんとす。妻之を雪樓に告ぐ。雪樓怒つて、大森を破門す。大森事の顯はれた

るを恥ぢ、藩籍を辭し、雪樓を大渡の邊に要撃して之を殺す。村士玉水、雪樓の女を娶る。江戸に在りて之を聞き、將に其仇を報ぜんとす。既に高崎藩侯之を逮捕して、刑に處す。雪樓の死未だ詳ならずと雖も、大凡寛延年中の事ならん。著す所の書に、二朝紀聞・薫風編・勤王師論・忠精筆記・雪樓文集等あり。上毛及上毛人。

鈴木廣川

徂徠學派より出でて闇齋派に歸したる者に、鈴木廣川あり。廣川、名は惟親、字は克敬、通稱は四九郎、別に漂麥園の號あり。佐位郡保泉村の人なり。安永九年生る。幼より學を好み、餘暇ある時は、常に卷を放たず。田圃を往來するも亦同じ。其師とする所、未だ詳ならざるも、多くは獨學にて、諸家を渉獵し、終に一家の見を立つ。又數學に達し、地理・歷史に精しく、識見頗る高し。平生說く所は、世に阿らず、凡俗を超越するものありと雖も、亦俗を離れず、當時江戸第一流の學者の說を評して憚らず。其一家言を立つるや、引證該博、引例適切、周到にして眞に人をして叩頭せずんば止まざるの槩あり。最も詩文を能くし、其編著にかかる行文流暢にして、氣品高く、何れも後進に教ふるもの、一の贅文無し。人を教ふる極めて懇切にして、子弟能く其德に懷く。門人の主なる者に、金井烏洲・天田熊次郎・吉澤積善・岡田梓園等あり。資性溫厚篤實明敏にして、博覽強記なり。上武兩國の

間、近郊一般崇拜の的と爲る。天保九年卒す。年五十九。漂麥園集十二卷、漂麥園自詠、伏枕漫草、凶荒歌、續荒歌等の著あり。（人物志。）

精里門の松本烏涯

古賀精里（西依西齋の門。）の門人に、松本（一に坂上とあり。）烏涯・松田菘廬あり。烏涯、名は愿、字は子恭、通稱を九右衞門と曰ふ。高崎藩士なり。詩文を善くす。文化七年卒す。小石川多福院に葬る。年二十六。著す所、烏涯遺稿あり。門人清水謙山あり。（鑑定便覽。）

烏涯門の清水謙山

謙山、名は爲豐、字は俊達、謙山は其號なり。高崎領並榎村の人なり。享保五年を以て生る。幼にして醫學に志し、鄕人西谷先生に從つて遊び、又學を烏涯に受く。又劍法を好み、高橋惣介に從ひ、其術を傳はる。年四十五、江戸に遊び、遂に僑居す。謙山人と爲り朴訥質直にして、未だ曾て己を枉げず。故に都下に居る二十餘年、終に遭遇する所なし。然れども貧に安んじ道を樂み、之に處して裕如たり。尤も心性の學を嗜み、研究揣摩之を久うして得るあり、心學傳一編を著す。其他集錄する所、數部皆未だ編を成さず、盡く家に藏す。寛政五年、病に在る一年餘、翌六年正月六日卒す。年六十五。江戸小日向日輪禪寺に葬る。二女二男あり。赤城は其長子なり。（碑陰記。）

精里門の松田菘盧

侗庵門の新井雀里

松田菘盧、名は順之、字は多助、菘盧は其號なり。英棟の第三子。高崎藩大河内侯の世臣なり。幼より學に志し、遠大自ら期す。長ずるに及び、徂徠派諸家の說を修めしも、後其非を悟り、贄を精里の門に執る。博士の門、博學多才の士多しと雖も、就中宏覽强記、古今に通曉し、心を經世の學に潛むるを菘盧と爲す。後、藩の寺社奉行に補せられ、祐筆に任じ、細大區處して、各修理あり。既にして藩侯の世子に伴讀たり。朝に誦し夕に講ずること、一に菘盧の指導に依る。天保三年、世子封を襲ぐ。菘盧從つて國に就く。此時侯精勵百度を修整す。而して其諮議する所は、唯菘盧あるのみと云ふ。菘盧亦知つて謂はざるなく、云へば盡さざるなく、必ず皇朝韓土の故事舊例を引いて、之を辯ずる甚だ力む。闔國肅然として君側に人あるを知る。天保十年、侯不幸にして逝去す。菘盧口を絕ち、復公事を云はず。嘉永五年六月一日歿す。年七十。（人物志。）

古賀精里の子侗庵の門に、新井雀里あり。雀里、名は正道、通稱は小一郎、雀里は其號なり。父革兵衛、伊勢崎藩の郡奉行たり。其歿する時、雀里年十六なり。家を繼いで俸十口を賜ふ。天保三年六月、藩學校の助教と爲る。尋いで教長に進む。時に年二十七。後二年にして、江戶邸の學校に教長たり。傍ら古賀侗庵に

就いて、詩文を學ぶ。三十三歳にして鄉に歸り、再び學習堂の教長と爲る。嘉永五年三月、幕府の命に依り、函館御雇奉行に補せられ、蝦夷に赴任し開拓事業に從ふこと十數年、明治維新後歸國して、甘羅郡一宮の權宮司に拜せられしが、幾ならずして鄉里伊勢崎に歸り、宗高に私塾を開き、諸生を教授す。名づけて南淵塾と曰ふ。雀里性奇行あり。初め大酒を嗜みて、健康を害せしより、或人の勸に從ひ、酒の外、鹽醋茶煙草等八種の食を斷ち、生を終ふるまで一切之を用ひざりき。雀里博學にして、漢籍を涉獵し、名聲遠近に鳴る。其手に成りし詩文等頗る多かりしも、臨終の際、門人等が我爲めに謀る所あらんを慮り、門弟名簿・詩集・稿文、一切を總括して之を燒棄せり。明治三十三年二月四日卒す。年八十七。伊勢崎町善應寺に葬る。其後門人等、雀里會を創立し、其學德を永遠に記念せんとて、每年一回開會すと云ふ。（佐波郡誌。）

三　朱子學（系未詳）

高橋英仁

高橋英仁は利根郡沼田の人なり。性理學を修め、書を能くす。後江戶に出で、

平田宗愷の塾に入りて學ぶ。學成るの後、鄕に歸る。文化の末、越後に適き教授す。（人物志。）

古畑玉函、名は岳、字は子高、一字は公文、通稱は文右衞門、玉函は其號なり。又長嘯樓と號し、晩に木翁と號す。世々小田原侯に仕ふ。玉函幼より學を好み、貧窶に屈せず。藩侯之を異とし、歲々白銀五枚を給し、學養と爲さしむ。父致仕するに及び、祿を襲ぎて番士と爲り、卒に昵近に擧げられ、親眷特に渥し。平生謀に參し、心を開いて誠を見はし、時弊を矯正す。侯益〻之を寵し、屢〻內賜を加ふ。群小之を嫉み、隱に短を求む。玉函尙壯にして氣剛なり。肯て意を措かず。遂に人の中る所と爲り、職員を省くに當り免せらる。次で事に座して、籍を削らる。時に年三十。乃ち江戶に徙り、居を八丁堀にトし、帷を垂れて徒に授け、以て双親を養ふ。歲五十にして明を失し、屛居無聊、詩を以て自ら遣る。其學偏する所なく、尤も經義に精し。業を受くる者數百人。館林侯の優遇する所と爲り、其體養を受く。其姿望峻厲、燕居嚴然、家を治むる淸儉、未だ嘗て有無を以て人に謀らず。人と交りて意合はざれば、必ず之を面斥す。是より先き小田原侯、前過を許して國に歸らしむ。是に於て命を奉じ、往いて恩を謝し、直に辭し去る。猶介此の如し。

嘉永元年九月朔日歿す。年七十一。青山教學院に葬る。其壯なるや、人娶らんことを勸む。而して貧を以て之を辭し、終に子無し。塙良意の子周を養うて、子と爲す。先ちて亡す。再び館林侯の臣杉直能の次子簡を養うて嗣と爲す。門人に田口江村あり。瞽人傳。

玉函門の田口江村

江村、名は文之、字は文藏、號は江村、初め田口を氏とす。宗家嗣を絶ち、石合氏と改む。文政元年正月五日、江戸深川に生る。江村親に事へて孝なり。父了翁久しく病み、家道衰落す。江村帷を下して、生徒に教授す。而して侍養醫藥飦粥を懈らず。厠牏瀚濯、皆躬ら之を爲す。已が夜具を賣り、以て甘脆に供す。四隣皆感嘆す。街吏官に告げて、賞を請はんとす。江村固く辭して止めしむ。師古畑玉函久しく病む。江村之に事へ、玉函失明の後は、江村侍養甚だ努む。飲食起臥皆親ら嘗めて、之を扶持す。始めて入門してより、易簀するに至るまで、蓋し廿年一日の如し。交友藤森弘庵獄に繋がるるや、江村力めて救解し、卒に危きを脱す。館林侯瞽人傳に唐津明山子延とあり。今上野人物志に従ふ。江村を請じて師と爲し、贈るに俸給を以てす。江村深く其恩に感ず。諸侯徵辟すれども、皆就かず。唐津侯閣老と爲るや、會〻生麥の變ありて、英國償を求むる甚だ急なり。江村侃々として建言せしも、聽かれ

江村門の高橋蘭舟

す。遂に名を改めて、默翁と曰ふ。慶應三年、德川慶喜政を朝に還へし、後江村を召す。卽日上程し、十一月慶喜に二條城に謁す。見ゆる每に人を屛け、膝を交へ咨る。輒然意を得ずして去る。江村經學に深く、其詩文は亦文壇に別の一幟を樹つ。明治六年一月十七日歿す。年五十六。駒込龍光寺に葬る。江村の門に高橋蘭舟あり。（碑銘。）

高橋蘭舟、名は濟、字は巨川、小字は祐太郎、後漸之進と稱す。館林侯秋元氏の世臣なり。天保五年、舊領山形に生る。幼にして母を喪ひ、父（名は魁、通稱杉四郞。）も亦故ありて藩を去り、祖父重孝に鞠せらる。年甫めて十三發憤し、學業を以て別に家を興さんとし、書を讀む。十五歲江戶に出て、田口江村を師とし、又安積艮齋の門に入る。二十六大父病歿す。藩主蘭舟の篤學を嘉みし、特に命じて後を襲がしめ擢んでて藩學の教授と爲す。尋で命を受けて江戶に遊び、居る事三年にして歸國す。以下別章館林藩秋元氏の條下に述べたれば參照す可し。明治三十四年七月七日歿す。年六十八。（高橋濟小傳。）

四　折衷學

井上蘭臺と其門人

井上蘭臺は德川幕府の儒員通翁の第三子なり。林鳳岡の門に入りて學ぶ。嘗て程朱の學を疑ひ、室鳩巢の集を讀むの文を作りて、林門の徒の朱說を固守するを駁す。後古註疏を奉じて、專ら之に從事す。蘭臺門下に多く、才俊の士を出せしも、學の流派を立つるを欲せず、各〻其見に從つて、好む所を取らしむ。門人の主なるものに、井上金峨・高橋道齋等あり。

- 井上蘭臺
  - 高橋道齋
  - 井上金峨
    - 山崎石燕─吉田芝溪─木暮足翁─高橋蘭齋─堀口蘆園─高橋華堂
    - 龜田鵬齋─龜田綾瀨
      - 木村卓堂
      - 井田蘇南
    - 山本北山
      - 朝川善庵
      - 横田伯愼
      - 太田錦城─石關壘山

高橋道齋

高橋道齋、名は克明、字は子啓、九郎右衛門と稱す。甘羅郡下仁田の人なり。其

金峨門の山崎石燕

家亂山重疊の中に在るを以て、自ら九峯山人と號す。父道喜世〻農桑を業とし、旁ら利殖の道を講じ、遂に千金の富を致す。道齋其業を承け、孜々として怠らず。性孝友恭謙、自ら奉ずるに儉素を以てし、能く人の急を救ふ。近里に諍論あれば、必ず決を道齋に取りて以て安んず。杉山氏を娶つて子あり。早く夭す。遂に家政を其弟に屬す。不幸にして弟も亦逝く。道齋已むを得ず、再び家政を監し、其孤兒を撫養する猶自出の如し。而かも家道日に益〻進む。寛政六年二月六日、病んで歿す。年七十七。東山の先塋の側に葬る。道齋少にして學を嗜み、井上蘭臺に師事し、詩及び古文辭を善くす。旁ら書道に通ず。觀瀾亭を鏑川の上に築き、客を引いて講論す。遠近相從ふもの、先生と稱せざる無し。著す所、辯孟論・李滄溟尺牘考及び家集若干卷あり。(墓表・上毛及上毛人・人物志。)

井上金峨(初め井上蘭臺に學ぶ。)の門に、群馬郡北牧村の人山崎石燕・龜田鵬齋あり。石燕、名は與虎、字は子虎、通稱を源藏と云ふ。石燕は其號、又別に君山・吾山・臥雲亭等の號あり。寶永六年生る。重郎左衞門の第二子なり。幼より學を好み、下仁田の高橋道齋に學び、後笈を江戸に負ひ、研鑽年あり。學成るの後、國に歸る。狩野派の畫を能くすること、別章に參照す可し。天明五年六月三日歿す。年七十七。

雙林寺に葬り、心操石燕居士と諡す。著書に石燕一家言あり。門人吉田芝溪あり。（上毛及上毛人・人物志。）

石燕門の吉田芝溪

吉田芝溪、名は友直、字は子正、通稱を甚兵衞と曰ふ。澁川町の人、家世〻農商を業とす。幼より文事を好み、石燕に從つて學び、每夜必ず左傳一卷を讀まざれば寢ねず。而かも農耕を棄てず。晝は耕し夜は讀み、數年一日の如し。後志を立て、儒たらんと欲し、江戸昌平黌に赴き、傍聽を請願す。時に井上金峨教頭たり。門生諸書を携へて質問す。金峨答ふるに、皆諳誦なり。芝溪視て、且つ愧ぢ且つ奮ひ、鄕に歸り、字彙を讀むこと一千遍。又經史を研究す。只師なきを憂ひ、怏々たること二年なり。時に山城宇治の人平澤旭山、（嘗て昌平黌に在り力學す。）漫遊して澁川町に到る。芝溪喜んで之を師とし、勉學三年有餘。學業大に進み、鄕黨敎を受くる者多く、遂に名聲を擧ぐ。文化三年二月、水戸公に徵されて、其著述する所の書を上る。公之を賞して、金品を賜ふ。論語擇註二十卷、養蠶須知、開墾須知、辨學遼東豕、救荒須知、上毛上野古墓記等の著あり。文化八年六月十九日、病を以て歿す。年六十。弟太左衞門、翠屛と號す。亦學ありしが、兄に先立つて歿す。養子宣藏、名は茂本、本居大平に學び、和歌を善くす。江戸砂村に私塾を開く。（數年にして此に終る。年五十五。）

林祭酒・屋代弘賢と交る。芝溪の世に在るや、兄弟相伴ふて原野を開拓す。芝中新田是れなり。田圃三十餘町、人口二十餘の村落を爲し、芝溪兄弟も亦此に移住せり。農耕の旁ら、時弊を救濟せざる可からざるを視て、書を岩鼻代官所に呈する數回、辨學遜束家十二卷・附錄一卷は、幕府に獻せしものなり。此時幕府は之を嘉納せりと云ふ。救荒須知・開墾須知は、明治二十五六年の頃、内務省にて上梓せられたり。芝溪の門に木幕足翁あり。（上毛偉人傳・上毛及上毛人。）

木幕足翁、字は五十槻（いつき）、幼名は谷五郎、後賢樹と更む。足翁は其號、別に梅屋の號あり。澁川町の人なり。資性慧敏、容貌魁偉にして、身長六尺有餘あり。八歳にして、芝溪の門に入り、才群童に超ゆ。年十七、師に從つて水戸に之き、杉山千太郎の家に寄寓し、水戸藩士と交際し、其學風に感浸す。物産の振興せざる可からざるを感じ、養蠶須知三卷を著す。又花岡某に就いて醫學を修む。尋いで本居大平の門に入り、國學を彙修す。嘉永年間、米艦の渡來するや、開國意見書を幕府に上ること數回、常に容れられず。因りて和歌を詠じて曰く、

語るべき友もなくさの濱千鳥なく／＼ひとり世を渡るかな

足翁尊王の志厚く、國體を重んじ、皇朝の學を主張す。嘗て水戸の藩士會澤正志

の著、新論を注釋し、大に志氣を鼓舞せんと欲し、既に著手せしが、思ふ所あつて中止す。其門生を教授するや、鄭寧懇切なり。常に菅家遺訓を引いて曰く、汝等和漢洋、何れの學にても其欲する所を修む可し。而れども必ず和魂漢才の意を忘却する勿れと。又曰く、汝等只學問に耽り、苟も家業を忘るゝ勿れ。家業を忘れず、常に勉めて怠らざれば、衣食足る。衣食足らば、則ち心安し。心安きは長壽の良藥なり。且清儉自から持し、財を吝む勿れ。財を吝む爲めには、親戚朋友の間に怨隙を生ず。故に愼むべきは吝嗇なり。畏るべきは驕慢なり。人として最も貴ぶべきは、大義名分を知るに在り。大義名分を知らざる者は、人間に齒すべからざるなりと。諄々說いて終日倦まずと云ふ。足翁一日感ずる所あり。其所藏の貸金證書を出し、束ねて之を火中に投じ、燒棄し去る。曰く、之れ無きも我は足れりと。其日より名を足翁と更號す。萬延二年八月歿す。年七十四。其著す所、梅屋詠草若干卷及未定稿數百卷あり。門人に高橋蘭齋あり。偉人傳・上毛及上毛人。

足翁門の高橋蘭齋

高橋蘭齋、名は勇魚、小字は健治、數世茂右衞門を襲稱す。別に可度の號あり。幼より群童に異なり。年甫めて八歲にして、足翁の門に入り、筆札を學び、遂に和漢の史書を修め、旁ら國風を嗜む。會〻江州の人大寂庵立綱、錫を上毛に曳いて留

る一年。蘭齋從遊して、其教を受く。尤も詠歌に巧なり。初め蘭齋其志に非ずと雖も、歴世里正の故を以て、職に在る十數年なり。事に臨み勇斷なり。人其膽略に服す。既にして翻然志を改め、醫を以て名を爲さんと欲し、江戸に出でて、遍く諸名家を訪ひ、宇田川榕庵に親炙するもの三年なり。歸鄕の後、名聲藉甚、遠近治を乞ふ者亦日に門に滿つ。又書札を善くし、從學の子弟も亦甚だ多く、殆んど五百人に至る。教誨老に至るも倦まず。明治十五年三月二十三日、隣人の爲めに大箋數葉を書す。既に畢つて筆を擲つて、逝くこと悠然たり。蛻去して行くが如し。年八十四。遍照寺先塋の次に葬る。著す所、萩園詠草若干卷あり。長男宗韓英齋と號し、家を繼ぐ。嘗て佐藤舜海に學ぶ。蘭齋の門に堀口藍園あり。碑文。

堀口藍園、名は貞歡、字は長卿、幼名を藤吉と曰ひ、後五郎平と更む。藍園は其號なり。別に蓼翁・嘒辛齋・野飯翁・菜田樓主人等の號あり。文政元年十月十日澁川町に生る。十二三歳の頃、蘭齋に就いて句讀を受く。其記憶力と勉勵とは、常に儕輩を壓し、一意專攻して、手に卷を放たず。而かも朝は早く起きて、其家業たる染工に從事し、側に書冊を置きて、染め且つ讀む。又和歌を木暮足翁に、漢詩を僧

周休に學ぶ。後出でて江戸に到り、大沼枕山・蒲生褧亭・小野湖山等と交り、詩を練り學を研き、互に辯難攻論して、大に得る所あり。又去つて關西に遊び、貫名海屋・橋本香坡等の門を叩き、說を聞き學を鬪はし、古今の成敗を論じて歸る。其後敎を乞ふ者、絡繹として絕えず。而して藍瓶の中に手を浸して、絲を染めつつ門生に授業す。習字は先づ手本を與へて之を習はしめ、淸書を爲して行李に入れしめ、夜に入りて之を訂正し、又元の行李中に入れ置く。翌朝門生到れば、之を取つて示し、文字を品隲す。明治三年、朝廷前橋藩主松平直克をして、上野鎭撫の任に膺らしむ。直克乃ち時務を取り、衆望を負ふ者三人を拔擢し、號して總長と云ふ。藍園も其中の一人たり。既にして職を解かれ、亦染物を業とし、子弟を薰陶すること舊の如し。明治二年、鄕學敎授を命せられ、六年學制を定むるに當り、學區取締掛を命せらる。而して一の義塾を設立し、名を金蘭吟社と命じ、專ら心を子弟の誘掖に力む。藍園人と爲り謙恭にして、常に師儒を以て居らず、子弟幼者と雖も、之を遇する賓友の如くし、敢て爾汝せず。是に於て人皆悅服す。又嘗て上野彰義隊の殘徒白井幸助、部下を率ひ同郡小相木村大德寺に投じ、前橋藩に依りて降り、已れ一人の生命を以て、部下百餘の生命に代へんことを乞ふ。藍園之を聞

藍園門の高橋葦堂

金蛾門の鏑田鵬齋

て、大に其義氣に感じ、巡察使及前橋藩の間に奔走し、終に幸助等の生命を全ふするを得たりと云ふ。藍園又嘗て學を吉田芝溪兄弟に受けしことあり。然るに後兄弟の家門湮滅して、世に忘れらるるを憂ひ、石を路傍に樹てて、其墓の所在を示す。明治二十四年九月三十日卒す。年七十四。同地良珊寺に葬る。大正十三年二月、朝廷彼が文教に功勞ありしを追賞し、従五位を贈らる。藍園の門其人多しと雖も、其主なる者を擧ぐれば、高津晩香・後藤毛山・木暮棠陰・猪谷不美男等なり。而して經學・詩文に於て第一に置かるるを高橋葦堂と爲す。葦堂、名は諄三郎、元治元年、群馬郡半田村に生る。十一歳にして藍園の門に入り、居る事數年にして、其塾長と爲る。明治十八年、本縣尋常師範學校に入り、卒業の後、郷里の學校に教鞭を取る。明治二十年、病の故を以て職を辭す。後政治・經濟の二方面に驥足を延ばし、縣下巨頭の一に居る。大正十一年十二月二日卒す。（堀口藍園傳・人物志・上毛及上毛人。）

鏑田鵬齋、初名は翼、後に長興と更む。字は稺龍、亦心卿。幼名は彌吉、次いで福十郎、後に文左衛門と稱す。鵬齋は其號、別に善身堂の號あり。寶曆二年、邑樂郡上五箇村に生る。(一)既にして父與惣右衛門夫妻、此幼兒を携へて、江戸に移住す。鵬齋幼より具さに艱難を嘗め、苦學多年、勤勉絶倫なり。父其學に熱心なるを喜

び、井上金峨に從學せしむ。鵬齋性豪邁にして、世儒を蔑視す。同門の士山本北山・原狂齋と相善し。弱冠の頃、北山と與に、誓ふに二人文柄を秉り、各方面に割據して、一世の雄を振ふを以てす。遂に博學洽聞、別に一家の言を建て、名一時に振ふ。北山等と歐蘇の平散流暢の文を作爲し、物徂徠・服部南郭等の李王修辭の說を排擊す。江戶の文學、之が爲めに一變す。故ありて仕官の志を絕ち、詩酒に放浪す。晚年臨池の技を好み、特に草・楷を善くす。文政九年三月歿す。年七十三。著す所に、論語撮解・大學私衡・中庸辨義・老莊捃解・善身堂一家言・律數解・舊注蒙求・五穀稻粱辯・國字考・倏鯖一臠・鵬蹲居雜識・北遊紀事・鵬翁新鈔・善身堂文集等あり。子綾瀨、業を承けて徒に授く。（續近世叢語・續諸家人物志・上野人物志。）

（一）鵬齋は上毛人に非ずとの說は、上毛及上毛人第二十七號に見えたり。今上野人物志に擧げたる文書に據りて、邑樂郡の人たるに賛す。

龜田綾瀨

龜田綾瀨、名は長梓、字は木王、通稱を三藏と云ふ。別に佛樹齋の號あり。鵬齋の義子なり。嘉永六年四月十四日卒す。年七十六。門人井田蘇南・木村卓堂等あり。

綾瀨門の木村卓堂

木村卓堂、名は章、字は成卿、文六と稱す。象水・徽外は竝に別號なり。薩摩の人、

少にして氣節を負ひ、且つ材藝多く、讀書・撃劍・彈琴・操翰、皆人の師たるに足れり。是を以て人に屈下するを欲せず。又能く一隅に蟄するを欲せず。二十餘歳、意を決して浪華に赴き、遂に關西に漫遊し、劒法・拳法及び琴書を教授して、生を爲す。既にして經を以て自立せんと欲し、江戶に抵り、龜田綾瀨の門に入る。時に年三十餘。居る事數歳にして、孜々精求し、得る所あり。弘化元年、信州に遊び、人の爲めに史を講說す。還つて上毛吾妻郡に至る。郡人邀へて之を師とす。卓堂曰く、此れ教ふべしと。遂に原町に留る。原町は郡中の小邑にして、高崎の北西十里に在り。卓堂一たび玆邑に入つて、終に復出でず。教育を以て自ら任ず。信從する者蝟集し。邑人一場氏は世〻驛宿の關吏たり。學を好む。卓堂入つて其女婿と爲る。卓堂の學、物徂徠を祖とし、最も利用厚生の道を講求す。而して史傳、百氏を涉獵し、詩文・歌俳・丹靑・篆刻・茶儀・射術に至るまで、通曉せざるは靡し。其武技を講ずるの處を、集義館と曰ふ。就いて業を受くる者、成立する所あり。卓堂輻幹魁偉にして、性慈祥、酷だ童孺を好愛す。達に任せて、拘はらず。而して聖賢の訓言を葬するに、必ず先づ嗽ぐ。尤も飲を嗜み、花晨月夕、杯を引いて陶然たり。又琴を彈し、歌を詠じて、以て樂と爲す。作る所の詩文、及び書、雅俗竝び作り、

工拙錯出す。書は王を學んで、逸する少なし。晩年隷・草最も佳なり。篆刻は雅潔なり。慶應元年十月二十五日歿す。年七十五。墓は邑の善導寺に在り。（村木卓堂傳。）

綾瀬門の井田蘇南

井田蘇南、通稱は才輔、又金平と曰ふ。蘇南は其號にして、別に芹革の號あり。那波郡玉村町の人にして、龜田綾瀬の高足たり。篤學溫厚、詩文を屬し、又書道を能くす。（上毛及上毛人。）

北山門の朝川善庵

山本北山（井上金峨の門）の門に、上州人朝川善庵・横田伯愼あり。善庵、名は鼎、字は五鼎。其父片山兼山、（名は世璠、字は叔瑟。）世〻上毛綠野郡平井村に居る。兼山に至り、始めて江戸に出で、業を服部南郭（徂徠の門。）に受け、後其徒を教授す。原氏を娶り、三男一女を得たり。兼山多病にして、中年に卒す。三子尙幼にして、寡婦原氏、其倚る所無し。乃ち遺孤を携へて、醫師朝川默翁に歸ぐ。默翁四子を撫育すること、所生の如し。最も其季を愛し、親ら句讀を課す。此季善庵なり。寛政四年、十二歳にして山本北山に就學す。既にして默翁、善庵を伴ひ、京攝の間に遊び、交を諸名家に結び、居ること三年にして歸る。寛政十年、善庵九州に遊歷し、五年にして歸る。學益〻博く、經義最も精し。時に松浦侯其盛名を聞き、延いて厚く禮す。列侯贄を取りて、

北山門の横田伯愼

業を受くる者十數。藤堂氏・大村氏最も親昵なり。文化十一年、默翁卽世す。歿するに臨み、遺言して曰く、汝は吾が生む所に非ず。實に兼山遺腹の子なり。今汝三十餘歲、學既に成る。汝當に本姓に復し、以て先業を繼ぐ可しと。善庵之を聞いて、愕然として其實父あるを知る。而も默翁、撫育の恩生む所に過ぐ。終に固く請ひて、終身朝川氏を冒す。弘化三年閏五月、幕府の召を辱うし、將軍の謁を賜はる。世人之を希世の榮と謂ふ。嘉永元年十二月、病に罹り、翌年二月七日卒す。年六十九。遺命して江戶郊外小梅村常泉寺に葬る。遺孤門人等胥議して、諡して學古先生と曰ふ。男女六人あり。長は正準、出て相田氏を嗣ぐ。次は格、本姓に復し、片山氏を稱す。第三子は夭す。因りて大聖寺藩横江成善の男蹇を養ひて、嗣と爲し、次女を以て之に配す。（愛日樓集。）

横田伯愼、名は衡、字は伯愼、通稱は宗碩。我上毛の人なれど、郡邑審ならず。山本北山に就學し、諸子を究め、專ら子類を以て、子弟に教授す。當時北山門下、諸家・子類を講ずるを好む。故を以て都下、諸子を講ずる者數輩あり。伯愼早く歿せしを以て、人知る者少しと雖も、諸子を講ずること甚だ精該なり。韓非子閣・墨子閣本を著す。（續諸家人物志・藝苑便覽。）

錦城門の石關黑山

山本北山の門に出でて、北山に服せず、交を絕つて後帷を下し、教授を業としたる者に、太田錦城（加賀の人。）あり。錦城の門に、我上毛の石關黑山あり。黑山、名は光芳、字は子蘭、通稱は勝次郞、黑山は其號なり。群馬郡陣場村の農太郞八の第二子なり。幼より學を積みて怠らず。既に長じて江戶に遊び、業を錦城に受く。又廣く海保元備に就いて質疑す。蓋し將に進んで古人を求め、己れの學を爲さんとするなり。居ること數年にして、河越侯其名を聞き、辟して前橋の教授と爲す。黑山、人を教ふるに孝文惇睦を以て先と爲す。藩の子弟、久うして之に化す。駸々として學に嚮ひ、行を勵まざる者なし。侯之を嘉みし、賜ふに紋服を以てす。人皆之を榮とす。黑山性謙虛退託、身も亦善く病む。教導の缺あらんを懼る。大に侯家の學を設くる所以の意を非とす。是に於て一朝辭し去る。安政五年二月十二日、家に終る。年五十九。墓は同村一本松に在り。（墓誌。）

片山兼山

初め徂徠門の服部南郭及び其門鵜殿士寧に就き、次に林鳳岡門の秋山玉山に親炙し、後折衷學を唱へたる者を、片山兼山と爲す。兼山、名は世璠、字は叔瑟、通稱は藤藏、（一に冬蔵、又東造に作る。）兼山は其號なり。綠野郡西平井村の人、世〻農桑を業とす。年十七にして、江戶に赴き、鵜殿士寧に從ひ、塾中に寄寓す。足外に出でざる三年、經

義を修め修辭の說を研究す。精力絶倫日に萬言を誦す。士寧其篤を悅び心を傾けて教示す。後其推擧に依り服部南郭の門に入り肥後の秋山玉山に親む。玉山其貧にして學資に乏しきを憐み伴ひて肥後に歸り熊本に寓居せしめ時習館の學生と爲す。十八扶持を賜ふ。居ること六年學術大に進む。再び江戸に來り士寧の家に寓す。其紹介に依り宇佐美灊水(徂徠の門。)に見ゆ。灊水兼山を奇とし養ひて嗣子とす。兼山義父の紹介を以て出雲侯に仕へて儒員に擧げらる。後大に徂徠の說を疑ひ屢〻之を排斥す。灊水怒つて之を放逐す。是より又本姓に復す。時に旗下の兩番遠山修理の儒臣村杉卜總(名は惟時字は子敏上總の人)兼山と交る深し。故に其君に勸め兼山をして其邸中に置かしめ衣食を贈る。兼山既に修辭の輩を厭棄し經義を教ふるに古注疏を用ふと雖も敢て之に拘泥せず博く漢宋諸家の書を究め衆說を折衷し極めて穩當を致す。必しも門戸の見を作さず。號して折衷學と曰ふ。業盛に行はれ豪傑の士多く門下に雲集す。人呼んで山子學と云ふ。蓋し井上金峨豐島豐洲山本北山等相繼いで折衷學を主張し江戸の學之が爲めに一變すと雖も之が先鞭を著けし者は兼山金峨の二人とす。天明二年三月二十九日歿す。年五十三。江戸外櫻田法雲寺に葬る。著す所古文

孝經標注・古文孝經管見・大學古義・中庸古義・論語管見・大學解廢疾・中庸解廢疾・論語徵膏肓・尙書類考・尙書考疑・左氏獨得・老子類說・莊子類說・讀荀子抹點・讀呂氏抹點・讀韓非子抹點・孟子說・荀子一適・呂子一適・晏子一適・管子一適・國策一適・國語一適・五行古義・仁字解・聖字解・樂剡・禮剡・聖學弟子問・古詩連珠・古文連珠・垂統前後編・斥非辨道・斥非辨名・斥非學則・辨蘐園學・經旨獨得等あり。（先哲叢談續編・續諸家人物志・上毛及上毛人。）

兼山門の萩田大麓

片山兼山の門に、萩田大麓あり。大麓、名は萬世、字は休卿、通稱を英助と曰ふ。大麓は其號なり。綠野郡某村の人、世〻農を以て業とす。資性磊落豪俊にして、邊幅を修めず。讀書を好み、風流文雅を尊び、奇行多し。僻遠の地師書に乏しきを以て、志を起し、產を弟に與へ、明和七年、江戸に出で、居を藥研堀にトし、門徒を集む。又片山兼山に就學す。二本松侯丹羽長祥、濱松侯井上正定等、其門に入り、俸を贈る。嘗て岡山侯の支藩に聘せられ、書を講ず。几に對して默然之を久うす。侯依つて有司講を促す。大麓從容として曰く、侯の座下に茵あるに似たりと。侯遽に之を除く。是より又召せども往かず。文化八年五月八日歿す。年六十。遺言して、先師の墓畔に葬る。其著すところ、韓非子考・孟子考・老子考・莊子考・淮南子考・五經解閉類談・國語解・鶴堂全集・大麓詩稿・大麓文稿等あり。男嵩嶽、名は善韶、

字は華、通稱を英輔と曰ふ。江戸に仕し、父の業を嗣ぐ。（續諸家人物誌・上毛偉人傳。）

寺門靜軒（江戸の儒。）の門に、青木錦村・吉澤糟溪あり。錦村、名は先孝、字は思孝、錦村は其號なり。世高崎城北福島村に居る。祖父某、高崎侯に仕へ、幾もなく職を辭し、故里に退隱し、男勇吉を生む。則ち錦村の父なり。勇吉早く歿す。時に錦村、其妹と倶幼なり。貧寠の孤子、族親鮮少なり。然るに母某氏、頗る節行ありて、清約自ら持す。故を以て家を能くするを得、母子三人を以て形影相依る。錦村性温篤、母に事へて至孝、躬ら耕して之を養ひ、奉承心を盡す。其母を喪ふに及んで、哀毀骨立す。郷閭之を稱す。天保八年、江戸に出て、寺門靜軒の門に遊び、道を講ず。學益進み復昔日の錦村に非ず。之を久しうして、去つて信越の間に遊び、一たび江戸に歸り、西遊東征萍跡定りなし。安政四年歸來して、帷を淺草に下す。茲歳西征詩稿の刻成る。名稍府下に噪し。從遊するもの漸く衆し。維新の初、國學を創立す。明治二年、錦村助教に任選せられ、從つて湯島に居る。勉勵教督、諸生悦服す。明年學政の改まるに遇ひ、辭職家居す。一年の後、起つて歷史修撰に補せられ、職に在る年餘、明治五年五月十五日歿す。年五十八。小石川西岸寺に葬る。錦村經學を覃思し、最も易理に精し。詩は其緒餘にして、其作る所清澹和平、

靜軒門の吉澤糟溪

悲憤激昂の聲なし。其詩を見て、其人と爲りを知る可きなり。碑文。

吉澤糟溪、佐位郡伊與久の人。靜軒の門に入りて、漢學を修め、詩文を能くす。又俳諧に工にして、俳名を一鳥と號す。嘗て筑波太平記を著し、元治の事變を銜述す。歿後同地廣馬場先塋の次に葬る。人物志。

五　徂徠學派

荻生徂徠─大內熊耳─┬─長坂圓陵
　　　　　　　　　　└─市川鶴鳴

熊耳門の長坂圓陵

大儒徂徠の門に、名儒輩出す。大內熊耳・服部南郭・宇佐美灊水等皆名あり。大內熊耳の門に、上毛人長坂圓陵・市川鶴鳴あり。長坂圓陵、名は黑肱、字は眢人、通稱は平介、介一に作る。次圓陵は其號なり。江戶圓山に居るを以て此號あり。高崎侯の大夫平六辰春の子なり。圓陵少にして聰明、九歲にして小姓を勤め、長ずるに及んで奏者と爲る。性學を好み、熊耳に從つて徂徠の學を受け、博く群書に涉り、古文辭を善くす。又一時の名賢、右中緣・井子羽輩に從つて遊ぶ。皆駿足の稱を得たり。他技に於ても、

劍槍弓馬の類、亦之を習得し、而して專ら心を學術に潛め、頗る大志あり。人と爲り高潔通淹、健辯にして談を喜ぶ。嘗て事に因りて、閑居する月餘、寶曆十年七月二十六日病んで歿す。年二十四。著す所、圓陵子一卷及び遺稿あり。（墓誌・先哲叢談・續諸家人物誌。）

熊耳門の市川鶴鳴

市川鶴鳴、名は匡、字は子人、通稱を多門と曰ふ。高崎藩士市川正芳の子なり。幼より鋭敏にして、十歳能く書を讀み、後又廢す。父母前後して死す。鶴鳴年十七にして以爲らく、士にして學ばざるは、恰も墻に向つて正立するが如しと。爾來節を折つて書を讀み、孜々として倦まず、大内熊耳に師事し、業大に進む。既にして藩の祐筆たり。後西京に遊び、居ること三年にして、江戸に歸る。鶴鳴時に師の識見あるに非ずして、妄りに口辯を弄し、以て生徒を欺くを惡み、嘗て師說を著して、以て其志を述ぶ。專ら經學を單思し、教授を意と爲さず。而して從遊する者蟻集す。鶴鳴頗る之を厭ふ。會家災に罹る。因りて信州に客と爲る。飯田侯之を待つこと甚だ厚く、假すに藏書を以てす。是に於て學益博し。又尾州に遊ぶ。人之を知る者無し。其門に遊ぶ者僅に數人のみ。而して鳴海に梶川某あり。獨り鶴鳴を奇とし、妻すに其女を以てし、遂に鳴海に徙居せしむ。鶴鳴、

本居宣長に反對し「麻我之比禮」を出版せしは此時なり。鶴鳴西海に遊ぶの日、薩の島津公子、其賢を聞き、待遇厚し。其鳴海に歸るに及び、屢〻之を招く。鶴鳴其禮の厚きを以て、往いて之に從ふ。留ること三年。復た西京に遊び、始めて敎育に志あり。天明八年、京師災し、宅亦延燒す。乃ち浪華に徙る。門人從ひ至る者數十人。名聲日に盛なり。寛政三年、高崎侯之を徵す。鶴鳴喜んで急に裝を治め、東都に入る。侯大に喜び、祿百五十石を賜ひ、世子に侍讀せしむ。恩寵日に渥し。七年七月、病んで卒す。年五十六。其寢に在るや、侯世子と日に醫を遣はし、以て之を看せしむ。一藩以て榮と爲す。長子達齋、家を嗣ぐ。鶴鳴古今を綜べ、經術に長ず。著す所、經説七部、老子考文、談莊子、及び鶴鳴舍文集若干巻あり。多くは皆先儒の未だ發せざりし所なりと云ふ。墓誌・諸家人物誌・上毛及上毛人。

六　學系未詳

佐藤靜齋

佐藤靜齋、名は欣、通稱を朝白郎と曰ふ。天明六年、碓氷郡上間仁田村に生る。長じて同村庚申山の浪士某氏に就いて、經書及び醫學・佛學を學ぶ。最も易學と

經文とに精通す。人と爲り謙退率禮、邊幅を飾らず。平素襤褸を纏ひて平然たり。又人に接する、貴賤貧富の別なく、懇切を持し、殊に敬老の心厚かりき。會〻人ありて、來つて經書を講ぜんことを請ふものあれば、曰く、來つて問ふことを聞くも、未だ嘗て往いて敎ふることを聞かずと。終に辭して往かず。以て其信ずることの固きを知る可し。是に於て鄕黨其醇風に化し、德を慕うて其門に集る者、百餘に及べりと云ふ。慶應二年卒す。年八十一。（人物志。）

淺見無爲齋、名は業重、通稱は孫市。綠野郡落合村の農なり。天明五年生る。幼にして父を喪ひ、母に育せらる。稍〻長ずるの頃、農を勵み、母を助け、其喜ぶを見て、自ら娛む。鄕黨の人、以て模範と爲す。無爲齋、性讀書を好む。而かも貧窶其資に乏しく、且つ就いて學ぶべきの人なし。是に於て住地を距る里許、篠塚村實相院の住職を師として、學に力む。家貧なるを以て、其讀む所の書皆同寺より借る所なり。苦學數年、經籍の蘊奥を究め、佛典に精通し、又悉曇學及び韻鏡學を涉獵す。既にして實相院主遷化す。乃ち居宅を村塾と爲し、名けて無爲齋と曰ふ。笈を負ふて來り學ぶ者頗る多し。無爲齋常に語つて曰く、學問の要は修身齊家、治國平天下にあり。修身齊家卽ち一家圓滿にして、而して後、治國平天下を論ず

可し。修身齊家の全からざる者、奚ぞ治國平天下を說くの資格あらんや。世往往にして目口を以て學を修むる者あり。是れ誤ること甚し。學を修むれば轍ち實行し、言行一致たる可し。蓋し學問とは之を云ふなり。諄々說いて倦まず。故に門下詩文に長ずる者多からざるも、實踐躬行家聲を擧げし者は多しと云へり。無爲齋、老後少量の晩酌を爲す。門人來つて學ぶ者あれば、隨意に素讀を爲さしめ、聞きながら且つ飮み、且つ假睡す。時に門人句讀を誤らんか、無爲齋直に醒めて之を訂正す。由りて門人等先生を稱して、狸寢入りと云へりとぞ。一日門人作詩の要を問ふ。無爲齋紙片を取りて、之に「詩を作るより田を作る稽古を爲せ」と、大書して與ふ。門人大に悟る所ありて、此書を座右の銘として、農業を勵み、一家繁榮したりと云ふ。無爲齋が門人を誨ふるの法、大率此類なり。無爲齋の名、近隣に喧しく、其名を云へば知らざる者多きも、落合の先生と云へば、三尺の童子も尙能く之を知れりと。明治三年二月十八日歿す。年八十六。同村宗永寺に葬る。明治五年、門弟等、大沼枕山に撰文を乞ひ、一碑を同寺庭中に立つ。銘に曰く、

維土之厚。培以成德。虛名焉用。實踐斯得。其行至健。乾々不息。人天一理。

成功不測　里之耆老。邦之司直。千秋取信。徽碑攸勒。

門人多きが中に、樋口定廣（馬庭念流二十世。）あり。（上毛及上毛人。）

内海釣經

内海釣經、名は孜、字は子文、釣經は其號なり。父遜庵、儒を業とす。文政中高崎に來りしが、未だ仕へずして歿す。釣經、弱冠にして高崎侯に仕へ、藩學校の教授と爲る。性温厚にして、能く經史に涉り、百家の書一讀して、其蘊奥を暗誦す。衆皆其強記を嘆賞す。著す所、高崎侯士傳及び釣經文集あり。明治十二年八月二十九日歿す。年七十七。高崎興禪寺に葬り、謚して徳翁院明學釣經居士と曰ふ。（人物志。）

松田琴堂

松田琴堂、字は易宜、小字民之助、琴堂は其號、又景山の號あり。家世、群馬郡北原村の里正たり。文化六年生る。幼にして儒學を覺法寺主角田惠聖に受け、文學・詩歌・書畫・點茶・挿花等、通曉せざるなし。平生心を農桑に用ひ、數金を藩侯に上り、窮民を賑給し、賞を受くること少なからず。琴堂暇あれば徒を聚めて、業を授く。近郷の子弟來り學ぶ者二百五十人。里正の職に在る凡四十年、勤勞一日の如し。明治十四年歿す。年七十三。（人物志。）

服部蓼水

服部蓼水、名は光權、（後に光字を省略し、權の一字を用ふ。）字は巽行、蓼水は其號、別に雪鳥の號あり。

高崎藩の世臣深尾政教の次男にして、同藩士服部光義の養嗣と爲る。幼より學を好み、經義は松田迂仙に、漢詩は釋椌窓に、繪畫は長谷川雪貢に學ぶ。精しくは繪畫の條を見よ。

清水蟠山

清水蟠山、名は正穀、字は伯式、幼字磯太郎、蟠山は其號なり。江戸の人。清水赤城の嫡孫にして、礫洲の長子なり。蟠山性剛毅嚴肅、克く箕裘を紹ぎ、文を講じ、武を習ひ、最も御法を善くす。年二十一にして單騎、相州鎌倉の祠に詣り、朝に發し夕に歸る。世之を鎌倉遠乘と謂ひ、善騎者にあらずんば之く能はざるなり。年二十四、季父存軒の後を襲ぎ、田安藩の文武師範役たり。慶應の末、家を存軒の子正信に讓り、姓名を變じて京師に入り、王霸の間に周旋す。松平春嶽其用ふ可きを見、徴して東京府員と爲す。後宮内少丞に任じ、從六位に敍せられ、御厩課長を兼ぬ。居ること三年、慨然として辭職す。曰く、我道行はれざるなり。寧ろ辭するに如かずと。乃ち式部寮屬と爲る。益家學を講明し、子弟を誘掖す。明治十三年十一月六日歿す。年四十四。駒込吉祥寺に葬る。墓表。

文政年間の儒者

文政年中に版行されたる關東諸家人名錄に見えたる經學者は左の如し。上毛及上毛人。

學者　下仁田後江戶　市河小左衞門　寬齋(名世寧、字子靜)
學者　藤岡後江戶　萩原　英助　大麓(名萬世、字休卿)
學者　高崎藩　馬場　大助　若水
學者　平井後江戶　片山　冬藏　兼山(名世璠)
學者　舘林當時江戶　龜田文左衞門　鵬齋(名長興、字穉龍)
醫業學者　大戶　加部　靖齋
學醫　吉田　周齋(名豹)
學者　鷹巢　寺　臨川(名祐永)
學者　下仁田　高橋九郎右衞門　九峯(名克明)
閭人學者　桐生　長澤　新助　翠齋(名信、字彰夫)
閭人學者　助戶　植木　惣次　碧桃園(名知能、字觀水)
閭人學醫　伊勢崎　柳田　隆庵(名隆)
學者　馬山後江戶　松浦　齋宮　篤所(名則武、字乃侯)
學者　中之條　丸山猪之八　白峯(名幸德)
學者　舘林藩　松倉新十郞　天游(名靜、字子靜)
學者和歌　和田山後京都　向西　道人　不二坊(名良嚴、字靈玉)

學者　室田　齋藤　芳助　習齋（名尙、字有孚）

學者　沼田後江戶　關　文太郎　赤城

小瀬甫庵

德川時代に最も早く顯れて、史學に手を染めたる本縣人を小瀬甫庵と爲す。彼が上毛の人なることは、續近世叢語に見えたれど、其何地なるやを記さず。近世上毛偉人傳には、利根郡の人として擧げたり。未だ其由る所を知らず。只其小瀬なる姓を利根郡の地名に推當て、戸倉村の奧なる尾瀬沼に取りたるに非ずやと想像するに難からず。甫庵は寛永二年、太閤記二十二卷を著し、次いで信長記を撰し、其名天下に著はる。甫庵初め堀尾吉晴に仕へしが、後加賀の前田侯に仕へ、寛永七年歿す。年七十七。

加澤記と加澤平次左衞門

其後國學に秀でたる者、我上毛に聞ゆるある無し。天和の頃に至り、沼田城主眞田信利の臣に加澤平次左衞門と云ふ者あり。君侯配流の後、政所村に退隱し、利根郡の歷史を修す。其一部分の史籍集覽の中に入りたるものは、加澤平次左衞門覺書と題す。近時「上毛及上毛人」の附錄としたるは、加澤記と題せり。本書は實に利根吾妻二郡の興廢に關して、頗る精細を極む。平次左衞門の傳は、未だ詳にする能はず。

前橋風土記と古市剛

貞享元年、酒井忠擧の前橋に入部するや、其臣古市剛（通稱藤之助）命を奉じて、其領內の地理沿革を撰して、前橋風土記と云ふ。書中記する所は、各〻本づく所ありて、私意を以て編せざりきと云ふ。今日尤も據るべきの地誌なり。剛は享保七年八月、江戶に卒す。年七十四。

金山傳記と大澤政勝

元祿・寶永の交、幕府の高家橫瀨貞顯の臣大澤政勝（彥兵衞）金山傳記二卷を著す。政勝勤仕十年にして致仕し、新田郡世良田村長樂寺に住す。享保十三年八月卒す。年八十四。社寺等の緣起に關する著述多し。

桐生老談記と高橋守行

山田郡今泉村の名主、（新田郡長岡・菅鹽二村をも兼ぬ。享保五年、領主水野氏より命ぜらる。）高橋守行、（五左衞門）史蹟を踏査し、桐生附近の地に關して、沿革を敍し、頗る精密を極む。桐生老談記・桐生庭軍記・桐生今泉古事談・今泉見聞錄是れなり。守行、五十歲にして剃髮し、自ら戲世軒庸世と號す。明和三年九月二十日歿す。年五十一。（人物志。）

毛呂權藏の上野國志

安永三年、世良田の人毛呂權藏、上野國志十六卷を著す。（明治四十三年、活版に附して公刊さる。）權藏、名は義卿、念往と號す。幼より學を好み、博覽强記なり。其伯父の妻は大澤政勝の女なるを以て、國志を修する志、恐らくは政勝に負ひし所ならん。又嘗て長樂寺の一切經補修に當り、字句を補塡す。幕吏伊奈某、命を奉じて權藏を召し俊

滿の士をして之と對談せしめ、且つ盛餐及び金員を賜うて、之を旌表す。寛政四年八月十八日歿す。年六十九。普門寺に葬る。（人物志。）

泰亮と上毛傳說雜記

群馬郡元總社村釋迦尊寺の住持泰亮、（愚海と號す。）古老の傳說を聞き、古記錄を渉獵し、上毛に關する傳說數十卷を蒐輯せしが、偶々寶曆十年、火災に罹り、藏書悉く烏有に歸せり。而して泰亮、復之が編集に力め、安永年間、上毛傳說雜記十五卷を大成す。但し拾遺七卷は災後の蒐集にかゝり、他皆記憶に本づきて編する所なり。故に眞僞錯雜して、取捨辨別に苦しむ所少なからず。後學最も注意して讀まざる可からざる書なり。泰亮の示寂年月詳ならず。（人物志。）

天明災異記と一紅

天明三年七月、淺間山噴火し、上毛の地其降灰に由りて、被害少なからず。高崎田町生絹問屋羽鳥勘右衛門の妻一紅、時に年六十、此慘事を目擊して、其實況を記述す。天明災異記、又は淺間山噴火記と題して、世に行はる。藩侯其盛名を聞き、一讀以て一紅が才筆に驚けりと云ふ。該書は其後漢譯され、儒員某も亦之に序せりと。翌年一紅、復た孝子小傳を著す。此書は武州埼玉郡下指田村の農政次郎及び其妻が能く姑に仕へたるを嘉して、叙說したるものなり。一紅は寛政七年八月二十三日歿す。年七十二。高崎新町延養寺に葬る。（人物志。）

高崎志と上野名跡考

天明八年冬、高崎藩儒員川野邊寛、（字は子綽、）藩命を奉じて高崎志を編す。翌年三巻の録成る。寛の事蹟未だ詳ならず。文化六年、同藩士富岡正忠、（藤九郎、）上野名跡考を著す。本書は古典に根據を取り、之を地理に推考し、思ふまゝに私說を掲げ、始めて新研究の魁を爲す。實に本州史的地理の研究に缺く可からざるの良書として、後世史家の常に引用する所なり。安政六年歿す。年八十六。城南恵德寺に葬る。

伊勢崎風土記と鹿田舊事記

寛政十年、關重嶷、伊勢崎風土記二巻を著す。重嶷は經學を以て著はると雖も、又國書を精讀し、考證該博、以て其學力を知るに足る。其事歷に於ては、別項經學の條を參照す可し。天保・弘化の頃、新田郡鹿村の名主田村清吉、鹿田舊事記を著す。此書また郷土史料として取るに足る。清吉は嘉永四年歿す。

上野名跡志と富田永世

嘉永六年、藤岡町京屋彌兵衛の支配人富田永世、上野名跡志七巻を著し、次いで之を上梓す。本書輯錄に凡十年を費せり。記する所最も廣く、且つ正確なれば、世に流行せり。然るに明治に至り、刊書次第に數少くなりしを以て、鉛版に附せしこと三回、（明治十五年、同十八年、同二十四年、）其薄葉摺本の如きは、今日猶珍と爲す。況や初度の木版の貴きに於てをや。以て、其如何に閲讀者の多きを察知す可し。永世、字は

高叢、通稱は金藏、淺茅庵と號す。安永六年生る。年十三にして、藤岡町に來り、京屋の店員と爲る。勤續十年の後、江戸詰に轉じ、在府二十年、また藤岡の本店に來る。爾後專ら京屋の經營に當り、孜々として主家の發展に盡力す。弘化四年、七十一歲にして退隱す。永世幼より學を好み、業務の傍ら書を讀み、橘千蔭・清水濱臣等に就いて、國學を修む。最も多く黑川春村に師事す。春村五百人一首を撰するに當り、永世の和歌、其選に入る。文政二年、江戸の歌人關岡閑亭に詠歌五千六百首の教を受け、同七年に至る。又千種有功卿に就いても、教を受けたり。但し永世が鄕土の地誌沿革に興味を有し、之が著述に精力を盡すに至りしは、閑亭に負ふ所大なる可しと察せらる。（閑亭は地理の學を修め、名所に精し。）安政二年十二月歿す。年七十九。武州秩父郡太田の鄕里先塋の域に葬り、鶴擧法林永世居士と諡す。其著す所、前記の名跡志の外に、北武藏志・上野温泉廻・藤岡史略・秩父志略等頗多し。（上毛志上毛人・人物志。）

平田篤胤の門に、生田萬・栗原柳菴・田中毛野・井上正香等あり。萬名は國秀、字は救卿、小字は小膳、長じて多門、次いで亦雄と稱す。東華、又は大中道人と號す。後改名して萬と曰ふ。館林藩主松平齊厚の臣生田信勝の長子たり。天資英邁に

して、容貌魁梧なり。才文武を兼ね、慷慨にして義を好む。學は和漢に通じ、識量傑出す。翰墨を善くし、詩歌に妙なり。文政七年、篤胤の門に入り、專ら古道の學を修め、二千字文を撰す。篤胤其篤志を喜び、誘掖すること特異なり。最も古書に精しく、大象經傳を作る。其他著述枚擧に遑あらず。嘗て皇家の式微を慨き、幕府の專制を憤る。家を八弟廉に讓り、新田郡太田在なる新井村に退き、業を授く。遠近傳へ聞いて、來り學ぶ者日に多く、學舍狹くして容るゝ能はざるに至る。門人澁澤清左衞門・同周藏の兄弟、大光院の大門側に一大塾を建設し、僅に以て足るを得たり。既にして漫遊の志あり。乃ち信・越の間に遊び、轉じて越後の柏原に至る。社司樋口某、嘗て篤胤の門に在りて、萬と相識る。因りて之を留め、再び帷を下さしむ。門人大に進む。天保八年、饑莩路に横る。衆民連署して、屢〻賑濟せんことを請ふ。有司納れず、剩へ奸商と利を營み、米價倍〻昻る。是に於て、萬蹶起し、加茂に往いて鷲尾勘助、鈴木城之助（實は大鹽平八郎の徒菊池周助なり。大坂を逃れ、此に來りて潛伏す。）小野澤佐左衞門・古田龜一郎・山岸加藤治・熊倉玄道等と相謀り、出雲崎より船を放ち、六月朔日昧爽、荒濱に著し、惡田川を渡り、急に柏崎の治所を襲ふ。嚮ふ所風靡す。胥吏狼狽し、鐵砲を亂發す。萬力戰して、重創を被る。鷲尾勘助大に呼んで曰く、天

蕉風門の栗原
柳菴

下の名士、醜吏の手に死す可からずと。肩に扶けて海邊に出づ。乃ち之を介し、首を提げて逃る。萬年三十七。妻香取氏、字は鎬、節操あり。獄中に二兒を絞し、舌を噛んで死す。年三十二。萬事を擧ぐるの翌日、米價頓に低下し、饑民悉く蘇す。明治三十一年、同地八阪神社境内に一碑を立てゝ、其義烈を表す。又石黒某等、同郡比角村日吉社境内に靈祠を建立し、毎歳大祭を執行すと云ふ。（碑文・人物志。）

栗原柳菴、名は信充、字は伯任、通稱は孫之丞、晩年薙髮して、又樂と稱す。寛政六年七月二十日沼田町に生る。父和恒、和漢の學を修め頗る古典に通ず。一生を利根の山中に終へんことを憾とし、寛政七年、一家を擧げて江戸に出で、幕府に仕へて、奧祐筆俸二百俵たり。柳菴、幼より穎敏にして剛毅、學事に精勵す。乃ち故實を伊勢貞丈及び屋代弘賢に、漢學を柴野栗山及び佐藤一齋に、國學を平田篤胤に學ぶ。文化五年、上野寛永寺の僧某に從ひて、京師に入り、中山大納言に謁して、古典に關する講話を聽き、大に得る所あり。是より專ら古典に志す。文化七年、柳菴隨筆を版行す。時に年十八。其後一たび父の職を襲ぎしも、志茲にあらざりしを以て、之を辭す。文政四年、其師屋代弘賢の幕命を奉じて、古今要覽稿を編するや、數名と與に編纂に從事す。而して其資料蒐集に就いては、柳菴主として

之が任に當り、京畿其の他諸地方を巡遊し、神社佛閣諸家の珍什秘錄を採訪す。柳莽常に勤王の志あり。各地を周遊する毎に、陵墓を拜し、其荒廢を嘆じ、之が研究に從ひ、終に御陵墓考の著あり。嘉永・安政の交、外警屢〻臻り、武士の刀槍甲銃、詮索考證日を逐うて盛なるに及び、柳莽之が製作故實に明かなるの故を以て、其門に出入するの徒益〻多く、薩藩中新進氣鋭なる士、多くこゝに集る。元治元年、島津久光の招聘に應じ、鹿兒島に移つて、盛に古武道を皷吹す。其令義解を講ずるや、久光侯の力に依りて、其軍防令講義八卷を刊行せり。幕府、柳莽の名益〻高きを嫉み、暗に薩藩に迫る所あり。柳莽終に職を辭して、京都に入り、太秦に幽捿す。次いで氏を改めて、本姓武田氏を稱し、專ら著述に從事せり。柳莽又畫を善くし、其著書中の挿圖は、皆親ら描く所なり。明治三年十月廿八日歿す。年七十七。洛西栂尾高山寺に葬る。長子信晁、有栖川家に仕へ、孫信知は大藏省に仕職せしが、大正六年卒す。武田氏を稱す。柳莽著す所、前記の外、上野國誌七十卷、今傳はざるが如し。先進繡像玉石雜誌二十卷、重修王代一覽十卷、日本紀私讀本十卷、鞍鐙新書十卷、續武將感狀記十卷、田租考一卷等頗る多し。但し應仁武鑑二卷は柳莽失敗の著にして、史家皆之を排す。（上毛及上毛人・人物志。）

太平門の荒井靜野

宣長及篤胤門の田中毛野

荒井靜野、初め政吉と稱し、後峰次郎と更む。館林の町人なり。幼にして穎悟。初め漢學を武州熊谷の儒業に學び、後本居大平の門に入り、專ら國學を修む。次いで平田篤胤の門に遊ぶ。篤胤其才を賞す。靜野、生田國秀と友とし善し。國秀の館林侯に仕ふるに及び、靜野亦國學振興に援く。晩年家居して草蔭屋と號し、專ら子弟を教授す。明治元年四月十一日歿す。著す所、上野國志、（一巻本ならむ。）上野神名帳考あり。（邑樂郡誌。）

篤胤の養子鐵胤の門に、田中亦太郎、太田稻主（別章に述べたれば就いて見られよ。）・齋藤多須久あり。亦太郎、名は行、毛野又は鶴堂と號す。高崎藩の輕輩田中正武の子なり。幼より學を好み、殊に皇學を善くし、又篆刻に工なり。性剛直にして、權貴に屈せず。初め鈴木貞年に學ぶ。本居宣長及び平田篤胤を敬慕し、古事記・姓氏錄の研修最も深し。古事記の講を最も得意とし、常に王室振はず、神道明かならざるを慨く。史を讀んで忠節の條に至れば、卷を掩うて悲泣す。人以て狂せりと爲す。幕末攘夷の論行はるゝや、金井梧樓と行動を一にす。梧樓岩鼻代官の追跡に遭ひしも、毛野が家に匿れて終に全きを得たり。維新の際、時務策を政府に獻言し、尋いで神祇官より宣教使に任せられ、神社の故實を董理す。又藩命に依りて、管内の

神社を調査す。明治六年十月三十日歿す。年三十一。赤坂長松寺先塋の側に葬り私に諡して毛野先生と曰ふ。著す所、高崎藩神名帳一卷、同別記一卷、訂正和田記一卷、溫故書樓叢書三十卷あり。其詠ずる所の歌一首を左に錄す。（上毛及上毛人・上毛偉人傳。）

道といふ道はおほけとたらちねの乳房たつぬる道そ道なる。

鐵胤門の齋藤多須久

齋藤多須久、名は佳比、小字は伊太郎、後寛之助と更め、修して助と稱し、終に多須久と改む。勢多郡苗ヶ島の人。幼より穎悟、一を聞いて十を知る。弱冠の頃、沼田の神官宮澤正治に就いて漢籍及び書道を學ぶ。嘗て菅家遺訓を讀み、和魂漢才の語に至りて、悟る所あり。爾來心を國典に潛め、氣吹舍翁の說に私淑し、其嗣鐵胤及び延胤に從學す。又權田直助に從ひ、醫學を修む。遂に京師に上りて、宮醫錦小路氏に入門す。是時に當り國家多事、世論紛々たり。多須久尊王愛國の志篤く、貴公名相の間に出入し、藤本鐵石と交遊し、慷慨悲憤、奮つて躬を顧みず。既にして大政復古するや、鄕里に歸り、醫を業とし、患者を救濟す。明治二年、里民と謀り、神祇官に稟し、同村百餘戶をして神式に葬祭せしむ。東國に神葬祭を行ふ、是を以て嚆矢となす。五年以來、前橋八幡社祠官・貫前神社禰宜・本縣神道事務

分局副長・縣廳編修局補助員・學務委員等に歴任し、縣社高山神社を太田町に建つるや、亦與つて力を致す。嘗て平山省齋と謀り、大成教を創設し、終に其家を以て大成教々會場と爲し、其會長に任ず。兼て御嶽教幹事に任じ、其教師たり。明治二十六年、大教正に任じ、八月六日歿す。年五十九。多須久、資性温順謹厚、忠孝二道を以て人心を勸誘し、時に或は懲役場に入り説教す。聽く者皆感奮興起し、稱して一方の司鐸と爲す。○人物志。

吉田多保子

大間々の里正吉田氏の女多保子、仙臺藩醫大槻磐水に嫁す。國文を善くす。文政七年、五十七歲、其生母の年回に歸鄕し、更衣日記の著あり。多保子は天保八年歿す。年七十。○伊香保志。

大平門の狩野雄齋

本居大平の門に狩野雄齋・僧義門若狹小濱妙玄寺の住職等あり。雄齋、名は善久、通稱は太郎兵衞。群馬郡行幸田村の人なり。博く經史に渉り、忠臣孝子苦難の事蹟を讀むに至れば、感泣して已まず。後江戸に出で、醫を奈佐陽東・栗原柳菴に學び、伊勢に至り大平に從學す。又佛典を忍國の凌雲院實潤僧正に訂し、頗る自得する所あり。文久元年十一月二十六日歿す。年六十六。○大日本名蹟圖誌。

本居學派の新井守村

僧義門の門に、新井守村あり。守村通稱は又左衞門。文化五年、甘樂郡高瀨村

に生る。邑の豪家なるを以て、世々小幡藩の用達に列せらる。幼より漢書を好み、軍書類の中、特に源平盛衰記・太平記を愛す。文政五年十五歳にして、父秋任（狂歌を善くし、狂歌高友集の著あり。）が友人の勸により、狂歌の社中に入り、淺草庵の門人と爲る。此頃より賀茂・本居・平田等の著書を耽讀し、學業大に進む。二十一歳の時、大和巡を爲し、歸途松坂に至り、本居春庭を訪ひて、詞の八衢の教を乞はんとす。春庭既に死去の後なるを聞き、失望して去る。天保九年、復畿內に入り、京都の書肆にて僧義門の著、さし出の磯、及び磯の洲崎を購ひ、一讀其論旨に感じ、其書肆の紹介にて入門を乞ふ。此時足代弘訓を訪うて、親しく學說を聞き、義門が話語學上の大家なるを聞き得て、益義門を推尊するの念を起せり。是より先き守村、韻鏡學を櫻井光枝に受け、韻鏡收箋考一卷を著す。天保十三年三月、義門大德より守村入門承諾の返書あり。爾後和歌文章の添削は勿論、話語上の疑義を義門に問ふ。義門諄々として能く之に教ふ。天保十一年家を繼ぐ。十二年義門の著、話語指南二卷を江戶より出板することゝなり、守村之を校正す。十四年義村示寂し、其後は和歌文章等、多く黑川春村の意見を聞く。春村も亦守村の意見を問ふ。嘉永六年、話語曉歌五十首を著す。安政四年、江戶人大澤賚の著せる韻鏡發輝論に對

して、韞鏡發輝論批評一卷を著して、之を駁す。六年小幡藩勝手方用達頭取役を申付らる。守村又易經を愛讀し、八卦考一卷を著す。文久二年、易故新一卷を出版し、又易傳正疑辨一卷を著す、慶應元年、復古八卦方位辨二卷を出版す、慶應三年十月、神祇伯白川家より學士號を授與せらる明治元年十一月、岩鼻縣社寺掛通勤を命ぜらる。二年三月同縣下調役に轉じ、九月權少屬と爲る。十月中教授を授けられ、紀傳或は明法を教授すべく命ぜられしも、辭して出でず、十二月縣に再勤して、少屬に任ぜらる。三年正月家を孫又一郎に讓る。五月鈴木三郎に從うて、榛名山に上り、神佛分離に盡力す。其狀後世學者の批難を免れざる點少なからず。此學者にして別人の感あり。眞に惜むべし。同月榛名山取締役を命ぜらる。八月一宮取締を命ぜらる。其後縣雇・縣出仕・縣下諸社の祠官・權禰宜・主典等を經、廿六年權中教正に補せらる。是歳四月十九日歿す。年八十六。高瀬村先塋の側に葬る。著書は前記の外に、氣象考一卷、世界祖國考一卷同補遺一卷、復古葬祭事辨一卷、翻切惜早見一卷、細字例纂疏一卷、上野舊事記一卷、守村歌集四卷あり。

守村の門に、田島尊枝あり。尊枝、一名は和雄、幼字仙吉、長じて廣吉と更む。橘園の號あり。高崎連雀町に住し、鰻店を業として、清香庵と號す。資性穎敏、和漢

の學を好み、最も和歌を能くす。又諸藝に通ず。嘗て守村の門に入り、物語類・萬葉集・律令等を研究す。明治二十四年十一月歿す。年四十六。著す所、萬葉集長歌批點二卷、隨筆秋野のあそび一卷、橘園家集一卷、文集橘の香一卷、花押考一卷等あり。（上毛及上毛人上毛偉人傳。）

守部門の武居世平

橘守部の門に、武居世平・神保雪居・橋本直香等あり。武居世平、名は公德、通稱は善次、古調園世平と號す。又俳號を董庵と曰ふ。高崎新町の人なり。守部に學び歌道に長ず。擢んでられて藩主松平輝聲の師範たり。明治十四年一月三十一日歿す。年八十四。大雲寺に葬る。世平の門に、櫻井富香・阿部水實・相川長州・須藤千滋・新井清蔭等あり。長子寅之助家を繼ぎ、次子老平、土屋氏を繼ぎ、女子金井梅坡に嫁す。（上毛及上毛人・人物志。）

守部門の神保雪居

神保雪居、名は親道、通稱は要造。梅守園雪居の號あり。文化六年、群馬郡金古町に生る。幼より學を好み、保渡田村の人安中文瑛に就いて、漢學を修め、橘守部に國學を學ぶ。橋本直香と交り善し。畫を椿山に習ひ、俳諧・漢詩皆詣らざるなし。文名附近に鳴り、其門に入る者三百餘名に及びきと云ふ。明治二十四年九月歿す。年八十一。常仙寺に葬る。（上毛及上毛人・人物志。）

守部門の橋本直香

荒風門の井上直香

橋本直香、初名は靱雄、後直香と更む。初字龜松、後彦八と稱す。薫園は其號なり。文化四年山田郡境野村に生る。商號を島屋と稱し、世々飛脚問屋なり。傍ら機業を營む。而して家道振はず、百難交到る。是に於て意を決して、家產を棄て、江戶に出づ。時に直香年四十餘。文學を以て身を立てんとし、守部の門に入り、國學及び和歌を學び、研鑽倦まず、大に師の愛撫する所と爲る。初め赤坂一ッ木町二番地辨天山に卜居し、子弟を敎授す。後氷川社畔に徙居す。敎をこふもの大名・旗下より町人に至るまで、其數極めて多し。明治二十二年九月歿す。年八十三。駒込蓬萊町大林寺に葬り、指月院直心淨光居士と謚す。其著す所、姓氏錄補闕四十卷、作者部類傳若干、國史雜傳抄、職原私抄十卷、旋頭歌解三卷、諏訪詣之記二卷、萬葉集私抄二十卷、三十六歌仙部類抄十八卷、題詠復葉集六卷、百人一首小倉栞、上野歌解二卷等あり。此中直香畢生の事業は萬葉集の研究にして、其浩瀚なる稿本中、萬葉の私抄三卷、上野歌解二卷を上梓したるのみにて、他は皆歿後散逸するに至りしは、學界の爲め惜むべきの限なり。直香の門に駒井直蔭（和歌の項を見よ。）あり。（上毛及上毛人。）

井上直香、幼字は眞輔。文政二年、勢多郡西大室村に生る。家世々農を業とす。

神保臥雲

正香、學を好み醫を修めんと欲し、江戶に出でて、水戶藩の儒森釣翁に就學す。又皇朝の醫道を佐藤信天丸に學び、傍ら書を市川米菴に、詩文を藤森弘庵に、和歌を橘守部に學ぶ。後京都に上り、權田直助の門に入り、醫學及び國學を講習す。次いで篤胤に師事す。數年ならずして歸鄕し、醫業を開き、餘暇を以て地方の子弟を敎ふ。直助朝命を拜して、江戶に下るや、其留守中の事を正香に託す。正香卽ち上洛して、其塾を董す。後直助、東京東校の敎頭と爲るに及び、正香又東京に來りて、直助を輔けて敎授となる。明治四年、前橋藩國漢洋の三校を設立するや、正香を擢んでて、國學校敎諭に任ず。廢藩の後、一ノ宮權宮司・石上神社・龍田神社禰宜等に歷任す。明治十三年、辭職して歸鄕し、再び醫業を開く。明治三十三年歿す。年八十二。正香、本草學に精し。又常に國家敎育に意を注ぎ、特に國語科に重きを置き、敎科書の改正ある每に、詳細硏究し、意に滿たざれば、自ら文部省に意見を陳述し、又は建白せりと云ふ。人物志。

橋本直香の友人に、神保臥雲あり。臥雲、名は秀賢、通稱は磯右衞門、臥雲は其號なり。文政七年生る。群馬郡金古驛の名門にして、世々旗本松田氏の代官たり。幼より神保靜山に就いて和漢の學を修め、和歌・俳句を能くし、書畫を好み、橘守部・

僑木直香・大沼枕山・榛椿山等の名流と往來す。明治十六年十月歿す。年六十。人物志。

春村門の石原如松

黒川春村の門に、石原如松・板垣信人・二渡茂矩・青木如園・黒川眞頼等あり。如松通稱は英之助、如松は其號、別に梅山亭の號あり。勢多郡花輪村の人にして、造酒を業とす。父傳兵衛代官手代を勤む。如松、幼より學を好み、春村に就いて國學を修め、造詣深し。又傍ら俳諧を能くす。明治五年歿す。年四十五。同地祥禪寺に葬る。人物志。

春村門の板垣信人

板垣信人、通稱は常八。菱花園と號す。境町の人にして、織物を業とす。春村に從つて教を受く。閑あれば梅を植ゑ、草花を作り、以て嬉とす。明治十三年三月五日歿す。年七十。同地愛染院に葬る。人物志。

春村門の二渡茂矩

二渡茂矩は、大間々驛關口杉郡の弟にして、山田郡高津戸の人、二渡綱彥の養嗣と爲る。幼より漢學を好み、又夙に春村に學び國歌を善くす。初老の頃より、專ら古學を修め、門弟を集めて教授す。嘉永四年卒す。年六十。其歌集「かいのしづく」は嘉永五年に販行する所なり。人物志。

春村門の青木如園

青木如園、幼字は半兵衛。文化元年、勢多郡津久田に生る。又常右衛門、豪農に

して、皇典及び漢籍を讀む。如園、幼より文學を好み、十四歳の時、隣近の兒童を集めて、習字を敎へ、實語敎を講ず。天保五年、古事記及び其他の古典を研究せんとして、春村の門に入る。國書を精讀する三年にして歸る。名を如園と更め、門弟を集めて敎授す。明治六年、村社赤城神社の社掌と爲る。七年職を門弟角田八衞に讓り、自ら修成講社の小會長と爲り、敎導職に從事す。明治十五年歿す。年七十九。人物志。

黑川眞賴

黑川眞賴、本姓は金子氏、名は眞賴、通稱を嘉吉と曰ふ。文政十二年、桐生に生る。幼にして頴邁濶達、成人の如し。七歳の時、春村に師事し、和歌を詠ず。十七歳の頃、大寒一箇月間、毎晚「草野集」全部を僅に數刻に誦了せり。長ずるに及び、益〻强記にして古典を究む。師春村子無し。眞賴、門弟中の秀才を以て、殊に擢でられて師の後を繼ぎ、黑川氏を稱す。明治二年四月、府縣學校取調御用掛を仰付けられ、八月大學少助敎、十二月中助敎に任せらる。四年七月、文部權大助敎に任せられ、十月文部省九等出仕に補せらる。六年二月吉田神社宮司權大講義に補せられ、三月之を辭す。八月文部省御雇申付られ、八年二月元老院權大書記生に任せらる。十二月大書記生に昇る。十年一月、五等書記生と爲り、六月內務四等屬に任

せられ、博物館事務取扱を命せらる。七月史傳課長心得を命せらる。十二月三等屬に任せらる。十四年内務省准奏任御用掛を仰付けらる。四月農商務省准奏任御用掛を仰付けらる。八月博物館史傳課長兼圖書課長仰付けらる。十月帝國學士會員に選擧せらる。十六年十一月、農商務省少書記官に任せられしが、十八年非職仰付けらる。十九年十一月、御歌掛寄人仰付けられ、二十一年六月、御歌所寄人仰付けらる。同月文學博士の學位を授けらる。時に年六十。二十三年、東京美術學校教授と爲り、二十六年文科大學教授に進む。三十二年從四位勳四等に昇叙せられ、次いで勅任待遇を以て休職と爲る。明治三十九年八月二十九日歿す。年七十八。長子吉右衛門、生家金子氏を繼ぎ、三男眞道黑川氏を繼ぐ。博士は父祖の業を襲ぎ、專ら志を國學に傾注し、洽く皇朝の史籍を考覈して、大に得る所あり。特に美術工藝の沿革に精通せり。著す所の書、多くは黑川全集に收む。其中工藝志料・考古圖譜・皇位繼承篇等有名なり。(桐生郷土誌・人物志。)

小島春比古、天保十三年桐生に生る。式内美和神社祠司大和守行楚の次子なり。幼より家學を受け、造詣深く、黑川眞賴・佐々木弘綱・海上胤平・橘千守と往來し、和歌・國學に就いて問ふ。當時國文に於ては二渡信經(高津戸の人)と竝稱せらる。神

官・小學校長・町長等に就職し、公共事業に盡瘁す。明治三十九年一月歿す。年六十五。宮本町小島家墓所に葬る。人物志。

増田垂穗

増田垂穗、通稱は右京。利根郡後閑村の人なり。同村小高神社の社掌と爲り、國史古典に通ず。明治二十一年八月歿す。年八十七。沼田盛衰記等の著あり。

木暮健樹門の狩野利房

狩野利房、通稱は嘉三郎、桃溪と號し、家を草廼家と曰ふ。天保七年、群馬郡湯上村に生る。家は農なれども、幼より學を好み、小野里健齋及び石關黑山に就いて漢學を修め、國典を木暮健樹に學ぶ。隣近の子弟、來つて業を受くる者頗る多し。平素和歌を好み、敬神尊皇の志厚く、約一萬首に近き詠歌中、南朝其他の忠臣に關する者多きに居る。常に高山正之を敬慕し、門生を皷舞作興するに努む。維新の際、總督府參謀大音龍太郎に從つて、戸倉口に向ひ、軍事通信に役す。後神職と爲りて、少敎正に進み、明治二十年頃、本縣皇典講究分所の敎諭と爲り、縣下の神職を指導すること數年に及ぶ。專ら歌道の興隆に任じ月次歌會を催して、斯道に盡す。明治四十年三月十七日逝く。年七十二。上毛及上毛人。

佐々木愚山

佐々木愚山、名は博、字は子淵、愚山又は十二峯小隱と號す。もと仙臺の人なり。文政六年生る。野州足利學校の訓導となり、後上州安中藩造士館の儒學敎授と

吉田恕庵

爲る。本郷村に就いて卜居す。學術淵博にして、博く和漢の例に通じ、武技を善くす。尤も馬術に長ず。德川氏の末、某藩之を臣とせんと欲す。辭して就かず。蓋し所見ありしなり。人と爲り高潔誠實にして、忠君愛國の志篤く、忠孝節義の談に至りては、慷慨激昂し、聲涙倶に下る。其子弟を導くや、道義に基き、輕兆浮薄を禁ず。是を以て門下の生徒、往々人材を出す。其家に在る、儉素自ら奉じ、尤も奢侈の風を惡み、人と接する信義を尙び、約束を重んず。苟も非行の徒あらば、侃侃攻擊して假借せず。家庭の間子女を訓誡するも亦嚴なり。明治二十九年九月十四日歿す。年七十四。（碑文。）

吉田嘉謙、恕庵と號す。山口縣の人なり。明治九年七月、暢發學校（師範校の前身）副校長と爲りて本縣に來任す。十年四月、學務課に轉じ、山崎衛と與に、歷史の編修に從事す。明治十一年四月、古墳考を草す。事蹟の詳細は未だ詳ならず。（人物志。）

市川寛齋

菅谷清成

松浦篤所

第四節　文藝

一　漢詩

經學の條に述べたる如く、當時の學者、多くは漢詩に長じ、國學者すら猶作詩を學びしもの少なからず。今重復を避けて兼修せる學者は、玆に述べざるものあり。而して詩の上毛に盛に流行を極めたるは、文化・文政以後の事に屬す。

市川寛齋の館林に在りて、山瀨氏を稱するや、詩を藩儒河內竹洲に學ぶ。其學朱子を奉じて、論述する所頗る博し。而かも好む所詩に在るを以て、其著に詩書關係のもの頗る多し。（前に出せり。）又嘗て江湖詩社を起す。

高崎の藩臣菅谷清成、海野蠖齋等と與に、江湖社に參す。清成、字は伯義、歸雲と號す。後寛齋の女を娶りて、其子に配す。（上毛及上毛人）

松浦篤所、名は則武、字は乃侯、齋宮と稱す。別號は學山堂。篤所は其號なり。上毛の人と云へど、生地詳ならず。初め山中天水に學び、後寛齋の門に入りて、詩を學び。又書法を米庵に問ふ。常に講說を業とす。文化十年九月七日歿す。年三十三。江戸今戸養禪寺に葬る。篤所小稿の著あり。（人名辭書・人物志・上毛及上毛人。）

福田浩齋、名は太忠、吾妻郡猿渡村の人なり。累世醫を以て業と爲す。年十七八にして、出て東都に遊び寛齋に師事し、其家學を受く。浩齋詩文を以て、世に譟しきは、皆寛齋の授くる所なり。又醫術を學び、學成つて鄕里に歸り、家業を襲ぐ。門人に高橋淇あり。淇、通稱は元貞。同郡三島村の人なり。上毛及上毛人。

文政年中に刊行されたる、關東諸家人名錄に見えたる詩人は左の如し。

詩學書畫鐵筆	和田山	∴山學人	漣亭(名漣、字鶉孫、又號不染)
醫　詩	伊勢崎藩	今村紹甫	(名長敦)
聞人　詩	玉村	井田金七	玉村(名重禮、字亘元)
詩	榛名山	一宮外記	敬齋(名重依、字文鄕)
詩　書	榛名山	一宮内記	儉齋
醫　詩	藤岡	稻垣玄達	(名芳、字子洲)
醫内外骨詩	野田	原澤文平	桑園(名存義、字子輿)
詩	箕輪	本明院	翠外(名濟、字未濟)
詩　書	境野	法性院	雪堂(名宗載、字老卿)
詩	境野	寶藏院	蓬州(名宗海、字百川)

詩　伊勢崎　本光寺

詩　元宿　本正院　巢居（名融淨、字孤山）

詩　澁川　遍照寺　幽篁（名忠敬）

詩　玉村　玉田寺　碧潭道人（名傳海）

詩　廣馬場　富澤良貞　默齋（名文明）

醫詩書鐵筆　箕輪　千葉松齋（松本元泰男）　松夢（名潤、字致一、號翠雲）

詩書　高崎　長松寺　流水（名普山）

詩書　山子田　岡部玄諄　節齋（名溫）

詩　桐生　書上文左衛門　翠所（名壽、字巨昇）

詩　桐生　書上林司　竹溪

醫詩　靑梨　葛西玄仲　翠錦（名璡）

醫詩　草津　神林貞三　松窓（名濟）

醫詩　伊勢崎　上宮純齋　木蘭堂（名璞、字至一）

詩　豐岡　金井内藏介　碧翁（名正風）

詩　桐生　田村金兵衛　收堂（名秋、字西戍）

詩　川中　田部井政右衛門　訥齋（名奎、字文卿）

詩	四萬	田村茂右衛門	椿齋（名奇齡、字大年）
詩	四萬	田村良助	洗齋（名清一、字得夫）
詩	白岩	大坊	翠堂（名豪岩、字慈山）
詩	子持	大乘院	櫻谷（名觀雄、字淨信）
醫詩	高崎	反町宗卓	半村（名虎）
醫業詩學書	桐生	津久井松宅	雨亭（名潤、號竹香齋）
書詩	眘木	中山權右衛門	簡齋（名瓚）
醫詩	下仁田	長野内藏太	考槃（名周、字不比）
詩書畫	伊勢崎	柳田鼎藏	僕齋（名眞、字禮翼、一號環翠堂）
醫詩	箕輪	松木元泰	東齋（名潔、字道生）
眼科詩	館林	馬島壽貞	
醫詩	澤渡	福田宗績	浩齋（名寔、小字德郎）
詩書鐵筆	和田山	極樂院	清寰（名在眞、字月卿）
詩畫	伊勢崎	小板橋日向	吾阜（名精、字得眞、一號富春堂）
詩學書	桐生	栗田安兵衛	逸齋（名則、字月礀）
醫詩	伊勢崎	荒卷貞金	環齋（名充、字達夫）

聞人詩學書	桐生	佐羽吉右衛門	淡齋（名芳、字蘭卿、一號菁莪堂）
詩書	桐生	佐羽角之助	南溪（名夢槐、字柯王）
詩鐵筆	草津	坂上次右衛門	竹煙（名套、字詩星）
詩	草津	湯本安兵衛	雷孫（名精、字太精）
詩	草津	湯本平兵衛	蓬孫（名正、字其正）
詩	和田山	湯淺漣亭	秋霞（名小紅、字於菘）
醫書詩	赤岩	湯本傳左衛門	省齋（名德潛、字歸愚）
詩	草津	宮崎心齊	商嶺（名眞、字子文）
詩	草津	宮崎文右衛門	竹坡（名德隱、字樂行）
詩書	境野	下山五郎左衛門	藍齋（名晋、字康侯）
詩	桐生	下山政右衛門	松齋（名興）
詩畫	綠野	出三道人	綠野
聞人詩	箕輪	下田蓮藏	漆園（名衡、字公權）
詩	箕輪	下田米二	青齋（名宣、字萬年）
詩書	大原	椎名半次郎	確齋（名經、字大禮）
詩	境野	下山某	鯤亭

佐羽淡齋

詩　四萬　四萬山人　揚齋（名文明、字子俊）
詩書　林　十如院　如是（名義英、字公秀）
詩　鄕原　心地院　碧洞（名幸道、字達如）
醫詩　桐生　平塚文恭　秋水（名敬）
詩畫　野田　森田紋右衛門　梅園（名重信、字貞卿、一號了山亭）
詩　中之條　望月俊齋　榛山
聞人詩學書　高崎藩　菅谷喜兵衛　歸雲（名清成、字伯美、一號五痴）

同八年版行の當時、諸家人名簿に見えたる、上毛の詩人は、左の如し。

詩書畫　榛名山　一宮内記　儉齋（名崇、號摩訶道人）
詩書　榛名山　一宮外記　敬齋（名重依、字君理、起雲亭）
詩俳諧　箕輪　本明院　峯外（名濟、字未濟）
業醫詩書畫　前橋　大澤信安　巢窩（名雄、字讓賢、全洞吉屋）
業醫詩書　前橋　中島松周　棗園（名篤、字仁學）
詩書畫　前橋　黑崎長右衛門　潭庭（名曉、字堯日、號東隣）

佐羽淡齋、名は芳、字は蘭卿、幼字安之助、號を淡齋と稱し、堂を菁莪と云ふ。桐生の絹仲買商吉右衛門の實兄丑之丞の第二子なり。安永元年生る。文化七年、初

井田玉村

代吉右衛門隱居し、安之助三十九歳を以て家名を相續す。資性濶達大度あり。幼より學を好み、最も詩賦に工なり。大窪詩佛を師とす。汎愛にして、施を好み、一族知人より隣邑郷黨、其恵を被る者多し。屢〻江戸に遊び、詩文を以て交る所、皆當時の大家ならざるなし。性山水を好み、千里を遠しとせずして探訪す。嘗て十山亭を渡良瀬川の東岸要害山に構へ、遠近の景趣を其中に收む。風流高雅の士來りて、其門に絶えず。又名山勝地に詩碑を立つ。毎に曰く、吾れ一生の中、必ず百碑を建てゝ、遊踪を不窮に存す可しと。惜しいかな建碑僅に十一にして、文政八年七月四日歿す。年五十四。桐生淨運寺に葬る。（桐生郷土誌・上毛及上毛人。）

井田玉村、名は重禮、字は亘元、通稱は初め丈七、後金七と更む。玉村は其號なり。那波郡玉村の農重眞（金右衛門）が子なり。幼にして羸弱なりしも、長子の故を以て、家を繼ぎ、里正の職に就く。閑あれば詩歌を賦詠し、俳諧を試み、以て病軀を慰す。公務の以外は、弟重生をして之に當らしめ、家業倍〻隆盛にして、一郷能く治まる。官數〻褒詞及び賞金を賜ふ。弟重生は玉村の子重溫の長ずるに至りて、家を分つ。重生は卽ち蘇南の父なり。玉村、文政十年十月二十九日卒す。年五十四。神樂寺に葬る。（上毛及上毛人。）

宮子龍淵

宮子龍淵、名は義忠、字は興清、初め平兵衛、後に宇右衛門と稱す。別に宮子堂・松柏庵の號あり。佐渡郡宮古村の農にして、世々里正なり。幼より學を好み、詩賦に長じ、俳諧を今村岫雲に學ぶ。後師の名跡を繼いで、淸江舍第二世と稱す。稟賦温厚にして、理門を好まず。儉素自ら守り、風流を娛む。天保十年十二月十八日歿す。年七十一。紅巖寺に葬る。其賦詩、玉船集の中に入る。（人物志。）

松浦篤所

市川寬齋の門に、松浦篤所・井上逡庵・高橋竹中等あり。篤所、名は則武、字は乃侯、齋宮と稱す。篤所は其號なり。詩を寬齋に、書を米庵に學ぶ。菊澗遺稿を著す。自家の集を篤所小稿と云ふ。（上毛及上毛人。）

井上逡庵
高橋竹中

井上逡庵、名は文房、字は顥文、又英夫、逡庵は其號、一に雨亭と號す。桐生の人なり。高橋竹中、名は克俊、（俊一に雋字に作る。）字は庶傑、通稱は小四郎、竹中小隱と號す。詩書を寬齋父子に學ぶ。集には鏑水晚步七絕外一を收めたり。（上毛及上毛人。）

森玉岡

森玉岡、名は謙、學は子謙、別號は笠翁、江戶の人、書家森東溪が弟なり。寬政十年、江戶に生る。壯年詩を善くし、兼ねて書畵に工なり。官を棄て、、削髮し、南總に寄遊す。既にして杖を武州北埼玉郡羽生村に停め、鄕人に詩文を敎ふ。四方來りて書畵を請ふ者、陸續として絕えず。玉岡酒を嗜み、口に瓢盃を離さず。又遊

覽を好む。然れども脚疾を以て跋渉に便ならず。故に力を述作に肆にす。嘗て玉岡詩鈔を著し、大沼枕山に題詞を徴す。枕山二詩を賦して、之を贈る。一は楊維禎に比す。其山水に放浪し、終身白衣なるを以てなり。一は陳其年に比す。其詞場に跋扈し、美髯名を得たるを以てなり。嘉永三年、俄に歸思あり。飄然として江戸に入り、帷を本町に下す。經を講ずるの餘、亦唯書畫を以て自ら娯む。當時の名士蔣塘・鼎齋見て大に之を異とす。人も亦此を以て倍〻其蹟を需む。江戸に在る四年、病に罹り起たず。實に嘉永六年六月十日なり。年五十六。牛込常敬寺に葬る。歿後十年、羽生村の郷人、彰德碑を同地毘沙門天境内に建つ。玉岡、體貌肥大、風神灑脫之と交はるに胸に柴棘なし。烏山老侯に愛重せらる。嘗て扁額を手書して賜はる。末に呈玉岡先生の五字を署す。亦榮と謂ふ可し。玉岡が筆勢を見るべき碑文は、東京不忍池辨天祠の後に在りて靄厓山人埋筆冢之銘と題す。（上毛及上毛人。）

椎名秋邨

山陽門の椎名秋邨、名は逸、字は佳友、通稱を半次郎と云ふ。秋邨は其號、晩年に半痴と更む。世〻新田郡大原村の里正たり。克く儉勤にして、事を執りて倦まず。學を好み、獨學を以て書を讀み、詩作に長ず。其詩格清雋なり。全州の詩人、或は

之より先なるはなし。晩年上京して、頼山陽の門に入り、專ら詩文を攻究す。明治元年八月二十二日歿す。年六十九。上野人物志。

山本有所

山本有所、名は譽、字は有所、通稱は譽吉、有所と號し、又十品と云ふ。碓氷郡原市村の人。詩俳に工なり。明治十九年發行の上毛名蹟圖錄に見えたり。

二　和歌

和歌は國學者の餘業に屬す。而して特に和歌を以て我上毛に顯はれたる者少なからず。今其の歌人として世に傳へらるゝものゝ中より、其主なる者の事蹟を列擧せんとす。但し國學者として立てるものは、其項に讓り、其和漢彙習の士は、經學の項に讓りて、茲には云はず。併せ見られんことを希ふ。

佐川田昌俊

我上毛にして最も早く知られたるを、佐川田昌俊と爲す。昌俊、通稱は喜六。默々庵・壺齋・俊甕居士・不二山人・臥輪子等の號あり。邑樂郡佐川田村の人にして、野州佐野氏の旗下たり。茶事を小堀遠江守政一に學ぶ。後故あつて永井直勝に仕へ、家臣と爲る。晩年山城國薪の里に隱れ、詩歌を友とし、悠々自適す。和歌

は其最も長ずる所なり。嘗て「吉野山花まつ頃の朝な朝な心にかゝる峰の白雲」と咏じて、天聽に達す。寛永二十年八月三日歿す。年六十五。（人名辭書。）

藤原重明

藤原重明、儘田主水と稱し、家を梅柳軒と號す。松井田の人なり。享保十三年生る。咏歌を嗜み、俗事を放擲して上京し、日野資枝卿の座を踏み、二條家の家風を倣ふ。次いで賀茂眞淵の門に學び、後江戸に下つて咏歌を業とす。寛政七年八月歿す。年六十八。谷中感應寺に葬る。（碓氷郡志。）

宮部義正

宮部義正、（又は義旭、）通稱は喜右衛門・忠八郎・又は孫八。三藻と號す。享保十四年生る。世〻高崎藩の大夫たり。和歌を善くし、歌學を冷泉爲村に學ぶ。後幕府の和歌所に仕へ、將軍の師範と爲る。妻萬女、（淺井氏、）男義直、皆和歌を能くす。義正教授の門を開かざりしも、其徒多し。親子三人の歌集世に行はる。寛政四年正月歿す。年六十四。芝三田小山龍原寺に葬る。（上毛及上毛人・人物志。）

藤生壺半亭

藤生壺半亭、名は瑚英、通稱は富次郎、一に毛居と號す。山田郡淺原村の農佐兵衛の長男なり。寛政元年、里正に擧げられ、在職數十年、陶朱猗頓の術に長じ、且つ貧民を賑給すること多く、衆望一身に歸す。居常短歌を好み、金鈴舍三千彦の門に入る。退隱の後は上毛の宗匠と仰がれ、咏歌を事とす。天保十四年二月十日

歿す。年七十六。（山田部誌。）

文政年中の歌人

文政年中刊行の關東諸家人名錄に見えたる、上毛の歌人は、左の如し。

雜歌	藤岡	浦人	瀾亭
學者和歌	和田山後京都	向西道人	不二坊（名良嚴、字靈玉）
雜歌	伊勢崎	小林武右衛門	森鏡亭
和歌	高崎	柴田六右衛門	

又同八年版の諸家人名簿に見えたる、上毛の歌人は左の如し。

歌風流	桐生	星野三六	貞暉
業醫狂歌和歌	高崎	千世田通監	醫齋（杏園）
書畫歌音樂	曾木	中山手卷	備齋（名白瑛、字雲瓊、號雲洞）

六帖園雅雄と泉源樓うす女

六帖園雅雄、姓は大谷、通稱を桐屋三右衛門と曰ひ、修して桐三と呼ばる。高崎西横町の人なり。文雅に志あり。又聲曲に精通す。其妻すめ子、泉源樓うす女と號す。同地四屋町神保忠右衛門の女なり。頗る風雅の心に富み、夫妻互に吟詠唱和す。雅雄は、文政十三年、八月十三日、江戶に歿す。年三十七。すゐ子は、安政元年十二月歿す。年六十八。大雲寺に葬る。二人共に石川雅望を師とした

るものの如し。而かも女史の歌風、更に狂歌に非ず。(上毛及上毛人。)

橘守部門人

橘守部は、天保四大家の一人にして、國學は宣長の說に異なれり。其門に僧寶山・田村梶子・橋本直香・飯野久敏・神保雪居・彦部竹崗・武居世平(國學の項に述べたり。)等あり。渡邊華山の毛武遊記に「守部は今江戸淺草觀音の社の後苑に住み、歌學をもて多くのをしへ子あるとぞ。むかし武州幸手宿の人にて、名を庭麻呂と稱し、桐生・足利の人、多く此門人なり。元恭(八木橋氏)もまた此をしへをうくるとなり」と見えたり。

守部門の僧寶山

僧寶山は、高崎大信寺の住職なり。京都淸水寺の一如律師に就いて、宋學を學び、國典にも精通す。天保二年、大信寺に來住し、令名四方に傳ふ。性和歌を好み、守部を師とす。蓋し西上州に於ける歌壇の重鎭なり。又漢詩を嗜み、書に巧なり。安政四年閏五月二十四日寂す。

守部門の田村梶子

田村梶子は、山田郡下久方村田村林平の長女なり。天明五年生る。幼より書道を好み、十三四歲の頃、既に能書の域に達す。十七歲選ばれて、幕府の祐筆と爲り、勤仕十數年。家事の都合を以て、辭して鄕に歸る。近隣の子女、習字の教授を乞ふもの多きに及ぶ。乃ち松聲堂なる私塾を開く。入門者日に加はり、其數百餘人に達す。晩年佛門に歸し、前橋龍海院の奕堂に從つて薙髮し、徹髓惠玄尼の

名を賜ふ。七十六歳の時、塾を門人望月福子(時に年二十二歳、)に讓り、文久二年九月十五日歿す。年七十八。妙音寺に葬る。梶子の江戸に在るや守部に就いて國學を修め、又和歌を能くす。(人物志。)

守部門の飯野久敬

飯野久敬、通稱は彌兵衛、松垣内と號す。倉賀野の人なり。江戸に出でて、守部の門に入る。才學あるを以て、久しからずして一家を爲す。橋本直香・武居世平等と交友す。歴・甲・信地方に遊び、門人其地に多し。最も和歌に長じ、地誌に精し。文久三年八月、玉籠集と云へる歌集三冊を上梓す。又其著に上野國舊地考八冊、式外神社考五冊、倭姫世記補注三冊、上野國古碑考一冊、草津誌一冊等あり。其妻三千子、男左右平泰胤と與に、和歌を善くす。(人物志。)

守部門の彦部竹崗

彦部竹崗、名は周信、小字數馬、後昇三と更む。文政七年、山田郡廣澤に生る。江戸に出でて聖堂に學び、後旗本田中廣家方に入婿し、男虎四郎を擧ぐ。後父子共に歸郷して、父五兵衛の後を承く。竹崗、守部に就いて國學を修め、和歌を善くす。明治六年歿す。年五十。

冬照門の武宜長

橘冬照の門に、武宜長・土屋老平(別項に述べたり。)あり。宜長、幼字彌太郎、長じて孫右衛門と稱す。伊勢崎町の人。文藻に富み、和歌を善くす。安政三年十二月歿す。

年八十五。同聚院に葬る。宜長、嘗て廣瀨川に曳船を開き、前橋伊勢崎に運輸の便を得たり。上毛及上毛人。

冬照門の土屋老平

土屋老平、通稱は補三郎。俳名を多胡石文と曰ふ。又和歌の屋の號あり。高崎藩武居世平が第二子にして、土屋氏を嗣ぐ。夙に意を國學に注ぎ、橘守部の子冬照、及び橋本直香に就いて學ぶ。和歌・國文・地誌に詳し。明治二十年十月十九日歿す。年四十七。同地安國寺に葬る。著す所、倉賀野志一卷、片岡郡志一卷、高崎舊事記三卷、上野古碑集說一卷等あり。人物志。

千蔭門の星野貞暉

橘千蔭の門に、星野貞暉あり。貞暉、通稱を三六と曰ふ。明和五年、桐生横町に生る。家世々機業を營む。幼より學を好み、和歌・和文を善くす。萩廼屋と號す。又國學者高田與清・清水濱臣の門に出入し、教を受く。天保六年十一月四日歿す。年六十八。同地圓滿寺に葬る。人物志。

中澤貞子

黑川春村の門に、中澤貞子・前原花村あり。貞子は足利藩士戶田氏の臣田部文雅の女にして、境町中澤廣德に嫁す。一男六女を擧げ、頗る貞淑の稱あり。平素國文を好み、最も源氏物語を愛し、又近松・馬琴等の著を讀む。夙に淺草庵に入門し、和歌を善くす。明治二十二年九月歿す。年八十。愛染院に葬る。人物志。

前原花村

前原花村、名は美春、幼字は綱信、後重世と更む。壺鈴園花村と號し、一に春鷹亭と號す。山田郡上久方村大演の修驗正學院胎山の長男なり。文化元年生る。幼より國學を好み、又劒弓を能くす。年十一にして、上久方の龍睡軒瑞齡に漢書を學ぶ。天保年間、春村の門に入り、和歌を學ぶ。二十七歳にして同地稻荷神社の神主と爲り、小野里近江正と稱す。後諸方に祠掌たり。萬延・文久の頃、手習師匠を開始し門人前後二百餘人に及ぶと云ふ。明治十三年十月歿す。年七十七。同村牛久保の山口に神葬す。花村、資性溫雅、優容迫らず、謙德を以て聞ゆ。著書に歌集一卷、神道講演集六卷、假名古事記草六卷、神系補說集一卷、漢學四書假名付數册あり。（人物志。）

駒井眞蔭

橋本直香の門人駒井眞蔭、通稱は源七。綠野郡根小屋村の人、嘉吉の次男なり。文政六年十二月生る。地方の改良に就いて、努力せし所頗る多し。眞蔭幼より學を好み、書を高崎藩加藤新平に、漢學を山名村の中村元良に學ぶ。後直香に歌道を學び、常に詠歌を以て自ら娛む。明治三十六年歿す。年八十一。（上毛及上毛人・多野郡人物志。）

書上守雄

書上守雄は、山田郡桐生新町の名主書上文左衞門の弟なり。文政十年生る。

父政助、別に質商を營み、屋號を萬屋と稱す。而るに守雄、幼にして其父歿せしを以て、家業を番頭に委ね、江戸に出でて、御家人の株を買ひ、南條氏を稱す。既にして維新の變に遇ひ、故郷に歸り、書上氏に復す。性風雅の志厚く、專ら和歌を詠じ、花垣亭と號す。後同地八阪社の社掌を奉職し、中講義たり。明治三十年九月三十日歿す。年七十一。圓滿寺に葬る。（人物志。）

尾高高雅

清水濱臣の門に、尾高高雅あり。高雅、幼名は俊助。文化九年、佐渡に生る。堀口彌左衞門の男なり。年十一にして、佐渡奉行の書記と爲り、能く任に堪ふ。衆之を奇とす。高雅和歌を好む。傍近の子弟、削添を乞ふ者多し。思ふ所ありて、家を養子某に讓り、始めて尾高姓を稱す。江戸本郷に住み、濱臣の門に遊び、和歌を學ぶ。後京都に上り、大江廣海に就き、其道を學ぶ。後諸國の名所舊跡を訪ひ、天保十三年、川越に居をトし、傍近の子弟に書を授く。後川越侯松平直侯の歌道師範と爲り、俸七口を賜ふ。次第に昇進し、君側に侍し、侯が作歌を訂す。直克侯の前橋に移るに及び、高雅隨從して、田中町に住す。當時の和學者井上文雄・僧辨玉・加藤千浪等と交ること厚し。後侯に擢んでられて、郡奉行と爲り、治績大に擧がる。次いで權少參事に進み、藩の大政に參與し、革新する所多し。高崎に群馬

縣を置かるゝに當り、權典事に拔擢せられしが、廳を前橋に遷すに及び、辭職す。明治二十年六月二日歿す。年七十六。後門人其遺稿を蒐めて、梔園詠草と云ふ。高雅の門に、勝山方教・膳好孝・市村千種園あり。（上毛偉人傳。）

勝山方教

勝山方教、通稱は牧治郎。橘園と號す。前橋本町の人。父源三郎、生絲製造・繭絲洋品賣買・質屋等を營む。方教は文久元年生る。幼にして穎悟、六歳能く百人一首を諳ず。夙に學を好み、特に歌道に長じ、尾高高雅に就いて、國學・歌學を修め、高雅歿後は、笈を東都に負ひ、黑田清綱子に師事し、傍ら佐々木弘綱・本居豐穎等と往來し、專ら歌道の研鑽に勗め、後進を誘掖す。大日本歌道奬勵會の特別會員に擧げらる。大正十年歿す。年六十一。正幸寺に葬る。其家集を橘園歌集と曰ふ。

膳好孝

膳好孝、幼名萬次郎。家を嗣いで淺次郎と更む。家世々伊勢崎に藥種を業とす。好孝、高雅の門に入り、最も詠歌を善くす。明治二十九年九月歿す。年五十九。延命院に葬る。（人物志。）

市村千草園

市村千草園、名は良作、字は章。前橋芳町養行寺の行妙が從弟なり。隆興寺の全透に就いて、漢學を修む。幼より和歌を好み、守部の門に入る。守部の歿後は、

其妻登勢子の添削を受く。高雅の川越より前橋に移るに及び從學す。後利根川以東歌道の重鎭と爲れり。明治三十三年、八十一歳の時、八十一翁と號す。蓋し九々八十一の意なり。（上毛及上毛人。）

相川半子

相川半子、境町中澤廣德の五女にして、伊勢崎町相川次郎平に嫁す。淑德の聞え高し。繁劇なる家務の中に、高雅の門に入り、和歌を善くす。大正二年歿す。年七十二。歌集に「かたみの紅葉」あり。（人物志。）

三　俳諧

芭蕉
- 其角―晉流
  - 湖十―漁千―萬知―應吏―岱年―光同
- 涼菟―乙由―希因―蘭更―鷺白
  - 柳居―鳥醉―白雄―碩布―逸淵
    - 西馬
      - 爲流
      - 桑古
      - 茹言
      - 文河
    - 半海
    - 蛙城
    - 一朗
- 靑流―宗成―成美―一茶（初素丸門或云成美友）
- 桃隣（一）―桃隣（二）―桃隣（三）―桃隣（四）―桃隣（五）―夫雪

藤井普流

城光同

藤井普流、通稱は左膳、養青堂と號す。上毛の人。其角の門なり。奥州須賀川に住し、後江戸に退隱す。寶曆十一年十一月二十五日歿す。年八十二。

四時庵岱年の門に、城光同あり。光同、天心庵、又蓬萊舍と號す。文政七年正月七日生る。能登國七尾の人にして、萬延年中、利根郡森下驛に杖を留め、次いで沼田城下に卜居し、古着商を營み、蓬萊屋と稱す。又門人を教ふ。明治七年、幹雄の俳諧明倫社を起すや、光同之に參與す。十一年内務省は幹雄・永機・金羅に、俳諧の事を諮問す。此時幹雄・有終の二人、沼田に來り、光同に上京を請ひ、同伴して内務省に出頭し、質問に答ふ。爾來俳諧の道次第に勃興するに至る。是歳古池教會を創立し、光同俳書教卷を著す。「賤がをだ卷」は其一にして、有栖川宮より題字を賜へり。嚮に明倫社設立に參してより、蕉風教會員の長老と仰がれ、後大講義に補せられ、名聲遠近に轟く。其門に遊ぶもの數百人の多きに及ぶ。明治二十四年五月六日寢す。年六十八。沼田町長壽院に葬り、天心院淨岳光同と諡す。初め光同の杖を利根に留むるに當り、秋塚村の俳人椿岱、之が斡旋を爲し、好意を運ぶ。門人朝樂、天心庵を嗣ぎ、双嶽、蓬萊舍を襲ぐ。其他猶門下に金石・月叟・柳鳥・止園・一滴・素道・華揖・桃青・喜洞・梅園・青公・碓岳・三溪・喚風・梧城・梅室・護水等あり、著す所、前

記の外に蕉風句案、方向集、七部春園抄、古池句解、寂栞の辯、花雲集あり。(上毛及上毛人・人物志。)

鷺白

蘭更の門に鷺白あり。鷺白、通稱は黑岩忠右衞門。雪嶺庵と號す。吾妻郡草津村の人。文化七年八月二十七日歿す。年七十九。(人物志。)

西馬

可布庵逸淵(武州兒玉郡八幡山人、久米氏。)の門に西馬・半海・蛙城・一朗等あり。西馬、通稱は富處(とゞころ)豐次郎。毛軒・惺庵、又は自喚居士の號あり。高崎の人。甞て左官棟梁志倉某に養はる。西馬、幼より俳諧を好み、初め(一)分尾に就き、後逸淵に從ひ、常に七部集を懷にして、職工の休息の間に之を繙く。十九歲の時、職を罷め、逸淵の塾に入り、樗道と號す。弘化三年、江戶宗十郎町に移住し、惺庵に居る。安政五年八月十五日歿す。年五十一。辭世の句に「名月の方へ轉ばす枕かな」。西馬の門に養子爲流・桑古・茹言・文河等あり。(俳諧名譽談。)

(一)分尾、通稱は青木甚兵衞。勢多郡河原島の人。一に魚坦の號あり。其句に「濟でからかくら一や藏ひらき」。(人物志。)

爲流

爲流、通稱は伊八。逸淵の親族にして、西馬の養子と爲る。高崎嘉多町に住す。西馬の歿後、惺庵を襲ぐ。若年より諸國を行脚し、業成つて歸國し、家道の爲に盡力す。近世當地の俳諧隆盛なるは、其唱道の力大に依る。後再び加・能地方に遊

び、不幸客舍に歿す。上毛及上毛人・人物志。

桑古

桑古、姓は天野、名は景置。小字國三郎、後に善助と更む。養志軒、又は橘山居士の號あり。勢多郡南橘村の人。資性謹厚にして、氣慨あり。幼より穎悟衆に超越し、博覽强記、汎く和漢百科の學に渉り、詩賦文章に長じ、且書を善くす。而して其俳諧は最嗜む所なり。西馬を師とし、其奥を窮む。屢〻風月の樂を爲し、信・越・總・武より東海・奥羽の邊、到る所名流大家と交遊し、俳道正風の本義を以て教說す。春湖・等裁・萃堂・乙瓢・幹雄の諸氏と友とし善し。就中乙瓢とは莫逆の交を結ぶ。明治維新の初、率先して教育の任に當る。明治三十年歿す。年七十。著す所、桑之實集、すくり嚢三十六家撰、桑古家集二卷等あり。鄉土誌。

乙瓢

乙瓢、通稱は新井左助。勢多郡鹿角の人。家もと貧なり。乙瓢、志を起して絲繭貸金の業を營み、傍ら殖林に從事す。終に數十萬の富を積むに至る。性義俠にして、明治初年、小學校設置を命ぜらるるや、率先出金して、建築費に充つ。又頗る世事に長じ、學者俳人の訪問するあれば、數日優遇して、其家に駐め、金を呈して之を送り出すを例とす。明治二十九年二月十一日歿す。年七十五。下田澤先塋の次に葬る。著書に乙瓢家集一卷あり。阿部川曉甕の題にて「こからしの杜

はいつこそ橋の霜」。人物志。

茄言

茄言、通稱は中澤新右衛門。後百吾と更む。往時藩侯より賜はりし老松の繁茂して傘狀と成れるに因み、別に靑蓋舍の號あり。文化六年、佐位郡今村に生る。西馬に就いて俳諧を學ぶ。明治十一年五月二十四日歿す。年七十。茄言の句に「蟷螂やむかふへさすは己か影」。佐波郡誌。

文河

文河、姓は角田、通稱は八郎、後幸兵衛と更む。涼通舍、又は圓水舍と號す。那波郡上福島の人。俳諧を西馬に學ぶ。文河、古今の諸說を歸納して、俳席に擧動を嚴にす。明治二十三年九月十二日歿す。年七十四。其咏句に「夜も春にして仕舞けり梅の花」。人物志。

半海

半海、通稱は羽鳥秀之進。樫州庵と號す。文化七年一月、群馬郡板井村に生る。性溫厚篤實にして、君子の風あり。初め楯村の佐藤氏を嗣ぎしが、養父の酷遇に堪へずして去る。後志を立て、俳諧を逸淵、禪學を松島瑞巖寺々主に學び、共に其蘊奥を悟る。常に俳道の衰退を慨き、蕉翁の人と爲りを追慕し、正風俳諧の中興を以て自ら任ず。乃ち斯道を振起せんが爲め、飄然杖を錫して、四方を漫遊し、足跡到らざる所なし。後江戸に住する二十年。門人頗る多し。當時俳諧の泰斗

と稱せらる。明治十三年、郷里に歸り、十五年一月四日、自ら庭内を洒掃し、爐邊に趺座し、病無くして逝く。年七十六。辭世の句に「行く年の心のこりは無かりけり」。其著す所、廣涯集、櫻州庵遺稿(未刊)あり。(大日本名蹟圖誌。)

蛙城

蛙城、初め倭文雄と號す。字は温仲、通稱は力丸、筑波。明治維新後、那波と改姓す。那波郡上之村の醫なり。十七歳にして漢學を浦野神村に、俳諧を逸淵に學ぶ。風姿秀麗、鬚髯神の如し。天資峻異方正、苟も事に合せずんば容れず。胸襟透徹して、風清の如く、月凄に似たり。故を以て其情俳諧を好んで、其造詣の深を爲す。咏句累作して、數百首に至る。明治二十二年一月二十四日卒す。年八十四。二孫ありて、長英雄、醫業を繼ぐ。(人物志・佐波郡誌。)

一朗

一朗、掃雲樓と號す。通稱は永井喜右衛門(又喜八郎)、伊香保の人なり。俳諧を逸淵に學ぶ。明治三年八月二日歿す。年五十。弟天朗(新井氏を繼ぐ。)猿嚢庵と號す。吾妻郡原町に住し、又俳句を善くす。其句に「温石をあたゝめかけて菊見かな。」

素輪

信州一葉の友に素輪あり。素輪、名は一勝。三日月、又は鳴祖坊の號あり。前橋本町舊幕の本陣松井氏の主人たり。享保十七年生る。俳諧の宗匠と仰がれ、一葉と交はり、乙由・千代尼等を先輩として過せり。寛政四年九月八日歿す。年

六十一。前橋芳町隆興寺に葬り、一峯素輪居士と謚す。辭世の句に「かんこ鳥水も流れて止らず。」門人に無涯あり。（人物志。）

夫雪三代

夫雪、紫峯庵と號す。名は義一、通稱は橋本屯。常州筑波郡君島村橋本氏の男なり。家世々醫を以て業とし、其名附近に著はる。夫雪、幼より俳道を嗜み、五世太白堂桃隣に從ふこと十餘年、頗る俳諧に秀づ。是に於て家政を棄て、名利に拘らず、家を辭して天下を周遊し、專心俳道を究む。後邑樂郡上五箇村に開庵す。遠近從ひ學ぶ者多し。弘化二年六月二十二日歿す。年九十七。上中森村授樂寺に葬り、紫法宗雲居士と謚す。辭世の句に「鳥聞かず白雲も見ず秋の立。」江戶の伊庭軍平、同庵二世を襲ぐ。三世夫雪は、初代の子。通稱は金子茂敎。幼より學を好み、江戶に出でて、龜田氏に就學す。後歸鄕して子弟を敎ふ。性恬淡寡慾にして、利を營むを屑とせず。寒素空窮すと雖も、闔家晏然たり。頗る俳句を好み、又山水の遊を嗜む。一遊每に吟咏囊中に充つ。遠近其敎を乞ふ者、其門に蝟集す。又書を能くし、晚年殊に其妙を極む。慶應三年七月歿す。江戶愛宕に葬る。辭世の句に「朝顏や永い盛を今日の花」。（人物志。）

四世夫雪

四世夫雪、健齋と號す。通稱は金子勝次郞。三世の男なり。天保十四年二月

生る。幼より學を好み、父祖の業を受け、門弟を教養す。明治九年、小學教育に從事し、二十一年紫峯庵四世を襲ぐ。二十四年、小學の教職を退き、專ら俳道に沒頭す。集まる所の門弟四百を數ふ。大正十一年三月二日歿す。年八十。上五箇村先塋の次に葬り、顯光夫雪居士と諡す。辭世の句に「西からの風ぞ梅見のすゞみ杖」。（人物志。）

祇佁

八椿舍（俳系未考）の門に祇佁あり。祇佁、一に積月と號す。通稱は橋爪太介。寛政八年、甘樂郡白倉村八木氏の家に生れ、後多胡郡鹽村橋爪榮藏の養嗣と爲る。夙に俳諧を好み、八椿舍翁に學び、切瑳多年、終に其妙諦に達せり。又書畫刀劍の鑑識に通じ、吉井・小幡・七日市等の諸藩侯に重んぜらる。萬延元年、鹽村の名主と爲り、能く村民を撫育し、殖拓を奬勵す。又蠶業の改良に志し、其子を先進地たる奥州伊達郡に派し、斯業を視察せしめ、之を村民に誨ふ。又子弟に文學・算數を教授し、英才多く其門に出づ。明治四年二月十八日歿す。年七十七。字開戸先塋の側に葬り、指月壽布賢祇佁居士と諡す。辭世の句に「何の道を行きても花の世界かな」。（多野郡人物誌。）

藍澤無滿

無滿は、通稱を藍澤藤右衛門と云ふ。乙丸、又は蔓園と號す。勢多郡小出村の

冬翁

幻亞

人。國學を行妙上人に學び、詩文を藤森天山に學ぶ。神儒佛の三道にも通じ、最も俳諧を善くす。（俳系未だ攷へず。）萬延元年、八十六歳の時、二子山考を著し、群馬大川原村の古墳に就いて考證する所あり。元治元年十月歿す。年九十。辭世の句に「今日ぎりの日と覺えけり小六月」。門人船津冬翁、蓼園無滿發句集一卷を上梓す。無滿の門に、行雄・幻亞・可文・桑古・無外・午麥あり。（上毛及上毛人。）

冬翁、通稱は船津傳次平。天保三年、勢多郡原之郷に生る。父利兵衛は學識あるを以て、推されて寺子屋師匠と爲り、農業の傍、教授に任ず。傍ら俳諧を嗜み、白庵午麥と號す。冬翁、性數理を好み、關流の算學を齋藤宜義に學び、其蘊奥を極む。又夙に俳諧を解し、初め父に就いて其作法を學び、後無滿に師事す。其實業方面に盡されたる事は、他章に述べたれば參照せらるべし。明治三十一年六月十五日歿す。年六十七。同地先塋の側に葬り、天津院義巖行善清居士と諡す。

幻亞、楓堂と號す。小淵氏。群馬郡中郷雲水の人。其句に「はつ蝶やふたりで見たに嘘はなし」。（人物志。）

勇水―岨雲―┬―瀧素（老松庵二世）―嘉定（同三世）―松鶴（同四世）
　　　　　　└―與清（清江舎二世）―醉石（同三世）―琴正（同四世）

勇水と岨雲

勇水、俳系未だ考へず。通稱は竹内佐七。佐七一に半七に作る。那波郡玉村の人。俳諧を善くす。天保二年十月七日歿す。俳產昇雲居士と謚す。文化二年、十六夜塚の句に「やすやすと出ていざよふ月の空」。勇水の門に岨雲あり。岨雲、清江舍又は老松館と號す。伊勢崎藩の侍醫にして、通稱は今村長順、晩に笠翁と稱す。笠翁及老松館の稱號は、連取の老松笠松に取ると云ふ。文化三年歿す。精しくは醫學の條を參照す可し。天保七年、門人其追善の句集に「俳風蒲都の塵」一册を上梓す。門人多きが中に、瀧素に老松館二世を、與清に清江舍二世を傳ふ。

與世

與世、宮子氏、名は義路、字は與世、龍淵・宮子堂・松柏庵等の號あり。佐位郡宮子村の人。岨雲の歿後、清江舍二世を襲ぐ。天保十年歿す。猶詳なるは經學の條を參照す可し。

醉石

岨雲の門人醉石、清江舍三世を襲ぐ。醉石、姓は石川、名は普在、通稱は善右衞門。栗里園、又は栗里亭と號す。寛政三年、佐位郡連取村に生る。俳道の傍、寺子屋を開き、子弟を教授す。嘗て名主と爲り、廣瀨・桃井兩用水の紛議に關し、時の老中久世廣周に爛訴し、一時囹圄の身たりしも、勝訴と爲りて歸鄉す。慶應三年十二月三十日歿す。年七十七。同村先塋の次に葬る。辭世の句に「年とりてゆつくりするや大三十日」。歿後飯島琴正に清江舍四世を讓る。人物志・上毛及上毛人。

瀧素

瀧素、姓は森村、名は嘉儔、通稱は園右衛門。寛政十年、連取村に生る。父權兵衛早く歿し、祖父の職を襲いで里正たり。十年にして職を辭し、幾くもなくして佐位・那波二郡、七十五箇村の總代たり。精勤四十年に及ぶ。職務の傍、俳諧を岨雲に學び、其印譜を受け、老松館二世と爲る。晩年鶴庵と號す。其門人百を以て數ふと云ふ。明治四年八月二十八日歿す。年七十四。中興院鶴庵瀧素居士と謚し、先塋の次に葬る。瀧素の甥嘉定、老松庵三世を襲ぎ、同族松鶴、英太郎、四世を襲ぐ。人物志。

嘉定

嘉定、名は美明、嘉定は其號なり。文政十二年生る。采園の長子。幼より學を好み、國漢の學を伊勢崎藩士米村英恭及び其子英智に受く。特に俳諧を嗜み、伯父瀧素に就いて學び、其玄奧に入る。又蛙城に學び、造詣殊に深し。明治二年、老松館三世を襲ぐ。蛙城歿後、神道修成派五十七社中講義竝に同派俳諧本部局を稱するを許さる。明治四十三年二月二十五日歿す。年八十二。三萬院森村嘉定居士と謚す。人物志。

風子

風子、梨隆庵と號す。姓は西田、名は美英。高崎の俳人たるが如し。寶曆五年春、高崎壽奈子一卷を著し、其末に「世や華の八重十重濱の眞砂哉」と載せたり。此

書、川野邊寛編の高崎志の出版に先つ三十餘年の昔に在り。

瓢堂　瓢堂、姓は玉置、名は似鳩。もと大坂の人なり。安永の初、東遊して那波郡蓮沼村に廬す。近郡好事の輩、爭ひ來つて俳諧を學ぶ。寛政十年歿す。辭世の句に「身佛生れし時の顏に似よ」。文化年中、門人等其遺章と追悼歌とを集めて、栗庵居士追悼歌集と名づけて、之を上梓す。（上毛及上毛人。）

一紅と麥舟　一紅は、甘羅郡下仁田石井治兵衛（高橋道齋の親戚）が次女なり。高崎驛田町の羽鳥麥舟に嫁す。幼より學を好み、常に筆硯に親み、良人麥舟と與に、吟咏應酬す。寛政七年八月二十三日歿す。年七十二。清體慧淨一紅大姉と謚す。淺間噴火記、孝子小傳の著あり。一紅の句に「姫松の寢ぐらもあるになく千鳥」。麥舟は明和六年正月十一日歿す。法嚴通源麥舟居士と謚す。（上毛及上毛人。）

萬戸　萬戸、通稱は金井彥兵衛。字は長德、別に華竹庵の號あり。佐位郡島村の人。俳諧を以て時名を擅にす。書を以て天下に知られたる烏洲は、其男なり。（上毛及上毛人。）

文政年中の俳人　文政年中に刊行されし關東諸家人名錄に見えたる、上毛の俳人は左の如し。

俳諧　境野　石井錦衣　松月亭

俳諧　豐岡　吐驪　文來庵

詩俳諧　桐生　書上文左衛門　峯所
俳諧　　岨南　玄々庵
俳諧　草津　雲嶺庵　鷺白
聞人俳諧　桐生　月鴻
俳諧　西新波　此敎　蔦堂
俳諧　箕輪　關萬好　一關庵

同八年に刊行の當時諸家人名簿に見えたる、上毛の俳人は左の如し。

俳諧　境野　石井菫女　錦衣(松月亭)
俳諧　藤岡　井岡喜兵衛　井岡(居次)
俳諧　境町　井上和助　笋露(南風軒)
俳諧　關根　岩崎秀五郎　東岳
詩俳諧　箕輪　本明院　峯外(名濟、字未濟)
俳諧盆景　富岡　外地九八郎　旭江(東雲齋、實江州人)
俳諧　木島　大谷用七　紫陌(字柳隱、玄々齋)
俳諧　金井　大竹勝次郎　泰泉
業俳諧　伊勢崎　河島清四郎　蘆戒(櫻庵)

俳諧風流　　箕輪　　田中平左衛門　　圭芙(一玉齋)
俳諧生花　　倉島　　高橋八郎右衛門　扇山(芙蓉齋)
俳諧風流　　關根　　根岸柳八　　　　蘿風(紅龍舍)
詩書畫俳諧　前橋　　黑崎長右衛門　　潭庭(名曉、字堯日、號車隣)

天保弘化頃の俳人

天保弘化の頃の俳人左の如し。

重月　通稱は磯屋重五郎。　　　　　碓氷郡後閑人
一呂　通稱は市場五郎左衛門。　　　吾妻郡大戸人
貞儀　別號向松堂、通稱今泉保太郎。　勢多郡花輪人

乙人

乙人、通稱は松永武左衛門。枸杞庵と號す。本姓は石田氏。天明四年、利根郡奈良村に生る。年二十にして、利根郡上久屋の大名主松永權右衛門の分家の養子と爲る。家富裕なるを以て、農事を家族隷僕に任せ、專ら文藝、俳句を事とす。暇あれば有名の俳人を歷訪し、俳人の來訪するあれば優遇す。嘉永六年六月二日歿す。年七十。桂山道石居士と謚す。辭世の句に「六月を別に流るゝしみづかな」。名句集二卷、としなみ集一卷、月なみ集一卷の編あり。乙人俳句の外に、戲作に秀づ。別項を參照せらる可し。乙人、初宗匠を管人子呂五郎(乙人の長)に傳ふる志な

りしが、笠人蒲柳の質にして、天保十二年に早世す。

碓嶺

碓嶺、姓は仁井田氏、九十九坊・昨日庵の別號あり。碓氷郡坂本の人。長翠の門に俳諧を學び、小簔庵二世たり。弘化四年四月二十二日歿す。明治十六年、其發句千二百題を出版せらる。以上上野人物志。

弘化頃の俳人

弘化頃の俳人左の如し。

入我　別號雲洞、通稱は淺野勇右衛門。　甘樂郡富岡人

其石　通稱は近江屋市右衛門。　多胡郡吉井町人

雲和　別號安樂居、通稱は新井蔀。　甘樂郡富岡人

梅雄　別號醉梅、通稱は新井傳右衛門。　赤城下人

石司　通稱は石井愨郎。　甘樂郡蚊沼人

一素　別號負山亭、醫王寺の住職。　群馬郡伊香保住

騰雲

騰雲、字は盈之、姓は石原、通稱は佐吉、後傳兵衛と更む。寛政二年、佐位郡茂呂に生る。性恬淡寡慾にして、長者の風あり。最も俳諧を愛し、風雅の友を會して、吟咏多し。亦頗る入木道に妙を得たり。晩に禪に入る。安政五年九月二十一日歿す。年六十九。柳再院樹興常住盈之居士と謚す。其咏句に「笹啼きに縫針妻

の衣配り」。

紅積　紅積、姓は小此木、名は當能、通稱は利左衛門。伊勢崎の人。人と爲り恬淡にして、俳諧を好む。自ら貞德八世俳學と稱す。其園に芍藥二根あり。享和中、蕃殖して一千餘歩に至る。由りて藥園舍と號す。明治二年八月十八日歿す。年八十六。華竹庵萬戸居士追善の時、竹の落葉に「藻の月を終見なくして五月闇」の句あり。

一蛙　一蛙、通稱は田村喜惣次、青柳軒と號す。最も俳諧を嗜む。明治十一年、父清吉の著、鹿田舊事記に倣ひ、鹿田老談記を編す。明治十四年十二月歿す。年六十九。喜泉院雪山道學青柳居士と諡す。

鳥秋　鳥秋、姓は新島氏。武州幡羅郡新島の人にして、新田郡女塚に來住する多年なり。俳諧に通じ、國學に精しく、傍ら篆刻を能くす。又筆跡に工なり。明治十二年二月十一日歿す。享年五十七。同村法樂寺に葬り、梅樂鳥秋居士と諡す。其句の中に「鳥の行方を指す惠方かな」。

明好　明好、通稱は原澤榮七。利根郡月夜野の人。資性溫厚篤實にして、農耕の傍ら和歌・俳諧を善くす。特に俳諧は之を椿偕（宮田氏、同郡秋塚村人、）に學び、出藍の稱あり。師

椿岱の歿するや、赫々楨を襲名し、其二世と爲る。神道に從事し、少講義に至る。明治四十二年七月十九日歿す。年五十九。

半湖

半湖、通稱は高井兩作、揚洲庵又は松翁と號す。弘化四年、伊與久に生る。俳諧を善くし、半湖發句集、さゞれ石、明治三十六歌集等の著あり。大正七年歿す。年七十二。揚洲院蕉門咏達居士と謚す。其咏ずる句に「五歩六歩小庭せまりて夏の月」。以上上野人物志。

四　狂歌

狂歌の興起と其流派

狂歌は古くより行はれしが、太田蜀山人出でて、安永年間より頻に諧謔の俳才を縱橫に振ひ、江戸の文雅界を風靡し、狂歌大に流行す。朱樂漢江・唐衣橘州・元杢阿彌の如き徒、亦輩出して、之に從ふ門弟起るに至る。狂歌は初め一時の風興に過ぎざりしが、其流行に從ひ、狂歌堂眞顏(蜀山人の門弟)に至り、點料百首銀一兩と定め、門弟を四方側と稱する等、漸く俳諧と同じく、點者を以て業とする者あるに至れり。

四方側の狂歌

文政十一年五月、眞顏は二條家より宗匠の號を免許せらる、當時俳諧歌と稱へざ

れば、宗匠の免許なかりしかば、同じ蜀山門人なる六樹園飯盛(めしもり)は、平生の主張を棄てゝ、餘義なく俳諧歌と稱へて、同じ免許を受けたりきと云ふ。蓋し飯盛は、從來狂歌は俳諧歌に非ず、落首體より出でたるものなりとて、其徒を率ひ、狂體のみを詠み居たりしなり。世に狂體めく狂歌を、天明調と云ひ、眞顏風を文政調と云ひて、之を別てり。狂歌師は其尊稱を大人と曰ひ、判者披露を爲さゞれば、大人と稱するを得ず。天保の頃の隆盛時には、本町側・山之手側・淺草側などとて、連中多し。本町側は一名を絲卷連と稱し、飯盛の流を汲む一派たり。皆何廼屋の屋號を用ふ。

淺草庵(二世)守舍、本姓は深澤、後大垣に更む。名は守舍、通稱は新兵衞。山田郡桐原村の人なり。狂歌を善くす。江戸淺草に移住し、淺草庵(初代)大垣市人の門に入り、出藍の稱あり。六藏亭・淺茅庵・都響園(師の一號を繼ぐ。)等の別號あり、文化二年六月、判者に列し、其師の歿後、文政六年、淺草庵を繼ぎ、二世を稱す。天保元年四月四日歿す。年五十四。著書には隅田川名所圖會・淺草庵直筆歌集・阿佐くさ〳〵(守舍翁追悼の狂歌)等あり。守舍の上毛より出でてより、此派に屬する狂歌師は、續々輩出せり。今其中の判者を擧ぐれば、永世・守村・一借・長持・一村・作良・一瓶・千本・文守等なり。(上毛及上毛人。)

淺草庵永世は、別號を金風亭と云ふ。姓は富田氏、通稱を京屋金藏と曰ふ。綠

野郡藤岡の人、後江戸に住す。
壺高窓守村、別號を倭文字、又白凰園と云ふ。通稱は荒井勇七。一に勇助に作る。高瀨の人なり。
壺丈樓一岱、別號を東邊舍と云ふ。通稱は關口善八。前橋の人。天保五年六月二十九日歿す。年六十。
一陽亭長持、別號を桐長持と云ふ。通稱は石田茂兵衞。屋號を島屋と云ひ、買繼業を營む。桐生の人。文化十年八月、判者に列す。文政二年三月五日歿す。年五十八。淨運寺に葬る。
淺桐庵一村、姓は吉田、名は宣秋、通稱は源兵衞。樂齋・淺桐庵一村の號あり。桐生の人なり。東都六樹園宿屋飯盛五老と相往來して、淺草庵市人の桐生門下を相續し、淺桐庵と號す。又壺珪樓・桐葉舍の號あり。長歌・短歌・狂歌・俳諧を善くす。其他遊藝多技なり。和歌は守部を師とす。文政三年、守部より樂齋の號を送らる。四年三月、判者に列す。天保十二年六月十日歿す。年六十七。桐生町淨運寺に葬り、誠譽清泰樂齋居士と謚す。桐生郷土誌。
淺嶺庵作良、姓は糸井、通稱は淨右衞門。別に山多樓の號あり。勢多郡花輪村

の人。天保九年二月歿す。年六十一。上毛及上毛人・人物志。

壺甁樓一瓶、姓は池田、名は光訓、通稱は權兵衞。又淺馨庵鬱齋と號す。勢多郡津久田の絲商人なり。其男本蔭、通稱は八郎治、父の歿後、壺甁樓二世を繼ぐ。上毛及上毛人。

淺顯庵千本、姓は鈴木、名は保祐、通稱は善太郎。甘羅郡宮崎の人。別に松櫻園・鶴巢亭の號あり。上毛及上毛人・人物志。

淺鱗庵文守、姓は栗原、通稱は幸次郎。一に壺錦樓と號す。天保四年十月八日歿す。年五十五。同上。

寛政八年に刊行されたる晴天鬪歌集に見えたる、上毛の詠者は、左の如し。

穗近道	中山道
貫川厚紀	蒴黃浦人
奉書肌則	釋妙約　後に出だす。
佐野雪道	龜長命
借之平龜	桐生裏風
桐長持　前記一陽亭長持と同人。	綠里住

野郡藤岡の人、後江戸に住す。

壺高窓守村、別號を倭文字、又白風園と云ふ。通稱は荒井勇七。一に勇助に作る。高瀨の人なり。

壺丈樓一岱、別號を東邊舍と云ふ。通稱は關口善八。前橋の人。天保五年六月二十九日歿す。年六十。

一陽亭長持、別號を桐長持と云ふ。通稱は石田茂兵衞。屋號を島屋と云ひ、買繼業を營む。桐生の人。文化十年八月、判者に列す。文政二年三月五日歿す。年五十八。淨運寺に葬る。

淺桐庵一村、姓は吉田、名は宣秋、通稱は源兵衞。樂齋・淺桐庵一村の號あり。桐生の人なり。東都六樹園宿屋飯盛五老と相往來して、淺草庵市人の桐生門下を相續し、淺桐庵と號す。又壺珪樓・桐葉舍の號あり。長歌・短歌・狂歌・俳諧を善くす。其他遊藝多技なり。和歌は守部を師とす。文政三年、守部より樂齋の號を送らる。四年三月、判者に列す。天保十二年六月十日歿す。年六十七。桐生町淨運寺に葬り、誠譽清泰樂齋居士と諡す。桐生郷土誌。

淺嶺庵作良、姓は糸井、通稱は淨右衞門。別に山多樓の號あり。勢多郡花輪村

の人。天保九年二月歿す。年六十一。（上毛及上毛人・人物志。）

壺甁樓一瓶、姓は池田、名は光訓、通稱は權兵衛。又淺馨庵鸞齋と號す。勢多郡津久田の絲商人なり。其男本蔭、通稱は八郎治、父の歿後、壺甁樓二世を繼ぐ。（上毛及上毛人。）

淺顆庵千木、姓は鈴木、名は保祐、通稱は善太郎。甘羅郡宮崎の人。別に松櫻園・鶴巣亭の號あり。（上毛及上毛人・人物志。）

淺鱗庵文守、姓は栗原、通稱は幸次郎。一に壺錦樓と號す。天保四年十月八日歿す。年五十五。（同上。）

寛政八年の狂歌者

寛政八年に刊行されたる晴天闘歌集に見えたる、上毛の詠者は、左の如し。

饒近道　中山道
貫川厚紀　蒟黄浦人
奉書肌則　釋妙約　後に出だす。
佐野雪道　飽長命
倖之平軸　桐生裏風
桐長持　前記一陽亭長持と同人。　綠里住

太尾筒長
河原砂道
眞琴夢輔
太夫舊家
山垣鈴成
群馬里人
雨守家
眞字唐文
鍋仲見
竹葉風
根売木石
伊勢青則
角野滿丸
機音高
口觜青人
五月庵晴傘
松梅亭廣丸

成風亭
平町竝
東田舍丁雅
青葉亭竹丸

十露盤音成
多胡石文
算木平方　別號算木庵。通稱茂木茂右衛門。勢多郡大胡人。
秋永夜
成風亭春近
木同舍
平花庵雨什　次に出す。
門松人　右同。

淺原庵糸成

嘉永の頃の壺側狂歌師に、淺原庵糸成あり。糸成、姓は星野、字は親卞、佛諡は蘊翁、通稱は七左衛門。幼にして書道を好み、專ら尊圓流を慕ひ、日々孜々として努む。壯なるに及び、家塾を開いて童蒙を教育す。其門に集るもの二百餘人に至る。又讀書を受くるもの六千餘人。業餘常に狂歌を嗜み、自ら壺蒲園と號す。夙に江戶の淺草庵春村に學ぶ。亦麗詞無きも、唯滑稽敏捷なり。春村賞して曰く、七步の奇才ありと。且つ淺草庵の號を賜ふ。後糸成に從つて、狂歌を學ぶの輩十餘人。晚年未だ審ならず。著書に寺子制誨式目・前橋及村名・新撰百人一首・

痘科鍵等あり。

鳴子綱彦

鳴子綱彥、姓は二渡氏、名は綱彥、通稱は卯八。則風の次子にして、信經の曾祖父の弟なり。山田郡高津戶の人。歿年審ならず。其女婿茂矩、國學を以て著はる。以上人物志。

四方側の上毛狂歌師

狂歌堂眞顏の門弟頗る多し。文化十三年の俳諧歌觽に見えたる上毛人は、左の四人なり。

梅秀樹	以文堂、別號偕樂亭	高崎人
門松人	元日窓、別號陸月亭、又紀樂房	高崎人
山菊窓徑	初號後藤市住、杉山氏遷	高崎人
平花庵雨什	初號塒出鷹人	高崎人

五側の上毛狂歌師

文政十二年の末に催したる、眞顏追善の狂歌會に出詠したるものは、松人のみにて、外三人は其名見えず。既に歿後の時と思はる。上毛及上毛人。

六樹園は、石川雅望が俳號なり。狂歌を蜀山人に學び、宿屋飯盛と號す。晚年狂風を唱へ、京師より法眼に敍せられ、宗匠の號を得たり。別號を五老齋と云ふ。其門流を五側と云ふ。上毛の出身にて、五側の判者と爲りしものは、松花堂俊經・

桧花堂と六帖園

六帖園雅雄の二人を頭梁とす。

俊經、姓は吉田、字は京輔、松野屋の別號あり。高崎の人。雅望の門に遊び、學才高く、各地を遍歴して、地理に通ず。雅雄、姓は大谷、名は雅雄、小字は淸吉、後三右衞門と更む。歌名は赤貫、家號は桐屋。別に金多樓の號あり。高崎の商人。雅望の門に入り狂歌を善くす。又音曲糸竹の外、萬藝に秀づ。性酒を嗜み、女色を好み、女を見る時は、萬事を放擲し、人と約せし事あるも破りて、之を務めず。文政十三年八月十三日歿す。年三十七。高崎大雲寺に葬り桐林大機雅雄居士と諡す。賢妻壽女子、歌人として聞ゆ。上毛及上毛人・人物志。

文化年中の五側狂歌師

文化の末に出でたる狂歌畫像作者部類に見えたる、上毛の五側狂歌師は、左の如し。

花笠梅芳　豐後樓通稱花田文五郎　高崎人
酒藏住　別號竹葉亭　高崎人
泉元住　別號靑水亭、工藤氏　高崎人
胸算早割　別號重寶舍、三木氏、武人　高崎人
唐子文輯　別號臺玉亭、秋田伊當　高崎人

左大小鮫鞘　別號交趾堂、富岡氏、武人　高崎人
前案白俊行　別號有唐館、富所氏　高崎人
漉鮒人　別號金鱗亭、通稱は近江屋文七　高崎人
蓬萊島影　別號葉蓁亭、通稱は小島治兵衛　高崎人
山井壽女　神保氏妻女　高崎人
玉蹴葭透　別號奢樂齋、通稱新井彌兵衛　高崎人
歌賃美喜　號柏餇堂　前橋人
萩林舍露繁　通稱は高山倭吉　前橋人
紀樂成　別號我儘亭、通稱福野又四郎　前橋人
釋妙約　初號寤夢窻、後尙稚園、名誓龍、字蘇貫、曹洞宗僧侶武藏人、前橋住
空寐狸　別號鼓腹亭、通稱木村祐助　前橋人
比利根巨水　別號桃蔭舍、通稱磯田喜四郎　前橋人
御祓淸丸　號讓齋、通稱宮下柳司、武人、　前橋人
屁嗅康　別號人後居、通稱木村茂兵衛　勢多郡大胡人
奈良野守　號水鏡亭、通稱石原丈八　同　郡大胡人

蘿龍女　關口氏妻女　同　郡大胡人
河原鯛待　號釣川亭、勅使河原三郎兵衛　同　郡大胡人
臥猪庵野道　通稱萩原儀兵衛　同　郡大胡人
洗心館凉齋　温泉業、大島甚左衛門　群馬郡伊香保人
山計舍桝芳　酒商、河内屋善兵衛　同　郡伊香保人
山部庵久澄　夷屋織右衛門　同　郡伊香保人
鳴浪丸　號思古齋、醫師、　同　郡伊香保住近江人
信田喜常　號和命亭、淸江舍三世、名源徹、通稱石川善右衛門　那波郡連取人
家葉喜來道　號眞壽庵、多賀谷氏　那波郡連取人
四辻門守　別號壺泉亭、星野兵右衛門　山田郡桐原人
菊萬世處　通稱竹內永助、號萬世處又麓庵　群馬郡高濱人
壺瀧亭百川　別號瀧綠館、通稱竹內永助　群馬郡高濱人
鮨友乘　通稱淺川儀八　甘樂郡下仁田人
若草末繁　通稱星野茂七　山田郡大間々人
旅立吉　通稱立吉　佐位郡境町人
瀧綠竹　別號繁草庵、通稱坂倉正輔　山田郡桐生人

文庫安筆　別號白兎園、通稱宮下福次郎　勢多郡荒蒔人
紀　寛　別號悠々亭、通稱岡崎孝藏　同　郡駒形人
三村芳輔　角倉氏　甘樂郡富岡人
一松亭秀水　星河氏、商人　高崎人
美川蝦丸　岩島氏、法體後號休山　伊勢崎人
酒杜氏量　通稱喜八　群馬郡塚澤住信州水內郡人
金風亭永世　別號淺茬庵、通稱富田金藏　藤岡住、秩父人
山家猿雄　別號賞菓亭、通稱中島文治郎　群馬郡横堀人
眉毛長人　別號菊水堂、通稱藤屋新兵衛　前橋細ヶ澤人
白石玿玉　別號洞戸舍　甘羅郡藤木人
鶴壽亭永翁　別號龜永翁、大河原氏　甘羅郡相田人
木貞澄　別號柳櫻軒、小島氏　高崎人
問屋馬人　通稱星野正七　大間々人
大木林　別號青松亭、大木氏　勢多郡深津人
道連旅人　別號優々館、通稱岡田東馬、武人　伊勢崎人
藥煉康　別號丸丹圓、通稱茂木藤左衛門　勢多郡大胡人

澤邊鱣丸　別號横步亭、通稱吉澤駒藏　勢多郡駒形人

神澤花女　勢多郡深澤人

井齋少智　別號湖晴庵　佐位郡境町人

小林蘭秀　高崎人

野中松左　別號藤林舍、佐藤氏　碓氷郡間仁田人

油津可楠　別號稻久齋、富澤氏　群馬郡廣馬場人

稻豐秋　別號井筒元也、通稱井田元右衞門　群馬郡萩原人

釋氏圓類　別號金亭、天台宗圓明寺住職　勢多郡泉澤住

豐竹亭稻守　薙髮待榮子、富田氏　勢多郡大胡人

一角舍匕丸　石井氏　群馬郡惣社人

依升員　別號利根の端住、通稱八木嘉藏　群馬郡萩原人

梅秀樹　別號以文堂、又偕樂亭　高崎人

茶法寺鹿溪　別號三笑庵、西福寺住職澄英　勢多郡深津人

柳直成　通稱鈴木庄七　高崎人

無待坊觀月　眞言宗常安寺住職　甘樂郡小野人

吳竹友垣　通稱小堀富八　山田郡鹽原人

高崎水魚連

六樹園の社中に高崎水魚連と云へる社中ありて、董庵東雄・薄庵光門・霞庵立雄・綠園守清等其判者たり。東雄は、武居世平の戯名なること、國學の項に述べたり。光門は、通稱矢島利兵衞。明治二十三年三月歿す。年八十一。立雄は通稱は中屋源五郎、六本園とも號す。安政三年十二月歿す。年五十八。人物志。守成は、通稱高橋豐八。天保六年正月歿す。楓庵重樹も、同社中の人の如し。通稱は關根重兵衞。元治元年五月歿す。年五十二。上毛及上毛人物志。

奇々羅金鷄

江戸狂歌師の頭目唐衣橘州の門に、奇々羅金鷄あり。金鷄、姓は畑、名は秀龍、字は道雲、別に東天紅・萩廼屋・觀燓道人・三足道人・燕石樓等の號あり。七日市藩の醫なり。明和四年生る。弱冠にして風流に志し、俳歌を好み、狂歌を善くす。當代狂歌者中に其名嘖々たり。三十六歳にして仕を致し、四方に遊歴して、江戸に止り、墨田河畔橋場に卜居して、風流を嗜む。文化六年正月二十一日歿す。年四十三。屍を甘羅郡高尾村長學寺に斂葬す。碑銘は濱臣が撰文なり。男銀鷄繼ぐ。金鷄橘州に學び、宿屋飯盛と斷金の交あり。其著す所、狂歌五百題集・狂歌網ざこ・狂歌千代の秋・繪本吾妻遊・百千鳥狂歌合・閭雲愚抄・燭火文庫・金鷄文集・繪本駿河舞・狂歌閭雲抄・燭夜文庫・金鷄雜記・柳窓臥錄・關東畸人傳・西域聞見錄等あり。

麓近道と中山道

文政年中の狂歌師

平亭銀鶏

金鶏と同時代に、麓近道と中山道との二人あり。東都にも相當知られたる人の如し。麓近道は、松本彦兵衛の戲名とす。一行亭と號す。高崎の人なり。寛政九年十月歿す。中山道は、安中の人、重田長太郎が事なり。又山道とも號す。寛政十年十月歿す。上毛及上毛人。

文政八年刊行の當時諸家人名簿に見えたる、上毛の狂歌家は左の如し。

劍道書狂歌	一宮中務	義澄(號淺白庵、第一園)	一ノ宮人
狂歌	岩田儀右衛門	眞州(百壽園)	前橋人
狂歌生花	伊藤善九郎	樂玩(花枝亭)	倉賀野人
狂歌	石原半七	珍遊(無中齋)	境町人
狂歌	富永右一	千卷(壺貞園)	宮崎人
書狂歌	竹内金吾	麻齋(名業浮、號淺節庵)	一ノ宮人
業醫狂歌和歌	千世田通監	醫齋(香園)	高崎人
狂歌生花	宇貫甚兵衛	了軒(物愚才)	大久保人
狂歌	内田幸七	柿本成(七德庵)	境町人

平亭銀鶏、名は時倚、字は節昂、通稱は數馬、燕石樓二世、又萩通屋二世と號す。金鶏が

男なり。高田與清・清水濱臣に學ぶ。醫を以て七日市藩に仕ふ。父に及ばざれど、最も狂歌・狂文を善くし作戲にも筆を染む。明治三年三月二十三日歿す。年八十四。七日市の永心寺に葬る。男鐵鷄繼ぐ。銀鷄著す所、（難波土產）街廼噂三冊、飛花落葉一冊、（廓中奇談）浪花の夢五冊、（江戸土產）街之噂三冊、茶飮話二冊、（滑稽奇談）酒取物語三冊、江戸文人壽命附二冊、（江の島御覽）濱のさゞ波一冊、衞生菌譜二冊、（心實滑稽）豐年噺一冊、日待のなぐさみ一冊、日每の心得一冊、（現存雷名）文人百人一首三冊、農家摘要一冊、御代の寶一冊、家內の花一冊、（半可方外）忠臣藏狂詩集一冊、（可樂遺稿）滑稽落語姿見八景一冊、（闇齋遺稿）蓋徹論一冊、（釣翁遺稿）金平往來書畫舍獨案內一冊ねなしかつら一冊、（銀鷄一睡）南柯廼夢一冊、人間萬事絲瓜の皮二冊、金龍山潮音記一冊、（江の島まうで）濱のさゞ波一冊、（江戸文一）藝園一覽一折、（諸家必讀）出放題三冊、地震三十六歌仙、水災記等あり。

五　戲作

江戸時代に見はれたる上毛人の戲作家は、極めて寥々たるものなるが、其中より多少履歴の知り得らるゝ者、左氏を擧げんとす。時代順を以てすれば、先づ第一は蓬萊山人歸橋なり。此人通稱は河野某。高崎の藩士なり。江戸に住す。安永年中より洒落本を著はし、吉原・深川及び品川、三遊里の情態を穿つに妙を得たり。寛政の初、主命に依り戲作に筆を絶つ。其の著す所左の如し。（戲作者小傳・青本年表・戲曲小說通志・洒落本目錄・續吉原書籍目錄。）

書名	冊數	年代	作者
伊賀越增補合羽の籠	一冊	安永八年	蓬萊山人歸橋作
家暮長命四季物語	一冊	同	蓬萊山人作
龍虎問答	一冊	同	同作
美地の蠣殼	一冊	安永九年	同作
遊婦里會談	一冊	同	同作
通仁枕言葉	一冊	天明元年	同作
富賀川拜見	一冊	天明二年	同作

愚人贅漢居續借金（はかのぜいたくゐつづけしやくきん）　一冊　天明三年　同　作

間似合噓言曾我（まにあはせうそつきそが）　三冊　天明五年　歸橋作　清長畫

壁見細身御太刀（かべみにほそみのおたち）　三冊　天明六年　同　作　政美畫

品川細見五十路松　一冊　天明八年　鳳來山人序

細見青樓心得草　一冊　年代不明　蓬萊山人著

十返舍一九と酒井仲

十返舍一九と同時代の人にして、互に交遊ありしを、酒井仲と爲す。仲名は忠輔、雅名は古調、俳歌堂卍葉と號す。伊勢崎藩主酒井忠溫が第三子なり。性卓犖不羈にして、諧謔なり。弓馬に達し、和漢の學に精し。且つ書畫に巧にして、又狂歌を善くす。而かも貴紳の行作を喜ばず。或は花柳の巷に豪遊し、或は山水に痛飲し、雪月意に適する所に任せ、他聞外見を憚らず。是に於て宗家姬路侯に預けられて、比刀根某と改稱し、供頭役として、俸五十口を給せらる。而して常に放縱にして、勤務に堪へず。再び宗家に歸來して、邸内に蟄居せらる。天保元年正月五日卒す。伊勢崎町同聚院に葬り、淨源院宗一忠輔大居士と謚す。遺稿に酒井仲遺筆漫錄一卷あり。上野人物志に曰く「當時世に賞せられし十返舍一九の作なる膝栗毛は、其實仲の戲作なりと。一九曾て仲を訪ひ、余一著述をなして、世

二世十返舍一九

の喝采を得、名を當世に售らんとするに、未だ目的なしとて歎息す。仲其自ら綴りて膝栗毛と題する草稿を出し、一九に示す。一九熟視して大に驚き、余に此書を賜はらば、平素の志望必ず達せんと。仲諾して之を與ふ。此事仲の遺稿中に在り。又一九が此著述の爲に大喝采を得、非常の利益ありしとて、懇篤なる謝狀をも藏しありしと云ふ。」膝栗毛が仲の著なるや否やに就いては、猶一段の證を擧ぐ可きの必要あり。而して本史の編、急を要するが故に、他日の問題として保留し、今は只仲の小傳を戯作の條下に掲げて、以て後賢の示教を仰ぐの便とす。

十返舍一九の門に、十字亭三九あり。三九、本名は絲井武、通稱は鳳助。別に紀山人・花輪堂・赤城子の號あり。上毛黒川谷（大間々の奥を云ふ。一書に花輪とあるも同じ處なり。）の人なり。江戸に出でて、狂歌を能くし、蜀山人に從學す。蜀山之に瀧の絲丈の名を與ふ。後春興と更め、梅園とも號す。畫を北齋門の蹄齋に學び、其技又妙なり。二十七歳一九の門に入り、十字亭三九の名を得たり。常に戯作に從事す。天保元年、師號を襲ぎ、（戯曲小説通には、一九の歿後、寡婦に請ふて二世一九と爲るとあり。）二世十返舍一九と更む。初め大傳馬町に住せしが、後に上野の山下に轉ず。天保二年、初代十返舍一九歿す。二世南仙笑楚満人（爲永春水の前名、）に就き、登仙笑筥人と號せしことあるは、一九に入門以前の事

なるよし。合卷外題集に據りて知る可し。二世一九は、著作の上より推して、安政元年頃に死去せしが如し。而して其戲作は左の如し。（上毛及上毛人。）

書名	冊數	年	作者	畫
谷中の月	一冊	文政十一年	十字亭主人作	
魁梅ヶ枝曾我	六冊	天保元年	二代目一九作	國安畫
一筋噺	四冊	同	同	泉晁畫
繪組姉廿一幕妹廿之一丁續話	四冊		三九作	泉晁畫
女眉間尺	六冊	天保三年	二世一九作	國安畫
初夷之商賣者御大相志目多發闢	四冊	天保四年	二世一九作	眉山畫
八ッ花房藤王傳記	六冊	同	二世一九作	貞景畫
仇競今樣櫛	三篇	同	二世十返舍一九作	
本朝武王軍談	六冊	同	同	國芳畫
繪本武智袋	四冊	同	同	同
三國太郎再來傳	六冊	天保六年	同	東一國貞國芳合畫
清談花佳都美	前篇	天保七年	十返舍一九作	
結神末松山	六冊	天保八年	二世十返舍一九作、國芳畫	
風聲玄話所縁の藤浪	後篇	安政六年（？）	十返舍一九作	

書名	冊数	年代	作者	画工
無漏早咲西行櫻	六冊	弘化二年	一九作	豐國畫
紫海苔淺草土產	五篇	同―嘉永六年	同	同
貧福欲換得	四冊	弘化二年	同	同
下戶質氣勸善飯	二冊	同	同	貞秀畫
滑稽水掛論一名獣物語	一冊	弘化二年	十返舍一九作	
奥羽一覽道中膝栗毛	五篇	嘉永元―三年	二世十返舍一九作	梅笑畫
新鞁田舍物語	七篇	嘉永二―五年	一九作	豐國畫
御贊美少年始	九篇	嘉永二―六年	同	同
青柳錦花皿	五篇	嘉永四―六年	同	國輝畫
木下闇綠林	六冊	嘉永五年	同	同

二世一九の後輩として、上毛出身者に栗原柳菴あり。彼は戲作家には非ず。實は本賦有識故實にして、天下に名あり。只一つ左の如き戲作中に數へ得られざるにもあらざる程度に於ける著あり。

重修眞書太閤記　三百六十卷　文政二年　栗原柳菴著　石田玉山畫

此書を戲作物と認定したるは西川玉壺なり。其說に、柳菴が一大史的研究品た

るべき筈なるに、之に浮世畫師の筆を入れて、態戯作的假装を施したるは、必竟彼が老婆心より出たる所にして、當時一般の俗士輩が、之に非ずんば一顧を與へざりしに由り、騙して讀ますする爲の戯作的假装にてありしならんが、之が爲め後世の稗史小説愛讀家が、立派に且つ嚴肅に戯作的物中に編入されたるなりと。此書今版本を傳へざるもの丶如きは、遺憾に堪へず。次に柳蒼と殆んど同時代の仁にして、相當戯作品を遺したる上毛人は、畑銀鷄なり。銀鷄が事は狂歌の條に述べたれば、玆に精しくは云はざれど、其題目だけは左に掲げ置かん。上毛及上毛人。

廓中奇談浪花夢　五冊　天保六年　平亭銀鷄作　貞宗貞廣畫
難波土産街廼噂　三冊　同
江戸土産街廼噂　三冊　同
茶飲話　二冊　同
滑稽奇談酒取物語　三冊　同
銀鷄一睡南柯廼夢　二冊　天保六年　同　貞廣畫
人間萬事絲瓜の皮　二冊　同

此他に猶多少はあるならんも、今略す。要するに狂歌師としての筆を戯作方面

乙人の戯作

に向け、道樂の上を超えたることは、認め得らるゝ所なり。

最後に云はんとするは俳人乙人が事なり。彼は俳諧の傍ら、筆を執りて鎌倉紅楳接木英と云へる五段續きの淨瑠璃本を草せり。こは英吉殺し園原騷動を題材とせるものにして、些したるものに非ず。されど我上毛戯作家の少なき中に、殊に俳人が此俗事を脚色したる一事は、其の奇とすべき以て、一言すること爾り。

上毛を題材とせる戯作物

今上毛を題材としたる戯作物を擧ぐれば、左の如し。西川玉壺調。

世話物

豐福茶釜毛生太郎月	三	天明元年	可笑作	清長畫
鄙振茂川東利根川御夢想鯉庖丁		天明二年	甑露作	
上州七小町	袋入一	天明六年	喜三二作	政美畫
富士詣衛美井丈助吾妻街道女敵討	三	寛政十年	三馬作	豐國畫
增補分福茶賀間	二	寛政十一年	一九作	
報讐四萬物語	三	享和三年	猪鍋作	豐廣畫
故郷土產吾妻錦繪	三	享和三年	同	同

蝮五郎吉仇打夜話上州絹	三	文化六年	一九作	月麿畫
妙義靈驗女道草	二	文化十一年	同	國丸畫
上州草津溫泉道中續膝栗毛	三	文政五年	一九作	
阪東太郎強盜	十五	文政七・八年	三馬作	豐國畫
上州機筆之綾織	六	天保六年	柳菊作	貞秀畫
阪東太郎後世譚	十	同　九年	西馬作	二世重政畫

時代物(一)新田公一門のもの

大昔新田義貞芝居	二			清滿畫
義興矢口渡	三			
蘭奢待新田系圖		明和二年	近松半二竹本三郎兵衛作	
神靈矢口渡		明和七年	福内鬼外作	
源氏大草紙		同	同	
嫩松葉（まつのこたは）相生源氏		安永二年	同	
武運長久萬代矢口渡	二	安永四年	桂子作	清經畫
義貞智仁勇	二	安永四年	同	
名君矢口社	二	同	同	

書名	冊數	年代	作者	畫工
新田系圖梅	二	安永五年		吟雪畫
篠塚五郎忠臣矢口渡	三	安永五年		清滿畫
[illegible]御靈清和源氏	二	安永七年		
矢口後日荒御玉新田神德		安永八年	福內鬼外作	
大中黑名香勝凱	二	同	文溪堂作	清經畫
飛間違矢口噂	二	安永九年	可笑作	清長畫
新例矢口の渡	袋入三	天明三年	杜芳作	同
新田通戰記	二	天明四年	定丸作	歌麿畫
二代大中黑	二	寬政五年	楚滿人作	春英畫
弓引方矢口渡大中黑本種	三	享和三年	虛呂利作	長喜畫
今昔矢口の仇浪	三	文化七年	一九作	北壽畫
女船頭矢口の渡	五	文政十年	二世春町作	國安畫
初時雨矢口の渡	六	文政十一年	一九作	英泉畫
篠塚太郎英勇話	六	文政十一年	春水作	
繪本篠塚一代記	初篇	弘化二年	楚滿人作	國芳畫
同	二篇	弘化三年	悳智作	同

新田足利龍虎錄　四　安政五年　春馬作　國明畫
箭口神靈新田功臣錄　十　小枝繁著北齋畫
新田功臣錄拾遺　五　同稿、爲永春水著

同（二）鉢木を題材とせるもの

天女能女娜二代鉢木　五　安永三年　清滿畫
大平出世鉢木　三　安永六年　桂子作　清經畫
敵討女鉢木　同　龜遊作　自畫
銀世界豐年鉢木　二　安永九年　お連作　秋童畫
化物世繼の鉢木　五　天明元年　可笑作　淸長畫
妙智力繁花鉢の木　二　天明八年　傳樂山人作
赤繩小說佐野の雪　五　文化五年　成三樓著雪齋畫
敵討女鉢の木　三　文化六年　市二三作春扇畫
積る思ひ女鉢の木　六　文化七年　京山作　春亭畫
雪の貢身替り鉢木　六　文政二年　馬琴作　春扇畫
雨の鉢木　天保の初　八代目團十郎新十八番
惠の花雨の鉢木　四　天保十二年笑顏作　國貞畫
佐野渡雪乃八橋　三　安政元年　二世春水作國貞畫

第五節　書畫

第一項　書道

一　廣澤流

廣澤門の山瀨蘭臺

河越侯柳澤吉保の臣細井廣澤、文衡山の書法を唱へ、書名當代に鳴る。其晩年、得意の門人に山瀨蘭臺あり。蘭臺名は好謙、字は子纂、通稱は新五兵衞。元祿十五年、甘羅部に生る。父は市川小左衞門。出でて秋元侯の臣山瀨氏を繼ぎ、使番より大目附役を經、用人に至る。寶曆十三年職を退き、川越城内に移り同年十二月歿す。年六十二。同地妙養寺に葬り、觀月院宗譚日定と謚す。長男一英家を嗣ぎ、次男寬齋、市川氏を稱す。（人物志。）

二　親和流

親和流の鼻祖親和

廣澤の門に、江戸の人三井親和ありて、一家を爲し、書名天下に高し。其門に荻

原賢和あり。賢和、通稱は倉右衞門。傳左衞門の長子なり。寶暦九年二月十八日、利根郡戶倉に生る。家世々寺小屋を開き、廣く子弟を教養す。賢和、幼より總明にして、讀書・習字を好む。十四歲大間々の書家長澤宇勝に從ひ、書道を學ぶ五年餘。十九歲笈を東都に負ひ、三井親和の門に學ぶ。居ること多年、技大に進む。遂に獨立して天下を漫遊し、到る所に名譽の筆蹟を遺す。名聲大に著はる。後家に歸り、利根郡東入二十三箇村の總取締を勤め、大に公共の事業に盡す。嘉永元年八月十八日歿す。年八十八。戶倉字並木の墓地に葬り、璽照院賢翁椁和居士と諡す。男隨齋・藤賢、及び孫璽讓の三人、皆書を能くす。賢和の門に林豐山あり。同郡新巻の人。通稱は豐三。文化八年生る。篆書を賢和に、畫を澁川住の豐秀に學ぶ。明治九年十月九日歿す。（人物志・上毛及上毛人。）

源鱗流の町田延陵

三　源鱗流

江戶の人東江源鱗、（澤田氏、）明の王履吉の筆法を學ぶ。年四十を過ぎ、王氏の書は古法に非ざるを知り、晉の二王を奉崇して、別に一家を爲す。其門人に町田延陵・

角田無幻等あり。延陵、名は清興、字は子孝、通稱は十五郎。別に烟霞堂、般若窟、毘耶離園等の別號あり。寬保三年九月二十九日、吾妻郡山田村に生る。家世〻農を業とし、地方の豪家たり。延陵、幼にして穎敏なり。初め其諸兄鐵翁和尙に就いて、經文を學ぶ。延陵傍らに遊戲して、其文を諳誦す。稍〻長じて學を好み、平澤元愷（旭山）を師とす。經は物氏を、詩は李王を宗とし、內典は僧大隆に受く。書法は初め東江を師とし、後意を鍾王に注ぐ。嘗て某侯に就き、定武刻の蘭亭帖を得、臨模すること八千紙、其他和漢名賢の草、隸、篆、籀、碑碣、金石の文、皆平生精力の注ぐ所なり。常に淳化帖の濫刻せられて、眞を失へるを慨し、蘭亭十七帖、及び智永の千字文を鐫し、之を世に行ふ。晩に尊圓法親王の書法を喜び、贊を持明院家に修め、親王以下の眞蹟を得、當時知名の版刻師藤原種樹を雇入れ、之を刻すること愼重鄭事なり。之を世尊寺帖（十卷）と曰ふ。高崎驛の持田氏、出版に就いて援助す。延陵の名聲都會に馳せ、一時藝文を談ずるものあれば、皆延陵を推す。領主淸水家、延陵を江戶に召し、外典の講を聞く。文化三年十一月八日歿す。年六十四。（上毛偉人傳）

無幻、名は光旋、字は公是、無幻は其號なり。群馬郡下野田村修驗華藏寺狩野亮觀の第二子なり。寬保三年四月十五日生る。初名は良觀、後に仙敎院と號す。

幼にして文學を好み、寶曆八年、十六歲にして勢多郡津久田村修驗林德寺の、角田廣觀の養子と爲る。佛典を嚴父又は養父に就いて學び、漢學は安中藩某に就いて修むと云ふ。書は東江源鱗の遊歷中、之を聘して手解きを受けたりと傳へらる。其後趙子昂の法帖を學び、後に晉の王右軍の風を慕ひ、苦學練磨の功を積み、遂に妙所に達せり。無幻、壯年に及び、深く宗門の振はざるを慨し、先づ近國の門徒を振舞せんと欲し、傍ら行脚を爲すべく出發し、關東々北地方に巡錫す。數年の後、稍〻同志を糾合するを得、乃ち天明二年春、四十歲にして始めて京都に上り、住心院大僧正に面謁し、學校を興し、宗門の振興を計らんことを獻策す。尙其旨を銜んで、沿道諸州の宗徒に勸誘す。是に於て事業緒に就くに至りしを以て、寬政四年、寺職を長男祐觀に讓り、自ら知足院と號し、尙宗徒の誘道に任ぜり。無幻以爲らく、關東北に宗門の興隆を企劃せんには、此地に其策源地を置かざる可らずと。乃ち本山側の諒解を得、赤城山の一角鉈ヶ峯に大道場を建設し、大和の大峯の如くせんとす。事實行に際しては、住心院大僧正（即ち新熊野別當職）を招待し、親しく宗徒に號令せざる可らず。因つて先づ之が宿坊を建設せんとし、家產一切を擧げて、琵琶山の中腹に一寺院を造り、唐門までも建築せしが、中途何等かの障礙を生せ

無幻門人角田霞城

しものか、其計畫は遂に放擲せざる可からざるに至れり。此の如く事業は失敗に歸せしも、無幻の識見は、京都本山側の認むる所となり、聖護院法親王の侍講華王院の名を以て、無幻を召され、寛政八年三月より、聖護院宮の伴讀に擢用せらる。傍ら學校を賀茂川の邊に作り、宗徒を教育し、時に出でて諸州に巡教す。其後京都烏丸大善院の住職に擧げらる。寛政十二年、三井寺に入り、灌頂を受け、傳法大阿闍梨法印に敍せらる。尋いで宮家の推薦に依り、其書せる所の千字文を、光格天皇及び東宮（後の仁孝天皇）に奉呈せりと云ふ。是より書名洛の遠近に轟き、上は洛中の王公貴人より、下諸國の庶人に至るまで、其書風を學ばざる者なきに至れり。左れば法帖類手本の拓本等、多く公行せらる。文化六年七月廿三日寂す。年六十七。洛東黑谷眞如堂寺域に葬る。鄉里の人思慕止まず。直に碑を先塋の側に建て、周頓章を刻し、以て冥福を薦む。無幻の墓碑は、今勢多郡敷島村大字津久田村字小池原林德寺の廢墟に現存す。（上毛及上毛人。）

　無幻の門に、角田霞城・中山環・一德齋光龍峻澤（勢多郡德澤の人、文政六年九月、六鶴唐詩五絕帖を公にす。）等あり。霞城字は子寧、勢多郡樽村の人なり。幼にして無幻に從學す。後京師に出でて、皆川・筐野二先生の講を聞き、又青蓮院の書法を學ぶ。壯年病に罹り、門を閉

ぢて、讀書吟詩を事とし、幾もなくして歿す。人物志。

同中山環

中山環、名は瑛親、小字は雄次、環齋と號す。甘樂郡曾木村の人、中村權右衞門の長子なり。明和六年生る。性溫順にして沈著、一見愚なるが如きも、多藝にして最も文筆を能くす。廿歲にして、出でて津久田の無幻道人を師とし、專ら文學を學ぶ。居ること數年にして國に歸り、次いで諸國を遊歷して歸る。七日市侯に仕へ、文學の師範たり。又曾木村の名主と爲り、傍ら隣藩諸侯の招聘を受け、諸道を師範す。就中前田侯の寵遇殊に渥し。賜はるに環齋の號を以てす。齡古稀の後は、隣村の子弟をも訓育し、書畫を以て樂とす。嘉永三年十一月七日歿す。年八十二。人物志。

葛西玄沖

附けて云ふ、群馬郡靑梨子村の醫葛西玄沖、名は寧壽。書を能くし、無幻・盧玉と併せて、上毛三大家の稱あり。文化年中、私學を起し、之を耕樂舍と名づく。水戶の儒臣朝日集義を招聘し、教授せしむ事別章に述べたり。上毛偉人傳。

四　米庵流

山瀨蘭臺筆札を弄びしより、其子寬齋及び寬齋の子米庵に至り、文墨を以て家を爲す。米庵、米芾の書を好み、其神髓を悟得し、更に晉唐に泝り、秦篆漢隷に據り、運用の妙を究め、自から一家の筆法を創開す。年二十二、米家書訣の著あり。授業の會日には、古今の書法、竝に執筆・運筆・八法・九勢等を詳說す。門人益、多し。殊に筆の製作に苦心し、國人未だ羊毫を用ふるを知らざりしが、淸國人王文燁の論法を讀みて、羊毛を用ふるの妙を解し、長崎奉行牧野大和守に請ひ、支那より羊毛を舶齎し、自家の用筆を製す。本邦の羊毫筆玆に創まる。米庵、名は三亥、字は孔陽、通稱も亦三亥と云ふ。安永八年九月六日、江戶京橋桶町に生る。幼より才學俊秀、讀書を父に受け、長じて柴野栗山・林述齋に就學し、業大に進む。年二十五、京坂・中國・九州に遊び、父寬齋の手纂せし全唐詩選逸を携へて、長崎に到り、淸國人張秋琴に示す。張珍重して携へ歸國し、十七年を經て、淸人鮑廷博が知不足齋叢書の中に、此書を載す。長崎にて品川某の家に宿せし時、其家藏の明、神宗皇帝手書の妙法經を觀るや、懇請して之を得、後苦心習熟し楷法大に進む。書を學ぶ、墨帖

の死蹟を習ふよりは、眞蹟の活躍せるに依らざる可からざるを確認し、乃ち巨資を投じて、益〻明・清諸名家の眞蹟を購求して、之を研究す。父寛齋致仕の後は、また富山侯の文學師範たり。文政四年、其宗家たる加賀侯も亦召して優待し、學書の師と爲し、祿米三百五十石を給し、御先手組頭格たらしむ。此時諸侯の入門せる者百餘人。書名海内に震ひ、門人四方より蝟集す。尋いで持明院家の門に入り、其書法を傳授せらる。依りて本朝古來の書法を悟得せり。天保三年、將軍世子家慶の讀書始に當り、林祭酒に代り、三字經一部を全書して上る。是れ米庵破格の榮譽たり。將軍家慶密に堀大和守に命じ、米庵をして孝經一部を書して上らしむ。其楷書大に旨に協ひ、天祿の銘ある硯を賜ふ。此頃江戸に善書を以て肩を比す可きは、獨り卷菱湖あるのみ。米庵下谷和泉橋を北に距る二町餘の街西に住す。業益〻盛にして、諸侯・旗下等より、庶人に至るまで、皆門下に列す。安政二年の震災に、書齋倒壞してより、不忍池畔七軒町に移住す。安政五年七月歿す。年八十。本行寺に葬り、文廣院米庵日儀居士と謚す。養子遜庵、及び恭齋、男萬庵あり。著す所の書頗る多し。（上毛及上毛人・人物志。）

米庵門の宮子德庵

米庵の門に、上毛の人宮子德庵・荻野一庵・森田梅庵・服部隨庵等あり。德庵、名は

義積、字は義卿、通稱を右東太と曰ふ。那波郡宮子村の人、宮子義忠の子なり。人と爲り剛直慈仁、切に群下を愛育す。年三十にして、父の後を承け、里正となる。夙に儒學を修め、書を善くし、業を米庵に受け、遂に書名あり。其門に遊ぶ者百餘人。天保年間領頭跡部氏に從ひ、泉州堺浦に勤務し、章服及び俸米を賜ふ。安政六年四月七日歿す。年五十四。紅巖寺に葬り、皐翁義卿德庵居士と謚す。（墓誌。）

米庵門の萩野一庵

一庵、名は美孝、大和守と稱す。柴町八幡宮の宮司なり。天資溫良恭謙にして、幼より臨池の學を嗜み、米庵の門に入り、朝夕寒暑を厭はず、筆を執つて研究數年、遂に其奥に通じ、筆法精妙に至る。歸鄕の後、書法を教授す。門人多く、其名遠近に聞ゆ。明治三年十月歿す。年七十七。（大日本名蹟圖誌。）

米庵門の森田梅庵

梅庵、名は幸恒、字は其德、通稱は條助、雲岳・清癯の別號あり。文化十年五月二日、邑樂郡舞木村に生る。家世々農を業とす。幼より學を好み、臨池を嗜む。長じて米庵の門に入り、學成りて歸國し、鄕里の子弟を教授す。遠近傳へ聞いて、入門する者多し。其書する所、板倉村の雷電神社碑今存す。梅庵人と爲り溫厚篤實にして、名主の職に在ること三十餘年、治績大に舉がる。明治五年正月廿五日歿す。年六十。（邑樂郡誌。）

米庵門の服部随庵

随庵、名は和喜、字は士瑞。別に綠天齋の號あり。文化九年、茂呂村に生る。家世々幕府に事ふ。人と爲り剛毅英邁、少より書道を好み、業を米庵の門に受け、日夜勉勵し、道の堂奧に達す。旁ら武技に志し、眞影流の劍道より、荻野流の火術、泰西銃砲の技に至るまで、一々精錬し、以て他日の用に供す。時に將軍家慶の治世にして、隨庵奉仕して小普請組と爲り、昌平黌に講學す。經史百家を咀嚼し、詩賦文藻も亦工なり。安政元年、米艦再び浦賀に來り、爾來每歲邊海多事なり。隨庵擢でられて御持筒頭と爲り、横濱防禦事務に參し、得宜を綜理し、頗る名聲を揚ぐ。新政以後、筆硯に從事し、子弟を教授す。門人千餘人。明治十四年、其自筆の書、明治天皇の叡覽を蒙る。晩年德川家の需に應じ、六代將軍文昭公の碑を書し、書名遠近に嘖々たり。隨翁の書法に於ける、遠くは鍾王に肇め、近くは唐・宋・明・淸間諸大家の搨帖親筆に及び、研究臨寫し、蔚然として一家を爲す。最も大字を善くし、筆力逸宕、毫も萎靡修飾の態なし。明治廿五年一月歿す。年七十七。人物志。

五　菱湖流

菱湖流の川島蘭洲

巻菱湖の門に、上毛の人川島蘭洲・生方鼎齋あり。蘭洲、名は達、字は景歐。板鼻驛の農以敬が子なり。文政三年生る。稍〻長じて學を好み、最も意を書道に注ぐ。初め邑の泰嶺禪師に從つて書を學び、次いで外叔島方松蔭に就いて學ぶ。弱冠にして大志あり。松蔭之を知り、相携へて江戸に出で、菱湖の門に入らしむ。居ること一年餘にして歸郷し、再び出づれば、師既に逝けり。是に於て晉宋の碑本墨帖を輯め、日夜臨模して大に得る所あり。其書痩勁秀潤にして、優に一家の作たり。江戸湯島に寓し、門弟に教ふるに要楷法を以てす。萬延元年夏、郷里に退捿し、明治十年二月一日歿す。年五十八。村内長傳寺に葬る。（上毛偉人傳。）

菱湖門の生方鼎齋

生方鼎齋、名は寛、字は猛齋、通稱は造酒藏。別に一粟居士・相忘亭主人・乳嶽・不動山人等の號あり。利根郡笹尾村の人。菱湖及び田部井諷齋の門に入り、書を學び、遂に自ら一家を爲す。又撃劍を櫛淵宣根に學び、免許を得たり。復江戸に出でて、兩國村松町に住し、能書を以て當世に鳴る。門人頗る多し。又畫を能くし、高久靄厓・藤堂凌雲・福田半香等をして呆然たらしむ。安政三年正月、福田半香贈

起の會に臨む。席上劍客金子竹四郎あり。酒酣にして、鼎齋、竹四郎と鬪拳を試む。竹四郎、敗を取る數回。鼎齋酒癖あり。偶〻勝を得、心愈〻傲り、竹四郎を侮蔑して曰く、鬪拳と擊劍と、技の大小素より異なりと雖も、機を察し變に應じ、敵の意を測りて其不意に出で、勝を一瞬の間に制するは、敢て異なる無し。汝劍客にして、此敗を取る。畢竟機變の妙所に至らざるに由る。之を以て察すれば、汝の劍技亦知るに足ると。竹四郎、當時道場を開き、門弟少なからず。一座雙方を宥め、其座は事なく治まる。宴畢り歸路、竹四郎鼎齋を要し、終に之を斬殺す。時に年六十二。西の窪光明寺に葬り、一粟居士と諡す。長子桂堂、桂一郎と稱す。又書を能くし、兩國矢の倉に住せり。（上毛偉人傳。）

鼎齋門の不可得法印

鼎齋の門に、法印不可得あり。不可得、指月院と稱す。利根郡下新田天台寺門派修驗、但馬院九世湛了法印の次子なり。文化元年生る。十三年、同郡須川村寶藏寺の一如採果に就いて得度し、修驗道及び顯密禪を兼修す。文政二年、同郡上津村大重院の十二世に晉山し、同十一年大峯山に登り、行を積む。天保五年、心印一明法印を後住として、職を退き、江戸に出でて赤坂一ッ木明王院住職と爲る。十四年同本寺なる大乘院を兼攝す。嘉永中、米艦の渡來するや、聖護院宮の命を

承はり、青城山に參籠し、天下泰平の祈願を爲す。明治七年、心印一明の遷化に會し、現職を棄てゝ、大正寺に歸住す。十八年四月、病を以て遷化す。年八十二。不可得頗る多技なり。畫を高久靄厓に、和歌を橋本直香に、書を初め鼎齋に學ぶ。後專ら王羲之を慕ひ、其奥旨を究む。業を受くるもの數百人の多きに及ぶ。上毛人、及上毛人物志。

雪城門の松本宏洞

松本宏洞、名は詢、字は子均、宏洞は其號なり。那波郡大正寺村の名族なり、幼にして穎悟、年十五にして五經を誦し、產業を事とせず。夙に大志を抱き、笈を江戸に負ひ、菱湖門の中澤雪城に就いて、書法を學び、福田半香に從うて、畫を究む。偶母氏病めるありて、鄉に歸り、奉侍する數月にして、母氏歿す。乃ち妻を娶り、之をして代つて孝養を父に致さしむ。身再び江戸に遊び、雪城を介して、大橋訥庵の門に入り、經義を問ひ、傍ら都下の名流と文酒徵逐す。前後雪城の家に寄遇するもの數年。其慷慨憂國、人の知る所と爲る。水戸の浪士藤田・田中の黨、義を下野の太平山に唱ふるや、宏洞を邀へて、以て參謀とせんとす。宏洞其事の成らざるを知り、家に老親あるを以て之を辭す。其先見ある此の如し。當時幕吏の物色する所と爲りしも、其進退の方正にして、罪の問ふ可き無きを以て、逮捕を免かる

維新の後、酒井侯、伊勢崎藩知事と爲り、力を牧民に盡すや、管内を巡察して、先づ宏洞の廬を訪ひ、禮遇下問、民事に細及す。宏洞感激、上書して教化の急務たるを論ず。侯嘉納す。是に於て宏洞糧を裹み奔走す。村吏を奬導して、以て學校を設けしめ、遂に廿五所に至る。拮据數年、未だ甞て俸を受けず。自ら謂ふ、力を父母の國に竭す、固より其分なりと。既にして廢藩置縣と爲り、文部省始めて公立學令を發し、私設咸な廢せらる。而して教員たる者、多く其門下に出づるの士なり。宏洞の嚮に江戸に在るや、嵯峨御所の命を奉じ、畫を獻じて激賞せられ、法眼に叙せらる。維新後、又大講義に任ず。宏洞甞て晃山に遊び、七十二瀑を探り、皆其眞を寫し、各係くるに詩文を以てす。近國の名山大川を遍討し、圖畫して以て樂と爲す。著す所の書、詩文稿・憂國微言・活畫論・萍水日乘等ありと云ふ。明治四十四年三月歿す。年八十五。碑文。

雪城門の關根青洲

關根青洲、名は知行、通稱は孝平、青洲は其號なり。甚太郎の長子。天保八年正月十二日、那波郡柴町に生る。資性慧敏にして强記なり。幼より學を好み、兼ねて書を嗜む。甞て弟陽が雪城の手蹟を習ふを見、大に其書風を慕ひ、日夕之を習得す。後江戸に出でて、雪城の門に入り、孜々として勉勵す。終に技堂に入る。

既にして武・上二州及び關西を遊歷し、大に技を練る。傍門人を教ふる數百人に及ぶ。又畫を松本宏洞に學び、波浪の圖に巧なり。蓋し久しく越後の海岸を遍歷して、日々狂瀾怒濤の實寫に得たるなりと云ふ。俳句は廣瀬半湖を師とす。明治十八年鄉に歸り、朝夕筆硯と親む。三十四年歿す。年六十五。(佐渡郡誌。)

六　高林流

高林二峯、字は子述、多四郎と稱す。文政元年、碓氷郡後閑村に生る。幼にして父を亡ひ、五歲出て秋間村田島氏に養はれ、農事に從事す。傍ら傭夫の墨汁を借りて、桑葉を摘み、之に字を習ふ。家主之を戒むるも聽かず。遂に事に託して、家に歸る。又母と與に、安中藩士松本氏に食客と爲る。二峯潜に揮毫して、時々根岸宣將の朱正を乞ふ。翁喜んで佳作ある每に、紙筆を與へ、之を奬勵す。二峯益奮勵し、書道の大家と爲りて、母を安んせんとす。母浮浪書家の世に容れられざるを見て喜ばず。二峯、乃ち商業を以て生活を立てんと決心し、前橋に出て、衡を懐にして、雜貨に從事す。其農家を巡るの際、常に書冊を懐にし、朝夕桑畦入家の

無き所に於て、且つ歩み且つ讀み、歸家の後、又燈下に書を學ぶ、五更に及べりと云ふ。二峯商機に長じ「高買の安賣り」と稱讃せられ、商運俄に發展し、利潤の見る可きありしが、一夜以爲らく、過去三年の利益を計算して、將來の利益を推すに、到底一代の富豪と爲り、天下を壓するに足らず。寧ろ書道を以て、古人を凌駕するの域に達するは容易なりと。深く心に決する所ありしも、秘して露はさず。既にして母逝く。二峯、乃ち牙籌簿冊を一括して、之を利根川に投じ、飄然去つて江戸に至り、菱湖の門に入らんと欲す。到れば昨既に歿して、門人等慟哭の時なりき。二峯落膽良久しうして、旅舍に歸り、自ら奮つて曰く、都下眞に師事す可き無し。今人を師とすると、古人を師とすると、何れか優れるや。吾は寧ろ鍾元常、張伯英を師とし、王羲之・王獻之を友とせんと。夫れより門を閉ぢて、客を辭し、諸法帖を通覽して、其學ぶ可き字を選び、日課を定めて、刻苦勉勵、殆んど寢食を廢する十六箇年に及ぶ。明治十五年の頃、二峯業既に就り、高林流の書法を創出し、居を日本橋八丁堀にトし、門人子弟を教授し、其名遠近に振ふ。其筆法鋒鋩、超逸を以て稱せらる。時に各地を漫遊し、足跡の及ぶ所、絹紙常に席に充つ。而して老健矍鑠として、毫を揮ひ、眠るには即ち几に倚り、覺むれば即ち復毫を執る。未だ嘗て足

高林五峯

を横へて、褥に横臥せし事なし。其精力の絶倫なる驚く可し。明治三十年八月、日本橋區北島町三十一番地の自邸に歿す。年七十九。嗣子五峯亦書を能くす。

〔清水郁鎭・土屋土毛人。〕

五峯、名は寛、字は子栗、幼名は栗太郎。文久元年十月七日、日本橋北島町に生る。幼にして神童の稱あり。年甫めて四歳にして、方丈の字を書す。八歳經義を講じ、十歳漢詩を賦し、漢文を屬す。見る者皆驚嘆せざるなし。五峯、初め父の薫陶を受く。其詩を作るや、朝起して食前に十絶句を得ざれば、朝餐を與へず。其書を繙くや、尺度を以て、書冊の高低を度り、日課を定め、之を全うせざれば、就寢を許されず。若し倦退の色あれば、忽ち鞭撻を加ふ。竹杖折るれば、代ふるに棍棒を以てせりと云ふ。五峯の未だ十歳に滿たざる時、昌平黌儒官佐藤立軒、偶〻五峯が音吐朗々として詩經を誦するを聞き、後世畏る可しと爲し、自家藏する所の二十一史、及び珍襲の書冊を擧げて、五峯に貸與し、縱に通讀せしむ。是に於て五峯、經義を立軒に、詩を植村蘆州に、文を蒲生星海に問ひ、螢雪益〻努む。五峯、初め書道を父に受く。旣にして本朝上代の能書、及び尊圓法親王・大橋重慶の諸流に取り、漢字は周秦漢魏を始め碑碣法帖に就いて研究し、自ら一機軸を出す。篆隷楷行草

に加ふるに、假名字に至るまで、精熟せざる無し。五峯、父の後を繼いで門人を教授し、徒弟次第に多きを加へ、名聲遠近に振ふ。上毛及上毛人。

七　持明院流

森田梅園

群馬郡上野田村の人森梅園、嘗て京都に往き、持明院家に就き、書法を受く。梅園、名は重信、字は貞卿、通稱は四郎兵衞。家世々農なり。功勞ありて帶刀を許され、士格に昇る。性學を好み、書畫を好くす。書道の門生百を以て計る。且才略あり。業を興し、家聲を盛にす。天保年間、官に請うて堰を上原・瀧澤の間に開き、本村及び下野田・小倉の三村に漑ぐ。更に越戸・平石・溜井等の地に開し、以て其土の人を惠む。業務の暇、躬ら簣を執り、假山を庭中に起し、水を引きて其跡に繞らし、嘉木を植ゑ、奇石を置き、一亭を葺き、遊息の所と爲す。右に赤坂を望み、左に黑髮を睨す。因つて名づけて了山と曰ふ。詩歌を善くし、十二景を吟出して、之を樂み思を遣る。既にして老し、復た塵事を省みず。文久二年七月廿五日歿す。年七十九。男梅子重謙繼ぐ。墓誌。

弘賢門の森田梅子

八　弘賢流

幕府の祐筆屋代弘賢、筆札を善くし、專ら皇朝の上代を修し、又自ら一家を爲す。森田梅子、其門に出づ。梅子、名は重謙、通稱は門右衞門、梅子は其號なり。文化八年生る。初父梅園に就きて、其書法を學び、門人百を以て數ふ。梅子、資性孝慈、克く先業を守り、心を經濟實踐の道に用ふ。暇あれば書畫文墨を以て自ら樂む。書を屋代弘賢に、畫を狩野了承に學び、共に精妙に至る。天保中、志を發し、父重信と謀り、力を盡して溝渠を鑿し、遠く瀧澤の水を引く。延長殆ど一里餘、之を田に灌ぐ。居村並に小倉・下野田の二村、與に涸乾を免かれ、梅子が餘澤を被るもの百餘町歩に及ぶ。明治四年九月二日歿す。年六十一。男重壽繼ぐ。（上毛偉人傳。）

文政年間の書家

九　文政年中の書家

文政年中刊行の關東諸家人名錄に見えたる上毛の書家は、左の如し。

書家	下仁田當時江戸	市川三亥	米庵（名三亥、字孔陽）
詩學書畫鐵筆	和田山	∴學道人	漣亭（名蓮、字藕孫）
書	小野子	飯塚松童	（漣亭男）
詩書	榛名山	一宮内記	儉齋
詩書	境野	法性院	雪堂（名宗載、字考卿）
書	元宿	本正院	巣居（名融淨、字孤山）
書	津久田後京都	知足院	無幻（名光旒、字公冕）
書	相生		兆齋
書	伊香保	大島甚左衛門	鷹浦（名義、字與比）
書		小川兵庫	錦齋（名淳、字舜民）
詩書	山子田	岡部玄諄	節齋（名溫）
書	高崎	梶山安平	懶窩（名彭、字伯彭）
醫書	中之條	吉田尙敬	
書	桐生	田村梶女	
醫業詩學書	桐生	津久井松宅	雨亭（名潤、一號竹香齋）
書詩	會木	中山權右衛門	簡齋（名環）

詩書畫　伊勢崎　柳田鼎藏　俠齋(名眞、字禮翼、一號環翠堂)

書　山田　町田重五郎　延陵(名清興、字子孝)

書　大間々　諷齋

詩書鐵筆　和田山　極樂院　清宣(名在眞、字月如)

詩學書　桐生　栗田安兵衛　逸齋(名郎、字月嗣)

書　芝　青柳猪太郎　爽齋(名贊、字子緣)

詩書　桐生　佐羽角之助　南溪(名夢槐、字柯王)

書山水　板鼻　木島重兵衛　認齋(名僩)

醫詩書　赤岩　湯本傳左衛門　省齋(名德清、字歸愚)

詩書　境野　下山五郎左衛門　藍齋(名晋、字康侯)

詩書　大原　椎名半次郎　確齋(名經、字大禮)

詩書　林　上如院　如是(名義英、字公秀)

閑人詩學書　高崎藩　菅谷喜兵衛　歸雲名清成、字伯美、一號五瀬)

同八年刊行の當時諸家人名簿に見えたる、上毛の書家は、左の如し。

詩書畫　榛名山　一宮内記　倫齋(名崇、號摩訶道人)

詩書　榛名山　一宮外記　敬齋(名重依、字君理、號雲亭)

書家	下仁田當時江戸	市川三亥	米庵（名三亥、字孔陽）
詩學書畫鐵筆	和田山	∴學道人	漣亭（名蓮、字藕孫）
書	小野子	飯塚松童	（漣亭男）
詩書	榛名山	一宮内記	儉齋
詩書	境野	法性院	雪堂（名宗載、字考卿）
書	元宿	本正院	巣居（名融淨、字孤山）
書	津久田後京都	知足院	無幻（名光旒、字公冕）
書	相生		兆齋
書	伊香保	大島甚左衞門	鷹浦（名義、字輿比）
書		小川兵庫	錦齋（名淳、字舜民）
詩書	山子田	岡部玄諄	節齋（名溫）
書	高崎	梶山安平	懶窩（名彭、字伯彭）
醫書	中之條	吉田尙敬	
書	桐生	田村梶女	
醫業詩學書	桐生	津久井松宅	雨亭（名潤、一號竹香齋）
書詩	會木	中山權右衞門	簡齋（名環）

詩書畫　伊勢崎　柳田鼎藏　俟齋(名眞、字禮翼、一號鑽翠堂)
書　山田　町田重五郎　延陵(名清興、字子孝)
書　大間々　諷齋
詩書鐵筆　和田山　極樂院　清寶(名在眞、字月如)
詩學書　桐生　粟田安兵衛　逸齋(名郎、字月磵)
書　芝　青柳猪太郎　爽齋(名督、字子緣)
詩書　桐生　佐羽角之助　南溪(名夢槐、字柯王)
書山水　板鼻　木島重兵衛　訒齋(名倜)
醫詩書　赤岩　湯本傳左衛門　省齋(名德濬、字歸愚)
詩書　境野　下山五郎左衛門　藍齋(名晋、字康侯)
詩書　大原　椎名半次郎　確齋(名經、字大禮)
詩書　林　十如院　如是(名義英、字公秀)
聞人詩學書　高崎藩　菅谷喜兵衛　歸雲(名清成、字伯美、一號左衡)

同八年刊行の當時諸家人名簿に見えたる、上毛の書家は、左の如し。

詩書畫　榛名山　一宮内記　儉齋(名崇、號摩訶道人)
詩書　榛名山　一宮外記　敬齋(名重依、字君理、起雲亭)

業醫書　伊勢崎　今村紹甫　兼外（名教、字紹、捿雲堂）
業醫書畫印刻　中之條　池田宗甫　澹山（杷黄洞）
書畫風流　高崎　池上庄三郎　東昌（順天）
書風流　上武士　池田友吉　風光（字遊山、號洛浦齋）
書　茂呂　石原佐吉　騰雲（廣江亭）
書生花　館林松原　石原佐吉　陸貞
書篆刻　高崎　服部紋治郎　擇齋（名霞峯、字學山）
書　下武士　法光寺　吐龍（流觀舍、靜雲齋）
書風流　蓮沼　東林寺　隆教（英範）
書生花　粕川　富岡唯助　瓊山（名光、字伯陵）
好書畫　前橋　隆興寺　太應（雨笠）
業醫詩書畫　前橋　大澤信安　巣窩（名雄、字讓賢、金洞古屋）
業醫書風流　尾島　大谷謙益　活玄（名信純、掬月、一號閑齋）
書挿花盆景　高崎　川郁庄三郎　玉矩（歡堂）
書　館林日向龜井房五郎　耕幽（蘭岩亭）
書風流　館林川端金子平司　光道（義峻齋）

書畫印刻　一ノ宮　田文平　甘谷(名維寅、字子貞、一號栗齋)

書　原町　田部惠助　纖研(名潤、字生々翁)

書　太田　高橋直次郎　松峯(高月亭)

書畫歌音樂　曾木　中山手卷　簡齋(名白瑛、字雲環、號雲洞)

業醫書畫生花　德澤　奈良右門　峻澤(名光龍、字文司、號一德齋)

業醫詩書　前橋　中島松周　棗園(名篤、字仁學)

業醫書風流　前橋　中澤子雲　清白(名灝、聽松亭)

書　坂本　永井善左衛門　如水(文雅)

書　館林　内田幸八郎　陸禁(廣明齋)

詩書畫俳諧　前橋　黑崎長右衛門　潭庭名曉、字堯臣、號東隣)

書畫　下仁田　杉原喜兵衛　文彭(名庸憲、號峯庵)

一〇　書風末攷

蕗生崇城、名は義寛、字は子海、通稱は高十郎、崇城は其號なり。世〻新田郡阿佐美村に居る。忠平の子にして、安政五年十二月二十九日生る。少より學を勵み、小

野湖山に師事す。而して嗜む所は臨池に在り。大沼蓮齋に從つて其技を學び、一波一磔、焦心苦慮す。各〻精熟を待つて、而して後已む。此の如きもの數年、古法書にして、歷涉して浸漬せざるは無きなり。尤も楷行に長ず。甞て村長に推され、縣會議員に選ばれ、後東京に客寓す。常に當世の名家文雅の士に交遊す。既にして田里に歸り、澹洲の村莊に居り、賦詩弄翰を以て娛と爲す。復世事を問はず。此より紫城の技日に進む。名聲遠近に聞え、其の門に遊ぶ者多きを加ふ。明治四十二年二月八日歿す。年五十三。（碑銘。）

多賀谷向陵

多賀谷向陵、名は瑛之、字は伯華、通稱は貞吉。那波郡下道寺村の人。江戶に出でて、四谷左門町に住し、書を以て知らる。寬政六年、關孝和の碑文を書す。又不忍畔の櫛淵虛冲軒の碑文は、其揮筆にかゝる。向陵の男醉雪、畫を以て聞ゆ。（人物志。）

菅谷歸雲

菅谷歸雲、名は淸成、字は伯美、歸雲は其號なり。家世〻高崎の藩士たり。淸乘の男。寶曆四年十二月、江戶に生る。祿五百石を食む。歸雲、文武に長じ、性剛直、權威に屈せず。爲めに世に容れられず。行路動もすれば艱難多し。詩書共に秀で、殊に書名は當時に鳴る。甞て君侯の額を書するを見て、之を批評し、頗る其怒に觸れ、歸雲の祿を奪ひ、更に祖父に百石を賜ふ。文政六年八月十二日、高崎に歿

す。年六十七。同地赤坂長松寺に葬り、靜憲松夢と諡す。（上毛偉人傳。）

木内晋齋、名は直養、字は小活、幼名は武平太。又別に青苔・日厚樓・蕉坪・卷石道人等の號あり。利根郡入須川村に生る。家世、農を業とす。父六左衛門（治勝）書を能くし、又俳諧に長ず。故を以て、手習師匠たり。晋齋父に就いて、書・俳諧を學び、且つ詩・歌・篆刻・挿花等を能くす。就中書及び篆刻に妙なり。明治維新後、學校に教鞭を取ること多年、明治三十八年歿す。年六十八。（上毛及上毛人。）

此他群馬郡上野田の森田梅園、桐生の玉江、新田郡太田金龍寺の由良靈松、（明治十九年歿す。年六十六。）高崎大雲寺の小林石華（明治廿二年歿。）桐生の望月福子（田村梶子の門人、二代目松蘿堂と稱す。明治四十二年歿す。年七十一。）等多し。

第二項　繪畫

一　狩野派

狩野介信（名は鶴信、緒川と號す。）は畫法を父種信（融川門人、加州侯に仕ふ。）に學ぶ。其門に上毛の人鈴木不求あり。不求、名は義寛、狩野家の號を得、良信と曰ふ。佐位郡茂呂村の人、元

鈴木春山

祿十六年生る。長じて學を好み、發憤して手に卷を釋てず。嘗て竊に壁に題して曰く、自ら道を直うするのみと。志を勵すもの已に此の如し。博く衆藝を修め、尤も丹青に善し。昔日の狩野探幽の筆蹟を學び、圖寫特妙なり。享保年中、江戶に遊ぶ。既にして舟川に謁す。兼ねて眞草書に工なり。亦擊劍・射藝及び戰術を學び、皆其奧旨に通ず。故に鄉里の貴ぶ所と爲る。然れども其廉隅を修めず、名聲當世に微なり。性清虛寡欲にして、自ら推恕を以て人に接す。伊勢崎侯酒井下野守、奇才の民間に落つるを愍み、招いて以て門下の畫工と爲す。故に官に事ふる十餘年なり。後其子義直をして業を繼がしめ、茂呂村に閑居し、不求居士と號す。安永四年五月三日卒す。年七十三。次男春山、初名は義直、後宣得と更む。元文三年、茂呂村に生る。少にして學を好み、長じて益〻志を勵まし、衆藝を博綜す。最も丹青に長ず。江戶に遊びて、狩野春笑を師とし、其妙域を極むるを得たり。其餘技書法・擊劍・拳法・地圖等、皆其奧に至る。故を以て名一時に高し。嘗て從學する者二百餘人。春山性溫にして寡欲、華麗を好まず。人に接するに及んで輙ち疾言なし。姿色淡然、其性に順ふのみ。嘗て父の業を繼ぎて、伊勢崎侯に仕へ、屢〻功勳あり。官に處る四十餘年。老を以て致仕し、自ら良寬居士と號

す。文化十一年八月廿六日卒す。年七十七。舍北東鴨足樹の下、先塋の次に葬る。長子松山名は宜周。亦畫を能くす。碑文。

狩野派の山崎石燕

山崎石燕、名は興虎、字は子虎。通稱を源藏と云ふ。別に君山・吾川・臥雲亭等の號あり。重郎左衞門の第二子。寶永六年、群馬郡北牧村に生る。幼にして學を好み、下仁田の高橋道齋に學び、後笈を江戶に負うて、井上金峨の門に入る。研究數年にして國に歸る。石燕經詩を學ぶの傍、狩野家に就いて繪畫を學ぶ。丹青金碧極彩色の人物畫を得意とし、花卉・翎毛之に次ぐ。筆致は力めて氣品風格を寫し、必ずしも精巧妍美を求めず。天明五年六月三日歿す。年七十七。雙林寺に葬り、心操石燕居士と諡す。著す所石燕一家言あり。上毛及上毛人・人物志。

探信門の上野探雲

狩野探信の門に上野探雲あり。探雲名は守照。甘羅郡野上村の人、佐藤三郎右衞門が長子なり。幼より畫を好み、父母に疎んぜらるゝも、其志を改めず。遂に家を出でて、江戶に至り、探信の門に入りて修業す。最も花鳥に巧なり。既にして鍛冶橋なる幕府の繪所に入り、西丸普請の時、揮毫頗る力む。爾後畫名四方に遍し。京都より上野法眼の位を賜ふ。依りて人呼んで上野探雲と云ふ。後七日市藩前田侯、十五人扶持を與へ、給人格に召抱へ、御筆留と爲す。文化九年五

月二日歿す。年八十八。同村長福寺に葬り、金勝院信解法眼守照居士と諡す。上毛偉人傳。

探雲門の今井芳川

探雲の門に今井芳川あり。芳川、名は光忠、通稱を與兵衞と云ふ。利根郡川場湯原村の人。良信が子なり。文化十三年四月十七日生る。幼より畫を好み、初め探雲に學び、探雲歿後は、北越地藏堂の芳齋に就いて修業す。爾後各地を漫遊す。晩年家に歸り、碓河閑人と號し、門人頗る多し。現今同郡にて畫法を知る者、多くは芳川の門より出づと云ふ。明治十六年四月三日歿す。年六十八。上毛及上毛人。

二　南湖派

春木南湖と上毛

北宋畫を以て、文晁と併せ、天下の二老と稱せられたるを、春木南湖と爲す。南湖嘗て上毛に遊ぶの日、途中午にして數人あり、路を遮る。皆弊衣垢裳、或は袒、或は素裸、便輿を携へて迫り、之に乘らしむ。南湖以爲らく、是れ必ず山賊ならんと。而かも避く可からず。暫く其爲す所に任す。既にして山中に到れば、林中氈を敷き、筆硯を備へ、畫く可きの設あり。衆皆頂を垂れて曰く、我等先生の盛名を聞

く久し。然れども馬夫輿丁の輩にして、迎へ接するの席なく、又潤筆の資なし。今此の如くするは眞に先生の揮毫を冀ふに在るのみと。南湖意始めて解け、乃ち毫を採り畫を作りて衆に與ふ。衆大に喜び、南湖を送る十數里、以て揮毫の謝となせりと云ふ。南湖の門に前橋の人森東溪・金井烏洲あり。

南湖門の森東溪

東溪、名は萬、字は子草、東溪は其號、又白雲行者の號あり。晩に自ら藍園翁と稱す。金六の長男なり。天明三年、江戸に生る。少くして畫を好み、初め南湖に學び、後文晁及び其門大西圭齋に就いて畫法を究む。後弟謙と與に、相携へて江戸を去る。謙は玉岡と號し、詩書を善くす。時人之を呼んで、書畫兄弟と云ふ。既にして東溪居を前橋に卜す。終に藩主松平侯の御抱繪師と爲る。畫は山水・唐人物を得意とし、筆力頗る豪放なり。常に大白を取りて酒と親み、晩に中風を病み、安政四年九月廿四日歿す。年六十五。前橋芳町東福寺に葬り、快光東溪居士と諡す。其描ける前橋龍海院の襖繪は東溪一代の大作と爲す。（上毛及上毛人。）

森霞巖と[illegible]

東溪の子霞巖、名は恭、字は倹譲、寅三郎と稱す。霞巖は其號にして、別に白雪堂主の號あり。天保十三年前橋に生る。亦畫を父に學ぶ。初め天嶠と號し、寺小屋を前橋紺屋町に興せしに、來り學ぶ者百數十人に及べりと云ふ。又前橋に桃

井小學校の創設さるゝや、霞巖選ばれて教員の一人たり。屢〻東都に遊び、川端玉章・橋本雅邦と交る。晩年中風を患ひ、歩行自由ならず。長子廣陵東京に出づるに及び、勢多郡桂萱村上泉なる玉泉寺に在りて、彩管を執る。明治卅九年東京に移り、廣陵の家に居る。四十一年七月十二日歿す。年六十七。前橋東福寺に葬る。霞巖人と爲り謹嚴にして、苟も膝を崩さず。體容肥大にして、晩年全く歩行を能くせず。父東溪に受くる所の畫法、主として花鳥・人物を描く。性巧思にして、木石刻畫を爲し、詠歌劍道亦見るべきあり。門人に藤井龜巖・町田直巖・竹泉巖松・吉田東巖・阿部霞堂等あり。長子廣陵、名は廉、字は子廉、廣雲閣主人・廣雲山人等の別號あり。明治卅五年東京に出て、寺崎廣業を師とす。其描く所の畫屢〻展覽會に賞を受く。大正十年一月十二日歿す。年四十八。淺草海禪寺内靈梅軒に葬る。（上毛及上毛人。）

金井烏洲

南湖門より出でて、其氣品と筆致の妙とを以て、師を凌ぐの概あるを金井烏洲と爲す。烏洲は我上毛古今を通じ、藝林稀覯の偉人と爲すに躊躇せず。烏洲初名は時敏、後に泰と更む。字は林學、通稱は左忠太、後に彥兵衞と更む。烏洲は其號、又別に白沙邨翁・小禪道人・獅子吼道人・朽木翁等の號あり。俳人萬戶が子なり。

寛政八年、佐位郡島村に生る。人と爲り溫厚沈毅、古君子の風あり。幼にして文學及び畫事を好み、南湖及び多賀谷醉雪に就いて學ぶ。又宋元明の諸家筆蹟を探り、悟得する所あり。而して家兄莎邨に從つて、古賀精里の門に入り、經義を究め、又詩を菊池五山に學ぶ。島洲一夕以爲らく、夫れ畫は心の花なり。心の培養その宜しきを得ずんば、畫も亦研精ならず。而して自己本來の心鏡を研磨せんには、禪に入るより可なるは無しと。龍海院の奕堂和尚に參禪し、大に心田の開拓に努む。時に島洲三十五歲頃の事にして、是より復舊時の人に非ず。其畫技も亦古態を蟬脫し、一生面を開くに至れり。天保三年、三十七歲にして旅裝を整へ、邑人田島梅陵(通稱彌平)と共に、一管の筆を載せて、西遊の途に就く。其京師に入るや、先づ賴山陽を水西莊に訪ふ。滯京月餘、互に手を把つて、勤王の大義を語り、動もすれば流涕汎瀾たりしを覺えざりきと云ふ。遂に其介を得て、杏坪・小竹等の名流と追隨するに至れり。又樸巖禪師を宇治黃檗山に訪うて、方外の交を結び、或は詩仙堂に遊び、彷徨時を移せり。それより南都に入り、杖を和州月瀨に曳き、京に歸るや、月瀨畫卷二卷を作る。山陽・小竹の諸老皆之に題跋す。是れ同年三月下旬の事なり。島洲の山陽・小竹に親炙するや、畫風頓に蒼秀の氣を鼓動し來

る。蓋し是れ烏洲繪事の大成なり。四月天橋立に遊び、五月岡山に入り、讃岐屋島に渡り、其下旬鞆津を經廣島に出で、三篠川の水樓に留まる旬日。到る所に眞景を摸寫し、又文雅の士と交遊す。尙ほ長崎に遊び、轉じて支那に入らんとせしが、偶〻父萬戶翁、家に在りて病めるを聞き、驚いて家に歸る。至れば則ち既に及ぶ無し。烏洲悲嘆慟哭するもの累日、其喪に服する三年。是より意を絕ちて、復遠く遊ばず。烏洲交友せし所、皆近代の名家碩學なり。西には杏坪・小竹、東には栗山・二洲の名流に追隨し、師兄として尊重せし精里・五山・南湖・醉雪の外に、詩に於ては星巖・詩佛と交はり、畫に於ては文晁・華山・靄厓・逸雲・鐵翁・梅闢・嵐溪・隆古・雲峯・雲山等と交遊す。中に就き梅闢・嵐溪は烏洲を畏兄と爲す。烏洲勤王の志あり。豫て高山彥九郎の志を慕ふ。嘉永六年、米艦浦賀に渡來するや、竊に同志と與に浦賀に至り、謀議する所ありしが、幕府の警戒頗る嚴なるを見、一面には其黑船なる者の敢て杞憂する可きに非ざるを觀破し、一詩を賦して歸る。爾來密に大義名分を說き、志を四方の志士に通じ、以て討幕論を鼓吹す。因つて勤王論者にして、幕府の嫌疑を避けんと努め、事を繪畫に託して來り投ずる者あれば、有らん限りの力を盡して、之を保庇し、又は周旋する所ありき。烏洲老年に及ぶや、閑雲野鶴

島洲門の天田熊郊

を伴とし、往く所として自適せざる無し。嘉永六年秋、末男之恭を拉して、晃山の淨土院に客寓するや、黄葉白水に逍遙し、自ら筆を執つて無聲詩話一卷を編し、大に和漢の畫家を論評す。此外其著述する所、無聲詩蛆及び探芳掲翠帖、世に行はる。嘉永の末年、中風症を病み、安政四年一月十四日歿す。年六十二。其先塋の次に埋葬し、林學院島洲泰翁居士と謚す。大正七年秋、特旨を以て從五位を追贈せらる。六男四女あり。長子杏雨、書畫を能くせしが、先つて歿す。次子芸林、井上氏を繼ぐ。三男之恭、別に傳あり。門人力丸嵩嶽・天田熊郊の二人を首とし、栗原東陽（通稱順庵、伊勢崎の人）・大島翠崖（初め喜兵衛、後喜六、前橋の人。）・横川霞洞（初め重右衛門、後重七、）・福田乾外（通稱甚兵衛、桐生の新町人、）福田笠野（通稱森太郎、隱居後は盛、）等あり。

天田熊郊、名は中德、字は和卿、小字は竹次郎、後源兵衛と更む。熊郊は其號なり。佐位郡小此木村の人。幼より文墨を好み、初め南湖に就いて、畫法を修む。後島洲を師とし、傍ら和漢の名蹟に法り、而して別に一新機軸を出す。最も山水花鳥に巧なり。明治九年十二月歿す。年八十一。其門に松本玄洞・細田松堂あり。人物志。

秋暉門の岡本梅坡

三　秋暉門

岡本秋暉の門に金井梅坡あり。梅坡名は馨、字は降雪。高崎の人。幼より畫を好み、草双紙等の挿圖を臨摹して、以て自ら娯む。十三歳、藩士矢島乾庵に就學す。十八歳、故あつて郷里を脱し、吾妻郡草津に至り、宮島竹坡の門に入る。益〻繪畫を專攻す。安政三年、竹坡の紹介に依り、秋暉に師事す。慶應年間、高崎にて讀書・繪畫を教授す。入門する者三百五十餘人。明治五年、新に學制の頒布するに及びて、私塾を閉ぢ、專ら後素に從事す。且つ大字を善くし、揮毫者門に滿つ。後本縣師範學校に教鞭を執り、次いで大藏省に奉職せしが、十四年之を辭し、專ら風月を友とし、詠歌を以て樂とす。其妻は武居世平の女なるを以て、土屋老平が董庵を襲ぎ、三世董庵を稱す。明治三十八年二月十二日歿す。年七十五。同地大雲寺に葬る。門人渡邊梅堤を其長女に配し、家を繼がしむ。門人林晴軒、通稱は盛太郎。前橋の藩士たり。安政元年、江戸に生る。石川町に住す。晴軒、後洋畫を高橋由一に、南畫を大庭學僊山口縣人に學び、各〻造詣あり。師範教育に從事する前後三十二年、大正五年歿す。年六十三。人物志。

四　丸山派

南嶺門の池上東昌

丸山派の畫家鈴木南嶺の門に、池上東昌あり。東昌、字は順天、通稱は庄藏、家號を池田屋と號す。高崎寄合町に染物を業とす。安政五年歿す。年六十一。大信寺に葬り、泰譽良哲道順と諡す。其遺蹟としては、維摩像一幅同寺に藏す。上毛及上毛人。

五　華山と其門派

渡邊華山と桐生との關係

渡邊華山は我桐生と淺からざる關係を有す。而して華山が曆、上毛に足を入れたるは、全く此關係に本づく。今其次第を略記せんとす。桐生の織物買繼商岩本茂兵衞、初め江戸なる岩木桝屋の織物買繼商玉上甚左衞門と云へる桐生の老舗に仕へ、後納簾を分けられ、町内に營業す。華山の妹茂登子は、三代目茂兵衞に嫁す。茂登子が姑はもと遊女にして、二代目茂兵衞に請け出されて、其後妻に

座りたるものなり。茂兵衛夫妻の母に仕ふる懇切鄭寧を極め、孝養至らざるなし。而して朝夕腫物に障るが如き思ありきと云ふ。其間茂登子は、克く母の機嫌を取り、終始一貫、一たびも苦痛を面に顯はさざりき。茂登子岩本家に在りて、男子を擧ぐるや、華山江戸より來り、數日間滯在せり。其後も數回來桐し、地方の人士と特別の交際ありしは想像に難からず。華山が茂登子に遣したる狀の中に「內々かき置候繪を賣り捌き度候。これは孝養の爲にて候。これにて日々の魚の料、寒のしのぎ致す心願なり」とあるを見れば、妹の手にて其畫を桐生に賣込みたるは明かなり。月下鳴機圖、婦人行水圖、何れも名幅にて、今同地に藏すと云へるは、或は此時のものなるか。左に非ざるにもせよ、滯桐中揮毫の事、華山の毛武遊記に見えたれば、其畫の此地方に流行したるは當然なり。而して當時華山の脫俗風韻ある作品の喜ばれて、同地愛畫の上に一刺戟を與へたるは事實なるべし。要するに華山が特別關係を有して、桐生に往復したる事實は、畫事を敍するに際して、亦見遁す可からざるものと考ふ。

華山と門人香玉

華山の直門たる上毛人は甚少しと雖も、其門に出でたる椿山・半香に師事したるは、相當多かりしものの如し。先づ直門の齋藤香玉を述べて、而して後夫等の

椿山門の神保雪居

事に及ばんとす。香玉名はよの、晩年聽鶯室女と號すと云ふ。緑野郡緑野村代官齋藤傳兵衛請貞の女。文化十一年生る。幼より繪を好み、常に描寫に沒頭す。二親其志の奪ふ可からざるを知り、華山に託して内弟子と爲す。（一說に、最初は狩野勝川に入門し、十三歲の時は陽川と號し、篤信を名乘れりと、其落款の書今存す。）時に十歲。香玉、天賦の畫才あり。華山大に之に囑望す。既にして水戶の立原萬の女春紗も入門し、華山門の雙玉と稱せらる。既にして師華山の幽閉に遭ふや、香玉寢食を忘れて奔走し、百方其寃を解かんとす。華山其志に感じ、長文の手柬を送りて、謝意を表す。平井村三島神社の格天井は、香玉の描く所と云ふ。惜いかな華山歿後の事蹟を傳へず。或は云ふ、中年の頃一たび他に嫁せしも、畫に遊ぶ能はざるを嘆き遁れて家に歸ると。又云ふ、夫に死別して以來、獨身にて世を終ると。明治三年三月廿九日歿す。年五十七。一德院香玉妙養大姉と謚す。寺は父を葬りたる牛込寶泉寺ならんか。（上毛及上毛人。）

椿山の門に、神保雪居・矢島群芳・宮杉槐蔭あり。福田半香の門に、青木翠山あり。雪居、名は親道、通稱は要藏。別に梅守園の號あり。群馬郡金古驛の人。和歌・國典を橘守部に、詞章を安中文璞に學ぶ。又橋本直香に交はる。直香の上野歌解を上梓するや、雪居が盡力する所頗る大なりきと云ふ。椿山に私淑し、其法を倣

ひ、殊に墨梅に工なり。州内の文人墨客との交遊多し。門人三百餘人あり。明治二十三年歿す。年八十二。上毛及上毛人。

椿山門の矢島群芳

矢島群芳、名は行善、字は仲恭、通稱は直記。別に煙壑・百華・鳥汀漁人等の號あり。高崎の藩士兵左衛門の男。寛政十年、江戸の藩邸に生る。幼にして畫を好み、初め大西圭齋に師事し、後椿山の門に入る。其伎頗る堂奥に入る。知人其伎を賞揚するも、群芳敢て喜ばず。常に人に語つて曰く、苟も士たる者、須らく文武兩道を兼修し、以て他日國家有用の日に備ふ可し。此二道に通せざるは眞の武士に非ず。我幼より繪畫を好むも、是れ只餘技のみ。故に平生武術の練磨を怠らずと。故に群芳が武學・武技、實に餘技に優り、傍ら禪を修め、心膽を鍛錬す。其四方に周遊するや、筆管と竹刀とを携帶し、毎朝晨に起き、竹刀を振つて大に英氣を養ひたりと云ふ。繪は着想運筆、凡て穩健にして、一種の風韻あり。描く所特に花鳥に巧にして、就中鶴を得意とす。其畫名の秋暉に及ばざるは、世の畫工として待遇せらるるを嫌ひ、多作粗製を避け、名利に恬淡なりしに因れるならんか。其江湖に在る四十餘年、藩侯其名を惜み召還せりと云ふ。晩年彩管を揮ひしも、多くは藩士の請に依るものに過ぎず。明治二年七月、龍見町の自宅に歿す。年七

十一。片岡郡石原村永福寺中先塋の傍に葬り、畫雲と謚す。養子安定、家を襲ぎ、本姓一井氏に復す。（上毛及上毛人・人物志。）

宮杉槐莽、名は直親、小字は千賀藏。野州都賀郡部屋村の人、篠崎義德の男。八歳の時、館林の人宮杉久藏の養嗣と爲る。十七歳にして町年寄見習に推さる。天保八年父歿し、其後を襲うて町年寄と爲る。嘉永六年、米艦浦賀に來るや、海內騷然たり。諸藩兵を派して邊海を戍る。館林藩、命に應じ、先發隊既に江戸に在り。家老大陽寺典膳、途に上らんとす。而して戎器乏しくして果さず。時に寺社方下役川島正景、町檢斷青山四郎三郎、及び槐莽等相謀り、大砲數門を新調し、以て獻る。典膳之が爲めに任を全うするを得たり。後檢斷・戸長・少講義等に歷任し、在職四十八年に及ぶ。官其功を賞し、佩刀及び章服を賜ふ。明治十四年、六十四歳を以て退隱し、專ら風流を事とす。最も丹青を善くし、初め椿山を師として墨蘭を學ぶ。後幡然蹶起して、寫生に努力す。昆虫・草木・禽獸等、皆其眞を寫す。其精巧細纖なる、入神の域あり。人と爲り濶達にして、善く勤め善く讀し、又善く飮み善く歌舞す。人に接するに城府を設けず。鄕黨の敬慕する所と爲る。明治二十五年歿す。年七十五。覺應寺先塋の次に葬る。（邑樂郡誌。）

半香門の青木翠山

福田半香の門に、青木翠山あり。翠山、通稱は翠治、初め蓬齋、後翠山と號す。勘七の男。天保十三年、沼田に生る。幼時平等寺の住職井上無蓋に就いて學ぶ。性畫を好み、家貧なるを以て、紙鳶繪・羽子板繪を描きて、生計を補ふ。城主土岐侯、其孝行を賞し、扶持を給せらる。繪畫の技漸く進み、江戸に出でて半香の門に入る。椿山・琴石等と往來し、研鑽年あり。其交遊する所は和亭・楓湖・草雲等なり。翠山、花鳥を得意とし、墨竹にも妙なり。明治二十四五年の交、其畫を博覽會に出陳して、賞を受け、爾來聲價大に揚がる。餘技に版畫あり。翠山眼疾を患ひ、初め隻眼を失ひしも、尚隻眼能く丹青の妙を極む。而して畫才漸く圓熟に至りて、兩眼終に明を失ふ。明治二十九年十二月十三日歿す。年五十五。平等寺に葬り、瑞雲軒釋翠山居士と諡す。養子香葩繼ぐ。人物志。

六　文晁派

永海及関林門の上杉雲涯

上杉雲涯、名は祐眞、字は法雲、雲涯は其號なり。碓氷郡板鼻驛の修驗者なり。年甫めて六歲、花木・禽獸・蟲魚を描く、頗る老成の風あり。神童と稱せらる。初め

閑林門の上杉閑峨

閑林門の森村采園

丹青の法を佐竹永海に受け、後岡田閑林に學ぶ。少壯漫遊を好み、日本全國の過半を遊歴し、山水の勝景を寫生し、交を諸大家に結ぶ。名聲漸く著はれ、揮毫を乞ふ者門前常に市を爲す。慶應三年五月歿す。年五十三。其生前受托の揮毫、絹紙併せて五百葉を遺せりと云ふ。（大日本名蹟圖誌。）

雲涯の弟閑峨、名は祐興。七歳の時、江戸に移住し、岡田閑林の門に入り、畫を學ぶ。天賦の才筆妙を得て、最も彩色に工なり。當時雲涯と與に、聯璧の稱あり。弘化二年、兩國河内樓に書畫大會を開き、文人社會に名を知られんとして、不幸病に罹り、安政元年十一月歿す。年二十七。（大日本名蹟圖誌。）

森村采園、名は嘉教、通稱は米治、采園は其畫號なり。桂兵衞の男にして、二世老松館濃素の弟なり。享和元年、佐位郡連取村に生る。幼より畫を好み、初め伊勢崎藩士下山玄涼（茂左衞門）に就いて學びしが、玄涼、足利に退去するに及び、笈を東都に負ひ、閑林に師事す。畫道次第に進歩し、其奥義を極む。歸郷の後は、需に應じて雄渾の筆を揮ふ。天保三年分家し、明治六年三月廿八日歿す。年七十三。先塋の次に葬り、酉開院采園壽教居士と諡す。遺作品に伊勢崎町華藏寺八方睨の龍、同町本光寺藏涅槃像、連取村寶幢院正門二仙女圖、山田郡仁田山白瀧姫像等あり。

常南梅關と白井双林寺

根本常南、名は言成、字は匡輔、常南の人なり。故に常南を以て號とす。少にして頗る任俠悻直にして、寡交なり。既にして節を折り、畫を喜ぶ。畫に師承無し。元人を範とし、志は獨り生面を開くに在り。邱壑磊犖、人物清高なり。所謂骨を以て勝つものなり。弱冠にして兩京及び諸邦に遊ぶ數年、後仙臺に流寓する最も久し。從遊する者甚だ多く。嘗て誠拙禪師に從ひて祝髮し、更に言成と名く。文化八年、偶〻上毛に遊び、白井の雙林寺に寓止し、因つて涅槃相一鋪を畫かんとの願を興す。鋪の横一丈八尺、竪一丈三尺なり。蓋し涅槃の大幀は京師東福寺に在るのみにて、他に概見せず。纔に竣功し、尋いで疾に罹り、幾もなく卒す。時に文化八年五月廿日、享年四十九なり。會〻仙臺の菅井梅關、其地に遊ぶ。梅關、嘗て常南に畫法を受く。乃ち常南が未了の涅槃像に設色し、遂に之を完成す。又群馬郡横堀村舛屋の墓地に在る常南の墓に石を建て、仙臺正宗山の古梁大和尚の撰文を刻す。（上毛及上毛人。）

人物志。

文晁門の菅井梅關

菅井梅關、名は智義、通稱は岳輔。梅關は其號、別に東齋の號あり。仙臺の人。御用達名取屋嘉兵衛の長男なり。幼より畫を好む。稍〻長じて家務を弟知顯に

梅關門の松本棲坡

附し、專ら繪事を意とす。而して師友に乏し。會〻根本常南來りて、仙臺に寓す。梅關之に師事する數年、略〻其道を得たり。既にして京都に出でて、谷文晁に從ふ。既にして京坂に遊び、遍く名蹟を訪ひ、臨摹甚だ努む。適〻清人江稼圃の畫を見て、之を奇とし、其來りて長崎に居ると聞き、遂に往いて贄を委ぬ。稼圃・梅關の有識を喜び、悉く之に秘訣を授く。別に臨んで墨梅を寫さしめ、携へて歸る。是に於て梅關と號す。長崎に留ること十餘年、還つて浪華に寓す。名遠近に聞ゆ。會〻弟目を患ひ、老母の侍養に人なきを報ず。乃ち急遽鄕に歸れば、老母已に歿す。喪を執ること禮の如し。了りて、信越に遊び、又出羽に遊ぶ。既にして弟明を失す。梅關愛顧心を盡す。國侯の族伊達安藝、梅關の人と爲りを愛し、月々米若干を給す。梅關終に娶らず。平生酒を嗜み、豪放快樂なり。天保十五年正月十二日歿す。年六十一。（上毛及上毛人・墓碑銘。）

梅關の門に、松本棲坡あり。棲坡、通稱は左右助。板鼻驛の人。父は數學を以て有名なる原左右助なり。（松本氏と原氏との關係未だ攷へず。）幼時父之に數學を教へしも、好まず。安中藩儒大山融齋の門に入りて、漢學を修め、種越の人浮山に隨うて、唐畫を學ぶ。次いで梅關に師事し、後江戸に居る。畫は山水を以て得意とす。既にして畫名

漸く高く、戸田・板倉等の諸侯に畫を囑せらるるに至る。而して操行磊落、細節に拘らず、性頗る酒を嗜み、畫箋机上に堆積し、督促せらるるに及んで、始めて筆を採るを常とす。明治八年九月二十三日歿す。年五十五。上毛偉人傳。

七　月僊派

月僊門の神澤月臺

名古屋の月僊の門に、神澤月臺あり。月臺、名は玖山、月臺は其號なり。藤岡の人。蓋し月臺の人と爲り、蕭灑にして、平生韻事を愛す。治産の暇あれば、書を讀み畫を作り、以て自適す。其畫法は月僊の傳ふ所なり。又俳諧を好み、發句最も多し。往々人口に膾炙す。文政十一年歿す。年六十一。同地一行寺中に葬る。墓表。

八　長崎派

柿沼山岳

柿沼山岳、名は羊羨、字は君超、山岳は其號、別に靑雲舍の號あり。武州加須の人

にして、新田郡木崎驛に住し、畫を業とす。其師審ならざれど、夙に元の黄大癡を宗とし、黠睃の法、妙域に達す。又詩調流麗なるを以て、双美の稱あり。嘗て人物畫訣を撰し、世に行はる。木崎藥師に奉納の額、今に傳ふ。歿年詳ならずと雖も、山岳揮毫の中に、嘉永六癸丑秋八十一歳山岳とあれば、長命せしなる可し。門人木崎の人山石、利根郡の人月海、及び晋齋等著はる。（人物志。）

山岳門の利根川月海

利根川月海、名は良融、小字は新七郎、月海は其號なり。世、利根郡布施村千手院の修驗なり。畫を山岳に、詩を越後の海雲禪師に、俳句を春秋庵に學ぶ。又昌平黌に修業せりと云ふ。嘗て佐久間象山と交を締す。壯年京都に上り、聖護院宮の知遇を辱うし、其許を得て、大峯入を爲し、千日の參籠を行ひ、備に艱苦を嘗む。其京都に歸るや、院家之を賞し、安政五年八月、二條家に「御館入り」を許さる。明治五年歿す。年七十一。邸前先塋の次に葬る。長子新七郎、家を襲ぎて神職たり。（上毛及上毛人・人物志。）

山岳門の木内晋齋

木内晋齋、名は直養、字は小活、通稱は武平太、晋齋は其號なり。別に南苦・日厚樓・蕪坪・卷石道人等の號あり。利根郡入須川の人。家世、農を業とす。幼にして穎悟、漢文及び篆刻を吾妻郡原町の人木村渠に學び、又畫を山岳に學ぶ。書道・詩歌・

文章・俳諧・挿花等、盡く學ばざるなし。明治維新後、教育に從事す。明治三十八年十一月歿す。年六十八。謚して機心活道居士と云ふ。人物志。

釧路雲泉と門人

釧路雲泉は島原の人。幼事父に從うて長崎に遊び、清國人に就いて畫法を受け、既に長して畫を善くし、最も南宋畫風を喜び、殊に山水に妙なり。倪雲林・董北苑・王麓臺等の筆意を慕ひ、氣韻高遠に、筆墨淡雅にして、落想夐に風塵の表に出て、優に大家の域に入る。其交る所は多く一時の名家なり。性孤峭にして潔癖あり。故に割烹汲瀹、皆手自ら之を爲す。曾て武州本庄驛に寓す。驛は利根川を距る十町許。雲泉毎晨玆に到りて盥嗽し、且つ水を汲み歸りて茶料に充つ。後越後に漫遊して、文化八年、出雲崎に歿す。年五十三。田能村竹田、其訃を聞き、詩を作つて之を痛みて曰く、「吹ㇾ笛詠ㇾ詩黃大癡。董北苑後眞畫師。維吾東方受二衣鉢一。雲仙子外更爲ㇾ誰」と。雲泉の門に上毛人福田金洞あり。

雲泉門の福田金洞

福田金洞、名は惟貞、初め良作、後文哉と稱す。又畫名に日新亭、歌名に蔦庵の號あり。寛政八年、綠野郡金井村に生る。家世〻醫を業とす。傍ら手習師匠たり。文政六年、領主松平氏の御殿醫に召出され、苗字帶刀を許され、一人扶持、鳥目五百疋を給せらる。金洞毎に施療を好む。居常潔癖ありて、掃除を以て樂事と爲す。

人稱してマメ先生と曰ふ。金洞畫を好み、初め出三に學ぶ。中年雲泉を敬慕し、研鑽數年、技精妙を究め、甚だ鉅筆なり。常に春琴・山岳・南湖・抱一等と深交す。安政四年十月四日歿す。年六十二。高山村興禪院に葬り、著雲院大德有隣居士と諡す。長子景山、醫業を襲ぎ、書及び篆刻に工なり。金洞描く所の格天井、今興禪院に存す。(多野郡人物誌。)

畑鐵鷄、刀圭の傍、最も繪事を好み、井戸蒲田(宋紫石の門、號董九如、)に就いて、沈南蘋の筆法を受く。長短を明晰し、衆家を錯綜し、頗る風趣あり。立原杏所・渡邊華山の二人、東條蘭臺と時々相會し明淸の眞蹟を展觀し、我土の畫に及び、適意に品隲し、以て娛と爲す。皆謂ふ、鐵鷄の色を設くるや、能く匠氣を絕ち、蒼老巧緻にして、時流と異る。其奇致、蒲田の右に出づと。又一貴紳ありて、畫を請へば、鐵鷄欣然として即席揮毫す。人物・古像・禽獸・蟲魚より、山水・花草・雜具に至るまで、一に其請ふ所に應じ、巨幅小幀頃刻にして數十百を就す。粉本ある無く、胸臆洩發し、談笑自若として、筆束縛されず。猶擒藻の士のごとし。文には點を加へず、滿座驚嘆す。天若し之をして長生せしめば、其抱負する所限りを得べからざりしに、惜いかな文久二年歿す。猶詳なるは、醫の項を參照せらる可し。(碑文。)

九　長谷川派

長谷川雪貢は、江戸の畫家にして、法橋雪嶺の男なり。山水・人物・花鳥に至るまで、皆精妙を極め、其名都下に鳴る。其門に上毛の人服部雪烏あり。雪烏、名は光權、後權と改め、又之を以て通稱とす。字は巽行、別に蓼水の號あり。高崎藩の世臣深尾政教の次男にして、同藩服部光義の養嗣と爲る。幼より學を好み、經義を松田迂仙に、漢詩を釋稷窓に、繪畫を雪貢に學ぶ。學藝共に出藍の稱あり。安政四年、養父歿するの後、家を繼ぎ、御馬廻・御使番・寺社奉行・御目附・御留守居・御側頭・押合等に歷任す。明治維新後、藩職に在り。四年大參事たり。五年群馬縣五大區長に任せらる。郡制施行に及び、西群馬・片岡郡書記たり。十六年老を以て辭職し、十七年家を嫡子三江に讓り、專ら優游自適、以て風月を娛む。明治二十三年、常宮殿下の伊香保に入浴あらせらるるや、松下双鯉の圖を畫きて、之を奉獻し、茶壺二、帷子一領を下賜せられ、大に其技を賞せらる。明治天皇銀婚の大典を擧げさせらるるや、松鶴及翁媼の圖を謹寫して獻納す。明治二十八年一月九日歿す。

長谷川雪貢門の服部雪烏

年七十四。高崎山龍廣寺中に葬り、無量院壽山寛翁居士と謚す。上毛及上毛人。

蒼山門の上宮文彫

一〇　玉蟾派

望月玉蟾の門に蒼山あり。蒼山の門に上宮文彫あり。文彫、幼名は卯三郎。蘿樵、愼耕、又は椎陰居の號あり。遠山美濃守の家臣山崎要の次男にして、上宮元謙の嗣と爲る。家世、上之宮村の郷士にして、醫を業とす。文彫は天保三年、江戸に生る。稍〻長じて醫學を修め、業を承く。和漢の學を好み、詩文に長ず。常に南畫を好み、初め玉村の人柴田雲溪に學び、後蒼山に私淑して、蘊奥を究む。門人多し。閑を偸み、彩管を載せて、東奥、北越を遊歴すること數次なり。天性多技にして篆刻に長じ、好んで鐵筆を揮ふ。又漆工を新田郡世良田村の瀧澤木園に學び、鐵錆塗の妙技を極む。晩年老軀を提げて、東京に移り、大正五年八月歿す。年八十六。遺骸を上之宮先塋の次に葬る。佐波郡誌。

一　師門不明

澤鳳齋

澤鳳齋、名は秀、字は子蘭、鳳齋は其號なり。桐生の人。嘗て京師に遊び、偏に名家と交はる。才德益〻進み、書及び狂歌を善くし、最も墨竹を描くに工なり。竹譜の撰あり。好んで山水に遊び、漁樵と雜處し、朝吟暮嘯、樂を取ると云ふ。其作る所の詩、玉船集に出でたり。（人物志。）

佐藤墨溪

佐藤墨溪は、安永三年、奥州會津に生る。文政二年、碓氷郡坂本驛の米屋源兵衞の養子と爲り、天保元年、居を甘樂郡富岡町に移す。幼より畫を好み、長じて江戸に出で、諸大家に就いて書道の蘊奥を究む。性快活にして豪放、畫道にも妙を得たり。文化の初年、長崎に遊び、居ること三年、以後關西地方を漫遊す。畫名當時に高し。弘化三年八月七日歿す。年七十二。同地海源寺に葬り、墨溪永年居士と諡す。（人物志。）

青木周溪

青木周溪は、高崎新紺屋町の上繪職と云ふ。傳詳ならず。嘗て越後の畫人五十嵐華亭と與に、大信寺本堂の天井に極彩色天女と墨畫の龍とを描く。筆勢凡ならず。弘化二年六月二十三日歿す。年七十五。今墓石は羅漢町法輪寺に在

り。周溪著す所、高崎圖談畫抄十數卷、周溪雜記數十卷あり。周溪の男笠齋は、安政三年六月二十五日歿す。年五十三。墓前に同じ。其傳も亦失へり。上毛及上毛人。

小倉香雨名は美禰子、字は素白。天保六年五月、甘樂郡神ヶ原村に生る。名主黑澤覺太夫の長女なり。覺太夫傍ら商業を營み、屢江戶に往復せしを以て、文人雅客と交はること繁し。香雨性溫良にして、博覽强記、書畫を好むを以て、畫師を聘して學ばしむ。安政元年四月、香雨江戶百人組水野監物の與力小倉鎌之助に嫁す。家政を執る傍、彩管を弄び、天然齋一道の門に入り、墨竹を學び、技頗る神に入る。王政維新の後、鎌之助德川慶喜に從ひ、駿府に移住す。覺太夫時勢を洞察し、小倉一家を招き、隣村魚尾（よのを）に歸農せしむ。香雨久しく武家生活に慣れ、急激の變化に安んせず、或は芝居の振付を爲し、或は手踊の師匠と爲り、或は畫筆を携へて遊歷の途に上り、僅に憂苦を癒す。而して墨竹の畫益老熟し、名聲嘖々たり。晩年居を東京に移し、明治三十七年六月歿す。年六十九。多野郡人物志。

文政年中に刊行の關東諸家人物錄に見えたる、上毛の畫人は、左の如し。

詩學書畫鐵筆　和田山　∴學道人　漣章（名蓮、字喬孫、一號不染）

畫　寶・輪　橋爪梅月　（名貞宣）

詩　書　畫　伊勢崎　柳田鼎藏　俠齋（名眞、字禮翼）
畫　中之條　柳田嘉三郎　（名奎、字大圭）
畫　藤岡　月　岱
詩　畫　伊勢崎　小板橋日向　吾阜（名精、字得眞）
畫　桐生　栗田重藏　桐雨（字亦可）
詩　畫　綠野　出三道人　綠野
詩　畫　野田　森田紋右衞門　梅園（名重信、字貞卿）
畫　野田　森田四郎兵衞　梅子
畫　高崎藩　菅谷喜右衞門　諧齋（名淸嗣）

同八年刊行の當時諸家人名簿に見えたる上毛の畫家は、左の如し。

劍道畫狂歌　一ノ宮　一宮中務　義澄（號淺白菴・第一園）
詩　書　畫　榛名山　一宮內記　儉齋（名崇、號摩訶道人）
業醫書畫印刻　中之條　池田宗甫　澹山（把黃洞）
書畫風流　高崎　池上庄三郎　東昌（順天）
畫　桐生　石田常輔　南海（廣々齋）
好　書　畫　前橋　隆興寺　太應（雨笠）

業醫詩書畫　前橋　大澤信安　巣窩(名雄、字讓賢、金洞古屋)

業畫　木崎　拂沼數　山岳(名羊承、號青雲舍)

業畫風流　高崎　笠原仙吉　周溪(字奎南)

業畫風流　高崎　笠原利三郎　笠齋(字景廷周溪子)

業畫　館林　龜田兵作　文仙(字吹雲子、成章亭)

業畫　鳥山　榊和歌吉　守之(結齋)

畫狂歌　一ノ宮　竹内金吾　脈齋(名業浮、號淺節齋)

書畫歌音樂　曾木　中山手卷　簡齋(名白瑛、字雲環、號雲洞)

畫　館林　中里武平　鵑山(名賓、字文進、翠竹堂)

詩書畫俳諧　前橋　黑崎長右衞門　潭庭(名曉、字堯日、號車隣)

書畫　下仁田　杉原喜兵衞　文彭(名庸憲、號翠庵)

第六節　學　術

一　皇漢醫學

原澤氏

慶長年中、原澤和泉と云ふ者、群馬郡野田に外科の醫業を始む。之を原澤氏の醫祖と爲す。三傳して辨覺に至り、益〻其業を盛にす。五傳して文仲（名諠）に至る。其子義道尤も盛にして、關東の大醫と稱せらる。太田錦城其二世の墓に表して、贊稱甚だ至れり。此より子孫の家を主どる者は、襲いで文仲と稱す。諠業を養子存義に讓る。存義旁ら賦詞の餘、筆札を善くし、業を義父の子義道に傳ふ。義道、又存義の子義蕃に傳ふ。義蕃、字は文亭、霞城と號す。天資謹愿にして、言行嚴正、人に接するに阿諛せず。家憲を守り、父母に孝なり。江戸に遊び、始めて洋醫術を學び、歸つて業を開く。居ること數年、義道の子義敷、既に長じ、坪井信道に學んで歸る。旁ら詩歌及び畫を好む。義蕃乃ち業を讓り、自ら遷つて江戸に居る。邑主大久保侯、召して侍醫と爲す。改めて圭亭と稱す。既にして義敷の懇請に應じ、職を辭し、歸つて其業を助く。嘉永中、邑主命じて地方取締役たらしむ。疾

長山見龍父子

眞藤見龍

を以て辭す。後小幡侯、之を聘せんとす。邑主に仕へざるの主義を守り、敢て應せず。餘事に佛書を好み、國雅を賦し、學藝の士を敬慶す。乃ち赤穗の儒岡村松軒を聘し、村童に授けしむ。又茶人中村宗一を招き、賓と爲し、皆此家に終る。義碁文化五年に生れ、安政六年十月廿四日に歿す。年五十二。先塋に葬る。邑主賻を賜ふ。五男四女あり。長子義長嗣ぐ。後義長、業を弟義直に讓る。和泉より此に至る凡十五世。兄弟叔姪、義を以て業を繼ぎ、別居する者十戸。刀圭を執る者四人なり。（碑文。）

德川氏中世以前の我上毛醫家、其蹟を知るの史料甚乏し。幕府の醫官多紀樂仙院の門に、上毛新田郡大根村の醫長山見龍あり。見龍、名は邑之(くにゆき)、丁無（初名朝邑）の男。世、醫を以て業とす。樂仙院及び高崎藩醫吉田某に從學して、醫術を學び、歸つて業を開く。名聲遠近に聞え、治療奇功を顯はす。寶曆七年歿す。長子玄佐、名は意之、後一學と稱す。又出でて幕府の醫官奈須玄竹に學ぶ。玄竹は、久昌院と號し、當時の名典たり。玄佐歸鄉の後、醫名遠近に聞え、門前市を爲す。當時稱して上毛三名醫と爲す。安永二年五月歿す。（人物志。）

眞藤見龍、名は抱眞、湘山と號す。館林の人にして、安永の初、伊勢崎に移住す。

其子三省と與に、古醫方を唱へ、家名大に揚がる。傍ら易學を修め、鄕人の爲め常に禍福を筮占す。性詩を好み、吟社を開いて、友人と唱和す。人物志。

畑道雲と銀鷄

畑道雲、名は秀龍、奇々羅金鷄・東天紅、又は觀燓道人は、狂歌者としての號なり。世〻醫を業とし、七日市藩に仕ふ。三十六歲の時、仕を辭して江戶に住す。文化六年歿す。著書に金鷄醫談あり。精しくは狂歌の條に述べたり。長子銀鷄、家を襲ぐ。銀鷄、名は時倚。家業を繼ぎて、七日市侯に仕ふ。狂歌戲作に秀づ。明治三年歿す。長子道意鐵鷄繼ぐ。

多賀谷安貞

多賀谷安貞、通稱は源藏、樂山と號す。父安命、醫を善くす。安貞、其術を傳ふ。最も腹疹に精し。而かも醫を業とするを好まず。唯親戚の疾ある時、若しくは貧困の療を得る能はざる者に之を施す。幕府に仕へて、銃隊與力たり。能く砲術に長ず。文化元年歿す。年七十一。其著す所、腹疹秘訣あり。皇國名醫傳。

大澤友信

大澤友信、名は定章、字は文聲、自全齋と號す。前橋諸田義宜の第二子なり。七歲の時、出て大澤定勝の嗣と爲る。定勝、常に槍法を講ず。乃ち友信に敎ふるに武技を以てし、旁ら讀書を授く。友信十四歲の時、定勝歿す。故あて遺產蕩盡し、家計營む能はず。備書に依りて、僅に銀一錠を得、之を學資として江戶に抵る。

幕府の醫官梶原立賢の門に入り、修學多年にして、學大に進む。乃ち去つて京師に入り、吉益南涯の門に入る。當時南涯は天下の名醫と稱せらるゝ所なり。友信其學舍に在りて、日夜古醫方を研究する事六年。學術竝び進み、中川秀亭・賀屋恭庵・小川維齋と併せて、吉門の四高足と稱せらる。後前橋に歸りて業を開き、傍ら子弟を教授す。藩侯祿せんとす。固辭す。侯特に俸三口を賜ひ、處士を以て待つ。友信性儉にして、自ら奉ずること薄し。而かも貧困者の病む者あれば、薪水を給し自ら娯しむ。天明の饑饉に當り、金穀を出して、窮民を賑恤す。又父の遺志を繼ぎ、貲を擲ちて地を墾し、或は田とし、或は桑樹を植ゑしむ。今の馬場町是れなり。又溝渠を穿ち疏水す。時人呼んで大澤川と曰ふ。天保六年卒す。年六十三。門弟諡して、文靖先生と云ふ。（上毛偉人傳。）

葛西玄沖

葛西玄沖、名は靜壽、一名瓉、公圭・翠錦・儉齋・耕樂舍主人等の號あり。父玄沖、群馬郡上青梨子に醫業を開き名聲あり。靜壽、其業を襲ぐ。文化年中、私學を設立し、耕樂舍と稱す。當時の大家一齋・鳳岡・寛齋・南畝・米庵等と交遊す。天保九年五月歿す。年五十五。長子玄沖家を繼ぎ、前橋に開業す。（上毛偉人傳。）

沼田道意

沼田道意、名は順義、樂水堂と號す。群馬郡中尾村の人なり。十三歳にして、醫

學を大熊松泉、及び吉田平格に學ぶ。十五歲甲斐に赴き、磯野公道に從うて益〻醫學を究め、二十一歲にして醫業を駿州清水港に開く。既にして疫を患ひ、後鄕に歸る。次いで河越に住し、業を開く。其人に接するや、甚だ慈惠あり。貧にして病む者あれば、直に之に赴き、竊に良藥を與へ、其報を受けず。或は米錢を送り、或は器具を與ふ。故に治を乞ふ者門に充つ。既にして瞽と爲り、尋いで檢校と爲り、江戶に住す。嘉永二年十二月十七日歿す。年五十八。精しくは經學の條を參照すべし。（醫人傳。）

栗原貞順

栗原貞順、名は義隣、河東堂と號す。其家利根の東岸に在るを以てなり。本姓は田中、後に栗原と更む。天明五年、那波郡柴村に生る。泰庵の子。家世々醫たり。貞順幼にして家業を受け、博く諸家の書を涉獵し、專ら古醫方を主とし、明・淸・皇朝諸名醫の說、及び俗傳・祕法等を參酌して、皆藥籠中の物とす。研鑽練磨益〻精しく、名聲漸く著し。患者常に門に充つ。天性淸淡にして、利慾の意薄く、富豪の請托を斥けて、貧家の招に應じ、贈遺の厚薄を顧みず。由りて人皆畏敬す。平生酒を好み、文人墨客と快談吟誦し、詩賦・俳句・圍碁を以て娛とす。家に兒童百餘人を集めて、字を敎へ書を講じ、春秋の候、相携へて與に山野に遊ぶを欣ぶ。鄕人常

に貞順の救濟を德とし、每歲挿秧の季に至れば、相率ひて其業を助く。貞順、又無賴の少年を訓誡し、各〻其業を授け、悔悛の後其家に歸りて、正業に就かしむ。嘗て伊勢崎侯の侍醫に召され、秩二百石を食み、姓を栗原と賜ふ。安政五年春歿す。年七十六。遺命して庭前一櫻樹の下に埋めしむ。門人石碑を建つ。（日本名蹟圖誌・佐波郡誌。）

今村長順

今村長順、字は子正、通稱は長藏、岨雲と號す。父は勤王論者を以て知られたる山縣大貳にして、母は那波郡馬見塚村深町半彌の女多加子なり。寶曆十三年二月十五日生る。大貳豫め禍の其子に及ばん事を懼れ、明和元年多加子を離縁し、二歲の兒を携へて、深町氏に復歸せしむ。其後多加子連兒にて、連取村今村重兵衞に再嫁す。由りて長順今村氏に養はれ、其姓を稱す。幼にして寶幢院に讀書を學び、柴町の醫田中泰庵（名は義信、又貞順と稱す。）に就いて醫術を學び、更に江戸に出でて、醫道の諸大家を歷訪し講究す。歸國の後、業を開く。伊勢崎侯其技に感じ、寛政八年召して侍醫と爲し、俸二口を給す。享和元年、始めて藩籍に列し、俸五口を賜ふ。文政の初、加俸十口に至り、後又二口を加へらる。天保二年、藩命を以て江戸に住せしが、翌三年歿す。年七十。淺草崇福寺に葬り、笠翁岨雲居士と諡す。岨雲人と爲り風雅洒脫にして、俳諧を能くし淸江舍と號す。三子あり。長子長教、字は

紹甫、少翁・棲雲、又は簾外舍と號し、醫業を以て酒井侯に仕ふ。又書才あり。安政五年卒す。年六十二。徽瘡奇驗の著あり。第三子別に傳あり。（上毛及上毛人・上野人物志。）

女醫高川磯

高川磯、伊勢崎の人、利左衛門が女にして、增田氏に嫁し、一男一女を生む。而して增田氏死す。乃ち女子を携へて、生家に歸る。偶〻高川氏產を破り、兄弟離散す。是に於て艱難辛苦、經營する所ありて、稍〻產を復す。未だ幾ならずして明を失ふ。磯嘗て醫を學び、產科を業とす。術漸く進み、終に其奧を窮む。世醫の救ふ能はざる所を救ふ、殆ど千餘人。文久元年六月十七日歿す。年七十八。寺門靜軒曰く、嗚呼女を以て其廢を興す。婦人の如き者は世幾かある。鄕黨其績を稱せざる莫し。而して其術繼ぎ難きを嘆ず、云々と。磯の女子、名は眞希、村上隨憲に配す。（上毛及上毛人。）

狩野雄齋

狩野雄齋、名は善久、通稱は太郎兵衞。群馬郡湯上の人なり。幼より孝心深く、常に謂へらく、孝養職業共に志を達せんと欲せば、身體を强健にせざる可からず。養生を知らんと欲せば、醫を學ぶに如かずと。原田龍泉に就いて、漢方醫書を讀む。又閑あれば博く經史に涉る。少にして里正の職に在り。力田恤貧に心を用ひ、吉井侯に稱せらる。雄齋故あつて紀州邸に出入して、國產を江戶に輸す。

偶〻十組の問屋と葛藤を生じ、訴訟の爲めに產を破る。依りて飄然志を更め、江戸に出でて、奈佐隅束・栗原柳菴に就學す。又忍岡の凌雲院實潤僧正と親交し、釋氏の說を聞く。伊勢に至りて、本居大平を訪ひ、又四方に漫遊して、大坂に卜居す。嘗て高野山に登り、大德院僧正に一足三禮を修せんことを乞ひて許され、斷食三七日に及ぶ。其後信貴山を信じ、遠路を厭はず、千日參りを行ふ。弘化二年七月三日に至り結願す。往返唱ふる所の眞言咒文、二億二百二十八萬遍に及べりと云ふ。是より後雄齋と稱し、醫業を開く。好んで人の急を救ひ、貧を恤す。是を以て世の敬信厚く、治療を乞ふ者特に多し。屢〻大坂城代某・富豪鴻池氏等に招かる。又召されて二條左大臣齊敬公に仕へて寵遇渥し。時人以て榮とす。文久二年十一月二十六日、江戸の僑居に逝く。年六十六。（上毛偉人傳。）

中村俊達

中村俊達は、吾妻郡川原畑の產なり。同郡赤岩の湯本氏に就いて醫術を學び、其高足として四隣に聞ゆ。後綠野郡山名の醫中村元良の養嗣と爲る。資性寡言剛直にして、膽力あり。武術を好み、膂力能く碁盤を擧げ、煽いで以て燈火を消す。其醫術に於ける凡て奥祕を究むるも、特に外科を得意とす。纔見卓举にして、古賢の道を温ね、餘力を育英に盡す。盛名嘖々たり。元治元年、水戸藩脫走の

士武田耕雲耕等、兵を率ひて高崎領を過ぎんとす。高崎藩、兵を遣はして道に之を要せしむ。俊達乞うて軍に加はり、下仁田に戰ひ、終に浪士の擒にする所と爲る。敵將其材を惜み、扈從せしめんとす。俊達屈せず、鏑川の畔に屠腹して死す。時人其壯烈を稱す。高崎藩、其忠節を嘉みし、士班に列し、嫡子元信に俸五口を賜ふ。（多野郡人物誌。）

瀧川太冲

瀬川太冲、名は善、字は士潤、鮫水と號す。前橋の人なり。父雲石、嘗て水戶の侍醫原南陽（京都の山脇侃賀、及び賀川元悅の門人、）に學び、歸鄕の後門を前橋に張る。性頗る義俠を好む。嘗て薩藩の士日下部吶齋なる者、亡命して雲石に倚る。雲石之を家に匿し、其子太冲をして師と仰がしむ。太冲人と爲り篤實淳樸にして、華奢を嫌ひ、被服極めて粗なり。常に酒を嗜み、終日醉を帶ぶるも、事を廢せず。義俠父に超えたり。又常に南陽を師とし、醫術を研鑽す。二十八歲の時、聘せられて陸奥國泉藩主松平積翠の侍醫と爲り、教授を兼ぬ。從つて泉府に居る。磐城國小名濱村松澤秀輔、父の仇を報ずと聞き、卽日若干金を贈つて之を賀す。其義俠凡て此の如し。明治元年十一月歿す。年六十五。太冲常に楠公を崇拜す。著す所、蘭郊雜錄・仰止錄あり。皆楠公の事を輯錄せしものなり。（上毛偉人傳。）

栗原順庵

今井周齋

奥山昌庵

幕府の醫官多紀元堅（樂春院）の門に、栗原順庵・山田昌榮あり。順庵、文化六年那波郡堀口村に生る。十八歲にして、柴町の醫栗原貞順の養子と爲り、笈を東都に負ひ、多紀の門に入り、醫術を研究し、旁ら漢學を古賀侗庵に、國學を屋代弘賢に學び、星巖・小竹・菘翁・佩川・笛浦等と交友す。又書を金井烏洲に學び、書畫の鑑識に富む。業終る後歸鄉し、養父貞順と與に、醫療に從事す。嘉永四年、伊勢崎藩に聘せられて出仕す。文久三年、侍醫頭に進み、明治三年、藩知事より學習堂句讀司兼侍講を命せられ、大屬從七位に叙せらる。廢藩置縣の後、少講義・佐位那波醫師會々長・醫務取締・戸長用掛等に歷仕して、醫業・村政等に鞅掌す。明治十一年、明治天皇御巡幸の際、衛生所に於て拜謁を許され、金品を賜ふ。明治十五年歿す。年七十四。著す所、漢洋一覽一卷、醫學異同辨一卷、橘黄閒話六卷、稱謂私言一卷等あり。（人物志）

今井周齋は、群馬郡高井村福島宗右衞門の次子にして、總社町の今井三周の養嗣と爲る。家世々醫を業とし、周齋は其七世に當る。少壯にして江戸に出で、古醫方の名家下谷練塀町礒野弘道（京都吉益東洞の門）の門に入り、漢方を學ぶ。明治元年六月七日歿す。年五十二。（上毛及上毛人）

奥山昌庵、名は愼、字は伯言、又寄亭と號す。桐生の醫なり。渡邊華山の毛武遊

記に曰く「凡桐生の醫幾十人、昌庵獨り功を奏す。よりて一鄉は更なり、遠近名を聞いて、來るもの數を知らず。得る所の黄白も亦夥しと云ふ。性俠を好み、人を憐む。其家流寓の客、男女を限らず集まりて寄食す。之が爲めに家甚貧、前酒後衣を典すといふなるべし。此夜余を招き小酌す。目擊する所左の如し。稽者一人、江戸の人、落し噺を業とせる者一人、角力一人、舌講者一人、此他憐みて外へ出し業を爲さしむる者、料理茶屋よりして種々の業せる者など數を知らず。自ら二妾を抱へ、其中に飮食す。女二人、一は貧しき者の棄子なるを拾ひて子とす。一は實子先妻の子なりけるが、此昌庵が放蕩なるをもて去る。後一人これも亦妾を引來りたりしを以て去る。妾一は深川豐倉といふ家の妓名をさんと曰ふ。一は稽者なるよし。弟子二人、僕婢賓客は游治遠鄉流才子、皆此家を指し至る。誠に一鄉第一の俠醫と云ふべし。」

文政年中の醫家

文政年中に上梓されし關東諸家人名錄に見えたる、上毛の醫家は、左の如し。

醫　詩　　伊勢崎藩　今　村　紹　甫　（名長敎）
醫　詩　　藤　岡　稻　垣　玄　達　（名芳、字子洲）
醫　　　　野　田　原　澤　文　仲　桂亭（名誼、字孔昭）

醫內外骨詩　野田原澤文平　桑園（名存義、字子興）
醫　野田原澤貞藏　眞齋（名俊、字英夫）
醫詩書　箕輪千葉松齋　松夢（名潤、字致一、松本元泰男）
醫　桐生奥山昌庵
醫業學者　大戸加部靖齋
醫詩　青梨葛西玄仲　琴錦（名瓚）
醫詩　草津神林貞三　松窓（名濟）
醫詩　伊勢崎上宮純齋　木蘭堂（名璞、字至一）
學醫　吉田周齋（名豹）
醫　吉田祐甫（名熊）
醫書　中之條吉田尚敬
醫詩　高崎反町宗卓　半村（名虎）
醫業詩學書　桐生津久井松宅　雨亭（名潤、一號竹香齋）
醫　秋間中曾根仙庵（名強、字子健）
醫詩　下仁田長野內藏太　考槃（名周、字不比）
聞人學醫　伊勢崎柳田隆庵　儉齋（名隆）

醫詩　簑輪　松本元泰　東齋（名潔、字道生）
眼科詩　館林　馬島壽貞
醫詩　澤渡　福田宗禎　浩齋（名宣、小字德郎）
醫詩　伊勢崎　荒卷貞益　環齋（名充、字達夫）
醫　藤岡　桐淵貞壽
醫詩書　赤岩　湯本傳左衞門　省齋（名德潛、字歸愚）
醫詩　桐生　平塚文恭　秋水（名敬）
醫　桐生　關文仲

又同八年版行の當時諸家人名簿に見えたる、上毛の醫家は、左の如し。

業醫風流　境町　井上宗周　五樂（遊々齋・楢林堂）
業醫書　伊勢崎　今村紹甫　秉外（名敎、字紹、樓雲堂）
業醫書畫印刻　中之條　池田宗甫　澹山（杷黃洞、尙敬ノ子）
業醫書風流　尾島　大谷謙益　活玄（名信純、掬月、一號閑齋）
業醫詩書畫　前橋　大澤信安　巢窩（名雄、字讓賢、金洞古屋）
業醫　木崎　柿沼數　山岳（名羊承、號青雲舍）
業醫　鬼石　橫田慶庵（名翬、字白飛）

業醫狂歌和歌	高崎千世田通監	醫齋(杏園)
業醫書畫生花	德澤奈良右門	峻澤(名光龍、字文司、號一德齋)
業醫風流	倉賀野長尾俊齋	梅園(名完、字堯夫)
業醫詩書	前橋中島松周	棗園(名篤、字仁學)
業醫書風流	前橋中澤子雲	淸白(名瀨、聽松亭)
業醫好學風流	海老瀨栗原仙二老	見仲(種集齋)

二　洋醫學と蘭學

蘭書閲覽の禁を弛く

寛永十五年、幕府鎖港令を布き、耶蘇教を嚴禁し、又歐文にて記されたる書籍は一切之を讀むを許さず。只蘭語のみは、長崎を限りて通辭に之を學ばしめたれど、典籍に就いて學ぶに非ず。されば久しく蘭書の研究は起らざりしに、中根玄圭に至り、蘭書閲讀の禁を解かんことを將軍吉宗に獻言せり。吉宗以て然りと爲ししが、而も未だ行ふの意を果さざりき。會、長崎の通辭西善三郎・吉雄幸作・水木庄左衛門等、封事を上り、通辭の職に在る者に限り、外藩閲讀の禁を緩められんことを請ふに及び、遂に意を決して、宗教以外の洋學の解禁令を發す。時に享保

五年なり。幕府更に進んで、青木昆陽をして、毎年江戸に參勤する所の和蘭甲比丹に就いて、之を學ばしめ、延享元年には、更に長崎に遣はして、通詞及び蘭人に就いて講習せしむ。是れ蘭學の起る初なり。乃ち和蘭語譯・和蘭文字略考等の著あり。明和の頃、昆陽の門人前野良澤、（中津藩の醫）長崎に遊學し、和蘭譯文略・蘭譯筌等の著あり。此頃小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫官桂川甫周等、相與に蘭人の著せる人身內景圖說を飜譯し、名づけて解剖新書と曰ふ。次いで仙臺の醫大槻玄澤は、玄白及び良澤に學び、天明八年、蘭學階梯を出版す。是れを蘭字開版の初と爲す。是より外籍を讀まんとせば讀み得べきものなるを知るに至り、蘭學に志す者輩出せり。玄白の門人奥州水澤の典醫高野玄齋が養子（實は其甥）長英、家學を受け、蘭學に精通す。江戸に遊學し、又長崎に抵り、蘭醫シーボルトに從學す。文政十二年、江戸に歸り、醫療の外飜譯に從事す。三宅侯の臣渡邊華山、其才を愛し、延いて藩の老侯が蘭學の師と爲す。長英嘗て夢物語を著し、盛に外國の現勢を述ぶ。事幕府の忌憚に觸れ、終身禁錮に處せらる。天保十二年、獄舍火あり。長英遁れて其蹤跡を晦ませり。

福田宗禎と高野長英

福田宗禎、名は太忠、小字德郎、浩齋と號す。寛政三年、吾妻郡猿渡村に生る。世

世醫を以て業とす。宗禎幼にして穎悟、中之條村丸山氏に就いて、書を讀む。記誦衆に超ゆ。年十七八の頃、江戸に出でて、市川寛齋に師事す。詩文を以て人に推さる。又醫術を二宮洞庭に學び、學成るの後鄕に歸る。常て蘭學の治術に益あるを悟り、窃に學ぶ所を捨てて、西洋の書を讀まんとするも、僻遠の地師とすべき無きを以て、師を江戸より招く。時に宗禎年四十餘にして、招く所の師己より少し。而かも猶老師に仕ふるが如し。會、高野長英遁れて其家に匿る。宗禎隱に之を師とし、蘭書を讀む。醫業益、行はれ、名聲遠近に遍ねし。一歳治する所の病客、三千を下らずと云ふ。平生夜は書を讀み、時に夜を徹するに至る。倦めば酒を飲み、詩を賦し、時に沈醉日を彌る。醉むれば又書を讀む。而して術を研くこと愈、深し。性剛直懇慈にして、偶、己の意に適はざるあれば、勃然とし怒る、恰も雷電猛火の如し。人皆披避す。然れども欣び至れば、忽然として愉色溫雅、愛慕すべし。故に人其量を測る能はずして、畏敬親悅す。逆旅に病んで且窮する者あれば、家に養うて之を看し、癒ゆれば資を與へて、其鄕に歸らしむ。此の如きもの毎歲數十人。事領主清水家に聞す。侯深く之を賞す。富山藩前田侯、其盛名を聞き、聘を厚うして招ず。宗禎辭して之かず。人其故を問ふ。笑て架上の書

を指して曰く、是れ府庫にして、祿其中に在り。故に敢て官祿を求めずと。天保十一年十二月二十八日歿す。年五十。男文同家を繼ぐ。著す所、傑氏藥物學十卷、病名辯疑四卷、北越紀行一卷、詩集數卷あり。（上毛偉人傳・上野人物志。）

富田三十郎と高野長英

富田三十郎は、太郎左衞門の長子なり。寛政十年十一月朔日、綠野郡板倉村に生る。初め漢籍を篠塚村の某塾に學び、業稍〻進むの後、江戸に出で佐藤一齋の門に入る。時に文政七年なり。傍ら宇田川文海に就いて、蘭學を修め、又佐藤信淵に就いて農論耕種法を學び、大に得る所あり。文政十二年、信淵三州田原侯に招聘せられて、耕種法を講ずるや、三十郎之に隨行して、輔佐たり。開農雜報に、信淵三宅侯の請に因りて、其封內を巡回し、耕種法を講明し、田畯年中行事二卷を著はし、大夫渡邊華山に與へしを、天保八年のこととす。豐國覺堂氏曰く、蓋し之は其後再び其封內巡回の時なるべしと。蓋し當れるの說ならん。爾來三十郎は、華山と相識るに至りしものゝ如し。是時三十郎は華山より五歲の弟にして、高野長英は三十郎より六歲の兄たり。華山は長英の才を愛し、其廿七歲の時、延いて藩侯の師と爲し、親しく交はるに至れり。天保九年十月、英國我國と互市を通ぜんとして、英艦モリソン來航するの說あり。時に華山・長英等、各〻書を著はし、具に

外國の事情を述べ、幕府に通商を開かんことを勸む。是等の著書に就いても、三十郎は陰に力を添えたりと云ふ。十年譜する者ありて曰く、近來蘭學の徒、衆人を煽動し、上下之が爲めに誑惑せらる。今にして之を法に處せずんば、其實測る可からざるに至らんと。監察鳥居耀藏、（大學頭林衡の弟）之を閣老水野忠邦に告げ、府下の蘭學者を捕ふ。既にして華山捕へられて、獄に下り、次いで其藩に於て修身禁錮の刑に處せらる。長英在獄二年にして、獄舍火あり。官悉く罪囚を解放するに及び、長英脫して舊友の助を得、醫裝を爲して去る。幕府人相書を發して、四方を搜索す。姓名を變じて各地を徘徊す。嘗て吾妻郡猿渡村に來りて、福田宗禎の家に匿る。此時二物考を著し、草津に毒水の石標を立て、又同家の醫生を集めて、西洋醫學を講じ、或は宗禎の代診に扮して、西洋式新治療を施し、人目を驚かしたることありきと云ふ。宗禎常に長英の名を秘して告げず、其教を受く。醫生また長英たるを知らず。只澁川町の醫木暮足翁のみ、其實を知る。蓋し足翁亦同志の一人たるを以てなり。長英時に足翁の家に食客と爲り、又代診に扮したことありしも、世人多くは之を知らざりきと云ふ。弘化元年、同郡河原湯の名主太郎左衛門長英の徘徊せるを知り、其人相書を狩宿・大笹・山の湯等に配布して警

戒せしむ。

町醫大原長恵悴
高野長英

一生國　陸奥。
一年齢　四十二三歳位、ふけ候方。
一丈　高く太り候方。
一面　長く角り候方。
一色　白く眉薄し。
一目　尻下り、黒目赤き方。
一口　大きく唇厚し。
一體　尋常。
一顔　額より鬢の邊にかけて、ソバカス有之
一髪　厚く、初めは坊主に候へ共、六ケ年在牢致し居候へば、當時は野良に相成よし。
一足　に毛多有之。
一齒　竝揃ひ、入齒の様に有之。

一言舌　許にて分り候へ共、少々鼻にかかり候。　以上。

長英江戸に歸り、澤三伯と稱して、飜譯に從事し、梓に上するもの多し。時に西洋の兵式益盛なり。長英兵書を譯して、需用に應ず。嘉永三年、薩侯島津齋彬の命を承りて、三兵操練を譯述す。伊東玄朴、嘗て薩侯に謁し、其譯書を見、驚いて曰く、是れ必ず長英の手に出でしものなる可し。今の時に方り、蘭書を譯する此の如く精確なるもの、長英を除くの外、他に其人あるを知らずと。侯長英の何者たるを知らず、登城の際遍く人に問ふ。幕府の有司之を聞いて、始めて長英の府下に潜むを知り、捕吏をして其隱れ家を窺ひ、之を逮捕せしむ。長英其脱する能はざるを知り、短劒を拔いて一人を刺し、一人を傷け、自ら頸を刺して死す。年四十七。時に嘉永三年十月晦日なり。

三十郎は獨に身を脱し、華山の門人等の助を得て隱れ潜みしが、到底其免かる能はざるを知り、自首して傳馬町の獄舍に繫がる。天保十二年四月三十日、獄舍火あり。官悉く囚人を解放す。三十郎、長英と與に遁れて、舊友大槻俊齋の家に至り、次いで伊東玄朴に賴り、裝を變じて、長英と袂を別ち、故鄉に歸つて、後事を圖りつつあるの際、老中間部詮勝の配下某が追捕に向ひしを知り、上武の國境神流

川に至りて、捕吏の追ひ詰むる所と爲り、終に自刃す。時に天保十三年二月十日なり。享年四十五。墓は同地富田茂三郎氏の宅地裏に在り。海雲院空心風鐵居士と謚す。（上毛及上毛人。）

村上隨憲

村上隨憲、名は廣籌、一名は憲、櫟園と號し、堂を名けて邁種德堂と曰ふ。寛政十年二月十二日、武州大里郡久下村に生る。容貌魁偉、性明亮豁達、古人を以て自ら期す。少より學を好み、博く群書に渉り、救世に志あり。長ずるに及び、深く醫術の振はざるを慨し、江戸に抵り、加州の藩醫吉田長叔に從學す。後長崎に遊び、蘭醫シーボルトに從ふ。刻苦勉勵、其蘊奥を極む。業成るの後、佐位郡境町に開業す。是れ文政七年二十七歳の時にして、實に上毛洋醫の先驅として、西に福田宗禎あり、東に隨憲あるのみなりき。種痘法の本邦に入るや、隨憲卒先して之を採用し、種痘所を設けて、定期に之を施行す。亦上毛に於ける先驅者たらん。其患者に接するや、一に誠意に出て、貴賤貧富を問はず。州人最も之を稱す。是時に當り、洋醫の術未だ盛ならず、膀胱の結石、卵巢の水腫、勞咳、胃癌の如き、難症として衆醫手を束ねて治す可からずと爲す。而して隨憲診療するに及び、往々にして快癒す。回春の談擧げて數ふ可からず。隨憲は一面慷慨憂國の士なり。常に

村上宗俊

尊皇勤王の念を持し、私塾を開いて、療病餘暇螢樓と稱し、鄉閭の子弟を教授す。是を以て勤王の志操一鄉に淪し。其交遊する所の憂國の士に、高野長英・小關三英あり。學者に野田笛浦・矢野靜觀あり。醫士に三輪順藏・岡研介・港長庵・阿部友進・伊藤忠岱（主介の事）あり。畫家に金井烏洲あり。二子又父の志を繼ぎ、維新の際、力を王事に盡す。又其門に出入し、彼が意氣に感じて、力を王事に致したる者に、池田德太郎・大館謙三郎・黑田桃民・金井文八郎（之恭の事）桃井八郎兄弟あり。皆知名の士にして、隨憲が男小一郎、及び俊平と事を與にしたる者なり。文久年中、幕府浪士召抱への議あるや、隨憲其薫陶する所の志士をして、蹶起其募に應ぜしむ。其後男俊平殪れてより、爾來快々として樂まず。慶應元年十一月十日歿す。年六十八。伊勢崎善應寺の塋域に葬る。（上毛及上毛人。）

村上宗俊、名は俊、小字は時三郎、餐霞と號す。隨憲の長子。文政十二年生る。天資英邁不羈。幼にして學を好み、夙に大志あり。十三歲にして江戶に出で、崎門の大家矢野拙齋を師とし、學を修む。居ること數年にして、經史を解す。傍ら書法を大竹蔣塘に學ぶ。弘化二年正月、箕作玩甫の塾に入り、蘭書を攻究し、西洋の醫學を精研す。既にして學大に進み、嶄然として頭角を露す。十八歲擧げら

れて、塾頭と爲る。嘉永三年業就り、鄕に歸る。未だ幾もなくして病に罹り、在蓐五年、治する能はず。安政元年十一月二十一日、大志を懷いて、空しく歿す。年二十六。矢野拙齋訃を聞いて一詩を作り、之を悼む。「聞訃俄驚起。痛傷應奈何。爲羞香一瓣。薤露不堪歌。」（上毛及上毛人。）

館林藩の蘭學

館林藩學造士學院にては、皇漢二學の外に、蘭學を入れ、醫學を學ぶ者に之を兼修せしめたり。安政年中、侯志朝、講席に臨みて蘭學を聽きしことあり。安政六年九月、幕府使節を米國に送らんとするや、志朝其執政岡谷瑳磨介二子莊三郎の請を容れ、外國奉行調役中井桂藏の從者と爲して、米國に渡航し、海外の文物を視察するを許さる。蓋し是れ當藩士の海外に游べる嚆矢なり。（尾曳之跡。）

畑道意

畑道意、名は時習、字は習之、鐵鷄、又は翰音齋と號す。七日市侯の醫員たり。文化十一年七月十二日生る。成童と成るに及び、江戶に赴き、醫術を同藩伊東冲齋に學び、經義を東條琴臺に受く。資性機敏、誦讀少しも輟めず、涉覽自ら喜ぶ。旁ら泰西橫文の書に通ず。故に其術に於て、漢蘭を折衷し、宏瞻を採用し、自ら得る所あり。三十歲にして江戶田所町に僑居す。治療を請ふもの、履門外に盈つ。良工を以て聞ゆ。幾もなくして鄕に歸る。遠邇の人、亦回春の名を聞き、糧を荷

うて接する者、日に數十人。七日市侯優遇甚だ厚し。營恙あるの時其藥餌を服用せざるはなし。刀圭の暇に最も繪事を好む。文久二年二月四日歿す。年四十九。長學寺に葬る。長子玉鷄繼ぐ。著書には翰香齋治驗方二卷、欸識百例一卷、續編一卷、西洋畫談三卷あり。（上毛及上毛人。）

長澤理玄、名は宣直。周玄の子。館林藩秋元侯の侍醫と爲る。性闊達にして、武を好み劍を愛す。嘉永二年、西洋の種痘法傳來するや、理玄其術を桑田玄齋に學ぶ。既にして痘苗江戶に着す。理玄齋して館林に歸り、之を種施す。世人未だ其法を信せず、却つて之を排避す。理玄兒童を途に要し、強いて種痘す。父兄怒つて、叱咤追擊す。後種痘の効果顯著なるに及び、來り乞ふ者日に多し。萬延元年、藩主に乞ひ、自費を投じて種痘所を金山に建設す。後世之を長澤廓、又は長澤の疱瘡長屋と云ふ。嘗て種痘の爲め、館林侯の舊領出羽上ノ山に赴き、又其地の舊門弟等に接種の法を授く。異日門弟等慶に浴せるを喜び、種痘の碑を建設せしが、不幸其碑滅びしも、其搨本を據とし、醫學博士遠山椿吉氏、再び貞石に鏤して、山形市千歲公園に建設せり。理玄嘗て出羽に赴く。時に負傷者大小腸を露出して、衆醫百術を盡すも治し難し。理玄至りて腸を腹中に收め、忽にして創所

を瀰縫し、終に蘇生せしむ。是より名聲益〻顯はる。又或時兒童誤つて漁鉤を咽下し、綸を引きて之を拔かんとするに、鉤益〻肉に入りて如何ともする能はず。趨つて理玄に治を乞ふ。理玄笑つて佛壇より珠數一連を取り來りて、其緒を斷ち、珠を一顆又一顆、順次漁綸に移し、串くこと若干、恰も鉤に柄を附したるが如き狀を爲し、容易に之を拔取りたり。理玄亦畫を能くせり。文久三年歿す。（邑樂郡誌・尾曳之跡。）

安中文瑛

安中文瑛、名は瑛、瑾亭と號す。世々群馬郡保渡田村に住して、醫を業とす。父は玄祥、愈々庵と號す。文瑛其業を繼き、又盛なり。嘗て江戶に遊び、業を幕府の醫官多紀安齋に受く。又學を好み、鈴木藤陰を師とす。人と爲り溫和質懿にして、力を竭して治を施す。病者之に賴る。遠近治を請ふ者、履常に門に盈つ。嘗て西洋の醫書を讀み、繙然として悟る所あり。益〻其術を究む。是時に方り西醫の術未だ大に世に行はれず、人或は以て怪誕と爲す。文瑛獨り其用ふ可きを知る。是を以て門人子弟益〻其術に通ず。後に至り效益〻著し。嚮に怪と爲し、誕と爲せし者、後悔ひしも及ぶ無し。文瑛老ひて世事を厭ひ、遂に保渡田を去つて、本郡箕輪の關叟庵に寓し、優游歲月、唫咏を以て娯と爲す。明治十四年七月三十一日歿す。年七十一。保渡田の南岡先塋の次に葬る。（墓碣銘。）

山田昌榮

今村了庵

山田昌榮、名は業廣、字は子勤、椿庭と號す。文化五年、高崎に生る。家世々醫を業とす。初め儒を朝川善庵に學び、醫術を伊澤蘭軒、及び多紀元堅(樂眞院)に、痘科秘訣を池田京水に受け、天保八年、江戸春木町に開業す。安政四年、幕府徵して醫學館講師と爲す。明治元年、高崎侯の一等侍醫と爲る。又政務參謀周旋局總裁を兼ぬ。三年醫科大學教授と爲る。七年再び江戸に出で、十一年神田五軒町に開業す。十三年明宮を拜診する月餘、藥方を進む。維新前各藩に招かれ、每に偉效を奏す。皆俸祿を受く。門弟三百人、著書三十八部、百六十卷あり。先賢未發の說尠からず。人と爲り篤實謹厚にして、沈默寡言、人と爭はず。明治十四年歿す。年七十四。東京駒込蓬萊町蓮光寺に葬る。(人物志。)

今村了庵、名は亮、字は祗卿、初め復庵と號す。長順の第三子なり。天保元年、江戸に出でて、佐藤一齋に就いて學ぶこと三年。後幕府の醫官多紀安叔に從つて、醫學を修む。五年にして又大坂に赴き、花岡準平に就いて外科術を學ぶ。安政五年、江戸瀨戸物町に業を開く。未だ幾くならずして兄長敬歿し、國に歸りて其業を襲ぐ。名聲大に揚がり、五年にして侍醫に擢んせらる。尋で醫學館講師に補せらる。明治二年十一月、大學教授に舉げられ、皇漢醫學を教授す。又正院編

譯局出仕に徙る。十一年內務省令に依り、脚氣病院委員に列せらる。十二年八月、明宮の拜診醫を命ぜられ、十五年文部省の命に依り、大學に皇漢醫學の沿革を講ず。是より先き車駕山梨縣を巡幸せらるるや、其祖父大貳の夙に勤王に志ありしを嘉みせられ、祭資料を賜ひ、正四位を追贈せられ、其後裔を求む。了庵乃ち祖父柳莊傳を編して、之を天皇に上る。孫昌藏、（長子芳雄の子）長教の家を嗣ぐに及び、了庵は本姓山形に復す。明治二十三年一月十三日歿す。年七十七。谷中天王寺墓地に葬る。其著す所、醫事啓原、脚氣新論、鍼灸指掌、三病考、洋方醫傳、杏林餘興、同續編、醫事問答、日本醫道沿革考、了庵賸稿、了庵文鈔等、十二部三十餘卷あり。養子春齋、伊勢崎に開業す。（上毛偉人傳・上毛及上毛人。）

宮下愼堂

宮下愼堂、初名武一。利根郡字楚井の農宮下三右衞門が子なり。溫柔にして大志あり。學を好み、生方鼎齋を師として、書を學ぶ。偶〻漢書を讀んで項羽の條に至り、書は以て姓名を記するに足るのみと云ふに至り、慨然として悟る所あり。筆硏を投して、志を刀圭に委す。二十歲にして北總佐倉の佐藤尙中の塾に入り、螢雪苦學の功を積む。居ること七年にして、技大に進み、術大に熟す。乃ち鄕里に歸り、醫を業とする一年、居を前橋に移す。醫業益〻盛なり。居ること四年にし

て明治元年、大學東校の小助教と爲る。次いで中助教に進み、職を越後柏崎縣に奉ず。居ること一年にして、再び東京に歸り、佐藤尙中・佐々木東洋等と力を協せ、博愛社を本町に設し、患者を治す。後海軍小醫官と爲り、中醫官に進み從五位勳四等に敍せらる。明治十四年一月歿す。年五十。谷中天王寺に葬る。子愼吉眼科醫たり。（上毛偉人傳。）

福田文同

福田文同、字は行同、小字宗吉、軌齋と號す。宗禎（浩齋）の遺腹の子なり。天保十二年七月生る。母は木暮氏、金井驛の本陣岸忠左衛門に再嫁し、文同其家に養はる。初め津久田村の醫多胡玄同の門に入る。既に長じて洋醫學を高崎寄合町の依田元甫に學ぶ。又越後の志士長谷川鐵之進に就いて、漢學を修む。（當時長谷川は玄同の家に寄在す。）鐵之進奇節あり。毎に告げて曰く、良醫たらんと欲せば、須らく大都に遊ぶべしと。文同十六歲の春、意を決して江戸に出で、林洞海の門に入り、和蘭醫方を專攻す。勤勉六年。洞海之を愛し、收めて女婿と爲さんと欲す。文同泣き且つ謝して曰く、老母の在るありと。乃ち辭して歸る。文久元年、時に年廿一。是より先き從兄承齋六世宗禎、嘉永四年下世して、既に十年を距る。家壞れ產多く損す。故に行止甚だ窘む。此時攘夷の論旺にして、長谷川鐵之進蹶起して、募に應じ、文

同も亦追隨す。母氏大に驚き、人を馳せて其輕擧を戒む。文同深く悔う。是に於て舊廬を興し、宗禎七世を襲ぐ。其多年研習する所、投藥效あり。人咸な福田家の存復を迎ふ。幾もなく明治新世と爲り、洋學頓に行はれ、教を乞ふ者踵いで至る。尋いで郡醫に擧げられ、治を乞ふ者多きを加ふ。二十年十二月六日歿す。年四十七。文同夙に神道修成派を奉じ、教化に從事す。仍りて少教正に補せらる。二女あり。長女に配するに、井上氏の子縫作を以てし、世業を紹がしむ。（上毛及上毛人。）

設樂天僕

設樂天僕、名は秀明、初め德治と稱し、後天僕と更む。天保十二年正月廿日、伊勢崎に生る。幼にして新井雀里に就いて學ぶ。十四歳奮然志を立て、家を次弟作次に讓り、高崎の醫依田元甫に就いて、和蘭醫學を修む。十五歳江戸に出で、戸塚靜海に學び、十七歳浪華に之き、緒方洪庵に從ふ。十九歳長崎に遊び、和蘭の大醫シーボルトに就いて、益ゝ斯學の研究を進む。既にして父七郎兵衞彼が歸國を促すこと切なり。乃ち行李を整へて歸郷し、醫業を創む。時に文久元年、天僕廿一歳なり。最も外科に長じ、夙に種痘の術に熟す。治を乞ひ診を需むる者門に充つ。三年依田元甫歿す。恩師の遺囑已む能はず、高崎に出でて、其後を承け、醫業に從

ふ。在崎六年にして、郷に歸る。明治三年、藩命に依り、積善堂頭取と爲り、子弟を教ふ。明治五年、學制の頒布あるや、翌年醫業を棄てて、赤石小學校に教鞭を執る。後校長に陞る。又町會議員に選ばれ、十六年九月十五日歿す。年四十三。天僕資性寛厚篤實、風貌雄偉溫雅なり。郷人仰いで以て儀表と爲す。（佐波郡誌。）

村上秋水、名は廣矛、字は古逸、小一郎と稱す。隨憲の次男なり。天保六年十一月廿八日、境町に生る。幼にして穎悟、儒を野田笛浦に學ぶ。業已に成り、又醫を其父に學ぶ。深く泰西の法を究め、以て箕裘を襲ぐを得たり。其讀書する事、一小誌と雖も、苟も治療に有益なるものは、必ず之を實地に驗す。其用意の周到なる概ね此の如し。故に其技愈〻精しく、治を請ふ者門に滿つ。人と爲り忠良慈愛、常に王室の式微を慨く。幕府の季年、同志と尊王の說を唱へ、以て士氣を皷舞す。終に幕吏の忌む所と爲り、各〻罪に至る。秋水獨り幸に免るを得たり。維新の初、筆を岩倉公に獻じ、以て朝政を論じ、其著す所の窓間拾筆十二卷を官に納め、以て史料に供す。又衆と謀り、苅野戶郷校を立つ。此れ佐位那波兩郡に郷庠を置くの初なり。藩主酒井侯、秋水を擧げて頭取兼教授と爲す。辭するも允さず。尋いで菅內郷校勸學總括に任せらる。秋水能く其職を奉じ、闔藩靡然として皆學

に嚮へり。侯其功を嘉みし、賞狀を賜ふ。累りに官を遷せども、固辭して受けず。自ら稱して毛野逸民と曰ふ。讀書惟れ耽り、晩に旭懷素の書法を學び、別に一家を成す。明治三十二年八月八日歿す。年六十五。碑文。

高橋周禎

高橋周禎、本姓は高津氏、名は宜詮、通稱は久馬。弘化三年九月廿七日生る。家世々綠野郡中島村に住し、文右衞門を以て通稱とす。周禎の祖父初右衞門は、文右衞門の次男にして分家す。嘗て江戸に出でて、幕府の御家人と爲り、江戸に歿す。其男宜義、家を繼ぐ。通稱は多八郎、後醫術を學び、祿を辭して、浪人醫者と爲り、名を耕庵と更め、長忱と號す。是れ卽ち周禎の父なり。耕庵上州に歸り、新田郡大館村に醫を業とす。那波郡長沼村高橋氏の女を娶り、新田郡大館村に醫業を開く。旁ら寺小屋及び謠曲を指南す。四十二歲にして歿す。長子周禎嗣ぐ。年尚幼なるを以て、弟貞齋と與に、親戚總社の醫今井周齋に養はる。是より先き新田郡反町村安積善庵の門に入りて、漢學を學びしが、文久元年より武州榛澤郡中瀨村桃井儀八に就いて、漢學を修む。文久三年、十八歲にして周禎の女德子に配し、今井氏を冒して周禎と改む。元治元年、武州比企郡番匠村醫小室元長に就いて、始めて醫學を學び、次いで江戸に出で、本所石原町船越夔齋に從ひ、洋醫學を

修む。慶應元年、神田和泉橋通官立種痘所に於て、種痘術を修む。中途偶、明治戊辰の政變に際會し、醫書を棄てて、京都に上り、官軍に投ず。此時弟貞齋は幕府純忠隊に入り、兄弟分離、各地に轉戰す。既にして維新の業成り、天下安定す。是歳周楨再び官立醫學所に入學す。二年大學東校に於て典籍掛を拜命す。三年英語句讀師を拜命し、大坂久寶寺町官立醫學所在勤を命ぜらる。時に養父周齋歿後、今井氏の醫業將に絶えんとす、是に於て職を辭し兄弟相前後して歸國し、周楨は總社に開業す。實に明治三年五月なり。六年三月、醫業の傍ら、總社町祠掌を拜命す。同月群馬縣より種痘開業を免許せらる。七年三月、熊谷縣より當分屆を以て、二、三四大區種痘醫を命ぜらる。明治八年四月、周楨故あつて、今井氏を離緣す。而して母の實家高橋氏に入籍す。當時高橋氏の子息甚太郎死去し、未だ抹籍せざりしが、貞齋の歸來するに及び、之を以て甚太郎と爲ししより、終に貞齋は甚太郎を稱するに至れり。九年前橋桑町片原に開業す。十一年群馬縣に於て執行の内務省醫術開業試驗を受け、開業免許狀を授けらる。同年九月三日明治天皇前橋に行幸の際、醫學講習會々頭の資格を以て拜謁仰付けらる。十二年市中の盲人を集め、無報酬を以て生理解剖の大意を教授す。同年同志と謀り、實

を醸出して、前橋に群馬病院を創立す。本縣に病院の名ある之を以て嚆矢と爲す。又縣の達令に基き、醫學研究所を前橋に設け、其會頭に推さる。十三年六月、地方衛生會委員に當選す。十五年八月、檢疫掛を拜命す。十八年より廿年まで、前後九年間、每年春秋兩期、前橋種痘聯合所に於て無料にて種痘を施行す。其人員實に一萬餘人に達す。十九年八月、東群馬南勢多郡役所より檢疫掛を拜命す。廿二年十二月、群馬縣衛生規則を編輯出版す。廿五年七月、上野鑛泉誌を著述出版す。廿六年四月、前橋市長より客年十二月中天然痘流行の兆あるや、卒先して無料種痘を敢行したる爲め、患者少數にて豫防の効顯著なりしを德とし、感謝狀を受く。是年群馬郡總社町聯合町村に、無料種痘施を行し、前橋市と與に前後通計八千人に達せり。同年十一月、近世上毛偉人傳を著述出版す。時恰も明治天皇前橋に行幸あらせられしに就き、之を獻納す。廿七年四月、多年無料種痘の功積に依り、木盃を下賜せらる。十一月赤十字社群馬支部戰時救護醫員を囑託せられ、併せて看護婦養成所講師を囑せらる。周楨夙に濟生の業を以て滿足する能はず。患者門前に滿ち、醫療日夜に渉りて閑無きの盛況なりしも、尙濟生興利の心勃々たり。明治十年の頃、同志と謀り、上越鐵道會社を起したるも、時運未だ

至らず、事志と違ひ、十數年來の苦心水泡に歸せり。之か爲めに數萬の家產悉く蕩盡し、明治二十八年春、終に前橋を去つて、東京に移住し、谷中清水町に開業す。卅二年偶、腎臟炎を患ひ、豆州湯ヶ島に移居し、療養の傍ら、業を開く五年餘。卅六年健康回復して、東京に歸り、土手三番町に開業す。大正五年九月七日、北多摩郡村山村字三ッ木の出診所に病歿す。年七十一。遺命に依り、雜司ヶ谷鬼子母神內大行院墓地に葬り、慈善院周楨日濟居士と謚す。先妻德子に二男一女、後妻延子に一女あり。長子金一郎家を嗣ぐ。明治卄四年、東京醫科大學を卒業し、醫學士たり。次男芳麿今井氏を嗣ぐ。(上毛及上毛人。)

澁川町の人都丸俊寮、醫を業とす。俊寮二男あり。長を淡良と曰ふ。江戸深川の醫士澁谷氏を嗣ぐ。次を仁兵衞と曰ふ。男子あり。是を梁香と爲す。梁香、名は俊章、初俊齋と號す。五歲の時、其母之を抱いて江戸に到り、之か教養を囑す。梁香、淡良の家に在りて讀書習字し、長ずるに及び、前田梅洞・芳野金陵等の門に遊び、蘭學及び經史・詩文を修む。後伯父淡良、及び川本幸に就いて醫術を研究す。頗る得る所あり。文久三年、母罹病の報に會し、遽に鄕に歸る。而して母既に死せり。髫齡にして母を離るゝ十七年、竟に相見ゆるに及ばざりき。是に於

て郷里に住し、力走を以て業と爲し、傍ら帷を下して、徒に授く。明治六年、澁川小學校教員と爲り、在職五年、生徒彬々として觀るべきもの尠からず。後專ら醫を業とす。遠近治を請ふ者、戸外履常に滿つ。是より名聲大に揚り、醫務世話役・醫學講習所主幹等に選ばる。當時樞要の醫務、至誠其任を盡す。群馬縣知事其功を賞して、金品を賜ふこと數次。十九年會〻群馬縣會、中學校廢止を議決す。梁香慨然として同志と相謀り、東奔西走、中學校維持費を募集し、遂に知事に建言して、以て存續の功を奏するを得たり。廿六年十月、適〻近衛師團小機動を上毛の野に行はれ、天皇臨幸す。縣知事梁香を擢して、赤十字社員世話掛と爲す。人以て榮と爲す。梁香人と爲り篤實謹行、性文雅を愛し、暇の時は則ち韻流を招致して、吟詠自ら娛む。殆んど身方外に遊ぶが如し。明治四十年十二月十四日歿す。年六十五。先塋の次に葬る。長男驥一、醫業を修め家を繼ぐ。碑文。

津久井磯子

津久井磯子は、群馬郡青梨村關根紋太夫の次女なり。文政十二年生る。紋太夫は水戸の藩士石井氏の子にして、關根氏に入婿す。和漢の學に通じ、郷の子弟を聚めて教授す。磯子、幼より其薫陶を受け、稍〻長じて江戸に至り、外伯父に倚りて、藩侯小石川の館に仕ふ。伯父素より武技に精し。乃ち磯子に鎖鎌の技を教

ふ。磯子廿四歳の時、仕を辭し、前橋の醫津久井文譲に嫁す。文譲、賀川氏の產科醫術を傳へ、而して家道衰窮す。磯子乃ち其醫說を聞き、專心攻究し、躬ら產婆を開業して、以て生計を助く。時に近邑往々豺狼の害あり。磯子、單身產婦の家に赴くに、輙ち鎖鎌を携へ、以て自ら衞る。明治三年、文譲歿し、其先妻の子一郎家を襲ぎて、又文譲と稱す。而して尙未だ盛ならず。磯子別に一家を立て、專ら助產婦を業とし、女弟子數名を置いて、助手とす。其孕婦を診するや、其受胎分娩の日時、及び胎兒の位置を斷言し、的中せざるなし。其技術精妙なる、產科醫も及ぶ能はず。是に依りて名聲遠近に洽く、延聘する者踵を接す。遂に群馬產婆會長に推さる。尋いで產婆講習所を前橋に創設し、講師數人を聘し、解剖生理學の諸學を教授し、自ら其長として奬勵大に努む。縣下產婆の風之が爲めに一新す。三十一年其嗣文譲歿す。磯子其寡婦を助け、其家を經理し、而して業を操ること故の如し。磯子業を操る五十餘年、老を以て罷め、東京に出で、四十三年一月卒す。年八十二。前橋隆興寺に歸葬す。磯子孫男三人あり。中孫省己東京醫科大學を卒業して、醫學士たり。前橋市に開業す。磯子の門下、產婆を以て顯はるる者少なからず。三河高橋瑞なる者、從遊最も久しく、終に獨國に留學して、產婦二科

の醫學を究めて歸り、東京に開業す。碑文。

三　數學

關孝和

關孝和、字は子豹、通稱は新助、自由亭と號す。寛永十九年三月、藤岡町に生る。實は內山七兵衞の子、母は湯淺氏。後關五郞左衞門に養はれて、關氏を冒す。內山・關二氏は、共に蘆田氏預かる所の五十騎の一なり。孝和幼より强記にして、算術に達し、神童の稱あり。初め學を高原吉種に受け、後に術理を發見し、支那元朝の數學者朱世傑の天元術に改良を加へ、點竄學を著し、得源整法と曰ふ。松永良弼の時に至り、內藤侯の命に依りて、點竄法の名を附す。又前人未發の圓理術、及び天官曆日に關する諸術を究む。後更に大成算經・規矩要明・算法開法・算式等數十卷の算書を著し、門人數百の多きに及ぶ。其學を關流の算法と稱し、世界大數學家の一人に擬せらる。初め徵されて勘定吟味役たり。寶永元年、本丸納戶組頭に進み、祿三百石を食む。寶永五年十月廿四日歿す。年六十七。江戶牛込淨輪寺に葬り、法行院宗達日心と諡す。明治四十年十一月、特に從四位を追贈せら

る。孝和子無し。甥新七を養うて嗣と爲す。新七罪ありて、家祿を沒せられ、家絶ゆ。關流算數系承は左の如し。大日本數學史・上毛及上毛人・人物志。

- 關孝和
  - 荒木村英─松永良弼─山路主任─藤田貞資─小野良佐
    - 原左右助─中曾根新五郎
    - 劒持成紀
    - 齋藤宜長─宜義
      - 岸光太郎
      - 萩原禎助
  - 建部賢弘
    - 中根元圭
    - 久留島義太

小野良佐

小野良佐、名は榮重、小字は捨五郎、後良佐と改む。子巖と號す。碓氷郡中野谷村須藤某の子なり。五歲にして板鼻驛小野文助に養はれて、其嗣と爲る。性算數を好み、安永の頃、武州賀美郡勅使河原村藤田貞資に就いて、關流の算法を學び、其蘊奥を極む。後伊能忠敬に師事し、測量・航海の術を學ぶ。會、忠敬、幕命を奉じて、日本全國を測量す。良佐之に隨行して、業に從ふ二十年の久しきに經る。功成りて全圖を幕府に上る。良佐も亦其賞に與かる。忠敬、又嘗て寛政暦の改版

を命せらる。良佐、師命を承けて刻苦精勵、年を重ねて漸く之を就す。後職を辭して、郷里に歸り、後進を誘掖す。天保二年正月二十六日歿す。年六十九。門人多く在りし中に、上毛に原左右助あり。上毛偉人傳・碓氷郡誌・日本名蹟圖誌。

原左右助

原左右助、名は賀慶。寛政二年、板鼻に生る。幼にして算數を好み、良佐の門に入つて攻究し、其蘊奥を窮む。良佐の伊能忠敬に從うて、全國を測量するや、左右助亦良佐に隨行して、之を助く。業畢るや、幕府賞して物を賜ふ。其後算數の研究大に進み、自家の屋根裏を切開き、終夜天文を觀測すること十餘年。其間家計を觀みず。專ら曆算・測量・製圖等に耽修す。而して所有の田畑家財悉く賣却するに至る。萬延元年十一月一日歿す。年七十一。門人中曾根某あり。左右助の遺書を傳ふ。碓氷郡誌。

劒持成紀

劒持成紀、名は章行、字は成紀、通稱は要七、豫山と號す。吾妻郡猿渡村の人。資性溫厚にして謙讓なり。幼にして學を好み、殊に算數に長ず。初め算術を良佐に學び、技漸く進むや、江戸に出でて、諸名流を訪ひ、圓理密術を叩く。而して成紀の右に出づる者なし。又關左に歷遊す。適く所人其精緻に感服し、贄を執る者頗る多く、遂に一家を爲す。後慶、毛・武・總・常の間に歷遊し、南總久留里藩の川田昌

居、及び其男楷岡と交遊す。明治四年六月、下總國鏑木村に歿す。著す所、探賾算法・算法開蘊・量地圓起方成・同後編・算法利足全書・相場寄算・算法約術新編・同附錄等頗る多し。此中算法約術新編、載する所新々零約術なるものは、實に成紀の發明にして、一奇の新法なり。成紀嘗て著書を淸水侯に獻ず。侯之を賞し、金幣を賜ふ。成紀生涯妻を娶らず。坐臥擧止總て算理を考究し、世事を干知せざりきと。（上毛偉人傳・上毛及上毛人。）

齋藤宜長宜義の父子

齋藤宜長、字は子成、通稱は四方吉、旭山と號す。群馬郡板井の人。世々農を業とす。關流の數理を好み、最も圓理孤背の術に精しく、當時無比と稱せらる。弘化元年歿す。年六十一。其子宜義、字は算象、逐庵と號す。文化十三年生る。資性沈著、幼より父祖の業を修め、最も算法を能くす。就中暦數の蘊奥を究め、方圓窮理の玄妙に通じ、圓理極數術を發明し、始めて算法圓理鑑に之を載す。是れ我國に此術あるの濫觴なり。又靜重學に關する算題を載するものも、亦此書を以て初とす。家聲彌〻揚がる。當時有名の算術家にして、宜義の門に出づる者多し。宜義榮達を求めず。嘗て加州藩主宜義を聘せんとせしも、辭して應せず。草葊に安居し、淸貧に安んじ、以て自ら樂む。明治二十二年八月歿す。年七十三。著

す所、算法圓理鑑・圓理起原表・算法圓理新々等あり。門人に著名の者、柳樒悅・船津傳次平・中曾根宗邦等あり。（上毛偉人傳・日本名蹟圖誌。）

岸幸太郎

岸幸太郎、名は充豐。綠野郡東平井の人。實は中村吉右衞門の長男にして、同村岸淺吉の養嗣と爲る。天保十四年生る。家世々農桑を業とし、傍ら問屋業を營む。幼より慧敏、最も數理に長ず。十二歲武州某氏に就いて、數學を修め、次いで齋藤宜義に師事す。研鑽十五年にして、大に數理の微妙を窮め、特に圓理に精し。明治八年、宜義彼に傳書を授く。明治九年、地租改正の業起るや、時の縣令楫取素彥は、特に幸太郎に命じて、測量術を第十三、第十四の二大區に教授せしむ。爾來聲望遠近に高く、從學の徒五百餘人に及ぶ。又村治の繁務に鞅掌すること十餘年に及び、治績の見るべきあり。然れども其本領は數學の研究に在るを以て、年四十五にして著作に志し、數理精括二冊、八象表圓理開商之部一冊、關流和算普通算要一冊、算法圓理精括一冊、雜記一冊、其他を脫稿す。明治二十八年五月八日歿す。年五十二。男貞治繼ぐ。幸太郎人と爲り沈毅溫和。己を責むる嚴勵なれども、人を待つこと寬恕鄭寧慇懃を極む。故を以て師宜義晩年不遇なるや、幸太郎に寄食する久しかりき。其歿するや、又墓碑を建つ。（上毛及上毛人・人物志。）

萩原禎助

石田玄圭

萩原禎助、名は信芳、字は德卿、湖山と號す。文政十一年、勢多郡關根村に生る。家世農を業とす。初め小泉鐘豐に普通學、養田鮮齋に數學、藍澤無滿に和漢學を學びしが、後宜義に就いて數理を學び、終に數學圓理の奧を窮む。明治十一年、本縣師範學校の教師と爲り、十四年理科大學に轉じ、十七年歸鄉す。四十二年十一月歿す。年八十二。孫要繼ぐ。著す所、算法方圓鑑・算法圓理私論・後圓理算要・蠡管算法等あり。（上毛及上毛人。）

石田玄圭、名は恒、幼名は玉吉。總社の人。家世醫を業とす。性算術に長じ、殊に曆學に精し。嘗て曆學小成を著せしも、官の忌諱に觸れ、絕板の不幸に遇ふ。又算圓流の書を善くし、教育に篤く、索綯歌の著あり。後算術を以て磐城國湯長屋藩に仕へ、明治元年十二月歿す。年八十九。養子運八嗣ぐ。（上毛偉人傳。）

第七節　武藝

一　兵學

上泉流の兵學

勢多郡上泉村出身の上泉武藏守信綱は、小笠原宮內大輔氏隆の兵學を學び、諸家を涉獵して、一家を爲す。所謂上泉流の兵學是れなり。其子伊勢守秀綱（一に秀胤に作る。）亦兵學に達す。多胡郡岡本村の人岡本半助、秀綱に就いて、其奧を究め、其名海內に遍し。半助、初名は正武、後宣就と更む。喜庵又は無明道者と號す。北條氏直、碓氷を越え、信州佐久郡に入り、甲州柳澤に討出づるや、半助時に八歲、北條氏の人數押を見物に出でしに、氏直の本陣は藤岡にありて、先陣は既に板鼻に宿す。日將に暮れんとして、本陣より使を先陣に立つるを、半助見て獨り嘯いて曰く、何事の御使なるやらん。今より板鼻に至らば、夜四ツ半（午後十一時）にもなるべし。それが引返す頃は、夜明けならん。此隙間もなく宿々村々に打ならべたる關札は、何の用ならんと。氏直が旗下の老武者出來りて曰く、何と云ふぞ。其童子こちらへ來よと。半助更に恐るゝ所なく本陣に入るに、彼問ふて曰く、今の使者の方

便如何にと。半助答へて曰く、御本陣より宿々の關札を日常に繼ぎ送らば、一人の使者の往來せんよりは遙に速く、且つ諸人數の繰引に便り宜かるべしと。老武者之を聞いて、大に感じ、半助の父母を召して、氏直に仕へしめんことを勸む。父大に悦ぶと雖も、母悲み延引する間に、故障起りて北條氏に仕ふるに至らざりき。後武田氏に仕へ、又井伊直孝に仕ふ。後次第に登用せられて、重臣と爲る。半助平素武備を尊び、奢侈を斥け、節儉を旨とす。又和歌書道に巧なり。明暦三年卒す。(近世上毛偉人傳・古事類苑。)

關赤城

關赤城、名は襲、字は子敬、幼名は文太郎、後吉十郎と更む。赤城は其號なり。明和三年、沼田に生る。材木町の荒物商清水屋事、關權兵衛の子なり。幼より學を好み、嘗て商品仕入れの爲め、數百金を懷にして江戸に至り、毫も商品を仕入れず、書籍を購ひ、淺草見附邊に借家し、書籍堆き中に靜座して、晝夜勉學す。終に一家を爲し、門戸を張る。藩士等門に入る者多し。又兵學を以て、柳川・福岡・久留米等の各藩に仕ふ。寛政元年六月、樋渕盧沖軒と與に、幕府の普請役青島俊藏に從ひ、蝦夷に至り、數月にして歸る。文化五年五月七日歿す。年四十三。遺命して武州瀧川山金剛寺に葬り、後碑を沼田天桂寺内に樹つ。著す所、雲遊漫錄三卷、雲遊

後錄三卷、懷風館漫錄等あり。門人中に增田義融あり。（上毛及上毛人・人物志。）

清水赤城

清水赤城、名は煥、後に正德、字は章卿、後に俊平、通稱を俊藏と曰ふ。赤城は其號。別に淡庵・虛舟・正氣堂・文煥・藍齋・遯庵・屠龍居士等の號あり。明和三年、群馬郡並榎村に生る。安永三年、九歲の時、父俊達、江戶に醫業を開くに從ひ行く。幼年天性恇怯にして、事物に驚動し易し。乃ち自ら之を矯正せんとし、深夜人靜まり寂寞晤冥の時を選び、山野を獨步し、以て神を養ひ、膽を練る。是より氣質を一變して、豪邁の性と爲れりと云ふ。（後年佐藤一齋・松崎慊堂等と交るや、當時互に綽號を附して之を呼べり。赤城と呼ぶに丈夫を以てす。蓋し彼が筋骨逞しく、豪邁の氣象あるを稱揚して名づけしなりと云ふ。）十三歲の時、家田大峯の塾に入り、在學三年なりしが、學術に疑義あり。辭し去つて、復常師を求めず。初め伊東藍田・山本北山に交りしが、志協はずして往來を斷つ。私に世儒の爲す無きを嫉み、自立して實學を講ず。年十九神田に僑居し、舌耕を以て業とす。大に力を讀書に恣にし、天文・曆算を本田利明に、兵學を和合猶水及び島田正修に、劍法を櫛淵虛冲軒に、槍法を山本理左衞門に、砲術を齋藤庄兵衞に學び、各〻其免許を獲たり。其學びし所の諸學中、最も砲術に留意し、當今戰陣の急務は銃砲火器にありとして、諸家を研究し、星山流を尾州の中村百藏に、渡邊流を濃州の牧登に、南蠻流を高崎の富岡肥五右衞門に、自

得流を柳川の十時志津馬に、井上派を幕府の井上正清に受け、唐土和蘭の砲書を探讀して、兵學附屬の砲術を創立す。門人關岡之丞は旗下の士なり。文化中二回、官に請うて武州西ヶ臺德丸ヶ原(二)に於て、大に砲技を演習す。赤城乃ち其抱負する所を筆して、火砲要錄八卷を著す。是に於て侯伯其名を慕ひ、爭うて招聘す。乃ち黑羽侯・田原侯・小諸侯・飯山侯世子・長島侯・山野邊侯・宇和島侯・岩槻侯・今尾侯・津侯等に教授す。白川侯松平樂翁、赤城が著書を需め、之を稱賛して銀帛及び集古十種、竝に野泉帖を賜ふ。赤城素より仕進に意なし。浩洋自肆、數十年一日の如し。壯年の頃、官醫杉浦靖齋の家に客たり。其後神田門外曲直瀨正隆の家に徙る。旗下の士本多千八郎、赤城を聘し、文武を講究す。優俸餘りあり。此時平山子龍・近藤正齋・村尾正靖等と交遊す。是に於て大に文武に力を用ふる事を得たり。既にして千八郎卒して、子無し。同姓彌八郎の弟大學繼ぐ。彌八郎膂力衆に勝れ、克く寸弓を引く。深く赤城を信じ、大に力を文武に效さんとせしが、不幸にして風痺を發せり。而かも赤城一時の閑暇をも與へず、文武を督責せしに、年少の子弟皆側目し、或は機に乘じて毀謗す。赤城聞いて大に怒り、邸を去り俸を辭して、番町湯淺孫兵衞の家に移る。寛政十一年春、赤城高田の醫安平氏の女常子を

娶る。十二年十一月廿八日、長男正巡洲礫生る。時に升斗の祿無し。生徒業を受くる者亦少く、窮乏殊に甚し。而かも意氣堅確、愈〻努めて業を修め、德を養ひ、居ること三年、貧益〻加はる。享和元年、痲疹流行し、正巡及び妹感染して臥床し、妹は遂に歿す。此時所藏の書籍・刀劍等を賣却して、僅に日月を送りたりと云ふ。此時越後の土豪飯沼雄八と云ふ者在塾せしが、能く師を扶けたりと。既にして飯田町黐木坂の戸川氏、月俸二口を贈り、家の子弟教授を囑す。究猿林に投ずる、樹を擇ぶに暇なく、往いて是に徙る。文化四年、北邊警あり。是時に當り、赤城の學大に行はる。幕府砲術家井上左太夫、參政堀田攝津守の內命を受け、赤城を蝦夷地御雇與力に推擧せんとす。赤城固辭して就かず。友人井上貫流及び森重靱負を推して、御雇たらしめ、潛に笑つて曰く、吾が學修抱負する所、二百三十苞に貿ふるを允さずと。其後業頗る盛にして、家道些か裕ならんとす。赤城の妻多病にして、在牀する事多く、兒子亦多きを以て、屢〻窮乏に瀕す。而も意に介せず、泰然自若たり。既にして松平樂翁の囑を受け、房州竹ヶ岡海岸に往き、海防の議に參與す。其後館山に遊浴し、浦賀の海防を巡視す。友人蒲生君平の紹介に依り、石田半兵衞と交る。半兵衞、赤城の人と爲りに服し、能く急を救へりと。又君平の紹介に

依り、水府の會澤正志・藤田幽谷に交り、是より水藩の士多く來つて、業を受くと云ふ。赤城年七十に至り、始めて俟盡軒一宇を營造し、從つて是に住す。蓋し終焉の所となさんが爲なり。晩年子弟を教授し諸侯の招に應じて書を講じ、閑あれは杖を郊外に曳き、市を閲し、陳編を求むるを以て、老後の娯とす。嘉永元年二月中旬、脚弱り顚躓すること屢〻なり。自ら終焉の近きを知り、藥餌を却けて敢て服せず。三月廿八日、遺言を記し、遺金を長子正巡に托し、五月十日端然として逝く。壽八十三。廿五日儒禮を以て、小日向日輪寺に葬る。遺籍六十筺、和漢古今經籍志史に至る、殆んど二萬卷と云ふ。

赤城の氣概思想は、三十二歲の時に作りたる自誓文に躍如たり。「以二伉直一、不レ能三與レ世俯仰一。往々爲二人所一レ擯斥一。窮約之至固其宜矣」と曰ひ、「諸侯大夫或有下欲二請招一者上。進退必以レ禮。不レ可下曲レ己從二彼之心一矣」と曰ふは、與力の祿高二百五十俵、藤堂侯よりの五百石を、一言の下に斥け、布衣韋帶の士を以て、一生を終りし所以にして、其學ぶ所の道を當世に行ふ能はざるを知り、且つ一毫も功利の心なきに由るのみ。又淡庵漫錄の中にも「大丈夫志二乎學一者、雖レ無二其位一、固當下以二天下之事一爲中己任上也。如レ此則其學不レ安二乎小成一矣。然亦不レ可レ有二奇激釣二聲譽一之行一也。古語云、士大夫當レ有二

憂國之心。不ㇾ當ㇾ有ニ憂國之語一。又元丁翁云、士無ㇾ求ㇾ用ニ於世一、惟求ㇾ無ㇾ愧ニ於世一。余居恒思ニ此二語一、以自勵焉。可ㇾ謂ニ至言一矣。」とあり。されば刎頸の交を結びし平山兵原の如きも、國家經綸に就いて議論協はずして、一朝に絕交せしは、兵原が奇激にして、世譽を釣るの傾ありしを以てなり。要するに赤城が學問は、實踐躬行を主と爲し、明體達用の實學を講究せられしは明かなり。

赤城の學蘭學にも及ぶ

赤城が火砲要錄を著したる事は、前陳の如し。而して赤城は蘭學をも修めしが如し。荷蘭曆法の跋に曰く、此編はもと源鳳翔公の翻譯する所にして、余は之を本田利明翁に得たり。余も又師說に就いて、其立成を取り、未だ譯を經ざる者三卷、重ねて自ら之を譯す。書始めて全備するを得たり。蓋し荷蘭の學、窮理を以て要と爲す。而して曆法は其最も至れるものなり。其法間〻今の曆法と同じからざるあり。亦以て例推して、其底蘊を觀る可し。豈大に天學の徒を裨益せざらんやと。三十三歲の作なり。又赤城の著書中に、荷蘭の兵書も藏せられしよしなれば、夙に兵學にも必要なるものと認めて、蘭學を修めしならんと考ふ。享保三年、赤城卅八歲の時、友人渡邊華山なるか。の爲めに、西洋神器圖解を作る。神器とは大砲を指すなり。齋藤拙堂の輶軒書目にも、西洋軍艦之圖を赤城に借りて寫

せし由を記す。豈に嘗に大砲のみならんや軍艦までも研究されしなり。（上毛及上毛人。）

（一）徳丸ヶ原は、武藏國北豐島郡赤塚村の臺地と荒川との間の平地なり。

- 赤城
  - 磔洲（正巡）
    - 蟠山
    - 村田廉窩
      - 女　寺崎廣業妻
      - 丹陵
      - 女　蠶紫園
    - 竹内清陰
      - 廉一
      - 康二
      - 女　三人
    - 關口隆正
      - 女　工學士梶原平治妻
      - 泰三　法學士
      - 女　四人
  - 一方
    - 女　[illegible]平妻
    - 正剛
    - 勝藏

—女—赤峰 村田氏
　|—龍窩 村田氏
—大橋訥庵 妻菊池淡雅女
　|—女 陶庵妻—菊池晋二
　|—新太郎
　|—文次
　|—女
　|—微笑
—存軒
　|—女
　|—女
　|—正信
　|—禮次

長尾無適齋

長尾無適齋、名は景範、字は法正、致仕の後、無適齋と稱す。漱瓊・西山・蓮了・練兵舍主人等の號あり。文藏の子。天明六年生る。伊勢藩の世臣なり。若年江戸に出でて、岡田寒泉に師事す。又柴野栗山に學ぶ。常に闇齋學を講じ、文章を學び、詩書を兼習す。殊に越後流（二）の軍學を杉村某に、荻野流の砲術を館林藩河野通辨

に學び、竝に允可を得、狼煙にも工なり。文化十年、時に年廿八、關西諸國に遊歷し、京畿より播磨に入り、荻野六兵衞に就き、次いで四國・九州を歷、長崎に滯留す。又廣島に賴春水を訪ひ、德島に柴野碧海の塾に遊ぶ。後郷國佐位郡下植木の家に歸り、伊勢崎の藩邸に通勤す。文政の初、大目附の職を奉じ、居宅を藩地に移す。天保五年、命に依り銃弓二隊を操練す。七年七月、下植木の家に歸り、性を養ふ。無適齋、養性濶達雄材にして、音吐鐘の如く、鬚髯頗る美なり。人稱して美髯公と云ふ。酒酣にして談論風發、逸興橫生すれば、滿座靜然として其能辯に驚かざる無し。事に臨みて屈撓せず、常に敝袍を纏うて更に意に介せず。常に山水を好み、木石を愛し、園庭を洒掃し、花を植ゑ水を注ぎ、朝夕諷詠して自ら娛む。慶應二年十二月九日歿す。年八十一。大悲山先塋の次に葬る。長子精一郎繼ぐ。(上毛偉人傳・上毛及上毛人。)

二 越後流は、上杉謙信の兵法に出づ。初め越後加治城主加治遠江守景英謙信に仕へ、兵法を宇佐美駿河守に學び、奥旨を得たり。其子對馬守景治、景治の子龍爪齋景明、其傳を續ぎ、最も精妙を極む。承應元年、東武に來り、名聲大に鳴る。門人多し。(武術流祖錄。)

市川達齋

市川達齋、名は紘、字は孟瑤、通稱は一學、學一に角とも書く。達齋は其號なり。高崎の世臣鶴鳴が男。十八歲にして昌平黌に入る。時に天下の俊才、聖堂に聚まる。達齋以爲へらく、儒者は六藝を兼ね、文武共に備へざる可からずと。即ち弓馬・刀槍皆之を學び、栗山・精里の兩先生に賞せらる。達齋又云ふ、劒は所謂一人の敵のみ、以て萬人の敵に對す可からずと。乃ち又兵を長沼流の某氏に學び、幕吏平山子龍と名を齊しくす。寛政十一年、年二十二にして、藩主輝和の大坂城代に赴任するに扈從を命ぜられ、其幼時成長の故地に再來す。進講顧問殊遇數年に涉りしが、慨然間を請うて、四海に周遊し、名聲大に起る。文化以來、黑船頻りに東海岸に出歿し、高崎藩の飛地たる銚子濱附近、頻りに海警あり。是に於て高崎藩も銚子に砲臺を築くに決し、文政年中、達齋を召還して、之が工に充らしむ。此頃達齋は世子の侍講たりしが、文政六年、藩侯輝延老中席に上るや、達齋の祿を增し、顧問に進めしが、既にして輝延卒し、又其薫陶せし二公子も亦夭折せしを以て、達齋悲哀落膽して致仕し、祿を辭して下谷に閑居し、門戸を張つて教授を業とす。嘉永二年、奥州松前に築城の擧あり。達齋其軍師と爲り。繩張を爲し、經營全く成る。幕府松前崇廣に命じて、新城に移らしむ。福山城是れなり。幕府達齋の功を賞し、

將軍に拜謁するを許され、十五人扶持を賜ふ。松前侯も亦終身五十人扶持を賜ふ。高崎藩主も世二百石を給し、物頭上席に班せしむ。下谷御徒町に住し、兵學塾を設け、書生數十名を置く。皆各藩士の子弟なり。嘉永六年、幕命に依り、麴町三番町の原に於て、長沼流兵學の門人たる幕士、及び諸藩士を大擧して、演習操練を擧行し、老中等之に臨み、大に之を嘆賞せりと云ふ。安政五年十二月歿す。年八十一。男熊雄、國學を修む。上毛及上毛人・上毛偉人傳。

木呂子退藏、通稱は鈜太郎、後善兵衛と改め、維新後退藏と曰ふ。秋元侯の世臣なり。侯館林に徙封せらるや、元孝時に十歲、藩校に入り、弓馬・槍刀・禮算等を學び、殊に兵學は山鹿素水を師とし、其奧義を究む。夙に勤王の志篤く、維新の際、卒先して心を王事に致す。戊辰の役、藩兵の軍監と爲り、征討に從事せしこと別項館林藩の勤王の條下に述べたれば、參照す可し。明治六年歿す。年七十五。圓教寺に葬る。元孝、曾て京師に赴き、皇居を拜觀し、其宏壯ならざるに憤激して曰く、何れの時か楠氏なからんやと。爾來益、勤王の心を堅くす。邑樂郡當郷村に野木神社あり。楠木正成の靈を祀る。維新の後、元孝幹旋して、楠木神社と改む。館林叢書・人物志。

森村官十郎と心影流

森林官十郎、名は愛濟。那波郡連取村の人、邦武の季子なり。弱冠にして發憤し、兵學に志し、遂に心影流の奥旨を究め、杉本備前守の十三世相傳たり。天保年間、諸國を修行し、敢て當る者無し。後地頭駒井山城守の旨を奉じ、連取村の總取締兼農兵五大火の長となる。人と爲り直にして温。其徒を教ふる諄々たり。贄を執る者毎に門に充つ。明治十五年九月十九日歿す。年七十。碑文。

各藩の兵學流儀

沼田藩にては、兵學は甲州流と北條流とを用ふ。前者は正德年中に片岡茂右衞門安央、天明年中に片岡彌五左衞門安藏、寛政年中に片岡翁助安承、文政年中に片岡彌五左衞門安儔、嘉永・萬延の頃に中村團右衞門尙重あり。館林藩は山鹿流・大星外流等を用ふ。七日市藩は山鹿流なりしが、慶應年間に至り、練兵洋式と爲す。

二　劍法

無明流

上野の人石田伊豆守、北條氏康に仕ふ。壯年より武術を好み、御太刀山不動尊に祈り、常に深山に入りて、木石を擊つて其術を修む。又山賤・野武士に會して、其

藝を試み、終に刀槍・鎧組の奥旨を究むと云ふ。此流を無明流と稱し、末流多し。

武術流祖錄。

信州木曾の住人樋口次郎兼光十一世孫、太郎兼重、信州伊奈郡樋口村に住す。時に念流の祖相馬義元（四郎入道）、奥州相馬の棟梁たり。禪門に入りて、名を念和尚慈音と更め、諸國を遍歷す。應安元年五月上旬、伊奈郡浪合に至り、一寺を建立す。時に其門に入りて、兵法を學ぶ者十四人、樋口兼重其中に在り。慈音初め洛北鞍馬に入りて修業し、奥山念流、又は判官流と稱す。又鎌倉壽福寺に來り、自ら神託の術と傳ふ。之を鎌倉念流と號す。

樋口兼重の子次郎兼定（十二世）。其子新左衞門高重（十三世）相繼ぐ。文安二年、伊奈郡を去りて、當國吾妻郡小宿村に移住し、上杉顯定に仕へ、六百貫文の地を賜ひ、後文龜二年、軍役百騎を領す。永正七年、顯定戰死の後、高重、飯篠長威齋の末裔柏原肥前守（盛重）に從ひ、神道派の奥旨を究め、之を以て業と爲す。三郎兼次（十四世）、新三郎定兼（十五世）、飛驒重定（十六世）相次いで神道流たり。又七郎定次（十七世）に至り、父重定に從ひ、神道流を修むと雖も、義祖の遺流を復興するの志あり。會、義祖流義世の末流友松兵庫頭氏宗（號清三入道儀庵）なる者、諸國を遊歷して、上毛に入るに邂逅す。是に於

て定次、其悉さゞる所を質し、優劣を試み、晝夜勉勵して、大に其術を得たり。天正二年、目錄を傳へられ、十九年印可皆傳となれり。爾來曩祖の流義に復す。世之を稱して馬庭念流と曰ふ。定次子弟を教養し、其門に集る者頗る多し。時に兵馬控摠の際にして、定次亦意の向ふ所に往いて之を助く。功績少なからずと雖も仕へず。慶長五年三月、村上天流齋と云へる者、刀法を以て高崎城下に教授す。其門人定次の門人と、互に師の長短を論じ、遂に兩師烏川に勝負を決せんとするに至る。城主吏を派して、之を監せしむ。看る者亦頗る多し。二人場に入る。天流齋、振出劍を振つて、横に定次の袖を裂くこと三四寸。定次突入し、大喝一聲撃つて之を斃す。天流齋己が體と木刀とを併せ、恰も十字形を爲して死す。其後諸侯徵すれども就かず。後西國に遊び、終る所を知らず。弟主膳賴次、（十八世）其子十左衞門定久（十九世）相繼ぐ。十左衞門定勝（二十世）は定久が子なり。

樋口定勝

定勝、初め十兵衞と稱し、後十左衞門に更む。多胡郡馬庭村に住し、業を父定久に受け、劍法を以て鳴る。寛永十一年九月二十二日、將軍家光、江戸城吹上に於て、廣く天下の劍客を招致し、其技を試ましむ。定勝其選に入り、入城して甲州中條の郷士中條五兵衞と鬪ひ、勝利を博し、其名天下に轟く。大小の諸侯徵せども就

かず。門人倍〻集まる。明暦元年三月十日歿す。年七十九。子十左衛門定貫二十一世繼ぐ。

樋口將定

定貫の子十郎兵衛將定二十二世資性温恭淸儉にして、頗る君子の風あり。業を父に受く。既にして父母を喪ふ。而して志氣益〻堅鋭なり。父の高弟に就いて、切瑳練磨し、終に妙諦に達す。門人數千人、赤穂の義士堀部安兵衛も亦其中なり。

樋口定嵩

寶暦元年十月歿す。年八十六。子十郎兵衛定嵩二十三世繼ぐ。定嵩幼より業に精進し、教授最も懇切なり。門人にして一家を爲す者數十人。諸侯にして亦其門に入る者少なからず。寛政六年七月、將軍家齋吹上に召し、其武技を觀る。定嵩其孫定雄を伴ひ抵る。時に年九十二。寛政八年四月十日歿す。年九十四。定廣二十四世の子十郎兵衛定雄二十五世繼ぐ。

樋口定雄

寛政中、定雄信州浪合に至り、長福寺を修營し、祖父の遺志を果す。家を弟十郎左衛門定輝二十六世に讓り、江戸に出でて、小石川に道場を開く。後七日市藩前田大和守に仕ふ。文政六年十二月廿日、弟定輝歿して、嗣子定伊尙幼なるを以て、辭して家に歸る。侯之に貫齋の號を賜ふ。天保七年四月十八日歿す。是より先き

樋口定伊

定輝歿し、十郎兵衛定伊二十七世其後を承く。業を伯父定雄に受け、其奥を究む。嘉

永二年、江戸神田明神下に道場を開き、四月水戸烈公に拜謁し、爾來出入を許さる。六年八月、幕府沿海警あるに及び、閣老阿部正弘に上表し、安政二年復上表す。文久三年十二月、攘夷の事ありて、閣老井上正直に上表す。此頃諸侯召して、其技を看る者多し。後和泉橋通に移る。門人頗る多し。慶應三年四月十四日歿す。年六十一。根津妙護院に葬る。子十郎右衞門定高（二十八世）繼ぐ。其子定廣（二十九世）幼名は桂三郎、後十郎右衞門と稱す。又十郎と更む。萬延元年、業を繼ぎ、明治十五年に至りて益〻盛なり。一年間に門に入る者、二千餘人に至れりと云ふ。（武術流祖錄・上毛人傳・多野郡誌）

樋口定高の門人本間仙五郎

樋口定景の門に本間仙五郎あり。本間氏は世々佐位郡赤堀村に居る。遠祖彌兵衞應統、武を好み、山崎孫之輔（長房）に就いて、津山一傳流を學び、其奥を究む。世世之を傳へ、五世に至る。仙五郎、名は應郷、益〻其道の蘊奥を究め、中年に及びて、樋口の門に入り、馬庭念流を勵磨す。竟に該流の皆傳を受く。又荒木流の拳法を學ぶ。精力絶倫、皆其堂に入らざるなし。門人頗る多く、名聲諸侯に聞ゆ。前白川侯・前田侯・近藤氏等に徴せられ、各〻堂下に試合す。諸侯其妙技に感じ、厚く賜うて之を賞す。是より名聲國中に振ふ。旗下の士吉川氏、此地を領す。擧げて名

主と爲す。民其德化に服し、敢て法を犯す者なし。其威儀溫恭此の如し。是に於て門人益〻多し。後加納遠江守の封地と爲るや、其盛名を聞き、舊職に居らしめ、且つ佩刀を賜ひ、氏を稱せしむ。文政十年八月歿す。年七十一。長子應吉亦善く父の業を繼ぐ。（人物志。）

文政六年、一刀流の劍客千葉周作と云ふ者、高崎の邊に徘徊す。其技鬼神に等しと宣傳して、門弟を集め、威を近鄕に振ふ。時に引間村に浦八と云ふ者ありて、之と交はること深し。門弟の中には念流を破門せられたる輩も加はりたるを、相謀りて其年四月八日に、伊香保の湯前の藥師堂に門人等の姓名を識したる額を掛け奉らんとす。多胡郡馬庭村の念流に志厚き壯丁は、之を傳へ聞きて、大に憤つて曰く、此擧全く念流を侮蔑するより致す所なり。抑も我馬庭に於ける念流は、天正中より相承して、師家世〻技に練達する者を輩出し、技を學ぶ者今猶千人を下らず。而して這般他鄕より來る者に就いては、其技想像するに難からず。我輩の伎倆を示す可きは今日に在りと。密に同志と謀り、師家樋口十郎右衛門に告げずして、伊香保に向ふ。赤堀よりは本間仙五郎門弟凡六十餘人を率ひて押登る。東よりは平塚・田部井の鄕黨榮八が男某、十五歲なるを頭領として、大竹

新兵衞附隨ふ。此一郡は四十餘人同所に馳集る。此餘吾妻郡の里人等、各方面に頭領を選びて、我れ劣らじと集合す。抑も伊香保宿は湯亭十二軒ありて、凡て之を大屋と稱し、他の商賈は皆其支配を受けて、業を營む。其大屋の中小暮武太夫方は、彼の千葉周作が額奉納に就ての旅館たれば、只此家のみを除きて、其餘は悉く借り盡して、之を宿泊所とす。既にして樋口十郎左衞門、此事を聞き、一時は大に驚きしも、今や之を止むるの術なきを知り、總指揮をなさんとて、內弟子等を引率して、伊香保に向ふ。途に之を見聞する者、師家の安危を慮り、遠近馳せ赴く者、無量七百餘人に及ぶ。千葉に黨する者途に之を聞き、逡巡して進み得ず、其夜は露營して、騷擾五六日に及ぶ。事岩鼻の陣屋に聞えければ、代官より差紙を以て、新町宿なる本陣と宿役人とを召喚して、其顚末を糺問し、又伊香保の武太夫をも召し問ふ所ありて、額奉納を停む可く命ぜり。是にて事は鎭定に歸したるが如くなりしも、千葉の黨も亦奚ぞ默止すべけんや。這般の事件を起したる樋口の黨こそ捨置く可きに非じと、皆引間村なる浦八が家に集合して謀議す。伊香保の旅館にても、樋口の一味徒黨は之を聞いて、對戰の準備をさ〳〵怠りなく、皆隅取紙を符合とし、合圖を定め、列を正して待受けたり。既に其夜も暮れはてゝ、

黒澤源內

樋口定伊の門人欅島高茂

遠近の山林に響く鐵炮の音、螺貝の音、今にも敵推寄せ來つ可き情勢なり。然るに岩鼻代官所より人を派して、双方に制止を加ふと雖も、多勢の事なれば、容易に納得せず、八日九日と日を過ず。是に於て代官より更に嚴に制止する所あり。漸くにして双方承引し、十日に伊香保を退散せりと云ふ。（兎園小說・西原好和記。）

樋口十郎左衛門（定輝ならんか。）の門に、黒澤源內あり。源內は甘樂郡鹽澤村大正院の修驗なり。夙に柔術を學び、文化の頃、馬庭の樋口氏の門に入りて、其奧義を究む。門人二百餘あり。源內容貌魁偉、膂力絕倫にして、今尙人口に膾炙するの逸話多し。（人物志。）

欅島高茂、通稱は丹藏、晩に適翁と號す。七日市藩士横尾恒臺の第三子にして、吉井藩士欅島高堅の養子と爲る。十九歲遊卒を以て出仕す。文政十年、鷹司公の東下するや、藩命を奉じて館に侍す。公之を嘉し、謁を許し、物を賜ふ。後屢、官に徙る。天保六年、父に代り代官と爲る。弘化三年、孝明天皇卽位の典を擧げ給ふや、高茂賀使に副と爲り、京に上る。再び鷹司公に謁して、優待せらる。高茂人と爲り長大にして、清瘦眼光人を射る。性峭直にして、家人に接する嚴君の如し。人の不善を見れば、毫も假借せず。而して其之を誨ふる、必ず情理に基く。故む

れば則ち止む。復た藩域を設けず。其屬吏を待つ此の如し。故に人畏れて而して懷く。政刑大に行はる。藩侯三世に歷仕し、恩賜算なし。老するに及んで、屢〻致仕を乞ふ。藩侯許さず。曰く、卿は一國の元老にして、闔藩卿に依賴す。今卿官を去らば、綱紀弛解して、庶民離心せん。老且つ病むとも、予を補佐し、官に治せよと。乃ち勞役を免じ、特に出仕して、大綱を總攬せしむ。元治元年、七十二歲にして遂に致仕す。高茂幼にして劍道を樋口定伊に學び、今牛若の稱あり。又射を佐藤武源に學び、日に必ず千發し、官に入るに及んで亦百發す。遂に其奧旨を究む。又臨池を好み、每霄習字鷄鳴に及ぶを常とす。老に至りて衰へず。常に論語を讀み、史書を涉獵す。元治元年、水戶浪士武田耕雲齋等、上州に入り、沿道披靡す。將に吉井に入らんとす。高茂衆と與に戰守の法を議す。城中依りて安し。明治元年、上毛の土寇諸邑を侵掠し、將に吉井に至らんとす。城中震擾す。高茂朝服して、署に往き、衆を鼓舞し、歸つて子弟を勵ます。乃ち甲を環し、胡床に踞し、賊の到るを待つ。其老いて益〻壯なる此の如し。性多病と雖も、特に氣を以て自ら持す。明治二年七月歿す。年八十二。吉井町法林寺に葬る。男高行家を繼ぎ、亦代官と爲り、廢藩置縣の後、岩鼻縣の監察たり。(上毛偉人傳。)

直心影流と藤川近義

上泉伊勢守秀綱、九州の人愛洲惟孝(移香とも書す)に從ひ、愛洲陰流の刀槍を學ぶ。更に工夫潤飾して、新陰流と爲す。秀綱術を奧山公重(孫次郎、休賀齋)に傳へ、公重之を小笠原長治に傳へ、長治之を神谷眞光に傳へ、眞光之を高橋重治(彈正左衞門、號直翁)に傳ふ。重治は直心流の劍法と稱す。其門に山田光德(左衞門尉、號一風齋)あり。光德、直心影流の劍法を起す。光德の第三子長沼國卿(四郎左衞門)劍法を父に學ぶ。國卿の門に藤川近義あり。近義通稱は彌司郎兵衞。沼田城主土岐侯に仕ふ。劍を學ぶ二十年。晝は對擊し、夜は揣摩す。精習の極、忽然として妙に臻る。衆劍師に推し、道場を江戶下谷に開く。諸劍客爭うて對せんことを求む。主人延接甚恭しく、體を開きて客を誘ひ、機發すれば神なり。仗の運ぶ所電掣し電爍す。其際を窺ふなし。諸劍客皆懾伏して退く。或は留りて業を受く。是の如きもの四十二年。徒三千あり。事幕府に聞え、鈞命ありて諸役人を吹上に敎へしむ。時人之を榮とす。而して謙虛矜らず。其徒を待つ、皆恩義あり。人亦之が爲めに欣慕す。劍の妙なるを以てにあらざるなり。寬政十年四月十二日病む。其徒爲めに演習を廢す。近義乃ち曰く、吾は擊聲を聞けば則ち樂む。廢する勿れと。病革まるや、演口を呼ぶ者三たび、遂に瞑す。年七十二。養子近德嗣ぐ。(墓表)

高尾久助と直心影流

高尾久助、初め右京と稱す。那波郡長沼村の人、木村宮内が男なり。天性武を好む。身長六尺、體重二十三貫あり。少壯行蹟を修めず、飲酒度なし。終に父の逐ふ所と爲る。後悔ゆる所あり、出でて幕府の用人高尾勘右衞門の養子と爲り、高尾氏を冒し、名を久助と改む。人呼んで九助先生と曰ふ。初め劍法を伊勢崎藩士畠野一刀太に學び、後長谷川甚太郎の薦めを以て、横川七郎の門に入る。時に年廿三。勉勵精進して、直心影流の秘奥を究め、免許を得たり。是より天下に周遊し、其技益〻進む。初め武州の四方田幸作と伎を較す。自から及ばざるを愧づ。是より專ら力を武技に注ぐ。嘗て途に幸作に逢ひ、將に再び劍を搏せんと請ふ。幸作一見敵し難きを知りて去る。千葉周作の門人非上八郎、遍歷して武州本庄の逆旅に在り。人あり。久助をして其武を較せしむ。挑聲一響し、撃中再び突いて之を倒し、遂に雌伏せしむ。事江戸に聞え、劍客皆悅服す。齋藤彌九郎の高足野原庄一郎と其伎を較するや、久助直に上段に把り、其面を撃つ。庄一郎は中段に之を擬し、脇下より久助の肩後を貫くこと三寸許、流血淋漓として互に前後を爭ひ、勝負決せず。看る者之を止む。既にして創癒ゆ。久助再び伎を較せんことを請ふ。庄一郎怖れて肯んぜず。人皆久助の氣勇に服し、而して庄

一郎の法を笑ふ。元治元年、水戶の浪士、兵を筑波山に擧ぐるや、久助長劍を帶び、單身馬を躍らし、其動勢を窺うて歸る。路傍觀る者其勇膽に驚く。久助平生水心子の長劍を帶して、身を離さず。是れ其師の賜ふ所なり。中年居を下總鴻ノ臺にトし、四方の俊才と往來す。秋葉格非なる者、慷慨の士なり。文武を奬勵し、道場を其家に開き、久助をして後進を誘掖せしむ。門下彬々其人に乏しからず。暇あれば蠶事を勸め、又自ら桑を植ゑ、稍今日あるを致すものは、久助の首唱與つて力あり。明治六年十月十八日歿す。鴻野山南藏院の側に葬る。長子五郎、父の業を繼ぐ。（上毛及上毛人。）

樋渕虛冲軒と神道一心流

樋渕虛冲軒、名は宜根、通稱は彌兵衞。虛冲軒は其號なり。利根郡後閑村の人。父は宜久、母は戶部氏。其先は世々信州に居る。滋野盛貞なる者に至り、阿波の樋渕に移り、因つて氏を改む。盛貞の孫左近、（成公、）三好氏の麾下に屬し、天正中、長曾我部元親と中富川に戰うて敗死す。左近の子宜常、東走して遂に上毛の人と爲る。卽ち虛冲軒が祖なり。宜常（一）神道流の刀法を飯篠長威齋（前に述べたり）に學び、盡く其奧旨を得たり。是より後、子孫相繼いで其業を墜さず。虛冲軒に至るに及び、其技益々精し。其旁ら直心・微塵・無敵等五家の刀法を講究し、長を取り短を捨て、其家傳

を合せて一と爲し、更に命じて神道一心流と曰ふ。蓋し五家の法、其本は同じく一源に出づるを以てなり。又善く眉尖刀（なぎなた）を使ひ、兼ねて門徒に授く。遠近來り學ぶ者、常に數百人、寛政中東都に來り、下谷に僑居す。名聲隣境に震ふ。是に於て都下の士入門に及ぶ者日に益〻多し。其允可を得、一方に師範たる者亦數十人を下らず。文政二年四月二十三日歿す。年七十三。小石川祥雲寺に葬る。男宣なほ克く業を擧げ、家聲を隕さず。甥幸作、（盛從、）幼にして劍術を好み、盧冲軒に從つて、業を受く。（文政五年歿す。）盧冲軒の門に清水赤城（兵學の項に述べたれば見よ。）山田宗馬・山崎孫四郎・今井吉兵衛等あり。門人立つる所の碑、今尚東京不忍池畔に存す。（上毛及上毛人。）

神道流

（一）下總香取郡飯篠村の人飯篠長威齋、（家直）刀槍を鹽伏兎刑部少輔に學び、毎に香取の神に祈誓して、劍道の奧祕を究めんとす。一夜夢に一卷の書を授けらる。覺めて能く其の說を記す。神道流と名づく。蓋し奧山念流・鎌倉念流等を折衷したるものなり。

法神流と楳本法神

往者音住なる者あり。神仙に逢ひて、術を受く。是れ法神流劍道の祖なり。音住より十數世を經、知兼に至り、知兼之を楳本法神に傳ふ。當流を一に富樫白生流と稱し、又法神を呼んで、今牛若と曰ふ。法神、姓は富樫氏、名は政武、通稱は白

法神の門人須田房吉

生、又は梅仙、後姓を更めて楳本と曰ふ。上州にては藤井右門太と呼ぶ。もと加州金澤の藩士なり。柔術及び劍道の妙に達し、傍ら醫術を善くす。十五歳家を出でて、山野を跋渉し、常に居所を定めず。昨は西國に在るかと思へば、今は關東に在り。明又中國に行く。其出沒自在なるを以て、人皆神なりと稱す。常に諸名家を訪うて、其術を試むるに、敵する者なし。後長崎に於て醫を學び、其術を試むるに、療する者皆治す。人其妙技に富めるに驚かざる無し。晩年勢多郡内に足を留め門弟頗る多し。就中深山村の須田房吉、(後項を見よ。)箱田村の與吉、南室村の壽吉、之を三吉と曰ふ。樫山村の歌之助を加へて、法神の四天王と曰ふ。天保元年八月、同郡下田澤村に歿す。年百六十八。(年齡に就き、大に疑惑あり。)門弟歌之助の墓地に葬る。法神妻なく家なく、四海を以て家とす。從つて嗣子無し。法神武藝の入神に就いての逸事頗る多し。(上毛偉人傳。)

須田房吉、名は爲信、通稱は房吉、次いで房之助、後加賀之助と稱す。深山村の醫源内が次男なり。幼より豪邁沈毅にして、能く事に堪へ、動止普通の童に異なり。祖父治右衛門、楳本法神が屈指の門弟たり。房吉就いて學ぶ。祖父老いて後、同門の須田官市右衛門に學ぶ。研磨多年、技其師を凌ぐの評あり。後法神に從ふ。

又畫を鳳齋東里に學び、文學・卜筮等を修むと雖も、劍道に心を潛め、終始渝らず。法神其特志に感じ、允可を與へ、師範たるを許す。乃ち房之助と改稱す。爾後名聲遠近に聞え、入門する者數十人。家に在りて門人に教授し、金山神社・赤城神社・鈴ヶ嶽・久呂保山等の靈地に參籠し、精神を鍛錬し、水行・木食・絕食の苦行を試む。櫛風浴雨、嚴寒酷暑敢て怠らず。三年にして千日の難行を了す。終に其蘊奥を會得す。法神之を感賞し、悉く一家の秘訣を授け、加賀之助と改名し我業を繼がしむ。名聲益〻高し。後道場を前橋紺屋町に開く。馬庭の樋口善治が門人、勢多郡時澤の新井鹿藏、擊劍を善くす。來つて加賀之助と試合を爲して敗を取る。鹿藏馬庭に至りて、其顚末を報ず。師善治、鹿藏が其人を知らざりしを責め、篤く加賀之助に謝せりと云ふ。文政三年四月、劍士の額を榛名神社に奉納し、九年法神と與に道場を江戸木挽町及び赤坂に開く。諸國の劍士來つて業を試むる者多きも、終に勝たず。名聲關の東西に轟く。文政十一年七月廿日、夜不意に途に十四五人の襲ふ所と爲りしが、加賀之助兩刀にて渡り合ひ、敵の多數を負傷せしめ、一方の血路を拔き、無難家に歸る。是に於て後難を慮り、門人儀八・太助の二人に二道場を讓り、歸國す。門人の請に依り、利根郡追貝村海藏寺、平川村明覺院の兩

所に道場を構ふ。劍士の額を平川吉瀧不動尊に奉納し、名聲四方に震ふ。追貝村星野作左衞門の女を娶りて、其地に住す。會、同郡園原村の神道一心流中澤伊之吉、及び江戶の劍客山崎孫七郎等の嫉妬を受け、天保二年三月十一日、欺かれて彼が徒三十餘人の爲めに殺さる。年四十二。此暗殺の事件は、別項星野房吉騷動として述べたれば、茲に略す。上毛偉人傳。

寺田五右衞門と天眞流

寺田五右衞門、宗有と號す。高崎の藩士なり。幼より劍法を好み、中川子武に學ぶ。後池田成春に就き、無敵流を學ぶこと十二年。其術短刀を以て、大刀を挫くに其妙を極む。藩主命じて一刀流に歸せしむ。又頗る其妙所に達す。常に禪を冬嶺和尙に學び、之を劍法に應用す。是より敵對する者、自から畏縮し、其面を見る能はず。和尙讃嘆して曰く、是れ天眞を得たりと。之を天眞流の起原とす。其術天下獨步と稱せらる。文政八年正月歿す。年八十二。

氣樂流

氣樂流は上泉伊勢守秀綱を祖とす。上泉の末に神影・戶田・庄田・三化無敵の四流あり。飯塚臥龍齋、此四流を兼修し、猶進んで荒木・神道・無念・柳剛・直新・奧山念・淺山・一傳・義經・起倒・天神・心揚・揚心の十三流を貫き、絹川及び氣樂齋の二流を加へ、之を氣樂流と更む。

飯塚臥龍齋

飯塚臥龍齋、名は興義、初通稱を德三郎と曰ひ、後傳左衞門と改む。綠野郡大塚村の人なり。安永九年十一月十九日生る。十四歲江戸に出で、淺草馬道に道場を開ける叔父絹川久左衞門（興信）に就き、劍・柔二道を學び、切瑳積年。長ずるに及び、神影・戸田・疋田・三化無敵の四流を併修す。明和七年、絹川氏死去の後は、其流派蛭川菊右衞門（興但）に就き、練磨多年。遂に其奥を究む。寬政十年、右四流の皆傳を得、諸國を修行して、陸奥に至り、滯在四年なり。遂に津輕越中侯に仕へ、同藩士に教授す。後退いて越後に至り、關根新左衞門を始め、五百餘名を降し、荒木流を師範し、夫れより中國を經、西國に渡り、讃州丸龜藩士朝比奈勘解由を始め、三百餘名を從へ、其他諸國の藩士を從へ、之に師範すること一々枚擧に遑あらず。新田郡新田氏の正田隼人、彼に臥龍齋の名を與ふ。天保十一年二月三日卒す。年六十一。同村白天山源性寺に葬る。子義高、（通稱は帶刀、溪齋と號す。）流義を傳ふ。（多野郡人物誌。）

臥龍齋門人岡部正春

臥龍齋の門人に岡部正春あり。正春、小字は常三郎、後常右衞門と改む。文政七年、新田郡大根に生る。長身隆鼻、頗る膂力あり。幼時長山喜太夫（後久馬と改む）に學び、長じて長山精勝と與に、臥龍齋に就いて氣樂流を學び、免許皆傳を得たり。門人多し。既にして臥龍齋の紹介に依りて、諸國を遍歷するもの三たび、技頗る上達

す。猶更に大に技を精練せんとするに當り、不幸病に罹り歿す。時に安政六年十二月なり。享年三十六。綿打村大慶寺に葬る。人物誌。

北辰一刀流の海保帆平

海保帆平、名は芳卿、小字は鈇次郞。安中侯板倉氏の臣なり。資性溫順寬宏、品行端正にして至孝なり。年十四にして、北辰一刀流の劍客千葉周作江戸御玉ヶ池に住す。の門に入り、劍術を學ぶ。未だ幾もならずして、其技大に進み、驍名都下に高し。既にして水戸烈公の知る所と爲り、柳營に於て板倉侯に懇望し、秩五百石を以て之を水戸に迎へ、師範と爲す。時に年十九。後本鄕弓町に道場を開きて教授す。門人頗る多し。萬延元年、櫻田の變に嫌疑を蒙り、水戸に幽閉せらるゝこと三年。赦に遇うて江戸に來り、斯道を精勵す。文久三年歿す。年四十二。大日本名蹟圖誌。

一刀流の中澤清忠

江戸一刀流の劍士中西子正の門に、中澤清忠あり。清忠、通稱は源藏。金古驛の人。永吉の四男なり。年廿六にして發憤し中西翁の門に入りて、學ぶ年あり。技大に進み、遂に印可を授けらる。而後技を以て四方に遊歷し到る所に名あり。交友日に廣く、交る所富岡代八・小川軍平等數人は、亦皆一時の撰なり。嘉永五年九月、眞田侯の招に應じ、松代に仕ふ。俸五口六石を食む。徒士より永給人と爲り、以て子弟に教授す。明治四年五月に至り、越後出兵の役、周旋勞あるを以て、十

三石を加へらる。八年十月、年老を以て致仕し、骸骨を乞ひ、退いて老を足門邑に養ふ。時に年七十八。其門に入る者、蓋し千三百名と云ふ。安中文瑛、清忠と舊交あり。門人等と相議し、石を金古町に建てゝ其事を記す。碑文。

一刀流の起源

(一)伊豆の人伊藤一刀齋景久、鐘捲自齋に從ひ、刀槍の術に達す。後諸國を修行し、極祕を極む。刀術者と勝負を爲す、三十三度なり。其技術神妙にして、口訣の及ぶ所に非ず。其門に傑出する者、勢州の人神子上典膳忠明あり。初め忠明、上總の萬喜氏に仕ふ。景久上總に至り、典膳の館に宿し、勝負を決せんとす。諾して刺擊に及び、一刀齋の術に當るべき無し。故に門下に列して、其の術を學ぶ。後ち一刀齋に從ひ、諸州に遊び、多年苦修して、其奧旨を究むるを得たり。乃ち江戶に來り、駿河臺に居る。後家康に召出され、旗下と爲り、三百石を賜ふ。一刀流是より盛に行はる。

保坂正義

保坂正義、幼名は鍛、通稱は杢と曰ふ。千文、又は竹廼家と號す。天保五年、七日市藩に生る。初め儒を原田某に學びしが、中年改めて國典を新井某に學び、傍ら和歌を究め、苦學十餘年にして、學大に成る。藩主前田利豁、之に千文の雅名を賜ふ。嘗て劍道を山口某に學び、既にして其技を磨かんとし、關東・關西諸州を遊歷

し、知名の士を訪ひ、博く各派を貫穿し、洽く諸流に馳騁す。業成るに及び、拔擢せられて藩の劍道教授たり。教を受くる者多し。慶應年中、主家の内亂あるに際し、衆望を負うて鎮靜を託せらる。是に於て脱藩して越中富山に投じ、客居する三年、明治二年、遂に解くるを得たり。平生敬神の念篤く、常に國家の爲めに殉せんことを期す。嘗て刀工藤原清人をして刀を作らしめ、銘して曰く「海行婆美豆久屍」と。以て其志氣を察す可し。明治二十四年十二月二十七日歿す。年五十八。（上毛偉人傳。）

各藩劍術の流儀

文政八年刊行の當時諸家人名簿に見えたる、上毛の武術者は、左の如し。

劍道書狂歌　一ノ宮　一宮中務　義澄（號淺白庵、第一園）

劍道盆景　一ノ宮　小幡龍之助　信桂（皇阪樓）

劍道生花盆景盆畫　半田　高橋盛作　翁石（橋雲齋）

劍道好風流事　四萬　田村茂左衛門清香（山水）

業柔術音曲風流　關根　高橋　亘　夢幻齋

沼田藩の劍道は、享保八年四月より、明治に至り、江戸にて眞心影流劍法の長沼正兵衛綱郷、同忠郷、同直郷、同孝郷、同輝郷、同徇郷、同稱郷、沼田にて文政二年、長沼直

鄉、宗家を孝鄉に讓り、沼田に移り、別家を起し、藩の子弟を教授す。師範代同直次郎、同快之助、同賢鄉、嘉永二年、新井三五七恂鄉の門人なり。沼田の長沼氏幼年なるを以て、師範代たり。明治に至る。あり。又江戸徒士町に、天明・寛政年間、藤川近義、同近德、近常、文政年間、同貞、文久・明治年間、藤井憲あり。前橋藩は鐘捲外他流、安光流・當流・今井景流居合・新流を用ふ。新流は諸流を合併し、華法を去り、試合を專らとす。維新後に創立す。高崎藩は一刀流を主とす。館林藩は諸流あれど、詳ならず。安中藩は荒木流及び一刀流を用ふ。七日市藩は念流・無念流・一刀流・荒木流の四派あり。

三　拳法

戰國の世、擊劍の術始めて起る。而かも今日の劍術に非ず。後亦白打拳法の技あり。我が柔道は白打に出で、最も精練す。是技足利氏の時に始まり、德川氏の時に至り盛なり。而して戸田氏・淺山氏等、特に其妙を極む。氣樂流は戸田越後守の傳ふる所にして、其末流諸藩に行はる。氣樂流の拳法戸田越後守の十三世を傳承したる者に、五十嵐某あり。其門に齋藤武八郎出づ。武八郎、名は在寛。

氣樂流拳法と齋藤武八郎

飯塚義高父子
上其門人長山
彌一郎

天神眞揚流主
直友神保源十
郎

寬政六年、佐位郡伊與久村に生る。幼より武を嗜み、氣樂流拳法を其師より受け、第十五世を繼ぐ。伊勢崎藩主之を聞き、拔擢して諸士の列とし、俸祿を給し、士卒に敎授せしむ。其術益精練し、從學者幾千を以て數ふるに至る。明治十四年歿す。年八十八。養子武七（寬德）繼ぐ。武八郎の高足に高橋互あり。互が事蹟は別章常野の役に述べたれば、玆には畧す。（碑文）

飯塚義高、（創道の項に述べたり。）氣樂流の拳法に精し。其子龍之助（初め和九郎と稱す。）繼承し、道場を開く。其門に長山彌一郎あり。彌一郎、名は精勝。新田郡綿打村の人なり。天保元年生る。嘉永五年、飯塚父子の門に入り、文久元年、免許皆傳と爲る。爾來領主加納遠江守に仕ふ。元治元年、武練組役と爲る。明治三年、農に歸り、專ら門人を敎授す。其門に入る者前後千餘人。明治三十二年五月廿二日歿す。年七十。（碑文）

江戶人礒又右衞門、天神眞揚流の柔道を以て、天下無雙と稱せらる。群馬郡淸里村人神保源十郎就いて學ぶ。源十郎、名は正義、柳風齋と號す。四世の祖彌左衞門（正辰）多力にして武を好み、野良犬村の人木暮淺五郎に學び、遂に柔術を以て、始めて其家に名づく。文彌五郎（正信）謹厚敦朴にして、能く祖業を承く。源十郎、文政十

二年十一月廿三日を以て生る。幼にして高壯嬉戲、常に戰闘の狀を爲し、群兒を指麾する、猶ほ老將の軍を行ふが如し。天保十四年、十五歲にして、出でて技を櫻井邦造に學ぶ。邦造は同郡靑梨子村の人なり。源十郎、數年にして技大に進む。後又轉じて、磯又右衞門の門に入る。居ること五年。盡く其蘊奧を窮む。嘉永二年、源十郎年二十二。始めて道場を設け、徒を集めて業を授く。是より先き武州鷲宮に、橋本道龍齋なる者あり。勇名夙に揚がる。入場する者亦少なからず。文久元年春、源十郎之と技を較べて勝つ。是に於て神保先生の名始めて四方に播く。文久二年三月、越後の人關口幸內なる者、試業と稱して、源十郎の家に來り寓する數閱月。一日近隣に事あり。家を擧げて之に赴く。源十郎も亦不在なり。幸內間に乘じ、其寶刀及び金品を奪ひて奔る。夜半源十郎、歸れば窓戶鎖さずして、幸內不在なり。家人を呼んで共に檢し、始めて其實を知る。源十郎乃ち大に怒り、一木刀を提げ、急に追うて天明の比ひ、之に利根川の渡頭に及ぶ。幸內其遁る可からざるを知り、刀を拔いて返し闘ふ。源十郎直に之に當り、遂に縛して家に歸る。其創癒ゆるを俟つて、自ら送つて之を還す。其磊落拘はらざる槪ね此の如きなり。源十郎、狀貌魁岸、一見其武人なるを識る。其後進を誘掖する、

甚だ觀る可きものあり。門に及ぶの弟子、既に二千人を踰へ、所謂免許者は六人、目錄書を授けられしは三十人なり。高弟田子信重の如き、夙に其技を以て樞密顧問官子爵海江田信義に知られ、警視廳の柔術師範と爲れりと云ふ。女二人あり。大久保村小瀬武平の三男半平を養うて嗣と爲し、其技顯る。明治廿八年、六十七歳の時、門人相謀り、壽碑を建てゝ其德を表せり。碑文。

諸藩の柔術流儀

沼田藩の柔術は、天保九年より嘉永年間に至り、江戸に起倒流の富田登平太秀行、沼田に同流久米權十郎正章あり。揚心流は師範の名未詳。前橋藩は起倒流を用ふ。高崎藩は天神眞揚流、館林藩は起倒流・淺山流・一心流等なり。安中藩は眞の神道流とす。

四　射術

大沼忠興

大沼忠興、初め虎之丞と稱し、後優之助と改む。館林の藩士なり。幼より同藩の小俣義陳に就いて、日置流・雪荷派の射術を學び、出藍の稱あり。寛政九年八月年甫めて八歳にして、江戸深川三十三間堂に、半堂千射を試み、通し矢九百三十八

本を得たり。藩主秋元永朝、大に其逸材を嘆美し、名を優之助と賜ふ。長ずるに及び、技益〻進む。文政四年三月、再び同所に於て本堂百射を試み、通し矢八十四本を得たり。八年十月、芝赤羽にて尺二の千射を爲せし時、的中せざる者僅に九本に過ぎざりきと云ふ。以て其妙技を察す可し。當時江戶に於て其指導を受くる者、老職酒井忠進・井伊直亮の兩侯を初め、土井・牧野・小出・九鬼等の諸侯の君臣、及び旗本家人等、其數枚擧に遑あらざりきと云ふ。忠興、一日某藩侯に謁す。侯竊に忠興の伎倆を試みんと欲し、寸弓を出して授け、座右の金屛風を射しむ。忠興命に應じ、徐に弓を取り箭をつがへ、引滿して之を放つ。其箭僅に簇の尖端厘餘を沒して垂下せりと云ふ。歿年月未詳ならず。尾之跡。

諸藩の弓術流儀

沼田藩にては日置流弓術は、寛政年中に三橋代右衞門和雋、文政三年に神村織部安之・神村四郎左衞門長世・高井平十郎あり。大和流弓術は、天保九年に橫山半次蕃敬あり。雪花流弓術は、天保年間に渡邊源之進行篤あり。前橋藩は印西流矢澤流を用ふ。安中藩は日置流竹林・壽德の二派あり。七日市藩は日置流・竹林流の二派とす。

五　砲術

清水赤城、兵法を和合猶水、及び島田正修に、砲術を齋藤庄兵衛に學び、皆印可を得たり。其兵法は專ら長沼澹齋の兵要錄に基き、其蘊奥を極むと雖も、今の世に於ては戰陣の急務は、銃砲火器より先きなるは無しと爲し、博く研究せざる可からずと、星山流（星山九兵衛運利之を創む。此人もと朝鮮の人、文祿慶長役、鍋島氏の手に捕虜となりしものなり。）を尾州の中村百藏に、渡邊流を美濃の牧登に受け、南蠻流を高崎藩富岡肥五右衛門に學び、自得流（大野宇右衛門久義之を創む。）を柳川の十時志津馬に受け、井上流（井上外記正繼之を創む。）を幕府の砲術家井上左大夫正清に受け、其足らざる所は之を唐土・荷蘭陀の砲術書に據り、自ら西洋神器說と圖解とを著述して門人子弟に授く。文化の初、魯人蝦夷地を窺ふ。此頃砲術家太だ稀なるを以て、幕府陪臣浪士の別なく、蝦夷御雇與力募集の擧あり。赤城も亦之に推擧せられしが、辭して就かず。明の余子俊の軍門練武圖、法陣璠の閫律提綱、趙士楨の神器譜、清の薛熙の練閲火器陣記を梓刻せんことを謀り、先づ神器譜五世を公刊す。平山兵原梓刻の明の戚敬塘の紀効新書と併せて、天下に普行し、凡そ心を兵器に留むる者は、先づ需めて之を見んと欲す。是に於て赤

城の名聲益〻天下に鳴る。文化七年、赤城更に進んで砲術・火技を實地に演習せんと謀り、門人關岡之助（幕府旗下の士）の名に藉り、官許を得、武州西の臺德丸原に實地施行すること前後二回に及び、多年研究したる和漢蘭の三法を折衷し、別に一家の見を發揮す。乃ち火砲要錄八番を著す。松平樂翁其著を召し、大に激稱し、銀帛並に集古十種・野泉帖等を賜ふ。樂翁又、公子次郎（後に信州松代城主眞田幸貫）をして、赤城の門に入らしむ。（上毛及上毛人。）

小屋傳太夫の妙技

明和年間、小屋傳太夫、伊勢崎藩に仕へて、砲術の師範たり。其技神に入り、小枝に棲れる小鳥を、害すること無くして之を落すと云ふ。寛政二年歿す。年六十八。伊勢崎善應寺に葬り、臨幸道春居士と謚す。辭世の歌に「砲術や玉の旅立極樂へ道を目當に一飛にせん。」（人物志。）

長尾無適齋と荻野流

長尾無適齋、荻野流を館林藩の河野通辨に學び、允可を得、殊に狼煙に工なり。文化十年、時に廿八歳、關東諸國に遊歷し、京洛より播州明石に至り、荻野六兵衞に就き、各地を巡遊して、鄕國に歸り、伊勢崎に通勤す。慶應二年歿す。年八十一。（上毛偉人傳。）

荻野流の起源

上野國左氏（不明）の城主荻野越後守安定の裔六兵衞安重、種島流の砲術を學び、始め

て遠州濱松城主本多氏に仕ふ。正保元年、年三十二にして、濱松を辭し、弟小左衛門と謀り、正木流等の砲術十二流の蘊奥を究め、其精妙を悟り、自ら一家を成す。荻野流と號す。寛文七年、池田光政に仕ふ。後辭して明石侯松平若狹守に仕ふ。元祿三年六月七日卒す。其子六兵衛照清、業を繼ぐ。後故ありて播州を辭し、大坂に仕し、砲術を以て家業と爲す。門人頗る多し。

館林藩の砲術

嘉永七年十月三日、館林藩は江戸郊外大森に於て、臼砲の打試あり。岡谷繁實手砲十三寸臼砲も同じく打試あり。是より高嶋流の砲術を開始す。教師を藤井重作友信と云ふ。長崎の人にて、高嶋四郎太夫の門人なり。後繁實十三寸臼砲を獻納す。戊辰の役、會津城攻に大に功を奏せりと云ふ。館林叢談。

大砲役青山四郎三郎

館林町の檢斷役青山四郎三郎、武技を修め、最も火技に達し、大砲役を兼ぬ。既にして職を其子四郎に讓り、退隱して素門と號し、專ら風月を友とす。明治維新に及び、再び起つて町政を輔佐し、功績少なからず。明治十七年卒す。年六十九。邑樂郡誌。

江川太郎左衛門の門人鈴木勇次郎

前橋藩の刀工藤枝某、砲隊の席末に列す。長男太郎業を繼ぐ。次男勇次郎、出でて鈴木氏を襲ぎ、同藩參政多賀谷左近に隷す。安政二年六月、出でて幕府に仕

へ、普請役格鐵砲方附手代たり。是に於て姓を鈴藤と更め、江戸に住す。勇次郎名は致孝、字は子享、萃庵と號す。性温厚孝友を以て、其名一藩に高し。幼より文武を嗜み、繪畫を善くし、神童の稱あり。長じて伊豆韮山の代官江川太郎左衞門の門に入り、砲術の蘊奧を究む。安政二年、幕命を以て長崎に赴き、蘭人に就いて海陸戰陣の法、及び天文・地理・築城・製艦・大小砲礮の術を學び、業就りて江戸に歸る。四年五月、軍艦練教授として、日本近海を巡航す。萬延元年正月、幕府小栗上野介を米國に派遣するに當り、勇次郎之に副たり。其見聞する所を圖畫して歸る。慶應元年四月、小十人格に累進し、軍艦頭取を命ぜられ、廩米百俵四人扶持を加へらる。夙夜黽勵職務に從ひ、精勵終に病を致す。會〻明治の維新に際し、感憤して病益〻重きを加へ、元年八月、家を擧げて前橋に歸り、母を省し妻子を兄藤枝太郎に託し、遂に自刄す。時に年四十三。前橋隆興寺に葬る。次子文次郎家を繼ぐ。(上毛偉人傳。)

牧田劍之丞と牧田流

館林藩士牧田劍之進、赤澤流の火術を學び、頗る發明する所あり。後其奧旨を究め、遂に牧田流と云へる一派を起す。又水雷術を研鑽し、頗る效果ありと云ふ。後脫藩して諸國を遍歷し、嘉永中、江戸に出で、江川太郎左衞門の門に學び、和蘭式

諸藩の炮術流儀

兵術を修む。後下曾根甲斐の門に入り、其塾頭たり。慶應元年、三宅侯に仕へ、炮術師範役と爲る。祿三百石を食む。劍之進、初め貞次郎と稱し、同藩齋藤氏を嗣ぐ。弘化三年、故あつて本姓に復す。性豪邁闊達にして、經學を修め、周易に精し。明治十三年、東京に歿す。（邑樂郡誌。）

沼田藩の炮術は、中島流・荻野流・武衞流を用ふ。前者は寛政年中、江戸に關善四郎貫忠、文政六年より弘化元年に至り、井上流助正春、弘化元年より明治初年に至り、關十郎左衞門忠通あり。荻野流は、嘉永元年より明治に至り、江戸に西村鍛治あり。武衞流は師範未詳とす。前橋藩は初め高島流・荻野流並立せしが、後專ら高島流を用ふることゝなり、維新後軍制を洋式に改め、兵制局を置き、兵學館を創めて、博喩堂と對立し、闔藩の士卒、普く習學することゝなれり。館林藩は和流炮術及び西洋炮術の諸流あり。安中藩は武衞流及び高島流とす。七日市藩は武衞流なりしが、慶應年間に洋式に改めたり。

沼田藩

前橋藩高崎藩
安中藩

六　槍術

沼田藩の槍術は一旨流・種田流・鏡智流なり。一旨流は、天明四年より明治に至り、沼田に菅谷勝起・同勝易・同勝克あり。種田流は江戸に山岡丈大夫・同押次郎あり。鏡智流は文政九年より天保に至り、江戸に三宅庸興、文政五年より天保七年に至り、露木戇、師範にあらず、文政五年より天保九年に至り、西村成房師範にあらず、あり。前橋藩は槍術に於て、一旨流・寶藏院流を用ふ。高崎藩は鎌寶藏院流にして、同流の中村派をも教授す。安中藩は大島流・寶藏院鎌槍を用ふ。以上日本教育史資料。

七　館林藩武藝者の輩出

嘉永七年七月廿八日、館林藩江戸呉服橋の上邸に於て、金子宗耕を書院に召し、武徳編年集成の講談あり。爾後毎月一回づつ之を施行す。聽衆座に滿つ。年寄役矢貝帶刀高厚は武術を奬勵すること殊に篤し。是に於て馬術にては鈴木貞次郎、劍術にては杉江鐵助・高野一郎・水谷大次郎・保々彌一郎、槍術にては後藤權藏・

伊奈太刀介、柔術にては犬上群次郎等輩出し、何れも江戸屈指の人々と爲り、大諸侯に比して、遜色なきに至る。是れ一に矢貝帶刀が力なり。是歳九月二十日、濱御殿泉水にて蒸氣船雛形の御覽あり。後家中に拜觀を許さる。是れ海軍の創始に關係すること大なり。後日藩士勝沼精之允、麾下勝麟太郎の門に入り、海軍を練習せり。館林叢談。

第六章　勤王論と館林藩の山陵修理

勤王論の起原と幕府

幕末勤王論の起原は、遠く幕府の建設當時にあり。足利氏の盛時朝廷の衰微するや、御料僅に三千石に過ぎずと云ふ。而して豐臣氏に至りては、之を加增して、七千石に及べり。德川氏に於ては、更に增加して一萬百三十九石と爲し、寛永・寶永二回の加增を經、總高三萬二千六十餘石と爲せり。されば德川氏とて幕末志士の云ふが如き、唯一概に國賊呼ばりは當らざる所なり。然れども德川氏が幕初より取りたる政略に就いては、批議す可き點少なからず。聽ては朝幕睽離の源を爲せしなり。德川氏は常に朝廷を威壓し、種々の點に於て之を掣肘し、全く有名無實の飾物と爲し、何事も皆幕府の專決と爲したり。是れ朝幕の圓滑を得ざりし拙政策にてありしなり。

民間勤王論の勃興

然るに一方民間に於ては、楠木正成崇拜者輩出し、垂加神道も亦唱道せられて、頻に勤王思想の鼓吹とは爲れり。其後水戶學起り、大日本史の編修ありてよりは、益〻勤王思想を普及に導き、山陵搜索の擧を視るに至れり。されば館林藩が卒

先して、此美事に關係せしことは、幕府勤王論の上に重大の意義あることを失はずと信じ、左に少しく其次第を述べんと欲す。

陵墓と其修營問題

大寶の制に、諸寮司あり。山陵、皇親外戚の墓を管し、靈を祀り、喪葬凶禮及び陵戸の外籍を掌る。聖武天皇の天平元年、本司を陞せて、諸陵寮と改む。されば山陵の荒廢するが如きことは決して無かりき。然るに皇室の漸次衰頽の運に向はるゝと同時に、一方佛教の隆盛より、薄葬行はるゝに至り、墳墓を左までに重大視せざる風を生ずるに至り、武家時代を通じて、高貴の方さへ墳墓を築營せざる有樣と變せる以上は、世人の念頭に墳墓を重んずる考の失はるゝに至りしは當然の事にて、隨つて歷代の山陵をも疎略にして、更に顧る無く、加之、戰國亂離の間に於て、實際之を顧ることの能はざりしは恨憾の極みなり。斯くて太祖神武帝陵、平安時代桓武帝陵以下、諸陵全く其所在を失し、甚しきは陵墓の上に平民の墓を築き、或は民戸を建つる者あり。或は陵を發掘して、埋藏品を盜み取りし形跡ある者あり。德川時代に諸種の學問隆盛なるに連れて、陵墓研究に手を着けし者往々輩出し、元祿年中には、細井知名、其弟知愼を以て、其主柳澤吉保に獻言せしめ、京都所司代松平信庸を以て勅裁を仰ぎ、兆域の周圍に新に竹垣を周らすことを

と爲れり。即ち所司代は京都町奉行水野勝直・安藤次誠等に命じ、管内の山陵を踏査撿校して、而る後六十六陵に竹垣を結び圍らしたり。其後時々修營の事は有りしが如きも、特に玆に取立て云ふ可き程の事はなかりしが、寛政の頃に至り、蒲生君平大に之を遺憾とし、普く帝陵所在地を跋渉し、未知の帝陵を搜索し、其荒廢の狀に憤慨し、山陵志を著述せり。又幕吏の中にも、山陵の考查に力めし者も顯はるゝに至りては、山陵研究熱の堂上學者の間に喚起されしは、怪しむ可きに非ず。水戸に於ては、烈公豫て神武天皇陵の未定なるを慨し、之を確知せんとして、親ら侍臣と與に典籍の上に研究を努め、在京藩士桑原信毅を大和國に遣して實地踏查を行はしめたり。信毅が復命書は畝傍東北陵考と云ひ、之に烈公親らの研鑽を加へたるものを、畝傍山陵考と曰ふ。天保五年、烈公は神武陵修築の意見を詳述して、密に老中首班大久保忠眞に申達す。忠眞之を容れず。天保十一年、光格上皇崩ずるや、烈公乃ち關白鷹司政通及び老中水野忠邦に書を送り、諡號を上り、且山陵を起す可き事を建白す。而して當時山陵復古は、時機未だ至らず、採用せられざりしも、諡號の一事は採納さるゝ所と爲る。其後天保十二年十一月、泉涌寺火災に罹り、御位牌殿、御影殿悉く烏有に歸せしを、好機逸す可からずと爲

秋元氏の陵墓修理起原

し、烈公は書を老中水野忠邦に裁して、佛寺再建を中止し、其資を以て山陵を起さんと慫慂せり。忠邦は此建議を採用せんとの存意は有りしも、當時將軍家慶、日光社參ありて、已れも亦陪從し、日光より歸るや、襲て忠邦は免黜せられしを以て、遂に此提案は實行さるに至らざりき。

館林藩主秋元志朝、夙に尊王の志厚く、常に水戸の學風を敬慕し、安政四年、家臣岡谷繁實をして、水戸に遊學せしむ。繁實、青山延光の塾に在りて、古來山陵の荒廢に委し去れるを聞き、慨歎自ら禁ずる能はず、親しく彰考館所藏の書籍に就きて、山陵荒廢の狀を調査し、同五年江戸昌平黌に轉學するに及び、宇都宮藩主戸田越前守忠恕の執政戸田大和守忠至に語るに、此事を以てせしかば忠至大に感激し、共に藩主を勸奬し、修營の工を舉げんとを企圖せり。然るに當時內外多端にして、天下の形勢頗る危殆に瀕し、忠至も亦國事に鞅掌せし時なりしかば、暫く機會の到來するを竢ち居たり。元來戸田・秋元の二家は姻緣數回を累ね、一家親屬に同じく、藩士等常に往來して事を共にせること尠からず。忠至等尊攘の說を持し、勅使の東下を奏請し、幕府に逼りて、攘夷の實を舉げんと企つるや、弱は幼主輔翼の職に居り、藩政の責に任せし時なりしかば、特に岡谷繁實に囑して、代つて

京都に使せしむ。繁實乃ち議奏正親町三條大納言實愛に倚りて、山に關東の事情を言上し、勅使東下の事を內願に及べり。是れ萬延元年八月の事なりき。超えて文久二年、大原重德勅命を奉じて東下するや、忠至等到底攘夷說の行はれ難きを察し、偏に勤王の實績を擧げんと欲す。是に於てか山陵修補の素志愈〻固く、藩主戶田忠恕に慫慂して、幕府に請願せんとす。時に宇都宮藩は多年財政困弊の後を享け、內努空乏を告げ、營繕工費は固より幕府の供給を仰ぐものとするも、督工諸役人の旅費手當等は、自ら之を支辨せざる可からずして、其出資の途に窮し、苦慮慘憺の時に際し、江戶十人衆の用達川村傳左衞門と云ふ者、忠至の志を聞いて、義憤を發し、金一萬五千兩を捐して之を激勵し、速に事に從ふを得しめたり。是を以て其年閏八月、幕府の許可を得、繁實に諮り、同人が水戶彰考館にて調査し圖書に就きて畫策せり。（忠恕の畝傍山陵修補は文久三年二月奉勅起工せしものにして、同十一月に事畢れり。）

秋元志朝の山陵修理狀況

館林藩にては、繁實獻言十數回に及び、異論百出容易に決せざりしが、志朝は繁實の議を贊し、同年等しく幕府の許可を得、其老臣大陽寺典膳を山陵御修補掛に命じ、尋いで、繁實をして之に代らしめたり。然るに文久三年八月、京都に變ありて、志朝上京し、內勅を蒙りて、幕府と長州藩との間に立ち、周旋する所ありしも、事

協はざりき。是より先き秋田文雄は、（一）繁實と與に河内國丹北郡島泉村なる雄略天皇陵の經營を命ぜられ、志朝一手にて修覆し、役夫二千人、陵の石垣高六尺、長百三十六間を獻納せり。元治元年、繁實上京中に當り、山陵奉行戸田忠至曰く、方今の形勢を察するに、亂の起る近きに有るべし。然らば山陵修營の功半にして中止するが如きありては、終生の遺憾なり。依りて百有餘の内、近畿四分二十餘所は、秋元氏擔當し、速に竣功ありたしと。是に於て繁實は、藩主の命を帶び、近畿に出張し、聖武・元明・元正・成務・孝謙・開化・神后・安康・垂仁・景行・崇神・後醍醐・反正・仁德・履中・應神・雄略の十七陵を視察し、未だ修覆の成らざる大和の山陵二十餘所の修營の準備に着手すべく命ぜらる。然るに元治元年七月、又京都の變ありて、志朝大に幕府の嫌疑を蒙り、十月廢黜の命あり。繁實も亦志朝の命を承けて、長州の事に奔走せし故を以て、格祿を褫はれて、永蟄居を命ぜられ、是に於て山陵經營の事業は、一時蹉跌の不幸に際會せり。此時に於て志朝が支出に屬するもの、僅に三萬九百二十六兩に及びて、業未だ央ならざりしかば、忠至は其後を繼承して、獨り修補の責に任じ、修營の山陵百有餘の多きに及び、之に要せし經費は總て金二十萬七千五百六十九兩餘の巨額に達したるも、幕府は其末路に迫りて、財幣空乏し、供給

豐ならず。前後僅に六萬三千七百餘兩を支出せしのみ。之に戶田・秋元・川村・東本願寺等、醵金を合算するも、尙五萬九千餘兩の不足を生ずるに至りしかば、忠至は策の出づる所を知らず、一時近畿の豪商・豪農等より借入れ塡補せしが、維新後廢藩のあるや、頗る債務の處理に惑へり。志朝之を聞き、山陵修補の企圖たる彼我共に事勤王の微衷に過ぎずして、而かも我に在りては、中道障害に遇ひ、戶田氏と相駢びて、修營の事に當るを得ざりしは、畢世の遺憾なりとて、後更に金四萬兩を捐出して、債務を辨償せしめたり。蓋し志朝が山陵補修に關し、首尾完全せる功は、昭乎として覆ふ可らざるものとす。勤王論之發達・山陵御修補始末稿・舘林叢談・王政復古の歷史・幕末維新史。

秋田文雄

(一)秋田文雄、初名は成美、內藏介と稱す。太陽寺典膳盛明が男なり。文久三年、執政と爲る。會〻幕府征長の議あり。文雄及び岡谷繁實、志朝の命を蒙り、朝廷に征長の不可なるを密奏す。朝議一旦之を納れて、非征に決す。時に元治元年二月十二日なり。是より先き舘林藩にては、雄略帝陵の修營ありしが、是年に至りて、修補竣功し、朝廷白銀四十五枚を下賜せらる。慶應三年六月、其職を斥けられしも、明治元年三月、再び執政に補せらる。時に戊辰の役起る。文雄速に勤王の令を奉ず可きを主張す。是に於て禮朝上京して、素志を奏せんとし、江戶を發す。時に官軍の先

鋒東山道總督岩倉具視の東下するに會し、因りて途を五料驛に邀く。具視乃ち上京の遲緩せるを咎め、謹愼を命ず。文雄大に驚き、急遽總督の陣に抵りて、辯疏大に力む。會〻江戸脫走の徒、將に館林に來り宿せんとす。志朝江戸を發して歸國し、禮朝も亦上京の中途より歸城す。文雄乃ち其間に處して、脫走の徒の館林に入るを防ぎ、内は藩士の動搖を鎭撫し、外は屢〻總督の陣に往來して、其赤心を表明し、其月十五日謹愼の刑を宥さる。仍りて軍事に鞅掌せんことを請ひ、許容せられて菊章の旗を授けられ、尋いで陣を館林に移さる。此時に當り、賊徒總野の間に出沒し、土寇も亦四方に蜂起し、人心恟々たり。文雄乃ち總隊長を命ぜられ、節刀を賜ひ、藩兵を激勵して四境を警戒し、上州戸倉口・野州宇都宮に出陣す。又教師を聘して洋式大隊を編成し、頗る軍務に盡瘁す。八月磐城平口に向つて出兵し、四條總督の命を以て、敵の要衝黑木村を警備す。九月八日、追擊戰に移り、藩兵一隊を率ひて進擊す。賊風を望みて潰ゆ。既にして官軍、仙臺城に入るや、文雄岩沼館の警衞を命ぜらる。十一月四條總督凱旋の際、文雄隊を指揮して、之を守護す。十九日文雄、兵部省に召され、戰功を賞し、白輪子二卷を賜ふ。次いで館林に歸る。明治二年、權大參事に任ぜられ、藩制の改革、新政の施行に當る。四年廢藩の際、會〻病を獲、職を辭す。明治二十二年三月二十八日沒す。年六十一。大正四年十一月、其功に依りて從五位を追贈せらる。邑樂郡誌。

第七章　高山彥九郎と尊攘論

尊王思想の勃興

尊王の思想が民間に勃興したるは、其源因多々あるべしと雖も、要するに皆學問の力と云ふに歸す可し。卽ち國學者は日本本來の國體を明にし、水戶學の如きは、從來政體と國體との分離せるは、其變體にして甚だ不合理なるを闡明し、隨つて皇室を尊び、朝廷を奉ずるを主としたり。又山崎闇齋の神道は、旣に幕府の初世に尊王大義論の最初の烽火を擧げ、其徒淺見絅齋の如きは、大に師說を鼓吹し、遂に靖獻遺言なる一書を公刊して、其平素の主張を之に含蓄せしめたり。此書出づるや、弘く天下に行はれ、後世に及ぶに從ひ、多大の感化を與へたり。寶曆中、竹內式部の京都の公卿に講ぜし時の書中に、此書ありきと云ふ。靖獻遺言行はれてより、世人は忠義の何ものたるを解し、始めて名分と云へることを正すことを得たりと云ふ。絅齋の門に三宅尙齋あり。當時崎門の三傑と稱せられ、經を講じ、師說を唱道す彼の山縣大貳（小幡藩の條下を參照。）の如きも尙齋の流を汲める者なり。

此の如く學問の普及は、やがて尊王思想の勃興を促し、寛政の頃に至りては、高山彦九郎・蒲生君平・林子平、所謂「三奇人」出でて、一層世人を覺醒せしめたり。此内子平は、海防の緊要なるを唱へ、間接愛國心を培養したる者なるが、彦九郎・君平の二人は尊王的精神の發揚に最も力を傾注したり。是れ他日諸藩に志士の蹶起して、終に幕府を倒すの原動力とはなれるなり。今こゝに我上毛の偉人高山彦九郎に就いて、事蹟の一班を追索せんとす。

高山氏の系圖

彦九郎の祖父傳左衛門貞正は新田郡細谷村の豪家なり。貞正の父新五右衛門政房は旗下の士筒井與次右衛門に仕へ、地方用人を勤む。貞正蓮沼家を相續の後、退隱して家を弟伊右衛門政重に讓り、分家して高山氏を冒す。蓋し實は高山氏なるを以てなり。蓮沼氏の祖先は武州幡羅郡に住し、武州七黨の猪股黨より出づ。康正三年、新田氏に屬し、新田郡に移る。貞正の男彦八正教は父の業を承けて、細谷に住す。武州幡羅郡長井莊臺村劒持重左衛門則康の女を容れて妻とす。三男三女あり。彦九郎正之は其次男なり。彦九郎の兄專藏正晴の家は中絶したり。正之の子儀助正啓は、山田郡新宿村常見善五郎の養子と爲り、後長男經太郎に常見家を嗣がしめ、己れは正之の家を繼ぐ。由りて孫右九郎を養うて子と爲す。繼嗣の

順序は左圖の如し。

政房─高山貞正─(二)正教─(三)正之─(四)正脩─(五)某（石九郎）─(六)正守（守四郎）─(七)正行
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└某（徑太郎）─某（石九郎）
　　　　　　　　　　　　　└正晴
　　　　　　　└政穩
　　└政重＝政穩………

誕生より四十二歲迄の彥九郎

彥九郎、名は正之、字は仲繩、彥九郎は其通稱。延享四年五月八日、新田郡細谷村に生る。幼より學を好み、年十三にして、太平記を讀み、自家の祖先と新田氏の君臣とが、盡忠報國の事實を詳悉するに至り、感憤極りなく、遂に江戶に遊び、學業夙に成ると雖も、顧みて林家の學風に甘んずる能はず、乃更に京都に遊び、將に爲す所あらんとす。時に明和元年三月、彥九郎十八歲なり。其入洛に際し、三條の橋東に至り、皇居は何方なりやと問ふ。人指して之を示す。卽ち地に坐して、拜跪して曰く、草莽の臣正之と。行路聚り觀て、怪み笑ふも顧みず。爾來洛に在つて、潛心書を讀み、頗る闇齋學に私淑し、別に一家の知見を開けりと云ふ。或は云ふ、此時尾州の人河野恕齋に就學せりと。此の如く二箇年の修學は、彼をして深く國體の源泉を探り、大義名分の本體を明かならしめ、終に慷慨大志を懷いて、潛に

元弘・建武未完の大業を遂行し、國體を古に復し、上は皇謨を發揚し、下は自家祖先の鬱を散ぜんことを以て自ら任とするに至れり。爾來出でて京師の儒家紳縉に交遊し、名聲大に揚がる。大納言中山愛親、亦其人と爲りを奇とし、善く之を遇す。偶々明和四年、山縣大貳の獄あり。藤井右門・竹内式部の諸先輩、皆勤王の故に禍に罹る事あり。彦九郎時に二十一歲、目前之を見て、自ら深く戒め、深謀遠慮、劍を杖して全國漫遊の途上に就きたるが如し。此行や、彦九郎至る所、必ず賢豪長者を訪ひ、大義名分を高唱し、俗見邪解を掃蕩し、人心を一匡し、四方を經略す。此時に當りて、田沼意次・意知父子、幕府の政權を握り、風俗大に紊れ、侈靡日に甚し。識者竊に憂ふ。彦九郎乃ち上野に歸る。彦九郎高邁にして奇節あり。議論英發、忠誠人を動かす。其書史を覽るや、初め意を經ず。日を過ぐれば則ち是非を剖ち義理を析す。精思せる者の如し。嘗て一士人の家に至り、案上に室鳩巣の駿臺雜話あるを見、披いて之を讀む。楠公と諸葛亮とを並論するに至り、謂ふ、孔明三顧を待つて而して出づ。其進む重なるが故に、任を受けて專なり。楠公は則ち然らず。委任重からざる所以にして、自ら戰死を速にせし所以なりと。彦九郎怒髮逆に衝き、直に書を前庭に擲つ。主人驚いて故を問ふ。彦九郎曰く、腐

儒事を解せず。亮の劉備に於ける、素より君臣の分あるに非らざるなり。其重や宜なり。我が延元帝は則ち萬代一統の主なり。不幸にして、出狩の變あり。此天下の人苟も斯土に食める者は、將に疾く奔りて勤王の暇あらざらんとす。況んや楠氏の邑は畿內に在り。其王命を待つて出づ。吾れ倘以て晚しと爲す。之を若何ぞ、其れ葛亮と出處を同うすべけんやと。聞く者其至論に服す。天明季年、京師災す。彥九郎之を聞き、晝夜兼行、馳せて京に赴く。夜木曾山中を過ぐ。賊數人あり、刀を拔いて彥九郎を脅かさんと欲す。彥九郎目を瞋らし、叱して曰く、汝上野の高山彥九郎を知らずや。今天闕災あるを聞き、馳せて之に赴く。汝輩豈に我が刀を汚すに足らんやと。賊皆慴伏す。後巨賊大坂の獄に繫がる。自ら平昔を悟る。未だ嘗て恐怖する所有らず。嘗て木曾山中に至り、人を要し劫を爲す。一丈夫に遇ふ。目を瞋らし我を叱す。之を憶へば今猶股慄するが如し。彼れ自ら高山某と呼べり。豈に謂ふる天狗なる者ならんかと。

此頃田沼父子は既に罷められ、松平樂翁代つて執政と爲り、幕政を改革する所多し。是より先き彥九郎、嘗て祖母の喪に遭ひ、鞠養の恩あるを以て、冢側に廬する三年。哀毀骨立す。事聞え、官之を旌表せんと欲す。其鄉の俗、博奕・健訟を喜

彥九郎母の喪を訖へ四方に遊說す

彦九郎蝦夷に入る

ぶ。素より彦九郎が爲す所を嫉み、吏に誣告して之を獄に繫ぐ。獄吏之に食はしむ。食はず。已にして出づるを得たり。卽ち家を辭して四方に遊び、豪雋奇傑の士を求めて、之に交はる。寛政元年秋、江戸に遊び、長久保赤水を訪ふ。赤水は水戸の人なり。嘗て立原翠軒に書を遺して曰く、某京師に在りて高山處士と交る。此人倜儻奇偉、一錢を齎さずして天下を跋涉す。常に魯仲連の人と爲りを慕ふと。適藤田幽谷年十三。詩を作つて之に贈る。亦目するに魯仲連を以てす。是に至りて幽谷、翠軒に隨つて江戸に在り。彦九郎見て甚だ驩ぶ。幽谷曰く、我れ天下を遊歷して、人に閱する多し。未だ卓越足下の如き者を見ず。足下自愛せよと。因つて言ふ、足下多病なり。講學の餘宜しく武藝を試むべし。劍は一人の敵なりと雖も、陣に臨んで衆に先んずるに、身に精華なかる可からず。且つ身體を健にするを以て、亦勤學に益あるなりと。彦九郎東西跋涉、健步人に過ぐ。其平生齎す所は、重さ槪ね甲冑一領に比す。蓋し軍に從ふ者は、當に躬ら甲を擐ふべし。故に用ひて以て身體を習せりと云ふ。

是より先き、露國數、蝦夷に往來し、邊海を窺ふ。彦九郎深く之を憂へ、躬自ら北地を歷視し、窃に彼が情況を探らんとす。寛政二年の夏遂に意を決し、北游せん

とし、赤水を訪ひて別を告ぐ。赤水酒を置いて、之に餞す。赤水家に鎭宅靈神の鐸を藏す。建武年中、楠公奉獻の物なり。紋に玄武の神あり。彥九郎をして之を拜せしむ。彥九郎大に喜んで曰く、我れ將に北行せんとし、祖道に當り、此神を拜す。吉孰れか是より大なるものあらんやと。盥嗽禮服を著けて拜し、感泣するに至る。又赤水に謂つて曰く、我れ遊歷を以て事と爲す。今日の行、萬死固より甘ずる所なり。身後の事復た念慮に關する者爲し。但一事君に託す可き者あり。某女あり。天下の名士を得て、之を與へんと欲す。藤田幽谷は國士無双なり。若し君に因りて之が箕箒の妾たるを得ば、死して當に草を結ぶべきのみと。竟に去つて水戸に在り。立原翠軒、藤田幽谷、及び其他有名の士を訪ふ。留る事數日にして發す。下野の人蒲生君平秀實亦彥九郎の人と爲りを慕ふ。其北遊を聞き、追うて陸奧の石卷に至りしも及ばず。適〻後醍醐帝の碑下に出づ。蓋し南北朝の時、官軍嘗て陸奧を鎭撫す。故を以て今に至るまで天皇の供養を爲すなり。君平彷徨遲回して、一樵夫に遇ふ。問うて曰く、汝偉人を見ずやと。對へて曰く、小人前に一士人の爲めに傭はれて、水を荷うて此に至れり。其人卽ち水を浴し、禮服を著け、碑前に蹲拜し、懷中の文を出して讀むに、一字を終る每に涕

獄を禁せず。今を去る既に十日なり。君の問ふ所寧ろ此人かと。君平其竟に及ぶべからざるを慮り、乃ち返る。彦九郎南部、津輕を經、松前に至り、竟に蝦夷の境に入り、奔走累日、頗る足力を極む。既にして忽ち回顧の志あり。乃ち松前より海に航し、風帆飛ぶが如く、三日三夜にして、徑に中國に達せり。

綠毛龜の出現

彦九郎滯京する數月にして、翌三年京を辭し、西海に遊ぶ。各地に轉々遊說する凡三年。是に至りて遂に京師に歸る。偶、漁人龜を琵琶湖に捕へし者あり。之を京人志水南涯なる者に贈る。都人喧傳す。彦九郎亦往いて之を觀る。甲上に文あり。尾毛毿々として謂ふ所の綠毛龜なるものなり。彦九郎之を誡めて、愛護を加へしめ、歸路若林幾齋を訪ひ、與に符瑞の書に照して、聖世瑞兆掩ふ可からざるを認め、正二位伏原宣條に謁して、呈覽す。宣條文學を以て尊寵せらる。亦以て祥瑞と爲し、卽ち光格帝の叡覽に供す。帝嘉賞し給ふ。蓋し竊に宸極の餘光を瞻仰するを獲、忝くも天杯を下し賜はれりと云ふ。彦九郎和歌を詠じて曰く「われを吾と知ろしめすかやすめらぎの玉のみ聲のかゝるうれしさ」。彦九郎布衣羈旅の士を以て、其志常に皇室を尊び、夷狄を攘はんとするに在り。其天下を跋涉して、人心を激勵し、義氣を鼓動せんとする所以の者、未だ甞て其至誠に

出でざるはなきなり。其靈龜を得る人、以て精誠の感ずる所と爲す。其後彦九郎再び西海に遊べり。此時の行を西川玉壺は「此たび高山朝臣の九州行は、主として五攝家の第一たる近衞殿と姻戚の關係ありしやに窺はれたる、九州の旗頭薩・隅・日三箇國の大守島津侯の諸將士を說きて、豫じめ藩論を定め、君意を決せしめ、之に依りてイザと云ふときに、西國諸大名の旗の手を京都に靡け奉つらんとする深謀遠慮に出で、其の沿道諸侯達は、副たる目的に過ぎざりしことは、今日に於て朧げながら測り知らるるなり。」と說明し、龜山省軒が高山操志の跋に

彦九郎常慨王室陵替。密謀恢復。乃欲納交於天下豪傑。偶獲毛龜於琶湖。喜曰此可以托矣。乃持其圖以遊鎭西。遍乞詠於諸家。當其在後筑也。所謀漸泄。彦九郎嘆曰、已矣。卽自裁焉。有紀琴夫者。時値在其地。獨審其顚末云。琴夫曾爲大畑春國言之。春國曰、琴夫下總人。業醫。亦奇男子也。與彦九郎交。意氣投。

云云。

と叙したるを以て、之を證と爲せり。卽ち密謀恢復とは勤王黨旗上げの計劃を指すものにして、其秘密の鑰は隨行者たりし紀琴夫が握り居りしものなることは、此文に據りて知らるればなり。

彦九郎は先づ小倉に入り、中津を過ぎ、夫より久留米に入る。同年年末、久留米を出でて熊本に入りしは、第二次の訪問なり。第一次は四年正月にして、熊本の碩儒高本紫溟・辛島鹽井・富田大淵等を訪ひ、尊王忠義の談議に共鳴せし所ありしを以て、今次も亦熊本に來り、是等名流と再會せしものならん。彦九郎の紫溟が家に到るや、時適〻中秋に屬しければ、紫溟酒を置きて之を饗す。彦九郎乃ち昨年の今夜は皇都に在りて、管絃の御宴に陪せしことを語りて、頻りに落涙したり。紫溟乃ち其心を酌みて和歌一首を詠ず。

去年の今日雲井に聞きし琴の音を山松風のさぞ忍ふらし

彦九郎之に和して

忍ふてふ昔の葉うれし筑紫にも都を慕う人のありとは

と詠せり。兩者互に意氣投合し、今後の策動に就いて衷情を披瀝する所ありしものと認む。既にして彦九郎は同地を去つて、三たび久留米を訪ひ、森嘉膳の家に抵る。時に六月中旬なり。此頃彦九郎痰病に苦み、常に按摩を招きて、一時を慰めしも、心平なる能はず、怏々として樂まず。嘉膳之を憂ひ、郊外に逍遙して鬱を散ぜしむ。彦九郎乃ち寓居を出て、北行三里松崎驛に至る。吏其風采の異常

なるを怪みて、之を誰何す。彦九郎直に踵を旋らして、嘉膳の家に歸る。爾來一室に閉居して、常に默想に耽り、時に詩歌を放吟す。斯くて六月二十六日、其携ふる所の秘記を破りて、水盥に投し、天を仰いで歎息し、翌日午刻、家人の隙に乘じ、急に自刄す。嘉膳驚いて、其故を問ふ。正之曰く、余が常に志す所の忠義は、今や全く不忠不義と爲れり。是れ余が智の足らざる所なり。請ふ余が爲めに、天下の諸士に謝せよと。即ち懷中する所の和歌二首を出す。

松崎の驛の長さに問いて知れ心つくしの旅のあらまし

朽ちはてゝ身は土と爲りはかなくも心は國を守らんものを

從容として襟を正し、東に向つて拍手、遙に皇城を拜し、終りて倘端坐して、容を亂さず、夜に入りて氣力漸く衰へ、倒れ伏し、翌朝瞑す。時に年四十七。遺書は無かりきと云ふ。而るに大垣の人服部氏の藏品中に左の一文ありと云へど、未研究中に屬すれば、眞僞を定め難し。

余跋涉天下、博探天下之國情、略知天下之形勢。然當時天下之士不振、幕吏逞姦、皇道日衰。正之憤皇道之日衰、竊有挽回之志。博索天下之聖君賢士、而欲成宿志。時運不至乎、百事不如意。竟滿腹之義氣破裂、無如何矣。正之悠々不樂生、無功於生。意

竟決于屠腹。以不如待後學。尊王之義士、幸有繼正之之宿志奏其功、而地下慰正之之靈魂、毫無有遺憾而已矣。寛政五癸丑年六月廿七日、久留米客舍中、一朝記以遺于子孫也。

上州新田細谷隱士　高山彦九郎正之書

翌廿九日、嘉膳の邸内に假埋葬し、十月十一日を以て、市内寺町眞言宗光明山遍照寺（祇園寺の末寺）に改葬す。祇園寺の住職權大僧都一普、諡號を撰び、松陰以白居士と云ふ。十二月、一基の碑を建て、翌年正月、遺物三十餘點を江戸に贈り、遺族に致す。其中に正之の平常携へし所の矢立・竹尺・藥類・蠟燭・書籍・系圖・日本地圖・礎石等あり。

寛政六年三月十一日、水戸の藤田幽谷、正之の憤死を聞き、祭典を擧げ、左の文を捧げて、其靈を慰す。（金山。）

祭高山處士文　　藤田幽谷（一正 子定）

維寛政六年歳次甲寅三月戊子朔、越十一日戊戌、水戸藤田一正、謹以清酌庶羞之奠、告于上野高山處士之靈曰、嗚呼、吾與子別、一日三秋、豈圖不幸、自遣大憂、孤虜泣血、再期未周、側聞處士暴死西州、如夢如覺、驚歎不休、每一思之、令人摧悸。既除服、閏月凡四乃始取酒、祭哭爲位。嗚呼、子奚以而暴死邪、豈誠有不能得而已邪、將復已而不已邪、獨不聞

之夫先哲守身之義邪。假令不啓衾易簀以全歸、何爲乎割腸屠腹以就死。西海與東海、風馬莫及。傳聞之紛々、曷免異議。人非堯舜、誰能盡善。嗚呼子乎、吾悲其處變。惟子供養王母兮、侍湯藥而不倦。服喪廬冢三年兮。實今世之所鮮。兄弟之異撰兮。奈人心之如面。既無棣蕚之聯芳兮。嘆鶺鴒之在原。其於祖妣孝敬斯至。豈獨同胞友愛莫存。噫彼小人好成人之惡兮。爰罹鄕議之僉喧。遊四方欲償志桑弧兮、宅一區寧終身田園。嗚呼子有類乎匡章、自痛吾賢之非孟軻。禮貌交接、欲雪他口之寃。獨行異調、固非時俗之所能知。況乃生死之殊路、千秋邈乎隔山河。昔予從師、官學於江都。始得與子傾蓋而晤言。久想像倜儻之高節。忽激昂奇偉之盛論。吾何以辱大兒忘年之交。獨愧禰衡之偃蹇。疾則餽藥、歸則送行。子之東、又顧余門、上堂拜親。已數歲音容在目弗可諼。嗚呼子懷高尚之質兮。有慕乎魯仲連之爲人。排難解紛、雖非戰國之策士、輕世肆志。庶爲太平之逸民、能知尊王而賤霸。豈啻當年之不帝秦、橐中之裝、無一錢而彈劍鋏以問津。書纔足以記名姓。而劍有餘乎防身。身非有爵位於國。不仕而乃心朝廷。聞赤秋之蠶食北陲而窺窬神州兮、恐其後世爲害天下蒼生、上下宴安、方耽鴆毒兮。子獨慷慨不受命以私行。陽爲浪客、而漂遊山水兮、陰欲爲國家偵探虜情。期使衣冠禮樂之文物、不變於被髮左衽之羶腥。豈云封侯萬里之外、取身富貴之榮。杞人憂天地、而嫠不恤緯、不知者誣以狂名。一別之後杳無消息。或傳其由北海直入帝京。豈闕房嚴禁不能得其要領邪、抑黠賊潛謀未有狡計之見其形。志士憂世瞻言百里、有識

慮之深長、偷惰自喜取快一時。乃愚人常爾、後三年果有北使之事。叩關款塞而請互市摧場。既已甘言幣帛以誘我、加之虛聲恫喝以誇其富强。彼將還玩我國於股掌之上、以得其志。何我國勢陵遲、而威武不張。不伏中行說、而笞其背兮。遂使醜虜輕視我東方廟廊。豈乏獻策請纓之士。徒使草茅之人投筆而心傷。當是時子其何在、倚劍而望子於長天之一涯。他日國家或得子而用之、視死如歸、赴水火而不辭。當使懦夫立敵愾之志。不使古人專踏海之奇。嗚呼晝夜之道死生亦大矣。太山鴻毛輕重各有其時。羞惡之義根於天性兮、行道餓人亦獨不屑嗟來之食。唯豪傑之士能有忍而成大謀兮、出胯取履之辱皆爲之而不疑。惟子羈旅備嘗險阻艱難兮。千辛萬苦其誰語。鹿島之行、筑州之寓、豈有屈節以拂亂心思。惜夫不能以身殉君父之急、空伏劍鋩以與鮑焦之徒同歸。臨終從容謝天下之人兮。萬里聞之兮我心悲。英魂招而不返兮。仰彼白雲而神馳、耿々寤寐之間兮、獨見其雄偉之氣與魁岸之姿。吾既不欲作兒女子態而吊子、方臨風悵然、獨不覺涕涙之相隨。感念疇昔、寄一奠之哀詞。惟子知、彷彿來舉此卮。尙享。

寛政六年四月二十日、正之の叔父武州幡羅郡臺村劍持長藏、墓參の爲め久留米に抵り、二十六日遍照院にて法要を營む。

享和二年五月二日、肥前長崎の醫儒西道俊、正之が墓前に自刄す。蓋し正之に

感憤する所ありしなり。

享和三年六月、正之の遺子儀助（正脩）墓參の爲め久留米に抵り、正之の交友、藩儒樺島石梁の家に滯留一旬。歸るに臨んで、石梁詩一首を餞す。「悲哉豪傑士。化作異鄕塵。星霜十一春。憐君來拜墓。令我重沾巾。孝道期終始。殷勤愛此身。」

天保十三年六月二十七日、久留米の志士眞木和泉守、木村重任等相謀りて、正之の五十年祭を擧ぐ。時に同藩の士村上量弘、水戸に在り。獨り靈位を設けて祭文を捧ぐ。

安政二年六月十四日、伊地知龍左衞門季靖（後の伊地知正治なり。）石燈籠一基を墓前に寄進す。

安政二年十一月二日、薩藩士川井田市郎左衞門正尊・志々目獻吉義濟、石の水盥を墓前に寄進す。

安政五年十月朔日、筑前志士平野次郎國臣、石燈籠一基を墓前に寄進す。此時國臣の獻歌は左の如し。

よしやその時こそ至らね益良雄の捨てし命は大君のため

苔の下になほ魂あらは大御爲盡す我身に添ひて守れや

萬延元年九月廿八日、薩人高橋良蒲（後の村田新八）石の玉垣を獻ず。

明治元年三月十一日、久留米藩主有馬賴咸・木村・佐田二人の建議を容れ、猪田一之進に命じて、正之の墓を修理せしむ。

明治二年二月、久留米藩主有馬賴咸、招魂社を高良山下山川村字旗崎なる茶臼山に營み、正之及び眞木和泉守等、王事に殪れし米藩士三十餘人の靈を合祀す。

明治二年十二月、官正之の氣節を追賞し、里門に旌表す。其文左の如し。

御沙汰書

高山彦九郎

草莽一介之身ヲ以テ、勤王ノ大義ヲ唱ヘ、天下ヲ跋渉シ、有志之徒ヲ鼓舞ス。世ノ罔極ニ遭ヒ、終ニ自刄シテ死ス。其風ヲ聞テ興起スル者不レ少、其氣節深ク御追賞被レ爲レ在。依レ之里門ニ旌表シ、子孫ヘ三人扶持下賜候事。

明治二年己巳十二月　太政官

右之通被二仰出一候間、郎上州新田郡細谷邨故高山彦九郎舊屋敷地、其曾孫石九郎ニ被二下置一、永ク其靈追祀セシムル者也。

明治三年正月　岩鼻縣

明治三年五月三日、高山彥九郞祠堂を久留米藩管內其墳墓の地に建設するを准す。

明治三年九月三十日、彥九郞の靈を東速建雄之靈と稱し、岩鼻縣下上州新田郡細谷村に一社を創建するを准す。

明治六年八月、官民力を協せて、筑後の茶臼山上に正之及び殉難志士の靈を祈り、御楯神社と號す。

明治八年九月、志士相謀りて、御楯神社の傍に高山仲繩祠堂記の大碑を建つ。川田剛の撰文なり。

明治九年六月九日、天皇東北御巡幸に際し、其功を追懷あらせられ、祭祀料金十五圓を賜ふ。

明治十一年三月八日、特旨を以て、朝廷正之に正四位を贈らる。九日內務省介して、同人靈社を細谷村に創建し、高山神社と稱せしむ。後建設の地を太田町に變更す。

明治十一年三月十九日、鄕黨の有志相謀り、高山神社創建の事あるに當り、思召を以て宮內省より金八百圓、各宮家より二百圓を下賜せらる。

明治十二年十一月十五日、上州新田郡太田町に高山神社を建てゝ、正之の靈を祀る。今縣社に列す。

明治二十五年七月廿七日、筑後全國の有志者、茶臼山なる御栖神社に於て、正之一百年祭を擧行し、追憶の詩歌を、弘く天下に募集し、高山記念詩歌集を編す。八月五日、郷里に瘞髪冢を造り、玄孫守四郎石を建てゝ之を表す。

明治二十六年五月、北白川宮能久親王西下の際、正之の墓を弔す。

明治三十年八月、久留米地方の有志相謀り、墓地を擴め、石を疊みて、墳墓を高む。

明治三十二年七月、久留米市及び三井郡の各學校職員・生徒共同して、墳墓の修理を爲し、且つ周圍に樹木を栽植す。

明治三十三年十月二十三日、皇太子久留米御駐駕の際、丸尾侍從を差遣して、特に正之の墓を弔せしむ。

明治三十五年十一月、小松宮彰仁親王久留米に駐泊の際、特に正之の墓を弔す。

明治三十九年十一月十八日、小松宮大妃久留米に下られし際、家令をして正之の墓を弔し、香華料を供せしむ。

明治四十年、水戸藩櫻任藏の嗣子春雄、正之の前髪・笏・楠・陶水滴を高山神社に寄

進す。任藏平素正之が人と爲を敬慕し、少年にして細谷村に赴き、極力其遺跡を探究し其遺物を獲て歸る。其意蓋し子弟をして觀せしめ、感憤興起せしめんと欲せるなり。

明治四十二年五月廿七日、久留米人相謀り、高山先生慰靈會を組織し、祭典及び墓地の修理費・擴張・遺物蒐集等の事を經營し、以て今日に至る。

明治四十二年十一月、久留米市、同四十三年三月、三井郡各小學校職員生徒一同より、各〻大燈籠一基を寄進す。

明治四十四年九月、三井郡教育會は郡内有志者の贊同を得て、森嘉膳の宅趾即ち正之終焉の地を劃し、玉垣を周らして、之を保存す。是歳慰靈會の發起に依り、志士仁人の義捐金を募り、正之墳域の大擴張の爲し、頗る舊觀を改む。

明治四十四年十月、三潴・三池・浮羽三郡内學校職員生徒中より、大燈籠各〻一基を、八女郡内各學校よりは、石門一基を、山門郡各學校よりは、大理石面に「玉の御聲」の歌を刻せる碑一基を獻ず。

明治四十四年十一月、陸軍特別大演習擧行の際、山縣・伊東・奥・井上等の五元帥及び、寺内陸軍大將參拜し、記念として手から墓畔に松樹を植う。

大正五年十一月、福岡・佐賀兩縣下に於て陸軍特別大演習に際し、大正天皇行幸あらせらるゝや、十四日急に德川侍從次長を正之墓に差遣あり。次長は參拜の後、記念の一樹を手植せらる。是歳久留米の藩祖有馬豐氏贈位の恩命に浴せしを以て、當主賴萬伯態〻下米して、奉告祭を擧行し、同時に高山先生慰靈會の主催にて、擧市官民一致贊同の下に、遍照院にて莊嚴なる祭典を行へり。（上毛及上毛人・法規分類大全。）

正之歿後の著書に見えたるものは、之を省略し、彼と同時代にして而かも交友ありし人の傳に就いて見るも、一は長身と云ひ、一は矮少と云ひ、一致せず。柴野栗山・杉山忠亮の云ふ所に據れば、長身にて在りしなり。鬚髯は蓄へしこともあり。又剃落せし時もある如し。栗山其送序に「生善劍而好學。身八尺、高顴插栄。面如紅玉。歳之二月飄然入京、顧余古愚軒。」と述べたり。又正之二十二歳の時、茶山を訪うて一宿せし時、其容貌の事を記して「其人鼻高く目深く、口廣く丈高し、總髮なり。」と云へり。次に肖像に就いては今傳ふる所左の數種あり。

（一）金井之恭輯の高山操志に載せたるものは座像にして、鈴木我古の筆なり。年輩稍〻高く見ゆるを闕點とす。

（二）渡邊華山筆、高山樵三氏所藏のものは、半身像にて、諸書に挿入せられ、中等學

校の教科書にまでも取られたれど種を明かせば、實は水戸の立原翠軒の肖像を誤りたるものなり。

(三)翠崖筆、正之旅行中の態姿全身像は、相當見るべきものなり。

(四)大正元年九月十日發行の武俠世界に掲げられたる半身像は、法學士尾佐竹猛氏の手より出でたるものなるが、確信ありて出せしに非ず。雜誌社にて氏の承諾をも得ず掲載せしものと云ふ。

(五)松本宏洞筆、正之座像は境町村上義郎氏の藏にて「正之歌集と夢餘吟稿」の卷頭に載せたり。之は明治の初、宏洞が大舘霞城・村上秋水(義郎の父)と與に合議品隲の後に作成したるものと云ふ。

(六)正之綠毛龜獻納圖は水戸栗田勤氏所藏にして、安政四年、水戸に於て菊池容齋七十歲の筆なり。

(七)高山彦九郎訪古意軒(柴野栗山)坐圖は、大雅堂の筆と稱するものにして、信州小縣郡縣村矢島吉太郎氏所藏なり。

以上の中(二)を除き、他は一長一短ありて、何れが眞に近きや、急速に斷定し難し。言を換へて云はゞ、皆眞物に遠きやの感あり。是に於てか正之の特徵を現はす

に足るべき新書を製作せんと畳議する者あるに至る。豐國義孝氏は、一般的方針として、內田周平氏著の高山仲繩逸事の中、岸昌永の唱ふる所の「仲繩身材魁梧、昻肩隆鼻、濶口厚脣、不レ剃ニ額髮一。双眉甚長、顏色赭而美ニ鬚髯一。音吐高朗、眼光燗射、一見如ニ甚可一レ畏。而情意懇款、使ニ人愛慕一。双刀衣服皆素樸。應對極恭而儼然、有ニ不レ可狎者一焉。」を以て最も適當にして、且つ理想的なりと思ふと云はれたり。從ふ可きに似たり。

邸地

彥九郎の邸地は、新田郡澤野村大字細谷に在りて、僅に當時の井戶と老楓とを存するのみにて、今は三段ばかりの畑地と爲る。其西方一町を距る所に、彥九郎の瘞髮冢及び祖先の墓あり。明治四十一年八月、玄孫守四郎、碑を正之舊居の地に建てんとし、三島中洲の碑記を請ひしも、故あつて建設に至らざりき。（上毛及上毛人。）

彥九郎の志を繼ぐ村上俊平

彥九郎が在世中、必死と主張したる勤王鼓吹の說は、四方に宣傳せられ、幾多の志士を奮起せしめたるが中に、我上州の人にして、攘夷の運動に魁を爲せし者を、村上俊平と爲す。俊平嘗て長嘆息して曰く、大義名分を失墜する今日より甚しきは無し。吾鄉や往年高山先生あり。深く皇運の衰微を憂ひ、一劍に仗りて大義を天下に鼓唱す。吾徒之と鄉を同うし、焉ぞ慚愧せざるを得んやと。悲壯淋

濶、聽く者をして凄然たらしむ。偶〻文久元年春、淸川八郞、池田德太郞、中村太郞等と武毛の間に會して、交を結び、專ら尊攘の說を持し、關東志士の糾合に努む。文久三年、幕府は朝旨を遵奉し、將軍家茂朝覲の事あるや、江戶に於て浪士召抱の議起る。俊平乃ち同志池田德太郞等三百三十餘人と與に、其募に應じ、浪士組に入る。幕府命じて之を上京せしむ。時に三月廿三日なり。抑も浪士組は、相容れざる二派より成る。即ち一は將軍上洛を待ち、力を效さんとするものにして、後に會津藩に屬して、新撰組と稱す。又一は專ら攘夷の目的を遂げんとして、募に應せし者なり。俊平素より後者の人に屬す。時に生麥事變後にして、英艦侵來の報あり。鷹司關白は命を隊長鵜殿長銳に傳へて、浪士組を東下せしめ、以て萬一に備へんとす。俊平は目的を達成する近きにあるを喜び、淸川八郞等と與に朝命を奉じ、二百餘人江戶に下る。既にして天皇男山に行幸あり。尋いで節刀を水戶慶篤に賜ひ、副將軍として關東防禦の勅命を賜ふと聞き、府下尊攘の同士は、意氣衝天の槩を以て、朝旨を奉戴し、將に外人を橫濱に襲はんことを企圖す。英人は生麥變後の談判として、頻りに幕府に迫り、幕府大に其措置に困むの際なるを以て、俊平等同志の擧動に就いて、警戒を怠らず。四月十日、淸川八郞は幕府

方の暗殺する所と爲り、石坂宗順等は縛に就き、同志は多く離散して、浪士組の形體は一變し、更に新徴組と稱して、幕府の專屬と爲れり。俊平は禍の身に及ばんを懼れ、五月潛に脫して、京に入る。時に朝議一變して、七卿長州に走る。俊平跡を追うて長州に入り、再び京に潛み、專ら時機の挽回を策せんとす。偶〻天誅組生野の義擧等ありて、幕府は益〻戒嚴の手段を講ずるに至る。元治元年六月、宮部鼎藏等、幕府の動靜を窺ふに當り、會津藩兵の爲めに圍まれ、十餘人之に死す。而して幕府餘黨を搜索する急なり。俊平も亦嫌疑を被り、捕縛せらる。七月十九日、長藩の老臣益田・福原・國司等、兵を率ひて京師に入るや、會津・桑名・薩摩の兵之と戰ひ、兵火將に六角の獄舍に及ばんとす。時に同舍に投せられ居る名士に、平野國臣等數十人あり。西鄉隆盛之を救はんと力めしも、會・桑二藩の兵聞かず、終に二十日に至りて、是等在獄者三十三人を斬首す。俊平時に年廿七なり。

俊平、名は彥。後に櫻山五郎と變名す。淸節と號し、別に點狂生・九洞山人・泛塵子・鐵偶子・牛背學人・英風洞・攰日園等の號あり。天保九年九月四日、上州境町に生る。家世〻武州久下村に住し、父廣籌の時、境町に移り、醫を以て業とす。俊平は其第三子なり。幼にして穎悟、稍〻長じて豁達大志あり。常に文事を嗜み、尤も兵書を通讀

す。既にして江戸に遊び、安井息軒の塾に學ぶ。數年にして學大に進み、文章日に千言を屬す。後更に古賀謹堂の塾に學ぶ。俊平が大志を懷きて國事に奔走するに至りしは、蓋し此兩先生の門に於て交友せし人々の感化に因る。俊平が遺書は清節遺稿家言錄・睡餘錄・讀大學・讀中庸・讀論語・讀孟子・非洛閩學・讀唐詩選等なり。俊平は殉難の時、其屍を刑場に捨てられしを、後に中立賣御門前通西に入る淨土宗竹林寺に改葬せらる。大正四年二月、朝廷其功を追賞せられ、從五位を贈らる。鄉黨の士感激措く能はず、其偉行を不朽に傳へんとし、大正六年十一月、碑を境町境神社内に建碑す。内田遠湖の撰文なり。（上毛及上毛人。）

第八章　常野の役と出流山事件

嘉永六年・安政元年の兩度、米艦渡來の事ありて、幕府は勅許を經ず、彼と修交假條約を結び、爾來開鎖の議論紛々として、國是一定せず。志士は尊王攘夷の說を高唱し、幕府の所爲を非難し、物情恟々たり。水戸藩にては夙に尊攘の說を高唱し、天下之に和して憤起する者少なからざりしを以て、朝廷に於ても亦水戸藩をして、幕府を輔導し、諸藩と力を協せ、以て頽勢を挽回せしめんとせり。即ち安政五年八月、水戸藩主徳川慶篤に勅書を賜ひ、公武合體して、攘夷の實を擧げんことを示し賜へり。然るに幕府は其發表を抑止し、且つ慶篤に諷して、執政を更迭せしむ。又老中間部詮勝は、大老井伊直弼の旨を承け、上京して在京志士の檢擧に力め、公卿を黜斥し、大に猛威を振ひたり。加之、所司代酒井忠義と議し、勅書返納の事を謀れり。

水戸にては、勅書返納・非返納の藩論頻りに起り、黨派分裂して、互に相軋轢するに至る。終に櫻田の變を激成し、壯士の餘憤、或は東禪寺の襲擊と爲り、或は坂下

の變を釀すに及び、幕府已むなく勅命に依りて、一橋慶喜を擧げて、將軍後見職と爲し、松平春嶽を起して、政事總裁職と爲して、大に幕政の改新に備へたり。文久三年四月、慶喜鎖港實行の勅命を拜して東下するや、水戸藩士藤田信（小四郎）も亦江戸に抵りて周旋する所あらんとししが、八月に至り、朝議一變して、攘夷を否とする薩・會・越等の諸藩、京師に勢を得たり。是に於て從前攘夷に黨せし有志等は、鬱憤已み難く、水戸を推して關東に事を擧げ、東西相呼應して攘夷の實を擧げんとす。藤田信は一藩の力を盡し、先づ此大事を遂げんと志し、隱に之を武田正生（伊賀守）に謀る。正生事の尙早なるを以て、之を說諭せしも、信は長・因二州の有志と約する所あれば、中止す可きに非ずとし、別に同志を求めて事を擧げんと、水戸に向つて去れり。

同志糾合と筑波登山

藤田の歸國するや、先づ府中に留まり、同志を糾合せしに、謀を同うする者數名を得たれば、是より尙近國に同志を募らんとす。謂へらく、上毛の地、古へ新田氏の起りし所、現今も尙勤王の志を失はざる者少なからず。又住民慓悍にして、事を擧ぐるに適すれば、先づ上毛に入つて募集するに如かずと。乃ち藤田信・薄井龍之（督太郎）・竹內延秀（百太郎）・小林幸八・畑彌平、其他十餘人、上州に發向し、新田郡太田よ

り木崎に進みて、慷慨家金井之恭（梧楼）を訪問して、義擧の事を說く。之恭直ちに之を贊し、且つ一同を先導して、桐生・大間々等（此時伊勢崎の細野季太郎（註一）も亦其擧を贊したるものゝ如し）に有志を募り、又下野に轉じて、足利附近の有志を說く。西岡邦之助・宇都宮左衞門・昌木晴雄等百餘名、同意を表し、藤田等は府中に歸れり。同年十二月頃は、旣に百五十人に垂んとする及び、經費の支出に就いて大に困難を來したり。恰もよし貿易取引に從事せし常・總・兩毛の商人等は、生絲の輸出に依りて巨利を獲しを以て、藤田等は是等を責問して、今後一切其取引を爲さゞるを誓はしめ、其謝罪として攘夷運動費の內に幾分づつの捐金を爲さしめしに、商人等は已むを得ず、或は百兩或は二百兩と各、應分の出金を爲し、其總高數千兩に及びたり。是に於て益、同志の募集に盡力するを得たり（註二）。此の時に當り、攘夷を唱へ同志を募る者、各所に現はる。其最なる者を上總茂原の楠音次郎・千葉源次郎等と爲す。同志數百人を集め得たり。武州中瀨の人桃井儀八と云へる者も、亦多數の同志を獲、進んで上州赤城山に據り、事を擧げんとせしも、何れも半途事敗れ、離散して各所に潜伏せしが、藤田等の擧を聞いて、來り加はる者多かりき。藤田は同志と議し、水戸の町奉行田丸直允（稻之右衞門）を推して主將と爲し、總勢六十三人を部署して、府中を發し、

日光山及太平山に據らんとして皆成らず

筑波山に登る。時に元治元年三月二十七日なり。
四方の有志之を聞いて、來屬する者數百人。藤田等議して曰く、事旣に發す。幕府必追討の師を起さん。如かず、日光山に詣し、攘夷の先鋒たらんを願ふと稱し、險要に據りて防がんにはと。衆皆之を然りとし、烈公の神位を白木の輿に奉安し、之を守護して、四月日光に入り、水戸家の宿坊養源院に就いて、東照宮に詣せんことを請ふ。養源院之を日光奉行小倉但馬守に告げ、其指揮を仰げり。是より先き幕府は、宇都宮藩の屆出に依りて、筑波勢の漸く日光に近づけるを知り、戸田越前守及び館林藩主秋元但馬守に命じて、神廟の警衞を嚴にせしめ、附近の諸藩をして戒嚴せしめしが、此に至りて日光奉行は宇都宮・館林二藩の兵を繰出さしめ、戸田氏は兵百五十餘を神橋脇、長坂口に、秋元氏は兵七十餘を本宮下陣屋に出し、何れも火事裝束の下に小具足を着込み、大砲・小銃・槍の諸隊にて、嚴重に備へたり。又領內獵師等七百餘人を集めて、社殿各所を警備せり。是に於て筑波勢は、竊に十名づつ神廟を拜し、一同終つて栃木驛に引返し、衆議の上、野州太平山に據り、以て時機の至るを竢つことなり、同山多聞院を本陣とせり。水戸家にては、之を鎭撫せざる可からざるの責任あるを以て、側用人美濃部茂定、目附山國共昌・

田丸藤田等筑波山に據る

步士頭立原璞を遣はして、田丸直允等を說きしも、服せず。茂定等去るに臨み、筑波山に轉據し、鎭靜して時機を竢つ可きことを述べたり。

是に於て田丸・藤田は、筑波山に引揚げんと決定す。會、足利の西岡邦之助、結城の昌木晴雄、間々田の宇都宮左衞門等は、百餘人の精兵を率ひ、來り加はる。乃ち西岡をして長たらしめ、之を上州隊と稱せり。五月晦日、筑波山に上り、大御堂本坊を本營と爲し、田丸直允・竹內延秀等之に寓し、吉通寺・寶塔院、其他筑波町の旅舍を以て、各宿營と爲し、金穀を募り、武器を集め、以て時機の至るを竢たんとす。而るに別隊として橫行したる田中源藏が、暴行の狀次第に幕府に聞えしを以て、六月九日、幕府は川越・茂木・下妻・下館・宇都宮・結城・土浦・府中・宍戶・關宿・館林・足利等の諸藩に命じて、彼等を追討せしめたり。是より先き、水戶にては、其藩一手のみを以て鎭定するは容易ならずとし、一面には家老市川三左衞門を目代として、筑波山に向はしめ、又一面には幕府の出兵を申請せしを以て、幕府は使番永見貞之丞・小出順之助を監軍とし、步兵頭北條新太郞、步兵指揮役頭取香山榮左衞門をして、總人數三千七百七十五人を率ひて赴き討たしむ。乃ち進んで下妻に抵り、多寶院を本營とす。高崎藩兵の先手二百餘人も亦、同地雲充寺に着到し、後陣は關本村

にあり。七月八日の夜、筑波勢は隱に迂回して、前後より急に敵の本營を襲ひ、所所に火を縱つ。雲充寺に宿せし高崎藩兵は、此變を聞き、皆怖れて遁走す。筑波勢は徐々總軍を收めて、筑波に凱旋せり。敗報江戶に達するや、參政田沼意尊を將とし、更に之を追討せしめらる。廿三日嚮に追討を命せられたる高崎藩主松平輝照等に令して、速に筑波附近に進軍し、田沼意尊の指揮を受けしむ。筑波勢は之を聞いて、西岡邦之介等六十餘を山上に留めをき、七月二十四日、總勢彼地を去り、府中・小川等に散在し、以て糧食を募り、兵器を調へ、潮來より水路橫濱に討入るの準備をなせり。

水戶の市川黨と筑波殘黨

時に水戶藩にては、執政榊原新左衞門等正義の諸士憤慨し、遂に上京して藩主に見え、烈公の遺訓を奉じ、市川三左衞門・朝比奈彌太郞・佐藤圖書等の非違を論訴せしに、藩主は朝比奈・佐藤の職を罷め、水戶に屛居せしめたり。然るに此二人の水戶に歸る途すがら市川の敗退するに會し、與に携へて國に歸り、鈴木石見守を援引して、執政と爲し、正義黨の士を禁錮する等、頗る暴威を振へり。時に筑波勢は水戶の近狀を傳聞し兵四百を率ひて、水戶城に向ひしが、市川等の兵と、藤柄町に戰うて敗退す。時に七月二十五日なり。筑波山上に殘留せし西岡等六十人

武田等西上して衷情を朝廷に訴へんとす

は、八月十八日、壬生藩兵の攻むる所と爲り、戰はずして小川館・玉造館に退く。此日上州の人千種太郎、館林藩鬼澤幸介等、邏兵の爲めに殺さる。千種の組なる倉吉・大助・五介は、幕府及び棚倉藩兵の爲めに捕虜と爲り、後府中天向原に斬らる。

八月十日、水戸慶篤の目代松平賴位侯宍戸水戸城に入らんとす。市川三左衞門等、發炮して入城を拒む。賴位乃ち那珂湊に向ふ。市川派の諸生黨は、當地を守り、養賓閣に據りて之を禦ぐ。八月十六日、賴位は榊原新左衞門が大發勢、武田正生が一手及び筑波勢を指揮して、之を攻む。諸生黨敵する能はず、火を閣に放ちて、水戸に遁走す。十月十日、諸生黨先鋒と爲り、福島・壬生・宇都宮・新發田の諸藩、幕府の兵と謀を協せて攻圍せしも、部田野原に於て大敗せり。然るに是月二十三日、榊原等一同は、幕軍に降伏せしを以て、武田等は館山の陣營を引拂ひ、黎明總軍八百餘を以て、先づ田沼侯の本陣を衝かんとす。乃ち中根村に抵りしに、其勢旣に引拂ひし後なり。二十五日武田勢は、大子村に進み、武田・山國・田丸・藤田・武内・井田・朝倉等の諸將相議し、總軍西上して以て衷情を朝廷に歎訴する事に決したり。是に於て衆議正生を總軍の將帥と爲し、天勇・地勇・龍勇・の三隊と爲し、田丸直允之を統べ、濱來勢を正義・義勇の二隊と爲し、井田平三郎・朝倉源太郎之を率ひ、隊伍を

武田等巧に幕府の軍を避けて進軍す

編制したり。

幕府追討の諸軍は、次第に進撃し、水戸藩太田詰の一隊は、既に大宮驛に着し、廿七日には市川の先鋒月居峠を占據す。武田は早く此所を切拔けんと、自ら軍を率ひ、峠に向ひしも、地理を失ひて遂に敗退す。二十九日、大子宿より下野國境に向ひ、川上村に一宿す。十一月朔日、川上を出立して山道に掛り、奥州棚倉街道に出で、川原村に一泊せり。三日、蘆野宿に出で、堀越宿及び鍋掛に分宿す。四日、間道を經、那須野脇なる高久村に至りて宿す。五日、那須野の原を横ぎり、夜矢板宿を通過し、大宮宿に朝食して、小林村に至り泊す。六日、日光街(三)道に出て、岩荒山の麓を經、鹿沼宿に泊す。此日田沼侯は水戸を發して、笠間に移り、追討の令を兩野近國の諸藩に傳へ、武田勢を追踰せしむ。七日、武田勢は大柿村に泊。八日、葛生宿に泊。九日、梁田宿に泊す。

十一日、梁田宿を發して、上州に入り、太田宿に泊す。是より先き、藤田小四郎書を致して、金井文(四)八郎を招く。此夜文八郎妹婿金井壽平と與に、浪士を宿營に訪ふ。小四郎大に喜び、酒を置いて慷慨時事を談ず。而して毫も幕府の嫌疑を蒙る無し。此時浪士の兵四方を閉塞せられて、士庶の近づく無く、幕府及び諸藩の

情況を知悉する能はざりしが、文八郎の所說によりて、始めて其現況を知るを得たりと云ふ。 此夜追討の大將田沼意尊、浪士に尾し來りしが、相距ると三里にして敢て進まず。 上州各藩も亦命に依り、兵を出し、各、封疆を守備せしを以て、文八郎は武田等に地圖を示し、諸藩の領地を避けて、旗下の采邑に出で、其一兵を損せざらんことを力めんを說きしに、武田等大に悅び、其計に從へり。 此時文八郎の武田等に從行せざりしは、擧兵の機尙早しとの持說たりしを以て、乃ち辭し去つて、後に出流山に兵を擧げしなりと云ふ。 翌十二日、同所を出發せし時、總勢の先鋒白井織部が行裝は、白綸子小袖の下著二重、表著は黑葵紋付、同麻製羽織、小倉縞馬乘袴を著用し、人馬纖立等總てを指揮せり。

第一備

龍を書きたる旗一流「發當節」と云へる文字を鑄出せる大炮二門、各人槍又は鐵炮等を携へ、隊長三橋半六、(金ィ)甲冑騎馬にて腰に采幣を指し、黃羅紗陣羽織を著用し、馬標は金の瓢簞、猩々緋の一段芭蓮とす。 同勢百人餘なり。

第二備

「魁」の旗一流、大炮二門、第一備の如し。 隊長山國兵部、七十歲を超え、行裝、猩々緋の陣

羽織を著し、采幣を腰にし、馬標は金の三蓋猩々緋の一段芭蓮とす。此勢凡百餘人。

第三備

「赤心」の旗一流を先に立て、大炮二門を備ふること、前に同じ。隊長藤田小四郎、紺糸縅しの鎧に、金鍬形六十四間の筋兜を脊負ひ、黑天鵞絨の陣羽織を著し、腰に采幣を指す。馬標に金傘、猩々緋の短冊十八枚付きたるを押立て、三星に一の紋付けたる吹流一流、此勢凡百五十餘人なり。

第四備

「報國」の旗一流を先に立て、大炮二門を備ふること、前に同じ。隊長武田魁介の行裝は、金小實卯花縅の鎧、海老色羅紗の陣羽織を著し、筋兜を家來に持たせ、重籐の弓を携へ、箭は森の如く脊負ひ、腰に采幣を指す。馬標は猩々緋の三本芭蕉、猩々緋の一段芭蓮なり。此勢凡百餘人あり。

第五備

「攘夷」の旗一流を先に立て、大炮二門前に同じ。隊長は武田彥右衞門、紺絲縅しの腹卷、猩々緋の陣羽織を著し、白熊毛の采幣を腰に指し、馬標は豆太鼓、猩々緋一段の芭蓮とす。此勢凡百餘人なり。

第六備

「尊攘」の旗一流を先に立て、大炮六門を曳くこと、前に同じ。大將は武田伊賀守、行裝は白綸子の下着二重に、表着は黑葵紋付、紫呉絽の陣羽織を着し、腰に金の采幣を指し、紺純子の野袴下に、着込を着す。銀覆輪の鞍を置き、二重革の障泥、金象篏の鐙、尻駄覆は青漆に金葵紋付の軟革にて、美しく覆輪掛けたる具足櫃を脊負せたり。是れ武田家の重器なりとぞ。外に七曜星の軍配、鳥の羽打出の兜、金の武田菱の紋付きたる緋縅の鎧にて、馬標は猩々緋三本芭蕉、青竹色の羅紗縁取、武田菱、猩々緋の二段芭蕉なり。田丸は負傷に就き駕籠に乗る。熊皮尻鞘の長刀を持たせ、馬標は金の三尺位の大玉、猩々緋二段の芭蕉拔、九曜の大旗とす。此勢凡二百五十餘人なり。

第七備

「天」の字の旗一流を先に立て、炮二門前の如し。隊長國分新太郎は、葵紋付の小袖に黑天鵞絨の陣羽織を着し、栗毛馬に朱塗の鞍を置き、九曜の定紋付けたる尻駄覆網代の具足櫃を脊負はせ、大吹流し一本押立て、馬標は金御幣に猩々緋一段芭蕉とす。

此勢凡百五十餘。

是等の中、騎兵二百餘、小駄荷五十疋、大炮十五挺、歩兵數百、總勢合せて千餘、威風堂堂と進軍し、木崎宿に掛り、利根川平塚の渡を渡る。武州岡部藩主安部攝津守信

實の警備場を過ぎしに、守兵曰く、一兵をも通すを得ずと。衆嚴隊して進みしに、守兵辟易し、旣に去る、里許にして、後より發炮せしも、何等の事なく夜行したり。十三日朝、中山道本庄宿に出でて、朝飯を喫し、玆に一泊す。

十四日、同勢本庄宿を發し、道を中山道に取りて行軍す。高崎藩は神流川邊まで、警固兵を繰出し、大炮二發を放ちしを以て、筑波勢は道を轉じて、裏街道に取りて、藤岡町に抵り、其處に晝食す。夫より矢田藩の領に入るや、一同列を正し、旗を巻き、槍の穂に紙片を巻き、穩に通過し、川内村に掛らんとす。時に吉井町役人堀越文右衛門、堺上に待受け、慇懃に述べて曰く、軍裝の通行なれば、領主へ屆出づ可きを以て、暫時俟たれよと。一隊之を領承し、控え居し間に、文右衛門役所に屆出て、商議を遂げ歸り來り、穩便に通行の儀は差構へ無く、止宿は謝絶するの旨を答へしも、筑波勢は夜中の上、病人又は怪我人もある事なるを以て、隊長薄井藏人談判の後、表面は談判中の躰に爲し、一同民家に止宿したり。

翌十五日、一同は町役人に好意を謝し、拂曉吉井町を出發し、富岡町を過ぎて、七日市町前田丹後守の領分境上に掛る。こゝに藩士横尾(五)鬼角、熨斗目麻上下にて待受けしを以て、筑波勢先手の隊長は、馬上より軍扇を差上げしに、總勢等しく旗

を卷きたり。鬼角曰く、弊邑は小藩、殊に主人在府中なれば、人數少し。然ども陣屋前を異樣の服裝にて通行ありては、他日幕府に對して辯明の辭なし。仍つて今間道を案內すべければ、此儀許容ありたしと。是に於て道を左に取り、鏑川を渉り、高瀨村を經、一ノ宮に出で、本見屋を本陣として休息し、やがて一同貫前神社に詣で、晝餐を喫す。夫より同所を發し、南蛇井村を經下仁田町を指して進む。瀧平主殿先鋒と爲り、總勢九百二十五人、乘馬・小荷駄二百七疋、大炮八臺、旗十流、馬標九本。總勢を分つて十隊と爲し、各鎧又は袴を着し、重役の者は陣羽織又は野羽織を着し、整々堂々と下仁田町へ繰り込み、總師武田正生、軍師山國兵部及び田丸直允・武田彥右衛門・武田魁介・武田金次郎等數十人は、本陣櫻井彌五兵衛方に、藤田小四郎・竹中萬次郎は、杉原五郎兵衛方に、春日賢太郎は富永傳右衛門方に、庄司與十郎は杉原半十郎方に、難波鐵之助は有賀宗兵衛方に、小林幸八・大和田外記は有賀安兵衛方に、高橋上總介は倉田淸兵衛方に、島田久左衛門は脇坂孫兵衛方に、薄井藏人は富永高次郎方に、熊谷四郎外一名は石井甚兵衛方に、瀧平主殿は櫻井源吾方に、其他各所に止宿す。斯くて小坂・坂上・梅澤峠・白山境、大崩等の數箇所に哨兵を出し、終夜十八七名の兵士町內を巡邏し、非常を警めたり。

十六日昧爽、高崎藩の先鋒百五十餘名、軍師堤克寛之を帥ひ、梅澤峠を越えて、下小坂村字岩下に陣し、大炮を放つ。二番手の將會田孫之進は、百五十の兵を以て、小坂村安道寺に陣し、筑波勢の進路を阨す。又三番手の白山口より進んで、下仁田町を包圍せんと謀りしも、豫て應援の約ありし諸藩の兵は、未だ抵らず、豫定の行動を成す能はざりき。筑波勢虎勇隊より梅澤口に配置せし哨兵十一名は、高崎藩一番手の進撃を防ぎしが、軈て龍勇・虎勇・の二隊長井田因幡・山形半六、部下二百餘名を率ゐて來援するあり。兩軍大炮小銃を發射し、戰方に酣なるや、藩兵の將堤金之丞、親ら槍を執りて、陣頭に立ち奮戰す。時に筑波方朝倉彈正等は、武田魁介と與に手兵を提げて、小坂左の山中を踰え、高崎勢本陣の後背に突出し、高處より直下に小銃を發射し、一隊は大境を渡り、字森平に迂回し、河岸より高崎勢の側面を猛射せしかば、戰鬪僅に二時間にして、高崎勢の敗軍と爲り、隊長堤克寛之に死し、一隊は梅澤峠、一隊は杉本峠、一隊は小坂村安道寺方面に潰走せり。筑波方は約三十人、安道寺の敵を追撃し、高崎勢は二十餘人踏み止りて善戰し、辰刻午前八時より巳刻午前十時に及ぶ。高崎藩兵松下善八・反町力造戰死し、筑波勢隊長庄司與十郎負傷し、信州にて死去す。石川某外二名戰死し、兩軍互に退陣せり。筑波方は敵の民

家に潜伏せる者あらんを恐れ、安道寺の數戸を燒拂へり。

此役や、高崎藩兵は敵が小幡藩主松平攝津守印の旗を立たるを、與に討手の人數と誤り、忽ち其術策に陷り、一番手は戰死者多く、二番手と同樣にて敗北せしなり。而して隊長堤克寬・深井助太郎以下戰死せし者二十五名。高月鐵三郎・二木助五郎・竹内嘉平次・山崎磯平・田中繁藏・富岡定七・中村元良及び人夫三人は生捕と爲る。筑波勢の引揚げしは巳刻過ぐる頃にして、討死せし者の首級十一を本陣前に持來らしめ、古式に依りて實檢の式を行へり。即ち伊丹樽に水を張りて、首級を洗ひ、薦を敷きて之を竝べ、大將武田正生正面の床几に凭り、山岡兵郎・田丸直克（稻之右衛門）列坐し、薄井藏人をして生捕者に首級の姓名を問ひ、一々筆記せしめ、實檢の後、人夫に命じて首級を收め、下仁田村本誓寺の墓地に埋む。又生捕者十人は、之を上町字合、瀨河原に引出して、屠腹を命じ、人夫三名は同時に斬首す。此時醫師中村元良外二名は、嘗に下總銚子の戰、敵に陣屋を奪取せられ、脫走せし者にして、斯くては歸藩を許されざるに由り、士道の情を以て、屠腹せんことを請ひしに、正生其志に感じ、降附を勸しめも、反賊に降ることやあると痛罵して止まざりければ、遂に其意に任せて、死を命ぜられしとぞ。又田丸の小姓野村丑松と云へ

る少年、（十三、時に年）岩下の戰に、數箇所の重傷を負ひて歸陣せしが、親ら其生く可からざるを知りて、死を請ひしかば、下仁田横町にて斬首し、同所に葬る。安道寺に於て戰死せし久保田藤吉・齊藤仲次の二浪士は、同地本誓寺墓地に埋葬す。斯くて總軍は萬般の準備を爲し、申刻（午後四時）此を發し、小坂村を經、信州に向ひたり。却說、高崎藩の幕府への屆書は左の如し。

一昨十六日御屆申上候通、脫走の賊徒、上野國へ可二立入一相聞候ニ付、追討可レ致旨、田沼玄蕃頭出張先より在所高崎表家來共へ達し有レ之候に付、卽日人數新町宿へ出張、最寄諸家へも手筈申入候處、凡六百人程陣を立、領分を除き、中山道本庄宿より藤岡町・吉井・一の宮・下仁田町に押行、初島屋通り信州路へ相越候形勢ニ付、領分外七八里の間、跡逐慕ひ、十六日迄賊徒旅宿下仁田宿へ、當方一手の人數を以て、押寄候處、賊徒共も備相立待懸候體ニ付、左へ大炮右へ小銃五備に相配り、一手より炮戰相始め、四度入替攻合候處、五度目に至り、賊徒引色ニ相見得候共彼が計略の程難レ計候ニ付、味方も聊か引揚候處、賊徒にも大小炮嚴敷打懸け候故、當方總掛ニ押詰め烈敷及二接戰一、賊徒死亡數多有レ之、手負人も出來、晝時頃雙方相引、暫く對陣罷在候上、一と先最寄へ人數繰上げ候旨申越候。委細の義は、猶取調可二申上一候得共、此段御屆申上候。以上。

十一月十八日　松平右京亮

戰後、高崎勢は、下仁田附近の道橋を破壞し、五人十人づつの警固を爲し、遠くより射撃せしまでなり。筑波方は其夜亥刻午後十時過に、本宿に着して一泊し、翌十七日此を發し、內山峠を越え、信州を過ぎ、美濃に入り、更に轉じて越前に抵る。時に天大に雪ふり、兵士凍ゆる者多し。是より先き、一橋慶喜、壬生等の西上を聞き、詔を請うて親ら大將と爲り、桑名・會津・松江・福岡・阿濃津・小田原等の藩兵を率ひ、加賀の兵を先鋒とし、十二月十日、加賀の兵をして榛原に陣せしむ。壬生の兵凍餒戰ふ能はず。乃ち書を贈つて、京師に上るの途を開かんとを請ふ。聽されず。是に於て書五通を裁して一は慶喜に依り、一は事の始終を述べ、一は罪を謝し、一は加賀藩に依りて降を請ひ、一は加賀藩の隊長に與ふ。而して全軍八百十三人を以て降伏す。時に元治元年十二月廿四日なり。翌年二月、三百五十二人悉く敦賀に於て殺さる。餘は流刑又は追放に處せられき。波山始末・下仁田戰爭實記・上毛及上毛人・人物志・地名辭書。

慶應三年八月、諸國の浪人、野州鍋山村に集合し、密に謀議す。其中主なるものは竹內啓・會津元輔・不破獻一郎・安達孝太郎・西山鎌之助・山本必衞等なり。其陽に唱ふる所に據れば、先づ橫濱に在住の外人を征伐して、以て義を表明せんとする

ものにして、之に要する軍資を募らんとし、遠近を論せず、苟も富豪と謂はるゝ者には、晝夜の別なく押蒐け往き、强要して毫も憚らず。時人之を攘夷家と稱して、無頼の徒と同一視せざりき。數月の後、金穀の聚蓄增大し、浪士の數も亦多を加へ、約百四五十名に至る。依りて其十一月、鍋山村の會所を出流山の要害地に移し、新に山砦を構へて、専ら旗揚の準備に怠りなかりき。幕府之を聞き、十二月、八州方澁谷鷲四郎等に命じて、之を鎭撫せしむ。浪士等は出流山の地理を得ざるを知り、其地より少しく山奥なる小野寺の險に據らんとし、出流山の砦に僅少の兵を留めて、大部分は小野寺に移る。八州方は部下竝に雇入れの獵師を率ひ、出流村を襲うて之を奪取し、直に小野寺に向ふ。浪士等之を聞いて、逃走する者多し。抑も小野寺の地たるや、地形固守する宜しと雖も、水利に於て大なる缺點あり。到底其永く保支すべからざるを悟り、同地を去り、山を越えて夜半岩船村に抵る。乃ち民家に就いて食を取り、一般方略を凝議せり。八州方は浪士の居る地を偵し、小野寺に向へる中途より轉じて、間道新里村（岩船村に近き）に着し、部署を定めて進軍し、浪士を岩船山麓に壓し、遂に之を破る。竹內啓は銃丸に中りて殪る。此時八州方にて討取りし首十三級、捕虜は十二月十七日を以て、佐野河原に於て

之を斬る。此役や館林藩は持筒頭山本四郎、及び物頭某、惣師となり、兵二小隊及び大炮隊を率ひて、八州方に應援せしめしも、實戰に參加するには及ばず、野州犬伏宿に兵を停むる數日にして、同國富田宿に入り、四隣全く平靜に歸する及んで、歸藩せり。館林藩と前後して、古河、壬生の二藩も兵を出し、八州方に應援の爲め、岩船村附近まで進軍せりと云ふ。（館林藩一番隊戰記・勤王烈士傳附錄。）

出流山事件に關し、浪士方に加擔せし上州人の主なる者は左の如し。

大谷國次、幼名は寅次。國定村俠客忠治の男なり。母は野州都賀郡大久保村の劍道家大久保一角の女、於貞。父處刑の際、年尚幼なり。母隱に之を携へて、大久保村に歸り、出流山千手院の住職に託し、所化と爲し、千乘と號せしむ。資性沈著寡言にして、風采頗る高し。而して千乘僧と爲るを好まず、私かに武藝を學び、頗る其業に達す。師僧疾く其志を察し、還俗せしむ。偶〻出流山の事起るや、平生の志を伸ぶるは此時にありとし、名を更めて、大谷國次と稱し「ふみ迷ふ人もあらしな法の山出る高根の月の光に」と云ふ一首の和歌を詠じて、師僧に訣別し、一揆の中に加はる。乃ち監察の役を兼ぬ。十二月十一日、齋藤泰藏をして、栃木町なる戸田家に軍資徴發を談ぜしむるや、事意の如くならざるを以て、國次親ら騎を馳せて、直に栃木に抵

大塚鼎作

黒田桃氏

る。聲言して曰く、我軍大擧、今此に至らんと。幕吏望月某・宮内某等、大に驚いて逃る。是に於て大谷等旅館に會して、計策を回らす。既にして夜半幕軍來り襲ひ、大谷等の兵奮闘死するもの多し。翌日大谷等、岩船山に赴き、復相鬪ひ、力盡きて終に縛に就く。尋いで三毳河原に斬首せられる。年二十四。（殉難録。）

大塚鼎作、幼名文藏。新田郡世良田村の人なり。性篤實にして慧敏なり。學を好み、高橋巍堂及び伊勢崎藩士新井雀里に就いて、業を受く。又高橋亘の門に入り、劍柔二道を學ぶ。常に好んで歴史を讀み、其近世史に至るや、皇室の式微を慷慨し、人を憚らず、幕府を罵る。幕府の側に在る者、皆鼎作を惡む。慶應三年十一月晦日、友人數輩と會飲し、且曰く、予近時桑原梧棲等と新田・岩松二家を擁して、忠を天朝に盡さんとし、日光山に抵りて、輪王寺宮に謁し奉り、詳に義擧を白せしに、宮は聞き入れ給はざりしは、如何の故なるかと。語終つて泣涕す。次日「朝風や鴨のぬけ羽の峯による」の一句を遺し、馳せて出流山の軍に投ず。新里村の戰に勇戰せしが、軍敗れて捕虜と爲り、十二月十八日、三毳河原に伐らる。時に年二十七。（人物志。）

黒田桃氏、幼名は道之助。通稱信一郎。三千赤城と號す。新田郡生品村大字村田の人、黒田道慶の長子なり。母は須田氏。少年にして父母を亡ひ、祖父に育せらる。既にして武州行田に之き、醫學を修む。十七歲の時、江戸に出で、居ること十年。

羽鳥龍三

醫學研修の旁、兵書を講じ、武技を學ぶ。祖父死去の後、國に歸り、醫業を開く。時偶ゝ幕末國事多端の機に際す。桃民四方の俊傑と交はり、尊攘の說を唱ふ。二十八歲にして、大館謙三郎と與に、新徵組に參加し、小頭と爲る。時に出流山の事件ありて、天下騷然たり。桃民、大館・岡田松堂・木島自柳・石原辻郎等、其主謀たるの嫌疑を受け、幕吏澁谷鷲四郎の手に縛せられ、岡田・石原と與に、本庄の獄に繫がる。四十餘日を經、熊谷の獄に轉送せらる。明治元年、岩倉總督の東下に遇ひ救さる。家に歸る幾くならずして「打ち毀し」騷動起り、諸村皆其暴擧に苦む。桃民屢ゝ劍を執つて、或は出て鬪ひ、或は理を說いて去らしむ。其功に依り、督府中軍に編入せらる。明治新政に及びて、任を辭し、鄕に在りて復た刀圭界に盡粹す。明治二十七年十二月九日病歿す。年五十八。（上毛及上毛人。）

羽鳥龍三は、新田郡世良田村の人。幼にして穎悟、機に臨みて變に應す。弘化四年、八歲にして學に就き、佛を兼修す。長ずるに及び、剛氣濶達なり。安政四年、高橋亘の門に入り、專ら柔術を學ぶ。勤王の論盛なるに及び、慷慨の情抑へ難く、高橋亘・金井文八郎・赤尾小四郎等と同心し、遙に京師の志士と氣脈を通じ、密に倒幕の事を謀る。幕吏偵して之を知り、將に捕縛せんとす。龍三終に出流山に走り、其擧に加はる。新里村八幡山の戰、澁谷の手に捕へられ、十二月十八日佐野河原に斬らる。

年二十六。人物志。

久保田彌吉

久保田彌吉、名は道明。幼名を健吉と稱す。佐波郡大正寺村の里正島田七左衞門の三男にして、久保田氏の養嗣と爲る。人と爲り方正にして、奇才あり。鎖港攘夷の論盛なるに及び、幕政の振はざるを慨す。心を文武の二道に注ぎ、專ら研磨す。終に出流山の軍に加はり、岩船山の戰敗るに及び、竹内啓を護し、殘卒を收めて江戸に走らんとしゝが、途に幕兵に捕へられ、終に三毳河原に斬らる。年二十九。人物志。

高橋亘

高橋亘、名は俊藝。幼名は伴左衞門。亘は通稱なり。佐波郡木島の人。資性溫厚にして、奇才あり。文學を父巍堂に學び、經史に通ず。十三歲にして、伊勢崎藩士齋藤武八郎の門に入り、柔道を學び、技衆に秀づるを以て、助教を囑せらる。文久末年、幕府武藝に達する者を選擢して、浪士取締と爲す。亘亦其選に入り、鎭撫の任に就く。同年九月、新徵組小普請方に入り、兼て拳法教授を命ぜらる。時恰も諸藩の浪士蹶起して、幕府違勅の罪を鳴らす。亘謂へらく、今幕府に屬せば、勤王の說を持するに難く、終に虎狼の爪牙とならんと。斷然職を辭して、國に歸る。慶應元年、再び京に上り、薩・長及水戸の志士と往來して、隱に事を圖らんとす。幕府偵して之を知り、彼を其旅宿に圍む。亘僅に圍を脫し、江戸に遁る。復た勤王の士と氣脈を通じ、輪王寺宮を奉じて、事を擧げんとしゝが、事成らずして止む。既にして三川の薩

邸に投じ、竹内・會澤等と大事を企圖せしが、軍資の匱少なるを憂ひ、齋藤・高田等と栃木に赴き、足利藩の陣屋に抵り、出金の事を談ず。彼等陽に之を諾し、陰に幕吏を延いて、襲撃の手段を講ず。巨等之を知らず、旅宿に就く。夜半幕吏來り圍む。巨馬に跨り、槍を揮うて之に應戰し、圍を破つて岩船山に向ふ。半途敵の伏に陷り、澁谷の手に捕縛せられ、尋いで三毳河原に斬らる。時に年三十五。（人物志）

細野季六郎

（一）細野季六郎、名は時敏、幼名は萬助、後季六郎と更む。逸平の次男。文政五年五月十一日、伊勢崎に生る。家世〻里正たり。幼にして英敏。學を好み、兵法を修む。資性溫直にして、義を好み、夙に勤王の志を抱く。潜に水戸の武田・藤田等に款を通じ、其擧兵を援く。幕府遂に捕へて、之を幽すること數月にして免さる。當時幕府の政令行はれず、暴民蜂起して、所在に火を放ち、民財を掠奪す。季六郎立つて、之を鎭撫せり。明治三年、伊勢崎藩權大屬に任じ、藩籍奉還に參與し、功を以て士籍に列せらる。尋いで群馬縣及び大藏・內務兩省の屬官に歷任す。八年職を辭して歸鄉し、伊勢崎町戸長と爲る。又縣會議員に選ばれ、專ら公共の事に從ふ。嘗て義倉を設けて、米券を發行し、道路を開鑿し、橋梁を架設し、蠶種を改良し、殖產興業に盡力したる功績、擧ぐるに遑あらず。明治十九年三月廿一日歿す。年六十五。（佐波郡誌）

上州にて徴發せし軍用金

(二)桐生町に來りて軍用金を募集せしは、藤田芳之助・猿田忠夫（田中愿藏の甥。）にして、藤岡町に來りしは、富田伊十郎なり。上州にて徴發せしもの左の如し。

桐生町附近

一金七百五十兩　桐生在新田村　橋本彌右衞門
一金七百五十兩　同　湯澤村　青木勘兵衞
一金四百兩　大間々村　高草木由右衞門
一金五百兩　桐原村　藤生善十郎
一金千兩　桐生町中
一金七百兩　廣澤村　丹波長右衞門
一金二百兩　大間々在高津戸村　二渡政右衞門
一金七百兩　桐生新田村中
一金二百兩　桐生在今泉村　石原政八
一金二百兩　同　砂賀　星野直右衞門
一金二百兩　同　境野　石井政兵衞
一金二百兩　大間々在膳村　後藤千代吉
一金五十兩　桐原村　小野　長

一金二十兩　新田村　久兵衛

合金五千八百七拾五兩

藤岡町附近

一金百兩　渡瀨村　龜屋太兵衛

一金百五拾兩　黑熊村　三木長左衛門

一金百兩　臺新田　小池又兵衛

一金二百五拾兩　栗崎村　五十嵐重五郎

一金五拾兩　下瀧村　天田善兵衛

一金五十兩　神田村　政右衛門

一金五十兩　同　村　彥右衛門

一金五十兩　藤木戶　武兵衛

一金千兩　藤岡町中

合金千八百兩

下仁田町附近

一金五十兩　名主　嘉右衛門

一金百五十兩　鶴右衛門

一金百五十兩　大仁田　和藤治
一金五十兩　大日向　半兵衛
一金五十兩　砥澤　半兵衛
一金二十五兩　百姓　伊兵衛
一金七十兩　名主　安右衛門
一金百五十兩　百姓　善五郎
一金七十五兩　名主　彌五兵衛
一金百兩　服部彌兵衛
一金二十五兩　組頭　哲三郎
一金二十五兩　六右衛門
一金二十五兩　久兵衛
一金五十兩　久右衛門
一金四百兩　宮崎　名主　重兵衛
一金五十兩　組頭　元　助
一金百兩　名主　藤次郎
一金三百兩　富岡町中

合金千六百九十五両

澁川町附近

一金二百両　金井　平六

一金五百両　祖母島　長右衛門

一金二百両　石原　平形半七

一金五百両　同村　永次郎

一金二百両　伊香保　與右衛門

一金八百両　川島　安之丞

一金二百両　野田　紋右衛門

一金二百両（外ニ刀二腰差出候由）　半田　惣右衛門

一金千両　白井　宮下孫兵衛

一金千両　澁川町一同

一金百五十両　由兵衛、忠兵衛、定吉

一未詳　溝呂木　木村伊右衛門

一同　八崎　清六

一同　中村　仙蔵

一同　　八崎　藤兵衛
一同　　善知

合金四千九百五十兩

藤田・猿田の下仁田に來りし時、同町の醫長野見意、之を訪うて一見舊知の如く、時事を談論して、深く將來を約す。五月二十八日、藤田・猿田は、鼻板より高崎に向はんとして、豐岡に抵り、高崎藩に抑留せられ、藤田及び其從士は放たれしも、猿田及び從者郡司兵衛門・上野群馬之助・岡野仙三郎・濱吉・菊松の六人は、高崎石上寺に幽閉せられ、慶應元年二月四日、藩命に依り斬らる。猿田は時に年二十。大正三年高崎附近の有志、其埋骨の地たる同市火葬場内に一碑を建つ。右の上野群馬助は本名を富川伊十郎と曰ふ。那波郡上新田の人なり。藤田・猿田の來つて軍資を徵發するや、其從臣と爲りて奔走せり。（人物志。）

(三)元治元年十一月、武田耕雲齋等、日光を以て屯集の根據と爲さんとするの風說あり。禮朝親ら兵を帥ゐて、野州犬伏に抵る。耕雲齋等、日光備あるを知り、轉じて東山道に出づるの報あり。禮朝中途より歸る。（館林事蹟考。）

(四)金井文八郎、名は之恭、字は子誠、梧樓・金洞・錦鷄等の號あり。佐波郡島村金井島洲の四男なり。幼より慧悟、文學書札を善くす。年長ずるに及び、尊王の志篤く、尊

金井之恭

王佐幕の論喧しきに及び、雄心勃々たり。然れども武田正生等と論を異にし、潜に時機到來するを竢てり。當時氏が名聲を欽慕し、來寄する者絶えず。嘗て置酒高會して、時事を談じ、同志を糾合する四百六十餘人に及ぶ。乃ち宗家新田滿次郎を推して將とし、親ら其參謀となり、武器を積み、金穀を貯へ、將に發せんとするに及び、不幸謀泄れ、幕吏宮內左右平の囚ふる所と爲り、遂に郡代木村飛驒所管の岩鼻の獄に繋がる。罪死に當り、將に斬られんとする際、偶ゝ世態急變して、東山道總督東下し、參謀川村純義の爲めに救はれ、萬死を免がる。是に於て宗家を推戴する同志と與に、總督府の本營高崎城に至り、身を王事に效さんことを請ふ。府其誠を嘉納し、特に大隊旗を賜ひ、上野十一藩の中軍に班せしめ、沼田口より進軍す可きを命ぜらる。既にして會津陷り、檜枝岐より兵を旋す。是時に當り、上州列藩は方向未だ確定せず、動もすれば順逆を誤らんとするの恐なきに非ず。之恭、大總督有栖川宮の軍監姉川榮藏に屬し、上州列藩に遊說し、順逆の大義を說き、靡然順に歸せしむ。維新の大業成るの後、之恭筆札を善くするを以て、復た軍旅に關せず。明治元年、市政局に奉職せしを官途出身の始とし、制度寮・行政官・太政官主記少史・同權少史等を經、明治十年西南の役、總督參謀を命ぜられ、大木參議・大久保參議に屬し、拮据鞅掌す。十二年內閣權大書記官、十五年大書記官、十八年內閣書記官（官制改正にて）に任じ、二十一年三月、

横尾鬼角

堤　克寛

元老院議官と爲る。二十三年十月、元老院廢せらるゝや、更に錦鷄間祗候と爲る。二十四年四月、貴族院議員に勅選せられ、二十七年五月、特志を以て、正四位に敍せらる。爾後書を以て悠々自適せしが、四十年五月十三日、腦症を病みて逝く。享年七十五。恭光院慈雲金洞と謚す。危篤の報天聽に達するや、特に從三位勳二等に昇敍せらる。使埼日誌・使淸辯理始末・適淸日錄・西巡日乘等の著あり。平素書道に達し、名聲當代に顯はる。（上毛及上毛人・人物志。）

(五)横尾鬼角、名は恒正。七日市藩主前田氏の用人なり。沈毅にして膽略あり。幕末の頃、江戸に出でて、漢數蘭の學科を修め、且つ武道に精勵す。初め藩に仕へて奉行職を勤め、後用人に進む。藩制の釐正に於て、貢獻する所少なからず。廢藩後、横濱及び東京にて商業に從事せしが、後本縣の警察部に入り、前橋警察署主任警部たり。後病を以て退官し、明治十九年十月歿す。年五十二。七日市町金剛院に葬り、大光院法相鬼角と謚す。（人物志。）

(六)堤克寛、通稱は金之丞。藩の使番たり。第一番手に將として、筑波勢を討ち、敵の爲めに背後を衝かれ、頗る苦戰の境に陷る。克寛敵の三士と奮闘し、背後の崖上より猛射せる敵の彈丸に當りて斃る。時に四十二。謚して曙光院圓譽知覺と曰ふ。（人物志。）

第九章　官軍東下と上州諸藩

慶應三年十月、將軍慶喜は、土州侯山内容堂の建議を容れ、同月十四日、桑名侯松平定敬を遣して、大政奉還の事を奏上し、翌十五日兩傳奏を以て、奉還の奏請を允すの御沙汰書を賜はる。廿四日慶喜は、復松平定敬を遣して、將軍職を辭するの書を上らしめむ。是に於て朝廷、蟄居中の岩倉具視を起たしめ、新政府組織の準備を爲さしむ。具視乃ち大久保一藏と謀り、尾・越・薩・土・藝の五藩に召命を傳へ、十二月九日、五藩主を御學問所に召し、各國家の爲に盡力す可き旨を勅宣し、新官制を發表せしめ給ふ。乃ち內覽・勅問御人數・國事御用掛・議奏・武家傳奏・守護職・所司代を廢し、總裁・議定・參與の三職を置き、有栖宮熾仁親王を總裁に、仁和寺宮彰仁親王・山階宮晃親王・大納言中山忠能・前大納言嵯峨實愛（正親町三條）・中納言中御門經之・德川慶勝・松平慶永・淺野長勳・山內豐信・島津忠義の十八人を議定に、大原重德・萬里小路博房・長谷信篤・岩倉具視・橋本實梁・尾・越・薩・土・藝各三人以上二十人を參與に任す。此時攝政二條齊敬及び賀陽宮朝彥親王以下、二十餘人の參朝を停め、謹愼を命せ

らる。又會津藩の蛤門警衛、桑名藩の公家門警衛を免せられ、土州兵をして蛤門、薩州兵をして公家門を戍らしめたり。

慶喜の退官納地問題と官軍發向

時に慶喜は二條城に在り、十日尾・越二侯は登城して、將軍職を辭するの願意を聞届くる旨を宣べ、更に退官・納地の内諭を傳ふ。然るに慶喜は、深く城中の形勢を案じ、退官・納地の二事は、姑く猶豫を請ひ、二侯の斡旋ありて、聽す所と爲れり。然るに會・桑二藩の兵は、頗る喧擾を極め、何時爆發せんも計られざるの狀況に至りしを以て、慶喜は慶勝の勸說を容れて、十二日を以て、大坂に下る。其後朝廷屢〻論議ありて、新政府の費用を徳川氏の納地にのみ取るは、不公平を免れずとの說に一決し、慶喜にして辭官の上は、前内大臣と爲し、政權返上せし上は、政府の用途は領地内より取調の上、天下の公論を以て決定す可しとの御沙汰書を賜ひ、二十八日慶喜は、謹んで聖旨を遵奉すべき旨を答申せり。此時江戶に於ては、薩州邸潛伏の浪士等、市中を掠奪し、江戶市中取締の諸兵は、遂に薩邸を炮擊して、之を燒拂へり。我が上州諸藩中、江戶市中取締の職に在りて、薩州邸炮擊に參加したる者あり。各藩の條下に就いて參照すべし。其報大坂に達するや、城中議論沸騰し、何れも朝廷這般の措置は、薩藩等の奸賊が陰謀に依れるにて、眞の朝旨に出でしものならざる可しと思惟し、愈〻上洛して姦徒を一掃すべしと

の論、勝を制し、慶喜も亦此說を排する能はず。明治元年正月朔日を以て入朝せんとし、警備の部署を定め、二日大坂を發し、先づ瀧川具知をして、討薩の表を携へて、上京せしむ。斯くて慶喜は、兵を率ゐて伏見・鳥羽の兩道より進む。伏見の隊は會津等の兵にして、陸軍奉行竹中重固之を督し、鳥羽の隊は桑名等の兵にして、老中松平正質（上總大多喜藩主）之を督す。時に伏見市在巡邏警衛は、薩・長二藩之に當る。乃ち同日申刻、鳥羽中之橋に差掛れる幕軍を阻止し、翌朝大炮を連發して、之を潰走せしむ。伏見方面も、亦兵力を以て幕軍を阻止し、之を敗走せしむ。四日仁和寺宮嘉彰親王、征討大將軍と爲り、薩・長・藝の諸兵を率ゐ、出でて東寺に陣す。五日官軍、鳥羽・宇治兩道より、淀城に進み、幕軍亦潰走す。六日進んで八幡に抵る。會・桑の兵、拒ぐ能はずして牧方に退く。是に於て征討將軍宮は、進んで大坂城を收む。

官軍江戸に入る

是より先、慶喜は密に大坂城を出でて、開陽丸に乘じ、海路江戸に歸り、寛永寺に入りて、只管謹愼恭順を表す。二月九日、朝廷有栖川熾仁親王を東征大總督と爲し、仁和寺宮嘉彰親王を海軍總督と爲し、東海・東山・北陸・奥羽四道の先鋒總督兼鎭撫使を命じ、參謀以下には薩長初め二十餘藩の士を屬せしむ。東山道先鋒總督

兼鎭撫使は岩倉具定、同副使は岩倉八千丸、參謀は板垣退助・伊地知正治等にして、既に正月廿一日京を辭し、大垣藩を先鋒とし、尾・土二藩の兵を率ゐて出發せり。廿二日幕府は、勝安芳を陸軍總裁と爲す。三月大總督府參謀西郷隆盛、江戸に入る。勝安芳は大久保一翁と與に、芝田町の薩邸に會見し、平和の中に江戸城を授受し、慶喜は水戸に蟄居す可きの約を結ぶ。是に於て四月、勅使城に臨み、命を傳へ、無事開城して、官軍は城に入れり。

是時に當り、幕臣大鳥圭介等は、兵を集めて市外市川驛に在りしが、日光に抵りて、形勢を觀んとして進軍す。然るに東山道の先鋒は、既に進んで、宇都宮に在るを以て、大鳥等は小山に抵り、戰うて之を破り、進んで宇都宮を攻む。官軍敗れて壬生城に走る。大鳥等は一時今市を保ちしが、終に會津領に入れり。是より先き、新撰組の近藤勇・土方歳三等は、甲州を鎭撫せんとして、同州に入りしも、未だ甲府に達せざるに、同所は既に官軍參謀板垣退助等の占領する所と爲りしを以て、勝沼・柏尾に戰ひしも、敗れて下總に遁れしが、東山道總督府大軍監香川敬三等の軍に捕へられて斬らる。此の如くなれば、江戸にて幕府黨の留まれるは、只上野の彰義隊(一)あるのみなり。參謀西郷隆盛は、成る可く江戸市中の交戰を避けんと

欲し彰義隊に使して慰諭解散を命ぜしも聞かず。依りて五月十五日官軍一齊に攻圍し、終に之を陷る。是に於て關東は先づ大概平定に歸せり。

附けて云ふ、岩倉總督の本營を武州忍城に移されしは、閏四月なり。次いで九日に館林城に徙り、牙城を本營とし、傍近を鎭撫す。居ること十數日にして、十九日東歸せり。館林事蹟考。

〔參考〕

東山道總督の上意

東山道御總督樣より上意の趣、左之通り、

秋元家には、先達而中、勤王實効相顯、叡感不斜被思召候。依之格別の廉を以、御旗を賜る。猶此上君臣一和一躰せしめ、爲皇國抽忠誠可令盡力旨、御直に被仰渡候。

右之趣得其意、小前之者共之不洩樣可相聽候。以上。

巳四月六日　町奉行

總督館林城へ宿營ニ付諸般準備

東山道御總督樣、不日被遊御着城候節心得方左之通。

一御通行筋へ男女爲拜見罷出テ、一同土間下リ相愼、平伏可罷出候。

一御滯留中、萬端物靜にいたし、火之元等、別て入念可申候。

但町内へ自身番相立、鐵棒・拍子木にて、繁々相廻り、町役人等晝夜無油斷見廻り、御締向嚴重相心得候樣可致候。

一官軍御人數へ於途中行會候て、片寄通行致し、賣用其他難□(捨カ)置要用之外ハ、連立無益之雜談等致し、猥りに徘徊致間敷候。

一無餘儀城內へ立入候て、往返共町役所へ願出、印鑑申受、出入可致候。

一諸色拂庭之折柄、惣て直上等決て致間敷事。

一御同勢之內、洗湯入之衆も有之候て、別て相愼、猥りヶ間敷儀無之樣可致候。

右之赴、召仕末々迄、厚相辨候樣、能々可申付候。萬一心得違、無敬かさつ之義等有之候て、屹度嚴重可申付候。間違等無之樣堅可相守者也。

右之通得其意、小前之者共へ、不洩樣可相聽候。以上

壬四月八日　町奉行

一明九日　御總督樣御出ニ付、市中一統他行不相成候間、此段相達候。以上。

壬四月八日　月番檢斷

一明九日　御總督樣當所御入陣ニ付、御通行筋へ御宿城中、左之通。

一御通行筋、庚申塔・地藏等、莚包ニ可致置事。

一右同斷、御見通しに相成候場所不淨場ハ、莚圍ニ可致置候事。

一下駄わらんじ鼻緒之類、軒先へ掛置候分おろし置可申事。

一二階窓蓋紙〆に可致置候事。

一御領分中、錢相應不同無之樣可致事。

一賣物直段不同無之樣、取極商ひ可致事。

一官軍御同勢御宿に當り候者共、御人數着の節、宿亭主出迎案内可致事。

右之條々兼て心得居、正路に商ひ致候樣、寺社町中へ不洩樣、可相觸候。　以上。

壬四月八日

覺

一金壹兩ニ付錢拾貫五百文。

一同大小錢　拾四貫文。

右之通り直下相成候。

壬四月八日

宿割

二ノ丸
御總督樣御兩人樣
外に御人數百四十四人
三ノ丸
岩村御人數七十人
武具方役所
大砲方役所
岩村田廿八人
高山屋敷
金穀方之内百人
田中殿
松野勝藏
矢貝殿
關口又左衛門
泰安寺

組長屋之内
郡上御人數貳百人
市中之内
長州御人數百三十一人
金穀方之内九十人
臺宿
大垣貳百人
五寶寺
座光寺御人數四十人
善導寺
大垣御人數貳百人
法輪寺
大垣八十人
田部井誠七郎
輜重方
拾七人
會計

美港屋吉衛
輿之者八人
內外大名小路
高山兩家
大砲頭
同打方四拾人
器械方

大手
小俣
飯田
福井
八拾人
〆千四百二十八人

御膳部
九日夕
皿　汁
香物
平　飯
但御着之日斗夕、土瓶にて唐茶
差出候事。
同十日より朝
香の物　汁　飯
晝
皿　香の物　飯
夕
平　香の物　飯

○分不寐番之者へは、夕斷の處にて、夜食差出事。尤此分相對にし、代料に替り可申

哉、爲念相心得居候事。

道中御取締

山本次郎助樣

町役人内々御呼出にて、此度御總督府御當城御着に付、御供方幷諸家御人數之内、御威光ヶ間敷儀、又は買物等致、金錢不拂者は、當方にて拂方致遣候間、早々可申出旨、町役人幷小前末々迄可申付置候樣、御任聞、尤町役增田愼太郎・田部井淺次郎へ御申達有之候。

壬四月十日

寺院幷町方宿陣

持田十左衛門
後藤隼之助
町田源八郎
黑子 偵助
町郡奉行
長谷川半次郎
道山小左衛門

二ノ丸御總督御本營

山本 四郎
堀内 門彌
青木三右衛門
今井莊右衛門
磯 太郎衛
河津 齊助

在中宿陣

菅沼小十郎
塚越平學
瀧政右衛門
川上文藏

御郭内宿陣

鈴木曾右衛門
鹽谷三平
谷田貝藤衛
關口敬之丞
石井宗之助
田口榮之助
吉田縫右衛門

三ノ丸宿陣

太田十右衛門
武井彦右衛門
關根健太郎

右官軍御宿陣中、御用掛り銘々持分、御手落無之樣、精々可致候。但下掛り之者ニ夫夫持分御勤候樣可被致事。

一昨日差掛及達候者モ同樣、可相心得候事。

明十三日朝ヨリ御獻立

一平　蓮根　長芋　干瓢　椎茸　干蛯貝

一汁　豆腐　さゝけ

一香物　奈良漬　卷唐辛

一御飯

以上

但し晝夕共、平より皿より右に準じ、菜類等可ㇾ致候。

右之通り御沙汰ニ付、御宿致候者へ申達候。

壬四月十二日

内

荒井主殿様

落合一平様

三神海三郎様

香川敬三様
南部靜太郎様
平川和太郎様　小寺市十郎宿

祖式金八郎様
西尾遠江介様　後藤言眞

○此頃諸軍之内、猥に人家へ立入り、押賣或ハ無錢にて酒食を貪り候抔、種々之狼藉に及候者有ㇾ之哉に相聞、以之外之事に候。但し賊徒共、官軍の名を僞り、亂暴致し候者も、往々有ㇾ之趣に付、旁々以右樣之振舞に及候者は、例令如何樣の合印等仕居候共、聊無ㇾ用捨召捕置、其由申出、若手に餘り候ハバ、討取候共不ㇾ苦候。

右之趣城下幷近鄉へも不ㇾ洩樣可ㇾ相聽者也。

壬四月　東山道總督府

参謀

右之通得其意、小前之者共へ不洩樣、可相聽候。以上。

辰四月十六日　町奉行

（東山道總督府當時日記。）

（二）幕士の中、薩長は幼冲の天皇を奉じ、私を謀るものなれば、之を殄滅す可しとの說を抱くもの多かりしも、慶喜其說を用ひず。過激の徒十餘人、四ッ谷圓應寺に會して、朝敵の汚名を雪がんことを、朝廷に哀訴せんと謀る。二月淺草本願寺に屯するに及び、參加する者多く、後ち五百餘人に達す。依りて隊を編して、彰義隊と名づく。慶喜は只管恭順を表し、城を出でて上野東叡山の大慈院に入る。是に於て彰義隊の徒も、慶喜を慕うて山内に移り、諸坊を以て屯營とす。乃ち新に池田大隅・澁澤誠一郎を隊長とし、總勢千五百人と爲る。既にして十五隊千五百人、亦來り加はり、勢頗る大なり。慶喜其暴動を憂ひ、諭告する所ありしも從はず。依りて山内を出でて、水戶に退く。諸藩の兵、總督府の命を蒙り、五月十五日、之を圍み砲擊す。此時天野八郎一隊を率ゐて、谷中口を戍る。八郎名は忠告。甘樂郡磐戶村の名主大井田忠恕の第二子なり。幕臣天野氏の家を繼ぐ。少にして豪邁奇氣有り。讀書擊劍を好み、四方に漫遊す。二月十二日、澁澤の隊長たるに及び、八郎之が副と爲る。彰

義隊東叡山に入るに及んで、谷中口を戍りしが、機を見て黑門口を援ふ。而かも兩口前後に敵を受けて、拒く能はず。官軍山内に突出し、火を堂塔に縱つ。八郎敗兵數名と與に、護國寺に遁れ、議して諸所に分散す。自ら知友の家に潛伏し、機を見て殘兵と火を西丸に放ち、間に乘じて總督宮を奪ひ、之に面して德川氏恢復の事を哀訴せんとす。七月十三日、會〻本所の砲匠、炭屋文次郎の家に在りと告ぐる者有りて、官兵襲うて之を捕へんとす。八郎方に客と食し、之を聞いて急に起つて屋に上り、簷を飛んで走る。其疾きこと猿猱の如し。兵捕ふる能はず。皆銃を攢めて亂射す。銃丸額に中りて顚倒す。纔にして縛するを得たり。獄に在ること數月、十一月八日病を以て歿す。年三十八。小塚原に葬る。越えて三年、同志者私に墓石を其上に置き、謚して顯彰院誼道と曰ふ。其獄に在るや、斃體錄を著して志を述ぶ。明治二十三年、故舊其遺族と謀り、箕輪圓通寺に改葬す。大正六年、其五十回忌に當り、故人の甥富岡町大井田啓次郎氏、磐戸村大字千原の慈眼寺境内に碑を建つ。（東叡山戰爭始末・人物志・上毛及上毛人・墓碑。）

朝幕共に直克の上京を促す

前橋藩江戸城門を守衛す

第一節　前橋藩の勤王

慶應三年十月十三日、在京の大目附より書を直克に送り、上京を促す。且つ傳奏衆も亦沙汰書を副へ、速に上京せんことを需む。大目附の書に曰く、

我皇國時運の沿革を見るに、昔政綱を解き、相家權を執り、保平の亂、政權武門に移てより、我祖宗に至り、更に寵眷を蒙る二百餘年、子孫相受、我其權を奉すと雖も、政刑當を失ふ不少。今日の形勢に至るも、畢竟薄德の所致、不堪慚懼候。況や當今外國の交際日に盛なるにより、愈朝權一途に不出候ては綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に歸し、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護せんには、必ず海外萬國と並立し、我國家に所盡不過之候。乍去猶見込の義も有之候はゞ、聊も不憚忌憚可申聞候。傳奏衆の書は祖宗以來御委任厚、御依賴被爲在候得共、方今宇内の形勢を考察し、建白の趣旨尤に被聞食候。尚天下と共に同心盡力し、皇國を維持可奉安宸襟御沙汰候事。

直克は此書に依りて、上京に決す。時に浮浪の徒、江戸に來り、芝の藩邸に潛み、晝夜の別なく商家に入り、金錢を掠奪す。藩隱に偵して、眞想を捉へ得たり。是

に於て松平左兵衞督と與に、柳營に上りて、密に閣老と議し、嚴に豫防の策を設く。是に於て城門の守衞は、本藩及び譜代の諸侯に命ぜられ、殊に會津・莊內の二藩は、人數を增加し、府內を警戒す。府下の人心恟々として、皆其堵に安んぜず。大目附は本藩に令して、非常時には人數を外櫻田に出さしむ。直克乃ち前橋に報じて、出兵を命ず。

直克德川宗家を救はんとして苦心す

十一月藩の軍制を更めて、銃陣編制と爲す。廿六日是より先き、將軍政權を朝廷に奉還せしより、德川氏の運命日一日と切迫す。直克深く之を憂慮し、宗家の爲め充分なる盡力を爲さんと欲し、直書を出して、家臣に意見を述ぶ。尙家老よりも一書を呈出して、侯が意見を敷衍す。又見込書を發表して曰く、

今般天下の御政權を天朝に被奉歸候ニ付、諸侯上京の上は、萬石以上一同、王臣と可致仰出哉の趣有之、御家の御居止、左の御主意に有之事。曰く卒土の濱靡非王臣。況や被享王爵候天下の列侯、其爲王臣は改て天朝より被仰論迄も有之間敷候。但右上京列侯の内にも、御心得の樣々分れ可申歟。御家に被爲執候ては、非國持大名、羈旅の列、又御譜代家の如く、純一の御家來と申すは無之、銀潢一派を相分ち、實に御一門と心得、御宗家と御休戚を共に被成候儀、勿論の事に有之、則德川の御家は御宗

幕府直克の盡力を期待す

家なり。此大變故に被ㇾ爲ㇾ當候上は、彌御宗家の御指揮を被ㇾ爲ㇾ請、御倶に天朝に御奉事被ㇾ成候見込の事。

曰く御宗家御輔翼の道は、御家の御力被ㇾ爲ㇾ及候丈けは、毫末も無ㇾ厭盡力勿論の事。

十二月十四日、深更幕府大目附より、明日侯に西之丸出仕を求めらる。侯病を以て之を辭し、重臣山田太郎左衛門をして登城せしむ。此日營中混雜甚し。夜に及んで、漸く老中稻葉正邦（美濃守）出て、之に面接して曰く、

去る九日出京都より書翰來る。其趣にては、彼地最も容易ならざる事變にして、既に朝譴を蒙りし長藩主及公卿も招致せられ、皇居九門の守衛も、薩長の兵に命ぜらると。事態此の如し。和州公には京都より招命もあり。上京して忠節を竭されんとならば、夫迄なり。然りと雖も當地も亦大切にして、殊に上野宮も在らせらる所、且つ浮浪の徒不軌を謀るの聞へあり。然るときは、此地に在て忠節を盡すも亦、或は公の爲めに得策ならんか。何れにもせよ、一廉の力を盡されんことを企望するなり。若し公の意見もあらば、明夕迄に申出られんことと。

太郎左衛門諒承して歸邸し、侯と與に熟議す。當地の守護緊要なりと雖も、上京は既に朝命を拜する所以なり。前後に關せず上京せんに如かじと、事此に決し、

十七日直克、西之丸に出で、閣老に面接し、上京の意を告ぐ。閣老曰く、京都の形勢は今日目附の者東歸して言ふ所に依れば、初の風說に異り、稍〻緩なる所あり。されば京地の御家臣をして、彼地の近況を偵せしめ、其報を族ちて、而る後上京せんも遲きにあらじ。遠く慮つて後の悔なからんこと肝要なりと。是に於て直克、其說に隨ひ、暫く發途を猶豫せられ、人を派して京地の事情を探索せしめたり。

江戸の警備

當時江戸に於ては、浮浪の徒市中を横行し、富豪に入つて金錢を奪ふ。廿三日夜、警衞に服務中の庄內藩兵を、田町屯所に銃擊す。藩兵之を追跡せしに、皆薩藩邸に入る。是に於て酒井家は之を幕府に訴へ、追討せんことを請ふ。幕府之を許可す。廿五日庄內藩出兵に關し、幕府大目附より本藩に令して、出兵せしむ。乃ち番頭・番士一隊、物頭組二隊、銃隊一隊を芝片門前に出して、將監橋を戍る。酒井家にては幕府の散兵隊、及び松平和泉守・松平伊豆守等の兵を併せ、薩摩邸を圍んで炮擊す。浪士等防戰數時にして、衆寡敵せず、終に敗れて品川に走り、艦て海を航して、上方に抵ると云ふ。

志賀敬內の密謀露顯す

廿七日、藩士志賀敬內(一)屠腹を命せらる。敬內夙に尊攘の說を懷き、水戸藩の武田耕雲齋・田丸稻之右衞門、秋田藩の金輪五郎、武藏人權田直助、新田郡の金井梧樓

直克意上京に決し家臣を諭す

等と交はり、竊に義擧を謀る。謂へらく、前橋城を根據となし、旗を關東に飜さば、事成るべしと。乃ち權田を天川村熊谷此二郎の宅に、金輪を自宅に置いて密議し、松平誠丸（藩主の養祖父）を日輪寺に迎へて、勢多郡橋山を保たんとす。而して一藩未だ去就を決するに至らず。謀に與するもの少く、事終に露はれ、慶應三年十二月廿日日輪寺の僑居に於て縛に就く。是に至り終に死を賜へり。此事件に關與せし藩士は、八十餘名に及びしも、皆其罪を問はざりきと云ふ。（戰亡殉難志士人名錄・上毛偉人傳。）

廿九日、此頃京師の形勢益〻切迫し、前將軍慶喜、奏聞書を呈出す。是に於て直克、斷然上京せんとし、此日親書を出して、家臣一統を諭して曰く、

今般上京の義、先に委細申聞如く猶豫の處、猶又圖らずも京地の變態、已に上樣下坂せられ、近く御奏聞の次第柄。此上は計考に不ㇾ涉、西上の上と決心致候。實に東西至難、益不ㇾ容易御節度に相成、面々覺悟勿論に候。就ては進んで陪從を望む者も多く、我等上を案思候は無ㇾ餘儀なれども、又根本大切の義、殊に近來の事情と云、我等に於ては留守の方、一層懸念に有ㇾ之、供及留守難易定め難し。分配に從ひ、共に奮勵一致に忠勤可ㇾ致候。扨又析柄大疲弊の時に當り、用途最乏く、殆ど全く困却時なりとて、此度は躊躇すべき樣無ㇾ之。仍て十分才覺を盡すも、他力を頼み難き時節、無ㇾ據

一家必至の力を賴む外無之不本意乍ら來春よりは彌增の增借を命じ非常の宛行に陷るも難計。依ては供の者へ手當も不行屆諸事格別の省略全く實用而已申付、別て艱苦の儀可有之萬々當節度深く相察し行くも止るも一統艱苦を以て相凌ぎ、大切の勤相盡す樣賴入候。留守の面々は暫く遠地に隔る義別て落合宜く留守堅固に相勤め我等顧念薄き樣相賴候云々。

會津藩の誘說

明治元年正月四日會津藩士堀藤左衞門・安部井政治の二人同藩重臣梶原平馬の書を携へて前橋に來る。其書の大意は德川家の形勢深く憂慮すべき時期に際會し弊藩は擧つて同心協力累代の恩義に酬ゐんとす。貴藩は近國に於ける家柄なるを以て私に腹藏なき教示を蒙らんとすと。而るに本藩は主人在府中なれば重臣を以て囘答すべしと答へて彼等に返書を渡して之を返へせり。幕

幕府頻に直克の上京を沮む

府にては老中稻葉正邦より江戶は次第に人數減少して取締向に困却せるを以て今暫く直克の上京を猶豫せんことを諭達せらる。九日大目附河村信濃守より達ありしに付名代山田太郎左衞門西之丸に出頭して大目附河村に面謁す。河村曰く當三日以來京攝の變動未だ其眞想を得ずと雖も既に兵端を開始せしは事實なり。依りて今日帝鑑間詰を始め至急上坂の準備を命せり。部署未だ

定まらずと雖も、此地元より兵力薄く、何時事變の起らんやも圖り難し。幸に貴家滯府中なれば、幕府は特に倚頼さるゝ所なり。嚮に西上を猶豫さるゝ御沙汰あり。今日は愈〻御依頼の思召を以て、此地に於ける注意等、聊かも腹藏なく吐露せられんことを望むと。是に於て直克は、嚮に上京陪從を命ぜし前橋の兵を、急速に江戸に徴し、直克上洛に際して、直に行率せんとの準備をなさしむ。其兵員數は老中附屬の士二十五人なり。

物　頭　組二十五人　以上三月十三日前橋發　番頭匂坂長左衛門
十人物頭　組二十五人　以上十四日發　番頭杉　原　軍　記
十人物頭　組二十五人　以上十五日發　銃隊支配

幕府慶喜の達書と奏聞書を直克に示す

十一日、稻葉正邦より達書を渡され、且つ慶喜の命令と奏聞書とを示さる。達書に曰く、京坂の間事態容易ならざるに至る。當地は徳川氏の根據地なれば、其動靜は凡て彼地總軍の士氣に關すること大なり。故に江戸警衛は豫てより著處する所にして、今や方針を確立し、彼地をして安泰に導かんことを專要とす。されば中立つ可き事のある際は、毎に登城して其意を達せられよ。要するに根據を固むること、目下の急務なれば、酒井忠惇と審議して、警備を嚴にせらる可し

と。十二日前將軍、大坂より軍艦に乘じ、東歸す。即日上意を直克に示して曰く、慶喜深き意見ありて、兵隊を引上げ、一と先づ歸東せり。追つて申聞けべき事も有るべければ、各自同心協力して、國家の爲めに忠節を抽ず可しと。又各藩に對しても諭達する所あり。容易ならざる時勢なれば、各意見あらば、何事によらず腹藏なく書して以て進達す可しと。十七日、直克西之丸に出仕して、前將軍に謁す。翌日再び登城し、上意に應じて、意見を述ぶ。慶喜深く考慮する所あり。猶之を箇條書と爲して出さしむ。直克退城の後、政府と反覆商議して、意見數條を記し、十九日慶喜に謁して、親しく之を直呈す。若し將軍にして、直克が意見を容れ、百事直克に委任せらるゝに至らば、直克が西上も亦近きにあらんを圖り、豫め上京を命ぜられありし年寄安井與右衞門を、急に江戸に召す。而るに廿九日、朝廷直克が上京を促すこと急なり。乃ち二月五日親書を出して、家中に諭し、且つ家老根村豐後よりも口達する所あり、曰く、

朝廷直克上京を促す急なり

此度公の上京せらるゝ趣旨は、正月三日、前將軍開戰歸東後、深く恭順を表しつゝあれば、神祖以來恩澤を蒙るの當家なれば、公上京の上は、幾重にも宗家の爲め盡力せられんと覺悟の際、突然朝廷の徵に會ひたり。されば彌〻上京せば、宗家の救出は

勿論、兵難をも起すに至らずして、庶民を安堵させんの策を執らんとす。就ては前橋は公が根據の地、且つ前君公夫人、其他の在住する所なれば、方今の時勢に際して、人數寡少なるを憂ふる事切なり。一同此旨を察し、皆心を一にして、他を顧みざる樣に致す可し。且つ時勢を通觀するに、各抱持する所の意見、彼是條理もあらんが、決して無根の浮說に迷はされず、深く右の趣旨を服膺し、自重して留守せられんことを要す。

と。十日、直克江戶溜池の邸を發して、上京の途に就く。

前橋附近農民の暴動

二月十六日、前橋附近大久保村に農民暴擧して、民舍を毀つ。物頭渡邊洛平・多賀谷丹助、配下の兵を率ゐ出て之を鎭撫す。晦日に至りて、前橋に歸る。三月三日、東明屋・引間の村民蜂起す。蓋し幕吏木村飛驒守の非政を憤りてなり。町奉行小笠原源曹・物頭永田與總の一隊と與に、之に臨んで說諭せしも服せず。面前に於て民家に放火し、凶暴を極む。已むを得ず銃砲を放ち、之を威嚇す。農民益〻激昂して、終に制し難きに至る。是に於て遊隊頭根村桂次郎・小遊隊頭長尾鑄太郎・銃隊支配久野小作等は、配下の兵を率ひて、威壓せんと計りしも、容易に鎭靜するに至らず。藩其處置に苦み、再び町奉行伊奈近太夫に命じ、之に賞罰の權を委

ね、往いて鎭撫せしむ。近太夫其地に臨み、彼が巨魁を招き、諄々として說くに條理を以てし、漸くして事鎭靜に歸せり。

討幕鎭撫の官兵東下す

慶喜の大坂を退くや、朝廷其罪を鳴らし、追討の命を下し、仁和寺宮を征東大將軍と爲し、道を分ちて東下せしむ。東山道は岩倉總督に薩・長・因・大垣・彥根等の兵之に屬し、碓氷を越えて、上州に入らんとす。三月八日、總督より官軍發向につき、兵食・驛馬等の準備を命じ、各領地内に於て、時に臨み差支なき樣盡力すべき旨達せられ、倉賀野驛より桶川驛に至るまでを、前橋藩に命ぜらる。是に於て官軍接待の諸員を中山道に派遣す。即日官軍は上州に入り、本庄驛に泊せり。十一日、總督府參謀より達しあり。曰く、舊幕の步兵隊江戶を脫走せし者五六百人、當國羽生に來集し、總督の通行をも憚らず、大砲兵器を備ふるの理由如何。既に慶喜恭順の上は、賊徒等を早く退散させ、且つ大砲兵器を差出さしむ可しと、官軍先鋒より舊幕目附櫻井庄兵衞に達せしに、庄兵衞は九日までには命の如くす可しと承諾せり。而して惡徒は江戶其他より次第に羽生に集まり、八日其勢を以て、總督の本陣と成れる高崎に向つて出發せり。是に於て先づ兵隊を以て之を尾擊せしめしに、賊徒等數百人は、梁田宿に屯集して、野砲臺を構へて、發砲せしにより、

直克銃馬を獻上す

直に戰闘を開始し、賊を破つて數十人を討ち、兵器彈藥を奪ふこと多し。之を以て先づ鎭定の形勢なれども、尙殘黨潜在すべく、其藩々は勿論近國外藩へも通達し、殘黨を討捕るの謀を巡らす可しと令す。此日總督は熊谷驛を發して、桶川驛に泊す。勘定奉行牧郡平、出赴して之を接待す。

三月十四日、在板橋なる總督府より、五線銃三十挺、彈藥五千發、馬二頭を上納すべき旨、江戶邸に達せらる。翌日直克鞍馬二頭、後裝銃五挺、彈藥若干を出し、五線銃は前橋に達して、同所より送致せしむ。是より先き直克江戶を發し、二月廿日、

直克上京中の出來事

宮驛に著す。時に有栖川總督宮、名古屋に在り。直克名古屋に赴き、藩主を訪ひ、翌日同地を發す。發するに臨み、使者を以て總督宮の御機嫌を伺はしむ。行くこと二里にして、使者歸り報じて曰く、家臣をして宮の御機嫌を窺はしむるは無禮なり。直克親ら來る可しとの命なりと。依りて直に駕を返して、宮を拜し、其過失を謝して再び發す。既にして關驛に至るや、總督府參謀より達來る。即ち尋問の件あれば、總督宮本陣へ出頭せよと。使者藩主の命を帶び、駕を飛ばして宮の跡を追ひ、掛川驛に追及して、參謀に面會し、主人病氣につき遲延したる旨を陳ず。又別使を京都に派し、上京遲延の由を報ず。在京の藩士之を聞き、走せて

直克の旅館に來り、事を議し、又駕を飛して掛川に至り、參謀に面會せんことを請ふ。參謀、軍事多端の故を以て面せず。三月三日、督府岡部驛に進む。使者猶追從して、漸く參謀に面會するを得たり。乃ち要件の內示を懇請す。參謀又答へず。五日駿府に入り、百方周旋せしも、未だ要領を得ず。九日に至りて、參謀林玖十郎出て面し、直克、幕府の爲めに謝罪の斡旋をなさんとすと聞く。然るに關東鎭撫の權を掌握せる督府の裁斷に竢たざるの理由は如何。且つ直克、名古屋駐在の際、先づ速に總督の御機嫌をも伺ふ可き筈なるに、遲延し、加之、參謀に對して一應の敬禮をも拂ふ可きに、其事なし。是れ果して平素勤王を唱ふるの主義に戻らずやと。使者恐惶罪を謝して退き、直に謝罪狀一篇を草して、其罪を赦されんことを請ふ。參謀怒尙解けず。十四日重臣安井與左衛門、直克の旅館（荒井驛）を出て、駿府に赴き、翌日參謀局に出頭して、謝罪狀を呈す。十八日に至り、參謀林玖十郎より一書を渡さる。曰く「前橋少將御尋の儀有之召返す處、病氣に付、途中滯在、以書面御尋の義申出、前後不行屆有之ニ付、御沙汰の節も有之候共、段々謝罪申出ニ付、一先上京致候樣、大總督宮被仰出候」と。是に於て事漸く解くを得、廿二日荒井驛を發して、上京の途に就く。廿九日京都に著し、南禪寺中金地院を旅館と

す。爾來百方奔走の結果、參與廣澤兵助の紹介狀を得、使者をして之を齎して、總府（當時江戸之山内）なる參謀に陳狀し、參謀西郷吉之助の反翰を領して、使者は京都に歸る。

前橋藩賊徒鎭撫の任を負ふ

四月八日、督府令して曰く、賊徒等往々上野・下野・武藏等の諸國、徳川氏の故領、竝に旗本領の内に潜伏して、竊に兵器を運ぶと聞く。是れ近日江戸の動靜、官軍の進退を偵し、一時に蜂起せんとするの策ならんと察す。依つて追捕の任を其藩に委す。宜しく同心戮力し、朝廷の爲め努力すべし。若し力足らざるが如きことあらば、急を督府に報ぜよと。

房總に於ける分領地の形勢

安房・上總の分領は、山林に富み、地味磽确、加ふるに海運に便なり。而して江都を距ること遠からず。是を以て藩は、嚮に望陀郡三木松に陣營を設け、江戸邸の小代官を派遣して、其地の事務を掌らしめたり。慶應三年五月、直克富津砲臺の守衞を命ぜられ、臺場付の陣屋を該所に賜ふ。而かも品海の砲臺に比して、事輕易なるも可なりとの命ありしを以て、町在奉行白井宣左衞門をして此に住し、百事を統轄せしめ、守衞兵總數僅に九十二人を置くのみ。明治元年正月、鳥羽伏見の役あり。關東の民心頗る恟々たり。是に於て四月八日、家老小河原左宮等を

遣はし、尋いで衛兵を増員す。十四日舊幕脱走の兵、富津に來りて、徳川氏恢復の議を賛せんことを需む。宣左衛門面接して、之を慰還し、其の夕更に使を其陣營（木更津）に遣はして、之を説諭せしむ。而るに彼等本藩の擧動に疑を懷き、使者を拘禁す。宣左衛門之を聞いて、直に木更津に赴き、論判して漸く使者を提げて歸る。十六日、舊幕撤兵隊差圖役池端鑛之助、三本松陣營に來り、兵糧の支給を請ひ、回答の期を二十日とす。此時に當り、館山には舊幕の軍艦十三隻碇泊し、木更津には脱兵充滿して、終に貝淵（請西）の陣屋を襲ひ、邑主林昌之助をして、金穀・兵糧を出さしめ、姉ヶ崎（水野肥前守の領）をして米二百俵、久留里（黑田筑後守）をして米千俵を出さしめたり。此餘勢を以てせば、富津砲臺に迫らんこと數日を出でざるべし。是に於て小河原等、寡兵を以て當る能はざるを知り、江戸邸に抵りて之を報じ、陣營にても亦決答に對する準備に怠なかりしが、十八日に至りて、舊幕若年寄松平太郎、木更津に來り、脱兵を諭して暴擧を制し、一時鎭靜に歸せり。是に於て江戸より出兵の事を中止す。

富津陣營の開營

閏四月二日、脱兵池端等、復た富津に來りて、佐幕の實效を擧げんことを要求す。白井之に應接し、回答を約するに明日を以てす。三日、小河原・白井の二人、木更津

官軍祖式參謀
前橋營に入る

に赴き、僞つて同意を表せんとし、馬を進むる半里にして、脫兵の前進するに會す。敵の先鋒池端曰く、事旣に遲し、今や陣屋を襲擊せんとして此に至る。且つ一隊は佐貫口より進めり。旣に其地に達せるの頃なり。事此に至りては、口舌を以て兵を解くこと恐くは難からんと。二人馬を回らして歸へれば、佐貫口進擊の敵兵は旣に陣營を圍む。是に於て已むを得ず、金穀を貸すに決し、陣營交付の期を明日と定む。是夜小河原(二)辭世の和歌を書し、從容として自刄す。翌三日終に開營す。脫兵は少許の兵を此に留め、餘は悉く房州地方に向つて進發せり。

舊幕の脫兵は北越諸藩の兵と謀を通じ、北境に出沒す。官軍參謀祖式金八郎、部下を率ゐて、上州に入り、前橋領小幕村に來る。閏四月七日、參謀使を遣はし、直克に命じて、藩兵を沼田に出さしむ。依りて小遊隊物頭組二隊、別手組一隊を年寄樋口三郎左衛門に附して出張せしむ。參謀其精練の兵にあらざるを知り、尙出兵を督責す。藩已むを得ず、精兵六十人を兩遊隊中より選び、木村業吉を司令官として、卽日沼田に向はしめ、以て樋口の率ふる四隊と交替す。十二日祖式參謀、館林藩兵を率ゐて、沼田より前橋に入る。乃ち騎馬にて本城に入り、本殿に上り、土足書院を蹂躪す。是時老職沼田捌解由を伴ふて、馬廐に至り、駿馬を出さし

前橋藩士官軍の暴狀に憤慨す

めて、之に騎し、夕に及んで、本町の本陣に還る。藩士之を聞くもの、皆其亡狀を慨せざるなし。十三日在館林の督府參謀より達書あり。利根郡戸倉邊に賊徒屯集に就き、藩兵二小隊を沼田に出さしむ。十五日督府より達書ありて、今回上州に巡察使を差遣につき、藩重役一人を高崎に出さしむ。十九日權田村出張の巡察使大音龍太郎より、沼田藩應援として、各藩六小隊（高崎二小隊、伊勢崎一小隊、）を出張すべく達せらる。然るに本藩は藩主上京中にて、兵隊各所に分遣中なれば、所要の人員を出すを得ず。藩主歸國まで猶豫あらんことを請へり。是より先き直克は、南禪寺中に在りて謹愼を表せしが、二十六日に之を解かれ、二十七日に徳川氏繼嗣に就いて、御下問に意見書を呈出す。閏四月三日、參內して天機を伺はる。

直克歸國に就いて運動す

幕府の脫兵等は野州・信州の各所に據り、屢〻官軍と戰ふ。前橋其間に於て最も危急の形勢なるを以て、藩士等侯の歸國を望むこと切なり。乃ち越前藩士中根雪江を說き、名を鎭撫に借りて、歸國を願ふの件を、越前侯松平慶永に謀らしむ。慶永之を賛し、參內の後、太政官代及び徳大寺實則・鍋島閑叟等の館に赴きて、內談を遂ぐ。皆同意を得たるに依り、直克直に願書を出せしに、隣藩應援鎭撫の事、東山道總督の指揮に從ひ、充分勉勵す可く、速に歸國し、其任終るの後は、疾く上京す

直克封事を朝廷に上る

べく仰出さる。是に於て九日參內、龍顏を拜して、天盃を賜ふ。十日御誓約未濟の諸侯を徵されしを以て、直克參內して、御誓約を了し、直に旅館を發して、歸國の途に就く。發駕前直克、封事を朝廷に上る。其畧に曰く、

德川慶喜深大の罪悔悟服罪ニ付、深仁大度の御思召を以て、宥恕の寬典被仰出、歸嚮の嚮は、既往の咎あられず、譜代小吏に至るまで御扶持被成下、德兆御愛撫の道、四海へ御表示被爲在候上は、四邊の海隅まで、速に平定可仕筈の處、僻遠の者、山險に保據し、德川遺臣心得違の者、互に煽動し、下野・信濃處々に於て、官軍に拒抗し、未平定の期無之せ、全く御盛意の程、未だ彼等に透徹致さゞることゝ存候。然るを其上雷霆の威を以て、御討擊あるに於ては、彼益窮寇となり、兵結不解、姦雄或は其際に起り、如何の大患に相成るやも難計。殊に外吏環視、蚌鷸の利を收むる勢も可有之、天下の大事此時に可有之と奉存候。臣直克、不肖の身を以て藩屛の任を忝し、天朝神國の御爲不堪杞憂。從古何樣事を處理するは、撫と勦との二道にあり。方今既に御寬典被仰出上は、實事天下に暴白し、德川血祀相立、遺臣共一夫も凍餒の患無之、盡く其故に復し、深仁大德、萬世に流溢候樣被爲候はゝ、孰か敢て干才を弄して、天地父母を可奉犯哉。不日に稽首自服可仕と奉存候。何卒一と先雷霆の神威を收め、速に德

川家封土被下置、草木國土盡天地の大德に浴し候樣被遊候は、天下の大事此事と奉存候。彼族は勿論、速に平定可仕、右德川封土相續等の義は、先日御下問の節愚存奉申上候處、尚又卽今東北の形勢に付心付奉申上候。誠惶頓首。

又別書に曰く、

德川遺臣共脫藩不心得の處業に立至るも、畢竟は君臣の至情、主家の存亡を案じ、且は面々凍餓の患に迫る所よりと存候。就ては薄祿なり共、彼等舊主家離散の患無之樣、御所置被爲在候はゞ、各其情義を得、且は君臣の大義を世に光明被爲遊候御大敎にも出で可申歟。依ては彼等扶助出來候丈差積り、速に德川氏へ封土被下置候はゞ、天朝御愛撫の道も相立、東國も無程鎭靜に可至、右石高の義は可調候はでは難相知候へ共、當座概算仕候處、三百萬石も不被下置候半では、是迄多分の家來扶助、且公務家政共相辨申間敷奉存候。右鎭靜方の義不顧嫌疑、卽今の急務心付候段奉申上候。恐惶謹言。

上野全國鎭撫の任を直克に委せらる

二十五日、直克は前橋に歸城す。是れ移城後始ての入城なり。五月五日、西之丸に上り、大總督宮に謁す。三條大納言・四辻參謀等列席して、東國鎭撫の策を諮詢せらる。直克乃ち上野一國の鎭撫を委任せられんことの意見を呈出す。翌

六日總督府、直克が重臣を召し、達書を渡されて曰く、

賊徒野心を逞うし國土を掠め王民を害しめ所々出沒、官軍に抗し、未だ平定に不至に付、上野全國鎭撫被仰付候間、民政の義は勿論、藩々の向背をも篤と相察し、取締行屆候樣盡力可有之云々。

十五日、直克前橋に歸り、上野諸藩に通知し、協議の爲め、來る廿三日までに重臣の來橋を求めたり。

三國嶺の戰と前橋藩兵

嚮に總督府の命に依りて、沼田に出張したる前橋藩の一隊は、閏四月十九日、巡察使豐永貫一郎・原保太郎の命に依りて、沼田を發し、三國嶺に向ふ。廿一日、般若塚に戰ひ、退いて長井驛に泊し、高崎等諸藩の來著を待つ。廿四日此を發して、般若塚に進む。乃ち本藩は本道を執り、高崎・吉井・佐野の諸藩兵は、左右の間道を進む。賊鹿柴釘を布設して、之を防ぐ。我軍險路を登り、互に砲火を交ふ。辰刻(午前八時)賊軍敗れ、火を堂舍に放ちて退き、五六町にして權現堂の砦柵を保つ。我軍追うて之を討つ。賊亦淺貝・二居の二驛を燒いて敗退し、官軍追擊するも、敵の隻影を見ず。(此日會津藩の兵町野房吉と云へる二十歳位の青年、白柄の槍を揮うて奮戰す。前橋・吉井等の兵、終に之を斃す。)乃ち進んで六日町に宿す。是より以北、盡し北陸道總督府の管內なり。依りて軍を班し、五月朔

するならば、謹んで命を竣つ。若し官軍を援け、我業を拒否せんには、已むを得ず兵力を以て通過せざるを得ず。而る時は人命を害すること多からん。是れ我等の好んで行ふ所に非ず。宜しく君侯に傳へて、速に決答あらんを望むと。論難頗る激烈なり。時に會〻巡察使姉川榮藏、此地に臨むあり。依りて其處置を請ふ。是より先き前橋に於ても、此報に接し、年寄安井與左衞門を派し、尋で撤兵隊二隊を追貝に出張せしむ。十八日、巡察使の命あり。庶民に害を及ばさゞる樣誅戮せしむ。杉原は部下を聚め協議の後、彼を野外に誘ひ誅せんとし、豫め狙撃の地を定め、標竿を樹てゝ之を待つ。龍雄等六人、導かれて此に來り、標竿を視て疑懼躊躇す。我兵遙に之を見、彼曉りて逃れんことを察し、急に小銃を發す。距離遠くして中らず。龍雄等狼狽して、山間の密叢中に入り、黃昏に乘じて、其蹤跡を亡す。民舍に殘る所の三人は、小幡藩兵の襲ふ所と爲り、赤羽甲一及び其從士皆擊たる。乃ち事を軍監に報ず。龍雄等は其後消息を得ず。十八日下平村の農熊吉、小川村の吉太郎と與に、山中に草を刈る。士人に遇ふ。彼奧州に赴くの途を問ふ。依りて間道を經、戶倉より三里の山路を導く。蓋し是れ龍雄等の一行ならんか。二十三日、三人の首を戶倉村外に梟す。榜して曰く「此の者米澤藩

士と稱し、雲井龍雄・小松茂と共に、一同佐幕の腐說を唱へ、我が官軍、上州の諸藩をして、己れ賊類に誘致せんと欲し、恐嚇煽動頻りに官軍を罵る條、逆賊不レ容レ誅、依レ之梟首申付云々」此日更に各藩守衞の地を定む。沼田・高崎二小隊は越本村（片品村大字）を、安中・小幡・吉井の二小隊は簡町を、前橋二小隊は須賀川村（片品村大字）を、二小隊（內半隊は上小川村に）は東小川村を戍る。廿二日、追貝村屯在の兵を、東小川村に進む。軍監姉川榮藏、戶倉地方を巡察して、前橋に歸る。二十一日前橋より砲隊長長尾鑄太郎、追貝に出兵を命ぜらる。

會津追討の官軍、諸道より進み、既に城下に迫り、賊潰散す。是に於て其殘徒、窮鼠の勢を以て、上州地方に入らんも計り難きにつき、高崎其他の各藩、相議して兵を戶倉口に增し、尙陣營を檜枝股に進出せんとす。九月二日、前橋藩家老根村豐後、白坂長左衞門の狙擊隊（六番隊）を率ゐ、出でて小川村に赴く。時に敵兵足尾銅山の邊に出でんとすと聞き、撒兵隊長若林右衞門作、半隊を以て之に赴く。是日上總國請西の邑主林昌之助が家士北爪貢なる者、戶倉に來る。吉井藩の斥候之を捕へて訊問す。彼曰く、當春邑主昌之助幕府の遊擊隊に迫られ、上總を去つて奥州會津に投じ、再び仙臺に赴く。時に貢之に隨從し、會津に駐り、今に至る。近頃

聞く、朝廷德川氏を允して、賜封の事ありと。林家も亦主家の再興を欲し、今より江戸に至りて、德川氏に請ふ所あらんとす。願くば此地の通過を許さんことをと。而して林昌之助は甞て天下に布告せられたる朝敵なるを以て、吉井藩士遠藤於菟吉は、終に彼を斫り其首を梟す。根村豐後は、會津に進軍の爲め、部下を率ゐて東小川村に在りしが、金穀輜重匱少きが上に、軍監も未だ來らず、爲めに遷延する所あり。而して日光口既に進擊すと聞き、今は猶豫すべきに非ずと、九月八日、高崎及び各藩の士を杉原軍記の陣に招きて協議す。各藩進擊には望む所なるも道路險惡、且つ降雪の期に近く、兵糧の運輸如何の論起りて、議決せず。前橋藩は論じて曰く、兵糧の駄馬は通ぜざるも、役夫或は兵卒を以て之を輸し、若し降雪道を梗ぐに遇はゞ、稗粟を敵地に求めん。要するに策は隊長の方寸に俟つ可し。他藩に關せず、特り誓つて進擊せんと。議延いて翌日に及ぶ。各藩の士皆云ふ、各藩疲弊の際、此地に來ること既に困難を極む。更に領地に報じ、金穀の來着を俟ちて發せんと。是に於て前橋藩は、他藩の倚賴するに足らざるを察し、單獨全軍を出し、進擊の任に當らんと決す。而して別に兵糧運輸を處する者を選任し、隊士野村喜久平・伊藤謹曹を檜岐俣に遣はし、又砲隊よりは二階堂等十數名を出し

日光の宮佐幕の黨を擁して上州に入る

て、先づ伏兵地雷の有無を檢せしむ。十一日杉原・三上の二隊、榛岐俣に向ひ、導いで匂坂・多賀谷の二隊、戸倉に向つて出發す。根村及び長尾の砲隊、大藤の砲兵は、此地に留りて軍監の來るを俟ち、之を各藩に達せしむ。此夕軍監目代田中雄次郎・小原麻次郎、屬吏を率ゐ、小川村に來る。大藤之を須賀川に迎へて、本陣に導き、榛岐俣地方斥候の偵する所の狀況、及び藩兵の先鋒を出すの旨を告ぐ。目代乃ち屬吏に安中の兵を附し、更に會津の境地を探らしむ。二日にして歸り報じて曰く、榛岐俣地方敵兵の隻影を認めず。且道路梗塞、運輸不便の地に、多數の兵を駐むる時は、土民の困難を增さん。又敵兵の隻影なき地に兵を置くの要なしと。乃ち先方をして敵兵の設けたる舍營を燒いて退かしめ、農民安堵して、業を營む可きを達せしむ。前橋藩は即日目附を遣はして、先鋒の兵を退かしめ、導いで各藩の兵にも撤去を命じ、前橋藩は匂坂・多賀谷の二隊を遺し置きて、餘は悉く歸鄉することとなれり。二十一日に歸橋す。殘留の二隊は十一月十七日に歸橋す。

九月十三日、勢多郡端氣村善勝寺に、日光山内淨土院の僧、從者三名を率ひ來りて、本藩の者に面謁せんことを請ふ。蓋し當院は藩の宿坊なり。即ち下吏を出して接せしむ。彼曰く、納等奥羽の軍に應ぜんとする者、密に東京に出で、同志を

大總督府令して會津進軍を召返す

二本松藩主を前橋藩主に預けらる

募らんとす。途次なれば貴藩をも說いて、同盟を乞はんとすと。十五日捕吏を同寺に遣はせしに、旣に逃れて同郡堀ノ下村正圓寺に入る。依つて撤兵隊半隊を以て、同寺に臨み、彼に面接す。彼佐幕の說を主張して止まず。隊士松本怒つて堂下に蹴落し、同差圖役梶原力造、其首を斬る。

十六日人を碓氷・吾妻の二郡に派して、其地の動靜を探らしむ。十八日在小川村の兵半隊、足尾邊の斥候を爲す。此日目代田中雄太郞等、小川村を退去す。十月九日、大總督より達ありて曰く、若松城落城九月二十三日落城に就いて、追々脫走の殘賊兩野州に潛伏し、暴行あらんも計り難し。兩野藩々若松進軍の兵は、早々凱旋して休兵すべし。尙精々領內の取締を爲すこと肝要たるべしと。

十月二十三日、大總督より達あり。二本松城主丹羽左京大夫長國、屢々官軍に抗し、剩へ、在所を脫し、士民をして方向を失はしめ、終に白川口に於て降伏するに至りしは、容易ならざる所業なれば、當地に於て彼を其方へ御預けと爲し、謹愼を申付くる旨なり。佐土原藩兵之を警固して、二十六日千住宿に着す。前橋藩乃ち兵を出して之を受取る。後之を一橋家に引渡し、城池を沒收し、更に血緣者をして家を繼がしむ。十一月二十一日、辨事千種少將より前橋藩重臣を召して、達して

直克上野全國鎭撫免ぜらる

富津陣營の狀況

武州の分領狀況

曰く、「其方儀、先般野州邊賊徒出沒地方不穩に付、上州全國鎭撫を被御付、民政其他諸取締向行屆候條、盡力可致段御沙汰有之處、彼地追々平定に及び候に付、今度被免候事」。

嚮に富津を襲ひし舊幕脫兵は、前橋藩の金穀を借り、此を去つて房州に進む。富津の陣營は、其後官軍の手に復し、前橋藩に引渡さる。宣左衞門又入つて之を戍る。守兵寡少なるを以て、援を乞ふ。直克未だ歸國せざるを以て、兵を出す能はず。此時に當り彰義隊の餘黨、各地に出沒し、青梅・飯能・房總の地にも潛伏するの風聞あり。各地の分領、藩兵の援を乞ふも、限りある藩兵を分遣する能はず。旣にして直克歸國するに及び、皆稍々勢を得たり。在青梅の脫兵約三百は、前橋藩の分領松山に向はんとするの報あり。同地守備兵前橋に出兵を乞ふ。五月二十四日、小遊隊頭山口新兵衞及び物頭某の二隊、松山に赴く。而して脫兵松山に抵らずして、五料を經、前橋に向はんとするが如しとの報あり。依りて山口は兵を回して、利根川の渡船を停め、且つ狙擊隊・撒兵隊を出して、之を待つ。脫兵五料に來らず、大渡に向ふ。藩周旋方某をして、之を阻止し、小相木村大德寺に入れて、其來意を糺すに、幕府勘定方抱組淺草藏番の者等にして、首領白井耕作曰く、去十

六日淺草藏番に在りしが、突然砲擊に遇ひ、倉皇逃れ出て、歸住の歎願を爲さんが爲め、來りて藩侯に訴ふなり。敢て王師に抗するの意に非ずと。大に謹愼の意を表するを以て、直に兵器を解かしめ、之を龍海院・東福寺・冷泉院の三寺に分置し、守兵を附し、其所置を軍監柴山文平に謀る。其指令に曰く、假令一旦官軍に抗せしも、悔悟の後は誅戮するに及ばずと。依りて留置數日、七月に至りて之を德川家に交附す。

富津陣營狀況

脫兵再び房總に集り來るを以て、富津陣營より再び出兵を要求す。藩兵其數に乏しと雖も、總督及び佐倉藩に對して、出兵せざるを得ざるを以て、撒兵一隊に、在松山の白坂銃隊、及び久永撒兵隊を加へ、六月二日出發を命ぜらる。脫兵は富津の東三里、横田村龍泉寺に屯集す。木更津の船商喜平治をして之を偵察せしめしに、脫兵の擒にする所となる。四日陣屋の兵五十を出して、龍泉寺を襲ふ。七日前橋よりは撒兵隊・銃隊の二隊、松山よりは久永撒兵隊來援す。此時の誤報江戶に達し、賊篁林の間より發砲し、應戰數時にして、賊終に敗走す。筑州の藩兵は、房總の殘兵を追討せんとして、佐貫に來り、富津陣營に命じて、糧食を準備せしめしが、八日に軍監矢野安太郞來りて、兵百人を徵す。又脫兵の殘黨、此地に潛伏

するものを偵し、事頗る急なるを以て陣營にては、瀧澤顯三（嚮に房州より小田原に走り、同藩士と謀り、軍監を箱根に殺し、駿甲の間に遁れしが、六月四日龍泉寺襲撃の際、前橋藩兵に加はり奮闘す。）を捕縛して、之を佐貫なる軍監の營に送る。（二年二月十八日に至り、刑法官より顯三を藩に渡され、謹慎せしむることとなれり。）軍監乃ち、臼井宣左衛門が脫兵を隱匿するの罪を責めて已まず。宣左衛門（四）陣營に歸り屠腹す。養子茂八郎、遺命を以て之を介錯し、首級を軍監に致す。軍監彼が苦衷の死に感じ、嫌疑全く霽る。六月十五日、牧齋太郎、安房上總分領の町在兼勘定奉行と爲る。

八月四日、賊徒上總横田村附近に屯集し、農民を煽動す。知縣事柴山文平の達ありて、富津の兵、知縣事屬海瀨芝太郎に付き、飯野藩兵と合して、敵の巢穴横田村善福寺を襲撃す。賊夙く之を曉り遁れて高谷村延命寺に據る。我兵裏面より之を討たんとせり。賊寺後の阜丘に登りて瞰射す我兵乃ち應戰し、火を寺院に縱つ。賊狼狽して山林に匿る。猶兵を別ちて、山野の殘賊を偵せしに、悉く逃竄して隻影を見ず。我兵知縣事本營を守る者も、知縣事に屬して、大久保村（今君津郡[illegible]村の大字）に出づ。殘賊は本鄉（今君津郡飯野村大字）・山口の兩村、或は大鷲村（同郡中村大字）に潜伏すと聞き、之に赴きしが、彼等は既に散走して在らず。依りて歸陣す。八月七日、富澤派出の兵を以て、佐貫城を警衞す可く大總督の命あり。而して城主阿部駿河守

正恒所有の兵器を佐倉藩より受取るの任を負ふ。其後直克、佐倉藩主が謝罪願書を介して、督府に呈出す。十月七日、督府其重臣を召す。留守居岩倉彌右衞門、重臣と與に督府に出でしに、阿部駿河守、去る四月中、脫走賊徒暴行の砌り不束の事あり、謹愼申付けし處、今般御東下に付、出格の思召を以て、謹愼を解かる旨達せらる。是に於て上總の城池及び兵器等を駿河守に引渡し、十三日守衞の人數は三本松の陣營に還る。橋藩私史・上毛及上毛人。

志賀敬內

(一)志賀敬內、名は信吉。鎭齋と號す。嘗て前橋藩の分領富津の陣屋に在りて、代官を勤む。資性豪邁闊達にして、漢學に長じ、擊劍を好み、且つ砲術を善くす。尊攘の說盛なるに及び、屢〻書を藩主に上りて、攘夷の綸旨を奉戴せんことを勸め、容れられず。憤慨の餘、過激の說を持す。一日酒を被り、穿履のまゝ藩主の便室に近づき、人を介して言上す。終に罪せられて、銃隊に貶し、隱居を命ぜらる。賜死の時年五十。江戶藩邸にて審査せしに、其罪なきこと判明せしを以て、急使を派し、其刑を赦さんとしゝが、終に及ばざりきと云ふ。近世上毛偉人傳。

小河左宮

(二)小河左宮、名は政德。祿二千三百石を食む。資性溫良にして、人と爭はず。人を待する常に寬仁なり。自刄の時年五十八。前橋源英寺に葬る。一藩彼が忠死

屋代由平

白井宣左衛門

を悼まざるなし。藩公亦深く其死を傷み、命じて墓表を賜ふ。左宮子無し。弟將佐を以て嗣と爲す。（人物志。）

(三)屋代由平、名は勝政。藩醫屋代流眠の第四子なり。性剛毅活潑にして、劍術に長じ、又博く經史に渉る。國論勤王・佐幕の二派に分かれ、前橋藩未だ去就を決せざりし時に當り、慨然として佐幕の説を持し、明治元年八月、藩を脱して、單身會津に走る。乃ち羽倉鋼三郎・僧義辨等と與に、雲井龍雄に加はり、戸倉口に拒る。偶陣中に病み、潜に近傍の農家に靜養す。一日官軍(吉井藩兵)來りて、其居を圍む。農夫道を敎へて、逃れ去らしむ。由平聽かず、病軀を起して奮鬪し、七人を殪せしが、銃丸に中りて亦鬪ふ能はざるを知り、自ら喉を貫きて死す。時に年十七。農民其屍を埋め、墓石を建て、大忠院義勇居士と諡す。前記羽倉は、林鶴梁の男にして、羽倉外記が養嗣たり。須賀川にて警備前橋・小幡の藩兵に襲殺せらる。僧義辨は日光山淨土院の僧にして、正圓寺に於て、前橋藩吏の爲めに斬殺せられしこと前記の如し。

(四)白井宣左衛門、名は春幹。幼名は萬吉。容貌溫和、言語優靜、恰も婦人の如くして、而かも豪放なり。幼にして父母を喪ひ、親戚に養はる。長じて漢學を學びしが、中途廢學して、專ら武術を修む。最も鏈卷流の劍道に長ず。常に素行を愼ます。十六歳自ら元服して、風姿頗る異態なり。藩之を譴責して、食祿を褫うて追放す。

其後漂泊して雲助の群に投ず。既にして既往の不行跡を悔ひ、只管歸參を念とす。三十六歳にして召還の恩命に接し、舊祿百石を賜はる。時に米艦浦賀に渡來し、天下騷然たり。宣左衛門選ばれて監察と爲る。大に喜んで勤勉撓まず。累りに進められて、祿二百石に至る。功に矜らず、人に驕らず、良吏を以て稱せらる。自刄の時、年五十八。（上毛偉人傳。）

藩是の確立と活動の第一歩

藩主の謹愼を命ずる

第二節　館林藩の勤王

明治元年二月初旬、館林藩秋元禮朝は、父志朝と議し、方向を決して、奏者番の職を辭し、勅に應じて上洛せんことを幕府に達す。乃ち家老岡村左京行雅・中老村山勘解由寛具を館林に遣はして、大に藩士を會し、勤王無二の意を說得せしめしに、是まで紛糾せし議論も立ろにして消滅し、藩是終に一定せり。是に於て行雅等三名をして、東海道より上京せしめ、戶田忠至を介して、正親町三條・岩倉・坊城の三卿、及び木戶・廣澤の兩參與に依賴し、勤王の志願を執奏せしむ。時に招封使東下の風說あり。依りて更に家老田中源次太夫恒前等三名をして、東山道を西上せしめ、勤王無二の旨を告訴し、招封使の指揮を乞はんとす。信州追分驛に至るや、先發せし木呂子善兵衛元孝も來り會す。忽ち江戶の飛報至りて曰く、禮朝親ら山道を上洛せん、爾等速に歸れと。是に於て木呂子等をして西上し、在京同藩士に旨を告げ、且つ大沼太郞八忠順を館林に歸告せしめ、田中等は江戶に歸れり。

三月三日、禮朝は江戶を發して、上州倉野（一書深谷驛に作る）に抵る。時に東山道鎭撫總

督岩倉具定の一行は、既に碓氷を下り、官軍街道に充滿す。禮朝等進む能はざるを以て、途を五料驛に避け、家老齋田源藏(明善)等をして、所願を陳述す。偶〻家老大陽寺成美等、來りて五料に會議し、群馬郡光嚴寺に入りて、令を待つ。齋田等、高崎なる總督の行營に至り、百方歎願せしも、總督肯んぜず。總督府の參謀祖式金八郎(信頼)・香川敬三等をして、上京遲怠を責めて已まず。且つ入洛を停め、鄕邑に謹愼して實效を擧ぐ可きの嚴命あり。(三月廿九日謹愼を赦免せらる。)齋田等恐懼して、速に命を奉じ、依つて禮朝館林に歸る。次いで齋田をして、大炮二門を總督府に獻じ、金二萬兩を軍資に供し、以て無二の赤心を表白す。總督終に其請を容れ、炮手を貢す可きの令あり。是に於て司令三人、炮手十二人を遣はす。關東に於て官軍に出兵せしは、館林藩を以て第一とす。是れ他日菊御紋章の旗を下し賜はるの淵源とす。

日光警衛の兵を召還す

前記の如く既に藩論確立したる上は、幕府の令は奉ず可からず。加之今や謹愼の時期に臨み、藩兵を外に在らしむるは、些か機宜を得ざるの感あるを以て、大沼太郎八(忠順)を日光に遣はして、同地の警衛を解いて歸藩せしむ。是れより先、板倉伊賀守主從約六十人、來りて日光山內寺院に留まれるを以て、館林藩兵の去るや、後三日にして會津の兵士若干、私かに來りて守衛に當れりと云ふ。

藩主父子一和王事に勤む

土寇變起る

三月岩倉總督の令を以て謹愼を傳へられ、志朝は既に致仕せしも、國政に關與し、父子一和、王事に勤めしむ。是に於て人心始めて安きを得たり。館林事跡考。是より先き三月八日、官軍の先鋒は、熊谷驛より長州・大垣の兩藩分隊して、八日の夜急に進む。江戸の脫兵は大鳥圭介等を將とし、東進して野州梁田驛に屯集す。同九日曉天、官軍梁田驛を砲擊す。賊徒狼狽して答砲す。既にして賊徒渡良瀨川の堤防を楯に、暫時防戰す。大垣藩奇兵と爲り、小生川村より渡良瀨に接近し、潛かに賊の背後を衝く。賊正・奇の兩兵に挾擊せられ、竟に敗走す。此日館林城內砲聲を聞いて、兵を郊外に出して守備す。郡宰山田秀實、部下に令し、敗賊の二卒を囚へしむ。志朝等之を聞き、急に秀實及び後藤隼之介基勝等を使として、官軍の戰勝を勞ふ。十日官軍長州隊、館林本陣に休憩す。是に依りて大炮・玉藥及び昨日の捕虜を送致して、以て赤心の一端を表示す。是時に當り、上・武二州に土寇蜂起し、富民の家を燒き、其貯ふる所の金穀を掠奪せんとす。依りて藩主協力して、管內の村落を守衛し、以て暴掠を拒ぐ。郡宰鈴木曾右衛門退修は、深夜只上村より、土寇襲來の報を得、蹶起して之に逆ふ。土寇見て退き去らんとす。曾右兵門等、機を競ひ、之を擊退し、數人を虜にして歸る。此の如きの類枚擧に暇あらず。四

五日間にして、捕虜數百を獲たり。後糺斷して笞・黥に處す。同國の列藩、皆此類の暴擧を見るに至りしも、館林藩のみは幸に放火・亂暴の災を被らざりしは、一に志朝父子が平時治民愛撫の結果なりとて、他日大に稱讃を博せりと云ふ。

官軍宇都宮を保つ

江戸の脫兵は東北に進み、下總結城に、野州小山に、官軍を擊退し、三月二十三日、宇都宮を陷れ、壬生を衝き、將に古河城を屠らんとす。時に官軍因州・土州の兩藩兵來援して、賊兵と安塚に戰ひ、大に之を破る。又宇都宮を占領せし賊兵も、薩・長・土・大垣の兵に抗する能はず、守を棄てゝ終に日光今市に退き、官軍は進んで今市に抵り戰うて、之を破る。是に於て宇都宮は、官軍之を確保するを得るに至れり。

館林藩兵祖式金八郎に屬して結城眞岡等を鎭撫す

此時結城々主水野日向守の藩中には、佐幕派勝を制し、勤王派を殺戮す。情報頻りに板橋驛なる督府に至りしを以て、督府は參謀祖式金八郎をして之を鎭撫せしめ、且つ時宜に依りては、之を征伐す可きを內命す。之より先き木呂子善兵衞、請うて祖式に屬し、結城を巡邏して、情勢を小山の本營に告ぐ。是に於て祖式は、館林・須坂兩藩の兵を率ゐて、結城に向ふ。此時館林藩兵は、關口喜兵衞(正安)・石川喜四郎(定靜)の二人、部下五十二人を帥ふ。四月五日、兵を部署して、城に逼れば、城兵既に散逸せり。乃ち老臣水野甚四郎に屠腹を命じ、其他は問はず。七日祖式の

賊軍の爲めに破られて館林藩兵四散す

指揮に依り、石川は兵を率ゐ、木呂子は軍監と爲りて、宇都宮在陣の香川・有馬の兩參謀に加勢せしむ。八日朝、日光に向ふ。香川參謀、兵を率ゐて本道より今市に進み、有馬參謀は間道より船生村に進む。館林藩も亦之に屬す。九日高德村に至れば、賊遁走す。十一日、全軍宇都宮に歸陣す。是より先き野州眞岡地方に、百姓一揆蜂起すとの報あり。依りて先づ鎭撫として、關口喜兵衞の隊を遣はす。隊兵其地に臨み、仔細に偵察せしに、一揆と認む可き程の者にもあらざれど、龜山村名主某が、人心を動亂せし證左ありしを以て、祖式參謀臨檢し、之を斬罪に處せり。關口隊は、同月十六日を以て、眞岡町を發して、結城に歸らんとす。途に館林藩兵の急使に遭ふ。使者曰く、本日我が石川隊は、須坂隊及び大砲隊と與に、祖式參謀指揮の下に、江戶脫兵と下總武井村に衝突し、銃戰數時に亙り、互に死傷あり。隊長石川喜四郎も負傷せり。（此役山澤與四郎則義・遠藤常吉信勝の二人戰死し、石川隊長も次いで死す。）猶武井村のみならず、小山に於ても亦、官軍彥根兵等と脫兵との間に戰鬪ありて、官兵利あらず、小山は全く脫兵の有に歸せりと。關口等は足を疾めて結城に歸る。

四月十七日早朝、突如結城藩廳より、祖式參謀に告げて曰く、江戶の脫兵數千、總・野に充滿し、其大部隊は宇都宮に向ひ、一部隊は結城に向はんとするもの〻如し

と。祖式參謀は、諸隊を指揮して、小山街道に陣地を作り、以て敵兵を防ぐ。而るに各隊は、敵の精鋭に抗する能はず、大に敗れて、祖式參謀以下四散す。此時館林藩兵中、郷里に逃れ歸りしもの多し。既にして諸隊古河に復歸す。是日結城より館林に急報あり。依りて木呂子を板橋に遣し、督府に形勢を具陳す。十八日、館林よりの報、督府滯留の木呂子に達し、脫兵總野に充滿せるを以て、岩村參謀の援を請ふ。是時菊章の斥候旗を賜ふ。木呂子は卽日本營を發して、翌日館林に歸著し、返命の上、宇都宮に援兵を出すことを議決す。乃ち木呂子は軍監兼斥候長たり。兵一小隊及び大砲二門を率ひ、直に發せしむ。四月十九日、江戶より薩・長・土・因州・大垣等の大部隊、粕壁驛に進む。是時に當り、江戶の脫兵は、總・野の官兵を掃蕩し、勢に乘じて宇都宮城を陷れ、城主戶田土佐守、江州大津に謹愼中なりしが、養父忠恕及士卒三百餘人は、逃れて館林に來り、總督府に狀を報じ、援を乞ひ、又使を當藩に遣はして援兵を請ふ。南進して壬生城・古河城・結城城を屠らんとするの勢を示す。此に於て今粕壁驛に着到せし官軍の內、薩州・大垣の分隊は、境宿に向ひ、薩・長・大垣の大部隊は、奧州街道を直進して、雀宮に向ひ、土州・因州の大部隊は、本街道を左に折れて、壬生城に向ひ、幸にして壬生城を賊手に委するに至らざりき。かくて宇都宮城恢復戰起る。而れども祖式一行隊は、之に干らざれば、此に記述を省く。

四月二十日、祖式軍は古河驛に在り。廿一日、館林藩は援兵として、福井市郎兵衛、（既にして病の爲めに免ぜられ、高山甚五兵衛之に代る。）騎士隊及び先手隊を率ゐて、古河町に抵る。香川參謀も彦根藩の兵を率ゐ、古河に着陣す。廿二日督府よりの援兵は、進んで壬生に到り、同月二十三日、薩・長・土・因・大垣、各藩の諸兵遂に宇都宮城を恢復す。是日祖式一行隊は、安塚驛に進軍す。此地占領の賊は、前日既に土州・因州の兵に依りて撃退せられしを以て、祖式一行隊は此を去つて、壬生城に進む。翌廿四日、館林よりの援兵（横川豐藏之を統率す。）來著し、祖式一行隊に加はる。此日壬生を發して、栃木町に入る。同地滯在の際、館林藩重役齋(一)田源藏來りて、藩兵總取締と爲る。それより祖式隊は、佐野町に入り、二十五日足利町に入る。陣屋主戸田長門守、途に官軍を迎へ、恭順を表す。二十六日、足利兵を先導として、上州桐生町に至り一泊す。夫れより大間々・大胡・小幕・米野・白井の各驛に宿泊し、其附近の在郷村落を巡邏視察し、到る所に王政復古の主旨を說諭す。尙進んで閏四月八日、沼田に至る。城主土岐氏開城して、二心なきを表す。乃ち城に入る。是日戸田・堀田の二藩出兵して、沼田に至る。九日前橋・高崎の二藩も出兵す。官軍日に加はり、兵勢大に振ふ。官軍此の勢を以て、三國嶺の賊を討たんとす。是より先督府、本營を武州忍城に

移し、秋元禮朝を召す。乃ち王事に勤勞せしを賞し、菊章の御旗一流を下賜せらる。依りて東京大總督府に上申の件あり、出仕して軍務參謀局に以聞す。之により參謀附屬に出仕す。尋いで督府本營を館林城に移し、傍近を鎭撫す。時に閏四月九日なり。十一日、督府參謀より飛札ありて、木呂子等は卽日沼田を發し、十三日館林に歸著し、卽刻本營に出頭す。祖式參謀も亦、突然江戸軍務局より召還の命に接し、卽日歸途に上る。同時に之に屬せし各藩の軍隊は、悉く歸藩を命ぜられ、依りて沼田城內にて解散式を行ひ、祖式參謀は、十四日を以て館林に歸着す。かくて上野・下野は略ゝ平定に歸せしを以て、十九日督府は東京に歸營せらる。山本四郎（規武）・青木三右衛門（保承）・下江謙治（有恒）等、兵を率ゐて之を警護す。此日祖式參謀、竝に附屬の隊長は、謹愼を命ぜらる。小山・結城の戰、敗軍の故を以てなり。廿九日督府の命を以て、謹愼を赦免せらる。

館林藩兵奧州筋に出動

追討軍の一部たる薩・長・大垣・忍の各藩兵は、奧州街道を北進し、白河の郊外に於て奧羽聯合軍（米澤藩以下奧羽二十五藩の聯合は閏四月二十二日に成る。）と衝突し、官軍利あらずして、蘆野驛に退く。此敗報宇都宮に達するや、當時同地に滯陣中の薩將伊地知正治は、宇都宮守備兵の派遣を、今市の守將板桓退助に乞ひ、直ちに白河に向つて出發す。兵白

河に着するに及び、官軍勢を得、遂に之を抜く。館林藩隊長岡村多膳行修・河野左七通暢は、藩命に依りて、各隊兵を率ゐて、五月四日、館林を發し、六日宇都宮に着し、督府軍監島團右衛門の命を受けて、即日同驛守備の任に就く。五月廿三日、蘆野驛の守備を命ぜられ、任務に就く。次いで二十九日、後部隊隊長村山直衛・高橋徳八・大砲隊長大沼綱藏・總括兼軍監高山甚五兵衛は、館林を發し、六月四日、蘆野に著し、先著部隊と與に守備の任務に就きしが、次いで奥州金山に進軍せり。

六月北越の賊は、戸倉の山徑より西上州に突入して、暴掠をなさんとするの報あり。同月十日、隊長長山龍之進之方・杉本仁兵衛重好等、兵を率ゐて戸倉に至り、賊を要す。是れ出張中の軍監大音龍太郎が催促に依れるなり。賊官軍の鋭鋒に抗する能はず、遠く退いて會津に逃る。是に於て廿八日、我兵を還し、以て白川口に應援として、更に出兵せり。

六月廿一日、隊長林將曹成孝は、兵を率ゐて金山に加勢す。廿八日、荻谷又兵衛易勝出陣して、金山の軍を監す。廿三日、督府の參謀鷲尾侍從隆聚は、白河口の本陣に著す。翌廿四日、各藩の官兵、各所の防備を撃破し、棚倉に至る。賊已に城を燒いて遠く遁がる。此日館林藩兵は、白坂驛の守備を命ぜられたるを以て、蘆野驛を壬

館林兵棚倉街道の金山驛を成る

生藩に讓りて、其任務に就く。數日にして奧州金山驛警備を命ぜられ、六月廿八日、該驛に移る。七月十二日には、斥候長多ヶ谷松之助、十七日には軍監兼隊長長山甚兵衛秀之、十九日には隊長太田十右衛門正比・大砲長田村健太郎範正・軍監萩谷又兵衛各藩命を蒙り、隊兵・砲手隊部下を率ゐて來著す。是に於て金山駐屯の館林兵は、都て五小隊一小隊は二十人の規定と爲れり。

館林隊兵の三春進撃

七月二十三日、棚倉在陣の板垣參謀より、金山滯陣の館林隊に命あり。曰く、其藩二小隊及び大砲隊は、三春進撃軍に加へらるべきに就き、即時棚倉に進軍す可しと。是に於て館林隊は、部署を定め、岡村多膳・村山直衛の兩隊、後に此兩隊を合して一番隊と稱す。高橋德八の一隊、及び大砲長大沼綱藏・同田村健太郎の大砲隊、旋條砲二門、臼砲三門、軍監高山甚五兵衛成綮之に總括たり。之を三春進擊隊と爲し、林將曹・太田十右衛門の兩隊を、棚倉城の守備と爲せり。翌廿四日、三春進擊隊は金山を發し、棚倉に著し、廿五日、板垣參謀指揮の下に、薩・長・土・大垣・彥根・忍・黑羽の各藩兵と與に、同地を發して、三春攻擊の行動に移る。時に城主秋田萬之助の後見秋田主稅、途に官軍を迎へ、城主恭順の旨を陳し、降伏謝罪の歎願書を捧ぐ。是に於て總軍、城に入りて兵器を收め、彥根・館林の分隊、城內に於て開城警備の任に當り、斯くて各藩兵は奧州

本宮の開戰

我軍二本松に進む

本宮に進む。此時彦根・館林の兩藩兵は、會津・郡山兩道を警衛すべきを命ぜられ、館林藩は郡山本街道に守兵を派して、之を警戒せり。

七月廿八日早天、館林藩の持口にては、斥候隊を派遣して、敵狀を偵察せしに、會賊の一隊、本宮驛に進み來れるを認めしを以て、直に之を館林本隊に報じ、茲に兩軍の銃戰開始を見る。而かも本隊は敵の爲めに擊破せられ、大砲二門を委して退却するの已むを得ざるに至れり。是に於て一番隊も亦少しく退却して應戰し、我軍の死傷少なからず、且つ彈藥將に竭きんとす。時に高山・大沼・田村の諸隊を始め、土・薩・彦根の各兵來援して、一番隊を援護せしかば、敵兵は退路を絕たれんことを恐れ、狼狽して退く。薩・土・彦根の各藩兵は、敵を追尾し、高久村に據りて、敵壘を屠つて大勝を博せり。但し館林兵は之に與からざりき。

七月廿九日、薩・長・土・大垣の各藩兵は、二本松城を攻擊せんが爲めに、本宮驛を發す。我隊は本宮守備として留る。是日報あり。二本松は官軍之を陷れ、今や敗兵追擊中なり。各藩兵は速に二本松に進む可しと。依りて即時大垣兵を先驅とし、彦根・忍・館林・黑羽の藩兵之に續き、本宮を發し、同城下に入る。乃ち忍藩兵と與に、二本松口警備の任に就けり。是より奧羽地方は漸く平靜に歸し、敵は遠く

館林兵も亦荒松城攻擊に加はる

三斗小屋大峠中峠の駒返坂の會戰

仙臺・會津・米澤方面に遁走し、民心稍〻安堵するを得たり。

八月十一日、館林藩兵は、會津進擊軍に分れて、二本松大本營を辭し、忍・黑羽の兵と與に、退いて白河に入り、同所參謀の指揮を竣つ。是より先き館林よりは、重役齋田源藏、所屬部隊、及び高山彥四郎繁樹隊を率ゐて、白河に來り、棚倉の我守備地を巡視して、復び白河に入り、同所參謀の命を受けて、各藩と與に、同地守備を務む。既にして棚倉守備の我兵は、同所の任務を免ぜられしを以て、林將曹隊は八月十八日、太田十右衞門隊・長山甚兵衞隊は同月二十一日、棚倉を引上げ、來つて齋田源藏の麾下に屬せり。又二本松より白河に歸來せし岡村・高橋の各隊、及び大沼・田村の大砲隊も亦、齋田の下に隷せり。此日白河在陣の參謀より命あり。曰く、館林・黑羽兩藩は、互に協議の上、三斗小屋の賊巢を掃蕩し、高原道の官軍に合併して、與に若松城に向つて進軍せよと。

八月廿二日拂曉、豪雨を犯し、黑羽・館林の兩兵は、砲軍・臼砲を引いて、白川を發す。途に分隊して、兩道より兵を遣り、以て來會の期を約す。乃ち板室の賊巢を破り、大澤に泊す。分隊は月山を越え、三斗小屋を取らん事を謀る。廿三日また分隊し、一は大丸山を越え、一は月山の南路を進み、齊しく三斗小屋の賊窟を衝く。山

會津降伏して奥羽平定す

路沮洳たり。時に飛雨來りて面をうち、烟靄咫尺を辨せず。乃ち士卒を激勵して、山頂に達し、先鋒發砲す。賊亦之を迎へ擊つ。大九山より越え來るの兵も亦應戰し、彈丸雨注す。賊敗衂して溪谷に潜匿す。我軍進んで、遂に賊軍を一掃す。此戰や我軍會津領に入りて、最初の勝利たり。是に於いて兵勢大に振ふ。此日小谷の賊、懼れて散す。追擊して横澤に至る。時將に黃昏、進む能はず。乃ち野營を張る。廿四日、懲兵三斗小屋に來會す。直に大峠の胸壁を破り、分隊を止めて兵を旋す。廿六日兵を中峠に進め、また胸壁を破る。賊野際に走る。追うて之に逼る。賊駒返の險に據り、破塢を築き、互熕を備へて、我の來るを竢つ。會津領に入るや、山谷險絕にして、蹶躓しばしばなり。兵卒爲に困憊し、砲車を運ぶ能はず、勢殆ど窘迫す。將卒皆生還を期せず、粉骨力戰す。隊長村山直衞(三)刀を拔いて突擊す。賊遂に破れ、自ら野際の關門を焚いて走る。我兵を收めて歸營す。廿九日、大砲長道山嘉一郎溫拜着陣す。

九月朔日、我兵三斗小屋滞陣中、若松在陣の參謀より羽檄あり。曰く、八月以來進擊中の官軍は、會津境に逼りて、日夜攻擊す。日光進入の兵と與に、來りて討伐に從ふべしと。將卒與に奮勇し、即日發途す。二日大内峠に至りて、高原道の官

軍に合す。民屋空虛にして、芻糧を運ぶに苦みしも、黑羽の兵地理を諳んぜしを以て、大に行軍の便宜を得たり。三日嶺上より賊營を檢察し、兵を進む。賊山林に匿れて發砲し、出沒變顯極りなし。而かも我兵一步も退かず。隊長(四)岡村多膳、部下を督勵して先登す。彈丸雨注して、其面を洞し、重傷を被る。既にして賊遂に退却す。此日降雨あり。夜に入りて冷氣甚しく、栃澤に野營を張る。四日、各兵互に救援して進む。賊火を關山に縱ちて走る。五日、又兵を進む。賊河水を隔てゝ屯す。直に徒涉して之を擊攘し、進んで會津新町口に屯し、以て待つ。賊又來り襲ふ。我兵田野に展し、苦戰甚しく、死傷少からず。薩兵來り援くるに會し、急に討つて賊を破り、會津の市街に入るを得たり。依りて七日町に宿營す。六日、神山祿太郎重舊砲一門を曳きて著陣す。八日、營を飯寺村に移す。賊來りて戰の根據とせし處なり。十四日、河原町に兵を進め、次いで御花畑に轉陣す。此日隊長土屋勝藏有温・菅沼小十郎直義部下を率ゐて、御花畑に加兵す。十六日、兵を分ちて白川に後退せしめ、殘兵肥藩と與に、花畑を固守す。是より先き北越鎭撫の官兵、諸城を屠り、賊營を蹂躪し、諸方面一體に平定せしを以て、進んで會津に逼る。是に於て四方の官兵、大に來會す。山河丘林皆兵にあらざるは無く、城を圍むこ

と數軍、炮擊十晝夜、塡聲天に轟き、地に震ふ。城中防禦する能はず、仙臺・米澤の賊、駭惶敢て援はず。會津城主松平容保、出て降る。朝廷寬典に處し、城池を致さしむ。時に明治元年九月廿四日なり。乃ち城兵の罪を免じ、猪苗代に退去せしむ。是に於て賊徒皆降伏して、奥羽の亂平定す。總督府直に褒詞を館林兵に賜ひて、以て戰勞を賞す。

館林藩の分邑

館林藩は羽州村山郡に分邑ありて、漆山と云ひ、陣屋を置く。賊地に介在して孤立す。奥羽平定するに及び、彼我の交通始めて開く。乃ち乞ひて兵を進む。齋田源藏、隊長及び部下を率ゐて、會津を發し、十月八日、彼地に達す。是月賊降伏して、奥羽の亂略ぼ定まる。奥羽鎭撫總督九條道孝・副使澤爲量・醍醐忠敬等、漆山に宿營十餘日、士馬を休養し、廿八日發途、東京に凱旋す。兵亂の餘、分邑雜沓荒廢せしを以て、齋田は滯在巡視し、郊野に邑民を慰撫し、十二月館林に歸る。

館林藩兵を仙臺に出す

嚮に仙臺藩賊に黨す。草風・彰義の二隊、或は海に航し、或は陸に潛行して、遠く奥州に屯集し、險に據りて、官軍に抗す。官軍之を追伐す。八月、館林藩兵も亦命を蒙り、兵を岩城平口に派す。大陽寺内藏介(美成)二百餘人に長たり。八日を以て發す。時に霖雨連に至り、河水澎脹し、陸行不便を極む。因りて渡良瀨川に航し

て、古河城下に著泊す。明日陸行して、十七日岩城平に達す。是より先き官軍馳逐突撃して、平城を陷る。廿二日、館林兵中村城下に著陣して、旨を四條總督に達し、官軍に加はる。廿三日、命を受けて駒ヶ峯を戍る。是より先き、今回の出兵に就き、菊章の大隊旗を藩主禮朝に賜ひしが、禮朝卽ち之を大陽寺惣隊長に授け、大陽寺は其光榮を士卒に傳へ、其益〻奮勵せざる可からざる所以を示すに及び、惣軍士氣愈〻振起せり。九月九日、命を承けて黑木村を戍る。其夕長州藩及び相馬藩等の兵は初野口より因州御親兵及び相馬藩の兵は小野口より進んで、旗巻嶺屯集の賊を追擊せんとし、卽夜總軍黑木村に集まりて軍議す。翌十日曉、軍を進めて、山間の徑路より、目的地に抵る。我砲兵は本道を進み、徑路の兵の山頂に達して、賊壘を襲擊するの掩護を爲せり。我藩兵長州兵と戮力し、討つて敵壘を破り、賊を靑葉村に追擊す。官軍奥地に入つて、戰ふ每に勝を得、遂に仙臺藩主伊達慶邦の降伏を視るに至る。九月廿日、當藩は、藝州・筑前・筑後・因州・伊州・大州・長州・肥後の諸藩と與に、先鋒と爲りて、中村を發し、直に進む。十月八日、當藩は命を以て、一手にて岩波栫を戍る。仙臺領略〻平定す。十月晦日、四條卿、仙臺城を發して、東京に凱旋するや、我藩兵之を護送す。十一月十四日、東京に著陣す。十九日、太陽寺總

館林藩岩代國を治す

戊辰の戰死者の招魂祭を行ふ

隊長、江戸城に呼出され、奮戰盡力の旨を賞せられ、叡感の御沙汰を蒙り、清酒三樽鯣若干を下賜せらる。更に兵部省よりも賞詞ありて、白綸子二巻を太陽寺に賜ふ。十九日歸藩の命あり。卽日發途、廿二日惣兵館林に歸著す。

十二月勅を奉じて、岩代國耶摩郡に軍事を督す。卽ち木田九郎兵衞（副長）を權知事、尾關敬一郎（定靜）・島田靜衞（副長）を權判事と爲し、小吏(五)を屬して、行いて治せしむ。明年六月、權知事・權判事・小吏皆退職し、更に巡察使廳に出仕を命せらる。是月典刑考課、概略成りしを以て、歸藩を允さる。

二年九月、城西大谷の原に場を設け、戰死者の招魂祭を行ふ。是に於て士民愁苦を忘れ、親戚亦之を業とせり。（館林事跡考・秋元家傳・舊館林藩事蹟・館林叢談）

(一)木呂子善兵衞、初め鐡太郎と稱し、維新後、退藏と改む。館林藩の世臣なり。文政十年、山形に生る。夙に勤王の志篤く、率先して力を王事に致す。戊辰の役、從軍して戰功あり。賊平定の後、地方官參事に出勤すべく内命ありしが、辭して就かず。明治三十六年卒す。年七十五。圓教寺に葬る。（邑樂郡誌）

(二)齋田源藏、名は明善。源七郎爲茂の男。文政十年生る。十四歳にして藩主志朝の御側役と爲る。弘化四年、物頭兼御取次役に進み、嘉永四年、御用人と爲る。文

久三年、中老に進み、元治元年、家老と爲る。慶應二年、職を罷む。明治元年、再び家老と爲る。明治二年、權大參事に任じ、五年職を解かれ、七年舊藩主興朝の家扶と爲る。明治二十二年十一月卒す。年六十二。東京牛込區市ヶ谷富久町道林寺に葬る。大正四年十一月、朝廷其功を追賞して、從五位を賜ふ。邑樂郡誌。

(三)村山直衞、名は具瞻、初め峯次郎と稱す。嘉永元年生る。二十歳にして江戸に出て、石合江村に就いて經史を修む。明治戊辰の役、徒士隊長たり。戰功ありて、永世祿並に賞金を下賜せらる。明治三年、中隊司令官に任ぜらる。幾もなく辭職す。後警視廳に召出され、市の取締組頭と爲る。五年權大警部に任ぜられ、更に中警部署長と爲る。初め直衞西郷隆盛の知遇を蒙る。十年の戰役起るに及んで、已むを得ず職を辭す。十六年、邑樂郡長たり。在職中、躑躅ヶ岡を買收して、公園と爲す。二十七年七月九日病歿す。年四十七。人物志。

(四)岡村多膳は、一番隊右翼隊長たり。三日、關山の戰に傷を被る。治療の爲め隊士一名附添ひ、白河に護送せらる。是より一番隊は左翼隊長直衞之を指揮す。

(五)此小吏の中に、小野田元凞あり。當時は未だ廿一歳の青年にして、權知事附書記兼調役補と云へる職なりき。彼はかゝる小吏より身を起し、後には各縣の知事に歷任し、令名を馳せたり。大正八年薨ず。人物志。

第三節　高崎藩の勤王

明治元年三月八日、東山道先鋒總督兼鎭撫使岩倉具定、副總督岩倉具經下向ありて、高崎藩用人等遠く之を迎へて而して城下石上寺に宿す。時に藩主大河内輝聲、騎して之を相生町に迎へ、兩總督に旅館に面接す。翌日兩總督、高崎宿を發す。輝聲命を奉じて、後裝銃二十挺彈藥二千發、金一萬兩を獻ず。四月十三日、輝聲輕裝して、封邑を發し、閏四月四日、京師に達す。八日太政官代二條城に參集して、天皇の大坂より凱旋し給ふを奉迎す。九日天機伺として參內し、親しく龍顏を拜し、祝酒を賜ふ。明日五事の誓約を爲す。後特旨を以て暇を賜ふ。

輝聲國に歸るや、專ら心を練兵に用ひ、特に諸士の勇壯なる者數十人を選拔し、一隊を編制して、每日炎暑に撓ゆまず、親ら二之丸演習場に臨み、號令して兵を練る。兵士の動作進退、輝聲が意の如く、終に精兵と爲る。所謂如風隊是なり。如林隊と相伯仲す。初め輝聲、砲術の教師を野火止、又は銚子に派し、士卒及び鄕足輕を銃隊に編成す。鄕足輕は文化中、海岸防禦の爲め、先づ之を銚子に募り、後之を野火止に、次いで高崎に募る。總て十小隊と爲り、兵備稍整ふ。是に至りて高

崎の士卒、皆翕然として一意洋式の銃砲を傳習し、輝聲が宿志是より大に行はるるに至れり。

閏四月總督府の命に依り、利根郡戸倉峠より越後地方に出兵して、所々に戰鬪す。藩士宮崎貫哉、江戸に在りて、彰義隊に入り、高勝隊に屬す。五月十五日、上野の役戰歿す。九月十七日、高崎藩、舊幕府の美加保丸乘込の兵を追捕せざりしを以て、輝聲に謹愼を命ぜらる。初め舊幕府の海軍副總裁榎本武揚、軍艦運漕船を奪うて、品川海を脫走せしが、偶〻暴風に遭ひ、美加保丸は高崎領內なる總州黑生浦に漂到す。郡奉行土方景尉、其脫艦なるを知らず、厚く之を遇して、其兵終に脫走四散す。輝聲國邑に在りて、之を聞き、大に驚く。乃ち直に景尉を召し、將に之を罰せんとす。時に水戸脫藩の士市川弘美、朝比奈泰尙が黨百有餘人、銚子に來る。景尉速に兵を率ゐて、之に接見し、條理曲直を說いて、終に之を降服せしめ、以て東京に護送す。是に於て功を以て、嚮の罪を寬減し、謹愼を爲さしむ。因りて文武館總裁菅谷清允を銚港民政總裁と爲し、宿弊を一掃し、文武更張實効を立てしむ。封內靜謐、最も練兵を勵む。是に至りて此命あり。藩內肅然たり。（十月五日に謹愼を解かる。）

十月輝聲上京し、十三日天皇の東巡を奉迎し、十四日參內す。十一月淺井貞潔、

兵を率ゐ、奥州より抵る。初め官軍會津、長岡等を討つ。時に越後の高崎領内鎮撫の爲め、宮部八三郎・大島忠藏等をして、兵を率ゐ、一ノ木戸に赴かしむ。乃ち官軍に從ひ、處々に轉戰して、岡登嘉藤次等四人戰死す。輝聲目附をして、手書を携行せしめ、隊長淺井眞潔に與へて、大薫の戰役の勞を慰せしむ。是に至り淺井先づ歸り、奥羽鎮定するに及んで、八三郎等皆歸り、各其功を賞せらる。

十二月五日、輝聲皇居正門の守衛を命せらる。乃ち直に精兵百五十人を派出す。翌日更に山下門の守衛を命せらる。明年に至りて免せらる。七日輝聲參内して、暇を賜はり、二十一日歸藩す。（高崎藩近世史略。）

第四節　吉井藩の勤王

明治元年二月廿九日、東山道總督府よりの飛報吉井藩に至る。曰く、今般東征の官軍、將に信・野の間に進軍せんとす。驛々の兵食及び警衛、竝に傳馬の事に付き、努力すべしと。此報を領するや、直ちに其準備を爲し、家臣數名を派し、之に精兵一小隊を率ゐしめ、安中・岩村田間の兵食・警衛の事を掌らしむ。三月八日、總督府より左の通り達せらる。

勅命遵奉　志有之趣ニ付、進退向者追而可申候間、藩力相應兵力、儲糧食、臨時軍用差支無之樣、可致手當候。尤賊徒横行或無賴之者共、良民ヲ苦メ候事モ有之候者以兵力討取候樣、可致勉勵事。

戊辰三月二十八日

四月二十二日、總督府より吉井外二藩に通達ありて、小栗上野介を誅す。其事蹟は別項を參照すべし。閏四月、總督府より本藩に達ありて曰く、此頃戸倉附近、賊徒潜伏に就き、一小隊を出兵し、巡察使に屬し、精々盡力鎮定を致す可しと。因りて直に出兵の準備を爲し、士分銃隊・鄕兵銃隊各〻一隊を出す。二十四日、三國峠

般若塚に於て、大に苦戰して、賊の巣窟を破り、逃ぐるを追うて六日市に至る。此戰や賊首を斬ること二級、分捕品數十點に及ぶ。我兵賊の彈丸に中りて、殪れし者一人なり。五月八日、巡察使より陣中の隊長に通達して曰く、昨七日、柳枝侯へ進撃の爲め、副使二人兵を率ゐて出發せり。中に就き前途嶮悪にして、且つ兩使の左右翼を有せざれば、其藩は之が羽翼隊と爲り、左右の輔佐たる可し。是に於て我藩兵は巡察使に屬して、戸倉口土出村に陣す。同月廿一日、賊戸倉村に襲來す。斥候の士分一人、賊徒に遭遇し戰死す。是月行政官より左の通達あり。

吉井藩

德川慶喜及降伏候處、殘賊猶禍心を呈し、所々屯集、官軍に相抗し候折柄、上州三國嶺に於て遂奮戰、及掃撃候段、叡聞御滿足ニ被思食候。猶此上抽精忠、精々盡力、速ニ賊徒平定之功を奏シ、可奉安宸襟、被仰出候。此段戰士へ可相達旨、御沙汰候事

戊辰五月　　行政官

六月八日、全軍凱旋せり。然るに八月十九日に至り、又戸倉に賊徒襲來につき、一小隊を出兵す可く、總督府軍監より達せられしを以て、郷兵一小隊を出し、土出村に陣する三十日にして歸る。同月軍務官の令を奉じ、徵士三名京都に出す。

十二月、朝廷より更に廩米一萬二千俵を賜ふ。是月東京市中取締を命ぜらる。

明治二年五月、朝廷金壹千圓を賜ひ、左の如く達せらる。

吉井左兵衛督

戊辰ノ夏、近境ニ於テ戰爭ヲ遂ケ候段、神妙ニ被思食。仍爲其慰勞、目錄之通下賜候事。

己巳六月　　行政官

第五節　新田氏の勤王

慶應三年、新田郡の人金井五郎恭之・大館謙三郎・太田稻主（一）等、勤王の大義を唱へ、大に爲すあらんとし、關東諸州に說きて、同志四百六十餘人を得、因つて新田滿次郎俊純を推して總帥とし、五郎之が參謀と爲り、義兵を擧げんとせしが、謀洩れ、五郎は幕吏宮內左右平の爲めに囚へられ、代官木村飛驒の陣屋岩鼻に幽せられて、斬罪に擬定せらる。然るに其間髮を容れずして、世局頓に轉變し、東山道總督岩倉具定、碓氷峠に軍を進めらるゝに際會す。乃ち參謀伊地知正治・先鋒隊長川村純義等の救護に由り、萬死に一生を保つを得たり。是に於て五郎は、宗家新田氏を代表して、嚮に糾合せる烈士と與に、（二）書を總督府に上り、遠祖義貞が勤王の義に傚ひ、力を王事に效さんことを請願せしに、督府之を允し、三月八日に、左の如く官軍隨從を命ぜらる。錦旗を下渡されたるは、沼田在陣中なりと云ふ。但し旗竿は早く大館謙三郎、新田氏を代表して江戸にて之を受け取れり。

新田滿次郎

其方儀、祖先之意志を繼述致度趣ニ付、官軍に隨從申付候間、無用之冗兵を相除、精

撰之士引率し、賊徒平定、　王室中興の業可レ奉レ助者也。

東山道先鋒

辰三月　　總督府參謀

滿次郎大に悅び、同月十日、一族家臣舊臣を其館に集めて、申渡書の旨を示し、來る十三日を以て、出師の日と定む。而るに十二日の夜八時、暴徒所在に蜂起す。滿次郎乃ち舊臣三十六人に命じて、鎭撫せしむ。既にして暴民、官軍の威に恐れ、忽ち四散して、十四日夕に至り、全く靜謐と爲る。

　是より先き十三日、滿次郎は師を率ゐて、板橋驛に抵るや、總督より上野國鎭撫を命せられ、十七日歸館し、其子三郎純忠に一族・家臣・舊臣を屬し、新田・山田二郡を巡廻鎭撫す。此騷擾の際、家臣佐々木英之助、暴行の事ありて切腹を命せらる。四月下旬、舊幕臣小栗上野介の三之倉に退引するや、其官軍に抗するの左證を得たりとて、督府に伺ひしに、聽て追討は命ずべきも、猶巨細に探察を遂ぐべく命せらる。乃ち精査怠らず、狀勢を圖して上る。閏四月三日、家臣田中司を忍城なる督府本營に遣して、金百兩・米三十俵を軍用の內に獻納せんとす。督府其志を賞し、其金穀を以て家臣に扶持し、以て實效を擧ぐるに留意せしむ。八日督府は新田氏を

中軍に加へ、隊長金井五郎等へ鐵炮三十五挺、玉藥等を附す。此時の達書は左の如し。

別紙之通被仰出候條、相達候也。

辰後四月八日　　東山道總督府參謀

新田滿次郎

其方儀、祖先左中將之遺志ヲ繼ぎ、爲國家忠勤仕度趣、及歎願候ニ付、中軍隨從申付候條、無用之冗兵ヲ除キ、精撰之士ヲ率ゐ、勉勵盡力可致候事。

戊辰後四月

此時隊長は金井五郎・大館謙三郎・廣瀨專右衞、副長は岡田稻雄・篠崎軍平、會計方總裁は畑織之輔なり。其後本營を館林城に進めらるゝや、新田軍は太田口關門の警衞に任ぜられ、兵士を率ゐて、晝夜之に勤務す。廿二日督府東京に徙るや、中軍先鋒と爲り、大名小路なる因州邸に着し、同邸にて日々家臣を交代して、總督廣間取次を勤務す。既にして賊徒越後に蜂起せしを以て、督府滿次郎等に命じて出兵せしむ。廿九日新田氏は、大隊旗守衞として、軍監大音龍太郎等と共に、東京を發し、三國嶺に向ふ。浦和宿に至るに及び、更に命あり、會津裏手口、卽ち上州戶

倉口の警固を擔任せしむ。即ち五月一日を以て、其地に向ふ。隨從の士は、

金井五郎之恭　大館謙三郎(三)上田中人　金井政兵衞尾嶋人
本嶋太郎太田人　町田周朗烏山人　栗原軍平市村人
赤井琢郎木崎人　川嶋仁左衞門村田人　橋本多賀之助太田人
廣瀨多七市野井人　高木七平(四)同上　長山源十郞(五)大根人
田嶋彌九郎島村人　田嶋四郎同上　藤生靜之助家中
小林外記家中　亘謹一郎家中　橋本助三郎家中
關根主計家中　小幡定之進家中

等六十人に過ぎざりしが、後に他より參加したる者は多かりき。翌二日沼田城下に着陣し、次いで檜枝岐の御座入に進み、六月二日まで守衞に任せしが、會津は全く靜謐に歸せしを以て、三日に歸館し、當時總督府の本營たりし江戶の因州邸に、凱旋を復命す。是年八月三十日、滿次郎は江戶築地鐵砲洲開市門々の守衞、竝に市中見廻りを仰付けられ、明治二年正月十五日まで勤務金井五郎之が隊長と爲る。滿次郎の此勤務不在中、上州にては、滿次郎の子三郎に、

金井又市尾嶋人　本島自柳(六)太田人　黑田桃眠村田人

太田稻主

金井等の總督府に上る書

金谷勘平 大根人　畑織之助 家中　藤生友之助 家中
關根高之助 家中　田部井源兵衛 平塚人　福島芳藏 尾嶋人
田嶋善兵衛 嶋村人　田島彌兵衛 嶋村人　永田杏庵 村田人
田中司 出羽國人　(七)石原政藏 笠懸人

等約三十人を附して、警固に當たらしめたり。

(一)太田稻主は、新田郡岩松村八幡宮神職年麿が子なり。幼にして國學を家庭に受け、長じて平田鐵胤の門に入る。元治元年、金井之恭等と謀り、新田滿次郎を擁し、兵を擧げんとして成らず。慶應三年、又之恭等と與に義擧を策せしが、事泄れて、之恭等は執へられしも、稻主は逮捕を免かる。明治元年、官軍東下に及び、滿次郎に從うて總督府の本營板橋宿に至る。同年五月京都に上り、出雲と改名し、岩松村八幡宮神主に拜せられ、皇居内の神祇官に出仕せしが、病に因りて歸國し、六年八幡宮祠官と爲り、爾後諸種の名譽職を帶び、大正九年、奏任官を以て待遇せらる。大正十三年七月七日歿す。年八十五。稻主古典に精通し、殊に鄉土の史誌研究に造詣深く、新田氏古城蹟・新田郡史略の著あり。(人物志。)

(二)金井之恭の戊辰年從軍履歷に載する所左の如し。

再拜稽首奉レ願候

私共儀者

左中將新田源義貞舊封之地、草莽鄙之巖穴ニ潛居罷在候一族・舊臣ノ者ニ御座候處、嘉永癸丑以來、蠻夷追年之跋扈、實ニ傍觀モ仕兼、痛憤切齒之餘、同志之者共日夜會議苦心罷在、　尊攘之大義ヲ唱ヒ、速ニ掃攘仕、上奉レ安ニ　宸襟一、下銘々共塗炭之苦ヲ救助仕度志願ニ御座候處、兎角奸吏之妨遮ニ遭遇仕、空光陰費候迄ニテ、抱レ志歎息罷在候處、　王政復古之御布告承知仕、實ニ雲霧開霽之心地致、速ニ罷登、微意獻言モ仕度存候得共、卑賤之私共不レ任レ心候折柄、　殿下之御下向奉ニ傳聞一、雀躍不レ過レ之、則義貞之遠孫新田源俊純儀も同志ニテ、自ラ同人モ可レ奉レ願候得共、卑賤之私共分位ヲ超過し恐縮に候得共有志者總代トシテ、別紙姓名簿相携、　御本陣迄參着仕候間、小臣等之微衷御憐察被ニ成下一何卒出格之以ニ思召一、御採用被ニ成下一、此度　御鎭撫之御用モ被ニ仰付一被ニ成下一置候ハバ、如何許リ大慶不レ過レ之、盡ク粉骨忠勤仕度、尙委細之儀者、口上ヲ以テ可レ奉ニ申上一候間、宜御執成之程奉ニ懇願一候。　誠惶誠恐頓首再拜。

慶應四戊辰年二月

金井之恭

大館謙三郎

篠塚軍平

岡田稻雄

右代

石川熊武

佐々木英之助

此建言書は、信州木曾野尻驛にて、右二人より、督府に進達せしも、烏合の兵なれば、金穀の目途も覺束なしとて採用なかりき。其後勤王誘引方として、尾州藩佐久間嘉計雄なる者新田に來り、尾藩主よりの書を示し、重役一人を直に差出すべく傳へられしにつき、家臣田中司・鈴木三郎の二人を上せ、建白書を呈出せしに、總督府參謀の添書を渡されたれば、二十八日之を板橋宿なる督府本營に上れり。三月八日、岩倉總督高崎城に着陣の際、金井五郎を以て、滿次郎が建白書を上る。

　微臣俊純再拜稽首、謹テ奉願候。建武中興御衰運ニ被爲向、先臣左中將義貞、勤　王之微衷モ貫徹ニ至リ候。元ヨリ微賤の小臣ニ御座候得共、常々祖先勤　王之遺志ヲ奉シ、舊封に罷在候一族・舊臣共ヲ糾合仕上ハ、
皇家ノ藩屛ト成リ、下祖先之舊業ヲ復シ中度志願ニ御座候處、蟲蟻之微力致方無之、悲憤泣血罷在候。今般勤　王御誘引方佐久間嘉計雄、舊封へ罷越、關西之形勢承知仕候處、一時　王室中興之大機會、祖先勤　王之遺志モ相貫キ、微臣俊純多年之

大館謙三郎

宿志モ相立可ㇾ申ト、千歳之喜悦不ㇾ過ㇾ之奉ㇾ存候間、不二取敢一以二一族及家來一微意建言仕候。微臣俊純、元ヨリ世之騷擾ヲ僥倖仕、富貴功名ヲ希望仕候私心、毫髮モ無二御座一、唯々一族・舊臣ヲ糾合仕、爲二　皇家一寸功相立、先臣義貞勤　王之微衷仕二貫徹一度志願ニ御座候。進退唯奉ㇾ仰二御指揮一候間、微情御洞察被二下置一候ハバ、不ㇾ堪二千謝萬感之至一候。誠恐誠惶謹言。

慶應四年戊辰三月八日　　新田滿次郎源俊純

右は直に採許を得たるなり。

(三)大館謙三郎、名は謙氏。字は好謙。霞城と號す。珍氏（永賢）が第二子なり。父兄新田郡上田にありて、醫を業とす。資性豪邁沈毅にして、容貌魁偉、膂力人に過ぐ。弱冠にして兄恕庵に從ひ、昌平黌に入りて、古賀侗庵に學び、詩書を善くす。平素楠公を慕ひ、名山大川を跋渉して、自ら志氣を恢廓す。五畿七道踏尋せざる莫し。至る所、志士と交を結び、文久三年、同志淸川八郎・村上俊五郎等と謀る所あり。既に難を水戸に避け、武田耕雲齋・藤田小四郎等と交る。時に幕政振はず、謙三郎等勤王の說を主張し、慶應三年、金井之恭等と與に、新田滿次郎を推して盟主とし、竊に志士を募り、義擧を企つ。事發顯して、之恭等と與に岩鼻の獄に繫がる。明治元年に至り、赦を得たり。次いで滿次郎、上毛官軍の先鋒たるに及び、其大隊長に選ばる。奥羽

高木七平

長山源十郎

平定の後、岩鼻縣に出仕せしが、辭して鄉里に廣業學校を興す。明治八年五月二十六日卒す。年五十二。大正七年十一月、朝廷其功を追賞して、正五位を贈る。(上毛及上毛人。)

(四)高木七平、名は宗喜。天保二年、新田郡市野井村に生る。十五歲父を失ひ、母を助けて、農業に從事す。年十九、地頭本間某の吏生と爲り、精勵公用に從ひ、又善く家計を興す。時に政局頓に轉移し、討幕の說盛に起る。七平乃ち地方勤王の志士と結び、新田滿次郎を擁して、事を圖る。明治元年四月、忍城なる督府本營に隨從す。次で本營を館林城に徙すに及び、從ひ至る。時に督府議して、巡察使を上野國に發す。七平また之に從屬す。既にして上州各藩、命を受けて、兵を沼田方面に出す。五月官軍三國峠の賊を破り、越後に進軍し、魚沼郡六日町に於て、薩軍に應援す。既にして轉じて戶倉に戰ふ。其間軍監原保太郎の命を奉じ、諸藩の隊を指揮す。維新の後、縣吏・區長・郡吏と爲り、十三年縣會議員に選ばれしも、十五年疾に依りて之を辭し、二十五年四月歿す。年六十二。同村福藏院に葬る。(人物志。)

(五)長山源十郎、名は安忠。性溫厚にして學を好み、夙に勤王の志あり。幕末薩藩の浪士を自宅に招致し、近鄉の勤王家と相合して、東西相呼應して、討幕の師を起さんことを計る。慶應三年、江戶に出でて、薩藩邸に入り、同志長山喜三次(名は義忠)と與に江戶近鄉を騷擾す。是時喜三次は幕吏に捕へられ、源十郎は遁れて、從兄安川繁成

本島自柳

石原政藏

の家に匿る。其後新田滿次郎に從うて、官軍の先鋒となる。維新の後、海軍省に出仕し、海軍病院に勤め、醫術を修む。後郷里大根村に歸り、醫業を開く。（上毛及上毛人。）

（六）本島自柳、幼名は貞之助。老後柳翁と稱す。太田町の人にして、天保十一年生る。少にして長谷部謙庵・梁川星巖等に學び、若冠にして長崎に遊學し、名醫村井調雲に師事す。自柳、少壯尊王の大義を唱へ、幕末に際して、新田滿次郎を推して、盟主とす。金井等と與に捕へられ、岩鼻の獄に投ぜらる。後赦に遇ひ、岩倉公に從屬して、各地に轉戰功あり。後內閣より表賞せらる。明治維新の役、專ら社會事業に努力し、町郡縣の各議員と爲る。大正十三年十二月十二日歿す。年八十五。（上毛及上毛人。）

（七）石原政藏、名は義寬。新田郡笠懸村の人なり。父義貴（通稱金藏）に就いて、皇漢の學を修め、劍術を練習す。新田滿次郎の勤王の義擧あるや、其軍に加はり、錦旗の下に活動す。明治八年、村社赤城神社の氏子總代に擧げられ、勤續二十三年、衆をして敬神尊皇崇祖の倫道を興起せしむ。大正四年十一月十三日卒す。年八十四。（上毛及上毛人。）

第六節　小栗忠順の末路

東山道鎮撫使の東下するに至りし事情は、前に述べたる所にして、之と關聯して我上野に觀過す可からざるものは、小栗忠順（上野介）處刑一條なり。今其始末を左に畧述せんとす。

忠順の人物と時勢

忠順の勘定奉行と爲りて、幕府の財政を掌るや、舊弊を去り、新税源を索め、大に釐革する所あり。將に衰亡に瀕せんとする幕府をして、能く國歩艱難の際に活動するを得せしめしは、一に忠順が手腕に依りしことは、何人も否む可からざる所と信ず。彼は消極的に財政を整理せし點も少からざりしが、又積極的に諸種の事業を企圖し、大に最後の幕勢を張らしめしこと多大なりしは、夥多の費用を捐つるを惜まず、新式陸軍を起し、海軍の根本たる船廠の創設を力説して、之を實現せしめたる等にて、略之を察知するを得べし。（別章旗本第一五の條下に詳説したり。）進取、何れの時代を問はず、凡て改革に伴うて、利害を共にせざるの俗輩より忌憚さるるは免かる可からざる所にして、彼は終に是等衆人の怨府とは爲りしなり。猶亦之を

助長せしめしことは、彼が性質の然らしめし所も有しなるべし。即ち彼は酒を飲まず、聲色を近けず、勤務に勉勵して、能く衆の堪へざる所に堪へ、諧笑談謔して、貴戚を避けず、思ふ所あれば言を盡して忌まず、是を以て屢〻上位に忤うて貶黜せられしことありしも、毫も屈せざりき。慶應二年、忠順時勢の容易ならざるを覺り、幕府に獻策し、金幣を佛國に託して、軍艦數隻を購ひ、以て薩・長を征せんとす。謂へらく、此征討にして目的を達するを得ば、邦內又口を容るゝの大諸侯なからん。此機に乘じ、諸侯を削小して、郡縣の制に更めんは、易々たるのみと。而るに勝安房の排する所と爲り、此議終に行はれざりき。

忠順の罷免

慶應三年、慶喜將軍職を辭し、翌年鳥羽・伏見の戰あり。慶喜逃れて江戶に歸る。忠順頻りに開戰論を主張し、慶喜を直諫して退かず。慶喜の將に內に入らんとするに及び、其裾を持して放たず、猶强辯して避けず。是を以て直語其職を免ず。幕政二百六十餘年の久しきも、將軍の直語を以て、其職を免せられしものは、忠順一人なりきと云ふ。以て其意志の强固、何者にも屈せざる底の人物たるを知るに足る可し。斯くて彼は重職罷免と爲りし上は、最早急速に其所信を實行する能はざるを以て、暫く天下の大勢を傍觀するに如かずと爲し、是歲願濟の上、二月

忠順上州の采地に退居す

二十八日家族を提げて、江戸を發し、三月三日、采邑上州群馬郡權田村（村高三百七十五石餘）に着し、東善寺を以て假寓の所と爲せり。忠順が何故特に斯る山間僻地交通不便の地を選びしや、何故に采邑野州足利郡高橋村（村高千三百五十四石餘）の如き比較的大村且つ便利の地に落付かざりしやに就きては、早川珪村氏は、或人の問に答へし忠順が答を引いて、

前將軍に於て、我々の主戰說は容れらるゝに於ては、策すべき途多々ありと雖も不幸我々の主戰說は、前將軍の容るる所とならず。假令東北の諸藩を糾合して戰ふとも無名の師にして勝算あるなし。只騷亂平定後に於て、強藩間或は權力を爭ひ、相軋轢し、群雄割據の狀を呈し、國家の統一を缺くに至るやも知るべからず。此の如き時に於て、外國の其隙に乘ずるあらば、實に由々敷大事なり。萬一然る事あらば、我は直に前將軍を奉じ、天下に飛檄し、國難を除くと同時に、中興を策せんと欲す。幸に天下泰平を謳歌するに至らば、我は山間の一頑民として終らんのみ。故に此の繁雜を避け、殊更に僻邑權田村を撰みしのみ。他に何等の感思あるにあらざるなりと云へるが、眞に然りしならんか。

と述べられたり。如何にも左せる考慮の在りしことは、向後忠順が採りたりし

在邑中の忠順と不意の出來事

動靜を以て推察するに足るものあり。加之、權田村には名主佐藤藤七・磐田三左衞門の如き有力者少なからず。殊に藤七は忠順の米國に使せし時、隨行せし一人なるより、最も信任あり。豫て忠順に土著を勸説したるに因れるならん。

忠順が該地に土著せしに就いては、先づ農兵組織を實行せんと思付きしものなるが如し。(一)されば采地に下りし時には、大砲一門、小銃二十挺、及び多少の彈藥を齎せり。其後は近傍の青年を集めて、寓所に洋算・洋學を教授したり。(三月四日に私學校を起す旨を發表せりと云ふ。)又地を同村觀音山に相し、居宅の建築に着手せり。(此經營に千六十兩を出金せりと云ふ。)

是歲維新革命の際とて、各國ともに暴徒の蜂起あり。世に之を打毀(うちこはし)と稱す。上州各地にも一時此徒橫行し、掠奪至らざるなし。其前橋・高崎附近に襲來せし一隊は、群馬郡室田村に到り、藤岡・富岡を荒らせし別隊と合同し、三月三日、同郡三ノ倉村を脅掠す。其勢七千餘人、金井莊助なる者を主魁とし、四日を以て權田村に殺到す。蓋し忠順が土著の際、巨額の軍用金を携へたりとの世評ありしより、之を奪取せんと圖りしなり。村の四方より五箇所に放火して之に迫る。忠順主從、村民を率ゐ、之を擊退す。暴徒の中銃丸の爲めに仆れたるものあり、斬られたるものあり。又村落の一部、忠順方の手に燒拂はれしもあり。忠順は東善

寺門前に彼等の首級を實檢したりと云ふ。事の眞僞は兎に角、大砲が路傍に牽き出され、小銃を發射されしは事實なりしが如し。此當然の防禦動作を、一面より見れば、最も悲む可きの出來事と云はざる可からざるの運命とはなれり。

是時忠順が暴徒を擊退せし風說は、遠近に宣傳せられ、爲めに優勢なる防禦あるかの如くに解せらるゝに至りたり。之に加ふるに暴徒に一味せし者の中には、東山道總督（當時府の廳は館林にあり。）に訴告し、總督府よりは人を派して忠順が行動を密偵せしめ、偵察者は彼が大炮を備へて警戒せしことゝ、觀音寺山に邸宅を經營しつゝあることゝを捉へて、小栗は叛意ありとの報告を致せり。是に於て總督府は斷じて曰く、官軍東下に際し、沿道の諸藩競ひ至りて、信を捧ぐ。特り小栗に至りては、其家臣をも出さず。今や暴徒を擊退するに過大の兵器を用ひ、且山上に砲臺を築く。兵を派して直に誅滅を加へざる可からずと。乃ち檄を高崎・安中・吉井の三藩に傳へ、原保太郎・豐永寬一郎を監軍として、忠順を討せしむ。此時令せし追討の文は左の如し。

小栗上野介、近日其領土上州權田村ニ陣屋等嚴重相構ヘ、加之砲臺ヲ築キ、不ㇾ容易企有之趣、諸方注進難ㇾ捨、深ク探索ヲ加ヘ候處、逆謀判然上ハ、上ハ奉ㇾ對ニ天朝ニ、不埒

至極、下モ主人慶喜恭順ノ意ニモ相戻リ候ニ付追捕ノ儀、其藩々エ申付候間、爲ニ國家ノ協力同力、可レ抽ニ忠勤ニ候。萬一手ニ餘リ候得者、早速本陣エ可ニ申出ニ候。先鋒諸隊ヲ以テ一擧誅滅可レ致候事。

右之通被ニ仰出ニ候間、御達申候。急々盡力可レ有レ之候事。

東山道總督府執事

松平右京亮殿(高崎)

板倉主計頭殿(安中)

松平鐵丸殿(吉井)

右囘覽之上各藩申合追捕可レ致事

忠順の恭順效を奏せず

閏四月五日、高崎藩郡奉行大野八百之助、目附役山崎四郎兵衞は、安中・吉井の藩士と、少數の兵士を引率して、三之倉村に抵り、全透院を本陣とす。乃ち小栗父子を招き、督府の檄を示して、詰問する所あり。忠順は具に其寃罪なるを辨明し、恭順を表せんが爲に、大炮一門、小銃二十挺を三藩に引渡す。又養嗣忠道ヌ一に、塚本眞彥・沓掛藤十郎・多田重之助を附し、三藩の兵と與に、高崎に出頭して辯疏せしむ。是夜監軍豐永勘一郎、三之倉村に來り、三藩の處置を聞いて曰く、三藩は陽に府命

を奉ずるも、陰に小栗父子を庇護するに似たり。左あらば併せて三藩をも追討せざる可からず。要は督府の裁斷にありと。將に館林に急行せんとするの警報、高崎に至る。三藩之を聞いて震駭し、士を派して途に豐永監軍を要し、辯明これ力め、只命のまゝに動く可きを誓ふ。即夜監察使大音龍太郎に藩兵二小隊を附して、之を派遣す。是より先き忠順、從士の勸告に依り、寓所東善寺を立退き、途に同村龜澤の一農家に憩ふ。從士塚田三左衞門・池田傳三郎・中澤兼五郎等侍す。偶、高崎に赴きて、官軍の動靜を偵せし名主佐藤藤七歸來して、其狀況を報じ、且つ忠順の歸館を請うて曰く、「君若し歸館すること無くば、村民一同が難儀は一方ならず、且つ高崎陣所に出頭せられし又一君が一命にも關すれば、歸館の上官軍に面唔辯解あらば、一村は勿論、兩公の爲めに幸甚なり」と。忠順聞いて之を諒とし、歸つて東善寺に入る。是れ三日の夜の事なりと云ふ。(三)

六日昧爽、(傳春樓主人述上野介末路事蹟には五日と爲す。)藩兵東善寺に抵るや、直に督府の命を傳へて、主從四人を縛し、何等訊問をも用ふることなく、三ノ倉村の西境烏川の涯、俗稱水沼河原に引出し、先づ從士大井磯十郎・荒川祐藏・渡邊多三郎(多三郎は太三郎とも書す)を斬首し最後に忠順を斬り、之を梟す。此時の高札に、

公　示

小栗上野介

右之者奉對朝廷企大逆候條明白ニ付令蒙天誅者也。

慶應戊辰四月

東山道先鋒總督府使員

と掲げたり。養嗣忠道は、嚮に高崎に至るや、藩主祈願所石上寺に幽閉せられしが、七日朝縛に就いて、牢屋敷內に引致せられ、豐永監軍の列席にて左の如く申渡さる。

小栗又一

其方儀、父上野介ト共ニ叛狀、明白ニ付、天誅ニ行フ者也

戊辰閏四月

小栗上野介家來

塚本直彥

沓掛藤十郎

多田金之助

右之者共上野介ヲ助ケ、叛逆ヲ企候條、明白ニ付、天誅ヲ加ヘ、令梟首者也。

戊辰閏四月

東山道總督府使員

忠順の遺骸は、權田村民之を請ひ受け、東善寺裏山の中腹に葬り、陽春院法岳淨性居士と謚す。從士の遺骸も亦、同寺西方に埋葬せらる。忠道の遺骸は、初め群馬郡下齋田村民等請ひ受け、村內日光例幣使街道側なる觀音堂前庭に葬りしが、路傍人目を惹くを憚り、更に阿彌陀堂寺內に移葬し、倚柄院及懿盡義居士と謚す。忠道と同時に戮せられし三士の墓も、同所に在り。東善寺にても忠道以下の石碑を建て、忠道に花散院折山貞松と謚す。忠順・忠道の首級は館林なる巡察使廳に致して、實檢に供したる後、秋元家の祈願所泰安寺に下げ渡され、同寺より宇加法師の法輪寺に送られて、其境內西方老杉の下に埋葬せらる。其翌二年、一周忌日の夜、人あり其首を掘返し、盜み去れり。是れ譽田三平次（三左衞門の改名）が豫ての計劃にて、小栗の采邑野州足利郡高橋村名主人見宗兵衞に計り、宗兵衞が伯父なる邑樂郡新當鄉村渡邊忠七の助力を得、終に之を仕負せしなり。乃ち掘出したる首級は、之を權田村に持歸り、忠順の首は其地の墓に、忠道の首は之を下齋田村の墓所に埋葬し、此に始めて身首一所に相備はるに至れり。

忠順が忌はしき賊名を帶びて亡びしは、遺憾の極みなれども、當時官軍よりは眼上の瘤視せられ、一般に幕臣に對して其執り來りし行動の苛酷法外（首謀者の意志には）

あらで、恐らくは監軍等が事斷に出れるならん。なりしことより推せば、寧ろ當然の事と云ふ可し。而かも忠順が叛形に於て、更に捉ふる所なく、最早今日に於ては、何等疑惑の存せるものなしと信ず。されど忠順雪寃に關して、今少しく附加する所あらんとす。忠順斬死の後、閏四月十五日、（一說に廿八日なりと、）大音龍太郎は、督府の命を奉じて、忠順弔祀金二十五兩を齎らして、權田村に來り、之を東善寺に寄す。大正四年九月、相州横須賀市に於て、開港五十年祝賀會を開催せられ、同地海軍工廠創設の主唱者たる小栗の爲めに、記念胸像建設の擧あり。十一年九月、工廠創設記念日を以て盛大なる除幕式を行へり。其際皇后陛下の思召を以て、御手元金貳百圓を賜ひ、又同地に行啓の際、小栗が事を聽かせ給ひ、其寫眞を召され、其裏面に忠順が忌辰を記し置く可く御下命あり。大森皇后宮大夫親しく小栗貞雄氏を訪問し、之を聞取り歸りたりと云ふ。斯く朝廷の思召の厚き點より考ふれば、忠順が賊名の寃は霽れて、全く晴天白日の身と成りたるものと云ふ可きなり。

（一）塚越停春樓主人述「小栗上野介末路事蹟」を見よ。上毛及上毛人第十四號に掲載。

（二）此說は末路事蹟に據る。早川氏述の「小栗上野介忠順」には、之と說を異にす。

曰く「討伐の警報權田村に傳はりしかば、村吏及び村民等は、彼に避難せん事を勸告したるに上野介は我に何の異圖なく、又何等の犯せる罪なし。辯疏若し效なき時は只一死あるのみ。且養子又一は、辯疏の爲め高崎に派したり。其安否を聞かず我一人逃避して以て安全の計を爲すことを得んやと。自若として寓所東善寺を動かず。只母鏡壽院夫人・建部氏みち子・又市許嫁の女日下いき子の三人を村吏等に託し、安全の地に避難せしめたるが、其生別離苦の愁歎の狀は、尋常一樣にあらざりしと云へり。」

第七節　「打毀し」騷動

慶應三年夏、霖雨淫を爲し、百穀登らず、物價日を逐うて騰貴し、人民愈〻窮乏す。勢多郡水沼村の名主星野彌平、積年貯蓄する所の籾穀を散じ、又支那米を購求して、之を村民に貸賑し、救急の策邑内に徧し。明治元年春、關東擾亂の隙に乘じ、暴民諸方に蜂起し、豪農に迫り、家屋を破壞し、財寶を掠奪す。暴徒彌〻加はり、數千を以て數ふるに至る。官之を鎭定する遑なく、人民塗炭の苦を被る。彌平父子奮起して、渡良瀨川沿岸十八箇村の人民を鼓舞し、暴徒の進路を防ぎ、進んで其巢窟を衝く。巨魁僅に身を以て脫し、膳村に屛息し、隣近全く鎭定に歸す。後貸金の半を減じ、典物は總て之を其主に返し、以て力を鎭壓に致せし勞を慰す。偶〻奸徒の讒口に陷り、脫走の幕士を隱匿せしとの嫌疑を以て、官軍の參謀祖式金八郎の部下、其家を圍み、一族三十六人を縛し、內七人を斬首し、十人を片鬢の刑に處し、十九人は放免せらる。彌平は總督府の前にあらざれば、服罪せざる旨を以て抗辯し、館林の督府に引致せらるゝに及んで、始て其無罪を證するを得たり。上毛及上毛人。

星野彌平

彌平名は明信。桐溪と號す。家を嗣いで、七郎右衛門と改稱し、後又彌平に更む。祖父耕平以來、世〻賑恤を以て邑民に敬慕せらる。天保七八年の交、風雨順ならず、飢餓荐りに臻る。邑民生活の途を杜絶せられ、已むを得ず黨を結び、號して曰く、隣郡大間々町奸商の家を破壞し、穀價を平かならしめ、焦眉の急を醫すと。其徒數百人に及び、將に暴擧に及ばんとす。父七郎右衛門、汗馬に鞭ち、所在懇切に諭誡し、衆をして退散せしむ。而て後、金穀を分與して、其急を救ふ。幕府之を聞いて、白銀數枚を賜ひ、以て之を賞す。時に彌平猶弱冠たり。父に代りて米穀を齎し、貧家を歴訪して施與す。偶〻病者あれば、醫藥を給して之を療せしむ。邑内又は隣邑に奔走し殆んど寧日無し。明治維新の後、前橋藩の推擧に依り、本國鎭撫總長の命を蒙り、男長太郎と與に、岩鼻縣に出仕し、父子劇職に居る數月、廢藩置縣の大變革あり。父子與に職を辭して歸鄕し、村民を奬勵して、農を勸め、荒蕪地を拓き、道路を修築す。學制の頒布せらるゝに當りて、率先して金員を寄附し、區内有志を勸誘し、衆力を集めて學校を設立す。明治十九年九月四日家に歿す。年六十三。上毛及上毛人。

新田山田二郡の狀況

明治元年、新田・山田二郡の窮民蜂起し、所謂「打毀し」と稱し、徒黨を結んで、良民を殺戮し、富豪を侵掠す。黑田桃民、新田滿次郎を擁して、頗る鎭撫に力む。一揆等境町方面より進んで木崎町に入り、財寶を積み、火を放ちて猖獗す。偶〻田沼侯、旅

館吉野屋に宿す。桃民行いて鎭撫せんことを請ひしも許されず。一揆等勢を恃み、太田に向ひ、途中寶泉村邊より方向を變へ、脇屋を脅かし、進んで小金井村に入り、益〻暴狀を極む。桃民報を得、單騎馳せて其群に入り、諭して曰く、將に汝等を寶藏寺に於て犒はんとすと。彼等謀あるを疑ひ、終に掠奪を逞うせず、僅に沿道民家を掠めて、六千石に入る。一揆等、桃民を擁して將たらんことを請ふ。許さず。一揆更に大原を侵し、大久保山に陣す。桃民賊の遠ざかるを見、馳せ歸つて村田の大川常吉をして、槍を持たしめ、市野井の高木平右衞門及び刀工眞龍軒吉兼を率ひ、之を追擊して、夜大に之と戰ひ、終に一揆を潰亂せしむ。此の時門人二十名、桃民に從行せりと。既にして餘黨は、大間々附近なる小倉・砂川に現はる。桃民等更に進んで、大間々町に入り、大中黑の旗を飜し、砂川の豪家星直の援を求むに會し、二十五人を率ひて、同氏の家を衞る。一揆は進んで一擧に之を拔かんとす。桃民また慰諭して退き去らしむ。一揆は仁田山を保つ。仁田山の人遠藤佐吉、援を求む。時に館林藩兵、如來堂に陣す。桃民說くに、武士の情誼を以てし、援を求めしも肯せず。桃民乃ち單騎馳せ赴き、之を鎭撫す。後桃民が督府の中軍に編せられしは、蓋し是等の功に依れるなり。（上毛及上毛人。）

佐位郡の狀況

佐位郡も亦、凶徒の蜂起する所と爲り、掠奪暴行日に益猖獗にして、諸邑爲めに戰々恟々たり。島村の里正田島善平、敢然奮起し、田島彌九郎、其他數人を率ゐ、暴徒を利根河原に邀へ撃ち、其巨魁を斬る。暴徒震駭して退く。

田島善平

善平、名は信惇。天保十三年生る。年八歲にして、江戸に出でて河田某の塾に入り、儒學を修め、萬延元年、齋藤彌九郎の門に入りて、劍法を學ぶ。研修多年にして歸郷す。文久二年、里正に擧げらる。明治戊辰の役官軍に投じ、各地に轉戰し、功を樹つ。明治六年、島村小學校設立以來、敎育に盡力する六箇年。蠶業に關して功勞あり。又村會議員・縣會議員等に選ばれ、縣會副議長に推さる。大正六年、村長と爲り、同十年に至る。（佐波郡誌。）

西上州の狀況

「打毀し」の徒は、西毛の地に侵入し、各地其禍を被る者多し。兇徒は富岡一家を掠奪し、妙義を經て、將に碓氷郡に入らんとす。人心恟々として、日夜枕を高うせず。是に於て安中藩、兵を出して碓氷川の郡界を戍る。同藩劍道の師範根岸松齡、之を聞いて曰く、烏合の徒奚ぞ恐るゝに足らんや。斯る小事に藩兵を動かすは、主家の恥なり。余不肖と雖も、請ふ身を以て之に當らんと。須臾にして暴徒の勢益猖獗にして、碓氷川を渡り、松井田に抵らんとす。松齡單身奮進して、河橋

根岸松齢

の中央に進み、直に賊魁に接見して曰く、我郡は中仙道の樞要に當り、諸侯往復の公路たり。汝輩敢て我郡を掠めんとするか。汝輩をして一歩たりとも我領を踏ましめば、我主君の恥と爲らん。古訓に、君恥めらるれば臣死すと。是れ固より其分なり。我意既に決せり。汝輩徒に貴重の生命を失はんよりは、速に途を轉じて身を全うするに如かずと。其言辭頗る壯なり。暴徒唯々として諾し、更に若干の糧食を乞ふ。松齢怒髪冠を衝き、目眥決く。乃ち大に叱して曰く、愚之より甚だしきはなし。我若し糧を給せば、我亦汝輩と等しく掠奪に與みすに當らん。今日汝輩の請を充す能はずと。言畢つて其携ふる所の鐵鞭を振つて、欄干を打つ。欄片摧けて飛散す。賊懼れて乍ち去る。是に於て藩領の民、皆其堵に安んずるを得たり。上毛及上毛人。

根岸松齢は、幼名忠藏。天保四年十一月、安中に生る。井上文雄の門に入りて、和歌を學び、名を松齢と改む。幼にして圍碁を好くし、其技に達す。人呼んで奇童と爲す。年十六にして、志を飜し、武藝を修め、東都に出て千葉・海保兩氏の門に出入す。大に劒道の奧義に入る。其間一度も鄕土の地を踏まず。專ら其師に事へ、精勵恪勤す。師愛撫すること最も深く、擧門皆望を屬す。乃ち旅裝を整へて、諸國遍歷の

途に就く。松代に入りては、佐久間象山を訪ふ。象山其技の凡ならざるに感じ、交を結ぶこと深く、安政四年正月、其東歸に際して、長歌及び短歌を贈る。翌年水戸に抵り、會澤正志の家に投ず。又藤田東湖・武田耕雲齋・戸田忠太夫等と交ること厚し。後同藩の命を以て、屢藩士と武技を鬪はす。技益進み、名聲遠近に震ふ。安中侯之を召還して、師範に拔擢す。諸國の劍士其門に雲集する者、三千を算せりと云ふ。王政維新の後、岩鼻縣彼を徵し、政治に參與せしむ。時に各地に出張して百方計劃し、暴徒を驅除せしこと數々なり。廢刀令の出づるや、斷然劍を棄てゝ、鍬鋤を採り農事に盡す。明治十五年、縣令揖取素彦・農事を視察して、安中に來り、松齡が力を開墾事業に注ぐに感じ一詩を賦して之に贈る。翌年擧げられて、縣會議員と爲る。晚年新島襄と交友厚かりきといふ。上毛及上毛人。

第十章　土地境界論

一　沼田領吾妻郡鎌原村と信州小諸領菱野村との國境論

最初信州小諸領菱野村の百姓、ホウロク平にて草木を取りしより事起り、菱野村より沼田領鎌原村の百姓に、證文數通を差入れて、一時事濟みと爲りしもの丶如し。其後双方何れよりか知れざれど、幕府へ訴訟ありしものと見え、幕府は彼の證文に依りて考ふれば、理は沼田領に有るが如きも、苟も國境の事なれば輕卒に斷ず可きに非ずとし、軈て檢使を發するまでは、假に沼田領百姓にて支配す可きを命せり。次いで檢使其境に臨みし時、小諸領の百姓曰く、先年小諸領より地藏川まで道標を作り、地藏川にて馬次を爲せし由なりと。又沼田領の百姓は曰く、花田坂まで道を造り、馬次を爲せし由なりと。小諸領百姓は、未だ左樣の事は承り存せずと云ふ。要するに證文は沼田領に在りて、證跡は小諸領に有るを以

て、論所の内西方横篠山の神水の登山、三尾山・淺間山・論の鳥屋・砂塚・鼻曲山まで、分水横を兩國の境と定め、南は信州、北は上州と決せられたり。然るに信州よりは、山道を先規より入込みし樣見え、且つ先年道造りの證據も有るに依り、鳥井川筋大澤落合より、ホタメキ横築地・鬼之泉水・大カイシマ・菱野村・八幡村・追分村・苅宿村・オタイ村・前田原村・瀧原村・西京村・鹽野村・平原村等、先々より入來れる百姓の下草鎌苅の柴木許りは之を許し、立木伐りは先規通り、禮物を出して、之を伐るべし。但し巣鷹山林内は之を除き、信州方百姓一切立入る可らずと裁斷せられたり。時に寬文四年七月四日なり。

二　吾妻郡大笹村と信州小縣郡根津村等との國境論

根津村の百姓曰く、四十六年前、根津村・大笹村爭論あり。大澤の方より南方にて、根津村の者も下木・下草を刈取り得べきの證文を交換せしも、兩村の境、大澤よ

り落合まで、北は鳥居川、西は小さ池川を限り、加澤の湯（今鹿澤と書す。一に山湯と云。）をも支配せんと。乃ち之を訴ふ。大笹村の百姓曰く、先年根津・大笹境論の際、證文を交換し、下木・下草は根津村の者に苅らすを許すも、立木は一切伐らさせず。加之、論所の內に田代村の畑有り。西村の境界を決定せられたしと。然るに論所は分明ならざるを以て、檢使として馬場新右衞門・永田藤四郎を差遣され、檢分せしに、大笹村主張の境、地藏のそり・湯の丸まで、峰筋つゞき正確に見通さるゝを認めたり。加之、差出の寬文四年裁許の繪圖を點檢せしに、所々峰筋續く上は、大笹村百姓の主張理あり。四十六年前、根津・大笹兩村境論の際、取替せし證文面に、大澤の方より南方にては、根津村の者も下木・下草を刈取るを得べき旨記載したる上は、南の山は大笹村の地たること明瞭なり。然れども大笹の枝鄕田代村の畑數箇所を置かれ、根津村の湯ある上は、入會の地たることも亦疑を容れず。されば根津村竝に九箇村の者は、前々の如く入會地たる可し。根津村加澤の湯あるを以て、論所を根津村地元なりと主張するは不當なり。加澤の湯は、先規の如く根津村自由に支配す可し。且大笹村は論所の內にて、上田領の者に草札を遣し、草刈取らす由を述ぶるも、札證文の面に、論所內にて草刈らすの文言無き上は、大笹村の主

張理無し云々と、幕府評定所にて判決を下されたり。是れ元祿十四年六月二十二日の事とす。

三　吾妻郡田代村外五村と同郡今井村外五村及信州佐久郡追分村外八箇村との爭論

其後も猶爭論は終局に至らず。安政四年、判決の御受證文に據りて見れば、原告は吾妻郡田代村・羽根尾村・與喜屋村・門貝村・干俣村・赤羽根村の小前・村役人惣代、被告は大笹村・九前村・狩宿村・鎌原村・蘆生田村・小宿村・今井村・古森村・袋倉村・西久保村・中居村、及び信州佐久郡追分村・借宿村・前田原村・菱野村・八幡村・西原村・塩野村・瀧原村・平原村等の小前・役人惣代なり。而して判決の趣は次の如し。

原告の儀、寛文年中、裁許繪圖面に信・上の國境、竝に論地は、信州菱野村外九箇村の者立入り、下草等刈取るを得べき旨を記され、例令何等の御沙汰はなくとも、繪圖に書載せある上州方村々殘らず、論所へ入會ふとは定められしに非ず。文化

年中、古田吉左衛門（此訴訟當時の領主）の先代古田平三郎家臣に呈出せしと云へる入會場連印帳も、論所入會方を申立たる趣と符合せざれば、證據とは成り難し。且文政八年、田代村は大笹村と與に、役方せし際、村用等に就いても、種々の條件を附して書類を取替せあり。定書には、大野入會の事を記しあれど、其箇條は、主として村境を定むるの文意なれば、證據とは爲り難し。其他文政十一年、干俣村小兵衛外三人より論所の内に包含せる元御留山跡、竝に場所續き小木立の場所を、運上山に願ひ出でし際、入會の故を以て、差出せし書類、其他も、原告のみに限れるものにて、且寫なれば、他村へ對しては、論爭の證據とは成り難し。被告の内黑岩長左衛門（大笹村名主）も、論所の儀、延享・寶暦・文化度の明細帳に、相手六箇村、竝に原告の内、田代・與喜屋兩村、其他證人に召出されし古森・袋倉兩村、竝に都合十箇村にて支配し來り、且つ原告の内、羽根尾・赤羽兩村とも、證人に召出されし今井・西久保・中居三箇村も、家普請の際、手形を差出して、木品を伐採させし趣を認めあるも、元來明細帳は、其村限りの品たれば、證據には立ち難し。天明年中以降、信州村二三者へ、論所にて萱を刈らせ、木品を伐採せしめし時に、取置きし數通の書類、安永四年、組頭彥兵衛其他の者等連印にて、南木山の松を濫伐すまじき旨の取替せ書類、何れも先祖

長左衛門名宛にて差出しあり。南木山にて家作の用材を伐採に付ては、同人より差出せし古手形等所持致させ、取締を爲せし事には相違なきも、文政以後は、取締中絶せしこと、證人として召喚せし村二三者の陳述にもあり。以來田代・與喜屋兩村、竝に古森・袋倉兩村を、被告六箇村一同の論所進退と定め、羽根尾・赤羽根兩村、竝に今井・西久保・中居三箇村を入會と致したしとの件は勿論、右村二、三者ども木品伐採の際、手形差出したしとの件も採用致し難し。大前村・狩宿村・鎌原村鳳生田村・小宿村の役人も、寛文年以來の大前村割付、竝に寶永三年、御留山の内にて大笹關所前、例橋修營用材代出せし際の木品は、寸分も相違無き趣、支配の代官手代に申立てし書付は、今般吟味の上、原告にては差構へ無き段申立たり。御留山跡に關てしは、論書一圓六箇村などとの證據には成り難し。文政十一年、干俣村小兵衛外一人より、論所一同運上差出して、稼山に爲さんことを願出し際六箇村に於て支障あり。小兵衛より取り置きたる書付に、書面の通り同人に許可ありては、六箇村立行き難しとの故を以て、願下ぐ可しとの儀なり。素より六箇村などの稼山へ運上を納め、稼山となさんとの願は、承認を得ざりしものなれば、是亦證據には立ち難し。其餘大前明細帳、其外に於て、論所木品伐採せし際の陳謝

狀、或は同國前田原村外五箇村と取替せし議定等、被告限りの品にて、原告の者どもを書き加へざりし等は、却て證據には立難し。文政十二年、追分村年寄兵右衞門、前田村名主九郎右衞門、鹽野村名主桂次も、相手方と取替せし議定書のみを以て、論所へ原告の者とも立入らざる樣仰付られたしとの儀は、大前村年寄米吉、其他の者どもへ御沙汰ありし通り、右議定書に原告の者ども加へざりし儀につき採用は致し難し。其他證據なき口申は、是れ亦双方とも採用致し難し。之に依りて以來論所は、一圓大笹・大前・狩宿・小宿・鎌原・蘆生田・六箇村に限り進退すべく、原告村にも自家作木に限り、右村々へ懸合の上伐採し得べし。且信州追分・借宿・前田原・菱野・八幡・西原・鹽野・瀧原・平原・小田井の村々入會の儀は、却て前々の通り心得べし。原告にて押收し置きたる六尺戸緣八十本附二十駄、鐵四挺、鐵矢二挺、鉋四挺等は、被告へ返附す可し云々。

以上判決に依りて、双方承服し、十月二日、御受證文を呈出し、事件は終結せり。

上毛及上毛人。

四　吾妻郡干俣村と勢多郡村田村との爭論

文政三年、吾妻郡干俣村、勢多郡村田村に土地論爭の事あり。其事件の眞想は今詳にする能はざれど、幕府よりは支配勘定増田義融を遣はして、論所を檢地せしむ。此時義融官許を得て、鄕里利根郡に墓参す。既にして土地爭論の解決さるゝや、其功を賞して、金品を賜ふ。

義融、名は行正、通稱は作右衛門、子民と號す。賴之が男なり。利根郡政所村に生る。寛政七年、其師關赤城、之を幕府の徒士に周旋し、現米七十俵、五人扶持を給せられ、能勢甚四郎組に入る。義融吏才あり。累進して、文政三年、支配勘定に進み、譜代席に列す。文政九年歿す。養子賴興家を繼ぐ。（上毛及上毛人、人物志。）

第十一章　雜事

一　慶長中賊徒蜂起

幕府上野等の盜賊を誅す

慶長十六年八月、常陸・上野・下野の諸國、賊黨蜂起す。服部三十郎正保・久永源兵衛重勝・細井金兵衛勝久等、幕府の命を奉じて、各地に赴く。賊徒之を聞いて、黨を結ぶこと愈固し。三十郎等、山林を搜索して、數十人を擊殺し、從士等賊二人を捕ふ。其餘悉く之を誅し、都て九十三人に達す。乃ち首を野州小山、及び芋加羅新田等の地に梟す。盜猶民家及び旅人を掠めて息まず。源兵衛、豫め地理に通せる者を需めて嚮導とし、山林溪谷を搜索し、終に數十人を獲て之を斬る。寬政重修諸家譜。

二　天明御救普請の騷擾

前橋領の關根・桃木堀割の御救工事に就き、幕府より普請方小屋を掛けて、出張

す。田方不熟に由り民心平かならず。故に少々の事よりしても事を起すなり。人足ども何か少々不備あらば、大勢彼の小屋に押寄せ、口々に惡口し、小屋に石を擲つ。此時伊勢崎領の人足も、六十人其土工に參加せしが、其騷動に加はらざりしに、前橋領の人足一兩人馳來つて曰ふ「汝等は何方の人足ぞ。此騷動に加はらずば、一人も殘らず石子詰にせん」と。伊勢崎領の地方手附之を聞いて、之を前橋の役人に申告せしに、忽ち之を縛せり。常見浩齋、祕密の公用を帶びて、關根村に赴きし時、普請小屋を距る一里半の手前にて、大震動の如き音を聞きし故、人足に問ひしに、そは普請場の人足の凱聲にて、普請方を驚かさん爲なりと答へしが、浩齋關根村に入りても亦、一回之を聞きし故、忍びて普請場を窺見せしに、誠に驚く可き多人數なりきと。或人地方役人に其數を問ひしに、今日の數は明朝ならでは知れずと。其明日になりて云ひしには、昨日の人足到着せしもの、一萬七千人、外に對岸天狗岩にも六千人居るとの事なりき。尚精しくは治水開墾の章を參照す可し。(日本及日本人。)

三　劍客星野房吉騷動

騷動の原因

天保の頃、狂言綺語に其名を謳はれたる、星野房吉（爲信）は、もと勢多郡深山村の出にして、楳本法神政武の跡を繼ぎ、多くの門人を有せし法神流の達人なり。初め須田加賀之助と呼び、壯年の頃、諸國を修業して、江戸に出で、旗本屋敷に出入し、專ら劍道師範を勤む。後深山村に歸り、師門を開く。利根・勢多・群馬・前橋より、武州深谷に亘り、道場を置き、盛に一流の教授を爲す。其頃利根郡は劍道殊に盛に流行し、各村道場を設く。房吉往いて指南を爲す。中追貝村星野作左衛門の女婿と爲る。其頃館林城主松平右近將監（武厚）の領分、薗原村に中澤伊之吉と云へる者あり。近村屈指の富豪なり。嘗て江戸に出でて、武家奉公の際、淺草田原町に道場を開ける一心流の劍客山崎孫七郎に就いて、武道を修め、其奥を極む。後薗原村に歸り、道場を開いて門人を養成す。時に伊之吉、近村に法神流の盛に行はるるを嫉み、天保二年正月、門人を率ひて、高平・生枝兩村の道場に赴き、試合を爲しゝが、伊之吉は敗を取れり。是に於て遺憾に堪へず、江戸より其師山崎孫七郎を迎へ、強ひて房吉と試合を爲さんことを需む。是れ騷動の原因なり。

三月四日、山崎孫七郎、蘭原村伊之吉・傳兵衛等十數名を率ゐ、追貝村の幸助を案内として、房吉の宅に抵る。時に房吉、其妻と與に沼田の領分鹽の湯に浴して、宅に在らず。乃ち追貝村名主星野久五郎に書札を附して、房吉を蘭原村伊之吉の宅に出頭すべく傳へしめ、且頻りに房吉の行衛を捜索す。九日房吉は川場を出でて、歸途に就くや、山崎孫七郎は伊之吉等十六人と、之を小遊峠に扼して曰く、余は江戸淺草にて山崎孫七郎と申す者なり。今度木刀勝負を致したしと。房吉辭して曰く、拙者は劍道は未熟なれば、用捨あれと。孫七郎聞かず。茶店の主人出て仲裁し、明日を約し、房吉をして去らしむ。房吉が親戚一同傳へ聞き、彼を諫めしも聞かず。一日の延期を請うて、十一日に伊之吉の宅に出向ふこと、爲れり。蘭原村の大庄屋惣左衛門は、山崎が許に至りて、頻りに仲裁を試みしも、聞かれず。是に於て房吉は同夜未刻(午後八時)過ぐる頃、門人二人を率ゐ、伊之吉宅に赴く。山崎等は豫て鐵炮・槍・長刀を備へ、多勢を隱くして俟ちしが、房吉の來るや、酒を勸むる二盃の後、直に立つて太刀を拔き、御禮の肴を進上せんと云ひつゝ、房吉が目先に突き出す。房吉恭く頂戴に及ぶと云ひさま、引退く。時に座敷の障子を明け放ちて武器を執れる者多數現はれ出でて、房吉に迫る。房吉は到底其敵する能は

ざるを知り、後從者二人をして去らしめ、自ら庭に下りて以て俟つ。山崎聲を勵まして曰く、如何に房吉、今や追貝・平川二村に於て恥辱を取りし遺恨、是にて晴さん、觀念せよと。刀を振つて房吉を搏つ。房吉佩刀を拔いて、之を受け流し、而して山崎が肩先を斫る。衆之を見て齊しく逼る。房吉庭前の樹木を小楯に取り、以て之を拒ぎつゝ、新設の竹矢來を後方に飛超ゆ。不幸にして深田の中に陷り、折から屋上より放ちし銃丸に其太股を貫かれ、進退を亡へるに乘じ、四方より突込み來りし竹槍・棒の爲に、終に絕命す。時に年四十二。一味の者は後難の其身に及ばんことを恐れ、其屍を片品川の深淵に投せり。事早くも沼田を始め、郡內の村々に喧傳せられ、房吉が舅作左衞門が訴に依り、藩の奉行所より關係者を召出し、伊之吉等を捕縛す。既にして房吉方の敗訴に歸す。是に於て房吉の舅作左衞門は、之を江戶の町奉行所に出訴し、終に再審と爲る。翌天保三年七月、房吉方の勝利と爲り、關係者の罪科決定せらる。即ち山崎は遠島に處せらる可きところ、牢死に就き、其まゝとし、其他は死罪と爲り、輕きは手鎖・科料・御叱等にて、事全く解決す。房吉の墓は、今東村大字追貝に在りて、法名を劉雲道喜居士と刻す。此一件を狂言に作れるものに、「鎌倉紅楪接木英」と題するものあり。上久屋村松

永乙人が作なり。（上巳及上巳人。）

長谷川勘藏の箱訴狀

四　長谷川勘藏の箱訴

嘉永三年十二月、多胡郡小串村の名主長谷川勘藏、（訴狀は官藏に作る。）幕府の目安箱に訴狀を投じ、時弊八條を直言す。其文左の如し。

乍恐以書付奉御箇訴候

上野國綠野郡

小串村　名主　官　藏

抑御當代之儀　東照神君樣御武德に仍て、二百有餘年、斯く有難治世安泰の御代に相住、上下共樂其樂利其利といたし候儀は、偏へに御神君樣、千辛萬苦も不爲被遊御艱被遊御凌候其餘光、御神恩をも忘却仕り、次第に奢侈に長じ、世はいつまでも斯あるものと相心得、私曲横行之振舞、風俗甚不宜成行候間、御改革被仰出、御取締御出役樣御回村、處々寄場々々御定、在町共給々役人共、不殊相詰、上野邊は吉田左五郎樣第一にて、段々御教諭被爲遊候儀、別儀に無御座候。前以御料所に於ては、五人組帳、

前書之趣被仰聞候へ共、其註解之次第、御演說之趣、誠に能宏才を以、御教諭被爲在候間、一人として不奉承伏もの無御座候。然る間、村々役人共歸村、早々小前之者共十五歳より六十歳まで、不殘相集、右吉田樣御教諭之趣、爲申聞、能々相諭得道可爲致候處、小前一同調印はいたし候へ共、村方に於て御教諭筋申聞候役人は、有之間敷事に奉存候。此儀は吉田樣に不劣能辯達才のもの無御座候ては、眞似にも出來不申候。無是非其通りにて過行候儀に御座候。中々世間は廣大無邊之儀にて、言語を以て一人々々へ諭候儀は迚も行屆候儀に有之間敷候と奉存候。仍之君子は不出家、爲教於國と申處へ、被爲遊御因度事に奉存候。兎角好事之もの共、御改革大きに弛み候抔申觸候間、愚昧之ものども誠と心得、踊樣之儀、其外人寄ヶ間敷儀相催候間、其の時々御手入に相成、御調を受候ても、恐も無之、猶又厚御趣意を以、御改正被仰出候得共、表向は不殘調印仕り差上候間、此儀は能行屆候樣可被爲思召候へ共、更に取用候樣子無御座候。折角之御趣意空敷相成不埒至極之儀と奉存候。□尤下之者共風俗惡敷、奢侈强慾に押移、仁義五常之辨無之、御上之御觸も不恐次第、無　奉愚案候處、上を學ぶと申事、能事へ罷在候。因茲見る時は、恐多儀に御座候へ共、第一御公儀樣始め、武家方一同奢侈增長之世と相成候間、幾度令すれども、不聽儀は、御政事恕之道に被爲御悖候故と奉存候。堯舜帥天下以仁民從、桀紂は以暴民從、所令反其所好、民不

從。所藏焉身、不恕而能喩人者、未之有。御上には心儘に奢る百姓御改革候故、自然之道理にて心服不仕候。尤其奢と申事も、御上樣は御上だけ、百姓は百姓だけにて、僅之儀に候。然れ共當御代之奢侈と奉申上候儀は、眼前奉拜候處、日光之御造營、金ずくめの御宮、夫より御代々御靈屋、金銀を鏤め候儀、莫大之御儀と奉存候。此儀御神君樣御神慮には相叶申間敷哉に奉存候。其主義は、日本開祖伊勢國天照皇太神宮御神廟、攝政天津兒屋命、石清水八幡宮、夫より天子御代々之御陵、金銀鏤め候儀、少も無御座候。質素第一にて、國家通用の金銀不費候儀は、生民永世融通自在自由を被爲思召候御神恩、可仰可尊事に候。往古之仁君賢臣方へ對候ても、辭讓も無之、奢侈僭上之儀不可有此上事に候。源義經腰越狀に、五位尉に爲補任之條、當家之面目、希代之重職、可事焉如之と被仰候。御神訓樣御遺訓に、上を見な身のほど知れ、是五字七字之御教訓と承り、誠に難有御教訓、從御上々樣方、下萬民無學文盲之ものにても、僅五字七字にて、覺安く難忘御教訓、日々無忘失心懸候はゞ、子々孫々永久萬代不易の御金言、可尊可慎と奉存候。

先達て西丸御燒失被爲在候。先西之御丸御普請之節、材木被爲引候砌、田舍より出府仕罷在、其節拜見仕候處、淺黃之蒲團にて包み、其上琉球包之由、琉球蓙之儀は勿論に候得共、蒲團に包候儀は如何、無據は白布にて巻候共、材木風邪に被犯候や、外邪

に被ㇾ備候や、本丸御普請之儀も、是に准じ可ㇾ申、餘り仰山と可ㇾ申歟、外方と可ㇾ申歟。此儀以て御上樣奢り廣大可ㇾ譬樣有ㇾ之間敷奉ㇾ存候。尤も此儀は其掛り御役人物を大切に取行、尊敬致し、忠臣らしく見せ掛け、內實は御上を欺、金設けの仕事能く工み拵候もの哉。最初蒲團拵候にも棒先を取、後に御拂に相成候ても棒先、上げても下げても金設の仕事、江戶より廿里卅里隔り候田舍之もの承り候ても、相知れ候事、都て之儀、當時は不ㇾ殘是に類候事のみと奉ㇾ存候。能々御探索被ㇾ爲ㇾ仕、爲ㇾ令ㇾ懲、急度御糺明被ㇾ爲ㇾ仕度儀と奉ㇾ存候。中々於二御上一も油斷も透も成事には無二御座一候。間を見ては惑し、透を見ては欺き、强慾熾盛を事として、仁もなく義もなく、耻も不ㇾ知人ヶ間敷取廻し、花は櫻木人は武士、其出立榮立派に候へども、土民共中にも、小慾知ㇾ足之もの共の目より見候時は、其の腹の穢はしき事目も當られぬ次第、是を哉人面獸心とも可ㇾ申。願くば此時に於て、靑砥左衛門如き人再來あり、君へは御諫言を奉り、下には儉素を以て嚴敷取締候はゞ、追從輕薄、阿諂之佞人等を遠け、全く憲法之政を可ㇾ被ㇾ行、是までの趣にては、餘り闇昧愚盲の世の形勢、苦々敷儀と奉ㇾ存候。右御城御普請御出來の上は、何を以て被ㇾ爲ㇾ包候共、御沙汰不ㇾ承。此儀は不審に奉ㇾ存候。最初材木の時すら蒲團包、御材木を御精神を竭し、御仕揚げ其儘被ㇾ差置、萬一御城不念落度に可ㇾ相成事に御座候。前後無ㇾ辨事をいたし候儀、後世笑ひの種とも相成申候間、以來は都

ての儀得と御遠慮被爲御計度奉存候。

當時は御仁政被行候御殿樣方は稀にて、不仁不義非道之武家方多分に候間、仍之關内國々追々百姓衰微及困窮、家數人別減少仕候。國富民豐に候へば、出生を間引候者不可有之、貧窮に迫り、無據致候事にて、國之風俗之樣申得候共、左樣には無御座候。只今にては富有之者共に、出生を間引候者、決て無之候間、何卒此に於て武家方御改革被仰出、尤御役儀被爲御勤候殿樣方には、百姓を虐け候儀無御座候得共、今日無役の武家方、別て旗本方、御神君樣依御武功、又銘々御先祖方之儀も艱難辛苦を凌ぎ、武邊之場數戰功を以て、領分知行を賜り、永く征戰の勞なく、太刀は鞘、弓袋に納り、かく雖有御代に相住候事は、偏に其御神恩を忘却いたし、國家の閑暇に般樂怠傲し、酒食に溺れ、女色に耽り、金銀を費し、遂先之無辨候故、年々の取簡にては事不足、知行を引當、借財を出來し、果は百姓へ掛け先納金用金等、年々之事にて際限無之候間、百姓共必死と難澁仕罷在候事、此用金先納金の儀に付、村役人共出府仕り、用役の者田舍出役も有之、其入用路用雜費、旁容易之儀に無御座候。不殘夫錢に相懸候義にて、迷惑相極仕候。又是に多く日隙入候得者、農事は手後れに相成、相應之取實も半減、時により皆無にも相成候儀、兎にも角にも百姓衰微困窮の基にて、一結之衰微困窮は、一村に掛り、一村の困窮は一郡一國にも及候儀、一夫不耕は其飢饉天下之道理に

て、今斯關内村々死失退轉潰百姓出來、人少罷成候義、何共歎ヶ敷義奉存候。然る間武家方御改革先納金・用金等、非分之義不被仰付、百姓撫育にぞ、御上の勤、百姓共義は、農事に懈怠なく出精仕り、御年貢御上納筋專一に心懸候事、百姓之勤也。孟子に所謂心を勞する者は人を役し、力を勞する者は人に被役、力を勞する者は人を養ひ、心を勞する者は人に被養、是通義也。其被養百姓を撫育の義は、露もなく、今武家の心を勞する者彼手此手と工夫を凝し、百姓を責苛絞取之手段に、心を勞候次第、中々此通にては世之立直り候目的無御座候。百姓共義は、是非と心掛、精根をも盡候處へ、領し主又は地頭所より、過分に用金等被仰付候へば、其難澁に勢氣も被塞、自然と無勢に相成候義は、少したりとも衰微之基となり、時に使て斂を薄くするは、農をすゝむる所以也。此節農工商三民之者共義は、業營其道に叶ひ可申候へば、武家之義は農民撫育、非常を禁候事勿論に候處、無其事聚斂虐政に陷り、其道其理に相當り候義無御座候。兎角治世之疾は、金銀之利用、貪慾熾盛奢侈等にて、此疾は最早病に至り難及治療體に御座候。其儘金銀を呑み蓄ひ候はゞ、其災家國天下に及び候義、其例鹿臺之財鉅橋之粟、一大事之節、更に頼力に相成候義無御座候。御仁政を施し、國を富し、百姓豐に相成候はゞ、右の疾病追々全快可仕候事に奉存候。

是まで田舍向御出役御座候御取締人、又火方盜賊御改之儀、御趣意難有儀に御座

候へ共、都て下々之もの甚難儀に奉存候。其義を可申上候。先づ爰に貧窮之者盜賊に逢ひ、其被取候品物、元來困窮之者故、古袷・古單物の類、其外何品に不寄、價漸三百文・五百文・二朱・一分位にて、其盜賊御召取に相成、御旅宿へ被召出、御糺受候處、元來盜人白狀候間、其通に相違も無御座候處、夫にて歸村被仰候儀に無御座候。其節御會所に被召出候者、一同御引拂まで差留被置候間、凡そ四五日位も相掛り、當人竝差添之者、其入用雜費、何角有之、又少々にても懸合候へば、道案内之ものども立入、彼是と取繕ひ吳候儀に付、相濟候上は夫に禮等いたし候義にて、本は三百文・五百文・二朱・一貫文・一分位にても、二分・三分・一兩前後にも及候儀、是等之類は少しの値打も候へ共百姓共之儀、夫々農鍬之內、手鍬は始末いたしよく候へ共、鑄鍬之儀は、嵩張候故、〆りも無之、下屋穀物屋、又は軒下にも差置候間、外に有之品にて、取能候間、盜取其鍬を放し持行候儀、下地拵候節は、六百文位より相掛り候へ共、外し鐵に致し候へば、一挺に付六七十文位之品被盜、是にても御會所へ被篤召、御調受候儀、是まで度々有之、右之振合に候間、百文・二百文之物迄も不殘、右之趣、爰に一つ手段有之と奉存候。盜賊召取御吟味之處、口數少口にて、道案内之者共、錢設けの多事に抱り、苛く打擲拷問いたし候間、嚴しき責に堪兼、少之儀又なき事までも當座之苦痛逃れに申上候義、誠に迷惑難儀至極に奉存候。若又着類等其外何品によらず、多分之義はともかくも、金子

に積り三分・一兩・二兩にても、其品盗賊取候由及白狀被盗候本人御召出し、彌其儀に相違無之義に候はゞ、於本場本人方へ御戻し被下置候はゞ、御上樣の御政事御威光難有儀とも可申、江戸へ罷出御貰可申抔とても不相成御趣意、無據御取捨願申上候儀、何共御後闇き事にて、御仁政とは不奉存、右盗賊引合に付、手薄之百姓及退轉候ものも、間々有之、又少之義は被盗候共、損は覺悟致居候へ共、後々引合に被召出、入用相掛り候儀を悉く恐れ罷在候儀、火方御改之義は別段、盗賊御改之義是まで之御趣意にては、往々百姓衰微困窮の基と奉存候。　御取締被下度は、惡黨・强盗・博奕・並隱賣女右博奕・隱賣女より惡黨强盗も起り、貪慾色慾より種々に變化仕候。　高貴の御方も家國を亡し、土民共の義も、先祖より持傳へ候畑・山林・家やしきも失ひ、其甚數敗族は、身命まで失ひ候義、間々有之候。　博奕・隱賣女は、惡事の根本と奉存候。　篤と御賢察被爲遊、爲國家嚴重之御沙汰奉願上候。

去る天明の度卯歲、信州淺間山燒出し、砂降り、辰年に至り、大饑饉、仍之上野國邊之儀は、從御上樣御救金被下置、砂引御手當、夫食代拜借被仰付、尙又御救御普請等被仰付、多分之金子被下置候間、穀物高値に候へ共、融通自在を得、取續凌罷在、厚き御仁惠を以、餓死仕候者無御座候。　難有義に奉存候。　然る處、去る酉年之儀は、古今未曾有之大饑饉、白米百文に、二合八勺、外國米も是に準じ、路邊に餓死横死之もの夥御座候

へ共、從御上樣、田舍向へ御救の御沙汰少も無御座候。砂降饑飢之節は、白米百文に付四合五勺仕り、其後天明八申年、御料一統貯穀被仰付、男女之次第を以、稗穀積貯難有御趣意に候へ共、右稗之義も、年限相立候へば、更け穀に相成、其上鼠喰等多分に出來、仍之詰替被仰付、腐穀割賦銘々受取候へ共、夫食之用には一切相立不申候間、藪へ捨て、田地に持込等、不殘費弊仕候。其後詰戻し積立候へ共、中々手入行屆不申、殊に御封印御座候間、又候更痛に相成、此貯穀以上には御仁慈と被爲思召候へ共、於百姓共之上は甚之難儀に御座候。又御三卿樣方抔にては、後年糶穀引替被仰付、是又稗と違、貴穀御取扱手重く、社倉御藏等被爲建、大金を費し、見體至極立派に候へ共、積貯候籾穀更痛に相成、年々入用失墜不少、往々衰微困究之基種に御座候。第一粒々辛苦仕候穀物費耗致し候儀、天物を暴殄致候罪咎は、不可有御遁事と奉存候。又百姓共社倉御圍に付、御趣意難有と申者、曾て有之間敷候。此儀難被遊御心得被爲思召候はゞ、隱密を以て御探索御糺被遊候へば、明白之儀に御座候。外手段を以つて百姓共相圍候儀も可有之候。尚又別段御年貢人別出錢等御取立之儀、疑敷不相辨候、少々づゝも百姓を削取、累歳にて微塵積れば、山をなす、其山恐く百姓衰微に相成候義、又御小名樣御圍穀被遊候御方有之候へば、百姓共に出穀爲致候儀無御座候。殿樣御收納米之內を以て、身元慥成る在役方へ御預け被爲置、年々豐凶を見定め、其上

御拂、又新穀に詰替候故、少々減穀仕候義無御座候。饑饉難澁之砌、御救被遊候御手當、誠に百姓撫育御仁惠難有義に奉存候。此節又御改革に付、御仁惠と申義、每に被仰出候へ共、惠之字義に相當候儀無御座候。一物も御上より被下物無之候へば、百姓共畊地畑へ參り、作物爲肥之放屁致候に不異候。右社倉御圍穀之義、御上樣には疊之上學文にて、其道を不被爲知、百姓共儀は其土地に生育仕り、其道に熟練仕候間、無學愚昧には候へ共、自身手を下し勤勵候事故、聖人も老農に問ひ、老圃に不如と被仰候。御上には自分勝手御威光を以て被仰付、百姓共は否申儀無之候へ共、內實得道不仕候儀間々有之候。元來貯穀之御主法も、御仁政の仁智より出候義に無之、奸智に出候御主法、萬一饑饉之節は、手元損無之、他之手を以救之遠慮候へ共、篤と考候へば、是不仁也。不義也。危難之節は、御藏をも可發、他の手をも可借事道也。然ば謀計より出候御主法、適れ希代の明智と被思召候處、國中に於て天明之度より、今嘉永之度まで、凡六十餘年費弊仕候。穀物積立候へば、山をなし、何千何萬何億と申事不可計。天物を暴殄いたし候のみならず、又此入用夫錢何千何萬貫といふ高不可知。全く奸智、之所致仁智より出候御主法に候はゞ、斯程に國家之費弊仕出間敷、可恐は奸智、可愼は奸智也。又一つ奉申上候。

貯穀之義廢費仕候穀物取上け候はゞ、國益國用に候へ共、百姓共義、何千何萬人と

無限打寄候共、穀物麁末仕候者一切有之間敷候。其故は、先欲界に候へば、一升之取實一升一合取揚候はゞ悦び、一斗の處一斗一升取揚候はゞ悦び、夫より何十石にても餘分程を悦び候。落溢候ものまで掃集、始末仕餘分を仕揚、案内之者共も悦び、他人までも物語をいたし候間、百姓に於ては、成丈費候儀は艱難辛苦仕候儀、一粒之米百手之勞あり。一縷之絲に、百手之費あり。此費勞之勤に依て、高貴之御上樣方、下工商のもの共迄、飽食暖衣逸居して今日の活計を相立、其力作可怜事に候。然る間農民とも不爲に相成候儀は、厚く御賢慮被爲在、悉く御改正被爲在度、伏て奉願上候。

箱訴は、八代將軍吉宗の時に始まりしものなり。即ち目安箱を評定所前に設け、庶民にして(一)諸役人の私ある場合、(二)幕府又は天下の公益となる場合(三)訴訟遲滯せる場合等に臨み、訴狀に住所姓名を明記して、此箱に投入するものとす。毎月定日、將軍親しく之を開いて、訴狀を受理し、若し前條に合はざるものは、焚却するを法とす。今勘藏が訴狀を見るに、前記第二條に該當するものにして、當時言論杜絕の際、庶民が此の如く、率直に時弊を痛論したる壯擧は、常人の企及する所にあらずして、驚嘆の外なし。當時天下の實情を考察するに、其論必ずしも全部詮考採擇を得たりしとは信じられずと雖も、其狀が將軍家慶の手許に達せら

れ、時弊救濟に幾分の效ありしは斷言し得べき所なり。勘藏は初め萬吉と稱す。資性剛毅にして、貴戚を避けず、下を待する極めて仁慈なり。好んで書を讀み、敢て章句に拘泥せず、機宜に通曉す。民衆の訴願窮厄を救ひ、領主の用金に應ずる等、善行美績頗る多し。此に於て訴狀を投函するに至る。嘉永七年七月二十六日歿す。年八十五。同地光心寺の北方なる先塋の傍に葬り、法名を覽明院運翁曜小居士と號す。（上毛及上毛人・上毛偉人傳。）

五　酒井彈正の不遇

忠擧の世、酒井彈正（忠貫）と云へる分家ありて、頗る賢者と稱せらる。今其家系を云はんに、酒井重忠の二男忠秀は、家康に仕へて小性たりしが、病に依りて前橋に退隱す。忠世之に合力米六千俵を與ふ。忠秀の子出羽、（忠俊）合力米五千俵を賜ふ。出羽子無し。下野守忠政（忠清の男にして伊勢崎藩の祖、）の次男を養嗣とす。淡路（忠助）是れなり。家督四千石を相續す。後加增ありて、五千石高と爲る。退隱の後、魯軒と號す。文武二道に達す。彈正は實に淡路の男なり。初め忠擧、淡路彈正父子を遇する

こと厚し。而かも晩に至りて、頗る隔意ありしもの丶如く、彈正嗣なくして卒せしも、養子願を容れず、終に其家を絕せしめたり。其原因に就いては、直泰夜話に二說に是は下總守忠英の惡意より起るとなり。內膳殿を中根氏へ養子のこと、成休院樣(忠擧)へ御進め被ㇾ成と云ふ。內膳殿御座なければ、御家に御相續の絕たるとき、外よりの相續ならぬ故なり。大葉院樣(忠擧の孫親愛)御病身なり。萬一の時は我二男日向守忠記を、御家の家に可立と思ふよりのことゝ云ふ。」見えたり。而るに別に說あり。當時朱子學旺盛にして、固く異學を禁ず。三輪執齋もと朱子學を奉ず。嘗て其師佐藤直方の薦に依り、聘せられて前橋に來り、士大夫の間に講說す。既にして其說を改竄し、王陽明の良知の說を執る。忠擧が儒むる所と異なるを以て、致仕して去る。彈正平生儒を好み、執齋を敬慕す。書信の往復絕えず。是を以て忠擧の嫌忌を蒙り、終に意志の疎隔を來せしものならんかと云ふ。(山田愛氏之を說く。)執齋の說は、元祿十二年「答酒井彈正書」に見えたり。猶更に研究を要す可き問題たり。上毛及上毛人。

群馬縣史第三卷終

昭和二年六月二十日印刷
昭和二年六月二十五日發行　（非賣品）

著作兼發行人　群馬縣教育會
群馬縣廳內

印刷人　井上源之丞
東京市本所區番場町四番地

印刷所　凸版印刷株式會社本所分工場
東京市本所區番場町四番地

本宿

松枝

坂本

うすい峠

沓掛

追分

小田い

岩村田

甲府

小諸

田中

海の

上田

浦の

保福寺

松本

坂木

戸くら

矢代

真田

松代

川田

中の沢

浅間山

大宮
上尾
おけ川
くまがへ
ふかや
本庄
しん町
吉井
冨岡
藤岡
一の宮
高崎
前橋
玉村
五料
桐生
足利
川股
太田
大胡
米の
水さは
今井
さの